

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月31日
【計算期間】	第18期(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
【ファンド名】	ピムコ・バミューダ・トラスト - ピムコ・ワールド・ハイインカム (PIMCO Bermuda Trust - PIMCO World High Income)
【発行者名】	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・ エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター ピーター・G・ストレロー (Peter G. Strelow, Managing Director)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国、92660カリフォルニア、ニューポート・ビーチ、 ニューポート・センター・ドライブ650番 (650 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2023年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=130.47円)による。

(注2) ファンドは、バミューダの法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てである。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注4) 本書中、ファンドの計算期間(以下「会計年度」ともいう。)とは、11月1日に始まり10月31日に終了する一年をいう。ただし、第1会計年度は、2005年4月21日から2005年10月31までの期間をいう。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ピムコ・ワールド・ハイインカム（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドとしてバミューダの法律に基づき構成されているユニット・トラストであるピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一つまたは複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

2023年1月末日現在、トラストは、本サブ・ファンドを含む32本のサブ・ファンドで構成されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、管理会社との間で信託証書補遺を締結することにより、今後サブ・ファンドを追加することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、サブ・ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求することにある。サブ・ファンドにおける信託金について限度額はない。

b ファンドの性格

トラストは、2006年投資ファンド法（以下「投資ファンド法」という。）のもとで、標準ファンドとして認可および分類される。したがって、トラストは投資ファンド法および標準ファンドについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。トラストは、サブ・ファンドに伴うリスクを完全に判断することができ、リスクを負担できる投資者のみに適する投資ビークルとみなされるべきである。

バミューダ金融庁（以下「BMA」という。）による認可およびBMAから受ける承認または許諾は、投資信託の業績または投資信託の信用性についてBMAによる何らの保証を構成するものではない。さらに、投資信託の認可に際して、BMAはトラストの目論見書に記載される投資信託の業績や、その業務運営者またはサービス提供会社における不履行、または表明された意見もしくは記載の正確性について責任を負うものではない。

トラストの受益証券上限5,000億口の発行に関して、1972年バミューダ為替管理法（Exchange Control Act 1972）およびその規則に基づき、BMAの認可を取得している。

受益証券について、上場またはその他の取引手段の取得は、現在のところ考えられていない。

ただし、管理会社は、将来において上場を目指す可能性がある。

BMAは、投資ファンド法に規定された状況がある場合、受託会社またはサービス提供会社に対する書面による通知によりいつでも、トラストの承認を取り下げができる。

トラストは、2003年12月1日付でワインチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された信託証書（隨時改訂済）に従いバミューダの法律に基づきマルチ・シリーズ・トラストとして設定された、オープン・エンド型ユニット・トラストである。2006年、ワインチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドは受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがトラストの受託会社に任命された。2017年9月29日の営業時間終了時（米国東部標準時）をもって、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドはトラストの受託会社を退任し、メイプルズ・トラスティ・サービスーズ（バミューダ）リミテッドがトラストの受託会社に任命された。信託証書は、トラストの設定を定めている。信託証書に基づき、受託会社および投資顧問会社は、トラストの

英文目論見書およびサブ・ファンドの英文目論見書補遺（以下、総称して「英文目論見書」という。）に記載された行為を行う権限を有する。信託証書および投資ファンド法の条項に基づき、マイフルズ・トラスティ・サービスーズ（パミューダ）リミテッドは、トラストの受託会社およびパミューダにおける保管会社を務め、ファンドの資産の保管を任される。受託会社は、2001年信託（信託業務規則）法（改訂済）に基づく免許を受けています。信託証書の条項に基づき、トラストの構成要素であるすべての投資、現金およびその他の財産および資産は、受託会社に授与されている。受託会社は、トラスト資産の保管業務を委託する権限を有する。

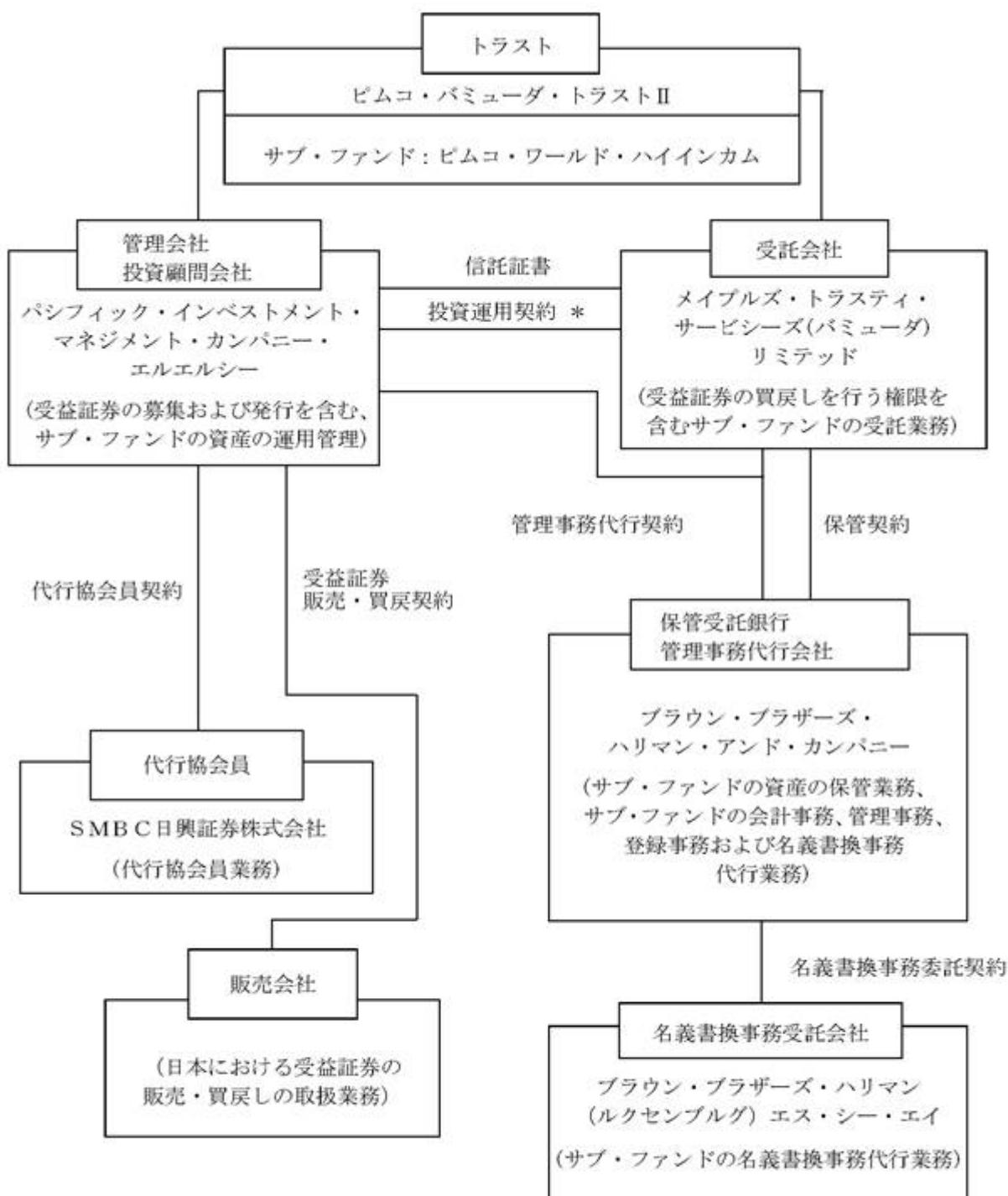
投資ファンド法の写しは、受託会社において閲覧の用に供されており、写しを取得することができる。

（2）【ファンドの沿革】

1971年3月8日	管理会社設立
2003年12月1日	信託証書締結
2005年4月1日	信託証書第十補遺締結
2005年4月21日	サブ・ファンドの運用開始
2005年4月25日	日本におけるサブ・ファンドの募集開始
2005年6月29日	信託証書第十一補遺締結
2005年9月1日	信託証書第十二補遺締結
2006年6月20日	信託証書第十四補遺締結
2006年9月22日	信託証書第十六補遺締結
2008年11月18日	信託証書第十八補遺締結
2010年8月30日	改訂済再録信託証書締結
2015年9月4日	改訂済再録信託証書第十一補遺締結
2017年7月14日	受託会社の退任および任命証書の締結 (2017年9月29日午後5時(米国東部標準時)効力発生)
2018年3月15日	第2次改訂済再録信託証書締結
2021年7月30日	第2次改訂済再録信託証書第十補遺効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* 投資運用契約は、受託会社と投資顧問会社との間で締結される。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)	管理会社 投資顧問会社	管理会社は2003年12月1日付で信託証書（改訂済）をワインチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド（「当初の受託会社」）と締結。2006年9月22日付で信託証書第16補遺を当初の受託会社およびブラウン・プラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「旧受託会社」）と締結し、旧受託会社をトラストの受託会社として任命。2017年7月14日付受託会社の退任および任命証書により、メイプルズ・トラスティ・サービスーズ（バミューダ）リミテッド（「受託会社」）を、2017年9月29日付でトラストの受託会社に任命した。サブ・ファンドの資産の運用、管理ならびに受益証券の発行および買戻しについて規定している。 2006年9月22日付で投資運用契約（注1）を、また2010年8月30日付で改訂済再録投資運用契約（改訂済）を旧受託会社と締結。また、2017年9月29日付で第2次改訂・再録投資運用契約（隨時改定）を受託会社と締結。同契約により、投資顧問会社はサブ・ファンドの投資顧問会社として行為し、サブ・ファンドの日々の投資運用につき最終的な責任を負う。
メイプルズ・トラスティ・サービスーズ（バミューダ）リミテッド (Maples Trustee Services (Bermuda) Limited)	受託会社	当初の受託会社は2006年9月22日付で信託証書第16補遺を管理会社および旧受託会社と締結し、旧受託会社をトラストの受託会社として任命。受託会社、旧受託会社および管理会社は2017年7月14日付で受託会社の退任および任命証書を締結し、受託会社を2017年9月29日付でトラストの受託会社に任命。サブ・ファンドの資産の受託業務について規定している。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 保管受託銀行	2006年9月22日付で管理会社および旧受託会社と管理事務代行契約（注2）を締結。また2010年11月23日付で改訂済再録管理事務代行契約（改訂済）を締結。2017年9月29日付で改訂済再録管理事務代行契約の更改および改訂契約を締結し、旧受託会社に代わり受託会社が契約当事者となった。サブ・ファンドの会計事務、管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務について規定している。 2006年9月22日付で旧受託会社と保管契約（注3）を締結。また2011年9月30日付で改訂済再録保管契約（改訂済）を締結。2017年9月29日付で改訂済再録保管契約の更改および改訂契約を締結し、旧受託会社に代わり受託会社が契約当事者となった。サブ・ファンドの資産の保管業務について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	名義書換事務受託会社	2006年9月22日付で管理事務代行会社と名義書換事務委託契約（改訂済）（注4）を締結。サブ・ファンドの受益証券の発行・買戻しの登録および宣言された分配金（もしあれば）や受益証券の保有者（以下「受益者」という。）への分配金支払の記録の保持等の一定の業務の委託について規定している。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員	2005年4月25日付で管理会社との間で代行協会員契約（隨時改訂済）（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。

(注1) 投資運用契約とは、信託証書の規定に基づき任命された投資顧問会社がサブ・ファンドの資産に関し投資運用サービスを提供することを約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社によって任命された管理事務代行会社が、サブ・ファンドの会計帳簿の維持および純資産価格の計算等の業務ならびに管理事務、登録事務および名義書換事務を行うことを約する契約である。

(注3) 保管契約とは、受託会社に任命された保管受託銀行がサブ・ファンドの資産のために保管業務を行うことを約する契約である。

(注4) 名義書換事務委託契約とは、管理事務代行会社が名義書換事務受託会社にサブ・ファンドの受益証券の発行事務、宣言済および支払済分配金の記録の管理事務等の一定の責務を委託することを定めた契約である。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、サブ・ファンドの受益証券に関する目論見書の配布、サブ・ファンドの基準価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に基づき1971年3月8日に設立された。1994年9月、同社のすべての資産が、デラウェア州法上のゼネラル・パートナーシップであるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニーに拠出された。2000年5月、デラウェア州の法律に基づく有限責任会社として改組された。

() 会社の目的

会社の目的は、特に、投資信託の管理運営を行うことである。

() 資本金の額(2023年1月末日現在)

資本金の額 798,537,475.45米ドル(約1,041億8,518万円)

発行済持分総口数 クラスA発行済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は90,956.64口である。

授権済持分総口数 クラスA授権済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は250,000口であり、合計で1,250,000口を発行することが授権されている。

() 会社の沿革

1971年3月8日設立。

() 大株主の状況

2023年1月末日現在、アリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルエルシーおよびその一定の関連会社が合わせて管理会社の持分の91.7%を、また管理会社の一定の現役員および元役員がその8.3%を所有している。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

トラストは、バミューダ諸島の法律に基づき設立されている。トラストは1969年バミューダ金融庁の法律、適用のBMA規則ならびに投資ファンド法および関連規則に服する。

() 準拠法の内容

1969年バミューダ金融庁の法律

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負う。かかる趣旨においては、投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織である。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドに該当する金融組織を規制するという観点から制定されている。

BMAは、投資ファンドを監督および規制しており、投資ファンド法はファンドの業務運営者にファンドの運営に関する一定の報告書の提出を要求する。

認可を受けたファンドは、会計年度終了から6か月以内に、ファンドが投資ファンド法、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則を遵守している旨を確認する文書(およびファンドがこれらを遵守していない場合には、違反の詳細を説明した文書)を、BMAに提出しなければならない。ファンドのサービス提供会社は、特別な懸案事項についての報告書をBMAに提出しなければならない。

BMAは、トラストの受託会社またはいずれかのサービス提供会社に対し、投資ファンド法の下での職務を遂行するためにBMAが合理的に要求する情報をBMAに提供するよう要求することができる。特に、BMAは、書類の作成を要求することができ、特定の状況下においては必要とされる情報および書

類の入手を目的とした立入り検査を行う権利を有する。投資ファンド法にはまた、BMAによりまたはBMAのために調査を開始するための条項もある。

投資ファンド法

投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法が1998年BMA(集団投資ファンドスキーム分類)規則を無効とし、これに代わるものとなった。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドに投資ファンド法に基づくBMAによる認可の取得もしくは登録(または、バミューダ内外で運用および/または販売することを予定している海外の投資ファンドの場合には海外の投資信託としての指定)を要求している。登録されたファンドは、BMAによりプロフェッショナル・クラスAファンド、プロフェッショナル・クラスBファンド、プライベート・ファンドまたはプロフェッショナル・クローズ・ファンドに分類される。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、法人向けファンド(institutional funds)、管理型ファンド(administered funds)、標準ファンド(standard funds)または特定法域ファンド(specified jurisdiction fund)に分類される。

(5)【開示制度の概要】

A バミューダ諸島における開示

監督官庁に対する開示

ファンドにより作成された目論見書または募集説明書はファンドの登録または認可のためのBMAへの申請の一部を形成する。英文目論見書はBMAに提出され、これに対する重要な変更の予定している場合は効力発生より前にBMAへの提出およびBMAによる承認が必要である。登録された投資ファンドおよび認可を受けた投資ファンドは、本書の「投資信託制度の概要」に記載される他の一定の報告要件に服している。トラストは標準ファンドとして、とりわけ法令順守に関する年次の書類をBMAに提出しなければならない。英文目論見書がBMAに提出されているため、バミューダ会社登記官への英文目論見書の提出は要求されない。

トラストはBMAが承認した監査人の選任も行わなければならない。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー(PricewaterhouseCoopers LLP)である。ファンドの会計監査は、米国の会計基準に基づいて行われる。

受益者に対する開示

監査済年次報告書は、決算日から3か月以内(もしくはその後可及的速やかに)に、受益者に送付される。また、監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理事務代行会社の本店において、閲覧または入手可能である。

トラストおよびサブ・ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。

B 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを見ることができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、BMAの監督に服している。BMAは1969年バミューダ金融庁の法律（「BMA法」）に基づき1969年に設立された。BMAはバミューダ内外において業務を行う金融機関の監督、規制および検査に責任を有する監督機関であり、為替規制に責任を負っている。また、バミューダの紙幣および硬貨の発行および回収も行っている。BMAは投資ファンド（バミューダ証券取引所に上場している投資ファンドを含む。）の規制に責任を有する一次的な機関である。BMAは証券監督者国際機構の正規会員である。

バミューダの投資ファンドは2006年投資ファンド法ならびにこれに関連する規則および規制（総称して「投資ファンド法（随時改正済）」という。）の規制を受けている。投資ファンド法は投資家の利益の保護という観点からバミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を設定および維持している。

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、サブ・ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求することにある。サブ・ファンドは米ドル建てで表示される。

サブ・ファンドは、通常の状況において、その資産のほぼすべてを、トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）に投資することにより、投資目的の達成を追求し、現金管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資する以外は、通常その他の発行体の債券その他の証券に直接投資することはない。マスター・ファンドに投資することにより、サブ・ファンドは、先進国の証券に投資するリスクとは異なり、かつより大きなリスクをもたらす発展途上（またはエマージング市場）経済地域内の各国をベースとしている発行体の証券のリスクにさらされる。

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用に基づきベンチマーク指標（マスター・ファンドのベンチマーク指標は、JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数である。）を上回る投資実績を追求することである。

マスター・ファンドは、通常の状況下において、その総資産の80パーセント以上をエマージング証券市場と経済的な結びつきを有する国の政府、政府機関、または政府関連の事業体が発行する金利関連商品（以下に定義する。）に投資することにより投資目的の実現を図っている。これらの有価証券は、米ドル建てまたはその他の通貨建てによるものとする。エマージング証券市場と経済的結びつきを有するということは、有価証券が主として当該国の証券市場で取引されている、ないしは発行体が当該国で設立されたか当該国を主たる営業所とする、その収益の大部分が当該国における運用に起因する、またはその資産の大部分が当該国に置かれていることをいう。

マスター・ファンドが投資対象とする金利関連商品は以下を含むがこれらに限られない：

- ・政府、政府機関、政府部局、または政府関連の事業体により発行される有価証券（以下「政府証券」という。）
- ・米国および米国外の発行体による社債（企業発行の無担保の短期約束手形を含む。）
- ・抵当またはその他資産の担保付きの有価証券
- ・政府および企業が発行するインフレ指数連動の債券
- ・ハイブリッドまたは物価指数の証券を含むストラクチャード・ノート、特定事象に連関する債券およびローン・パーティシペーション
- ・遅延の資金調達貸付および循環信用取引
- ・銀行預金、固定定期預金、銀行引受手形
- ・レポ契約および逆レポ契約
- ・連邦または地方政府およびその機関、当局、その他政府関連の事業体から発行された債権証券
- ・国際機関または世界的機関による債券

投資顧問会社は、関連ある金利、物価上昇率、為替レート、金融および財政方針、取引および現行の勘定ならびにその他関係を有すると判断される特定の要因に基づきマスター・ファンドの国および通貨の構成を選択する。

マスター・ファンドの資産の最大15パーセントは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）によりB格を下回る低位の格付またはS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）または他の一般的に認められた統計的格付機関による同等の格付を有する有価証券、または格付はされていないが、PIMCOがそれに相当する信用力を有すると判断する有価証券に投資することができる。マスター・ファンドはその平均格付をB格以上に維持するものとする。さらに、マスター・ファンドは、米ドル建て以外の証券に制限なく投資できる。

マスター・ファンドの平均的なデュレーションは、投資顧問会社の予測金利により変動する。通常の市況下においてマスター・ファンドのポートフォリオは平均して、マスター・ファンドのベンチマーク指標の±2年以内のデュレーションを有するものとする。

投資顧問会社は、投資顧問会社が「新興市場」国として適格であると判断する国を特定し、これに投資することにつき、広範な裁量を有する。かかる裁量を行使する際、投資顧問会社は、マスター・ファンドの戦略目標に一致する新興市場国を特定する。例えば、投資顧問会社は、世界銀行もしくはその関連組織または国際連合もしくはその機関等の超国家的組織により新興経済国または発展途上経済国として分類されているか否か、新興市場指数を構成する目的において新興市場国とみなされているか否か等の多数の要因に基づき、ある国が新興市場国であるかどうかを検討する。マスター・ファンドは、一人当たりの国民総生産が相対的に低く、急速な経済成長が期待できる国に重点を置く。投資顧問会社は、関連ある金利、物価上昇率、為替レート、金融および財政方針、取引および現行の勘定ならびにその他関係を有すると判断される特定の要因に基づきマスター・ファンドの国および通貨の構成を選択する。マスター・ファンドはアジア、アフリカ、中東、ラテンアメリカおよびヨーロッパの発展途上国に集中投資を行う可能性が高い。マスター・ファンドは、エマージング証券市場の発行体による有価証券に直接投資せず、デリバティブ商品等、一または複数のエマージング証券市場のパフォーマンスに連動した有価証券に投資する可能性がある。

マスター・ファンドは、すべての資産をオプションまたは先物契約、スワップ契約、ないしは担保もしくはアセット・バック証券等のデリバティブ商品に投資することができる。マスター・ファンドは、収益を得るためにブローカー、ディーラー、その他金融機関に組入れ証券の貸与を行うことができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結、または買戻しやダラー・ロールを含むその他の投資手段を利用し、集中投資を行う証券の市場エクスプローラーを図ることができる。マスター・ファンドの総収益とは、マスター・ファンドの投資対象のインカムゲインとキャピタルゲインを合計したものを行う。このキャピタルゲインは一般に金利の低下、その債券もしくは発行体の信用状況の改善により獲得することができる。

主な投資対象となるエマージング債券市場

- エマージング諸国とは、成長過程の初・中期に位置する国や地域を指し、「新興経済国」と訳されます。
- エマージング債券は一般的に先進国債券と比べ、信用リスクが高い傾向があります。
- サブ・ファンドは、エマージング債券市場全体を代表するJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数をベンチマークとします。

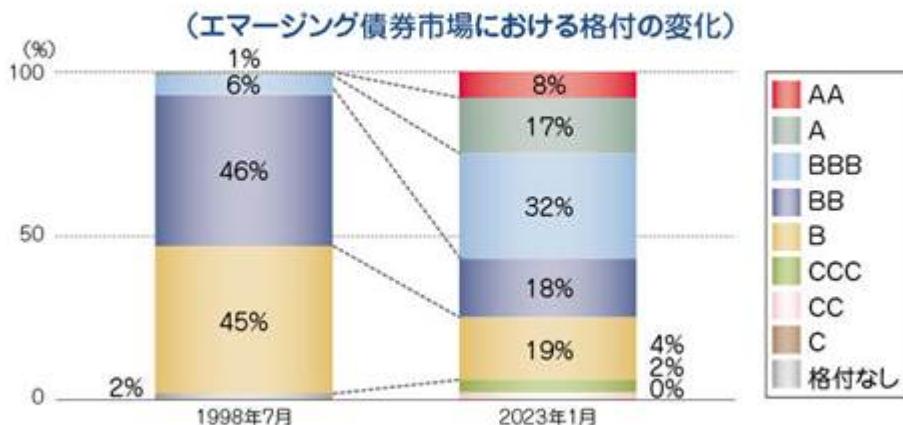
JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数の構成国と格付

投資適格格付	AAA	オーストラリア(ご参考)、ドイツ(ご参考)、米国(ご参考)
信用度	AA	アラブ首長国連邦、カタール
投機的格付	A	クウェート、サウジアラビア、チリ、ポーランド、マレーシア、中国、日本(ご参考)
低	BBB	インド、インドネシア、ウルグアイ、カザフスタン、クロアチア、コロンビア、パナマ、ハンガリー、フィリピン、ペルー、メキシコ、ルーマニア、トリニダード・トバゴ
	BB	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、オマーン、グアテマラ、ケルギア、コトジボワール、セネガル、セルビア、ドミニカ、パラグアイ、ブルジル、ベトナム、ホンジュラス、モロッコ、南アフリカ
	B	アンゴラ、イラク、エクアドル、エジプト、ケニア、コスタリカ、ジャマイカ、タジキスタン、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、パプアニューギニア、ボリビア、モンゴル、ヨルダン、パルバドス、ルワンダ
	CCC	アルゼンチン、ウクライナ、エチオピア、エルサルバドル、ガボン、スリナム、チュニジア、パキスタン、モザンビーク、モルディブ
	CC	ガーナ、ザンビア、スリランカ
	C	レバノン
	格付なし	
JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数		
組入れ国	69カ国	出所:JPモルガン・チエース、ブルームバーグ 2023年1月末現在
通貨	ドル建て	格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。
平均格付け	BBB-	ただし、先進国については自国通貨建て、エマージング諸国については外貨建てでの債務格付を採用しております。
平均利回り	8.12%	当ファンドは上記以外の国も投資対象にすることがあります。

※過去の実績は将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

ご参考情報

- 堅調なファンダメンタルズを背景に、エマージング債券市場の格付は向上しています。



出所:JPモルガン・チエース、2023年1月末現在

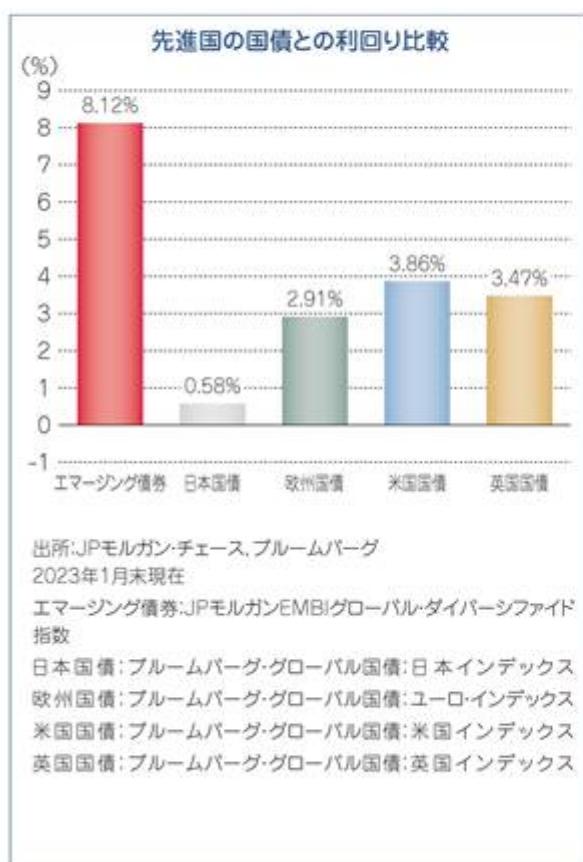
エマージング債券市場としてJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を使用

※格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。

※上記格付の構成比は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

エマージング債券投資の魅力

- エマージング諸国の債券は、先進国の債券と比べ相対的に格付が低い一方で、より高い利回りが期待できます。
- エマージング債券市場は、これまで幾度の経済危機を経験しながらも長期的にみると堅調に推移してきました。
- 先進国の国債など他の資産と異なる動きをするため、分散投資の効果が期待できます。



(2) 【投資対象】

本項では、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの主な投資対象と関連リスクの一部についての追加情報を記載する。また、投資顧問会社がマスター・ファンドに関して隨時活用する追加的な証券および投資手法の特質とリスクについても記述する。本書に記載の証券および投資手法の大半は裁量的なものであり、投資顧問会社がこれらを採用するか否かを決定することができる。本書は、投資顧問会社がマスター・ファンドに関して使用する多種多様な証券や投資手法のすべてを開示しようとするものではない。将来の規則改正により、マスター・ファンドが多種多様な証券または投資手法を用いることが制限または禁止される場合があり、最終的にサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成が妨げられることがある。サブ・ファンドへの投資者は、投資顧問会社と個々のポートフォリオ・マネジャーの専門的な投資判断と技量に依拠することになる。

サブ・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、後述する証券に通常の状況において直接投資することはない。サブ・ファンドの投資対象の評価は、マスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、サブ・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび後述する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関係している。サブ・ファンドは、通常の状況において、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドに投資する。

証券選択

マスター・ファンドのために証券を選択するに際して、投資顧問会社は、金利、為替レートおよび経済に対する見通しを展開し、信用および期限前償還リスクを分析し、かつ、他の証券選択手法を利用する。投資顧問会社は、アメリカ経済その他世界各国の経済、金融市場その他の要因に対する見通しに基づき、一定の特性（クオリティ、セクター、金利または満期等）を有する証券に対するマスター・ファンドの投資割合を変更させる。

投資顧問会社は、他の市場よりも比較的低く評価されている債券市場のエリアを見極めることに努めている。投資顧問会社は、債券を短期金融商品、政府債、社債、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券および国際的証券等のセクターに分けることによりかかるエリアを識別する。高度な独自のシステムにより、セクターの評価と特定の証券の価格設定が可能になる。投資機会が発見されると、投資顧問会社は、相対価値および信用スプレッドの変化に応じて、資産をセクター間でシフトさせる。投資顧問会社の証券選択手法が好ましい結果を生むとの保証はない。

政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくはその下部機構もしくは政府系企業の債務またはこれらによって保証される債務である。米国政府証券は、米国政府、米国政府機関もしくはその下部機構もしくは政府系企業の債務またはこれらによって保証される債務である。政府証券および米国政府証券には、市場リスクや金利リスクが付随し、また様々な程度の信用リスクに服することがある。政府証券および米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれるが、これらの証券は、発生ベースによる利息の分配を行わず、同等の満期を有する利付証券よりも大きな市場リスクを被る傾向がある。明確にするためにいうと、本書において政府証券とは連邦または国家政府により保有され、支配され、後援され、または保証される発行者が発行する証券を含む。また、米国政府証券とは米国政府により保有され、支配され、後援され、または保証される発行者が発行する証券を含む。

マスター・ファンドは、政府、政府機関もしくは下部機構またはその他政府関連の事業体が発行したソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の借換計画への参加および政府機関への追加貸付の供与を要請されることがある。そのほか、債務不履行になったソブリン債が回収されることになる破産手続は存在しない。

マスター・ファンドは、債務の組換えに関連して国家機関に対する既存のコマーシャル・バンク・ローンと新規債務との交換により設定される証券であるブレイディ・ボンドに投資することがある。ブレイディ・ボンドへの投資は投機的と見られることがある。マスター・ファンドが取得したブレイディ・ボンドが組換取決めまたは新規与信請求の対象となり、それにより、マスター・ファンドがその保有証券の利息または元本の損失を被ることがある。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局その他下部機構により発行される。地方債は、金利リスク、信用リスク、市場リスク、および地方債の課税上の取扱いまたはかかる証券に投資する投資家の権利に関連する不確実性にさらされる。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他政治的事情または発行体の倒産による影響を受けることがある。さらに、地方債市場における需要と供給の不均衡により、かかる市場において流動性が低下したり、価格の透明性が失われることがある。一定の場合においては、これにより、ある特定の取引に関する価格決定、執行および取引コストに影響が及ぶ場合がある。低格付債券を中心とする地方債のための流通市場も他の多くの証券市場に比べて整備が遅れていたり流動性が低い傾向があり、そのためにマスター・ファンドが魅力的な価格でその債券を売却する能力または地方債を評価する能力に悪影響を及ぼすことがある。また、一般財源保証債を中心とする、特定の地方債の価値は、医療費の高騰、未積立年金債務の増加、会計基準の変更、および財政支援を行う連邦政府制度の段階的廃止により、悪影響を受けることもある。低格付の地方債は、高格付の地方債よりも大きな信用リスクや市場リスクを被る。マスター・ファンドが投資できる地

方債の種類には地方自治体のリース債務が含まれる。マスター・ファンドは、地方債と投資先とする事業体により発行される証券に投資することもある。

マスター・ファンドは、地方証券を寄託して原資産である地方債の収益を変動利付証券と残差金利債券の2つに分割することで設定される残差金利債券（通常、「RIB」と呼ばれる。）に、制限なく投資することができる。変動利付証券の金利は、インデックスもしくは概ね7日から35日毎に開催されるオークションで決定される一方、残差金利債券保有者は、原資産である地方債からの収益からオークション費用を差し引いた金額を受領する。残差金利債券の市場価格は、市場金利の変化に対して非常に敏感であり、市場金利が上昇する場合には大幅に下落する可能性がある。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証書（以下「CMO」という。）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ドラー・ロール、不動産担保証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）、不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれる。

モーゲージ・バック関連証券および他のアセット・バック証券は、特に実勢金利の変化に対し敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、マスター・ファンドを元本の再投資時における金利の低下にさらすこととなりうる。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般に下落し、また金利の下落時には、期限前償還の特質を有するモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度までは上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格とボラティリティに影響し、取得時の予想を超えて当該証券の実効満期を短縮したり、延期したりすることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率がモーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用性に関する市場の見方に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および/または保険によって担保されているが、民間保証人または保険会社がその債務を充足するとの保証はない。

SMBSには、モーゲージ資産から利息のすべてを受領するクラス（利息限定または「I0」クラス）があり、また、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）もある。I0クラスの満期までの利回りは、対象モーゲージ資産に対する元本支払率（期限前償還を含む。）に極めて影響されやすく、また元本支払率の急上昇は、かかる証券から得られるマスター・ファンドの満期までの利回りに大きな悪影響を及ぼしうる。マスター・ファンドは、その資産総額の5%を超えて、モーゲージ関連証券もしくはその他のアセット・バックI0、P0、デリバティブまたは逆変動利付債を組み合わせて投資することはできない。

アメリカ合衆国およびアメリカ合衆国の領土、領地もしくはアメリカ合衆国の管轄権に服する地域（以下「米国」という。）の住宅用モーゲージ市場は困難に直面しており、これによりマスター・ファンドの一定のモーゲージ関連投資の運用実績および市場価格に悪影響が及ぶ場合がある。住宅用モーゲージ・ローン（特に、サブプライム・ローンおよび第2順位モーゲージ・ローン）の不履行および損失が増加する可能性があり、住宅価格の下落または平坦化は、かかる不履行および損失を悪化させる可能性がある。変動利付モーゲージ・ローンの借主は、月々のモーゲージ・ローン返済に影響する金利変動に対してより敏感であり、比較的低金利の代替モーゲージを確保できない可能性がある。また、住宅用モーゲージ・ローンのオリジネーターは、深刻な財政上の困難または破産に陥ることがある。主に前述の理由により、モーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券に対する投資家の需要の減少および投資家の増大する利回りへの要求は、一部のモーゲージ関連証券の流通市場での流動性を制限することがあり、モーゲージ関連証券の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、様々な市場および政府の措置により、裏付となる抵当権の保有者に対して差押さえを行うか、もしくは当該保有者に対する他

の救済手段を行使する能力が損なわれたり、または差押さえにより受領する金額が少なくなる可能性がある。これらの要因により一部のモーゲージ関連証券の評価額が下がり、流動性が低下することがある。また、景気がさらに悪化したとしても、米国政府がかつて行ったようなモーゲージ関連証券産業を支援するための追加的な措置を講ずるとの保証はない。さらに、最近の立法措置および今後の政府の措置によりモーゲージ関連証券市場が機能を果たす方法が大きく変わるかもしれない。これらの要因の各々により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドがモーゲージ関連証券により損失を被るリスクが最終的に増大することがある。

アセット・バック証券（「ABS」）は、ローンやその他の債権を裏付けにした債券である。ABSは、自動車ローン、クレジットカード債権、ホームエクイティ・ローンおよび学生ローンなどを含む多くの種類の資産から設定される。ABSは、裏付資産の発行体から倒産隔離される特別目的会社を通じて発行される。ABS取引の信用力は、原資産のパフォーマンスに左右される。借主が返済を滞納するかまたは債務不履行となる可能性からABSの投資家を保護するために、ABSには様々な信用補完が付与される。

特にホームエクイティ・ローンなどのABSは、金利リスクや期限前返済のリスクに晒される。金利の変動は、原資産のローンの返済ペースに影響することがあり、その証券のトータル・リターンに影響する。ABSには、信用リスクまたは債務不履行のリスクもある。原資産のローンの多くの借主が債務不履行となる場合、損失が信用補完レベルを超過し、ABSの投資家に損失をもたらす可能性がある。ABSは、その独自の特性により構造的なリスクを抱えており、それは期限前償還もしくは早期返済のリスクとして知られている。早期返済の誘因は多くのABSの仕組みに組み込まれており、投資家を損失から保護することが企図されている。それらの誘因は、各取引毎に異なり、原資産のローンの債務不履行の大幅な増加、信用補完レベルの急落、またはオリジネーターの破産までもが含まれる。期限前償還が発生すると、ローンの返済金すべてが（費用の支払後に）、予め決められた支払順位により可能な限り早急に投資家に対する支払いに利用される。

マスター・ファンドは、債券担保証券（以下「CBO」という。）、ローン担保証券（以下「CLO」という。）および同様の仕組みの証券を含む債務担保証券（以下「CDO」という。）に投資することができる。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高いリスクのプールにしばしば担保された信託であり、投機的格付の固定利付債である。担保は、ハイイールド債、住宅用に私募で発行されるモーゲージ関連証券、商業用に私募で発行されるモーゲージ関連証券、信託優先証券および新興市場債等の多くの異なる種類の確定利付証券から構成されることがある。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に米国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローン、劣後社債を含む。他のCDOは、様々な当事者の債務を表す他の種類の資産を担保とする信託である。CBO、CLOおよびその他のCDOは管理費用および管理事務費用を請求することができる。

CBO、CLOおよび他のCDOにおいて、信託からのキャッシュフローは異なるリスクおよび利回りを有するトランシェと称する2つまたはそれ以上の階層に分類される。リスクが最も高い部分が「エクイティ」トランシェで、債券または信託のローンのデフォルトの大部分を負担し、最も深刻な状況を除いて、階層がもっと高い他のトランシェをデフォルトから保護する役割を果たしている。これらはデフォルトから部分的に保護されているため、裏付となる証券に比べて格付が高く利回りも低く、投資適格格付を付与されることもある。CBO、CLOおよび他のCDOのトランシェは、エクイティ・トランシェから保護されているものの、実際のデフォルト、担保のデフォルトおよびトランシェによる保護の消滅、市場で予想されるデフォルトや、クラスとしてのCBO、CLOまたは他のCDO証券からの逃避を理由として大きな損失を被ることがある。

CBO、CLOまたは他のCDOへの投資のリスクは、担保証券の種類およびマスター・ファンドが投資する商品の種類に主に左右される。通常、CBO、CLO、他のCDOは私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行われない。その結果、マスター・ファンドがCBO、CLOおよび他のCDOへの投資を流動性の低い投資対象として特徴づけることがあるが、CBO、CLOおよびその他のCDOが規則144A取引としての適格性を

得ることができる活発なディーラー市場が存在することがある。CBO、CLO、その他のCDOは、債券に伴う通常のリスク（例えば、期限前返済リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、法的リスクおよび金利リスク等（これらは、金利の大幅な変動により、または金利の変動に反比例してストラクチャード・ファイナンスに対する支払金利が変動する場合に一段と悪化する可能性がある。））に加えて、以下のリスクを含むがこれらに限られない追加的なリスクを負担する。

- () 担保証券からの分配が利息またはその他の支払いに不足する可能性。
- () 担保の信用力の価値が低下するか、またはデフォルト水準となること。
- () マスター・ファンドが他のクラスより返済順位が低いCBO、CLOまたはその他のCDOに投資することがあるリスク。
- () 証券の複雑な構造が投資時に十分に理解されず、発行体との紛争または予想外の投資結果が生じること。

ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

マスター・ファンドは、固定利付および変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、ローン・パーティシペーションと当該ローン・ポジションの譲渡の形態で、下記のローンの種類を含む。ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡には、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、貸主リスクを含む特定種類のリスクを伴う。マスター・ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、貸主を介してのみその権利を執行することができ、借主のリスクに加えて、貸主の信用リスクをも引き受けことになる。

シニア・ローン：シニア・ローンは一般に、様々な業種および地域にまたがる企業、パートナーシップおよびその他の事業体に対して行われる。シニア・ローンは原則として、借主の資本構成上最も優先順位が高く、特定の担保により保証され、借主の劣後債の所有者および株主より優先順位の高い借主の一般資産に対する請求権がある。借主は一般に、シニア・ローンによる手取金をレバレッジド・バイアウト、資本再編成、合併、買収および自社株買戻しのための資金調達に利用したり、またはそれほど一般的ではないものの、企業の内部成長およびその他の目的のための資金調達に利用する。シニア・ローンは一般に、ベースとなる貸出金利を参考しプレミアムを加算した上で、毎日、毎月、四半期毎もしくは半年毎に再決定される利率の利息を付す。ベースとなる貸出金利は一般に、LIBOR、一行以上の主要な米国銀行が提示するプライム・レート、商業貸付で使用される企業預金の金利もしくはその他のベース金利である。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。

セカンド・リーエン・ローン：セカンド・リーエン・ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。セカンド・リーエン・ローンは、関連する借主の債権の優先順位がシニア・ローンに続く二番目となる。セカンド・リーエン・ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して第二順位の担保権もしくはリーエンにより保証されており、シニア・ローンと類似の保護および権利が付与される。セカンド・リーエン・ローンは、借主のシニア・ローン以外のいずれの債務に対しても債権が劣後しない（また、条件により劣後することにはならない。）。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローン同様、一般に調整可能な変動金利による利息を支払う。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローンに続く第二順位であるため、シニア・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。セカンド・リーエン・ローンは、劣後するという以外では、上記のシニア・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

その他の担保付ローン：シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローン以外の担保付ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。こうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは借主に対する債権の優先順位が低い。担保付ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して優先順位の低い担保権もしくはリーエンにより保証されており、保護および権利に関してシニア・ローンおよびセカンド・リーエン

ン・ローンに劣後する。担保付ローンは、借主の今後発生する優先債務に対しても劣後する可能性がある。担保付ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりも債権の優先順位が低いため、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。担保付ローンは、より劣後するという以外では、上記のシニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。ただし、このようなローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに比べて借主に対する債権の優先順位が低いため、優先順位の高い債務の返済後に、借主のキャッシュ・フローや担保資産が期日通りの返済を行うには不足する可能性がある。また、こうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに比べ、価格の変動幅が大きく流動性が低いと考えられる。さらに、オリジネーターが別の担保付ローンの参加権を売却できない可能性もあり、その結果、信用リスクが高まることになる。

無担保ローン：無担保ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。無担保ローンは一般に、担保付債務より借主に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、ローンにおける借主の債務の担保資産に担保権もしくはリーエンが設定されていない。無担保ローンは、その条件により、シニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよびその他の担保付ローンを含む借主の債務に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。無担保ローンは、担保付ローンよりも債権の優先順位が低いため、投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。無担保ローンは、より劣後し担保されていないという以外では、上記のシニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよび担保付ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

バンクローン

バンクローンは、資本増強、企業買収または借換えに際し組成される企業の債務である。バンクローンに伴うリスクには、(i)期限前返済はプレミアムまたは違約金なしにいつでも生じることがあり、スプレッドが縮小する期間中における期限前返済の権利行使により、マスター・ファンダが、期限前返済の資金をより低い利回りの投資対象に再投資せざるを得ないこと、(ii)元本および金利の支払いならびに借主の債務の金利の支払いについて、借主が支払不能となること、(iii)金利感応度、借主の弁済能力への市場認識および一般的な市場の流動性等の要因による価格変動が含まれる。バンクローンが不履行となった場合には、大幅な債務整理の交渉またはその結果もたらされる再編、とりわけ金利の大幅な減免および/またはローン元本の大幅な減額が必要となる。

上記のリスクに加え、第三者の同意が求められることよりまたはその他の理由により、一定のローンは、上場取引証券ほど容易にまたは迅速に売買することができない。さらに、過去のローン市場の出来高は、上場証券の市場ほど流動性は高くない。

バンクローンの権利は、債権譲渡により直接的に、またはローン・パーティシペーションもしくはローンの一般的な特徴を有し、源泉税上もローンとして扱われるシンセティック証券、仕組金融証券、リース契約の持分の購入を通じて間接的に、購入することができる。ローン債務の譲渡においては、購入者は通常、販売機関のすべての権利および義務を継承し、債務に関するローン契約または与信契約に基づき、貸主となる。その一方、販売機関が保有する債務の一部についてのローン・パーティシペーションは、通常、債務者とではなく、かかる販売機関との間でのみで契約上の関係を有する。ローン購入者は、ローン・パーティシペーションに伴う元本、金利および費用の支払いを、販売機関からのみ、また販売機関に債務者からかかる支払いがなされた後で、受領する権利を有する。ローン・パーティシペーションの購入者は通常、貸付契約、与信契約またはかかる債務を証するその他の文書の規定によ

り、債務者に強制執行し、債務者と相殺する権利は有しておらず、マスター・ファンドは、購入したローン・パーティシペーションの債務を保証する担保から、直接的に利益を得ることはできない。

そのため、ローン購入者は、債務者と販売機関の双方の信用リスクを負う。販売機関が破綻した場合には、サブ・ファンドは、ローン・パーティシペーションについて販売機関の一般債権者として扱われ、販売機関と債務者との間の相殺による利益を享受することはできない。

ローン購入者の大部分は、商業銀行、投資信託および投資銀行である。流通市場の出来高が増えると、ローン取引を効率化するためにしばしば標準化された説明書を付した新しいローンが、市場の流動性を改善することがある。しかしながら、将来のローン取引の需給の水準が、流動性の適正なレベルを示すという保証はなく、または現在の流動性の水準が今後も続く保証はない。かかるローンの保有者は、借主、ローン契約の独自にカスタマイズされた性質および特定の融資団に関する機密情報を入手しているため、上場取引証券の売買ほど容易にローンを売買できない。さらに、過去のローン市場の出来高は、ハイ・イールド証券の市場と比べて少ない。

銀行債務

マスター・ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

企業の債務証券

企業の債務証券は、発行体が当該債務に対する元利金の支払を充足できないリスクを被り、また金利に対する対応具合、当該発行体の信用性についての市場の見方、全般的な市場の流動性等の要因による価格の乱高下の影響を被ることがある。金利の上昇時には、企業債務証券の価格は下落することが予想される。満期までの期間が長ければ長いほど、債務証券は、短期の満期のものよりも金利の動向の影響を受けやすい傾向がある。さらに、一部の企業の債務証券は、高度にカスタマイズされている場合があり、その結果、特に、流動性リスクおよび価格決定の透明性に係るリスクにさらされることがある。

発行体のデフォルトが、企業の債務証券が創出するリターンの水準に影響を及ぼすおそれがある。予想外のデフォルトにより、企業の債務証券の利息および元本価値が減少することがある。さらに、経済情勢に関する市場予測および発行体のデフォルトの予想数値が、企業の債務証券の評価額に影響することがある。

企業の債務証券は、異なる市況下での売買が困難になる可能性があるため、流動性リスクを負担する場合がある。詳細については、後記「リスク要因、流動性リスク」を参照のこと。

ハイ・イールド証券

マスター・ファンドは、前記「(1)投資方針」に記載された投資対象のクオリティについての方針に従う。しかし、マスター・ファンドが保有する証券の格付が下がることがある。ムーディーズのBaa格またはS&PもしくはフィッチのBBB格より低い格付の証券は、しばしば「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資または保有には、高格付の債券への投資に伴うリスクの他、特別のリスクを伴う。ハイ・イールド証券およびディストレスト債は、元本の値上がりと高いリターンの機会をより多くもたらす一方、一般に、比較的大きな価格変動にさらされ、高格付の証券より流動性が低いことがある。経営不振の企業のハイ・イールド証券および債務証券は、発行体の継続的な元利金支払能力に関し、圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券

は、より高い格付の証券よりも、現実的または観念的な経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすい。マスター・ファンドが、利息の支払いや元本の払戻しに関して債務不履行となっている、または当該支払いに関して債務不履行となる差し迫ったリスクがある証券に投資する場合、上記のリスクがそれだけ増大する。債務不履行に陥っている証券の発行体は、元本または利息の支払いを再開できない可能性があり、その場合マスター・ファンドは投資額すべてを失うおそれがある。ハイ・イールド証券の市場価格は、主に一般的な金利水準の推移に反応する傾向がある高格付の証券よりも発行体の個々の動向を広い範囲で反映する傾向がある。さらに、低格付の債務証券は全般的な経済情勢に対する感応度が高くなる傾向がある。マスター・ファンドが投資するハイ・イールド証券を発行する一定のエマージング市場国の政府は、商業銀行、外国政府および公的国際機関（世界銀行等）の最大級の債務者である可能性があり、支払期限が到来する元本および／または利息を支払うことができないか、または支払いに消極的になっている場合がある。

債権者の債務および債権者委員会への参加

一般に、マスター・ファンドがある発行体の債券またはその他の同等の確定利付証券を保有する場合、マスター・ファンドは、発行体の債権者となる。マスター・ファンドが発行体の債権者である場合、発行体の破産に関してまたは発行体のその他の債権者、発行体の株主もしくは発行体自身により提起された別の法的措置に関して、マスター・ファンドが保有する証券に関連する異議申立てを受けることがある。マスター・ファンドは、当該マスター・ファンドが保有する証券の発行体で、財務上問題のある発行体の経営陣と交渉するために債権者により構成された委員会に隨時参加することができる。かかる参加により、マスター・ファンドは弁護士費用などの費用を負担し、発行体に関する重要な非公開情報の保有者となる可能性があり、この結果、参加しなければかかるマスター・ファンドが証券について取引したり、追加ポジションを取得することを希望できた証券について、それを行う能力を制限される可能性がある。また、マスター・ファンドのかかる委員会への参加により、マスター・ファンドが連邦破産法または債権者および債務者の権利を定めるその他の法律に基づく潜在的な責任の対象になる可能性がある。マスター・ファンドは、投資顧問会社が、マスター・ファンドの債権者としての権利行使するために、またはマスター・ファンドが保有する証券の価格を保全するためにかかる参加が必要または望ましいと確信する場合にのみかかる委員会に参加する。

変動利付証券

変動利付証券は、当該債務に対し支払われる金利の定期的な調整を規定している。マスター・ファンドは、変動利付債務証券（「フローター」）に投資することがある。変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に変動利付証券の価額は上昇しない。マスター・ファンドは、逆変動利付債務証券（「逆フローター」）にも投資することがある。逆フローターは、金利が上昇した場合、価額が下落することがあり、また同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価額の乱高下を示すことがある。マスター・ファンドがフローターを保有する場合、市場金利の下落（または、逆フローターの場合には上昇）は、当該証券より受領する収益およびマスター・ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。さらに、マスター・ファンドは、無制限にRIBに投資することができる。

インフレ連動債券

インフレ連動債券（後述する地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く。）は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。指数測定インフレ率が低下すると、インフレ連動債券（地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く。）の元本価格は下方調整され、その結果、これら証券の支払利息（元本額がより少額なものに

関して計算される。)は低下することになる。米国インフレ連動国債の場合、満期時の原債券元本の返済(インフレ率に応じて調整される。)が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済元本価格は、当初の元本を下回ることがある。

地方自治体のインフレ連動債は、固定金利に消費者物価指数を加算したクーポンを支払う地方債である。地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債のインフレ調整は、基本的に年2回の利息支払いにおいて行われる。そのため、地方自治体のインフレ連動債券およびインフレ連動社債の元本価格は、インフレ率に応じて調整されない。同時に、地方自治体のインフレ連動債および企業のインフレ連動債の価格は一般に、インフレ率が低下した場合でも、上昇しない。地方自治体のインフレ連動債および企業のインフレ連動債は、それぞれ地方債および社債の市場に占める割合が低く、通常の地方債や社債に比べ流動性が低い。

インフレ連動債券の価格は、実質金利の変化に応じて変動することが予想される。実質金利は、名目金利とインフレ率との関係に連動している。名目金利がインフレ率を上回る速度で上昇する場合、実質金利は上昇し、インフレ連動債券の価格の低下をもたらす。短期的なインフレ率の上昇は価格の値下がりをもたらすことがある。インフレ連動債券の元本額の上昇分は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、課税対象の通常所得とみなされる。

イベント・リンク・エクスポージャー

マスター・ファンドは、「イベント・リンク債券」もしくは「イベント・リンク・スワップ」に投資し、または「イベント・リンク戦略」を実行することでイベント・リンク・エクスポージャーを獲得することができる。イベント・リンク・エクスポージャーは、往々にして偶発的であるか、確定されたトリガー・イベントに関係するとされる損益をもたらす。トリガー・イベントの例には、台風、地震、気象関連の現象またはこれら事象に関係する統計が含まれる。一部のイベント・リンク債券は、一般に、「災害債券」と呼ばれている。トリガー・イベントが発生すると、マスター・ファンドは、当該債券の投資元本の一部もしくは全額またはスワップの想定元本の金額を喪失することができる。イベント・リンク・エクスポージャーは、トリガー・イベントが発生または発生する可能性がある場合には、損失請求を処理し、監査するために満期の延長を規定することができる。満期の延長は、ボラティリティを増大させることになる。イベント・リンク・エクスポージャーは、発行体リスク、信用リスク、流動性リスク、取引相手方リスク、不利な監督当局または管轄当局の解釈、不利な租税上の影響を含む一定の予想外のリスクにもマスター・ファンドをさらすことがある。

転換証券および株式

マスター・ファンドは、転換証券に投資することができるが、普通株式に転換することはできない。転換証券とは所定の価格または割合で普通株式に転換されるまたは転換権を行使できる確定利付証券およびワラントを含む証券をいう。転換証券の価格は、この転換または転換権の行使という特徴のため、通常、転換先の普通株式の価格変動に比例して変化する。しかし、転換証券の価値の変動は、転換先の普通株式ほど急速には生じない。転換証券は、通常、収益を伴い、金利リスクを有する。転換証券は、より大きな信用リスクにさらされている低格付証券の場合がある。マスター・ファンドは、あらかじめ定めていた時期の前に転換を強いられることがあり、これによりマスター・ファンドが投資目的を達成する可能性に悪影響が生じるおそれがある。

日本の所得税法上、公社債投資信託として日本で販売されるサブ・ファンドは、普通株式、優先株式または株式と認められるその他の証券に投資することができない。

マスター・ファンドは、株式もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託または会社型投資信託に投資しない。

国または会社によっては有利な投資対象とみなされるものがあるが、投資対象が確定利付商品のみに限定された場合、供給の不足や、法律上またはテクニカル上の制限により、その投資機会が魅力に欠け

るものとなり、または制限される場合がある。かかる場合、マスター・ファンドは、その適用ある投資制限に従いつつ、かかる投資対象へのエクスポート・オーナーを得るために、転換証券または株式への投資を検討する場合がある。

時には、破産裁判所外または破産裁判所での手続における確定利付商品の再編に関連して、マスター・ファンドが、確定利付商品の全部または一部と引き換えに株式の受け入れを決定するか、またはかかる受け入れを強いられる場合がある。特に、売却時にマスター・ファンドが入手可能な価格に関する投資顧問会社による株式の潜在的価値の評価、およびマスター・ファンドの適用ある投資制限に応じて、マスター・ファンドが、ポートフォリオにおける当該株式の保有を決定する場合がある。

非米国証券

非米国証券への投資には、米国証券への投資には一般的に関連しない特別のリスクや考察事項を伴う。受益者は、米国外の企業や政府が発行した証券に投資するマスター・ファンドに関わる大きなリスクを慎重に考慮すべきである。かかるリスクには以下のものが含まれる。すなわち、会計監査や財務報告基準の相違、一般により高い非米国ポートフォリオ取引に対する手数料料率、制裁措置およびその他の同種の措置の発動、国有化、収用または没収的課税の可能性、投資規則または為替管理規則の不利な変更、市場の混乱、治安が悪化する可能性および政治的不安定である。個々の米国外の経済は、国内総生産の伸び率、インフレ率、資本再投資、資源、自給力、収支の状況等に関し米国経済とは有利または不利に異なることがある。他の国々の財政インフラまたは決済システムが米国のものほど整備されていないことがある。証券市場、証券価格、利回りおよび非米国証券市場に伴うリスクは、相互に個別に変化することがある。また、非米国証券およびかかる証券に対し支払われる配当金や利息は、当該証券に対する支払額からの源泉徴収税を含む米国外の税の課税対象となることがある。非米国証券は、米国証券よりも少ない頻度や小さい取引高で取引されることがよくあり、したがって、より大きな価格の乱高下を示すことがある。非米国証券への投資にはまた、米国内での投資よりも高い保管費用や米国外の通貨換算に関する追加の取引費用を伴うことがある。米国外の通貨の為替レートの変動または不透明感を巡る懸念も米国外の通貨建てまたは米国外の通貨で相場が立っている証券の価格に影響し、一定の場合に発行体の財政報告への信頼性に関する不透明感が生じることもある。

マスター・ファンドは、ロシアと経済的に連動する証券および投資対象に投資することができる。上記のリスクに加え、ロシアへの投資には、追加的なリスクを伴う。特に、ロシアへの投資は、米国および/または米国外の国が経済制裁措置または他の同種の措置を実行するリスクを伴う。他の同種の措置には、ロシア人またはロシアと関係がある人物または企業によるクロスボーダーの支払機能を有するグローバルな支払システムの利用を禁止すること、一定の投資家による証券取引の決済の制限、およびロシアの資産またはロシアと関係がある特定の国々、法人もしくは人物の資産の凍結を含むがこれらに限られない。このような制裁措置は、エネルギー、金融サービス、およびとりわけ防衛を含む多数のセクターの企業に影響を及ぼす可能性があり、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの運用実績ならびに/またはそのいずれかがその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、ロシア企業およびロシア企業に関連がある商品に対する一定の投資が禁止されたり、ならびに/または（既存の投資対象の一部が取引を禁止される場合、証券市場が閉鎖されている場合、または市場参加者が地政学上のイベント、制裁措置もしくは該当する懸案事項を鑑みて一定の投資対象の取引を停止する場合等に）既存の投資対象が流動性を失ったために、受益者の買戻請求に対応するために、マスター・ファンドがその他の組入銘柄の持ち高を不利な時期および価格で売却することを迫られる場合がある。また、このような制裁措置および他の類似の措置、ならびにロシア政府の対応の結果として、ロシアまたは所在地がロシアであるかもしくはロシアと経済的なつながりがある発行体の証券の信用格付の引き下げ、ロシアの通貨の評価額の低下および/またはロシアの証券もしくはルーブルに関するボラティリティの上昇が生じかねない。より一般的には、ロシアの証券への投資は非常に投機的で、米国およびその他の主要先進国の証券市場への投資には通常付随しない、重要なリスクおよび特別な判断を伴うこと

がある。20世紀のロシアは、政治、社会および経済的な混乱に見舞われ、数十年に及ぶ共産主義体制を強いられ、かかる体制下で、何千万の民間人が、連邦政府による農業および工業会社の集産化に遭っていた。ソビエト連邦の崩壊後、ロシア政府は国内経済を安定させるための困難な業務に取り組む一方で、国際市場に競合でき、かつ国民の要求を満たすことができる、近代的で効率的な構造へと転換している。一方、これまで、ロシアの経済改革イニシアティブの多くは、苦戦を強いられている。このような環境下においては、ロシア政府が現行の経済改革プログラムを廃止し、代わりに、外国人投資家の利益を損ないかねない別の急進的な政治および経済政策を取るリスクが、常に存在する。その結果、旧ソビエト連邦下で存在していたような中央計画経済および民間企業の国有化に逆戻りする可能性も否定できない。

エマージング市場証券

証券がエマージング市場国(証券市場において主に取引されている場合、発行体がエマージング市場国において設立されるか主にエマージング市場国において事業を行っている場合、利益の大半をエマージング市場国における事業から得ている場合、またはエマージング市場国に多くの資産を有している場合、当該証券はエマージング市場国と経済的に結び付いている。投資顧問会社は、投資顧問会社が「エマージング市場」国として適格であると判断する国を特定し、これに投資することにつき、広範な裁量を有する。かかる裁量を行使する際、投資顧問会社は、個別のサブ・ファンドの戦略目標に一致するエマージング市場国を特定する。例えば、世界銀行もしくは国際連合またはその関連組織等の超国家的組織により新興経済国または発展途上経済国として分類されるか、またはエマージング市場の指数を構築するうえである国がエマージング市場国であるとみなされるか、等の多数の要因に基づき、投資顧問会社はある国がエマージング市場国に該当するかを検討することができる。この手法により、投資顧問会社は、特定の国をマスター・ファンドにおいてはエマージング市場国とみなし、トラストの別のサブ・ファンドにおいてはそうでないとみなす可能性もある。エマージング市場証券への投資を行う際に、マスター・ファンドは1人あたり国民総生産が比較的低い国および急激な経済成長が見込まれる国を重要視する。投資顧問会社は、相対金利、インフレ率、為替レート、金融政策および財政政策、貿易収支および経常収支、およびその他関係すると思われる個別要因の評価に基づき、国および通貨の構成を選定する。

エマージング市場証券への投資は、先進国の証券への投資とは異なるまたはこれを上回るリスクに服する。かかるリスクには以下のものが含まれるがこれらに限定されない。すなわち、証券市場の小規模な時価総額(相対的に流動性をもたない期間をもたらすことがある。)、大きな価格の乱高下、非米国投資の制限、投資利益や投資元本の本国送金の可能性、より大きな社会的、経済的、政治的な不確実性と不安定性、経済への政府の多大な関与、政府の監督や規制が少ないと、通貨ヘッジ手法が利用できないこと、新設の小規模企業、価格統制、強制的合併、収容または没収的課税、差押え、国有化、将来の経済危機または政治危機に起因する政府独占の導入である。そのほか、外国投資者は売却代金の登録を要求されることがある。

エマージング市場への投資に影響を及ぼす法律および規制は未発達である可能性があり、または予測不可能でむしろ恣意的な方法で発展することがある。エマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの運用に適用のある法律および規制、とりわけ税制、対外投資および対外貿易、資産または証券の所有権および所有権の移転に関する法律および規制は比較的新しい場合があり、米国またはその他先進国よりもより不安定な方法で、著しい変更がなされる可能性がある。エマージング市場国は所有権の登記に関し信頼のにおける制度または法的枠組みを持ち合わせていないことがあるため、マスター・ファンドが投資する資産または証券の所有権をマスター・ファンドが取得しているということをエマージング市場国(の政府が認識または了解する保証はない。

一部のエマージング市場国においては一定の基本的な商法が整備されているが、それらは不明瞭であったり、解釈が変わる可能性もあり、また隨時、マスター・ファンドの利益に反する方法で改正、修

正され、無効とされたりまたは置き換えられることもある。通常、米国でみられるような幅広い分野の法律および手続は欠如していることがある。当該地域の法律および規制が米国のように発展するまたは前述の一部または全部がエマージング市場証券にマスター・ファンドが投資を行う場合に、マスター・ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

エマージング市場証券への投資はまた、監査基準および財務報告基準の相違により発行体についての重大な情報を取得できないリスクにさらされる。エマージング市場国の国家政府、地域政府、地方自治体および政府機関、当局または部局により公表された公式な情報は、先進国情報よりも相当不完全で信用できるものではない。また、エマージング市場証券への投資に関するマスター・ファンドの投資決定に際して、投資顧問会社が使用した公式な情報源が完全に信用できるという保証はない。公式な統計データは、先進国において使用されているものとは異なる根拠に基づき作成されていることもある。それゆえ当該市場に関する問題の検討は、入手可能な公式および公の情報の完全性および信頼性について懸念が残るため、確実ではない。

さらに、エマージング市場国の通貨は、米ドルおよび／または日本円に対して大幅な下落に見まわることがあり、マスター・ファンドによるかかる通貨への投資後に通貨切下げが起こることがあり、マスター・ファンドが試みいかなる通貨ヘッジ戦略も不成功に終わる可能性がある。インフレやインフレ率の急速な変動は、一部のエマージング市場国の経済や証券市場にマイナスの影響を及ぼしており、かかる影響が継続することがある。そのほか、エマージング市場証券は、決済手続が異なることがある、これにより、証券取引規模に対応できなかったり、その他当該取引の執行が困難になったりすることがある。決済上の問題により、マスター・ファンドが魅力ある投資機会を逃したり、投資までの間その資産を現金で保有したり、または組入証券の処分に遅れたりすることがある。かかる遅滞は、当該証券の購入者に債務を発生させるおそれがある。

東欧のエマージング市場国を含む一定のエマージング市場国において取引されている証券は、金融仲介業者の経験不足、近代的技術の欠如、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際投資に通常伴うリスクに加えてさらなるリスクにさらされる。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、かつて多額の財産を没収しており、そのことに対する請求は完全には決済されていない。東欧におけるマスター・ファンドの投資も、没収、国有化またはその他押収されないという保証はない。

中華人民共和国への投資

マスター・ファンドは、中華人民共和国（以下、「中国」といい、本開示の目的上、香港、マカオ、台湾を除く。）に経済的にリンクされた証券または商品に投資することがある。かかる投資は、中国適格外国機関投資家（以下「QFII」という。）プログラムおよび／または人民元適格外国機関投資家（以下「RQFII」という。）プログラムを含むがこれらに限定されない、利用可能な市場アクセス制度を通じて行われる。商品が中国に経済的にリンクされているか否かを判断する際に、ピムコは、「新興市場証券」に記載されているように、商品が新興市場国に経済的にリンクされているか否かを判断する基準を使用する。新興市場への投資に関連するリスクを含む、上述の「新興市場証券」のリスクに加えて、中国への投資には追加リスクを伴う。これらの追加リスクは以下を含む（が、これらに限定されない）。

（a）不安定な成長に起因する非効率性、（b）一貫して信頼できる経済統計が入手できること、（c）潜在的に高いインフレ率、（d）輸出および国際貿易への依存、（e）相対的に高水準にある資産価格のボラティリティ、（f）潜在的な流動性不足および限定的な外国投資家による利用可能性、（g）地域経済との競争の激化、（h）特に為替ヘッジ手段の相対的不足および現地通貨から米ドルへの変換能力に対する規制による、為替相場の変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、（i）多くの中国企業が比較的小規模であり、業務履歴がないこと、（j）証券市場、保管取り決めおよび商業の法的および規制上の枠組みが発展途上にあること、（k）QFII / RQFIIプログラムおよび当該投資が行われるその他の市場アクセス・プログラムの規則および規制に関する不確実性および変更の可能性、（l）中国政府による経済改革の継続的な実施、および（m）中国規制当局が、市場混乱時

に中国の発行体の取引を停止する(あるいは当該発行体に取引停止を許可する)ことがあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があること。

さらに、これらの証券市場では、より発達した国際市場と比較して、法令の明確性が欠如しており、執行活動の水準が低い。関連ある規則の解釈と適用に一貫性が欠ける可能性があり、また規制当局が、市場参加者との事前協議または通知なしに、既存の法律、規則、規制または政策に即時の、または急速な変更を加えるか、新たな法律、規則、規制または政策を導入するリスクがあり、このためマスター・ファンドの投資目的または投資戦略達成能力を著しく制限する可能性がある。さらに中国への外国投資に対する規制および投資資本の本国送金に対する制限がある。QFII / RQFIIプログラムの下では、特に、投資範囲、投資割当、資金の本国送金、外国人株式保有制限、アカウント構造を含む(がこれらに限定されない)側面について、規制上の制限がある。関連するQFII / RQFII規制は、最近、資金の本国送金に対する制限を緩和するために改訂されたが、極めて新しい展開であり、これが実際に実施されるか否か、およびその実施方法については不確定である。中国の規制要件の結果として、マスター・ファンドは中国にリンクされた証券もしくは商品への投資能力が制限され、および/または、中国にリンクされた証券もしくは商品の持ち高を清算しなければならないことがある。証券の価格が低水準にある場合等、一定の場合において、非任意清算はサブ・ファンドおよびマスター・ファンドに損失を招く可能性がある。さらに、中国の証券取引所は、通常、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有している。また、中国政府または関連する中国規制当局は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある方針を実施することがある。かかる停止、制限または方針は、マスター・ファンドの投資のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

近年、中国の政治環境は比較的安定しているが、今後もこのような安定が維持される保証はない。新興市場として、所得格差の拡大、農業不安および既存の政治構造の不安定性など、かかる安定性に影響を及ぼす多くの要因があり、中国に経済的にリンクしている証券および商品に投資する範囲でマスター・ファンドに当該投資を限度とする悪影響を及ぼす可能性がある。政治的不確実性、軍事介入、地域紛争および政府の汚職は、市場および経済改革、民営化、貿易障壁の撤廃に向けた良好な傾向を逆転させ、証券市場に重大な混乱をもたらす可能性がある。

中国は共産党の支配下にある。中国への投資は、より強度な政府による経済への支配および関与に関連するリスクにさらされている。米国とは異なり、中国の通貨は市場によって決定されるのではなく、対米ドルの人為的な価格で管理されている。この種のシステムは、為替の急激かつ大規模な調整に到る可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響を及ぼす可能性がある。中国はまた、自国通貨を米ドルを含む外国通貨に自由に転換することを制限することができる。本国送金に関する制限は、特に償還請求に関連して、中国にリンクされた証券および商品の流動性を相対的に低下させる効果を有することがある。さらに、中国政府は、資源配分および金融政策への直接的かつ重要な関与、外貨建て債務の支払に対する管理ならびに特定の業種および/または企業に対する優遇措置の提供を通じて、経済成長に対して重大な支配権を行使している。中国の経済改革プログラムは成長に貢献してきたが、このような改革が継続される保証はない。

中国は、過去において干ばつ、洪水、地震、津波などの自然災害に見舞われてきたが、将来、このような環境事象が発生した場合には、中国経済が影響を受ける可能性がある。このため、マスター・ファンドによる中国への投資は、かかる事象のリスクにさらされている。さらに、中国と台湾との関係は特に微妙であり、中国および台湾間の敵対関係は、マスター・ファンドによる中国への投資にリスクをもたらす可能性がある。

税法の適用(例えば、配当または利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課)または没収税も、マスター・ファンドの中国投資に影響を及ぼす可能性がある。中国に経済的にリンクしている証券および商品への投資に対する課税を規定する規則が必ずしも明確ではないため、ピムコは、中国に経済的にリンクしている証券および商品の処分または保有によって生じる実現利益および未実現利益の両方を留保することにより、かかる証券および商品に投資する範囲でマスター・ファンドに対するキャピタル・ゲイ

ン税に備えることがある。この方法は、現在の市場慣行およびピムコの適用税制の解釈に基づいている。市場慣行または適用される税法の解釈の変更により、引当金の金額が、結果として実際の税負担に比べて大きすぎたり小さすぎたりする可能性がある。

CIBMダイレクトを通じた投資

関連する中国の規則または当局およびファンドの投資目的が許容する範囲で、マスター・ファンドは、2016年に中国人民銀行（以下、上海本店を含み「PBOC」という。）が発表した関連規則（中国人民銀行公告（No.3[2016]）およびその施行規則（以下「CIBM直接規則」という。）を含む。）に従い、中国銀行間債券市場（以下「CIBM」という。）で取引される許容された商品（キャッシュ・ボンドを含む。）に直接投資することができる。国内取引および決済代理人は、マスター・ファンドの投資顧問会社であるピムコにより雇われるものとし、関連するマスター・ファンドのために申請を行い、マスター・ファンドのためのトレーディングおよび決済代理業務を行う。PBOCは、CIBM直接規則に基づき、国内決済代理人およびマスター・ファンドの取引を継続的に監督し、CIBM直接規則に違反した場合、マスター・ファンドおよび／またはピムコに対する取引停止および強制的手仕舞いなどの関連する行政的措置を講じることができる。CIBMダイレクトを通じた投資に関して割合の制限は存在しないものの、マスター・ファンドは、予想される投資規模を拡大させることを望む場合、PBOCに追加の申請を行う必要がある。かかる追加の申請をPBOCが認める保証はない。予想される投資規模の拡大に関する追加の申請がPBOCにより認められない場合、マスター・ファンドがCIBMダイレクトを通じて投資を行う能力は制限され、その結果、マスター・ファンドのパフォーマンスが不利に影響を受ける可能性がある。PBOCに対する関連する申請および登録ならびにCIBMダイレクトを通じてCIBMに投資するための口座の開設は国内の決済代理人、登録代理人またはその他の第三者（場合に応じる）を通じて実行されなければならないため、マスター・ファンドは、当該第三者による不履行または過誤のリスクにさらされる。また、マスター・ファンドは、取引の決済過程において、国内の決済代理人による作為または不作為による損失を被る場合がある。結果として、マスター・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぼされる可能性がある。また、投資家は、関連する決済代理人に開設されたマスター・ファンドの現金口座に預けられた現金が分離されないことに留意すべきである。国内の決済代理人が破産または清算した場合、マスター・ファンドは、当該現金口座に預けられている現金の所有権を有することではなく、当該資産の回収が困難となりかつ／もしくはその回収が遅れ、またはその一部もしくは全額を回収できない場合があり、その場合、マスター・ファンドは損失を被ることになる。

CIBM直接規則は非常に新しいもので、未だ市場で実証されていない。現段階では、CIBM直接規則は、依然としてさらなる明確化および／または変更が行われることがあり、CIBMへのマスター・ファンドの投資能力に悪影響を及ぼす可能性がある。CIBMダイレクトを通じたCIBMへの投資は、資金の送金および本国送金に対して中国当局により課される特定の制限の対象にもなり、これは潜在的にマスター・ファンドのパフォーマンスおよび流動性に影響を及ぼす可能性がある。資金の送金および本国送金の要件に従わないことまたはこれを満たさないことにより規制上の制裁の対象となり、ひいてはマスター・ファンドのCIBMダイレクトを通じた投資部分に悪影響を及ぼす可能性がある。また、政府の方針または外国為替管理政策の変更により、CIBMへの投資に関する資金の送金および本国送金の要件が変更しないという保証はない。マスター・ファンドは、かかるCIBMへの投資に関する資金の送金および本国送金の要件の変更が生じた場合に損失を被る可能性がある。

ボンド・コネクトによる投資

「新興市場証券」および「中華人民共和国への投資」に記載されているリスクに加えて、ボンド・コネクト・プログラムを通じてCIBMで取引されている中国国債およびその他の中国に本拠を置く債券へのマスター・ファンドによる投資に関するリスクがある。ボンド・コネクト・プログラムとは、中国と海外の投資家が、それぞれの関連する金融インフラ機関間の接続を通じて、互いの債券市場において

様々な種類の債券取引を可能にする香港および中国間の取決めを指す。ボンド・コネクトを通じた取引は、マスター・ファンドの投資およびリターンに影響を及ぼす可能性のある多くの制約を受ける。ボンド・コネクトを通じて行われる投資は、中国では比較的実証されていない注文、決済手続きに従うものであり、マスター・ファンドにリスクをもたらす可能性がある。さらに、ボンド・コネクトを通じて購入された証券は、中国に拠点を置くカストディアン（中央国債登記結算有限責任公司（以下「CCDC」という。）または上海清算所（以下「SCH」という。）のいずれか）に維持される香港金融管理局（金管局）-債務工具中央結算系統の名義で振替決算共同アカウントを通じて、最終投資家（例えば、マスター・ファンドなど）に代わって保有されることになる。ボンド・コネクト証券におけるマスター・ファンドの所有権は、CCDCまたはSCHの帳簿に直接表示されず、代わりに香港サブ・カストディアンの帳簿にのみ表示される。また、この記録維持システムは、マスター・ファンドが債券保有者として権利を行使する能力が限られるリスク、ならびに香港のサブ・カストディアンの決済遅延および取引相手方の不履行のリスクを含む、様々なリスクにマスター・ファンドをさらしている。最終的な投資家がボンド・コネクト証券の受益権を保有するが、実質的所有者がその権利を行使するために用いるメカニズムは検証されておらず、中国の裁判所における受益権の概念の適用経験は限られている。このため、マスター・ファンドは、時間的制約またはその他の運営上の理由により、適時の分配金の支払いなど、債券保有者としての権利に影響を及ぼす企業活動に参加することができないことがある。ボンド・コネクトに参加することを希望する投資家は、海外の保管代理人、登録代理人またはその他の第三者（場合に応じる）を通じて行うが、これらは関連当局への申請および関連当局における口座開設について責任を負う。したがって、マスター・ファンドは、当該代理人の不履行または過誤のリスクにさらされる。ボンド・コネクト・トレードは人民元で決済されるため、投資家は香港で人民元の信頼できる供給源にタイムリーにアクセスしなければならないが、これを保証することはできない。さらに、ボンド・コネクトを通じて購入された証券は、適用される規則に従い、ボンド・コネクトを経由しない限り、通常、売却、購入またはその他の方法で譲渡することはできない。

ボンド・コネクトの主な特徴は、中国の確定利付証券の投資家に適用される国内市場の法令の適用である。したがって、マスター・ファンドのボンド・コネクトを通じた証券への投資は、他の制約の中でも、一般的に中国の証券規則および上場規則の制約を受ける。当該証券は、いつでもその資格を喪失することがあり、その場合、当該証券を売却することはできるが、ボンド・コネクトを通じて購入することはできなくなる。マスター・ファンドが、ボンド・コネクトを通じて投資を行う場合、取引の不履行から保護するために設定された香港の投資家補償基金へのアクセスを通じて恩恵を受けない。ボンド・コネクトは、中国および香港の両方の市場が開いている日にのみ利用可能である。その結果、ボンド・コネクトを通じて購入された証券の価格は、マスター・ファンドがポジションを追加または手仕舞うことができない場合に変動する可能性があり、したがって、その他の点で魅力的であると思われる場合において、マスター・ファンドの取引能力を制限することがある。最後に、ボンド・コネクトを通じた投資による収益および利得への課税を定める中国の税法における不確実性は、マスター・ファンドに予想外の税金債務を引き起こす可能性がある。現在、海外投資家に支払う配当およびキャピタル・ゲインの源泉徴収税の取扱いは確定していない。

ボンド・コネクト・プログラムは比較的新しいプログラムであり、さらなる解釈および指針の対象となる可能性がある。さらに、ボンド・コネクトにおける非中国人投資家に要求される取引、決済、ITシステムは比較的新しいものであり、進化を続けている。システムが適切に機能しない場合は、ボンド・コネクトによるトレーディングが中断する可能性がある。今後の規制が、プログラムにおける証券の利用可能性、償還の頻度、その他の制限に影響を及ぼさないという保証はない。さらに、香港および中国の法令、ならびにボンド・コネクト・プログラムに関して関連規制当局および取引所が公表または適用する規則、方針または指針の適用および解釈は不確実であり、マスター・ファンドの投資および収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

中国の課税当局からの正式な指導がないため、中国への投資から得る収益および利得への課税を規制する中国の租税規則には未だ一定の不確実性があり、その結果マスター・ファンドが予想外の税金債務を負う可能性がある。マスター・ファンドが中国の課税上の居住者企業であるとみなされる場合、マスター・ファンドはその全世界における課税所得の25%の法人所得税（「CIT」）の対象となる。マスター・ファンドが中国に恒久的施設または営業所もしくは事業所（「PE」）を有する中国の課税上の非居住者企業であるとみなされる場合、当該PEに帰属する利益は25%のCITの対象となる。2018年12月29日から効力を生じる中国のCIT法およびその施行規則に基づき、中国にPEを有しない課税上の非居住者企業は、一般に、当該企業の中国を源泉とする所得（受動的所得（例えば、配当、利息、資産の譲渡から生じる利得等）を含むが、これに限られない。）について10%の源泉所得税（「WIT」）の対象となる。

特段の免除が適用されない限り、中国の課税上の非居住者企業は、中国の課税上の居住者企業から発行された債務証券（中国国内に設立された企業により発行された債券を含む。）の利息の支払いについてWITの対象となる。一般的なWITの適用レートは10%であるが、中国課税当局による適用ある二重課税条約および協定に基づく減税の対象となる。国務院の所管財務局により発行された国債および／または国務院により承認された地方債から得た利息は、中国法上CITから免除される。2018年11月7日に中国財政部（「MoF」）と中国国家税務総局（「SAT」）が共同で公布した課税通達（国内債券市場に投資する国外機関に係る企業所得税および增值税政策に関する通達）（以下「第108号通達」という。）によると、外国機関投資家は、2018年11月7日から2021年11月6日までの期間、中国債券市場から得た債券利息収入について中国のCITから一時的に免除される。2021年11月26日、中国財政部と中国国家税務総局は、第108号通達に規定する租税の免除期間を2025年12月31日まで正式に延長する旨の2021年公告第34号（以下「第34号公告」という。）を共同で公布した。かかる中国CITの免除の範囲は、外国投資家が国内事業体／施設により得た債券利息のうち当該国内事業体／施設に直接関連するものを除外している。しかしながら、このような一時的な租税免除が継続的に適用されること、これが無効とならずかつ遡及的に再度賦課されないこと、および将来において特に中国の債券市場に関する新たな租税規則および慣行が中国において発布および実施されることについては一切保証されない。

通貨および為替取引

マスター・ファンドは、通貨に直接投資したり、マスター・ファンドの取引通貨以外の通貨で取引されるまたは収益を受ける証券に投資することがあり、為替リスクを被る。為替レートは短期的に大きく変動することがある。為替レートは一般に、非米国為替市場の需給や各国への投資の相対的メリット、金利やその他複合要素の実際または想定される変化によって確定される。為替レートは、政府もしくは中央銀行による介入（もしくは介入の失敗）または為替管理もしくは政治動向によっても予想外の影響を受けることがある。

マスター・ファンドは、為替リスクをヘッジするため、ある通貨に対するエクスポージャーを増大するため、または通貨変動に対するエクスポージャーのある通貨から別の通貨にシフトするため、為替予約を締結し、または通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションおよびスワップ契約およびスワップのオプションに投資することができる。

将来のある期日に契約時の設定価格で特定通貨を売買する義務を伴う為替予約は、当該契約の存続期間にわたり、その受け渡す通貨の価値の変動に対するマスター・ファンドのエクスポージャーを縮小し、その受領する通貨の価値の変動に対するエクspoージャーを増大させる。マスター・ファンドの価額への影響は、ある通貨建ての証券の売却と別の通貨建ての証券の購入に類似している。米国以外の通貨を売却する契約は、ヘッジされる通貨の価値が上昇する場合に実現されうる利益の可能性を制限することになる。マスター・ファンドは、為替リスクに対しヘッジするため、ある通貨に対するエクspoージャーを増大するため、または通貨変動に対するエクspoージャーのある通貨から別の通貨にシフトするためにかかる契約を締結することがある。

あらゆる状況下で適正なヘッジ取引が利用できるとは限らず、またマスター・ファンドが特定時期または隨時かかる取引を行うことは保証できない。また、かかる取引が成果を上げず、マスター・ファンドが関係通貨の有利な変動から利益を得る機会を取り除くことがある。マスター・ファンドは、二通貨間の為替レートの相関関係が上昇関係にある場合には別の通貨（または通貨バスケット）の価値の不利な変動に対しヘッジするためにある通貨（または通貨バスケット）を利用することができる。

レポ契約

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）、銀行またはブローカー／ディーラーから証券を買い付け、かかる銀行またはブローカー／ディーラーはサブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）による証券買付の費用負担で指定期間内にそれぞれ当該証券を利息付で買い戻すことを約束する。買戻しを約束する当事者が債務不履行になった場合、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）、それぞれの保有する証券の売却に努める。これには、当該証券の価格が買戻価格以下に値下がりした場合、当該証券の損失に加えて、取引処理コストまたは遅滞を伴うことがある。満期まで7日以上のレポ取引は、流動性の低い投資対象とみなされる。

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが当事者であるすべてのレポ取引において、レポ契約の担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務を含むことがある。ただし、一定の場合、担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務以外の証券（サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが買戻義務を負うことなく投資戦略に基づき直接保有することができない証券を含む。）を含むことがある。

レポ契約の裏付けとなる担保の種類もまた、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドに一定のリスクをもたらすあそれがある。質が低い担保および長期担保は、質が高い担保および短期担保よりも高い価格変動性にさらされることがある。レポ契約の取引相手方がデフォルトに陥った場合、質の低い担保は、質の高い担保よりも清算が困難であることがある。取引相手方がデフォルトし、担保の金額が取引相手方の買戻債務をカバーするのに十分ではない場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、

不足額に関して、取引相手方の無担保債権者の地位（すなわち、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資方針に従って、不履行取引相手方のその他の無担保債務証券を保有した場合に通常有する立場）を保持することになる。無担保債権者として、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、取引に投じた元利の一部またはすべてを喪失するリスクを負う。

逆レポ取引、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、マスター・ファンドのレバレッジの限度に従い、逆レポ取引やダラー・ロールを実施することがある。逆レポ取引またはダラー・ロールは、指定時期に指定価格で当該証券を買い戻すためにサブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）による証券とその契約の売却を伴うもので、何らかの目的の借入れの形式とみなされる。

逆レポ取引では、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）取引期間中対象証券に対する元利金の支払を継続して受ける。ただし、逆レポ取引は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドによって保有される証券の市場価格がサブ・ファンドまたはマスター・ファンドによる買戻し義務のあるサブ・ファンドまたはマスター・ファンドによって売却された証券の価格以下に下落することがあるというリスクを伴う。逆レポ取引、ダラー・ロールその他の形式の借入れは、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドにレバレッジ・リスクをもたらすことがある。これらによりサブ・ファンドまたはマスターファンドの全体の投資エクスポージャーが大きくなり、関連する取引コストによりサブ・ファンドおよび/またはマスターファンドのパフォーマンスが低下することがある。

サブ・ファンドまたはマスター・ファンドのいずれも、借入れ時に純資産（借入れ金を含まない。）の10%を越える金額（低価格基準による。）の銀行借入れを行ってはならない。ただし例外として、合併、統合等の特別または緊急の目的のためには、本制限は、3か月を上限として一時的に10%を超えることができる。本段落において、借入れとは銀行からの借入れとみなされ、したがって、逆レポ契約およびダラー・ロールを含むがこれらに限定されない取引は、上述の10%の制限を受けるものとする。

「モーゲージ・ダラー・ロール」は一部の点で逆レポ取引に類似している。「ダラー・ロール」取引ではサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドは、連邦政府抵当金庫（ジニー・メイ）により発行される証券等のモーゲージ関連の証券をディーラーに売却し、事前の指定価格で将来に類似の証券（ただし、同一証券ではない。）を買い戻すことを同時に約束する。「ダラー・ロール」は、逆レポ取引と同様に、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドが資金の獲得のためにディーラーに対しモーゲージ関連証券に担保権を設定する担保付借入れとみなすことができる。逆レポ取引の場合とは異なり、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドがダラー・ロール取引を執行する相手のディーラーには、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが当初売却したものと同一の証券を返還する義務はなく、「実質的に類似する」証券を返還することができる。「ダラー・ロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、「ダラー・ロール」取引が合意されている特定の証券の価額について市場の動きを利用することはできない。「ダラー・ロール」の取引の相手方が債務不履行となった場合には、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、将来の売却義務を履行するために、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが購入しなければならない代替証券の市場価格（上昇する場合もあれば下落する場合もある）から当該将来の売却義務についてサブ・ファンドまたはマスター・ファンドが受け取るべき売却代金を控除した額を負担するリスクにさらされる。

セル・バイバックは逆レポ取引に類似している。ただし、セル・バイバックでは証券を買い付ける取引相手は、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドによる対象証券の買戻しの決済まで対象証券に対し行われる元利金の支払を受けることができる。

デリバティブ

マスター・ファンドは、リスク管理の目的でまたはその投資戦略の一環としてデリバティブ商品を利用することができるが、そうすることを義務付けられているものではない。一般に、デリバティブ商品とは、その価格が原資産の価格、参照レートまたは指数に依拠するか、これらに由来する金融契約であって、株式、債券、金利、異なる金利のスプレッド、通貨または為替レート、商品、関連指数に関係している。デリバティブ商品の例には、オプション契約、先物契約、先物契約にかかるオプション、スワップ契約（ロング／ショート・クレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むが、これらに限られない。）およびスワップ契約にかかるオプションがある。マスター・ファンドは、その投資目的および投資方針を条件に、その資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することができる。ポートフォリオ・マネジャーはこれら戦略を利用しないことを決定することができ、マスター・ファンドが利用するデリバティブ戦略が成功するとの保証はない。

マスター・ファンドによるデリバティブ商品の利用は、有価証券その他の従来型の投資対象への直接投資に伴うリスクとは異なるリスクまたはそれを上回る可能性のあるリスクを伴う。以下に、マスター・ファンドが利用するあらゆるデリバティブ商品に関する重要なリスク要因に関するより一般的な事項を記載する。

運用リスク：デリバティブ商品は、株式や債券に伴うものとは異なる投資手法やリスク分析を必要とする高度に専門的な商品である。あらゆる市況下におけるデリバティブのパフォーマンスについては知ることができなくても、デリバティブを使用する際には、原投資対象についてのみならずデリバティブそのものについても理解しておく必要がある。

信用リスク：一部のデリバティブ商品の利用は、契約の他方当事者（通常「カウンターパーティ」と呼ばれる。）が必要な支払を実行しないことまたはその他契約条件を遵守しないことの結果損失が生じるというリスクを伴う。そのほか、クレジット・デフォルト・スワップの基礎となる企業の信用力をマスター・ファンドが正確に評価しない場合には、クレジット・デフォルト・スワップのショート・ポジションは損失をもたらしうる。

流動性リスク：特定のデリバティブ商品の売買が困難な時には流動性リスクが生じる。デリバティブ取引が特に大規模である場合、または関係市場が（多くの直接的な相対デリバティブのように）流動性をもたない場合、有利な時期にまたは有利な価格で取引を開始することまたはポジションを清算することができないことがある。

レバレッジ・リスク：多くのデリバティブ商品はレバレッジ部分を保持しているため、原資産、参照レートまたは指数の価格または水準の変動は、当該デリバティブ自体への投資額を大幅に上回る損失をもたらすことがある。一部のデリバティブ商品は、当初の投資規模に関わらず無限の損失の可能性がある。マスター・ファンドがレバレッジのためにデリバティブ商品を利用する時、マスター・ファンドの投資対象はさらに乱高下する傾向となり、その結果、市場の変動に応じてより大きな損益がもたらされる。

利用の可能性の欠如：一部のデリバティブ商品の市場（米国外の市場を含む。）は、相対的に新しく、未だに発展段階であるため、リスク管理等の目的のためのあらゆる場合において適正なデリバティブ取引が利用できないことがある。特定の取引満了時に、ポートフォリオ・マネジャーは、同様の契約を締結することでマスター・ファンドによるデリバティブ商品への投資ポジションの維持を希望することができるが、原契約の取引相手方が新たな契約を締結することを望まず、他の適切な取引相手方が見つからない場合、そのようにできないことがある。マスター・ファンドがある時点にまたは時に応じデリバティブ取引を行うとの保証は存しない。マスター・ファンドがデリバティブを利用する可能性は、一部の規制上・租税上の考察事項によっても制限される。

市場等のリスク：他の大抵の投資対象と同様に、デリバティブ商品には、当該商品の市場価格がマスター・ファンドの利益を損なう方向に変動するリスクがある。ポートフォリオ・マネジャーによる証券価格、通貨、金利またはマスター・ファンドのためのデリバティブの利用の際のその他経済要素の予測が不正確であった場合、マスター・ファンドは、当該取引を全く実施しなかった場合の方が良い結果になった可能性がある。デリバティブ商品に関わる一部の戦略は、損失リスクを軽減できる一方、マスター・ファンドの他の投資対象の有利な価格動向を相殺することにより、利益獲得の機会を削減したり、損失をもたらしたりすることもある。マスター・ファンドは、特定のデリバティブ取引に関連して相殺ポジションまたは資産補填を維持することを法律上要求されるため、不利な時期にまたは不利な価格で証券を売買しなければならないこともある。デリバティブ市場への規制はここ数年で強化されており、この先さらにデリバティブ市場への規制が強化されれば、デリバティブのコストが増加し、デリバティブの利用可能性が制限され、また、流動性が低下するか、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶかもしれない。このようなこの先の不利な展開により、マスター・ファンドのデリバティブ取引の有効性が損われたり、コストが上昇したり、またはマスター・ファンドのデリバティブ戦略の実施が妨げられるか、もしくはマスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

デリバティブ商品の利用上のその他のリスクには、デリバティブ商品の不当価格設定および／または不当評価のリスク、デリバティブが原資産、レートおよび指数と完全に相関関係をもつことができないリスクがある。多くのデリバティブ商品、特に直接相対取引されるデリバティブ商品は複雑で、往々にして主観的に評価される。不当な評価が取引相手方に対する現金支払要件の拡大またはマスター・ファンドに対する評価損をもたらすことがある。また、デリバティブ商品の価格が、その密接な追跡が図られている資産、基準レートまたは指数に完全にまたは全く相関関係をもたないことがある。さらに、マスター・ファンドがデリバティブを利用することにより、マスター・ファンドは当該商品を利用しなかった場合に比べて、大きい額の短期キャピタルゲイン（投資家は米国課税に従い通常の所得税率によ

り一般的に課税される。)を実現させられることがある。マスター・ファンドがデリバティブを利用した結果、マスター・ファンドの損失、マスター・ファンドのリターンの低下および/またはボラティリティの上昇を招くことがある。

マスター・ファンドは、商品連動デリバティブ商品、スワップ取引、または指数連動および商品連動「仕組み」債に投資することにより、商品市場に対するエクスポージャーを得ようとすることができる。商品連動デリバティブ投資の価額は、一般に、実物商品（エネルギー、鉱物、または農産物など）、商品先物契約もしくは商品指数、または商品もしくは商品市場の価額変化を基礎とするその他の経済変数の値動きに基づく。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場の動きの変化、商品指数ボラティリティ、金利変動、または、干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および発達の展開など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

スワップ取引は、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、マスター・ファンドと取引相手との間の個別の交渉契約である。当該義務は1年間を超える場合がある。スワップ取引が清算集中の対象とならないことが多いので、スワップ取引は取引所で取引される商品よりも流動性が低いことがある。

ドッド・フランク・ウォール街改革法及び投資家保護法（「ドッド・フランク法」）および関連の規制改革は、米国商品先物取引委員会（「CFTC」）および米国証券取引委員会（「SEC」）が「スワップ」と定義している一部の標準的なOTCデリバティブ商品を清算機関や取引所を通じて取引することを求めており。CFTCは、ドッド・フランク法に基づく取引所を通じた取引および清算の義務化を実施済であり、引き続き清算集中型契約の承認を行っている。非清算スワップは証拠金要件の対象となり、これは段階的に実施される。投資顧問会社は、規制の変更がスワップ契約を締結するマスター・ファンドの能力に影響を及ぼす範囲のものを中心に、これらの進展状況の検証を続ける予定である。

さらに、マスター・ファンドは、商品の価額、商品先物契約または商品指数の運用実績に連動する元本および/または利息が支払われるデリバティブ債務商品に投資することができる。これらは「商品連動」または「指数連動」債である。それらは、債務商品の条件が債券の発行体および債券の買主により構成される場合があるため「仕組債」と称されることがある。これらの債券の価額は、原商品または投資対象の関連指数の変化に応じて上下する。これらの債券により、マスター・ファンドは経済的に商品価格の動きにさらされることになる。これらの債券は、一般に債務証券の価額に影響するリスク（信用、市場および金利リスクなど）にもさらされる。また、債券にレバレッジがかかっていることが多いため、原商品、商品先物契約または商品指数の変動に比べて、各債券の市場価値のボラティリティが上昇する。従って、当該債券の満期時に、マスター・ファンドは元々投資していた投資元本より多い額を受け取ることもあれば少ない額を受け取ることもある。マスター・ファンドは、債券について、所定の利息支払よりも多い額または少ない額を受ける可能性がある。

先物、オプションおよびスワップを含む様々なデリバティブ商品に対する政府の追加規制により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが、そうした商品を投資戦略の一環として利用することが制限または妨げられ、最終的な投資目的を達成できない可能性がある。この分野の過去、現在または将来の立法や規制の影響を完全に予測することは不可能であるが、影響が重大で好ましくない可能性もある。立法および規制により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが投資戦略として特定の商品を利用する事が制限または禁止される可能性がある。また、マスター・ファンドが行うデリバティブ取引の相手方に対する制限や禁止により、マスター・ファンドが特定の商品を利用することが妨げられることがある。これらのリスクは、マスター・ファンドが投資目的達成のために商品関連のデリバティブを広範に利用する場合に特に顕著となる。

今後の規制の変更により、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資の性質やサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資戦略を継続する能力が、おそらくは大幅に変更となる可能性がある。先物、オプションおよびスワップの市場は、広範囲にわたる法規制および委託証拠金の対象となっている。さらに、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」と

いう。) および別の法域における特定の取引所および規制当局は、市場に緊急事態が発生した場合に、投機的ポジション制限の実施や引き下げ、証拠金要件の引き上げ、1日の値幅制限および取引の中止などの特別措置を講じる権限を付与されている。米国における先物、オプションおよびスワップの取引規制は、急速に変化している分野であり、政府や裁判所の措置により修正される可能性がある。

特に、ドッド・フランク法が、2010年7月21日付で米国において成立した。ドッド・フランク法により、米国の金融システムに対する監督・規制の方法が変更されている。ドッド・フランク法の第7章では、マスター・ファンドが投資することのできるスワップなどの金融商品を含む、店頭（「OTC」）デリバティブに対する新しい法的枠組みを設けている。ドッド・フランク法の第7章は、OTCデリバティブ市場全体に影響するもので、OTCデリバティブおよび市場参加者を規制する大きな権限をSECやCFTCに対して付与するとともに、多くのOTCデリバティブ取引に関して清算機関や取引所を通じた取引を求めるものである。

CFTCおよびSECは、「スワップ」および「証券派生スワップ」の定義を行った。これらの定義は、ドッド・フランク法に基づく追加規制対象の取引の範囲を示している。今回の変更により、二社間取引に伴う信用リスクが軽減されると思われるが、取引所における取引や清算が行われたとしても、リスクが皆無になるわけではない。

ドッド・フランク法には、新たな資本／証拠金を求める条項や多くのOTCデリバティブ取引に清算機関の使用を義務付ける条項が含まれる。CFTC、SECおよびその他の連邦監督当局は、ドッド・フランク法の条項を実施するための規制を策定している。規則の制定や実施がなされるまでには段階的な導入期間が設けられていることから、現時点でドッド・フランク法がサブ・ファンドおよびマスター・ファンドへ与える影響の全体的な性質および範囲を評価することはできない。しかし、スワップ・ディーラー、主要な市場参加者およびスワップのカウンターパーティーは、新たな／追加的な規制、要件、遵守義務および関連費用を負いつつある。ドッド・フランク法および公布されることになる新たな規則は、ファンドやそのカウンターパーティーに課せられる制限や要件により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの投資目的を達成する能力にマイナスに作用する可能性がある。特に、マスター・ファンドやそのカウンターパーティーに対する新たなポジション制限は、マスター・ファンドが効率的に投資目的を達成するために行う先物、オプションおよびスワップへの投資に影響する可能性がある。自己資本規制、CFTCの投機的持ち高制限および清算システムの義務付けなどの新たな要件は、サブ・ファンドに対して直接適用されない場合にも、マスター・ファンドの投資コストや運用コストを上昇させ、受益者に対して好ましくない影響を及ぼす可能性がある。

不動産証券および関連デリバティブ

マスター・ファンドは、不動産連動デリバティブ商品に投資する場合、不動産を直接所有する場合と同様のリスクに晒される。かかるリスクには、災害または土地の収用による損失、地域および一般的な経済状況の変化、需給、金利、都市計画法ならびに賃料、固定資産税および運営費用に係る規制上の制約が含まれる。不動産投資信託（以下「REIT」という。）の価格に連動する不動産連動デリバティブ商品への投資は、REITの管理会社による運用実績の不振、税法の不利益な変更、REITが1986年米国内国歳入法（改訂済）（以下「内国歳入法」という。）に基づく所得に対する免税許可を取得できないなどの更なるリスクに晒されている。また、投資する不動産の数を限定し、地理的エリアを狭め、または不動産の種類が同一であるため、投資先が限定されるREITもある。さらに、REITの設立書類に、REITの主導権の変更を困難にし多大な時間を必要とする条項が含まれていることがある。

クレジットリンク債

クレジットリンク債（以下「CLN」という。）は、通常、別の当事者にリンクするクレジット・オプションもしくはリスクを有する発行体により発行される。発行体は、組み込まれたクレジット・オプションにより、特定の信用リスクをCLN保有者に移すことが可能となる。CLNの価格またはクーポンは、

別の当事者の参照資産の運用実績に連動する。通常、CLN保有者は、CLN存続期間中には固定もしくは流動利率を、満期時には額面額を受領する。キャッシュ・フローは、特定のクレジット関連イベントに左右される。別の当事者が債務不履行もしくは破産を宣言した場合、CLN保有者はリカバリー・レートと同額を受領することになる。CLN保有者は、別の当事者によるデフォルトおよび参照資産の不測の事態のリスクを負い、そのため元金および利息を失うことがある。これらリスクと引き換えに、CLN保有者は、高い利回りを享受する。多くのデリバティブ投資と同様、証券の複雑さ（すなわち、組み込まれたオプションの値付けが簡単ではないこと。）ゆえにCLNの評価は困難である。

繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティ

マスター・ファンドは、特定の期間中に借主の要求に応じ貸主が最大限度額までの貸付を行うことに同意する繰延融資やリボルビング・クレジット・ファシリティを実施するか、これへの参加権を取得することがある。かかる約定は、本来その旨の決定を行わない時期（当該企業の財務状況により、当該額が返済される公算のない時期を含む。）にある企業への出資を増加することがマスター・ファンドにとって必要になる効果を及ぼすことがある。マスター・ファンドは、追加資金の立て替えを約定している限度内で、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産で当該約定を充足するに十分な額を分別または取り分けておく。繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティは、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、および貸主リスクを被る。

発行時取引、繰延受渡および先渡約定取引

マスター・ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、繰延受渡に対し価格証券を売買し、通常の決済時期以後の将来のある期日に確定価格に対しかかる証券を購入する契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、繰延受渡購入および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、マスター・ファンドの他の資産の価格が下落するリスクに付加するものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、マスター・ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。概して、当該証券の受渡時期前にマスター・ファンドが買付を約束した証券にはインカム収益は発生しないが、マスター・ファンドは当該ポジションの補填のために分別または取り分けた証券に対する収益を得ることができる。マスター・ファンドが発行時取引、繰延受渡および先渡約定取引により証券を売却する場合、当該証券の将来発生する収益もしくは損失を受けることはない。取引の相手方が証券に対する支払いを怠る場合、マスター・ファンドは損失を被る可能性がある。

インフラストラクチャー投資

マスター・ファンドがインフラ事業、プロジェクトおよび資産に投資する範囲で、マスター・ファンドは経済、規制、政治的または他の進展により悪影響を受ける可能性がある。インフラ事業は、環境破壊、運営上の問題、資本調達、資本コストおよび様々な政府機関からの規制によるサービスの中止といった、事業や運営に悪影響を与える様々な事象に晒されている。様々な法域における法的な慣習および方針には大きな違いがあり、特定の監督官庁が、予測し得ない方法により、マスター・ファンドが投資する投資対象または資産もしくはかかる投資対象の発行者にかかる規則に影響を与える措置を講じることがある。インフラ事業、プロジェクトおよび資産は、消費税率、政府予算の制約、関税賦課および税法、他の規制政策の変更による影響を受ける可能性がある。インフラ事業、プロジェクトおよび資産の運営に影響を及ぼす可能性のある追加的な要因には、会社が製品またはサービスを提供する手段に影響を与える技術革新、インフラ資産の使用または需要における著しい変化、テロ行為、政治活動およびインフラ資産に対する市場心理の一般的な変化が含まれる。マスター・ファンドが投資する事業および資産は共通した性質を有しており、しばしば類似した事業リスクや規制強化にさらされ、投資対象は予測し得ない様々な事象に同じように反応することがある。

他の投資会社への投資

マスター・ファンドは、オープン・エンド型もしくはクローズド・エンド型の投資会社またはプールド・アカウント等のその他の投資会社の証券に投資できない。ただし、サブ・ファンドは、ファンド傘下の他のサブ・ファンドの受益証券にそのほぼすべての資産を投資することにより投資目的を追求することができる。

サブ・ファンドが、投資会社に投資する場合、当該投資会社により請求される業務およびその他に関する報酬を間接的に負担する場合があり、かかる報酬はサブ・ファンドが業務提供会社に支払う報酬に上乗せされる。

空売り

マスター・ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、潜在する証券価格の下落を相殺するため、マスター・ファンドの柔軟性を強めるため、投資リターンのため、またはリスク裁定戦略の一環として、証券の空売りを行うことがある。空売りは、マスター・ファンドの純資産額の100%を超えないものとする。空売りは、売却を実施するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りは、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために証券を取得、転換または交換すること（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）が

要求されるリスクにマスター・ファンドをさらし、その結果、マスター・ファンドに損失をもたらす。マスター・ファンドが空売りを行う場合、マスター・ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または取り分けるか、または許容される方法でそのポジションを別途補填しなければならない。

流動性の低い投資対象

マスター・ファンドは、その純資産額の15%を上限として、流動性の低い投資対象に投資することができる。一部の流動性の低い投資対象は、投資顧問会社の監督下で誠実に決定された公正価格での価格設定を必要とすることがある。ポートフォリオ・マネジャーは、流動性の低い投資対象の処分の際には相当の遅滞を被ることがあり、また流動性の低い投資対象の取引は、流動性の高い投資対象の取引に関わるものと上回る登録費用やその他の取引コストを内包することがある。

本項における「流動性の低い投資対象」とは、当該投資対象の時価を大幅に変更した上で売却または処分しない限り7暦日またはそれより短い期間内に現行の市況下で売却または処分できないとマスター・ファンドが合理的に判断する投資対象のことである。流動性の低い投資対象は、満期までが7日以上であるレポ契約、一定のローン・パーティシペーションの権益および期限前の払戻しができないもしくは解約違約金が条件の（翌日物預金以外の）定期預金を含むと考えられるが、これらに限定されない。制限付証券、すなわち、再販売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は流動性の低い投資対象とされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）（以下「証券法」という。）によるルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも相対的に流動性が低いことがあるものの、流動性の高いものとして取り扱われる。

組入証券の貸付

利益の達成を目的として、マスター・ファンドは、当該貸付が全額担保されていることを含む一定の条件が充足される場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しその組入証券を貸し付けることができる。マスター・ファンドが組入証券を貸し付ける場合、その投資実績には貸付証券の価格変動が引き続き反映され、またマスター・ファンドは、当該担保物件に対する手数料または利息も受領する。証券貸付は、借主が貸付証券を返還しない場合、または支払不能になる場合、当該担保物件の喪失リスクまたは当該担保物件の回収の遅延リスクを伴う。マスター・ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある、その当事者がマスター・ファンドの関連会社であることがある。

ポートフォリオの回転率

マスター・ファンドが特定証券を保有する期間は、原則として投資決定上の考察事項ではない。マスター・ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転率」といわれる。マスター・ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発な組入証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば、100%以上）は、証券の売却および他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含む、マスター・ファンドにとって結果的に多額の費用を伴うことになる。ポートフォリオの回転率に伴う、かかるコストおよびその他のコストは、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

一時的な防御戦略

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、投資顧問会社がかかる投資を適切とみなす場合には、一時的または防御目的で、課税対象証券や短期金融市場証券を含む米国の債務証券および現金等価物に無制限に投資することができる。現金等価物の投資は、満期まで1年以下の投資適格債券投資と定義さ

れる。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがかかる戦略を採用する場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

市場や金利の状況により、ポートフォリオ・マネジャーの裁量において、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの純資産の一部が投資されないことがある。そのような場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの資産は各保管口座に現金で保管される。現金資産は一般に、収益を発生せず、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドのパフォーマンスに影響する可能性がある。

投資制限の比率

別途記載される場合を除いて、本書に掲載されるサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象に関するすべての制限比率は投資時に適用される。マスター・ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除いて、かかる制限に違反することはない。

信用格付および非格付証券

格付機関は、転換証券を含む確定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス会社である。格付機関による格付は絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時の変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況が格付よりも良かったり悪かったりする。一部の格付は、格付機関内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。マスター・ファンドは、購入時に当該証券がマスター・ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付けされる場合、格付の修正に関わらず証券を取得することができる。例えば、マスター・ファンドは、B格の証券をサブ・ファンドが購入できる場合にB-格の証券を購入することができ、また同様に、マスター・ファンドは、最低平均格付限度をA格として、平均A-格のポートフォリオのクオリティを維持することができる。投資顧問会社は、信用格付にのみ依拠せず、発行体の信用性についての独自の分析を行う。

マスター・ファンドが保有する証券が前記「(1)投資方針」の項に定められる最低格付以下に引き下げられる場合、投資顧問会社は、当該証券を処分することを要求されない。さらにマスター・ファンドは、証券の格付を決定する際、各格付機関の一番高い格付を採用する。

マスター・ファンドは、当該証券がマスター・ファンドの購入できる格付証券に相当するクオリティを有するものであると投資顧問会社が判断する場合、(格付機関により格付が付されていない)非格付証券を取得することができる。非格付証券は、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社が正確に評価できないというリスクを伴うことがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の確定利付証券の発行体についてよりも複雑なことがある。マスター・ファンドがハイ・イールドおよび/または非格付証券に投資する限り、マスター・ファンドによる投資目的の達成の成否は、マスター・ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

デュレーション(正もしくは負の数値となりうる。)は、特に証券の利回り、クーポン、最終満期および期限前償還条項に基づき数値化された、金利の変動に対する証券価格の感応度を決定する際に使用される指標である。デュレーションが長いほど、その証券の金利の変動に対する感応度は大きい。同様に、組入証券の平均デュレーションが長い投資信託は、組入証券の平均デュレーションが短い投資信託に比して、金利の変動に対する感応度が大きくなる。例えば、デュレーションが5年の債券ファンドは、金利の1%の上昇により、約5%の価格の下落が見込まれる。逆に、デュレーションがマイナス1年の債券ファンドは、金利の1%の上昇により、約1%の価格の上昇が見込まれる。

その他の投資対象および手法

マスター・ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができます。かかる証券および投資手法は、マスター・ファンドを追加的なリスクに曝せることになる。

発行体の多様性

マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。クレジットリンク債および指数連動の商品を含む投資先証券のポートフォリオにリンクする仕組債については、マスター・ファンドのエクスポートージャーは各投資先発行体のエクスポートージャーに基づき計ることができる。

投資決定およびポートフォリオ取引

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資を検討している証券は、投資顧問会社が取扱う他の顧客にもふさわしいことがある。このように、特定の証券は、同時に経済的な利害関係を有する投資顧問会社、その役員または従業員の勘定を含む他の顧客のために売買することができる場合であっても、一定の顧客により売買されることがある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）および投資顧問会社が取り扱うまたは複数の顧客の投資方針に合致する証券の売買が同時または同時期に検討されている場合、当該証券の取引は、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドを含むすべての勘定を公平、平等にそして非差別的な方法で取扱うことを確実にするために制定された投資顧問会社の取引分配方針に基づき、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンド（適用ある場合）および他の顧客との間で分配される。

投資顧問会社は顧客（マスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む。）のために、発行体の資本および債務構造の異なる側面に対するエクスポートージャーを有する証券その他の金融商品（シニア債務およびジュニア債務／劣後債務に関連するものを含む（ただしこれらに限定されない。））を取得することができる。一定の状況において、発行体の資本および債務構造の一部分に対するエクスポートージャーを有するこれら顧客の利益は、発行体の異なる部分の資本および債務構造に対するエクスポートージャーを有する顧客の利益とは異なることがある。投資顧問会社は、発行体の資本および債務構造に関して最善の利益に適う助言を顧客に対して行いまたは措置をとることがあり、これは同一発行体の資本および債務構造について異なるエクスポートージャーを有する他の顧客の利益とは異なる場合がある。

投資顧問会社の適切な判断において、注文を集約することが、価格、仲介手数料またはその他費用の観点から、マスター・ファンド、サブ・ファンドおよび他の顧客に全体的な経済的利益をもたらすと考えられる場合には、投資顧問会社は、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドのために、他の顧客のために投資顧問会社が同時に執行する取引とまとめて注文することができる。実行可能な場合、投資顧問会社は執行前に取引を分配する。執行前分配が不可能な場合には、投資顧問会社はすみやかに、確立された客観的な手続に従って取引の配分を行う。配分は通常、執行の時点およびその前後で取引日終了前までに行われる。この結果、ある勘定が特定の取引について受領した価額が、別の勘定のために行った同日の同様の取引において受領した価額とは異なることがある。

投資顧問会社は、時として、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む顧客に代わりブローカー・ディーラーに証券を売却し、その後、同一の証券をマスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む一または複数の投資顧問会社の他の顧客の勘定で、同一のまたは別のブローカー・ディーラーから購入することがある。投資顧問会社は、各勘定において最良の取引執行がなされるよう合理的に設計されていると投資顧問会社が考える手続きを採用している。

クラス間債務

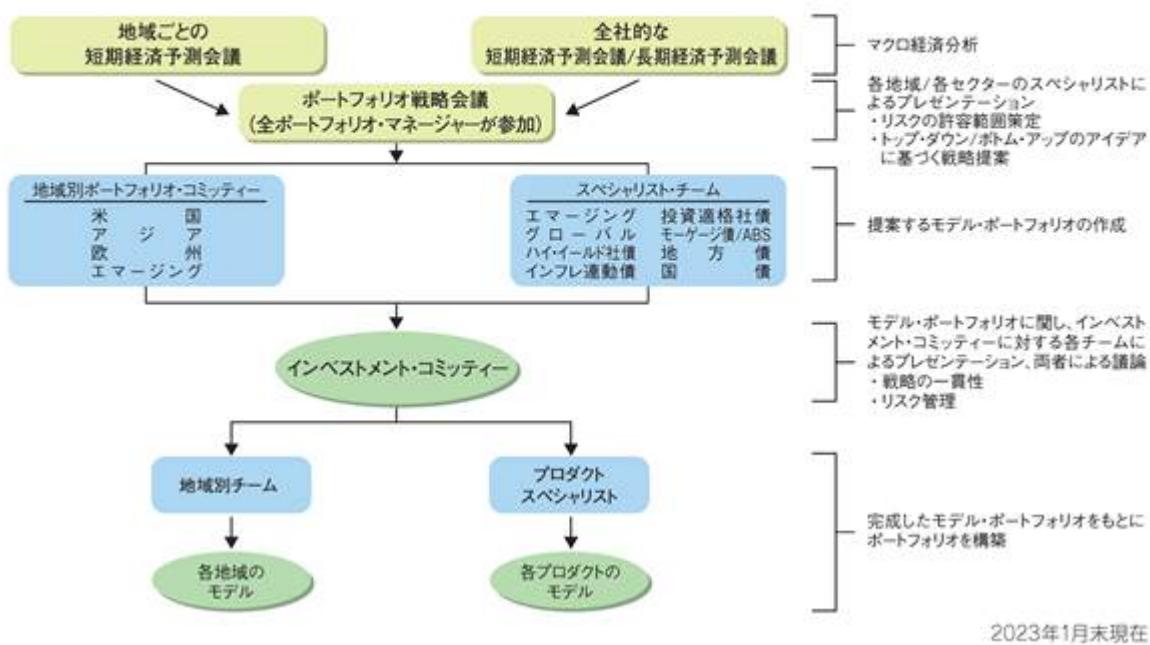
受託会社は、サブ・ファンドに関して別のクラスの受益証券を発行することがある。信託証書は、債務が個々のサブ・ファンドおよびクラスを超えて帰属する場合の方法を規定している。（一般的には、債務は当該債務が発生した特定のサブ・ファンドまたはクラスに帰属するものとされている。）

各サブ・ファンドは、独立したサブ・ファンドとして設立されるが、サブ・ファンドのクラスは別個のファンドではない。ゆえに、最初のクラスに当該債務を返済するための十分な資産がない場合、一つのクラスの債務がその特定のクラスに限定されず、当該サブ・ファンドの一または複数のクラスにも支払いが求められるリスクがある。

(3) 【運用体制】

運用プロセス

- 長期的な視点に基づいた投資戦略
- トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



PIMCOの投資戦略決定プロセスは、運用商品の種類を問わずマクロの経済環境について長期的な展望を決定することから始まり、これが全てのプロセスを通じて最も重要な決定事項となる。経済及び政治の長期的な影響を分析することはポートフォリオを健全に維持するための基本であり、また、確固とした長期的な展望を堅持することにより、市場の短期的な変動に伴う影響に左右されることを回避することが可能となると考える。PIMCOでは、市場の短期的な動きのタイミングを計ることよりも、経済のファンダメンタルズ及び信用分析を通して、長期的な観点に立った投資判断を行うことのほうが重要であると考えている。この意味において、PIMCOの長期経済予測会議 (Secular Forum) 及び短期経済予測会議 (Cyclical Forum) は大きな役割を担っている。

長期経済予測会議では、金融および財政政策、インフレ、人口動態、生産性の動向、情報テクノロジー等の世界経済に影響を及ぼすであろうテーマについて、PIMCOのポートフォリオ・マネージャー、アカウント・マネージャーからなる調査スタッフおよび外部のアナリストや学者等によるプレゼンテーションをもとに、徹底的な議論を行う。そしてこの会議の結論をベースにしてPIMCOのポートフォリオ全体としてのリスクについての方向性を決定する。長期経済予測会議の目的は各経済圏の経済成長率、インフレ率、予想される債券市場の3年から5年先までの金利の方向、および債券市場における一般的な評価に重大な影響を及ぼす可能性のあるテーマが何かを見定め、その展望について共通の理解を持つことにある。

次のステップは短期的な景気動向を分析することである。四半期毎に短期経済予測会議を開催し、全拠点の投資プロフェッショナルで、当面の経済成長率やインフレ率、短期的(半年から1年)に市場に影響を及ぼすトレンド等についての分析と討論と予測を行う。また、ここで得られた結論に基づいて、長期経済予測会議の結論についての見直しを行う。これらの経済予測会議の討議は、ポートフォリオ運用に適用する最適なデュレーション等、一連のリスク特性を決定する上で重要な役割を果たしている。

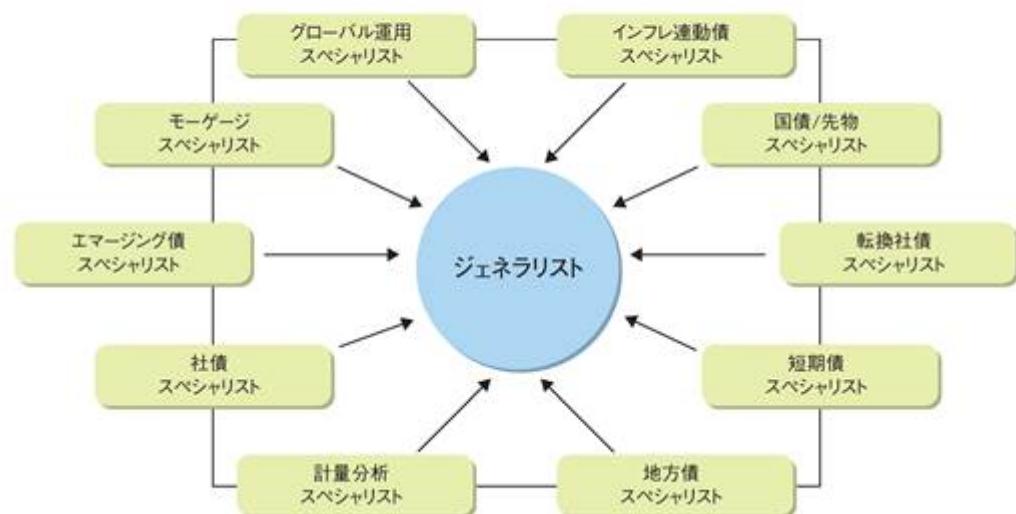
前述の経済予測会議の終了後に、シニア・ポートフォリオ・マネージャーで構成されるインベストメント・コミッティーがポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの

展望と、債券市場の様々なセクターを担当している個々のセクター・スペシャリストからのボトム・アップの情報との両方を活用しつつ異なる投資戦略のためのモデル・ポートフォリオの構築を行う。その際にエマージング債券運用では、更に以下の3段階のプロセスを経ることとなる。最初に、強いクレジット・ファンダメンタルズを有するエマージング市場国を特定する。このプロセスを経ることにより、債務不履行となる可能性の高い国を極力回避することを目指す。強いクレジット・ファンダメンタルズの定義としてPIMCOでは以下の4点を掲げている。

1. 強い財政状況
2. 安定的かつ改善しつつある政治環境
3. 十分な外貨準備残高
4. 金融ショックにも耐え得る債務構造

ピムコ・ワールド・ハイインカムの運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2023年1月末現在

次に、先進国からの外需動向、商品市況、世界的な金利動向等、エマージング諸国に影響をもたらすと考えられる外部環境についての検討を行う。また、エマージング債券市場に対するマーケット・テクニカルな側面や、各エマージング債券の割安・割高分析も行う。それらをもとに、国別配分、デュレーション配分、イールドカーブ戦略等の投資手段について決定、並びに市場で過剰に割安・割高に評価されているエマージング債券を洗い出しモデル・ポートフォリオを構築する。

個別ポートフォリオ運用に際しては、モデル・ポートフォリオと投資ガイドラインに沿うよう、投資手段を決定する。同時にチーム全体で個別ポートフォリオのリスク・リターン特性のモニタリングを行い、チーム体制での運用を行っている。

こうした多層構造を備えた投資アプローチが、所与の投資環境下で最適と考えられる投資戦略の実行を可能にすると考えている。

内部運用規定

PIMCOの運用口座は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するためにモニターされている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ドラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのプローカー/ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定

のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアントの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、（該当の場合）手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するプローカー／ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにプローカー／ディーラーのサービスの質などを含む、関連があると思われるすべての要因を考慮する。また、PIMCOは、ソフト・ドラー取引を行わない方針である。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

サービス提供者に対する監督

信託証書および適用のバミューダ法の規定に基づき、受託会社と管理会社がトラストの運用・管理に関する最終的責任を負う。一定の制限を条件に、受託会社および管理会社は、それぞれの運用・管理の責務を他者に委託する権限を有しており、トラストに代わって一定の責務を果たすよう管理事務代行会社と保管受託銀行に対し一部の業務を委託している。かかる業務の委託については、その期間および報酬は契約条件によるものとし、再委託をする権限を含み、受託会社および／または管理会社が場合により決定する規則に従うものとする。受託会社および管理会社は、信託証書に記載される場合を除き、委託先または再委託先の業務を監督する義務を負わない。管理事務代行会社および保管受託銀行の業務履行に対しては、モニタリングが行われている。管理事務代行会社および保管受託銀行は、月次で業務報告を提出するほか、トラストに関する業務を議題とした協議を毎月行う。

（4）【分配方針】

サブ・ファンドの分配は、毎月宣言され、支払われる。

サブ・ファンドの分配は、管理会社が承認する場合に限り、宣言され、支払われるが、かかる承認は、管理会社の裁量により留保することができる。分配は、原則として、サブ・ファンドの純投資収益（利息等インカム・ゲイン）から行われる。また、管理会社は、純実現キャピタル・ゲインの支払いを分配に充当する権限を有している。管理会社が適切と判断する場合、追加的な分配を宣言することができる。サブ・ファンドに関する分配金の支払いにより、その額に相当する割合で、サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格が下がることになる。

サブ・ファンドの分配金は、受益者の裁量により、サブ・ファンドの受益証券に追加的に再投資することも、受益者に対して現金で支払うこともできる。現金は、サブ・ファンドの受益証券の通貨により支払われる。

分配は、収益または元本（または両方）から支払われ得るため、分配が投資者の当初元本またはキャピタル・ゲインを返還することになる可能性もあり、これにより、分配が支払い可能な収益を超える場合、元本を減少させることになる可能性もある。したがって、元本の確保を重視する投資者は、サブ・ファンドの投資価額は、投資対象の価格の下落のみならず、分配による投資者への元本の返還によっても減少する可能性があることを考慮すべきである。

サブ・ファンドの分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、追加的な分配を行うことができる。本書により要求されるサブ・ファンドの分配金を支払うために十分な純収益および純実現キャピタル・ゲインが存しない場合、管理会社は、サブ・ファンドの元本部分から分配金を支払うことができる。

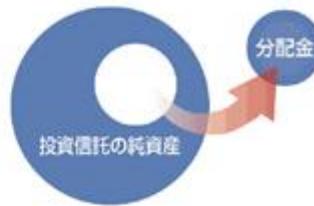
支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、サブ・ファンドに帰属する。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

追加的記載事項：分配金に関する留意事項

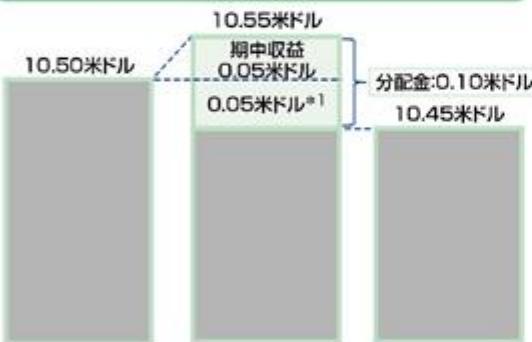
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(金利収入(インカム・ゲイン)および売買差益(キャピタル・ゲイン)等)を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配計算期間に係る分配日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)と比べて下落する事になります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配計算期間は、分配基準日の翌日から次回の分配基準日までの期間をいいます。なお、分配日は分配基準日の翌ファンド営業日を指します。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

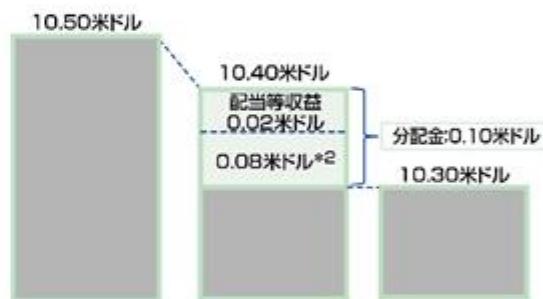
前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から
1口当たり純資産価格が上昇した場合



前回の分配計算期間に 当該分配計算期間に 当該分配計算期間に
係る分配日 係る分配日 係る分配日
(分配後) (分配前) (分配後)

*1 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.05米ドルを取り崩す

前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から
1口当たり純資産価格が下落した場合



前回の分配計算期間に 当該分配計算期間に 当該分配計算期間に
係る分配日 係る分配日 係る分配日
(分配後) (分配前) (分配後)

*2 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.08米ドルを取り崩す

・上記いずれの場合も分配金受取額は同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

(注)分配金は、分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。

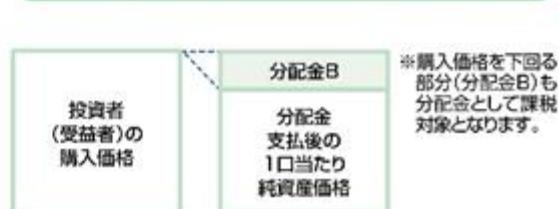
※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに1口当たり純資産価格について示唆、保証するものではありません。

- 投資者(受益者)のファンドの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配課税の対象となります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注)分配金に対する課税については、本書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

（5）【投資制限】

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資に関して、以下の投資制限および投資方針に従う。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、日本の法令上、日本国金融商品取引法（昭和23年法第25号改正済）第2条第1項において定義される「有価証券」および／またはかかる有価証券に関連するデリバティブ商品に、それぞれその資産総額の50%超を投資する。マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。マスター・ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しない。マスター・ファンドは、株式もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託または会社型投資信託に投資しない。

日本証券業協会の規則に基づく制限

- （ ）空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンド（適用ある場合）の純資産総額を超えてはならない。
- （ ）借入れの制限 借入残高の総額がサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる借入れは行ってはならない。ただし、特別または緊急の場合（合併の場合等）一時的に10%を超えることが許される。
- （ ）同一法人の株式の取得制限 いずれか一社（投資法人を含むが、日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズの場合に限る。）の発行済み株式総数の50%を超える株式を取得することはできない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の管理会社により運用されているすべての投資信託の保有分を合算して、50%を超える株式の取得をすることはできない。当該割合制限は投資時において適用がある。前記制限は、マスター・ファンドの受益証券にその資産を投資することを投資目的とするサブ・ファンドには適用されない。
- （ ）流動性の低い有価証券への投資制限 サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募株式、非上場株式または流動性の低い証券化関連商品に投資することはできない。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが私募株式、非上場株式またはその他の流動性の低い銘柄への投資を行う場合、それらの証券が公正価格にて算定される方法が取られるものとする。
- （ ）利害関係当事者との取引の制限 管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。
- （ ）信用リスクの管理 管理会社および投資顧問会社は、管理会社の可能な限り、アイルランドの2011年欧洲共同体（UCITS）規則およびアイルランド中央銀行が発行したUCITS通達に記載されるリスク管理方法に従ってサブ・ファンドの信用リスクを管理するものとする。サブ・ファンドは、その純資産の35%を超えて、以下のリスト（元々はアイルランド中央銀行が2019年6月付UCITS申請フォームに記載したリストから選び出されたものである。）から選定される発行体に投資する予定である。経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国政府（ただし、関連する銘柄が投資適格であることを条件とする。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫（ファニー・メイ）、連邦住宅貸付抵当公社（フレディ・マック）、連邦政府抵当金庫（ジニー・メイ）、連邦奨学金融資金庫（サリー・メイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレートAファンディング・エルエルシー、中華人民共和国政府、ブラジル政府（銘柄が投資適格である場合に限る。）、インド政府（銘柄が投資適格である場合に限る。）。ファンドは少なくとも6種類の異なる銘柄の証券を保有しなければなら

ず、かついざれか一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。管理会社および投資顧問会社は、これらの個々の発行体の証券への投資に伴う信用リスクを十分に管理するものとする。

受益証券の買戻しもしくはサブ・ファンドの終了の場合、当該受益証券は、受益者から現金で買戻される。サブ・ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。サブ・ファンドの受益証券が日本において販売される際に上記制限が日本の投資信託協会の規則または日本証券業協会の基準上要求されなくなった場合、かかる基準（適用ある場合）は、適用されなくなる。

3 【投資リスク】

サブ・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、後述する証券に通常の状況において直接投資することはない。サブ・ファンドへの投資の価値は、マスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、サブ・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび後述する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関係している。

リスク要因

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象の種類は、時の経過とともに変更されることがあり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、追加的なリスクや下記のリスク要因以外のリスクに晒される可能性がある。現在特定されていないリスクがサブ・ファンドおよびマスター・ファンドに重大な影響を及ぼすことも考えられる。投資者は、投資を行う前に下記のリスク要因を慎重に検討すべきである。

アロケーション・リスク

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に関係する。サブ・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証をすることはできない。マスター・ファンドが、大きなリターン結果が見込まれる市場をアンダーウエイトとしており、投資妙味の高い投資機会を逃したり、大幅な下落が見込まれる市場をオーバーウエイトすることにより、損失を被る可能性がある。

裁定取引のリスク

マスター・ファンドが2つの証券の価格差を利用するためアービトラージ戦略によって証券もしくはデリバティブの買ポジションを取る場合、一定のリスクに晒される。アービトラージ戦略では、マスター・ファンドはある証券を購入し、組み合わせで別の証券を空売りするためにデリバティブを利用する。この戦略に基づき取られるデリバティブのショート・ポジションは、意図したパフォーマンスを挙げずに、マスター・ファンドに損失をもたらす可能性がある。さらに、アービトラージ戦略により購入される証券の発行体は、多くの場合、再編、買収、合併、企業取得、株式公開買付、株式交換または清算といった重大な企業活動に携わっている。こうした企業活動は、当初計画したようには完了しない、または全く達成できない可能性がある。

コール・リスク

コール・リスクとは、ある発行体が予定より早い時期に確定利付債券を買い戻す（「コール」する）権利を行使する可能性を指す。発行体は、多くの理由（金利の低下、信用スプレッドの推移および発行体の信用力の回復等）により、償還日より前に発行済の証券をコールすることができる。マスター・ファンドが投資した証券を発行体がコールする場合、マスター・ファンドは、最初に投資した全額を回収できないことがあります、利回りが低い証券、信用リスクが高い証券またはその他の不利な特徴のある証券への再投資を迫られることがある。

商品リスク

マスター・ファンドは商品連動デリバティブ商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりもより大きな価格変動にさらされる。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、

政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。こうしたセクターにおける商品の価格は、価値や需給の変化および政府の規制方針の変更などの要因により変動する可能性がある。

利益相反リスク

ポートフォリオ・マネージャーによるマスター・ファンドまたはサブ・ファンドの運用とその他の勘定の運用との間において、潜在的および実際の利益相反が隨時発生することがある。投資機会がマスター・ファンドおよびポートフォリオ・マネージャーが運用するその他の勘定の双方にとって適している可能性がある場合でも、マスター・ファンドおよびその他の勘定の双方が完全に参加するために十分な数量を利用できるとは限らない。同様に、あるマスター・ファンドおよび別の勘定が保有する投資対象を売却する機会が限定されることがある。投資顧問会社は投資機会を長期にわたり公正かつ公平に配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用する。個別の勘定の投資ガイドラインおよびポートフォリオ・マネージャーの投資見通しに基づいて様々な投資戦略にわたって投資機会が配分される。投資顧問会社は、マスター・ファンドおよび一定のプールされる投資ビーカーの並列的な運用に起因する潜在的な利益相反（投資機会の配分の問題を含む。）に対処するために設計される、全般的な取引の配分方針を補完するための追加的な手続きを採用する。潜在的および実際の利益相反は、投資顧問会社の別の事業活動および投資顧問会社が発行体に関する重大な非公開情報を所有する結果として生じることもある。さらに、マスター・ファンドに投資する勘定の投資顧問として投資顧問会社が業務を提供する結果として、潜在的および実際の利益相反が生じることもある。特に、投資顧問会社は一定の場合に、マスター・ファンドのための投資対象の購入（または売却）と、自身が現在もしくは将来的に投資運用者として業務を提供する相手であるアカウント、投資信託、顧客もしくは仕組み商品または自身の投資信託、顧客もしくは関係会社のために同一の投資対象の売却（もしくは購入）を同時に行うこと、ならびにそのような状況下でクロストレード（派生取引のノベーション等の同種の取引を含む。）を締結すること（流動性が低いか、もしくは評価が難しい可能性がある証券もしくはその他の資産に関する場合を含む。）を予定している。本書の「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の「クロストレードに関する利益相反」を参照のこと。加えて、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の懸案事項により、投資顧問会社が一定の投資対象を制限したり、それらへの参加を禁止することもある。

転換証券のリスク

転換証券は、所定の価格もしくは割合で発行体の普通株式（または現金もしくは同価値の証券）に転換または交換できる債券、優先株式もしくはその他の証券である。転換証券の市場価格は、金利の上昇時には下落し、金利の低下時には上昇する。ただし、転換証券の市場価格は、発行体の株価が転換証券の「転換価格」に近づくかそれ以上となる場合、当該発行体の普通株式の市場価格を反映することが多い。転換価格とは、転換証券が株式に交換される場合の事前に決められた価格をいう。転換先の普通株式の市場価格が下落すると、転換証券の価格はその利回りからの影響を受けやすくなる。したがって、転換証券の価格は、転換先の普通株式と同程度には下落しない。発行体が清算される場合、転換証券の保有者は、その発行体の普通株式の株主よりは債権の優先順位が高いが、優先債務（証券）の保有者よりは優先順位が低い。したがって、転換証券は一般に、普通株式よりはリスクは低く債務よりはリスクが高い。

信用リスク

確定利付証券（貸付証券の担保のために購入された証券を含む。）の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者が、適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できないもしくは履行しようとしている場合、または（市場参加者、格付機

関、値付業者などにより）履行できないまたは履行しようとしてみなしされる場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、損害を被る可能性がある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが保有する証券の格下げは、その価額を下落させる可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。平均信用度等の指標が、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの正確な信用リスクを正確に反映していないことがある。これは、特に、サブ・ファンドを構成する証券に付与される信用格付けが非常に幅広い場合に当てはまる。したがって、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、一定の信用度があることを示す平均信用格付けが付与されても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな信用リスクにさらされる場合がある。このリスクは、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがサブ・ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

為替リスク

マスター・ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポートを伴うデリバティブまたは他の商品に直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。

米国以外の為替レートは、金利変動、インフレ率、国際収支および政府の財政黒字もしくは財政赤字、米国または同国以外の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または米国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

マスター・ファンドが、新興国と経済的に結びついている米国以外の通貨に投資を行い、または当該通貨の取引を行う場合、為替リスクは特に高くなる。こうした通貨取引は、米国以外の先進国の通貨への投資や米国以外の先進国と経済的に結びついている通貨の取引を行う場合とは異なる市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびそれ以外のリスクや、より重大なリスクを伴うことがある。

マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、為替エクスポートを管理しておらず、その結果、為替レートの変動による損失を被るリスクに晒される。

サイバーセキュリティのリスク

業務におけるテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがサイバーセキュリティの侵害を通じてオペレーショナル・リスクの影響を受けやすくなっている。サイバーセキュリティの侵害は、外部からの妨害行為または意図的なリソースによる意図的または意図的ではない出来事の双方を指し、いずれの場合も、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが機密情報の喪失、データの損失または業務運営能力の喪失を招くことがある。これが転じて、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが規制上の罰則を課されたり、評判が損なわれたり、是正措置に伴う追加の法令遵守費用および／または金銭的な損失を負担することがある。サイバーセキュリティの侵害が、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドのデジタル情報システムへの（「ハッキング」または悪質なソフトウェアのプログラミング等を通じた）不正アクセスを伴う場合があり、複数のソース（サービス拒否（DoS）攻撃（対象ユーザーによるネットワーク・サービスの利用を不能とするための行為等）もしくはサイバーエクストーション（ランサムのために保有されるデータの抽出および／またはランサムが支払われるまでシステムを使えなくする「ランサムウェア」攻撃を含む。）等の外部からの攻撃またはインサイダー・アクションを含む。）に起因する場合もある。さらに、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの第三者としての業務提供者（管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および保管会社、ベンダー、業者等）またはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドが投資する発行体のサイバーセキュリティの侵害により、直接的なサイバーセキュリティの侵害または企業データの詐取に伴うリスクと類似のリスクの多くを負担する場合もある。投資顧問会社は、一般的なオペレーショナル・リスクの場合と同様に、サイバーセキュリティに伴うリスクの低減のために設計されたリスク管理システムを確立している。ただし、特に、サブ・ファンドもマスター・ファンドも、発行体または第三者としての業務提供者のサイバーセキュリティ・システムの直接的な管理を行っていないことから、かかる措置が成功するとの保証はない。このような企業はサイバー攻撃および不正アクセスを適宜獲得するためのその他の試みを経験済で、不正アクセスを獲得するためのこのような攻撃またはその他の試みが及ぼす影響を防ぐかまたは低減するための努力が実を結ぶとの保証はない。サイバーセキュリティの侵害が見過ごされるかもしれないリスクも存在する。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドおよびその受益者は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンド、その業務提供者、取引の相手方当事者またはサブ・ファンドまたはマスター・ファンドが投資する発行体に関連するサイバーセキュリティの侵害の結果として損失を被る可能性がある。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。マスター・ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、本書の「第1 2（2）投資対象」を参照のこと。マスター・ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、例えば発行体、イールドカーブのポジション、インデックス、セクター、通貨および／もしくは地域のエクスポージャーを得るために、ならびに／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等の他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。マスター・ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。一部のケースでは、マスター・ファンドが無制限の損失を被る場合がある。デリバティブの利用により、マスター・ファンドの投資リターンが、マスター・ファンドが保有していない有価証券の運用実績に影響され、その結果、マスター・ファンドの投資エクスポージャーの合計が組入銘柄の価値を上回る可能性がある。

マスター・ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク（高度にカスタマイズされたデリバティブの場合に増大する可能性がある。）、金利リスク、市場リス

ク、コール・リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクに加え、証拠金の要求の変動から発生するリスクにさらされる。デリバティブにはまた、不適切な評価のリスク、およびデリバティブ商品の価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないリスクも伴う。マスター・ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、マスター・ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があり、デリバティブにより、市況が通常ではないまたは極端な時を中心に、マスター・ファンドのボラティリティが上昇することがある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、マスター・ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に当該戦略が成功するとの保証はない。さらに、マスター・ファンドによるデリバティブの利用が、受益者により支払われる税額を増額または上昇させる場合がある。さらに、マスター・ファンドがデリバティブ取引を利用することにより、受益者が支払うべき税額が増額され、または繰り上がることがある。OTCデリバティブは、集中清算のデリバティブに付与される保護の多くが適用されず、取引相手方が契約上の義務を履行しないというリスクを抱える。取引所においてまたは中央清算機関を通じて取引されるデリバティブの主な信用リスクはマスター・ファンドの清算ブローカーまたは清算機関の信用力による。

デリバティブ商品のための市場への参加には、かかる戦略を利用しない場合にマスター・ファンドが負担しなかったはずの投資リスクおよび取引コストを伴う。デリバティブ戦略の遂行を成功させるために必要とされる技術は、その他の種類の取引に必要とされる技術と異なる場合がある。マスター・ファンドが有価証券、通貨、金利、カウンターパーティーまたはデリバティブ取引に伴うその他の経済的要因の評価および／もしくは信用性の予測を誤った場合、マスター・ファンドがかかるデリバティブ取引を行っていなければマスター・ファンドの運用成績は上昇していたことがあるかもしれない。特定のデリバティブ商品に伴うリスクおよび契約上の債務を評価する際には、マスター・ファンドおよびそのカウンターパーティーの双方が合意する場合に限り特定のデリバティブ取引を修正または終了できるデリバティブ取引もあれば、マスター・ファンド関連事由またはカウンターパーティー関連事由が発生した場合にカウンターパーティーまたはマスター・ファンド（場合による。）が終了することができるデリバティブ取引もあり、かかる修正や終了により、マスター・ファンドとカウンターパーティーとの間で締結されたデリバティブ取引の市場価値に応じてマスター・ファンドに損失または利益が生じる可能性がある点に留意することが肝要である。また、かかる早期終了により、課税事由が発生し、課税目的による利益または損失の認識が早期に行われる場合がある。マスター・ファンドは、その終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴うマスター・ファンドの債務またはマスター・ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、マスター・ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。マスター・ファンドが、終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴うマスター・ファンドの債務またはマスター・ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、マスター・ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。特定の契約の満了または終了時に、マスター・ファンドが同様の契約の締結によりデリバティブ商品によるマスター・ファンドのポジションの構築を意向している場合であっても、元々の契約のカウンターパーティーが新規契約の締結を望まない場合や、他に適切なカウンターパーティーを確保できない場合は、かかるポジションを構築できないおそれがあり、このような場合、マスター・ファンドが一定の望ましい投資エクスポージャーを維持することができない、または他の投資ポジションもしくはリスクをヘッジすることができない可能性があり、その場合、マスター・ファンドが損失を被るおそれがある。さらに、かかる特定の契約の満了または終了後、マスター・ファンドは、追加のデリバティブ取引を行うカウンターパーティーがより少なくなる場合があり、その場合、一または複数のカウンターパーティーに対するカウンターパーティー・リスク・エクスポージャーがより大きくなる可

能性があるとともに、一定のデリバティブを締結するコストが増加する可能性もある。このような場合、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが損失を被るおそれがある。

一定のデリバティブ取引のための市場（米国外に所在する市場を含む。）は、比較的新しく、なお発展途上にあるため、リスク管理およびその他の目的上、すべての状況において適切なデリバティブ取引を執行できない場合がある。そのような市場を利用できない場合、ファンドの流動性リスクや投資リスクが上昇する場合がある。

マスター・ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより発生する損失は、基本的に、ヘッジされる投資対象からの利益により事実上相殺され、その逆の場合も同様である。ヘッジにより、損失が減少または低下することがあるが、利益が減少または低下することもある。デリバティブと投資先の有価証券との間のマッチングが不完全なことによりヘッジに影響が及ぶ場合もあるため、ファンドのヘッジ取引（またはマスター・ファンドの一クラスのヘッジ取引）が効果を発揮するとの保証はない。

デリバティブ市場の規制が過去数年間で強化されているため、デリバティブ市場の将来的な追加規制により、デリバティブのコスト負担が増加する、デリバティブの利用可能性が制限される、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶおそれがある。このような不利な進展により、マスター・ファンドのデリバティブ取引の効果が損われ、マスター・ファンドの価値が低下する可能性がある。

デリバティブ取引が執行される市場の一部が、「店頭取引」または「ディーラー間取引」市場となる場合がある。当該市場への参加者は、基本的に、取引所ベースの市場の会員のような信用評価および規制監督下にはない。そのため、マスター・ファンドは、取引当事者がカウンターパーティーの信用力または流動性の問題を理由として取引条件に従った取引決済を行わないリスクにさらされる。取引所で取引されるデリバティブの主な信用リスクは、取引所自体または関連する決済ブローカーの信用度である。また、当該市場が、取引ベースの市場に存在するような、市場参加者間の対立の迅速な解決に向けて確立された規則や手続きを備えていないため、（誠実か不誠実かを問わず）契約条件を巡る対立の結果として決済が遅延する可能性もある。これらの要因により、代替取引またはその他の手段が講じられる場合でも不利な市場動向によりファンドが損失を被るおそれがある。このような「カウンターパーティー・リスク」は、スワップにおいても存在し、イベントの発生が決済を妨げるような償還残存期間が長い取引や、マスター・ファンドが単一のカウンターパーティーまたは小規模なカウンターパーティーのグループとの取引に集中する場合に、増大する可能性がある。

配当狙い銘柄のリスク

株主に対して定期的に配当金もしくは分配金を支払う発行体が、将来にわたって支払いを継続しない可能性がある。発行体は、いつでも、いかなる理由でも、将来の配当や分配を減額もしくは廃止しうる。過去に配当金を支払っている発行体の証券の価格は、その発行体が将来の配当や分配を減額もしくは廃止する場合、下落する可能性がある。マスター・ファンドが受け取る配当金や分配金が減る場合、マスター・ファンドの受益者に対する収益分配が少なくなる可能性がある。

エマージング市場リスク

米国外への投資リスクは、エマージング市場証券にマスター・ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。エマージング市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的、テクニカル的およびその他のリスクをもたらすことがある。マスター・ファンドが特定の地域、国または国の集合体と経済的な関係があるエマージング市場証券に投資する限度で、マスター・ファンドは、当該地域、国または国の集合体に不利な影響を及ぼす政治的または経済的な事象に対して敏感に反応することがある。経済的、事業的、政治的および社会的な不安定さが、先進国市場の有価証券に対するもの

とは異なる、時により深刻な影響をエマージング市場の有価証券に与えることもある。エマージング市場証券の複数の資産クラスへ集中して投資を行う限度で、マスター・ファンドは、エマージング市場証券全体に不利な状況下において、損失を低減する能力を制限されることがある。エマージング市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券に比べて、変動が大きく、流動性が低く、価格評価が難航する場合がある。エマージング市場は基本的に、先進国ほど法的、会計および金融報告のシステムが整備されていないため、投資家が利用できる財務情報の範囲およびクオリティが下がることがある。エマージング市場国の政府はより発展している国々に比べて、安定していないことが多かったり、企業、産業、資産および外国人の持株比率に関して超法規的対応を取る可能性が高くなる傾向がある。さらに、投資家がエマージング市場の発行体に対して訴訟の提起もしくは執行判決の取得を行うこと、または外国の規制当局が当該発行体に対する強制措置を執行することがより難しくなることがある。マスター・ファンドは、その価値またはリターンがエマージング市場証券の価値またはリターンに連動しているデリバティブまたはその他の証券もしくは商品に投資する場合に、エマージング市場リスクを負担することもある。エマージング市場の有価証券の取引および決済のための仕組みおよび手続きは、未成熟で透明性が低いため、取引の決済に時間がかかることがある。金利の上昇と信用スプレッドの拡大とが相俟って、エマージング市場の債務の評価額にマイナスの影響が及び、発行体の資金調達コストが上昇する可能性がある。このようなシナリオにおいては、エマージング市場の発行体は債務を返済できず、エマージング市場債務の取引市場の流動性は低下し、投資しているマスター・ファンドはいずれも損失を被る可能性がある。一部のエマージング市場の経済は、特に一定の産業またはセクターのリスクを負担しているか、またはその影響を受けやすいことがあり、そのために当該エマージング市場の発行体および／または証券が当該産業またはセクターの業績から受ける影響が大きくなることがある。

エクイティ・リスク

エクイティ証券は、発行体の所有権または所有権を取得する権利を表す。エクイティ証券は、優先株式、転換株およびワラントを含むがこれらに限定されない。普通株式や優先株式などのエクイティ証券の価格は、実際のもしくは予想される経済情勢の悪化、企業収益の見通しの修正、金利や為替レートの変動または投資家心理の冷え込みなど、特定企業に関連しない市場全体の状況により下落する。また、労働力不足や生産コストの増加、同一業種内における競合など特定の業種に影響する要因によっても下落する。エクイティ証券は一般に、確定利付証券に比べ価格変動が大きい。こうしたリスクは一般に、破綻危機に陥っている企業へのエクイティ投資で拡大する。

先物契約リスク

先物契約は、証券、通貨またはコモディティ等の原資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約を伴うデリバティブ商品である。先物契約を含むデリバティブ商品をファンドが利用することに付随するリスクは、「デリバティブ・リスク」の項でさらに詳しく説明されている。先物契約を売買した結果、先物契約への投資金額を上回る損失が生じるおそれがある。先物契約と原資産の価格の推移に相関性があるとの保証はない。また、先物市場と原資産の市場が大きく乖離した結果、各市場間の相関性が薄れる場合もある。どの程度相関性がなくなるかは、原資産の先物および先物オプションに対する投機的市場の需要の推移（先物取引および先物オプションにおけるテクニカル要因の影響を含む。）ならびに金利水準、償還残存期間および発行体の信用力等を要因とする先物契約と原資産の乖離等の状況に依拠している。

先物契約は、取引所で取引されるため、当事者は、大半のケースにおいて、原資産を引き渡すことなく、ポジションを取引所で現金により手仕舞いすることができる。マスター・ファンドが利用する先物が取引所で取引されている場合、先物契約における主な信用リスクは、マスター・ファンドの清算ブローカーおよび清算機関の信用力である。マスター・ファンドによるデリバティブや関連商品の利用についての規定の変更により、マスター・ファンドのデリバティブ投資が制限や影響を受け、マスター・

ファンドが採用するデリバティブ戦略が制限されたり、デリバティブやファンドの価格もしくはパフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。先物の取引所が、一定の先物契約価格において一取引日の値幅制限を課す場合がある。マスター・ファンドが先物または先物オプションのポジションの清算を意図する時点で市場に流動性があるとの保証はなく、マスター・ファンドはポジションが清算されるまでマージン請求を充足する義務を負い続ける可能性がある。

さらに、一定の先物契約は、取引実績に乏しい、比較的新しい商品の場合がある。その結果、活発な流通市場が発展または持続的に存在するとの保証はない。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、2008年から2009年の金融市場の低迷およびその後の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになっている。特に、米国政府は、金融サービス業界および消費者信用市場を含む広範囲にわたる規制の枠組みを制定したが、それがマスター・ファンドまたはサブ・ファンドが保有する証券価格にどのように影響するかは予見できない。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、マスター・ファンドもしくはサブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法令上の規制により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる法令上の規制は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全体、また特に私募ファンドやそれらの投資顧問会社の活動は、法規制の監視強化の対象となっている。こうした監視により、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドならびに/または管理会社が法的、コンプライアンス上、管理事務上およびその他の関連する負担や費用、またサブ・ファンド、マスター・ファンドおよび/もしくは管理会社への規制監督もしくは関与を増やし、また結果としてサブ・ファンド、マスター・ファンドもしくは管理会社に適用される法規制の仕組みに曖昧さや利益相反が生じる可能性もある。さらに、証券や先物市場は、広範囲にわたる法規制や委託証拠金の対象となっている。SEC、米商品先物委員会、自主規制の機関や取引所を含む米国連邦政府や州規制当局は、市場に緊急事態が発生した場合に例外的措置を講じることが認められている。デリバティブ取引や当該取引を行う法人への法規制は、現在、整備段階にあり、政府や司法による追加的な規制や変更の対象となっている。サブ・ファンド、マスター・ファンドまたは管理会社に関する従来とは別の米国または米国以外の規則や法規制が採用される可能性もあり、今後の規則や法規制の適用範囲は不明である。今後、サブ・ファンド、マスター・ファンドまたは管理会社が監督当局の検査または規制を受けないと保証は一切ない。規制の変更や今後の展開が及ぼすサブ・ファンドまたはマスター・ファンドへの影響は、それらの運用方法を左右し、重大で好ましくない影響である可能性もある。

ドッド・フランク法により義務付けられる改正が、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの運用実績ならびにファンドが保有する資産の価値に重大な影響を与え、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドに追加コストを負担させ、投資慣行の見直しを義務付け、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの分配金支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、自己勘定売買の制限により、確定利付債券のマーケット・メイキングの能力にマイナスの影響が及び、その結果、確定利付債券市場の流動性が低下するおそれがある。これらの改正およびその他の規制変更の影響の詳細が不透明な状況は今後も続くものの、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが今後より複雑な規制の枠組の影響を受ける可能性があり、新しい規制の遵守および今後の法令遵守の検証のために追加費用を負担することになる可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムはマスター・ファンドまたはサブ・ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジ

ティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有する組入れ金融商品の評価における潜在的な問題にさらされる可能性がある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資顧問会社は進展を監視し、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドをサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。こうした混乱が生じた場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の発行体が資産価値を大幅に低下させ、事業を中断することもあり得る。また、政府支援を受け、事業活動の大幅な制限その他の介入を招くことも考えられる。さらに、政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、こうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理することはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

メールの取扱い

トラスト宛ておよび受託会社の登記事務所で受信されたメールは、トラスト指定の転送先に開封されずに転送される。受託会社、その取締役、役員、アドバイザーもしくはサービス提供者（パミューダにおける登記事務所のサービスを提供する組織を含む。）は、転送先における受信の遅れについて責任を負わない。特に、受託会社の取締役は、（トラストのみに宛てられたメールと対照的に）個人宛てのメールについてのみ受信、開封もしくは直接対応する。

ハイ・イールド債リスク

ハイ・イールド証券および同等の信用格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される）に投資するファンドはかかる証券に投資しない他のファンドに比べて、より大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済的な低迷または個別企業の動向が、これらの証券の市場に悪影響を及ぼし、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが有利な時期および価格でハイ・イールド証券を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷により、一般的に、不払い率が上昇し、ハイ・イールド証券の市場価値が、債務不履行が発生するよりも前に大幅に下落する場合がある。ゼロ・クーポン債または現物支払証券としての仕組みを有するハイ・イールド証券は、金利上昇による価格上昇圧力またはスプレッド拡大に対する感応度が特に高いことにより、価格変動が特に大きくなる傾向があり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが現金を実際に受領していなくても帰属収入による課税対象の分配を求められる場合がある。ハイ・イールド証券の発行体が「コール」を行うか償還日前に発行証券を買い戻す権利を付与されている場合があり、支払われる金利がより低い他のハイブリッド証券または類似の商品にサブ・ファンドおよびマスター・ファンドが収益を再投資しなければならない場合がある。また、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、ハイ・イールド証券に投資を行わない投資信託よりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、マスター・ファンドが投資するハイ・イールド証券は、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかる証券の流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、ハイ・イールド証券の取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、ハイ・イールド債が、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期また

は価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、マスター・ファンドが、かかる証券の価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはハイ・イールド証券の売却後長期間にわたり、マスター・ファンドが当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、マスター・ファンドに損失が生じる可能性がある。ハイ・イールド証券への投資にはリスクを伴うため、当該有価証券に投資するファンドへの投資は投機的であると判断されかねない。

金利リスク

金利リスクとは、金利上昇によりサブ・ファンドまたはマスター・ファンドのポートフォリオ内の債券およびその他の組入銘柄の価格が下落するリスクである。

名目金利が上昇すると、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが保有する一定の確定利付証券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計ということができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果としてサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが損失を被ることがある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。比較的長期の残存期間を有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の残存期間を有する証券よりも変動しやすい。株式およびその他の非確定利付証券の価額も、金利変動により下落することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付証券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。様々な要因により金利が上昇することがある（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済情勢等）。

変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に、変動利付証券の価額は上昇しない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価額が下落することがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。

サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益およびファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。

金利または米国財務省証券の利回り（もしくは他の種類の債券の利回り）は、幅広い要因（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済状況等）により上昇する。金利および債券利回りが歴史的低水準に近い水準で推移している現在の市況は、まさにそのような状況にある。そのため、確定利付債券に対する投資は現在、金利および／または債券利回りの上昇に関するリスク水準の高まりに直面している。これは様々な要因（中央銀行の金融政策、インフレもしくは実質経済成長率の推移、一般的な経済状況、債券発行の増加または低利回りの投資対象に対する市場の需要の低下を含むがこれらに限られない。）により引き起こされることがある。

金利が非常に低いまたはマイナスとなっている期間中、サブ・ファンドは、プラスのリターンを維持できない場合がある。米国および世界の多くの地域（一部のヨーロッパ諸国を含む。）における金利は、過去最低水準もしくはそれに近い水準にある。一部のヨーロッパ諸国では、近年、特定の確定利付商品の金利がマイナスとなっている。金利が非常に低いまたはマイナスとなっている場合、金利リスクが増大するおそれがある。金利の変動（金利がゼロを下回る場合を含む。）により、市場が予想外の影響を受け、市場ボラティリティが高まり、また、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドがかかる金利リスクにさらされている場合はサブ・ファンドまたはマスター・ファンドのパフォーマンスが低くなるおそれがある。

平均デュレーション等の指標は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの正確な金利感応度を的確に反映していないことがある。これは、特に、マスター・ファンドを構成する証券のデュレーションが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、一定の水準の金利リスクを示す平均デュレーションを有していても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな金利リスクにさらされる場合がある。このリスクは、マスター・ファンドがマスター・ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。

コンベクシティとは、証券またはファンドの金利感応度を理解するために利用される追加的な指標である。コンベクシティは、金利の変動に対してデュレーションがどの程度の割合で変化するかを測定する。証券価格に関しては、コンベクシティ（プラスまたはマイナス）が大きい場合、金利の変動に対する価格変動が大きいことを意味している。コンベクシティは、プラスの場合とマイナスの場合がある。コンベクシティがマイナスの場合、金利の変動によりデュレーションが上昇するため、金利変動に対する価格感応度が高いことを意味する。そのため、コンベクシティがマイナスの証券（従来型のコール構造の債券や、一部の担保証券を含むことがある。）は、金利上昇時に大きな損失を被ることがある。したがって、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドがこのような証券を保有する場合、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが金利上昇時の損失が拡大するリスクにさらされる場合がある。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。マスター・ファンドが比較的少数の発行体に投資を行う場合、より分散した投資を行うサブ・ファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

発行体リスク

サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが保有する証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがある。

レバレッジ・リスク

一定の取引がレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、銀行からの直接借入れ、逆レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入れおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジは、マスター・ファンドの投資規模を増大するかもしくは取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、マスター・ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。マスター・ファンドは、通常、投資顧問会社が清算することを決定した資産を分別することによりレバレッジ・リスクを軽減し、または、リスクが生じることがあるデリバティブ取引における義務をカバーするために相殺関係に立つポジションをとる。

マスター・ファンドは、また投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされる。レバレッジの活用により、マスター・ファンドは、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを解消することがある。借入れを含むレバレッジにより、マスター・ファンドは、レバレッジがかけられない場合よりも変動しやすくなる。これは、レバレッジにより、マスター・ファンドの組入証券の価値の増減が増幅されるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引がカバーされる限り、当該取引はレバレッジをかけられているとみなされることはないとみなされる。

LIBORからの移行リスク

マスター・ファンドが投資することができる一定の商品は何らかの形でロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）に基づいている。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。英国の金融規制機関でありLIBORの規制当局である金融行為規制機構（「FCA」）の長官は2017年7月27日に、銀行間の無担保資金調達に関する活発な市場が存在しないこと等を理由に、2022年以降、銀行に対し、LIBORを維持するために必要な提示レートを提供することを積極的に奨励しないようになると公表した。FCAは、2021年3月5日に、すべての米ドルLIBORセッティングについて、（ ）1週間物および2か月物の米ドルLIBORセッティングは2021年12月31日直後に、また（ ）残りの米ドルLIBORセッティングは2023年6月30日直後に、運営機関による提供が行われなくなるかまたは代表指標ではなくなると公表した。2022年1月1日現在、米国規制当局による監督指導を受けて、米国の規制を受ける法人の一部は、限られた例外を除き、新規のLIBORの契約の締結を取りやめている。英ポンドおよび日本円の1か月物、3か月物および6か月物のLIBORセッティングの公表は、変更した算出方法（「シンセティックLIBOR」として知られる。）に基づき少なくとも2022年の暦年中は継続するものの、これらのレートは、FCAにより、これらが測定しようとする対象市場の代表指標とはならず、レガシー取引においてのみ利用可能であると明示されている。欧州、英国、日本およびスイスを含むその他の法域における銀行主催の委員会の一部は、その他の通貨建ての代替参考金利を選択している。LIBORからの移行プロセスは予想される停止日に先立って明確に定められつつあるが、LIBORの将来的な利用および代替金利の性質はなお先行きが不透明である。LIBORからの移行がマスター・ファンドまたはマスター・ファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る影響は、特定することが難しく、（ ）個々の契約における既存のフォールバックまたは終了規定、および（ ）産業内の参加者がレガシーならびに新しいプロダクトおよび商品のために新しい参考金利およびフォールバックを開発および適用するかどうか、その方法および時期を含むがこれらに限られない要因に応じて変化する可能性がある。例えば、マスター・ファンドの投資対象の一部が（ ）LIBORの廃止を定めたフォールバック規定もしくは条項が存在しない、または（ ）LIBORの恒久的な廃止を定めていない不適切なフォールバック規定もしくは条項を有する個々の契約を伴っていることがあり、移行プロセスの結果としてこのような投資対象のボラティリティの上昇または流動性の低下を招くことがある。また、当該契約に含まれる金利の規定をLIBORからの移行を完了するために再検討する必要が生じることもある。2022年3月15日に、調整可能金利（LIBOR）法が署名され法律として成立した。当該法は、LIBORを参照しつつフォールバック規定が存在しないか不十分である特定の契約について、国家全体で、LIBORを連邦準備制度理事会により選定され、担保付翌日物調達金利（SOFR）に基づくベンチマーク金利と入れ替える法定のフォールバックメカニズムを規定している。当該法の施行規則が今後制定されることが見込まれる。投資対象が契約の変更、既存のフォールバックの適用、法定要件その他によりLIBORから代替金利へ移行した結果、マスター・ファンドが保有する一定の商品の価値が下落したり、マスター・ファンドの取引（ヘッジ等）の有効性が低下することもある。さらに、再設定される利率への商品の移行により当該商品を保有するマスター・ファンドの報告利回りが変動することがある。LIBORからの移行によるこのような影響や他の予測できない影響により、マスター・ファンドが損失を被ることがある。

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。流動性リスクは、活発な市場が存在しないこと、売買高の減少および確定利付証券でマーケット・メイクを行うための従来型の市場参加者の能力に起因するもので、金利上昇局面や、確定利付型の投資信託の投資者からの買い戻しが通常よりも拡大して、売却により市場での流通量が増加するようなその他の状況下において、増大する。流動性の低い投資対象とは、当該投資対象の時価を大幅に変更した上で売却または処分しない限り7暦日またはそれより短い期間内に現行の市況下で売却または処分できないとマスター・ファンドが合理的に予想

する投資対象のことである。流動性の低い投資対象は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合がある。マスター・ファンドが流動性の低い投資対象に投資することにより、マスター・ファンドは流動性の低い投資対象を有利な時期もしくは価格で売却することができなくなるか、または場合によってはマスター・ファンドが債務を履行するために不利な時期もしくは価格で別の投資対象を処分することを迫られることがあるため、マスター・ファンド(およびサブ・ファンド)のリターンが減少することがあり、これにより、マスター・ファンドがその他の投資機会を利用できなくなることもある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性が低くなる可能性がある。債券市場は、ここ30年を通じて絶えず拡大しているが、債券取引に従事する従来型のディーラーの量は不安定で、一部で減少しているケースもある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力の主要な提供元となっていたディーラーが取り扱う在庫が、市場規模に対して、低水準または過去最低に近い水準にある。マーケット・メイカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させることに努めるが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。このような発行債券は、景気の先行きが不透明な時期に増加する場合がある。

そうした場合、流動性の低い投資対象に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、マスター・ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、マスター・ファンドが保有する商品の評価にも悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドの主要な投資戦略が、時価総額の低い投資対象、米国外証券、ルール144A証券、流動性が低いセクターの債券、デリバティブもしくは相当な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券と関係する場合、マスター・ファンドは最大の流動性リスクにさらされる傾向がある。さらに、償還残存期間が長い確定利付債券は、償還残存期間が短い確定利付債券に比べて、流動性リスクの水準が高い。結論として、流動性リスクは、機関投資家などの大口投資家による異常に多くの買戻請求やその他の通常起こらない市況のリスクを伴うもので、これにより、マスター・ファンドが認められる期限内で買戻請求に応じるための投資対象の売却が困難になる可能性がある。マスター・ファンドは、このような買戻請求を充足するために、低価格または不利な状況での有価証券の売却を余儀なくされ、この場合、マスター・ファンドの価値が損なわれることになる。また、その他の市場参加者がマスター・ファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがある。

マネジメント・リスク

マスター・ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが望まれる結果を生むとの保証はない。サブ・ファンドが投資しようとする一部の証券またはその他の商品が、希望する数で利用できないことがある。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の要因により、投資顧問会社が一定の投資を実行することを制限または禁止されることがある。このような場合、投資顧問会社またはポートフォリオ・マネージャーが、代用として他の証券または商品の購入を決定することがある。このような代用としての証券または商品が、希望するパフォーマンスを上げることができない場合に、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが損失を被ることがある。マスター・ファンドが価格設定上の非効率性の認識を目標とする戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を採用する場合、マスター・ファンドは、かかる戦略に関係する証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動するリスクにさらされ、かかる変動が生じた場合、マスター・ファンドのリターンが減少したり、マスター・ファンドに損失が生じるおそれがある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、ピムコまたは別の業務提供者の内部システムまたは管理の不備によりマスター・ファンドおよびサブ・ファンドが損失を被るか、またはマスター・ファンドおよびサブ・ファンドの業務が損なわれるリスクも負担する。例えば、取引の遅延または工

ラー（人的またはシステミックなものの双方）により、評価額の上昇が予想される証券をマスター・ファンドおよびサブ・ファンドが購入できなくなることがある。さらに、法令上、規制上もしくは税務上の制限、政策または展開が、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの運用において投資顧問会社が利用する投資手法に影響し、投資目的を達成するためのマスター・ファンドおよびサブ・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。投資顧問会社の人員がすべて、今後も投資顧問会社と関係を持ち続けるとの保証はない。投資顧問会社の一または複数の重要な従業員による業務が行われない場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資目的を達成するための能力に悪影響が及ぶことがある。投資者は、ある特定期間において、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが行う投資や達成する業績が、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドと同様の名称、投資対象および投資方針を有するサブ・ファンドを含む、投資顧問会社が投資顧問業務を行う他の投資ビークルによる投資や業績と一致するとは限らないことを認識すべきである。これは、それぞれ他の同様のポートフォリオと比較して、特定のポートフォリオが運用を開始した際ににおける別のポートフォリオ管理チームもしくは戦略の使用または特定のポートフォリオの規模を含むが、これらに限られない様々な要因に起因することがある。

市場リスク

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、信用市場の悪化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落する可能性がある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。信用格付の引き下げも、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する有価証券にマイナスの影響を及ぼすことがある。市場の好調時であっても、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する投資対象の価格が市場全般とともに上昇するとの保証はない。さらに、市場リスクには、地政学上のイベントが国または世界的な水準で景気を悪化させるリスクも含まれる。例えば、テロ、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖、政権交代、外交上の進展および自然／環境災害はすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼすことがあり、これにより、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの価格が低下しかねない。これらの出来事により、消費需要または経済生産高が縮小し、その結果として市場の閉鎖、旅行の制限または封鎖措置をもたらし、また経済に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。米国で現在議論を呼んでいる政治情勢や、米国および米国外における政治および外交上のイベント（米国政府が長期予算および赤字削減策でたびたび承認を得られなかつたこと等）が、かつて米国政府閉鎖という結果を招いたが、この先も同じ結果を招きかねず、そうなればサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象および運営に悪影響を及ぼしかねない。今後の米国連邦政府の閉鎖や閉鎖の長期化が投資家および消費者信頼感に影響を及ぼす可能性があり、金融市場および広域の経済に対して場合によっては突然に、かなりの程度まで悪影響を及ぼす可能性がある。世界中の政府、準政府機関および規制当局はこれまで、様々な財政政策および金融政策の大幅な見直し（企業への直接的な資金注入、新しい金融政策および大幅な金利の引き下げを含むがこれらに限られない。）により深刻な経済混乱に取り組んできた。これらの政策の予想外もしくは突然の撤回、またはこれらの政策による効果が失われることにより証券市場のボラティリティが高まり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象に悪影響が及ぶおそれがある。市場の機能が停止し、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが適切なタイミングで有利な投資判断を下すことを妨げる場合もある。マスター・ファンドは、地政学上の市場混乱に見舞われた地域に集中して投資を行う場合、より高い損失リスクにさらされるが、世界経済と金融市場の間の相互の関連性が高まれば、ある国、地域または金融市場における出来事または状況が別の国、地域または金融市場に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、投資家は、サブ・ファンドが各々の財務上のニーズおよびリスク許容度を充足しているか否かを決定するために、現在の市況を注意深く検証すべきである。

現在の市況においては、確定利付証券に対する投資のリスクが上昇する可能性がある。米国の金利は、歴史的低水準またはこれに近い水準で推移している。金利がこの先上昇すれば、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが確定利付証券に投資する場合、ファンドの価値が低下する可能性がある。このように、確定利付債券市場は、金利、ボラティリティおよび流動性リスクの水準の上昇に影響されることがある。金利の上昇により、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの価値が大きく損なわれた場合、ファンドに対する受益者の買戻請求が増加し、ファンドが不利な時期および価格での投資対象の清算を余儀なくされ、その結果、ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。

取引所および証券市場が、特定の有価証券について、または全体的に早期清算、終了の延長、取引遅延または取引停止を行う可能性があり、その結果、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが有利な時期で有価証券もしくは金融商品の売買または組み入れている投資対象の正確な値付けを行え

なくなる場合がある。また、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、純資産価格の算出のために各種の独立した情報源を利用することができる。その結果、各ファンドは、業務提供社および業務提供者のデータ収集源に依拠することに伴う一定の業務リスクを負担する。特に、エラーまたはシステムの不具合およびその他の技術的な問題が、ファンドの純資産価格の算出に悪影響を及ぼす場合があり、このような純資産価格の決定上の問題により、純資産価格の算出が不正確になったり、純資産価格の算出が遅れたり、および／または、期間を延長しても純資産価格の算出ができない場合がある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが、このような失敗による損失を回復できない場合がある。

マスター・ファンドは非米国証券に投資することができ、米国の発行体の証券または米国市場のみで取引する証券にのみ投資する他のファンドに比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、非米国証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。世界経済および金融市场はますます相関関係を深めており、ある1つの国、地域もしくは金融市场の状況や事象が、別の国、地域もしくは金融市场における発行体に悪影響を及ぼすことがある。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、市場の混乱、政治的変動、治安の悪化または外交的発展（制裁措置または他の同種の措置の発動を含む。）が、マスター・ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、マスター・ファンドはその非米国証券への投資をすべて失うおそれがある。発動される可能性がある制裁措置およびその他の同種の措置（報復措置および他の報復的な行為を含む。）の種類および厳格さは全般的に変わる可能性があり、その影響を確定することは難しい。これらの措置の種類は、制裁対象国または当該国と利害関係がある一定の人物もしくは企業によるクロスボーダーの支払機能を有するグローバルな支払システムの利用を禁止すること、一定の投資家による証券取引の決済の制限、および特定の国、企業または人物の資産の凍結を含むがこれらに限られない。制裁措置および他の同種の措置の発動の結果として特に、制裁対象国または制裁対象国に所在するかもしくは制裁対象国と経済的なつながりがある企業が発行する証券の評価額および／または流動性の低下、制裁対象国の証券および制裁対象国に所在するかもしくは制裁対象国と経済的なつながりがある企業の証券の信用格付の引き下げ、通貨の下落または変動、ならびに制裁対象国および世界全体の市場のボラティリティおよび混乱が生じる可能性がある。制裁措置およびその他の同種の措置により直接的または間接的に、マスター・ファンドによる（制裁対象国および他の市場における）証券の売買が制限または停止されること、証券取引の決済が大幅に遅延するか停止されること、ならびにマスター・ファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドが特定の地域または米国以外の特定の国の通貨建ての証券にその相当部分の資産を投資する限度で、マスター・ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスク（気象上の緊急事態または自然災害を含む。）にさらされることになる。非米国証券は、米国の発行体の証券に比べ流動性が低く、評価が難しい場合もある。同様に、マスター・ファンドが特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は多くの場合、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクや別の種類の債券投資のリスクに関連するより重大なリスクを伴うことがある。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券の存続期間は延長される傾向にあるため、モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。個々の担保権者が期限前償還のオプションを行使することは

少ないため、モーゲージ関連証券の価値にさらに下降圧力がかかり、マスター・ファンドが損失を被ることがある。その結果、金利上昇時期において、マスター・ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、マスター・ファンドのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。モーゲージ・バック証券は、金利の低下に非常に敏感に反応することがあり、ごく僅かな変動によりマスター・ファンドが損失を被ることがある。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類のものは、信用リスクを伴う。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、マスター・ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンは減少されることがある。

マスター・ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。アセット・バック証券の元利金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産内で担保権による利益を得ることができない可能性がある。

さらに、アセット・バック証券の価値は、業務提供会社の実績に関連するリスクを伴う。一定の状況下において、サービスまたはオーナーが原担保に関連する文書の取り扱いミス（例えば、原担保の担保権の適切なドキュメンテーションを行わないこと等）を起こした場合、原担保におけるおよび原担保に対する担保権者の権利に影響を与えることがある。

オペレーション・リスク

サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーション・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーおよび違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評議の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが損失を被る可能性がある。

市場混乱リスク

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは金融、経済およびその他の世界市場の動向および混乱（戦争、テロリズム、相場操縦、政府による介入、デフォルトおよびシャットダウン、政治変動もしくは外交情勢、公衆衛生上の緊急事態（感染症の蔓延、パンデミック（世界的大流行）およびエピデミック（流行）等）ならびに自然／環境災害等から生じるもの）に関連するオペレーション・リスクを負い、これらすべてが証券市場にマイナスの影響を及ぼし、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの評価額が低下するおそれがある。これらの出来事により、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの業務提供者（ファンドの投資運用会社としてのPIMCOを含む。）が信頼を置いていたテクノロジーおよびその他のオペレーション・システムが被害を受けるおそれもあり、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの業務提供者がサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドに対する職務を遂行する能力が損なわれる可能性もある。さらに世界経済と金融市場の間の相互の関連性が高まれば、ある国、地域または金融市場における出来事または状況が別の国、地域または金融市場に悪影響を及ぼすおそれがある。

このところ蔓延している新型コロナウイルス（COVID-19）に起因する呼吸器感染症により、多くの市場（サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが保有する証券のための市場を含む。）において

てボラティリティの上昇、深刻な市場の混乱および流動性の低下が発生し、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象および運営に悪影響を及ぼすおそれがある。新型コロナウイルス感染症の感染および感染拡大を抑えるための措置の結果として、旅行の制限および混乱が生じ、国境が閉鎖され、入国時およびそれ以外の場所において感染検査が強化され、医療サービスの準備および提供の混乱や遅れが生じ、封鎖措置がとられ、イベントおよびサービスがキャンセルまたは中止され、ビジネス運営（従業員の一時解雇および削減を含む。）およびサプライ・チェーンが混乱し、消費者および事業の支出が低下するとともに、一般的な懸念および先行き不透明感が経済にマイナスの影響を及ぼしている。これらの混乱により、市場が不安定になっている（株式および債券市場における損失発生および全般的なボラティリティならびに雇用市場を含む。）。新型コロナウイルス感染症および将来的に発生する可能性があるその他の感染症のアウトブレイク（集団発生）、エピデミック（流行）またはパンデミック（世界的大流行）による影響が、多数の国々の経済もしくは世界経済全体、健全な財政状態および個別の発行体、借主およびセクターの業績ならびに市場の健全性に対して、全般的に重大かつ予測不可能な形で悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、新興国市場の国々においては、医療制度が一般的にあまり整備されていないために新型コロナウイルス感染症等の感染症による影響が大きくなるおそれがある。このような危機的状況または他の公衆衛生上の危機的状況により、一部の国々または世界中で他の既存の政治的、社会的および経済的なリスクが悪化するおそれがある。

上記により、深刻な景気減速または景気後退が発生し、市場のボラティリティが上昇し、多数の市場が閉鎖され、デフォルト率が上昇し、証券もしくはその他の資産の価値および流動性が悪影響を受けるおそれがある。このような影響は、資産クラス毎に異なる可能性があり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある。一定の場合においては、取引所もしくは市場が閉鎖されるか、または特定の証券、ひいては市場全体が取引を停止される可能性があり、その結果としてサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが一部の証券もしくは金融商品の売買を行えなくなるか、またはそれらの投資対象の価格を正確に設定できなくなる可能性がある。

これら、そして他の進展がサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの保有銘柄の流動性に悪影響を及ぼしたり、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが保有するか、またはサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが取引を希望する可能性がある証券の売買スプレッドが拡大することがある。流動性に関するさらに詳細な情報については、上記「リスク要因」の「流動性リスク」を参照のこと。

不動産リスク

REITまたは不動産に連動するデリバティブ商品に対する投資は、不動産の直接保有に伴うリスクに類似するリスク（保険または収用による損失ならびに地域および一般的な市況の変動、需給、金利、都市計画法、賃貸用の規制制限、不動産税および運営費用を含む。）を負担する。REITまたはREITの価値に連動する不動産に連動するデリバティブ商品への投資は、REITの管理会社による運用手腕の不足、税法の変更またはREITが1986年内国歳入法（改正済）（「内国歳入法」という。）に基づく収益を通じた非課税のパススルーの適格要件を充足しないこと等の、追加的なリスクを伴う。さらに、限られた数の不動産、地理的に狭い範囲または単一の種類の不動産に投資するため、分散化の程度が限られたREITもある。また、REITの組成書類に、REITの管理の変更を困難かつ時間を要するようとする規定が含まれていることもある。最後に、私募のREITは、国の証券取引所で取引されていない。したがって、これらの商品は、一般的に流動性が低い。そのため、ファンドがかかる投資を早期に買い戻す能力は低下する。私募のREITは、価格設定が困難であるため、公募のREITに比べて負担する手数料が高くなる場合がある。

投資元ファンドに関するリスク

ファンドは、それぞれを独立したトラストとして、受託会社が複数のサブ・ファンドの設定をできるようにするため、バミューダの法律に基づきユニット・トラストとして設立された。投資元ファンドお

および投資先ファンドを含む多くのサブ・ファンドは、既に設立されており、投資元ファンドは、関係する投資先ファンドの受益証券を発行する。ファンドは、各サブ・ファンド（それぞれ投資元ファンドおよび投資先ファンドを含む。）が、その資産および負債に関する事項を含み、独立したトラストとなるべく構成された。そのため、受託会社は、当該サブ・ファンドにかかる負債については、関係するサブ・ファンドの資産から補償される権利を有しており、また、かかる負債が複数のサブ・ファンドに関する場合には、関係するサブ・ファンドの資産から補償される権利を有している。一または複数のサブ・ファンドの債権者は、代位によって、同様の権利を得ることができ、例えば、受託会社が特定のサブ・ファンドの契約条件の制限を行わない場合、追加的な権利を得ることができる。さらに、この構造の有効性は、バミューダの裁判所による裁定の対象とはなっておらず、各サブ・ファンドの分離された性質が認められる保証はなく、また他の法域の裁判所がかかる性質を認める裁定を下す保証はない。

シニア・ローンリスク

マスター・ファンドがバンクローンを含むシニア・ローンに投資する場合、マスター・ファンドは、かかる証券に投資しないマスター・ファンドに比べて、高い水準の信用リスク、コール・リスク、決済リスクおよび流動性リスクにさらされるおそれがある。かかる商品は、発行体が元本および利息の継続的な支払能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済の低迷または個々の企業の動向が、これらの商品の市場に悪影響を及ぼし、マスター・ファンドが有利な時期または価格でこれらの商品を売却する能力が低下する可能性がある。経済的な低迷は、一般的に、不払い率の上昇を招き、シニア・ローンは、債務不履行が発生するよりも前に市場価値が大幅に下落する場合がある。また、マスター・ファンドは、シニア・ローンに投資を行わないマスター・ファンドよりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、マスター・ファンドが投資するシニア・ローンは、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかるローンの流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、シニア・ローンの取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、ローン契約における譲渡制限の設定、入手可能な公開情報の不足、不規則に行われる取引、および買呼値と売呼値のスプレッドの拡大により、他の種類の証券または商品に比べて、シニア・ローンを有利な時期または価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、マスター・ファンドは、シニア・ローンの価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはシニア・ローンの売却後長期間にわたり、当該売却の手取金を受け取れないおそれがあり、いずれの場合も、マスター・ファンドに損失が生じる可能性がある。シニア・ローンは、取引決済期間が7日以上となる場合を含み、長期化し、マスター・ファンドが現金を直ちに利用できなくなるおそれがある。その結果、決済が遅れたシニア・ローンの取引は、ファンドが追加投資し、またはファンドの買戻義務を履行する能力を制限することがある。ファンドは、とりわけ、ポートフォリオ資産の売却、追加現金の保有または銀行およびその他の潜在的な資金調達源との一時借入覚書の締結により、長期間の取引決済プロセスから生じる短期的な流動性需要を満たすことを目指す。シニア・ローンの発行体が満期より前に当該ローンを返済または償還する場合、支払われる金利がより低い他のシニア・ローンまたは類似の商品にマスター・ファンドが収益を再投資しなければならない。シニア・ローンは、米証券法に基づく証券であると見なされない場合がある。このような場合、マスター・ファンドによるシニア・ローンへの投資に関し、法的保護をほとんど受けられない場合がある。特に、シニア・ローンが、米証券法に基づく証券であると見なされない場合、虚偽や不正等に対する対抗措置として米証券法に基づいて証券への投資者が通常利用できる法的保護を、受けられない場合がある。シニア・ローンへの投資にはリスクを伴うため、当該商品に投資するマスター・ファンドへの投資は投機的であると判断すべきである。

投資者は、マスター・ファンドまたは投資顧問会社が、マスター・ファンドによるシニア・ローンへの投資により、発行体に関する重大な未公開情報であると見なされる情報を取得する場合があること

に、留意すべきである。このような場合、かかる発行体の証券の取引が限定されることにより、マスター・ファンドの投資機会が制限されることがある。さらに、投資顧問会社が、シニア・ローンの発行体に関する重大な未公開情報の取得を未然に防ぐよう努める場合がある。その結果、投資顧問会社が、一定の投資機会を見送ったり、シニア・ローンの発行体から取得する情報に関して制限を受けない他の投資家に比べて、不利な状況に置かれる場合がある。

空売りのリスク

マスター・ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、マスター・ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。サブ・ファンドは、貸付予約によりショート・ポジションを保有することもでき、または先物契約もしくはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、マスター・ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われる手数料および利息に相当する損失を負担することになる。したがって、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。これに対して、ロング・ポジションにかかる損失は、証券価格が下落することで生じ、証券価格がゼロ以下に下落することは有り得ないため損失は限定的である。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、マスター・ファンドに損失をもたらすリスクもある。

中小企業リスク

中小企業が発行する証券への投資は、大企業への投資よりも大きなリスクを伴う。中小企業が発行する証券の価格は、大企業よりも小規模な市場ならびに限られた経営資源および財源により、時として急激かつ予測外に上昇または下落する場合がある。中小企業へのファンドの投資は、そのポートフォリオのボラティリティを高める場合がある。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン機関が発行する確定利付商品について、かかる発行体が適時に元本または利息の支払いを行うことができないまたはその意思がないことに起因する債務不履行またはその他の不利な信用事由により、当該商品の価値が下落するリスクをいう。ソブリン機関による債務の適時返済の不履行は、外貨準備高が不足している、または通貨の相対的な価値の変動を十分に管理できないこと、債務返済または経済改革に関する債権者および／または関連する国際機関の要求を満たすことができないまたはその意思がないこと、国内総生産および税収に比べて債務負担の規模が大きいこと、キャッシュ・フローが低下したこと、ならびにその他の政治上および社会上の勘案事項を含むがこれらに限定されない多くの要因に起因しうる。ソブリン債の債務不履行またはその他の不利な信用事由が発生した場合におけるマスター・ファンドの損失リスクは、ソブリン債の保有者としてのマスター・ファンドの権利行使する正式な求償権または手段が得られる見込みがない場合に高まる。さらに、マスター・ファンドの支配の及ばない事業体および要因により決定されうるソブリン債の再編により、マスター・ファンドが保有するソブリン債の価値が下落するおそれがある。

割安株投資のリスク

ファンドが割安株投資を行う場合、過小評価されていると考えられる企業を特定する。割安株は、企業の収益、キャッシュ・フローもしくは配当などの要因からみて、株価が安い水準にある。割安株は、市場の過小評価が続く場合または株価が上昇すると投資顧問会社が考えていた要因が発生しない場合、価格が下落するまたは投資顧問会社が期待するより価格が上昇しない可能性がある。割安株投資手法は、成長株に集中投資するまたは広範な投資手法を取る株式投資ファンドと比べて、パフォーマンスが良い場合も悪い場合もある。

投資者は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドへの投資のすべてまたは実質的にすべてを失う可能性がある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの投資目的を達成できるとの保証はない。

所得税における不確実性に関する会計

米国財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)および国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)は、ファンドに適用される税開示の拡大を求める指針を最近発行した。米国GAAPを採用しているファンドに適用されるFASB第48号および国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)を採用するファンドに適用されるIAS第12号は、財務諸表に記載される所得税の不確実性の測定および認識についての枠組みを設けている。こうした基準の適用により、サブ・ファンドが所得税を見込計上することを求められ、純資産価格の計算に悪影響を及ぼす可能性がある。また、こうした影響により、サブ・ファンドへの投資を開始または終了した時期に応じて、特定の投資者が利益を上げたり、損失を被ることも考えられる。

以上のリスク要因のリストは、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な記述ではない。投資をしようとする者は、本書全体を読み、サブ・ファンドに対する投資を決定する前に専門的アドバイザーに相談すべきである。

リスクに対する管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク

PIMCOのリスク管理／監視体制



サブ・ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的で、デリバティブ取引等を行っている。サブ・ファンドは、UCITSに適用されるEUの規則に基づくリスク管理手法により、かかるデリバティブ取引等に関するリスクを管理している。また、サブ・ファンドは、UCITSに関するEU規制等に基づくリスク管理手法により、サブ・ファンドの信用リスクを管理している。

リスクに関する参考情報

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。



出所:投資顧問会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- サブ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- サブ・ファンドの年間騰落率は、サブ・ファンドの表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指標

日本株………TOPIX(配当込み)
先進国株………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株………S&P 新興国総合指数
日本国債………ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいのちかのグループ企業に帰属します。各指値は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指値の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。ただし、販売会社は管理会社および受託会社の同意を得て徴収することもできる。

日本国内における申込手数料

3.85%（税込）を上限として各販売会社が定める料率とする。

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われる。

（注）日本国内における申込手数料は2023年4月1日から3.3%（税込）に変更される。以下、同じ。

（2）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。ただし、販売会社は管理会社および受託会社の同意を得て徴収することもできる。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（3）【管理報酬等】

サブ・ファンドは、その日々平均純資産額に対する料率として表される以下の報酬を支払う。管理報酬としてサブ・ファンドの純資産額の年率0.70%の報酬を負担する。サブ・ファンドは、代行協会員報酬としてサブ・ファンドの純資産額の、 1億米ドル以下の部分について年率0.10%、 1億米ドル超の部分について年率0.05%の報酬を負担する。サブ・ファンドは、販売報酬としてサブ・ファンドの純資産額の、 1億米ドル以下の部分について年率0.50%、 1億米ドル超の部分について年率0.55%の報酬を負担する。

管理報酬は、管理会社に対して、投資顧問、管理事務および第三者への業務の提供および提供の手配（監査、保管、受託、投資証券会計、所定の弁護士、名義書換事務代行、印刷業務を含む。）について毎月後払い支払われる。管理会社はトラストおよびサブ・ファンドが必要とする一定の第三者により提供されたサービスの費用を負担する。販売報酬および代行協会員報酬は、サブ・ファンドの受益証券に関し、サービスの提供および販売の支払いとして行う金融仲介業者に対して、毎月後払い支払われる。

代行協会員報酬は、受益証券に関する目論見書の配布、その基準価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等の業務の対価として支払われる。

販売報酬は、受益証券の販売、販売促進、募集、および買戻しに関連する業務の対価として支払われる。

2022年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬は約421千米ドル、代行協会員報酬は約60千米ドルおよび販売報酬は約300千米ドルであった。

（4）【その他の手数料等】

サブ・ファンドは、下記の事項を含むがこれらに限定されないその業務に関連するその他の費用を負担する。（ ）公租公課、（ ）プローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（ ）利息支払いを含む借入れ費用、（ ）訴訟費用および損害賠償費用。

PIMCOは、トラストおよびサブ・ファンドの設立に関する設立費用を支払った。サブ・ファンドは以下の事項を含むサブ・ファンドの日本における公募に関連する費用を支払う。（ ）受益証券の買付および買戻し確認書ならびにファンドの受益者名簿に記載されていない受益者（販売会社によりサブ・ファンドに紹介された者）に対する定期報告書の作成・印刷および配付費用。（ ）有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書。（ ）適用ある日本の法令ならびに／または協会の申合せおよび規則により作成が義務付けられている目論見書の作成・印刷・配付費用。（ ）販売会社が営業用に使用する有価証券届出書および目論見書の作成・印刷費用および日本の販売取扱会社への配付費用。（ ）サブ・ファンドの年次報告書および半期報告書ならびに販売会社が営業用に使用するその他の書類の作成・印刷および配付費用。（ ）日本国内における販売会社による受益証券の販売の結果として生じた独立公認会計士に対する報酬・費用。（ ）日本国内における販売会社による受益証券の販売のために生じた所定の弁護士に対する報酬・費用。（ ）適用ある日本の法令により作成するよう要求されている書類の作成・印刷・配付にかかるその他の合理的な費用および管理会社と販売会社の間で相互に合意されたその他の合理的な費用。管理会社は、法律・会計・保管・受託費用を含む、サブ・ファンドの日本における販売と関係のない運用費用を支払う。

サブ・ファンドを追加設定する場合、サブ・ファンドに直接関係する費用は、当該サブ・ファンドまたは管理会社が負担する。かかる費用がサブ・ファンドに直接関係しない場合、各サブ・ファンドは、管理会社がその裁量により負担しない限り、それぞれの純資産価額に比例して当該費用を負担する。サブ・ファンドが費用を全額支払う前に解散する場合、かかる未払金額は、期限を早めて直ちに支払われる。

その他費用・手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができない。

上記の手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況やサブ・ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができない。

2022年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は約0千米ドルであった。

（5）【課税上の取扱い】

（A）日本

2023年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （1）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （2）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（4）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

（5）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額））をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越しも可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（1）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（2）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（4）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越し可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記ないしに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) バミューダ諸島

本書の日付現在、トラストまたは受益者（バミューダ諸島に通常居住する受益者を除く。）によって支払われるバミューダ諸島の所得税、法人税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン課税、資本移転税、遺産税、または相続税はない。トラストは、受益証券の発行、譲渡または買戻しについて、印紙税を課せられない。

トラストは、バミューダ諸島の為替管理上、非居住者として位置付けられてきた。為替管理上バミューダ諸島の居住者または非居住者とみなされる者による、または、かかる者の間の受益証券の発行、買戻しおよび譲渡は、1972年バミューダ諸島為替管理法またはその下位規則に基づく特定の同意なくして行うことができる。

トラストは、為替管理上バミューダ諸島の非居住者とみなされる者のために、制限なく自由に、外貨および外国証券を取得、保有、売却することができる。

バミューダおよび米国との間の政府間協定

米国政府は、FATCA（以下に記載する。）を実施する過程の一環として、パートナー国の外国金融機関（以下「FFI」という。）がFATCAの規定を遵守することを容易にするため、多くの外国法域と政府間協定（以下「IGA」という。）の交渉を行っている。バミューダは、米国との間で、報告規則を実施するためのモデル2B政府間（非相互）協定（以下「米国IGA」という。）を締結している。米国IGAに基づき、FFIは、参加FFIとしての資格を得るために米国内国歳入庁と外国金融機関契約（以下「FFI契約」という。）を締結することを求められ、また、米国人口座保有者に関する情報を米国内国歳入庁に報告することを求められる。

トラスト（またはサブ・ファンド）は、バミューダ報告金融機関（以下「バミューダFI」という。）として、一般に、可能な限り速やかに米国内国歳入庁に登録し、該当する「特定米国人」（米国受益者および米国所有者を有する非米国受益者をいう。）を特定することに同意することを求められる。トラスト（またはサブ・ファンド）は、米国IGAおよびFFI契約を遵守することを条件として、関連する源泉徴収税の課税対象とならない。受益者は、一般に、自らの直接的または間接的な米国に

おける所有権を特定する情報をトラストに提供することを求められる。報告および源泉徴収に関する規則から別途免除される場合を除き、トラストに提供される当該情報は、すべて米国内国歳入庁に毎年自動的に開示される。

バミューダおよび英国との間の政府間協定

バミューダは、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）との間でもIGA（以下「英国IGA」という。）を締結している。英国IGAは米国IGAと類似する要件を課すものであり、トラストは、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座を特定し、かかる者に関する情報を英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「HMRC」という。）に報告することを求められる。ただし、英国IGAは源泉徴収税の納税義務を課しておらず、英国IGAに基づく報告義務は、CRS（以下に定義する）に基づく報告によって代替されている。

税務における金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準

税務における金融口座情報の自動的交換に関する基準（一般的に「共通報告基準」または「CRS」と称される。）は、世界中の複数の法域（以下「参加外国法域」という。）の間で、主に課税目的において、居住者の資産および収益に関する情報の交換を促進および標準化するためにOECDにより創設された制度である。バミューダは、参加外国法域が一定の税務事項に関する情報の自動的交換について定める合意を締結することを認める税務行政執行共助条約の締約国である。2014年10月29日に、バミューダは、参加外国法域がCRSの実施およびCRSに基づく情報交換に同意することができる法的根拠を規定した、権限ある当局による金融口座情報の自動的交換に関する多国間合意（以下「MCAA」という。）に署名した。バミューダは、60カ国を超える他の参加外国法域とともに、2016年1月1日に効力を生じる形でCRSを実施することを確約している。その結果、トラストは、参加外国法域の居住者により直接的または間接的に保有される口座を特定し、かつ、かかる者に関する情報をバミューダの関連する税務当局に報告することを求められ、その後、当該税務当局は、かかる情報を参加外国法域の外国金融当局（以下「外国金融当局」という。）と毎年交換する。

一般

受益者は、トラストに投資する（または投資を継続する）ことにより、以下を確認および承諾し、またこれに同意したものとみなされる。

- (1) トラストまたはその任命された代理人は、受益者またはその直接的もしくは間接的な投資主、プリンシパル、パートナー、（直接もしくは間接的）実質的所有者または（直接もしくは間接的）支配者に関する一定の情報（受益者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および受益者の投資に関する一定の情報を含むが、これらに限られない。）を米国内国歳入庁、HMRC、バミューダの関連する税務当局およびその他の外国金融当局に開示する。
- (2) バミューダの関連する税務当局が、外国金融当局との間で上記に概略するとおり自動的に情報交換を行う。
- (3) トラストまたはその任命された代理人は、米国内国歳入庁、HMRC、バミューダの関連する税務当局およびその他の外国金融当局に登録を行う際に、またはかかる当局が追加的な照会のためにトラスト（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合に、かかる当局に対し一定の秘密情報を開示する。
- (4) トラストは、受益者に対し、トラストが米国内国歳入庁、HMRC、バミューダの関連する税務当局およびその他の外国金融当局に開示する義務のある追加の情報および書類を提供するよう要求する。

(5) 受益者がFATCAに関連する報告要件を遵守しないことにより源泉徴収税が発生した場合、トラストは、当該受益者が報告要件を遵守しなかったことから生じた、当該源泉徴収税およびトラスト、管理事務代行会社またはこれらの者のいずれかの代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会社が被ったその他一切の源泉徴収または関連する費用、経費、罰金、利息、違約金、負債、損失もしくは債務が当該受益者により経済的に負担されることを確保する権利を留保する（かかる金額を買戻代金、またはトラストにより宣言され支払われたかもしくは支払われるべき配当もしくはその他の分配に関して当該受益者に支払われる金額から控除することによる方法を含むが、これに限られない。）。

(6) 受益者が要求された情報または書類を提供せず、かつ、適用ある要件を遵守しない場合、トラストは、かかる行為がトラストによる法令遵守違反もしくはトラストもしくはその受益者がFATCAにより源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展し、またはその他源泉徴収税の課税もしくは関連する費用、経費、罰金、利息、違約金、負債、損失もしくは債務の負担を生じさせるか否かにかかわらず、自身の判断により、対象となる受益者の即時の強制的買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない、あらゆる対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

(7) FATCA、英國IGAもしくはCRS、またはトラストが対象となる強制的な税務情報の報告要件（またはこれに関連して発表された関連ある法律、規制もしくは当局の指針）（以下「報告要件」と総称する。）を遵守するために、トラストまたはトラストの代理人により講じられるかかる対応措置または求められる救済措置の影響を受ける受益者（受益者でなくなった者を含む。）は、対応措置または救済措置の結果として生じるいかなる形態の損害または債務についても、トラスト、管理事務代行会社、管理会社またはこれらの者のいずれかの代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会社に対し何らの請求権を有さず、また、受益者は、適用法により許可される最大限の範囲内で、かかる対応措置が講じられるかまたはかかる救済措置が実施されることに同意し、これに関する一切の権利または請求を放棄したとみなされる。

(8) 受益者（受益者でなくなった者を含む。）は、FATCAおよび報告要件を遵守しなかったこと（直接的または間接的かを問わず、当該受益者に関連または関係する者（当該受益者の直接的または間接的な投資主その他実質的な所有者を含むが、これらに限られない。）の資格、作為または不作為による場合を含む。）または時機を失して遵守したことにより、またはこれらに起因もしくは関連して、もしくはその結果として生じた、トラスト、管理会社、管理事務代行会社またはこれらの者のいずれかの代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは管理会社が被った源泉徴収（米国源泉徴収税を含む。）、費用、負債、経費、違約金、義務、損失または債務（あらゆる費用、弁護士報酬、専門家報酬その他の費用を含むが、これらに限られない。）につき、トラスト、管理会社、管理事務代行会社ならびにこれらの取締役、役員、関連会社および代理人を補償する。かかる補償は、適用法により許可される最大限の範囲内で行われる。

本要約は、トラストまたは特定の受益者に適用される可能性があるFATCAおよび／または米国IGAもしくは英國IGAまたはその他の報告要件のすべての規定について述べたものではない。さらに、適用ある税法および規制法が英文目論見書の日付後に変更されることにより、予想される税効果または本要約に言及される事項に変更が生じる場合がある。トラスト、管理会社またはそれらの役員、取締役、従業員、代理人、会計士、顧問もしくはコンサルタントのいずれも、受益者に対するトラストへの投資の税効果について責任を負わない。

受益者は、FATCA、英國FATCAおよび共通報告基準、これらに相当または類似する制度、ならびにトラストへの投資に関するこれらの規則の影響について、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

トラストへの投資により、米国受益者および／または英国受益者またはその他共通報告基準の参加外国法域に居住する受益者に対して、本書に記載していない不利な税効果が生じる可能性がある。したがって、かかる者は、自らの税務アドバイザーに最初に相談することなくトラストに投資すべきでない。

(C) 米国

トラストの各サブ・ファンドは、異なる時期に、異なる投資方針および投資目的で設定されており、そのため、各サブ・ファンドに対する米国連邦所得税の取扱いもそれぞれ異なる。以下の記述は、現在の形態におけるトラストに対する米国連邦所得税の取扱いに限定される。

以下の記述は、トラストへの投資に関連して、トラストやその受益者に及ぼす可能性のある一定の米国連邦所得税の影響の一般的な要約である。当該記述は、トラストに適用される米国連邦所得税をすべて網羅することを目的としていない。また、あらゆる受益者に適用される米国連邦所得税をすべて網羅することも目的としておらず、受益者によっては特別な規則が適用されることもあり得る。特に、当該記述は、（以下に定義される）米国納税者に適用される米国連邦所得税について述べたものではない。

以下の記述は、現在有効な法令に基づくものであり、遡及的または将来的に変更となる可能性がある。当該記述は、トラストが今後、内国歳入法において定義される「米国不動産所有会社」の持分を（債権者として保有する場合を除き）保有しないことを前提としている。さらに、米国納税者（以下に定義される）が、トラストの全受益証券の議決権総数の10%またはそれ以上を、直接または間接的に所有していないこと、もしくは一定の租税法の適用による所有を検討していないことを前提とする。投資者は、個別な事情に応じたトラストまたはいずれかのサブ・ファンドへの投資に関する税金の取扱いについて、税務専門家に相談すべきである。

本書において「米国納税者」とは、（米国連邦所得税の課税目的で定義される）米国人もしくは米国に居住する外国人、米国もしくはその州（コロンビア特別区を含む。）においてまたはその法律に従い創設・設立された米国税制上パートナーシップまたは法人とみなされる法主体、米国財務省規則により米国納税者とみなされるその他のパートナーシップ、源泉にかかわらずその収益が米国所得税の対象となる不動産、米国内の裁判所がその管理について主たる監督を行い、かつその実質的な決定が一または複数の米国受託者の管理下にある信託をいう。なお、米国の市民権を失い、かつ米国外に居住する者であっても、場合によっては米国納税者とみなされることがある。

以下の記述は、便宜上、トラストが、各サブ・ファンドを含め米国連邦所得税の課税上单一の法人とみなされる場合を想定している。しかしながら、この分野の法律は不確定である。したがって、米国連邦所得税の課税目的で各サブ・ファンドを別個の法主体とみなすなど、トラストが別の見解を採用する可能性がある。トラストによって採用される見解が、米国内国歳入庁の同意を得られる保証はない。

トラストへの課税

トラストは原則として、米国において取引や事業に従事しているとみなされないようにその業務を行う予定であり、したがって、その所得のいずれもトラストが行う米国の取引や事業に「事实上関連する」とはみなされない。トラストのいずれの所得もファンドが行う米国の取引や事業に事实上関連しない場合、米国の源泉からファンドが得た配当（および一定の代替配当ならびに支払に相当するその他の配当）を含む一定の範疇に属する所得ならびに一定の利息収入は、米国において30%の課税対象とされ、原則として当該所得から源泉される。キャピタル・ゲイン（デリバティブ商品の利用から発生したものを含む。）を含むその他の一定の範疇に属する所得および一定のポートフォリオ債務（米国政府証券を含む。）、当初発行から満期までの期間が183日以内である割引債、ならびに譲渡性銀行預金証書にかかる利息は、この30%の課税対象とはならない。一方、トラストの所得が、トラス

トが行う米国の取引や事業に事実上関連して生じた場合、かかる所得には米国内の法人に適用される税率により米国連邦所得税が課税され、またトラストが支店利益税の対象となる可能性もある。

上記のとおり、トラストは原則として、米国連邦所得税の課税対策上、米国において取引や事業に従事しているとみなされないように活動する予定である。具体的には、トラストは、活動が自己勘定による株式や有価証券またはコモディティの取引に限定される場合には米国の事業に従事しているとはみなされないという内国歳入法のセイフ・ハーバー・ルールの適用を受けることを意図している。コモディティがセイフ・ハーバー・ルールの適用を受けるためには、コモディティは、習慣的に組織化された商品取引所で取引されており、かつ取引が習慣的に当該取引所で完了する類のものでなければならぬ。それらのセイフ・ハーバー・ルールは、取引がファンド、居住者であるブローカー、委託代理人、カストディアンもしくはその他の代理人によって行われているか否か、また、それらの代理人が取引実行の決定を一任されているか否かを問わず、適用となる。なお、セイフ・ハーバー・ルールは、株式、有価証券もしくはコモディティのディーラーには適用されないが、トラストはそうしたディーラーとなることは予定していない。

ただし、米国内において自己勘定で有価証券およびコモディティのデリバティブ・ポジションを保有する非米国人に対する課税上の取扱いについては、最終案となっていない規制案を含む、ごく限定的な指針しか存在しないことに留意されたい。今後の指針により、トラストは米国において従事する活動の方法を変更する可能性がある。

上記にかかわらず、トラストは一定の貸出しを行っていることを根拠に、取引や事業に従事しているとみなされうる。トラストは、かかる可能性を最小限にするため、繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティへの投資を含むローン投資を構成する予定である。それでもなお、ある課税年度において、トラストが米国の取引や事業に従事しているとみなされない保証はない。

「想定元本契約」としてのクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップ契約に対する米国連邦所得税上の取扱いは、不確定である。米国内国歳入庁が、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップは米国連邦所得税の課税目的上「想定元本契約」ではないとの立場をとる場合、かかる投資からトラストが受領する支払いが、米国の物品税または所得税の対象となる可能性がある。

さらに、保険をベースにした証券や災害証券およびこれらに関連したデリバティブ商品が比較的最近市場に導入されていることを考慮すると、こうした商品が、その収入や収益が米国連邦所得税の対象外である有価証券とみなされる絶対的な保証はない。

コモディティ関連スワップ、ストラクチャード・ノートおよびその他の商品の課税に関する米国税法の今後の動向により、トラストはコモディティのエクスポージャーを得る方法を変更する可能性がある。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に従い、トラスト（または各サブ・ファンド）は、包括的な報告および源泉の規定を遵守しない（または遵守しているとみなされない）場合、かかる法主体に対して行われる一定の金額の支払い（以下「源泉徴収対象支払い」という。）について（30%の）米国連邦源泉税を課されることになる。一般に、源泉徴収対象支払いとは、利子（発行差金を含む。）、配当、賃料、年金その他の定額もしくは算定可能な年次のもしくは定期的な利益、収益または所得のうち米国を源泉とする支払いをいう。ただし、米国の取引または事業の遂行に有効に関連する所得は、本定義に含まれない。源泉税を回避するために、トラスト（または各サブ・ファンド）は、これらの規定を遵守しているとみなされない場合、かかる法主体に投資する各米国納税者（または実質的な米国における所有権を有する外国の法主体）に関する識別情報と財務情報を特定および開示するために米国と契約を締結し、当該契約に基づきかかる法主体がその義務を果たすために要求した情報を提供しなかった米国の受益者に対して行われる源泉徴収対象支払いおよび関連する支払いについて（30%の）税を源泉徴収することを義務づけられている。米国とバミューダの間の政府間協定に従い、トラスト（または各サブ・ファンド）は、当該契約に定められた

方法で米国納税者情報を特定し、米国に直接報告した場合、これらの規定を遵守しているとみなされ、源泉税を課されないことがある。特定の種類の受益者、すなわち一般に免税受益者、株式公開企業、銀行、規制投資会社、不動産投資信託、共同信託基金、ブローカー、ディーラーならびに仲介業者ならびに州および連邦の政府機関等は、かかる報告を免除される。この報告および源泉の制度の仕組みおよび適用範囲に関するさらに詳細な指針は、策定中である。もっとも、今後のトラストまたはサブ・ファンドの運用に関するこのような指針の公表のタイミングや影響についての保証はない。

受益者は、トラストまたはその代理人が隨時に要求する税金に関する追加的な情報と共に、米国または非米国の課税上の地位について証明する適切な書類の提供を求められることがある。こうした情報を提供しない場合、または適用ある場合に自らのFATCAに基づく義務を果たさない場合、受益者は、米国源泉税の課税対象、米国税関連情報報告および／または自己の受益証券の持分の強制買戻し、譲渡またはその他の終了の対象となり、債務を負う可能性がある。

受益者への課税

トラストからの分配および受益証券の処分に関する受益者への米国における課税は一般に、受益者が米国内で取引や事業に従事しているか否か、または、受益者が米国納税者として課税対象となっているか否かといった、受益者の個別の状況による。

米国の納税者は、適正な署名済の内国歳入庁(IRS)フォームW-9をトラストに提出することを義務付けられ、その他のすべての受益者は必要に応じて、適正に署名済の適切なIRSフォームW-8を提出することを義務付けられている。トラストからの分配として、または受益証券の買戻しからの総手取金として米国納税者に支払われる金額は基本的にIRSフォーム1099(以下に別異の定めがある場合を除く。)により米国納税者および米国IRSに報告される。適正に署名済の適切なフォームW-9(米国納税者ではない受益者の場合)またはIRSフォームW-9(米国納税者の場合)を必要に応じて提出しない場合、受益者は予備源泉徴収税を負担することがある。予備源泉徴収税は追加の税金ではない。源泉徴収された金額は受益者の米連邦所得税に対して貸方計上される。

免税の事業体、企業、非米国納税者および一定の他のカテゴリーの受益者は基本的に、当該受益者が必要に応じて自身の課税上の地位を証明する適正に署名済の適切なIRSフォームW-8またはIRSフォームW-9をトラストに提出すれば、IRSフォーム1099による報告または予備源泉徴収の義務を負うことはない。

受益者は、トラストが隨時に要求する追加的な情報の提供を求められることがある。要求される情報を提供しない場合、受益者は、米国源泉税の課税対象、米国税関連情報報告および／または自己の受益証券の強制買戻しの対象となり、債務を負う可能性がある。

米国の州および地方の税制

上記の米国連邦所得税に加え、投資者は、トラストへの投資について米国の州税および地方税が課税される可能性があることも考慮すべきである。米国の州および地方の税法はしばしば、米国連邦所得税法とは異なる。投資者は、個々の状況に基づき米国の州および地方の税制に関する助言を独立した税務専門家に求めるべきである。

カリフォルニア州の税制

米国連邦所得税の課税目的上、トラストが法人と分類される場合、カリフォルニア州を源泉とする収入については、カリフォルニア州のフランチャイズ所得税または法人所得税の対象となる。トラストのような非米国法人は、(1)商業上の住所地がカリフォルニア州以外にある場合、または(2)その投資活動が、カリフォルニア州源泉の収入を発生しない自己勘定の「株式もしくは有価証券」の取引が許可されるセイフ・ハーバー・ルールに該当する場合のいずれかの場合に、無形の個人資産への直接投資からカリフォルニア州を源泉とする収入を回避することができる。法人の商業上の住所地

とは、その取引や事業が指示もしくは管理される主要な場所をいう。トラストは、その商業上の住所地はカリフォルニア州にはないと立場である。しかしながら、トラストの商業上の住所地の決定の際に考慮される可能性がある一つの要因は、その投資対象が少なくとも部分的にカリフォルニアから管理されているという事実である。ただし、異議申し立てがあった場合、このトラストの立場が支持される保証はない。さらに、トラストは原則として、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」の取引に則った方法により投資活動を行うものであるが、この目的上の「有価証券」の定義についての指針はほとんど存在しない。例えば、コモディティ・リンク・スワップ、ストラクチャード・ノート、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のデリバティブ商品が、この目的上の「有価証券」ではないと判断された場合、ファンドの投資活動が、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」に基づくものにならない可能性もある。したがって、トラストがカリフォルニア州を源泉とする収入を回避できる保証はない。

（D）その他の法域

米国またはバミューダ諸島以外の法域において、トラストが実現する収益、および一定の受益証券に関して支払われる分配は、当該法域の課税対象となる可能性がある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ピムコ・ワールド・ハイインカム（「サブ・ファンド」）

(2022年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (千米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	パミューダ	45,257	100.24
短期金融商品	米国	1	0.00
	日本	0	0.00
	カナダ	0	0.00
	オーストラリア	0	0.00
	シンガポール	0	0.00
小計		45,258	100.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		- 111	- 0.25
合計（純資産総額）		45,147 (約5,890百万円)	100.00

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M) (「マスター・ファンド」)

(2022年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (千米ドル)	投資比率 (%)
準ソブリン債および社債	ケイマン諸島	2,674	5.91
	南アフリカ	1,672	3.69
	メキシコ	1,361	3.01
	インドネシア	1,061	2.34
	チリ	955	2.11
	カザフスタン	840	1.86
	イギリス	818	1.81
	ペルー	652	1.44
	オランダ	626	1.38
	米国	612	1.35
	ルクセンブルグ	522	1.15
	インド	486	1.07
	スイス	460	1.02
	パナマ	458	1.01
	カタール	418	0.92
	アラブ首長国連邦	342	0.76
	シンガポール	331	0.73
	香港	299	0.66
	日本	296	0.65
	マレーシア	296	0.65
	アゼルバイジャン	291	0.64
	モロッコ	273	0.60
	サウジアラビア	245	0.54
	ナイジェリア	230	0.51
	グアテマラ	200	0.44
	イスラエル	191	0.42
	コロンビア	169	0.37
	ブルンディ	158	0.35
	バミューダ	149	0.33
	ジャージー (ケイマン諸島)	95	0.21
	ベネズエラ	51	0.11
	ウクライナ	37	0.08
	ブラジル	1	0.00
	小計	17,269	38.16

ソブリン債	ドミニカ共和国	1,491	3.29
	ナイジェリア	1,376	3.04
	コロンビア	1,312	2.90
	エジプト	1,265	2.80
	トルコ	1,031	2.28
	エクアドル	688	1.52
	ルーマニア	686	1.52
	オマーン	643	1.42
	モンゴル	634	1.40
	コートジボワール	604	1.33
	ハンガリー	589	1.30
	パナマ	553	1.22
	南アフリカ	539	1.19
	アルゼンチン	506	1.12
	アンゴラ	481	1.06
	グアテマラ	446	0.99
	ヨルダン	400	0.88
	ガーナ	378	0.84
	サウジアラビア	368	0.81
	パラグアイ	355	0.78
	ケニヤ	339	0.75
	オランダ	337	0.74
	イスラエル	333	0.74
	フィリピン	329	0.73
	モロッコ	319	0.70
	ウルグアイ	314	0.69
	セネガル	313	0.69
	コスタリカ	292	0.65
	ペルー	285	0.63
	ロシア	273	0.60
	スリランカ	262	0.58
	ウクライナ	251	0.55
	セルビア	228	0.50
	ジャマイカ	214	0.47
	ケイマン諸島	202	0.45
	ブラジル	201	0.44
	アゼルバイジャン	196	0.43
	バハマ	192	0.42
	ナミビア	180	0.40
	バーレーン	175	0.39
	香港	161	0.36
	エルサルバドル	161	0.36

パキスタン	158	0.35
チュニジア	155	0.34
カザフスタン	154	0.34
チリ	154	0.34
メキシコ	153	0.34
アルメニア	146	0.32
ベネズエラ	146	0.32
ウズベキスタン	143	0.32
アラブ首長国連邦	120	0.27
ザンビア	81	0.18
カメルーン	66	0.15
アイルランド	58	0.13
レバノン	42	0.09
小計	21,478	47.46
短期金融商品	イスラエル	1,726
	日本	1,430
	米国	1,289
	マレーシア	106
	カナダ	27
	オーストラリア	3
	フランス	1
	小計	4,582
ストラクチャー債	ブラジル	183
モーゲージ・バック証券	米国	284
米国財務省証券	米国	2,691
米国政府機関債	米国	264
小	計	46,751
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		- 1,494
合	計(純資産総額) (約5,905百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(上位30銘柄)

ピムコ・ワールド・ハイインカム

(2022年10月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	簿価(米ドル)	数量(口)/額面金額	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	バミューダ	投資信託	-	-	45,954,275	3,216,580	45,257,276	100.24
2	JPMorgan Chase Bank N.A.	米国	短期金融商品	2.580	2022/11/1	232	232	232	0.00
3	Royal Bank of Canada	カナダ	短期金融商品	2.580	2022/11/1	229	229	229	0.00
4	Australia and New Zealand Banking Group Ltd.	オーストラリア	短期金融商品	2.580	2022/11/1	208	208	208	0.00
5	三井住友信託銀行	日本	短期金融商品	2.580	2022/11/1	179	179	179	0.00
6	三井住友銀行	日本	短期金融商品	2.580	2022/11/1	176	176	176	0.00
7	Citibank N.A.	米国	短期金融商品	2.580	2022/11/1	174	174	174	0.00
8	DBS Bank Ltd.	シンガポール	短期金融商品	2.580	2022/11/1	108	108	108	0.00
9	Bank of Nova Scotia	カナダ	短期金融商品	2.580	2022/11/1	17	17	17	0.00
10	三菱UFJ銀行	日本	短期金融商品	(0.270)	2022/11/1	0	31	0	0.00
11	Brown Brothers Harriman & Co.	米国	短期金融商品	2.580	2022/11/1	0	0	0	0.00
12	三井住友信託銀行	日本	短期金融商品	(0.270)	2022/11/1	0	5	0	0.00

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

(2022年10月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	額面金額	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	Japan Treasury Bills	日本	短期金融商品	- 0.130	2022/11/ 7	210,000,000 円	1,412,895	3.12
2	Federal Home Loan Bank	米国	短期金融商品	2.700	2022/11/ 1	1,100,000 米ドル	1,100,000	2.43
3	Nigeria Government International Bond	ナイジェリア	ソブリン債	6.375	2023/ 7/12	800,000 米ドル	778,360	1.72
4	Dominican Republic International Bond	ドミニカ共和国	ソブリン債	5.950	2027/ 1/25	800,000 米ドル	750,197	1.66
5	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	3.125	2029/ 8/31	800,000 米ドル	749,813	1.66
6	Israel Treasury Bills	イスラエル	短期金融商品	1.731	2023/ 7/ 5	2,300,000 イスラエル・シェケル	640,105	1.41
7	Odebrecht Drilling Norbe VIII/IX Ltd.	ケイマン諸島	準ソブリン債 および社債	7.350	2026/12/ 1	1,014,775 米ドル	575,885	1.27
8	Israel Treasury Bills	イスラエル	短期金融商品	0.889	2023/ 5/ 3	2,000,000 イスラエル・シェケル	559,513	1.24
9	Israel Treasury Bills	イスラエル	短期金融商品	1.835	2023/ 8/ 2	1,900,000 イスラエル・シェケル	526,988	1.16
10	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	3.250	2042/ 5/15	600,000 米ドル	507,469	1.12
11	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	2.000	2041/11/15	700,000 米ドル	477,531	1.06
12	Eskom Holdings SOC Ltd.	南アフリカ	準ソブリン債 および社債	6.350	2028/ 8/10	500,000 米ドル	450,480	1.00
13	Petroleos Mexicanos	メキシコ	準ソブリン債 および社債	6.950	2060/ 1/28	742,000 米ドル	446,538	0.99
14	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	3.375	2042/ 8/15	500,000 米ドル	431,484	0.95
15	Development Bank of Southern Africa Ltd.	南アフリカ	準ソブリン債 および社債	8.600	2024/10/21	7,500,000 南アフリカランド	400,394	0.88
16	Development Bank of Kazakhstan JSC	カザフスタン	準ソブリン債 および社債	4.125	2022/12/10	400,000 米ドル	399,920	0.88
17	Ivory Coast Government International Bond	コートジボワール	ソブリン債	5.750	2032/12/31	438,862 米ドル	389,637	0.86
18	Colombia Government International Bond	コロンビア	ソブリン債	4.000	2024/02/26	400,000 米ドル	383,756	0.85
19	Turkey Government International Bond	トルコ	ソブリン債	5.750	2047/ 5/11	600,000 米ドル	371,101	0.82
20	Pertamina Persero PT	インドネシア	準ソブリン債 および社債	6.500	2048/11/ 7	400,000 米ドル	362,000	0.80
21	Israel Government Bond	イスラエル	ソブリン債	0.150	2023/ 7/31	1,200,000 イスラエル・シェケル	333,500	0.74
22	Colombia Government International Bond	コロンビア	ソブリン債	5.625	2044/ 2/26	500,000 米ドル	325,663	0.72
23	Uruguay Government International Bond	ウルグアイ	ソブリン債	5.100	2050/ 6/18	350,000 米ドル	314,130	0.69
24	Ecuador Government International Bond	エクアドル	ソブリン債	5.500	2030/ 7/31	577,300 米ドル	308,942	0.68
25	Egypt Government International Bond	エジプト	ソブリン債	4.750	2026/ 4/16	400,000 ユーロ	300,459	0.66
26	Sasol Financing International Ltd.	南アフリカ	準ソブリン債 および社債	4.500	2022/11/14	300,000 米ドル	299,570	0.66
27	Petroleos Mexicanos	メキシコ	準ソブリン債 および社債	7.690	2050/ 1/23	454,000 米ドル	296,578	0.66
28	Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.	日本	準ソブリン債 および社債	5.063	2025/ 9/12	300,000 米ドル	295,763	0.65
29	Gaci First Investment Co.	ケイマン諸島	準ソブリン債 および社債	5.000	2027/10/13	300,000 米ドル	295,110	0.65
30	Costa Rica Government International Bond	コスタリカ	ソブリン債	5.625	2043/ 4/30	400,000 米ドル	292,047	0.65

【投資不動産物件】

該当事項なし（2022年10月末日現在）。

【その他の投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2022年10月末日現在）。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2023年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		一口当たりの純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第9会計年度末 (2013年10月末日)	222,460,118.57	29,024,372	10.53	1,374
第10会計年度末 (2014年10月末日)	185,324,715.18	24,179,316	10.42	1,359
第11会計年度末 (2015年10月末日)	123,239,694.32	16,079,083	9.01	1,176
第12会計年度末 (2016年10月末日)	96,713,902.14	12,618,263	9.28	1,211
第13会計年度末 (2017年10月末日)	91,001,776.00	11,873,002	9.30	1,213
第14会計年度末 (2018年10月末日)	80,191,316.35	10,462,561	8.27	1,079
第15会計年度末 (2019年10月末日)	82,959,195.11	10,823,686	8.75	1,142
第16会計年度末 (2020年10月末日)	77,835,585.30	10,155,209	8.15	1,063
第17会計年度末 (2021年10月末日)	76,225,848.74	9,945,186	7.92	1,033
第18会計年度末 (2022年10月末日)	45,146,892.14	5,890,315	5.36	699
2022年2月末日	64,282,600.02	8,386,951	6.97	909
3月末日	63,248,033.60	8,251,971	6.89	899
4月末日	58,551,785.11	7,639,251	6.47	844
5月末日	57,436,522.50	7,493,743	6.39	834
6月末日	52,529,403.51	6,853,511	5.92	772
7月末日	52,476,484.97	6,846,607	5.97	779
8月末日	51,253,814.40	6,687,085	5.87	766
9月末日	46,250,646.19	6,034,322	5.45	711
10月末日	45,146,864.61	5,890,311	5.36	699
11月末日	48,054,912.19	6,269,724	5.75	750
12月末日	47,719,061.99	6,225,906	5.73	748
2023年1月末日	48,655,450.87	6,348,077	5.88	767

(注)会計年度末の純資産総額が各日における取引すべてを反映した数字であるのに対し、各月末の純資産総額は各日の米国東部標準時午後7時時点算出された数字である。

【分配の推移】

	一口当たりの分配金	
	米ドル	円
第9会計年度	0.72	94
第10会計年度	0.72	94
第11会計年度	0.72	94
第12会計年度	0.72	94
第13会計年度	0.72	94
第14会計年度	0.72	94
第15会計年度	0.72	94
第16会計年度	0.72	94
第17会計年度	0.72	94
第18会計年度	0.72	94
2022年2月	0.06	8
3月	0.06	8
4月	0.06	8
5月	0.06	8
6月	0.06	8
7月	0.06	8
8月	0.06	8
9月	0.06	8
10月	0.06	8
11月	0.06	8
12月	0.06	8
2023年1月	0.06	8

【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第9会計年度 (2012年11月1日 - 2013年10月31日)	- 2.60%
第10会計年度 (2013年11月1日 - 2014年10月31日)	5.79%
第11会計年度 (2014年11月1日 - 2015年10月31日)	- 6.62%
第12会計年度 (2015年11月1日 - 2016年10月31日)	10.99%
第13会計年度 (2016年11月1日 - 2017年10月31日)	7.97%
第14会計年度 (2017年11月1日 - 2018年10月31日)	- 3.33%
第15会計年度 (2018年11月1日 - 2019年10月31日)	14.51%
第16会計年度 (2019年11月1日 - 2020年10月31日)	1.37%
第17会計年度 (2020年11月1日 - 2021年10月31日)	6.01%
第18会計年度 (2021年11月1日 - 2022年10月31日)	- 23.23%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たりの純資産価格（該当期間の分配金の合計金額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たりの純資産価格（分配落の額）

<参考情報> (2023年1月末日現在)

※サブ・ファンドの運用実績は2023年1月末現在のものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。
※金額および比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。したがって、合計の数値が一致しない場合があります。

純資産の推移 (2005年4月21日~2023年1月末日)

1口当たり純資産価格	5.88 米ドル
純資産総額	48,655,451 米ドル



主要な資産の状況 (組入れ投資信託を通じたポートフォリオの状況)

● 特性値

平均格付*	BB+
平均クーポン	5.32%
平均最終利回り	8.82%
平均デュレーション	6.44年

*平均格付とは、基準日時点において組入れ投資信託が保有する有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、組入れ投資信託およびサブ・ファンドに係る信用格付ではありません。

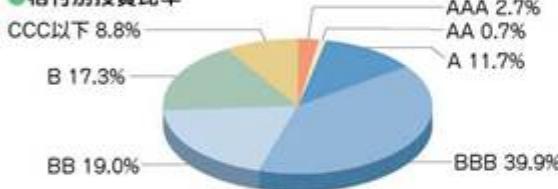
● エマージング債券 上位保有銘柄

銘柄名	クーポン	償還日	格付	投資割合
ドミニカ国債	5.95%	2027/1/25	BB	1.55%
ナイジェリア国債	6.38%	2023/7/12	B-	1.53%
フィリピン国債	9.50%	2030/2/2	BBB+	1.49%
オデブレヒト*	7.35%	2026/12/1	CC	1.01%
ペメックス**	6.95%	2060/1/28	BBB	0.99%

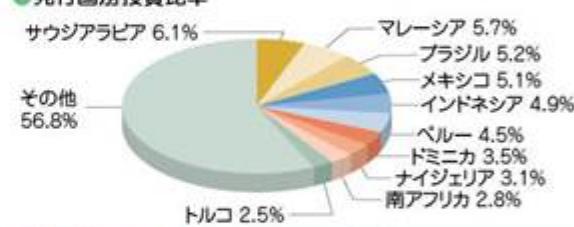
* オデブレヒトは建設業を中心とした様々な事業を展開するブラジルの複合企業

** ペメックスはメキシコの国営石油企業

● 格付別投資比率



● 発行国別投資比率



*格付はMoody's社およびS&P社の格付を参考としてPIMCOが分類したもの

です。

*上記格付別投資比率は、現物債のみで算出しています(短期金融商品は含みません)。

*上記格付別投資比率は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

組入れ国:

59カ国
チリ、エジプト、フィリピン、ルーマニア、パナマ、コロンビア、中国、ハンガリー、アンゴラ、アルゼンチン、アゼルバイジャン、コートジボワール、オマーン、エクアドル、パラグアイ、カザフスタン、セルビア、グアテマラ、カーボル、モロッコ、クウェート、スリランカ、香港、モンゴル、セネガル、ウルグアイ、バキスタン、インド、ベネズエラ、ボーランド、パラマ、ジャマイカ、アラブ首長国連邦、エルサルバドル、イスラエル、ナミビア、パーレーン、ヨルダン、クウェート、チュニジア、コスタリカ、アルバニア、ケニア、ガーナ、カリブ、パバリ、ロシア、難民

*「その他」には短期金融商品および派生商品を含みます。

*上記発行国別投資比率は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

分配の推移 (税引前)

分配年度/月	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	第18会計年度	2022年11月	2022年12月	2023年1月	設定来累計
1口当たり分配金(米ドル)	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.06	0.06	0.06	12.72

収益率の推移



(注1)ベンチマークはJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイト指数

(注2)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たりの純資産価格(該当期間の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格(分配額の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売及び買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販 売 口 数	買 戻 口 数	発 行 済 口 数
第9会計年度 (2012年11月1日 - 2013年10月31日)	2,559,450 (2,559,450)	7,044,748 (7,044,748)	21,118,266 (21,118,266)
第10会計年度 (2013年11月1日 - 2014年10月31日)	702,030 (702,030)	4,027,591 (4,027,591)	17,792,705 (17,792,705)
第11会計年度 (2014年11月1日 - 2015年10月31日)	454,310 (454,310)	4,570,081 (4,570,081)	13,676,934 (13,676,934)
第12会計年度 (2015年11月1日 - 2016年10月31日)	417,790 (417,790)	3,671,475 (3,671,475)	10,423,249 (10,423,249)
第13会計年度 (2016年11月1日 - 2017年10月31日)	650,730 (650,730)	1,292,685 (1,292,685)	9,781,294 (9,781,294)
第14会計年度 (2017年11月1日 - 2018年10月31日)	903,690 (903,690)	988,502 (988,502)	9,696,482 (9,696,482)
第15会計年度 (2018年11月1日 - 2019年10月31日)	461,020 (461,020)	680,093 (680,093)	9,477,409 (9,477,409)
第16会計年度 (2019年11月1日 - 2020年10月31日)	616,600 (616,600)	548,637 (548,637)	9,545,372 (9,545,372)
第17会計年度 (2020年11月1日 - 2021年10月31日)	1,095,980 (1,095,980)	1,019,409 (1,019,409)	9,621,943 (9,621,943)
第18会計年度 (2021年11月1日 - 2022年10月31日)	102,810 (102,810)	1,303,543 (1,303,543)	8,421,210 (8,421,210)

(注) ()内の数字は、日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

投資者がサブ・ファンドの受益証券を申し込むためには、所定の申込書類に必要事項を記入して、必要な申込代金を送金するよう手配を行う。

管理会社は、継続的にサブ・ファンドの受益証券を、発行時におけるサブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格で発行することができる。ただし、管理会社またはその指名する代理人は、管理会社の単独の裁量において、一時的に発行を停止する権利を有する。受益証券一口当たりの発行価格は、後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（2）純資産価格の計算」に記載する要領で計算した各取引日における受益証券一口当たりの純資産価格とする。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の購入申込みを受領しなかった場合、受益証券一口当たりの発行価格は、次の取引日に決定される受益証券一口当たりの純資産価格とする。

管理会社は、受託会社の承諾の上、管理会社がその単独の裁量で決定する数量の受益証券にその単独の裁量で決定する方法で受益証券を分割および／または併合することを決定することができる。受益証券の分割および／または併合にあたり、受託会社は（分割および／または併合の効力発生前に通知していなかった場合）、直ちに分割および／または併合を受益者名簿にその名前が記載されている各受益者（または共同受益者の場合は筆頭受益者）に対して通知する。

受益者は、発行価格または一口当たりの純資産価格の支払いがなされた後に追加の支払いを要求されることはない。また、購入した受益証券について、受益者に追加の義務が課せられることはない。

サブ・ファンドの基準通貨は米ドルとする。サブ・ファンドの受益証券は、米ドルで発行され申込みが行われる。受益証券は、無額面の一または複数のクラスで発行され、追加のクラス受益証券を将来募集することができる。

投資者は、最低10万米ドルの投資を維持しなくてはならない。かかる最低投資額は、米ドルまたは他の通貨での同等額とする。管理会社は、適当と判断される場合、単独の裁量により、これらの額を減額または放棄することができる。受益証券の券面は発行しないものとする。名義書換事務受託会社はすべての投資者に、受益証券が投資者の名義で登録されていることを確認する確認書を送付する。

申込代金は、受託会社またはその指名する代理人の命令に従って、サブ・ファンドの口座に即時現金化可能資金を送金して支払われる。支払は、受益証券の建て通貨以外の自由に交換可能な通貨で行うこともできるが、その場合、投資顧問会社は、申込人の費用とリスクにおいて、両替を要求することができる。特別の場合、受益者となろうとする者は、支払を投資証券その他の金融商品の譲渡により行うことができる。かかる現物支払は、譲渡される当該投資証券その他の金融商品がサブ・ファンドに、投資目的および投資方針に従って保有されると投資顧問会社が考える場合にのみ許容される。受益者があるサブ・ファンドから別のサブ・ファンドへの転換を行った結果として発行された受益証券の代金は、あるサブ・ファンドの財産の資産を別のサブ・ファンドの財産に移すことによって、現物で支払うことができる。

確認書

名義書換事務受託会社は、申込みまたは買戻しの直後に、サブ・ファンドの受益証券の保有数の確認書を送付する。受益証券の券面は発行しないものとする。

受益証券の所有権と譲渡

受益証券の流通市場が開設される予定はない。受益証券の所有権は、譲渡人および譲受人が、または譲渡人および譲受人の代理人を務める受益者名簿に登録された適当な委任状を保有する者が、日付を記入し、署名した書面による譲渡申請により、譲渡される。投資者が受益証券を譲渡する場合には、いくつかの法的制約を受ける。ゆえに、譲受人は、法律の規定、政府等が定めた要件もしくは規則または管理会社もしくはその指名する代理人の方針等を遵守するために、管理会社またはその指名する代理人が要求する情報を提出する義務を負う。また譲受人は、以下に記載する受益証券の購入または保有を制限されていない者に受益証券を譲渡すること、および、譲受人が自己の勘定で受益証券を取得することを、書面により管理会社またはその指名する代理人に表明することを要する。受益証券の譲渡人は、受益証券に関して譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記録されるまでは、引き続き受益者として譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量で譲渡を拒否することができる。

受益者名簿において確定された受益者は、その名義で登録された受益証券に関する権利、権原または所有権を有する唯一の者であると受託会社または管理会社によって承認された者である。受託会社および管理会社は、かかる受益者をかかる受益証券の絶対所有者として承認することができ、また、これに反する一切の通知によって拘束されることはない。また、受託会社および管理会社は、いずれかの信託の執行について注意もしくは認識する義務はなく、また、信託証書において明記されている場合、または管轄権を有する法域の裁判所の命令を受けた場合を除き、これにより表象されているもしくはかかる受益者の名義で登録されている証券または受益証券に関する権利に影響を及ぼすいずれかの信託、もしくは衡平法上もしくはその他の権利を認識する義務はないものとする。

所有の制限

管理会社またはその指名する代理人は、独自の裁量にしたがって、居住地または設立地を問わず、個人または法人に対する受益証券の発行を一時的または恒久的に中止または制限することができる。管理会社またはその指名する代理人は、サブ・ファンドの受益証券の購入もしくは保有が禁止されている受益者が保有し、または受益証券の保有が当該法域の法律に違反する場合、いつでも、受益証券を買い戻すことができる。管理会社またはその指名する代理人が受益者に対して強制的買戻しの通知を送付した場合、かかる受益者は強制的買戻通知に記載する日の営業終了時に、直ちに同通知に記載する受益証券の所有者ではなくなるものとする。強制的買戻しに基づいて管理会社またはその指名する代理人が買い戻す受益証券の買戻価格は、通知に記載する日の当該受益証券の純資産価額とし、サブ・ファンドの資産から支払われるものとする。

受益証券を、直接または間接的に、米国において、または米国人（以下に定義する。）に対して、販売し、譲渡し、または引き渡すことができない。ただし、米国および受益証券の販売を行う米国のいずれかの州の証券法を遵守している場合はこの限りではない。ただし、サブ・ファンドは、限られた人数または範囲の米国人向けに受益証券の私募を行う権利を留保する。さらに、サブ・ファンドは、受益者に適格性に関する追加的条件を課し、または投資を行おうとする者の申込みの一部もしくは全部の承諾を拒絶することができる。

米国人には、（1）証券法に基づいて公布されたレギュレーションSのルール902に定める「米国人」を含むが、（2）米国商品取引法に基づくルール4.7に定める「非米国人」（レギュレーションSのルール902に規定する「米国人」ではない者）を含まない。

現在、レギュレーションSは、「米国人」を以下のように定義している。

（a）米国に居住する自然人

（b）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人

- (c) 執行者または財産管理人が米国人である財団
- (d) 受託者が米国人である信託
- (e) 米国に所在する外国の法主体の代理人または支店
- (f) 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託機関が保有する非一任勘定またはこれに類する勘定(財団または信託を除く。)
- (g) 米国で組織され、設立され、または(個人の場合)米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定またはこれに類する勘定(財団または信託を除く。)
- (h) 法人またはパートナーシップで、米国外の法域の法律に基づいて設立され、証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家(証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立または所有する場合を除く。)

「米国人」には、下記のものを含まない。

- (a) 米国で組織され、設立され、または(個人の場合)米国に居住するディーラーもしくはその他のプロの受託機関が米国人の利益のために、または米国人の勘定で保有する一任勘定またはこれに類する勘定(財団または信託を除く。)
- (b) 執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である財団で、米国人でない財団の執行者または財産管理人が財団の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、かつ、財団に外国の法律が適用される場合。
- (c) 執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である信託で、米国人でない信託の受託者が信託の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、信託の受益者(信託が取消可能である場合は、設定者)が米国人でない場合。
- (d) 米国以外の国の法律、慣行および書類に従って設立され、運営される従業員給付基金
- (e) 米国以外に所在する米国人の代理店または支店で、有効なビジネス上の理由で営業し、銀行または保険業に従事しており、所在する法域の銀行または保険に関する実体的規制に服する場合。
- (f) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国連および国連の部局、関係者、年金基金ならびにその他これに類する国際機関およびその部局、関係者および年金基金

現在、米国商品取引法規則ルール4.7は、関係部分において、以下の者を「非米国人」とみなすことを規定している。

- (a) 米国の居住者ではない自然人
- (b) パッシブ運用を主たる目的として、外国の法域の法律に基づいて設立され、外国の法域を主たる事業地とするパートナーシップ、法人またはその他の法主体
- (c) 源泉に関係なく、所得が米国の所得税の対象とならない財団または信託
- (d) パッシブ運用を主たる目的として設立された、資産プール、投資会社等の法主体(ただし、非米国人もしくは適格投資家としての資格がない者が保有する法主体の利益参加型受益証券が合計でかかる法主体の持分の10%未満であり、かつ利益参加者が非米国人であることを理由に米国商品先物取引委員会規則パート4に定める一部の条件の適用が免除された運営者に関する資産プールに対する非米国人としての資格がない者の投資を促進すること主たる目的として設立された法主体であることを条件とする。)
- (e) 米国以外で設立され、米国以外を主たる事業地とする法主体の従業員、執行役員または親会社の年金基金

以上にかかわらず、レギュレーションS上の「非米国人」とみなされる者およびルール4.7上の「非米国人」は、原則として、米国連邦所得税法上の所得税が賦課される。かかる者はサブ・ファンドへの投

資について各自の税務顧問と相談するべきである。また、投資者は、原則として、米国の納税者でないことの証明を求められる。

トラストが認可していない米国人が、単独で、または他の者と共同して、受益証券を所有していることに管理会社が気づいた場合、受託会社は、かかる受益証券を強制的に買い戻すことができる。

申込みによってサブ・ファンドの規制上の地位が損なわるとトラストが判断する場合は、原則として、かかる申込みの承諾を拒絶する。また、サブ・ファンドの規制上の地位が損なわれる場合、トラストは、上記の適格性の基準に合致しない投資者の投資を承認しない権利を留保する。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングを防止し、テロへの資金供与に対抗するための責任を果たすため、名義書換事務受託会社、その関連会社、子会社または関係人は、申込者の身元および申込代金の資金源の詳細な確認をしなければならない。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な確認は必要とされない。

(a) 申込者が、公認の金融機関の申込者名義の口座から支払を行う場合。または、

(b) 申込みが、公認の仲介業者を通じて行われた場合。

これらの例外は、上記の金融機関または仲介業者が十分なマネー・ロンダリング規制を有すると認められる国に存在する場合にのみ適用される。

名義書換事務受託会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込者が確認手続のために必要な情報を提供しないかまたは提供が遅れた場合、名義書換事務受託会社は、申込みおよび買付金の受理を拒絶することができる。

米国のマネー・ロンダリング規制や今後の規制により、さらなる情報が要求されることがある。USAパトリオット法 (USA PATRIOT ACT) により改正された米国銀行秘密保護法 (The U.S. Bank Secrecy Act) は、米国内の一定の金融機関に対して、マネー・ロンダリング防止措置の採用を義務付けており、金融機関に対し顧客の身元確認義務および疑わしい取引の報告義務を課している。将来、他の種類のものが追加される可能性がある。

ルクセンブルグの居住者は、(申込みその他の方法による) ファンドへの支払に犯罪行為による金員が含まれているとの疑いをもつ場合には、ルクセンブルグのCSSF通達08 / 387 (CSSF通達10 / 476とともに参照されるべき) およびそれらを改訂、補足または置き換える通達ならびにマネー・ロンダリング規制に適用のあるルクセンブルグのその他の法律および規則に従ってかかる疑いを報告する義務を負う。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、2023年4月1日から2024年3月29日までの申込期間中の各日に販売取扱会社により取扱いが行われる。受益証券を申し込む投資者は、販売取扱会社と口座約款を締結するものとし、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書の提出を受ける。

受益証券は、一口当たりの純資産価格で購入することができる。最低販売単位は、1口以上1口単位とする。ただし、各販売会社はこれと異なる販売単位を定めることができる。日本における約定日は原則として販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における約定日から起算して日本における第4営業日目に、受渡しを行うものとする。

申込手数料は、3.85%（税込）を上限として各販売会社が定める料率とする。通貨の換算にかかる費用およびリスクは投資者の負担で行われる。

販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、買付代金の受領と引換えに取引残高報告書または他の通知書を交付する。買付代金の支払は、円貨または米ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなつたときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

サブ・ファンドの受益者は、保有する受益証券を適用ある当該受益証券の純資産価額でいつでも買戻請求することができる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が、名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の買戻通知を受け取った関連する取引日に決定され、下記「純資産価格の計算」の項のとおり算定されるサブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに買戻請求を受領しなかった場合、買戻請求は受領したとみなされ、買戻しは、次の取引日に算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。かかる買戻し後、受益者は（ ）本書で明記されるサブ・ファンドの最低保有口数を保有するか、または（ ）受益証券を保有しないかのいずれかでなければならない。

買戻価格の支払は、原則として、受託会社またはその指名する代理人により、名義書換事務受託会社が買戻通知を受領するまたは受領したとみなされる取引日から2営業日以内に、銀行振替で送金される。ただし、一定の状況下において、当該取引日から8営業日以内に支払を行うことができる。

サブ・ファンドの買戻価格は、米ドルで支払われ、また管理会社がサブ・ファンドの最善の利益に適うと判断する場合、管理会社より決定がなされ、かつ本書にその開示がなされない限り、買戻価格はサブ・ファンドの資産を構成する投資対象を現物で分配することで決済する。また、買戻しを求める受益者の請求に応じて、自由に換算できるその他の通貨で受益証券の代金を支払うことができる。ただし、為替の費用は受益者に支払うべき金額から差し引かれる。実際に分配が行われる前に、買戻代金に利息は付されない。

投資顧問会社は、通常の状況下では、受益者から請求を受け次第、すみやかに受益証券の買戻しを実施できるように、各サブ・ファンドが適正な水準の流動性を維持するように努力する。

以上の手順に基づく買戻請求は、取消不能であるが、「純資産価格の計算の停止」または「ファンドの解散」に記載するいずれかの理由により買戻請求に応じられない場合、受益者は、かかる請求を取り消すことができる。

管理会社またはその指名する代理人が、受益証券の購入もしくは保有を禁止されている者が、またはかかる者の利益のために、受益証券を保有していると判断する場合（「所有の制限」参照）、管理会社またはその指名する代理人は、かかる受益者に通知をして、通知に記載する日の買戻価格で受益証券を買い戻すことができ、通知に記載する日の営業終了時点において効力を発生するものとする。

大量取引通知

サブ・ファンドまたはその代理人は、隨時、現在の受益者もしくは将来の受益者がサブ・ファンドの受益証券に関する大量取引注文を行う旨の通知または金融仲介業者がかかる注文を受領した旨の通知を受領することがある。サブ・ファンドは、後日まで注文がなされないかまたは処理されない場合であっても、当該注文を見込んでポートフォリオ取引の締結を決定することができる。この取扱いは、受益者が取引注文をだす時点とサブ・ファンドがかかる注文に基づきポートフォリオ取引を締結する時点をより密接に相關させようとするものであり、買い注文の場合にはサブ・ファンドがより十分に証券に投資することを可能とし、買戻し注文の場合には投資ポジションをより整然と清算することを可能とする。一方で、現在の受益者もしくは将来の受益者または金融仲介業者（該当する場合）は最終的に注文をださないかまたは注文を処理しない可能性がある。この場合、サブ・ファンドは当該注文を見込んで締結されたポートフォリオ取引の決済のために資産の借入れを行う必要があり、このため借入費用が生じることがある。またサブ・ファンドはこれらのポートフォリオ取引により投資損失をこうむる可能性がある。逆に、サブ・ファンドは当該ポートフォリオ取引により、収益および投資利益を享受することもある。

申込／買戻し手数料

サブ・ファンドには、申込手数料または買戻し手数料はかかるない。ただし、サブ・ファンドの販売が行われる法域において任命された販売会社は、管理会社および受託会社が同意した金額による申込み手数料または買戻し手数料を徴収することができる。

（2）日本における買戻し手続等

サブ・ファンドの受益証券は、下記の方法により、販売会社から名義書換事務受託会社に対して通知することにより、各取引日（「買戻日」）に買戻すことができる。買戻しは、受益証券一口単位で行うことができる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が受益証券の買戻通知を受け取った取引日に決定され、下記「純資産価格の計算」の項のとおり算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに買戻通知を受領しなかった場合、買戻しは、次の取引日に算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。

買戻し金額は円貨または米ドル貨で支払うものとし、米ドル貨と円貨との換算は、該当する約定日における日本での東京外国為替市場の外国為替レートに準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本における約定日は、日本において販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

大量取引通知

サブ・ファンドまたはその代理人は、隨時、現在の受益者もしくは将来の受益者がサブ・ファンドの受益証券に関する大量取引注文を行う旨の通知または金融仲介業者がかかる注文を受領した旨の通知を受領することがある。サブ・ファンドは、後日まで注文がなされないかまたは処理されない場合であっても、当該注文を見込んでポートフォリオ取引の締結を決定することができる。この取扱いは、受益者が取引注文をだす時点とサブ・ファンドがかかる注文に基づきポートフォリオ取引を締結する時点をより密接に相關させようとするものであり、買い注文の場合にはサブ・ファンドがより十分に証券に投資することを可能とし、買戻し注文の場合には投資ポジションをより整然と清算することを可能とする。

一方で、現在の受益者もしくは将来の受益者または金融仲介業者（該当する場合）は最終的に注文をださないかまたは注文を処理しない可能性がある。この場合、サブ・ファンドは当該注文を見込んで締結されたポートフォリオ取引の決済のために資産の借入れを行う必要があり、このため借入費用が生じることがある。またサブ・ファンドはこれらのポートフォリオ取引により投資損失をこうむる可能性がある。逆に、サブ・ファンドは当該ポートフォリオ取引により、収益および投資利益を享受することもある。

3 【乗換え】

受益証券は、別のサブ・ファンドの受益証券に転換することができず、他のサブ・ファンドの受益証券も、本サブ・ファンドの受益証券に転換することができない。

4 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

() 純資産価格の計算

公表の頻度

サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格は、管理会社の監督の下で、管理事務代行会社により、各取引日のニューヨーク証券取引所における通常取引終了時点（原則として米国東部標準時の午後4時）（以下「NYSE取引終了時」という。）で計算される。

本書で使用される「取引日」および「営業日」は、同じ意味であり、ニューヨーク証券取引所の各取引日をいい、元旦、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デイ、ワシントンズ・バースデイ（一般的にはブレジデンツ・デイとして知られる）、聖金曜日、メモリアル・デイ、独立記念日、レイバー・デイ、サンクスギビング・デイおよびクリスマスが除かれる。

（サブ・ファンドが買戻可能な期間中の）受益証券一口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理事務代行会社の主たる事務所で受益者に公表される。

サブ・ファンドの資産の計算と評価

サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格は、（a）サブ・ファンドに帰属する資産の価値およびかかる資産に基づく利益から、（b）サブ・ファンドに帰属する費用および債務ならびに適正または必要とみなされる将来の費用の引当金または準備金を差し引いた金額を、その時点におけるサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除して計算される。ただし、サブ・ファンドの受益証券が別個のクラスに分割された場合は、受益証券一口当たりの純資産価格は、特定クラスに固有の費用および手数料ならびに債務を別個に計上するため、各クラス別個に計算される。

受益証券一口当たりの純資産価格を計算する上で、市場価格が容易に入手できる組入証券その他の資産は、所定の市場価格で評価される。市場価格は、原則として、最後に報告された売値、売りが報告されていない場合は、相場報告システム、評価の確立しているマーケット・メーカーまたは価格設定サービスから入手した価格に基づいて算定する。日々の市場価格が容易に入手できない一部の証券または投資対象は、その他の証券または指数を参考にして評価することができる。満期が60日以内の短期の投資対象は、原則として、償却後原価で評価する。取引所で売買されているオプション、先物および先物オプションは、取引所の決済価格で評価する。市場価格が容易に入手できない他の有価証券は、投資顧問会社または投資顧問会社の指示にしたがって行動する者が誠実に算定した公正価格で評価する。異常な状況下では、サブ・ファンドは、通常の方法で証券を評価する代わりに、投資顧問会社が誠実に算定した公正価格または見積価格で評価することができる。関係する市場の取引が終了した後、NYSE取引終了時の前に、異常な事態が発生した場合も、公正価格を使用することができる。

最初に米ドル以外の通貨で評価した投資対象は、価格設定サービスから入手した為替レートを使用して米ドルに換算する。米国以外の市場で取引される米ドル以外の通貨建ての証券の価格は、ニュー

ヨーク証券取引所が終了しかつ投資者が受益証券の購入、買戻しまたは交換ができるない日に相当の影響を受けることがあり、投資者は、受益証券を購入、買戻請求、または交換することができない。

組入証券は、ニューヨーク証券取引所が営業している日のNYSE取引終了時に評価する。受益証券一口当たりの純資産価格を計算する上で、サブ・ファンドは、原則として、NYSEの取引終了直後に受領した米国の株式関連証券に関する価格データを使用し、NYSEの取引終了後に行われた取引、決済または精算については通常考慮に入れないとする。米国の債券および米国以外の証券は、原則として、NYSE取引終了時以前に、かかる証券の主要市場の取引終了時のデータを使用して価格を設定するものとする。特定の日に受益証券一口当たりの純資産価格を計算した後にサブ・ファンドまたはその代理人が了知した情報は、原則として、それ以前に算定した証券の価格または受益証券一口当たりの純資産価格を遡及的に調整するために使用しないものとする。NASDAQ市場および時価総額の小さい証券の公正な市場価格もまた最終報告売却価格の代わりにNASDAQ公式終値（以下「NOCP」という。）を用いて算定される。

（ ）純資産価格の計算の停止

管理会社または受託会社（場合による。）が受益者の利益を顧慮した上でサブ・ファンドの純資産価額の決定の停止が好ましくかつ十分な理由があると判断する場合、管理会社は、1か月を超えない期間、受託会社の事前の同意を得て、サブ・ファンドに関する純資産価額（および一口当たりの純資産価格）の決定を停止でき、受託会社が要求する場合には停止する。管理会社および／または受託会社は、以下の状況において、サブ・ファンドの純資産価額の決定、当該サブ・ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止することが予定されている。

- （ a ）サブ・ファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所が通常の休日以外で閉鎖されている期間、または、取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。
- （ b ）受託会社が行うサブ・ファンドの資産の処分が実行不能となる緊急事態が発生している期間。
- （ c ）サブ・ファンドの資産の価格またはサブ・ファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段が故障している期間。
- （ d ）サブ・ファンドの資産の換金または支払に伴う送金が不可能である期間。
- （ e ）サブ・ファンドを実質的に終了もしくは清算させる事態（受託会社の裁量により判断される。）が発生している期間、または、BMAが命ずる期間。

かかる停止については、BMAおよび全受益者に対して停止後7日以内に通知され、かかる停止期間の終了前にも速やかに通知される。

サブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間中、受益証券を販売、買戻しまたは譲渡することができない。

（ 2 ）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（ 3 ）【信託期間】

トラストは、下記「（ 5 ）その他（口）ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、信託証書の日付から100年間継続する。

（ 4 ）【計算期間】

サブ・ファンドの会計年度末は毎年10月31日である。

(5) 【その他】

(イ) 発行限度額

トラストの受益証券上限5,000億口の発行に関して、1972年バミューダ為替管理法(Exchange Control Act 1972)およびその規則に基づき、BMAの認可を取得している。

(ロ) ファンドの解散

管理会社は、サブ・ファンド(または適用ある場合にそのクラス)に関して、純資産価額がサブ・ファンド(または適用ある場合にそのクラス)の存続についてビジネス的な展開に至らず、または受益者の利益に資するものではなくなってしまうレベルにまで減少したことを理由として、その裁量により、受益者への通知後適当な時期にサブ・ファンド(または適用ある場合にそのクラス)を終了することを決定することができる。

さらに、サブ・ファンド(または適用ある場合にそのクラス)は、次の場合に終了することができる。

受益者に対する通知から90日目以降に管理会社が、裁量により決定したとき。

管理会社の意見によれば、サブ・ファンド(または適用ある場合にその各クラス)の存続または他の法域への移転が違法となるか、または非現実的もしくは不適切またはサブ・ファンド(または適用ある場合にその各クラス)の受益者の利益に反するとき。

サブ・ファンド(または適用ある場合にその各クラス)の発行済受益証券の75%以上の多数決がサブ・ファンドの受益者の特別集会で決議されたとき。

バミューダ標準ファンドとしてのトラストの承認が撤回されたとき。

信託証書作成日から100年間を経過したとき。

さらにサブ・ファンドの純資産総額が、5,000万米ドルにまで減少した場合、これを終了することができる。

清算時において、受託会社は、サブ・ファンドの投資対象、財産その他の資産を換金し、支払うべき負債の適切な引当金を支払いまたは留保し、かつ、清算費用を留保した後に、換金された金銭を、ファンド清算時点におけるサブ・ファンドに対する持分割合に応じて、(受託会社が合理的に要求する権利の証明(もしあれば)の提出により、)受益者および管理会社に分配する。

支払日から12か月間請求されない受託会社が保有する純利益その他の現金(未請求の分配金を含む。)は、受託会社が支払にかかる費用を留保する権利を有していたとしても、受託会社により裁判所に支払われる。受託会社は、管理会社により決定がなされ、かつ隨時訂正される本書にその開示がなされない限り、投資者の権利を充足させるため、サブ・ファンドの一定の資産または財産を現物で分配することができる。

(ハ) 信託証書の変更

トラストは、2003年12月1日付でワインチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された信託証書(隨時改訂済)に従い、バミューダの法律に基づきマルチ・シリーズ・トラストとして設定された。2006年9月22日付でブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドがサブ・ファンドの後任受託会社として任命された。メイプルズ・トラスティ・サービスーズ(バミューダ)リミテッドは、2017年7月14日付で締結された受託会社の退任および任命証書により、2017年9月29日付で新受託会社に任命された。信託証書は、2018年3月15日付で改訂・再録された。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有する。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望ましい。本書と信託証書との間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先される。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理事務代行会社の営業所ならびに受託会社の本社において、通常の営業時間内中無料で閲覧することができる。

受益者または影響を受けるすべてのサブ・ファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、管理会社および受託会社は、信託証書の補遺に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、更改または追加をする権限を有する。

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約（隨時改訂される。）は、投資顧問会社または受託会社が相手方当事者に60日前の書面による事前通知を行うことにより、特定の月の末日に終了させることができる。上記にかかわらず、投資顧問会社は、（i）投資顧問会社が清算に入る場合、（）投資顧問会社の事業に関して管財人が任命された場合、（）投資顧問会社の変更が受益者のために望ましいと受託会社が考え、その旨を受益者に書面で述べた場合、（）受益者集会において、投資顧問会社の解任もしくは法的に可能な限り速やかな解任の決定についての決議が受益者によって承認された場合、または（v）発行済受益証券の価額の4分の3以上の保有者が、投資顧問会社の解任を書面にて受託会社に要求した場合、受託会社により解任させられる。

投資運用契約は、バミューダの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。ただし、管理事務代行会社の退任および後任の管理事務代行会社の名称については、受益者へ書面により通知される。上記にかかわらず、管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、（a）一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、（i）違反を是正できないか、もしくは（）被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または（b）本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。本契約のいずれの当事者も、相手当事者の書面による同意を得ることなく、本契約または本契約上の権利もしくは義務を譲渡することはできない。

管理事務代行契約は、バミューダの法律に従って解釈される。

保管契約

保管受託銀行および受託会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、（a）一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、（i）違反を是正できないか、もしくは（）被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または（b）本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。受託会社は、保管受託銀行の書面による事前の承諾なしに、本契約を譲渡することはできない。

保管契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

名義書換事務委託契約

名義書換事務委託契約は、いかなる違約金の支払いもなしに、一方当事者から他方当事者に対する30日前の書面による通知をもって、いつでも終了することができる。

名義書換事務委託契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約（隨時改訂済）は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約（隨時改訂済）は、受託会社、管理会社または販売会社が相手方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5 【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

トラストおよびサブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社または投資顧問会社は、適当と考える時期および場所に、受益者集会を招集することができる（また、受託会社は、発行済受益証券の10分の1以上の保有者として登録されている投資者の書面の請求に応じて、受益者集会を招集する。）。

受益者集会の招集通知は、21日前までに受益者に送付するものとし、招集通知には集会の場所、日時および提案する決議の項目を明記するものとする。

受益者集会は、発行済受益証券の10分の1以上を保有する受益者本人または代理人の出席をもって定足数とする。受益者集会では、受益者集会の議決に付されたすべての決議は挙手で決定するものとする。ただし、投票が求められた場合はこの限りではない。挙手に際して、個人の場合には本人が出席し、法人の場合には正式に授権された代表者が出席したすべての受益者は一票の議決権を有するものとし、また投票に際して、かかる受益者は、保有するすべての受益証券に関して一票の議決権を有するものとする。

トラストの決議が可決されるためには、決議案が提出された受益者集会に本人または代理人が出席した受益者が投じた票の過半数を必要とする。

受託会社および投資顧問会社が、変更によっても受益者または潜在的受益者は大きな不利益を被らないことを書面で認めない限り、受益者集会で受益者が投じた票の過半数によって可決された決議によることなく、信託証書を変更してはならない。

一定クラスの発行済受益証券に付されている全てまたは一部の特権は、（当該クラスの受益証券の発行要項に適用ある別段の規定がない限り）当該受益証券の個別の受益者集会で受益者本人または代理人による過半数の投票によって可決された決議の拘束力によって変更もしくは廃止することができる。かかる目的では、受託会社または管理会社は当該全てのクラスの受益証券が検討されている議案によって同様に影響を受けたと考えられる場合、受益証券の全てのクラスを1つのクラスで構成しているように扱うことができるが、その他の場合では別個のクラスとして扱うことができる。

ノミニーとしての受益者によって保有されている受益証券は、実質投資者（以下「投資者」という。）の指示に従って、議決権を行使する権利を有する。かかる投資者が受益証券に対する法律上の所有権を有する保有者でない場合でも、受益者は、投票に際してはかかる受益証券の投資者の指示に従って、また挙手による議決権の行使に際してはかかる投資者の過半数（受益証券の口数に基づき）の指示に従って各受益証券に関する議決権の行使を行う意向である。トラスト中の他のサブ・ファンドによって保有されている受益証券は、投資顧問会社によって、その単独裁量により決定される通り議決権を行使する権利を有する。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、バミューダ諸島における外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはトラストおよびサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ピムコ・ワールド・ハイインカムの直近2会計年度（2020年11月1日から2021年10月31日までおよび2021年11月1日から2022年10月31日まで）の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国（ファンドの設定国：バミューダ諸島）における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定によるものである。
- b . 原文の財務書類は、ピムコ・バミューダ・トラスト の全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類には、関係するシリーズ・トラストであるピムコ・ワールド・ハイインカム（以下「ファンド」という。）およびファンドが投資するシリーズ・トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）に関連する部分のみを記載し、「財務書類に対する注記」については、全文を記載している。
日本文の作成にあたっては、ファンドおよびマスター・ファンドに関連する部分のみを翻訳し、「財務書類に対する注記」については、全文を翻訳している。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=130.47円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

1 【財務諸表】

(1) 【2022年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピムコ・ワールド・ハイインカム
資産・負債計算書
2022年10月31日現在

ピムコ・ワールド・ハイインカム		
	(千米ドル、一口当たり 金額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 产 :		
投資有価証券、時価		
投資有価証券	1	0
関係会社に対する投資有価証券	45,257	5,905
金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
現金	0	0
相手方への預託金	0	0
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	31	4
未収利息および／または未収分配金	0	0
	<u>45,289</u>	<u>5,909</u>
负 債 :		
金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
未払利息	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	31	4
未払管理報酬	25	3
未払代行協会員報酬	4	1
未払販売報酬	18	2
その他の負債	64	8
	<u>142</u>	<u>19</u>
純 资 产	<u>45,147</u>	<u>5,890</u>
投資有価証券の取得原価	1	0
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	<u>45,955</u>	<u>5,996</u>
純 资 产	45,147	5,890
発行済受益証券口数		8,421 千口
発行済受益証券一口当たりの純資産価格 および買戻価格 (機能通貨による)	5.36 米ドル	699 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資産・負債計算書

2022年10月31日現在

ピムコ・パミューダ・エマージング・
マーケット・ボンド・ファンド(M)

(千米ドル、一口当たり
金額を除く) (百万円、一口当たり
金額を除く)

資 产 :

投資有価証券、時価

投資有価証券*	46,751	6,100
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品	50	7
または集中清算の対象となる		
金融デリバティブ商品	504	66
店頭取引金融デリバティブ商品		
現金	0	0
相手方への預託金	427	56
外国通貨、時価	61	8
投資有価証券売却未収金	766	100
TBA投資有価証券売却未収金	263	34
ファンド受益証券売却未収金	0	0
未収利息および/または未収分配金	741	97
その他の資産	17	2
	<hr/> 49,580	<hr/> 6,469

負 債 :

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レポ契約に対する未払金	2,624	342
空売りにかかる未払金	176	23

金融デリバティブ商品

上場金融デリバティブ商品	92	12
または集中清算の対象となる		
金融デリバティブ商品	428	56
店頭取引金融デリバティブ商品		
投資有価証券購入未払金	307	40
関係会社に対する投資有価証券購入未払金	0	0
TBA投資有価証券購入未払金	535	70
未払利息	1	0
相手方からの預託金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	31	4
カストディアンへの当座借越	129	17
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理事務報酬	0	0
	<hr/> 4,323	<hr/> 564

純 資 产

	<hr/> 45,257	<hr/> 5,905
--	--------------	-------------

投資有価証券の取得原価

	<hr/> 64,540	<hr/> 8,421
--	--------------	-------------

関係会社に対する投資有価証券の取得原価

	<hr/> 0	<hr/> 0
--	---------	---------

保有外国通貨にかかる取得原価

	<hr/> 60	<hr/> 8
--	----------	---------

空売りにかかる手取金受取額

	<hr/> 203	<hr/> 26
--	-----------	----------

金融デリバティブ商品にかかる取得原価

	<hr/> (237)	<hr/> (31)
--	-------------	------------

* レポ契約を含む：	189	25
純 資 産	45,257	5,905
発 行 済 受 益 証 券 口 数	3,217 千口	
発行済受益証券一口当たりの純資産価格 および買戻価格 (機能通貨による)	14.07 米ドル	1,836 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

【損益計算書】

ピムコ・ワールド・ハイインカム
運用計算書
2022年10月31日終了年度

ピムコ・ワールド・ハイインカム		
	(千米ドル)	(百万円)
投 資 収 益 :		
利息	0	0
収 益 合 計	<u>0</u>	<u>0</u>
費 用 :		
管理報酬	421	55
販売報酬	300	39
代行協会員報酬	60	8
支払利息	0	0
その他の費用	0	0
費 用 合 計	<u>781</u>	<u>102</u>
純 投 資 収 益(費 用)	<u>(781)</u>	<u>(102)</u>
実現純利益(損失) :		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	3,702	483
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
外国通貨	0	0
実現純利益	<u>3,702</u>	<u>483</u>
未実現利益(損失)純変動額 :		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	(19,594)	(2,556)
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
外国通貨建て資産および負債	0	0
未実現(損失)純変動額	<u>(19,594)</u>	<u>(2,556)</u>
純(損失)	<u>(15,892)</u>	<u>(2,073)</u>
運用の結果による純資産の純(減少)額	<u>(16,673)</u>	<u>(2,175)</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運用計算書

2022年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケット・ボンド・ファンド(M)	
	(千米ドル)	(百万円)
投 資 収 益 :		
利息(外国税控除後) [*]	3,519	459
分配金(外国税控除後) [*]	0	0
その他の収益	0	0
収 益 合 計	3,519	459
費 用 :		
投資顧問報酬	0	0
管理事務報酬	0	0
支払利息	30	4
費 用 合 計	30	4
純 投 資 収 益(費 用)	3,489	455
実現純利益(損失) :		
投資有価証券	(2,724)	(355)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または	454	59
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	729	95
店頭取引金融デリバティブ商品	(22)	(3)
外国通貨	(1,563)	(204)
実現純利益(損失)	(1,563)	(204)
未実現利益(損失)純変動額 :		
投資有価証券	(17,036)	(2,223)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または	(964)	(126)
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	215	28
店頭取引金融デリバティブ商品	(33)	(4)
外国通貨建て資産および負債	(17,818)	(2,325)
未実現(損失)純変動額	(19,381)	(2,529)
純(損失)	(15,892)	(2,073)
運用の結果による純資産の純(減少)額	8	1
[*] 外国税		

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2022年10月31日終了年度

以下による純資産の増加(減少) :

運用 :

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
純投資収益(費用)	(781)	(102)
実現純利益	3,702	483
未実現(損失)純変動額	<u>(19,594)</u>	<u>(2,556)</u>
運用の結果による純(減少)額	<u>(16,673)</u>	<u>(2,175)</u>

受益者への分配金 :

分配金	(6,501)	(848)
分配金合計	<u>(6,501)</u>	<u>(848)</u>

ファンド受益証券取引 :

ファンド受益証券取引による純(減少)額*	(7,905)	(1,031)
純資産の(減少)額合計	<u>(31,079)</u>	<u>(4,055)</u>

純資産 :

期首残高	76,226	9,945
期末残高	<u>45,147</u>	<u>5,890</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

* 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2022年10月31日終了年度

ピムコ・バミューダ・エマージング・
 マーケット・ボンド・ファンド(M)
 (千米ドル) (百万円)

以下による純資産の増加(減少) :

運用用 :

純投資収益(費用)	3,489	455
実現純利益(損失)	(1,563)	(204)
未実現(損失)純変動額	(17,818)	(2,325)
運用の結果による純(減少)額	(15,892)	(2,073)

ファンド受益証券取引 :

ファンド受益証券取引による純増加(減少)額*	(15,111)	(1,972)
純資産の(減少)額合計	(31,003)	(4,045)
純資産 :		
期首残高	76,260	9,950
期末残高	45,257	5,905

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

* 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2022年10月31日終了年度

ピムコ・ワールド・ハイインカム

	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報: ^		
期首純資産価格	7.92	1,033
純投資(費用) ^(a)	(0.09)	(12)
実現/未実現純(損失)	(1.75)	(228)
投資運用からの(減少)合計	(1.84)	(240)
分配金合計	(0.72)	(94)
期末純資産価格	<u>5.36</u>	<u>699</u>
トータル・リターン(機能通貨による) ^(b)	(24.38) %	
期末純資産(千米ドル)	<u>45,147</u> 千米ドル	<u>5,890</u> 百万円
費用の対平均純資産比率	1.30 %	
支払利息を除いた費用の対平均純資産比率	1.30 %	
純投資(費用)の対平均純資産比率	<u>(1.30) %</u>	

^ ゼロ残高は、0.01%未満に四捨五入された実際値または機能通貨による1ペニーを反映していることがある。

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額(もしあれば)およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2022年10月31日終了年度

ピムコ・パミューダ・エマージング・
 マーケット・ボンド・ファンド(M)

	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報: ^		
期首純資産価格	18.36	2,395
純投資収益(費用) ^(a)	0.95	124
実現/未実現純(損失)	(5.24)	(684)
投資運用からの(減少)合計	(4.29)	(560)
期末純資産価格	<u>14.07</u>	<u>1,836</u>
トータル・リターン(機能通貨による) ^(b)	(23.37) %	
期末純資産(千米ドル)	<u>45,257</u> 千米ドル	<u>5,905</u> 百万円
費用の対平均純資産比率	0.05 %	
支払利息を除いた費用の対平均純資産比率	0.00 %	
純投資収益(費用)の対平均純資産比率	<u>5.81</u> %	

^ ゼロ残高は、0.01%未満に四捨五入された実際値または機能通貨による1ペニーを反映していることがある。

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいています。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額(もしあれば)およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2022年10月31日

1. 機構

本報告書において述べられる各ファンド（以下、各「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（以下「クラス」という。）を含む、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。トラストは、バミューダの法律に基づき、ワインチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2003年12月1日付信託証書（隨時改訂され、以下「信託証書」という。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。2017年9月29日の営業終了時点（米国東部標準時）付で、マイフルズ・トラスティ・サービス（バミューダ）リミテッド（以下「受託会社」という。）がトラストの受託会社として任命された。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」、「管理会社」、または「投資顧問会社」という。）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは2006年投資ファンド法および標準ファンズについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、本報告書日付現在運用されているファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

ファンドの受益者（以下、個別的に、また、総称して「受益者」という。）またはファンドの受益証券（もしくはファンドへの投資）への言及は、当該ファンドに帰属する受益証券の保有者またはクラス受益証券（該当する場合）を意味するものとする。

本報告書に記載されるファンズは以下のとおりである。

ファンド	募集対象
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB	
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC	
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD	
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD	
PIMCOバミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド	
PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド	
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M) ピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド(M) PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M) PIMCOパミューダ・インカム・ファンド(M) PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド(M) PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド(M) PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)	他のファンズに対し、かかるファンズに とっても投資対象ペークルとしての役割を果 たすために限定して募集される。
PIMCOパミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA [*] PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ ファンド ^{**} PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10 ^{***} PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ) ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンド ピムコ・ワールド・ハイインカム ^{****}	日本人およびその他の投資者に対して募集 される。
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム	日本人およびその他の投資者に対して募集 される。ユーロ、円および米ドルクラス受 益証券は、日本の販売会社を通じて公募に より日本の公衆に対して募集され、また、 管理会社がその裁量により定めるその他の 投資者に対して募集することができる。 ユーロ、円および米ドルクラス受益証券 は、管理会社により承認された投資者にの み限定される。

PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド	公募または私募によりその受益証券を日本において募集し、ピムコジャパンリミテッドまたは同等の免許を有する投資信託委託会社により管理され、日本の投資信託協会の規則の対象となる、日本の投資信託及び投資法人に関する法律に基づき組織されたファンド・オブ・ファンズ・タイプの投資信託(以下「日本の投資信託」という。)に限定して販売される。
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド	
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	

- * PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのT(日本円)クラスおよびU2(日本円)クラスは、日本の信託銀行に受託された投資用口座に限定して募集され、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのW(米ドル)クラスは、日本の機関投資家に限定して募集され、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのNN(米ドル)クラスは、他のファンズに対し、かかるファンズにとって投資対象ピークルとしての役割を果たすために限定して募集される。PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのM(米ドル)(助言口座専用)クラスおよびM(日本円)(助言口座専用)クラスは、日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
- ** PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンドのインスティテューションアル(円ヘッジ)クラスは、日本の機関投資家に限定して募集される。
- *** 米ドルクラスは、日本の販売会社および/または販売取扱会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
- **** 日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集される。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則(以下「US GAAP」という。)に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求することができる。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

(a) 被取得ファンズ

受託会社および管理会社は、()PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドCおよびPIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD、()ピムコ・ワールド・ハイインカム、()PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンドおよびPIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、()PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAおよびPIMCOバミューダ・インカム・ファンドD、()PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドおよびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド、()PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド およびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、()PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド およびPIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(以下、それぞれ「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得

ファンド」という。)の資産の全てあるいは一部を、()PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)、()ピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)、()PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)、()PIMCOパミューダ・インカム・ファンド(M)、()PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、()PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、()PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)(以下「被取得ファンド」という。)の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該被取得ファンズに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の一口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の一口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンドが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンドの投資目標が達成されるという保証はない。

経理のハイライトに表示されている比率には、被取得ファンドの費用は含まれていない。ファンドの報酬に関する詳細については、該当する場合、注記9の「報酬および費用」を参照のこと。

(b) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より当該証券の標準決済期間を越えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、ファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカウントの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。特定の外国証券にかかる見積税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて、運用計算書において受取利息の構成要素または投資証券にかかる未実現損益純変動額の項目に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資証券にかかる実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される(以下「機能通貨」という。)。各ファンズの機能通貨は、以下の表に記載される。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目(もしあれば)は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンズは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益(損失)ならびに未実現利益(損失)純変動額に含まれる。ファンズは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット(現金)ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レ

トの変動から生じた未実現外国通貨利益および損失は、運用計算書の外国通貨建て資産および負債にかかる未実現利益（損失）純変動額に含まれる。

特定のファンズ（またはクラス（該当する場合））の純資産価額（以下「純資産価額」という。）およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（以下「純資産価額通貨」という。）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド／クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドA		
F（米ドル）	米ドル	米ドル
J（日本円）	日本円	米ドル
J（米ドル）	日本円	米ドル
Y（日本円）	日本円	米ドル
Y（米ドル）	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドB		
F（豪ドル）	豪ドル	米ドル
Y（豪ドル）	日本円	米ドル
Y（ブラジル・レアル）	日本円	米ドル
Y（メキシコ・ペソ）	日本円	米ドル
Y（ロシア・ルーブル）	日本円	米ドル
Y（トルコ・リラ）	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドC		
Y（C - 米ドル）	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドD		
Y（ワールド）	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド		
J（日本円）	日本円	米ドル
米ドルクラス	米ドル	米ドル
ピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド		
インスティテューショナル（日本円）	日本円	米ドル
インスティテューショナル（円ヘッジ）	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド	日本円	米ドル

PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・インカム・ファンド(M)	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA		
F(日本円)	日本円	米ドル
F(米ドル)	米ドル	米ドル
J(日本円)	日本円	米ドル
J(米ドル)	日本円	米ドル
K(米ドル)	米ドル	米ドル
M(日本円)(助言口座専用)クラス	日本円	米ドル
M(米ドル)(助言口座専用)クラス	米ドル	米ドル
N(日本円)	日本円	米ドル
N(米ドル)	日本円	米ドル
NN(米ドル)	米ドル	米ドル
P(日本円)	日本円	米ドル
Q(日本円)	日本円	米ドル
R(日本円)	日本円	米ドル
R(米ドル)	米ドル	米ドル
S(日本円)	日本円	米ドル
T(日本円)	日本円	米ドル
U2(日本円)	日本円	米ドル
W(米ドル)	米ドル	米ドル
X(日本円)	日本円	米ドル
X(米ドル)	米ドル	米ドル
Y(日本円)	日本円	米ドル
Y(米ドル)	日本円	米ドル
Z(日本円)	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドD		
NN(豪ドル)	豪ドル	米ドル
Y(ワールド)	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド		
B(米ドル)	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド		
インスティテューショナル(円ヘッジ)	日本円	米ドル
J(日本円)	日本円	米ドル
J(米ドル)	日本円	米ドル
米ドルクラス	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	日本円	米ドル
PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10		

米ドルクラス	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド		
JP(豪ドル)	日本円	米ドル
JP(ブラジル・レアル)	日本円	米ドル
JP(カナダ・ドル)	日本円	米ドル
JP(中国元) [*]	日本円	米ドル
JP(インドネシア・ルピア)	日本円	米ドル
JP(インド・ルピー)	日本円	米ドル
JP(韓国ウォン)	日本円	米ドル
JP(メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル
JP(トルコ・リラ)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド		
JP(ユーロ)	日本円	米ドル
JP(英ポンド)	日本円	米ドル
JP(米ドル)	日本円	米ドル
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム		
ユーロクラス	ユーロ	米ドル
円クラス	日本円	米ドル
JP(円ヘッジ)	日本円	米ドル
米ドルクラス	米ドル	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		
JP(日本円)	日本円	米ドル
JP(円ヘッジ)	日本円	米ドル
JP(米ドル)	米ドル	米ドル
JP(日本円)	日本円	米ドル
JP(円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		
JP(豪ドル)	日本円	米ドル
JP(ブラジル・レアル)	日本円	米ドル
JP(メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル
JP(トルコ・リラ)	日本円	米ドル
ピムコ・ワールド・ハイインカム	米ドル	米ドル

* 2022年4月13日付で、JP(ロシア・ルーブル)からJP(中国元)にクラス名を変更した。

(d) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関するクラス特定の資産および損益を除いて、該当する場合、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、該当する場合、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬、代行協会員報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り受益者に宣言され支払われるが、その許可は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎月宣言および分配

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドA

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドB

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドC

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドD

PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA

F(日本円)

F(米ドル)

J(日本円)

J(米ドル)

N(日本円)

N(米ドル)

NN(米ドル)

S(日本円)

X(日本円)

X(米ドル)

Y(日本円)

Y(米ドル)

PIMCOパミューダ・インカム・ファンドD

PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド

J(日本円)

J(米ドル)

米ドル

PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド

PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド

PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド

PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド

PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド

ピムコ・ワールド・ハイインカム

四半期毎の宣言および分配

PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA

Q(日本円)

R(米ドル)

半年毎の宣言および分配

<p>PIMCOパミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド</p> <p>PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA</p> <p>P (日本円)</p> <p>R (日本円)</p> <p>PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム</p> <p>ユーロクラス</p> <p>日本円クラス</p> <p>J (円ヘッジ)</p> <p>米ドルクラス</p>
<p>以下のファンズ(またはそのクラス、(該当する場合))について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。</p>
<p>PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)</p> <p>ピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)</p> <p>PIMCOパミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド</p> <p>PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド</p> <p>PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド</p> <p>PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)</p> <p>PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA</p> <p>K (米ドル)</p> <p>M (日本円)(助言口座専用)クラス</p> <p>M (米ドル)(助言口座専用)クラス</p> <p>T (日本円)</p> <p>U2 (日本円)*</p> <p>W (米ドル)</p> <p>Z (日本円)</p> <p>PIMCOパミューダ・インカム・ファンド(M)</p> <p>PIMCOパミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド</p> <p>PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド</p> <p>インスティテューショナル(円ヘッジ)</p> <p>PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)</p> <p>PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)</p> <p>PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10</p> <p>PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)</p> <p>PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド</p> <p>PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド</p>

* 当該ファンドのU2(日本円)クラス受益証券に関して、一切の分配は、管理会社および当該クラスの投資者との間の協定書に従って宣言される。

分配(もしあれば)は、一般的に関連するファンド(またはクラス(該当する場合))の純投資収益から支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可しうる。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。あらゆるファンド(またはクラス(該当する場合))に関する支払われる分配金は当該ファンド(またはクラス(該当する場合))の純資産価額を減少させる。受益者の判断で、ファンド(またはクラス(該当する場合))からの分配金をファンド(またはクラス(該当

する場合)の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの純資産価額通貨で支払われる。各ファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド(またはクラス(該当する場合))の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかつた分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド(またはクラス(該当する場合))の利益として計上される。

(f) 受益証券の発行および買戻し

ファンド(またはクラス(該当する場合))の運営開始後、管理会社は、継続的に各ファンド(またはクラス(該当する場合))の受益証券を、発行時におけるファンド(またはクラス(該当する場合))の受益証券一口当たりの純資産価格で発行することができる。ただし、管理会社またはその指名する代理人は、管理会社の単独の裁量において、一時的に発行を停止する権利を有する。関連する目論見書に別段の記載がない限り、各ファンド(またはクラス(該当する場合))の受益証券一口当たりの発行価格は、以下の「純資産価格の決定」に記載する要領で計算した各取引日における受益証券一口当たりの純資産価格とする。ただし、BBHが米国東部標準時の正午までにBBHが受諾できる書式の受益証券の購入申込みを受領しなかった場合、関連するファンド(またはクラス(該当する場合))の受益証券一口当たりの発行価格は、次の取引日に決定される受益証券一口当たりの純資産価格とする。受益証券の買戻しもしくは日本での直接分配を目的として日本に登録されているトラストのファンドの終了の場合、当該ファンドの受益証券は、受益者から現金で買戻される。当該ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。関連する目論見書に別段の記載がある場合を除き、買戻価格の支払は、原則として、受託会社またはその指名する代理人により、BBHが買戻通知を受領するまたは受領したとみなされる取引日から2営業日以内に、銀行振替で送金される。ただし、一定の状況下において、当該取引日から8営業日以内に支払を行うことができる。関連する目論見書に別段の記載がない限り、ファンドには、申込手数料または買戻し手数料はかかるない。ただし、ファンドの販売が行われる法域において任命された販売会社は、管理会社および受託会社が同意した金額による申込み手数料または買戻し手数料を徴収することができる。

(g) 新会計基準公表および規則のアップデート

2020年3月、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は、ロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)および割引が見込まれるその他の参考レートからの移行に伴う潜在的な会計上の負担を緩和するための選択可能な指針を提供する会計基準書アップデート(Accounting Standards Update)

(以下「ASU」という。)第2020-04号を公表した。ASU第2020-04号は、2020年3月12日から2022年12月31日までの期間に発生した特定の参考レート関連の契約変更に適用される。2021年3月、LIBORの管理者は、米ドルLIBORの設定の大部分の公表を2023年6月30日まで延長することを発表した。2022年12月、FASBはASU第2022-06号を公表した。この改訂にはLIBORの移行措置の期間を2024年12月31日まで延長するための修正が含まれており、それ以降は、企業は金利指標改革の緩和を適用することが認められなくなる。経営陣は、LIBORの廃止がファンドの投資に与える影響を継続的に評価しており、当該ASUの適用がファンドの財務書類に重要な影響を与える可能性は低いと判断している。

2022年6月、FASBはASU第2022-03号「公正価値測定」(トピック820)を公表した。これは、契約上の売却制限の対象となる公正価値で測定される持分証券への投資を有するすべての企業に影響を及ぼすものである。ASU第2022-03号の改訂は、持分証券の売却に関する契約上の制限は、持分証券の会計単位の一部とはみなされないため、公正価値の測定には考慮されないことを明確にしている。また、この改訂は、トピック820に従って公正価値で測定される契約上の売却制限が課されている持分証券についても、追加的な開示を要求している。ASU第2022-03号の改訂の効力発生日は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその年度の中間期間である。現時点で、経営陣はこれらの変更が財務諸表に与える影響を評価中である。

3. 投資証券の評価および公正価値測定

(a) 投資評価方針

ファンドの受益証券の価格は、ファンドの純資産価額に基づく。ファンドまたはその各クラス（該当する場合）の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、（トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり）ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点（以下「NYSE終了時点」という。）で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日までに決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。各ファンドは、ファンドが早期に終了した場合において、純資産価額の算定のタイミングを変更する権利を有する。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、時価で評価される。市場相場は、ファンドが測定日にアクセスできる同一の投資対象についての活発な市場において、その相場が（無調整の）相場価格である場合にのみ、容易に入手できる。ただし、信頼できない場合には、相場は容易に入手できない。時価は通常、公式終値または最後に報告された売値に基づき決定される。ファンズは通常、国内の持分証券についてはNYSE終了時点直後に受領した価格決定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。市場相場が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。一般原則として、証券またはその他の資産の公正価値は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取る、または負債を移転するために支払うであろう価格である。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任を負っている。管理会社は、市場相場が容易に入手できないファンドの組入有価証券およびその他のファンド資産を、価格設定サービス、相場報告システム、評価代理人およびその他の第三者の情報源（以下、「価格設定情報源」と総称する）からのインプットを利用して評価することができる。外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている（非米国の）外国持分証券は、通常、主要な取引所であるとPIMCOがみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。市場価格での価格設定が用いられた場合、（非米国の）外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。国内および（非米国の）外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび個別株オプションは、通常、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場を反映したデータを用いた価格設定情報源に基づき評価される。価格設定情報源から入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券または証券に関連する利回りデータから入手した時価の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格および相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定情報源から入手した見積りで評価される。スワップ契約は、価格設定情報源により提供される市場ベースの価格またはブローカー・ディーラーから入手した見積りに基づき評価される。上場投資信託（以下「ETF」という。）を除き、ファンドのオープン・エンド型の投資運用会社への投資は、当該投資有価証券の純資産価額で評価される。

（非米国の）外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない（非米国の）外国持分証券もまた、公正価値で評価される。（非米国の）外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定情報源により提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際ならびに公正価値決定の際に、管理会社は、とりわけ、関連市場の終了後およびNYSE終了時点前に生じた重大な事象（米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。）について検討することがあ

る。ファンドは、（非米国の）外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモーテリングツールを用いることができる。これらの目的において、管理会社が別途定める場合を除き、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動（以下「ゼロ・トリガー」という。）も重要な事象とみなされ、（事実上、日々の公正価値評価につながる）価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない場合に（非米国の）外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかった場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア（担保付き）変動金利ローンは、価格設定サービスにより提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値／売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア（担保付き）変動金利ローンは、時価に近似する公正価値で評価される。シニア（担保付き）変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。（a）借主および参加仲介業者の信用力、（b）ローンの期間、（c）類似のローンの市場における直近の価格（もしあれば）、および（d）類似の質、利率、次回の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定情報源から入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが（非米国の）外国投資有価証券を保有する範囲において、受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次回の純資産価額の算定時に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。

公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針および手続きは、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

（b）公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1、2または3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1 - 活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格（無調整）。

レベル2 - 活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3 - 管理会社またはその指示に従って行動する者による投資証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

期末現在レベル2もしくはレベル3に分類されていた資産または負債につき、投資有価証券を評価する際に用いられる評価方法に変更が生じたことから、前期以降、レベル2およびレベル3の間での移動が生じた。レベル2からレベル3への移動は、通常の業務の過程において、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータがないことから、価格設定情報源により用いられる評価方法の使用（レベル2）から、重要であり観測不可能なインプットを使用したプローカー見積りまたは評価技法の使用（レベル3）への移動に伴い生じた変動の結果によるものである。

レベル3からレベル2への移動は、価格設定情報源により提供される現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ、または重要であり観測可能なインプットを使用したその他の評価技法が入手できるようになった結果によるものである。

US GAAPの要件に従い、レベル3への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3への／からの移動の開示、ならびに当期中のレベル3の資産および負債の購入および発行の開示を要求する。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重要であり観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従い、公正価値の階層および重要であり観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

（c）評価方法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1、レベル2およびレベル3のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1、レベル2およびレベル3に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、バンクローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付証券は、通常、プローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてプローカー・ディーラーまたは価格設定情報源から入手した見積りに基づき評価される。価格設定情報源の内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却／買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定情報源により、通常プローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いたモーゲージ関連およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物オプション等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

ファンドの機能通貨以外の通貨（建て）で評価される投資有価証券は、価格設定情報源から入手した為替レート（直物相場と先物相場）を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に対する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受

ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格設定情報源により、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他の持分証券もまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク債は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

(ETF以外の)オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

取引所の決済価格およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、特定の上場先物およびオプションに対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定情報源から入手した見積りを使用して評価される。これらの評価調整を用いた金融デリバティブは、公正価値の階層のレベル2に分類される。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定情報源（通常はNYSE終了時点で決定される。）により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定情報源により評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値/売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティー、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場における観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、プローカー・ディーラーの買呼値または価格設定情報源（通常はNYSE終了時点で決定される）により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定情報源により評価され得る。価格設定モデルには、翌日物金利スワップ、LIBOR先渡レート、金利、イールド・カーブおよびクレジット・スプレッド等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の時価の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、プローカー・ディーラーからの見積り、取引価格、または市況データの分析により得られる内部評価による。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価監視委員会により承認された手続きに基づき、定期的にリセットされることがある。委任による価格設

定手順（基準価格）の観察不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、管理会社はプローカー・ディーラーよりプローカー見積りを直接入手するか、第三者ベンダーを介してプローカー見積り入手する方法を選択することができる。公正価値がプローカー見積りによる単一の根拠に基づく場合、これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。プローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、管理会社は、市場相場の裏付けとなる原インプットに対して透明性を持つものではない。プローカー見積りにおける重大な変更は、当該証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

参照金融商品の評価は、価格情報が容易に入手できる1以上の広範な証券、市場指数、および／またはその他の金融商品に対する当該証券の相関関係を利用して公正価値を推定する。観察不可能なインプットには、参照金融商品の変化率および／または各参照金融商品の比重に基づくアルゴリズム式で用いられるインプットが含まれる場合がある。観察不能なインプットが大幅に変動した場合、当該証券の公正価値は直接的に、比例して変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

普通株式等価評価法は、観察可能な類似企業の持分価値の変動に基づく持分調整を適用することにより公正価値を算定している。観察不能なインプットが大幅に変動した場合、当該証券の公正価値は直接的に、比例して変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

割引キャッシュ・フロー・モデルは、投資対象が生み出す将来のキャッシュ・フローに基づいており、予想される投資パフォーマンスに基づいて正規化される場合がある。将来のキャッシュ・フローは、適切な收益率を用いて現在価値に割り引かれ、通常、最初の取引日に調整され、資本資産価値モデルおよび／またはその他の市場ベースのインプットに基づき調整される。観察不能なインプットが大きく変動した場合には、当該証券の公正価値が直接かつ比例的に変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

類似会社比較モデルは、上場類似会社から対象会社の財務諸表に対する評価倍率を適用したものである。類似会社と対象会社との差額に基づき、時価評価倍率を調整することができる。観察不能なインプットが大きく変動した場合には、当該証券の公正価値が直接かつ比例的に変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

比較対象取引モデルは、証券または会社と同等の観察可能な取引からの評価倍率の適用に基づいている。観察可能な取引と対象会社または証券との差異に基づき、黙示的な比較対象取引倍率に調整が加えられることがある。観察不能なインプットが大きく変動した場合には、当該証券の公正価値が直接かつ比例的に変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

満期までの残存期間が60日以内の（コマーシャル・ペーパー等の）短期債務証券は、当該短期債務証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

4. 証券およびその他の投資有価証券

（a）繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンズによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンズは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンズは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンズは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契

約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じことがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

(b) インフレ連動債券

特定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期時における（インフレ率調整後の）原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債（US TIPS）の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期時に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

(c) ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証書に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、（第二順位担保権付ローン、B ノートおよびメザニン・ローンを含む。）劣後債、ホテル・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保することによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払いを受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払いを受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。未履行ローン契約は、資産・負債計算書において負債として反映される。

(d) モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他により行

われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される毎月の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および利息の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形の民間保険または保証によってサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、貸借人のリース支払能力および貸借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カード債権および病院向け売掛金、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローン、ポート・ローン、モバイル住宅ローン、レクリエーション用車両ローン、組立住宅ローン、航空機リース、コンピューター・リースならびにシンジケート銀行ローン等の売掛金を含むがそれに限定されない、様々な種類の資産により組成される。ファンドは、株式または「最初の損失」のトランシェを含む、モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の発行体の資本構成の任意のレベルにおいて投資することができる。

(e) モーゲージ担保債務証書

モーゲージ担保債務証書(以下「CMOs」という。)は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法的実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOsは、各クラスが異なる満期を有し、期限前弁済を含む異なる元本および利息の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOsは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

(f) ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券(以下「SMBS」という。)は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより構成される。SMBSには、すべての金利を受領するクラス(金利限定もしくは「I0」クラス)と、すべての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および一口当たり証券の減額として扱われる。

(g) 債務担保証券

債務担保証券(以下「CDOs」という。)は、債権担保証券(以下「CBOs」という。)、ローン担保証券(以下「CLOs」という。)および同様の仕組みの証券を含む。CBOsおよびCLOsは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の確定利付証券である。CL0は、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア(担保付き)・ローン、シニア(無担保)・ローンおよび劣後社債を含む。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。本報告書の他の部分およびファンドの英文目論見書で論じられている確定利付証券に付随する通常のリスク(例:期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、リーガル・リスクおよび金利リスク(ストラクチャード・ファイナンスにかかる未払利息が金利の変動の倍数に基づき変動した場合またはその逆の場合、一層悪化することがある。))に加え、CBOs、CLOsおよび他のCDOsは、()担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、()担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、()ファンドが他のクラスに劣後するCBOs、CLOsまた

はその他のCDOsに投資するリスク、および()複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、または予期せぬ投資結果を招く可能性などを含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

(h) 現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券(以下「PIK」という。)に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債務証券は、通常、原債券と同様の条件(満期日、利率および関連リスクを含む。)を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み(以下「利込価格」という。)、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

(i) 譲渡制限証券

特定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求されることがある。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限投資証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2022年10月31日現在、ファンズが保有する譲渡制限投資証券は、該当する場合、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

(j) 仕組債

特定のファンズは、当事者間により交渉された債務証券である仕組債およびその他の関連商品に投資することができる。それらの元本および/または利息は、選定された証券、証券の指標または特定の利率、もしくは債券に反映される指標等の2つの資産または市場の運用実績の差異等のベンチマーク資産の運用実績、市場または利率(以下「エンベデッド・インデックス」という。)を参照に決定される。仕組債は、銀行を含む企業および政府系機関により発行されることがある。当該仕組債の条項は、通常、仕組債が未決済の場合に、それらの元本および/または利息の支払いにエンベデッド・インデックスの変動が反映されるよう、上方または下方(ただし、通常はゼロを下回らない)に調整されることを条件とする。その結果、仕組債に対して行われるであろう利息および/または元本の支払いは、エンベデッド・インデックスのボラティリティーならびに元本および/または利息の支払いにかかるエンベデッド・インデックスの変動の影響を含む複数の要因により、大きく異なる可能性がある。

(k) 米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券および連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。)により保証された証券といついくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行などのその他については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。)等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディマック」という。)が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービスの一覧から、慣習的な(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書(以下「PCs」という。)を発行するが、これは住宅

モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2019年6月、FNMAおよびFHLMCは、現在のTBA適格証券（以下「単一証券イニシアティブ」という。）の発行に代えて、ユニホーム・モーゲージ・バック証券（以下「UMBS」という。）の発行を開始した。単一証券イニシアティブは、TBA市場の全体的な流動性を支援し、FNMAとFHLMCの証書の特性を一致させることを目指している。単一証券イニシアティブがTBA市場およびその他のモーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

（1）発行時取引

特定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。かかる証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。発行時取引ベースの証券売買取引は、通常の決済期間を超えた支払いおよび交付の実施を伴う、あらかじめ決められた価格または利回りでのファンドによる証券売買の約定である。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

（m）銀行債務

ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスクおよびその他のリスク」を参照のこと。

（a）レポ契約

特定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ取引の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）を購入する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の時価は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、担保受領に対する手数料を支払う場合がある。

（b）逆レポ契約

特定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に

対する元本および利息の支払いを受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

(c) 売却 / 買戻し取引

特定のファンズは、「売却 / 買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却 / 買戻し資金調達取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および利息の支払いを受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、()該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および()ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却 / 買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

(d) 空売り

特定のファンズは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、()類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、()ファンドの柔軟性を高めるため、()投資のリターンのため、()リスク・アービトレージ戦略の一部として、および()デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一部として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りに従事する場合、ファンドは空売りされた証券を借り入れ、相手方に受け渡すことができる。ファンドは通常、証券を借り入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならず、また、当該借り入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は(もしあれば)、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは損失を被る。ファンドがその組入証券を保有している場合、または追加費用なしで空売り証券もしくは空売り証券と同一の証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることができない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

(e) 与信枠

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)は、受益者への買戻しに充当するための一時的な目的で、またはその他の短期流動性の目的で、三菱東京UFJ銀行(以下「MUFG」という。)およびその他の商業銀行との間で1年未満(364日)のシニア無担保リボルビング与信契約を締結した。MUFGは、銀行および当該契約の関連当事者であるその他の銀行のエージェントの両方の役割を果たす。PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)は、SOFRベースの変動金利に信用スプレッドを加味した金利に基づき、金融費用を支払う。ファンドはまた、コミットメント額の未使用部分にかかる年率0.30%の報酬を支払う。延長または更新しない限り、当該契約は2022年8月19日に更新され、2023年8月18日に失効する。PIMCOパミューダ・バン

ク・ローン・ファンド(M)の最大利用可能契約額は、15,500,000米ドルに等しい。2022年8月19日以前は、ファンドの最大利用可能契約額は、45,000,000米ドルであり、ファンドはコミットメント額の未使用部分にかかる年率0.275%の報酬を支払った。PIMCOパミユーダ・バンク・ローン・ファンド(M)により支払われたコミットメント額、前払いおよび利息137,379米ドルは、運用計算書の支払利息に含まれている。

当期中、当該与信枠にかかる借入はなかった。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによるデリバティブ商品の利用方法および利用事由および金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純損益および未実現損益の純変動（それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。）は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現純損益ならびに未実現損益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ行為の金額に対する指針の役割を果たす。

（a）為替予約契約

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に関する為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の時価は、為替予約契約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券は、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する特定のファンズはまた、ヘッジクラスの株式の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

（b）先物契約

特定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約であり、証券取引所で取引される。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関する主なリスクには、ファンドの保有証券の時価変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドはプローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金もしくは米国政府および政府機関の債務、または限定されたソブリン債を先物のプローカーに預けることが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金は、ファンドにより計上または回収されることがある（以下「先物変動証拠金」という。）。先物変動証拠金（もしあれば）は、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

(c) オプション契約

特定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。特定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が計上され、その後、売りオプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの金額は、資産・負債計算書に資産として含まれる。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または清算された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。オプションの売り主としてのファンドは、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引を行えないリスクがある。

特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産として資産・負債計算書に含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。失効した購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として扱われる。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または清算された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実施する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

クレジット・デフォルト・スワップション

特定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップション契約を売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

特定のファンズは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。

インフレーション・キャップ・オプション

特定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。インフレーション・キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品にかかる投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利スワップション

特定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結、または既存のスワップ契約を短縮、延長、キャンセルもしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。

金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

特定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（以下「先物オプション」という。）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

証券にかかるオプション

特定のファンズは、リターンを高めるためまたは既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、証券にかかるオプションを売却または購入することができる。オプションは、オプション契約についての対象証券として、特定の証券を使用する。

(d) スワップ契約

特定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引（OTC）市場において当事者間により交渉されるか、もしくはセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済されることがある（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリアンスおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、それぞれのスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。時価の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現損益の純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動（以下「スワップ変動証拠金」という。）は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、スワップ契約に記載される条項と現在の市況（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他の関連要因）間の差異を補填するために、スワップ契約締結時に受領または履行された支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満期時に、運用計算書において実現利益または損失として計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンドにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの特定の投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は、その他のデリバティブ商品と同様に、ファンドにより時価、想定元本またはエクスポージャー額全体で評価されることがある。クレジット・デフォルト・スワップについては、特定のファンドの投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額（例：該当する契約の想定元本の和に時価を加えたもの）で評価するが、特定のファンドのその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを時価で評価することができる。例えば、ファンドの信用度に関する指針（もしあれば）の目的上、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価することがあるが、それは当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、

(相殺前の)資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および時価の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがプロテクションを売却しているか購入しているかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的のため、ファンドによる特定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、その他のタイプの投資家による当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。スワップ契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利または当該スワップの対象資産の価値が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、および、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

既存のスワップ契約に基づき、ファンドが単一の相手方に負っているまたは単一の相手方から受領することになっている正味金額を制限する方針の範囲内で、当該制限は店頭取引スワップの相手方にのみ適用され、相手方がセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関である集中清算の対象となるスワップには適用されない。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

特定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するもしくは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングもしくはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、特定の信用事由の対象となる参照銘柄、債務もしくは指数に関する事象が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利を引換に一方の当事者（以下「プロテクションの買い手」という。）による他方の当事者（以下「プロテクションの売り手」という。）に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて確定比率の収益をプロテクションの買い手から受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（ ）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または（ ）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（ ）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を交付するか、または（ ）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、信用事由が発生するまで、業界基準となる回復率または当該銘柄の特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄のすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたバスケット方式のクレジット商品またはエクスポート・セクターである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および／あるいは各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウエイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウエイトを持つ。ファンダムは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができます。クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資者を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッド（もしあれば）は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、参照債務の債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での時価の上昇は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンダムが、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンダムをプロテクションの売り手とする期末現在において未決済の個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金または同じ一つもしくは複数の参照銘柄に対してファンダムによって締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額によって部分的に相殺されることがある。

金利スワップ契約

特定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。ファンダムが保有する固定利率債の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンダムは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、想定元本に関連したファンダムによる他の当事者との利息の支払いまたは受領にかかるそれぞれの約定の交換を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち（ ）金利キャップ（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはキャップを超える場合に支払いを合意する。）、（ ）金利フロアー（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意す

る。)、()金利カラー（この特約では、ファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを超える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またその逆の取引を行う。)、()コーラブル金利スワップ（この特約では、買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までにゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮し前払報酬を支払う。)、()スプレッド・ロック（この特約では、金利スワップ使用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めている。)、または()ベース・スワップ（この特約では、二当事者間で、異なるセグメントの短期金融市場に基づく変動金利を交換することができる。）。

トータル・リターン・スワップ契約

特定のファンズは、原参照商品に対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにトータル・リターン・スワップ契約を締結することができる。トータル・リターン・スワップ契約は、一または複数のキャッシュ・フローが原参照資産の価格および固定金利または変動金利に基づき交換されるよう約定する。トータル・リターン・スワップ契約は、市場連動リターンと引換えに利息を支払うよう約定する。一方の相手方が特定の原参照資産のトータル・リターンを支払うが、これには単一の証券、証券のバスケットまたはインデックスが含まれることがあり、引換えに固定金利または変動金利を受領する。満期日において、トータル・リターンが原参照資産から資金調達利率（もしあれば）を控除したリターンと等しくなる場合、純キャッシュ・フローが交換される。受取人として、ファンドはプラスのトータル・リターンに基づく支払いを受領し、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払義務を負う。支払人として、ファンドはプラスのトータル・リターンにかかる支払義務を負い、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払いを受領する。

7. 主要なリスクおよびその他のリスク

(a) 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ（または被取得ファンズ、適用ある場合）は、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の債務不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ・リスク

特定のファンズが実質的にそれぞれのすべての資産を被取得ファンドに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンドが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンドは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、（非米国）外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の上昇により確定利付証券およびファンドが保有するその他の商品の価値が減少する可能性があるリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファ

ンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図したとおりの効果を得られないことがある。

デュレーションは、いくつかある特徴の中で特に、証券の利回り、クーポン、最終満期およびコールの特性を組み込んだ金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために用いられる基準である。コンベクティとは、金利の変動に対応したデュレーションの変動割合を測定する証券またはファンドの金利感応度を知るために用いられる、追加的な測定法である。満期までの年限が長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。多岐にわたる要因(例:中央銀行による金融政策、インフレ率、景気全般等)により、金利もしくは米国財務省証券の利回り(またはその他の種類の債券の利回り)は上昇し得る。金利および債券利回りはほぼ歴史的な低水準にあるため、現在の状況では特にそのとおりとなっている。したがって、ファンズは現在、金利および/または債券利回りの上昇に伴うリスクの高まりに直面している。これは、中央銀行の金融政策、インフレ率または実質成長率の変動、経済情勢全般、債券発行の増加もしくは低利回り投資に対する市場需要の減少等を含むがそれらに限定されない、様々な要因によってもたらされる。さらに、米国債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング(値付け)」の能力は、依然としてかなり低迷したままである。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、現在、確定利付債のボラティリティーおよび流動性リスクの増大に直面している。集合的および/または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。ファンドの評価額の大半が損なわれた場合、ファンドは受益者による買戻しの増加に直面し、そのパフォーマンスを一層損なうことがあり得る。また、大口の受益者が大量の受益証券を購入または買戻しを行った場合に、ファンドは悪影響を受ける可能性があるが、それはいつでも起こり得ることであり、大量の買戻し請求と同様の影響がファンドに及ぶ可能性がある。大口の受益者取引により、ファンドの流動性および純資産価額に悪影響が及ぶことがあり得る。当該取引はまた、ファンドの取引費用を増加させるか、またはファンドのパフォーマンスが意図していたものと異なってしまう可能性がある。さらに、ファンドは、その他の受益者が、大口の受益者の選択に基づいて投資決定を行うリスクに晒されている。

特定のファンドがロシアと経済的に結びついた証券および商品に投資する可能性がある限り、ファンドは政治、経済、法律、市場および通貨などこれらに限定されない様々なリスクに晒されている。これらのリスクには、不確実な政治・経済政策、短期的な市場の変動、不十分な会計基準、汚職や犯罪、不十分な規制制度、予測不可能な課税などが含まれる。ロシアへの投資は、特に米国および/または他の国によって更なる経済制裁が課される可能性がある。このような制裁は、エネルギー、金融サービス、防衛など多くの分野の企業に影響を与える可能性があり、ファンドのパフォーマンスおよび/または投資目的の達成能力に悪影響を与える可能性がある。ロシアの証券市場は、米国市場と比較して、価格変動が大きく、流動性が低く、時価総額が小さくかつ取引されている証券数が少ない。為替レートの変動はリスクであり、利用可能な為替ヘッジ手段がない可能性がある。ロシアへの投資は、資産の国有化または収用のリスクに晒される可能性がある。石油、天然ガス、金属および木材はロシアの輸出の大部分を占めており、世界価格の変動に対して脆弱である。

ファンドは、イギリスの発行体に対し相当なエクスポートジャーを有している可能性がある。イギリスのEU連合(EU)からの離脱は、ファンドのリターンに影響を及ぼすことがある。この決定は、外国為替市場の大幅な変動を引き起こし、英ポンドの為替レートの下落を招き、その結果、市場の不確実性が長引き、他のEU加盟国および/またはユーロ圏の一部またはすべてが不安定になる可能性がある。

当レポートにおける(非米国の)外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポートジャーの国と異なることがある。

ファンドが(非米国の)外国通貨に直接投資する場合、外貨取引を行い(非米国の)外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、または(非米国の)外国通貨リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジショ

ンの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的発展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式ならびに優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の時価は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済あるいは実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見通し修正、金利、為替相場の変動、感染症の蔓延等の公衆衛生上の緊急事態または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティが高い。

ファンズは、何らかの形でLIBORに基づいて一定の金融商品に投資することができる。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。LIBORを規制するイギリスの金融行為規制機構は、最終的にLIBORの利用を段階的に廃止するプランを発表している。LIBORの将来的な利用および代替金利（例えば、米ドルLIBORに代わるものであり、米国財務省証券を担保としたレポ契約によるオーバーナイトの借入費用を測定することを意図した、担保付翌日物調達金利）の性質はなお先行きが不透明である。LIBORからの移行がファンドまたはファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る潜在的影響を確定することは困難であり、様々な要因により変動する可能性がある。当該移行により、ファンドが保有する一定の金融商品の価値の減少またはヘッジ等の関連ファンド取引の有効性の低下を招く可能性もある。LIBORからの移行の影響やその他の予期せぬ影響は、ファンドにとっての損失につながる可能性がある。

2020年1月より、世界の金融市場は、COVID-19として知られる新型コロナウィルス感染症の拡大による重大なボラティリティを経験しており、また今後も引き続き経験する可能性がある。COVID-19のアウトブレイクは、旅行および国境の制限、検疫、サプライ・チェーンの混乱、消費者需要の低迷ならびに一般的な市場の不確実性を招いている。COVID-19は、特に経済と金融市場との間の相関性に照らして、世界経済、特定の諸国の経済および個々の発行体に悪影響を及ぼしており、また、今後も引き続き及ぼす可能性があり、これらすべてがファンズのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼし得る。さらに、COVID-19およびCOVID-19に対する政府の対応は、ファンズのサービス提供者の能力に悪影響を及ぼし、ファンズの運用に支障をきたす可能性がある。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対する信用リスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、高く評価され、信頼に値する取引所において多数の顧客および相手方との取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。店頭取引デリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くが店頭取引デリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブについて、信用リスクは、店頭取引デリバティブ取引の相手方というよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用力に属する。ファンドのデリバティブおよび関連商品の利用に関連する規制の変更は、デリバティブに投資するファンドの能力を潜在的に制限するか、またはファンドの能力に影響を及ぼし、デリバティブを利用する特定の戦略を採用するためのファンドの能力を制限し、および／またはデリバティブおよびファンドの評価もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レポ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払い、またその他義務を履行できない（または履行しようとしてしない）場合、ファンドは

損害を被る可能性がある。証券および金融デリバティブ商品は、信用リスクの程度（信用格付に反映されることがある。）の変更による影響を受ける。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を有する担保を、現金もしくは証券の形で差し出すものとする。ファンドは、かかる担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差し出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。しかし、取引相手方リスクを最小限に抑えるというPIMCOの試みは、不成功に終わる可能性がある。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払いがなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払いを受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払いは、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

(b) その他のリスク

一般的に、各ファンドは、政府の規制および金融市場への介入に関連するリスク、オペレーションル・リスク、金融、経済および世界市場の混乱に付随するリスクならびにサイバーセキュリティ・リスクを含むがこれらに限定されない、追加的なリスクにさらされることがある。ファンドへの投資リスクについてのより詳細な説明については、各ファンドの募集書類を参照のこと。

市場混乱リスク

ファンズは、戦争、テロ、市場操作、政府介入、債務不履行および停止、政変または外交的展開、公衆衛生上の緊急事態（感染症、流行病および疫病の拡大など）および自然／環境上の災害など、金融、経済ならびにその他の世界市場の展開および混乱に伴う投資およびオペレーションル・リスクにさらされており、これらはすべて証券市場、金利、オークション、流通市場、格付け、信用リスク、インフレーション、デフレーションおよびファンドの投資または管理会社の運用に関連するその他の要因に悪影響を与え、ファンドの価値を損なう可能性がある。これらの事象は、米国および世界経済ならびに市場全般に長期的な悪影響を及ぼし得る。これらの事象はまた、ファンズの投資顧問としてのPIMCOを含むファンドのサービス提供者が信頼する技術およびその他のオペレーションル・システムを損ない、またはファンドのサービス提供者が関連ファンドに対する義務を履行する能力に支障をきたす可能性がある。例えば、COVID-19として知られる新型コロナウイルス感染症による感染性呼吸器疾患の拡大は、多くの市場において、ボラティリティ、深刻な市場の混乱および流動性の制約を引き起こし、ファンドの投資および運用に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融市場への政府の介入

連邦、州およびその他の政府機関、監督機関もしくは自主規制の機関が、ファンドが投資を行う金融商品や当該金融商品の発行体への規制に影響する措置を予想できない方法で講じることも考えられる。ファンド自体が服する法規制が変更される可能性もある。こうした法規制は、ファンドの投資目的の達成を妨げる場合がある。さらに、不安定な金融市場により、ファンドはこれまで以上に大きな市場リスクや流動性リスクにさらされ、ファンドが保有する銘柄の価格決定が困難になる可能性もある。ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。さらに、米国政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来的不確実性を認識し管理に努めることはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

規制リスク

投資会社および投資顧問等の金融機関は、一般的に広範な政府の規制と介入にさらされる。政府の規制および／または介入により、ファンドの規制方法が変更され、ファンドが直接負担する費用および投資の価値に影響を与え、投資目的を達成するファンドの能力を制限および／または妨げる場合がある。政府の規制は頻繁に変更され、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、政府の規制は、予測不可能かつ意図せざる影響をもたらすことがある。

オペレーションル・リスク

ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーションル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーまたは違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、ファンドが損失を被る可能性がある。

サイバーセキュリティ・リスク

業務におけるテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、ファンズがサイバーセキュリティ違反に起因するオペレーションル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの影響を受けやすくなっている。サイバーセキュリティ違反は、意図的および意図的ではないサイバー事象の双方を指し、とりわけ、ファンドが機密情報の喪失、データの損失および／または業務運営能力の欠損または喪失を招くことがあり、その結果、秘密情報の不正な公開またはその他の誤用、またはその他通常の業務運営の妨害を引き起こす可能性がある。サイバーセキュリティの欠陥や違反は、ファンドとその受益者に財政的な損失をもたらす可能性がある。また、これらの欠陥または違反は、業務運営に混乱をもたらし、財務上の損失、純資産価額を計算するファンドの能力の妨害、ファンドの受益者取引の処理の妨害、他の受益者との取引の妨害、取引の妨害、適用されるプライバシーおよびその他の法律の違反、規制上の罰金の発生、風評被害、払戻しまたはその他の補償費用の発生、追加のコンプライアンスおよびサイバーセキュリティ・リスク管理費用の発生およびその他の悪影響の発生といった、潜在的な結果をもたらす可能性がある。さらに、将来のサイバー詐欺事件を防止するために多額の費用が発生する可能性がある。

8. マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項（以下「マスター契約」という。）の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を管理し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類の運用に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。マスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額（相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、他の証券が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価（証券）または相手方への預託金のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保とし

て受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として負債に反映される。担保として受領した一切の証券の時価は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引による影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約（以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却／買戻し取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払、債務不履行および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の時価、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約（以下「マスター・フォワード契約」という。）は、ファンズと選定された相手方とのTBA証券、繰延受渡取引または売却／買戻資金調達取引等の、特定の先渡取引について規律する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に関する規定を定める。期末現在の先渡取引の時価、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクspoージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび清算店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）に登録された先物取引業者（以下「FCM」という。）の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクは軽減されることがある。FCMの債務不履行の際にエクspoージャーを移転できること（ポータビリティ）により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。通常、変動証拠金または時価の変動は日々換算されるが、ファンドの証拠金に関する個別の契約に当事者が合意しない限り、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の時価または未実現累積損益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス（以下「ISDAマスター契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間で締結された二者間の店頭取引デリバティブ取引を規律する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保の差入れおよび債務不履行または終了事由に関する規定を定める。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、財務書類にとって重大であることがある。ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、または規制により要求された場合に、既存の日々のエクspoージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。同様に、規制により要求された場合、ファンドは日々のエクspoージャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される場合がある。これらの金額は、もしあれば（または法律で要求される場合には）、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。ファンドが規制により日々のエクspoージャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される範囲において、そのような差し入れに関連する担保要件を満たすための適格資産の調達を含め、潜在的にコストが発生する可能性がある。当期末現在の店頭取引金融デリバティブ商品の時価、受領された担保または差出された担保およびエクspoージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

9. 報酬および費用

各ファンドは、（個別に計算される各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される）以下の年率により、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬 報酬	投資顧問 報酬	管理事務 代行報酬	代行協会員 報酬	販売報酬
------	------------	------------	--------------	-------------	------

PIMCOパミューダ・エマージング・マーケット・
ボンド・ファンド

・インスティテューショナル(円)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
・インスティテューショナル(円ヘッジ)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)	該当なし	0.28%	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA					
・F(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・F(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・K(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・M(日本円)(助言口座専用)クラス	0.75%	該当なし	該当なし	0.05%	0.65%
・M(米ドル)(助言口座専用)クラス	0.75%	該当なし	該当なし	0.05%	0.65%
・N(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・N(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・NN(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・P(日本円)	0.65%	該当なし	該当なし	該当なし	0.65%
・Q(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・R(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・R(米ドル)	0.65% ⁽³⁾	該当なし	0.20% ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし
・S(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・T(日本円) ⁽⁵⁾	0.70% ⁽⁶⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・U(米ドル) ⁽⁵⁾⁽⁷⁾	0.70% ⁽⁶⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・U2(日本円) ⁽⁵⁾	0.70% ⁽⁶⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・W(米ドル)	該当なし	0.65%	0.20%	該当なし	該当なし
・X(日本円)	0.60%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・X(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・Y(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・Y(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・Z(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド					
・インスティテューショナル(円ヘッジ)	0.45% ⁽⁸⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド(M)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽⁹⁾	該当なし	該当なし
PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10					
・米ドルクラス	0.40%	該当なし	該当なし	0.10%	0.65%
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム					
・ユーロクラス	0.45% ⁽¹⁰⁾	該当なし	該当なし	0.05%	0.40% ⁽¹¹⁾
・J(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・円クラス	0.45% ⁽¹²⁾	該当なし	該当なし	0.05%	0.40% ⁽¹³⁾
・米ドルクラス	0.45% ⁽¹⁴⁾	該当なし	該当なし	0.05%	0.40% ⁽¹⁵⁾
ピムコ・ワールド・ハイインカム	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽¹⁶⁾	0.55% ⁽¹⁷⁾

(1) 当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。管理事務代行報酬は、()当該ファンド純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の純資産水準を適用し、()各クラスの資産水準に基づく管理事務代行報酬の比例持分を各クラスに割当てることにより計算される。

(2) PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)は、当該ファンド純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の純資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。

(3) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する管理報酬の対象となる。クラスの資産の1億ドル以下の部分について年率0.65%、1億ドル超のすべてのクラスについて年率0.55%が適用される。

(4) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する管理事務代行報酬の対象となる。クラスの資産の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超のすべてのクラスについて年率0.10%が適用される。

(5) 当該クラスへの投資に対して課せられる報酬に加えて、その投資用の口座を通じて当該クラスに投資を行う投資者は、当該口座を受託している日本の信託銀行およびその他のサービス提供者(もしあれば)により課せられる報酬の対象となる。

(6) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する管理報酬の対象となる。クラスの資産の5,000万ドル以下の部分について年率0.70%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.65%、5億ドルまでの部分について年率0.60%、10億ドルまでの部分について年率0.575%、10億ドル超のすべてのクラスについて年率0.55%が適用される。2019年12月1日以前は、当該クラスは、管理報酬の対象ではなかった。

(7) 当該クラスは報告期間中に清算された。

(8) 当該クラスは、0.45%に相当する(当該クラスの日々の平均純資産価額に対する割合で記載される)年率にて支払われる定額報酬の対象である。当該クラスの投資者として報酬を請求されることに加え、当該クラスの一定の投資者もまた、当該投資者の投資口座の管理のために、管理会社の日本における関連会社であるピムコ・ジャパン・リミテッドによって別途請求される報酬の対象となる。

(9) PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)は、当該ファンドの純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の当該ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。

(10) 当該クラスは、欧州中央銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の主要リファイナンシング・オペレーションの公表金利(以下「政策金利」という。)に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.325%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(11) 当該クラスは、欧州中央銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の主要リファイナンシング・オペレーションの公表金利(以下「政策金利」という。)に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.25%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.275%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(12) 当該クラスは、日本銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の無担保コール翌日物金利の公表金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.325%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(13) 当該クラスは、日本銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の無担保コール翌日物金利の公表金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.25%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.275%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(14) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.325%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(15) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.25%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.275%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(16) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.10%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。

(17) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、PIMCOに対して、投資顧問業務、管理事務業務ならびに監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者によるサービスの提供または提供の手配について毎月後払いにて支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、該当する場合、該当ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券に関連したサービスおよび販売を提供する金融仲介機関に対して返済するために毎月後払いにて支払われる。当該報酬と引換に、PIMCOはトラストおよび該当ファンドが必要とする様々なサービス提供者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、当該第三者業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象となるファンズに関して、PIMCOは通常、当該報酬にかかる利益を得る。

上記の表に記載されるとおり、特定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を支払われ、かかる報酬の一部は、該当する場合、PIMCOへサービス報酬として分配される。

ファンズ(またはクラス(該当する場合))は、()公租公課、()プローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、()利息支払を含む借入費用、()訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用ならびに()特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当るべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカムを除き、トラストの設定に伴う設立費を支払った。PIMCOは各ファンドの設定に伴う設立費を支払った。

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA (M(日本円)(助言口座専用)クラスおよびM(米ドル)(助言口座専用)クラス)、PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10、PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム(ユーロ、円および米ドルクラス)ならびにピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払う。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は(もしあれば)、注記9に開示され、発生した関連当事者報酬額(もしあれば)は、資産・負債計算書において開示される。

トラストの関連当事者であるアリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーは、2022年10月31日現在、PIMCOバミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドの純資産の0.008%、PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンドの純資産の0.013%およびPIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカムの純資産の0.678%を保有していた。

一定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドへの、または共通の投資顧問会社(または関連投資顧問会社)を持つことから関連会社であると考えられる他のファンドに対する証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2022年10月31日終了期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間において、証券の売買に従事した(金額:千単位)。

ファンド	購入	売却
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)	\$ 29,442	\$ 88,857
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)	250	3,302
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	2,063	4,178
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)	97,560	2,379
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド(M)	121,667	153,576
PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド	4,410	5,517
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	10,938	12,360
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	927	3,672
PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10	-	7,488

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)

1,764

24,800

11. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者(受託会社およびPIMCOを含む。)は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる特定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生の請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12. 利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする受益証券を発行することができる。特定の受益者は各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記のとおりであった(口数および金額:千単位^{*})。

	PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド (M)		PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド A		PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド B		PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド C	
	2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額								
F (豪ドル)	3,010	39,209	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
F (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	58	290	該当なし	該当なし
J (日本円)	該当なし	該当なし	345	2,364	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし	4	212	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	37	2,724	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (C-米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	13	371	該当なし	該当なし
Y (日本円)	該当なし	該当なし	0	1	該当なし	該当なし	4	117
Y (メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	9	423	該当なし	該当なし
Y (ロシア・ルーブル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	88	3,904	該当なし	該当なし
Y (トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	17	189	該当なし	該当なし
Y (米ドル)	該当なし	該当なし	63	4,409	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分配金の再投資による発行額								
F (豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
F (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	202	932	該当なし	該当なし
Y (豪ドル)	該当なし	該当なし	734	5,044	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	15	843	該当なし	該当なし
Y (C-米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	143	3,967	該当なし	該当なし
Y (日本円)	該当なし	該当なし	39	2,189	該当なし	該当なし	278	7,208
Y (メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	20	934	該当なし	該当なし
Y (ロシア・ルーブル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	79	2,585	該当なし	該当なし
Y (トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	154	1,845	該当なし	該当なし
Y (米ドル)	該当なし	該当なし	97	7,033	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額								
F (豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1,133)	(5,317)	該当なし	該当なし
F (米ドル)	該当なし	該当なし	(2,886)	(19,957)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (日本円)	該当なし	該当なし	(17)	(898)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし	(76)	(5,603)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(61)	(3,450)	該当なし	該当なし
Y (ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(362)	(10,109)	該当なし	該当なし
Y (C-米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(394)	(10,529)
Y (日本円)	該当なし	該当なし	(161)	(8,703)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(61)	(2,882)	該当なし	該当なし
Y (ロシア・ルーブル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(814)	(28,574)	該当なし	該当なし
Y (トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(327)	(4,001)	該当なし	該当なし
Y (米ドル)	該当なし	該当なし	(405)	(29,559)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による純(減少)額			(9,314)	(121,585)	(2,226)	(40,744)	(1,960)	(38,050)
							(112)	(3,204)

PIMCOパミューダ・ ローン・ファンド①		PIMCOパミューダ・ ダイナミック・マルチ・ アセット・ストラテジー・ ファンド②		PIMCOパミューダ・ エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド③		PIMCOパミューダ・ エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド④	
2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度	
口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	26	429	該当なし	該当なし
インスティテューショナル(日本円)		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	44	7,859
インスティテューショナル(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1	221
J(日本円)	該当なし	該当なし	125	9,301	該当なし	該当なし	該当なし
Y(ワールド)	0	20	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分配金の再投資による 発行額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(ワールド)	7	329	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(963)	(15,540)	該当なし
インスティテューショナル(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(86)	(16,226)
インスティテューショナル(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(2)	(305)
J(日本円)	該当なし	該当なし	(210)	(17,082)	該当なし	該当なし	該当なし
Y(ワールド)	(20)	(928)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引に による純(減少)額	(13)	(579)	(85)	(7,781)	(937)	(15,111)	(43)

PIMCOパミューダ・ グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン(円ヘッジ) ボンド・ファンド		PIMCOパミューダ・ グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド		PIMCOパミューダ・ グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド③		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンド④	
2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度	
口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
1,108	131,679	592	101,650	1,537	276,559	127,005	1,886,087
(1,195)	(145,569)	(242)	(46,452)	(3,072)	(573,784)	(250,224)	(3,648,670)
ファンド受益証券取引に による純增加(減少)額	(87)	(13,890)	350	55,198	(1,535)	(297,225)	(123,219)

PIMCOパミューダ・ インカム・ファンド ^A 2022年10月31日 終了年度		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンド ^B 2022年10月31日 終了年度		PIMCOパミューダ・ ロウ・デュレーション・ インカム・ファンド 2022年10月31日 終了年度		PIMCOパミューダ・ モーリージ・ オボチュニティーズ・ ファンド ^C 2022年10月31日 終了年度	
口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額							
B (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	490	52,436	該当なし
F (日本円)	2,618	167,560	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
F (米ドル)	22,401	182,739	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
インスティテューショナル (円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0 4
J (日本円)	33	2,544	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0 42
J (米ドル)	145	12,199	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1 60
M (日本円) (助言口座専用)	496	35,767	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
M (米ドル) (助言口座専用)	3,857	38,479	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
N (日本円)	15,151	960,148	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
N (米ドル)	10,932	744,626	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
NN (AUD)	該当なし	該当なし	172	1,207	該当なし	該当なし	該当なし
NN (USD)	1,336	12,929	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Q (日本円)	63	5,816	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
R (米ドル)	2,000 ⁽²⁾	20,000 ⁽²⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
S (日本円)	270	23,945	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
T (日本円)	853	77,138	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
U2 (日本円)	602 ⁽⁴⁾	52,206 ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
W (米ドル)	251	2,916	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
X (日本円)	4	398	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
X (米ドル)	2,200	16,236	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (日本円)	448	25,006	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (米ドル)	890	69,357	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (ワールド)	該当なし	該当なし	12	532	該当なし	該当なし	該当なし
分配金の再投資による 発行額							
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
F (日本円)	595	38,633	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
F (米ドル)	10,831	86,845	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (日本円)	11	764	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
X (米ドル)	779	5,656	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (日本円)	132	8,330	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (米ドル)	157	12,662	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (ワールド)	該当なし	該当なし	221	11,077	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額							
B (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1,777)	(187,470)	該当なし
F (日本円)	(2,188)	(148,264)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
F (米ドル)	(33,962)	(274,540)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
インスティテューショナル (円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1) (109)
J (日本円)	(616)	(43,664)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(15) (1,090)
J (米ドル)	(280)	(23,357)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(62) (5,686)
K (米ドル)	(79)	(900)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
M (日本円) (助言口座専用)	(100)	(7,285)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
M (米ドル) (助言口座専用)	(3,690)	(35,342)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
N (日本円)	(5,376)	(341,322)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

N (米ドル)	(3,525)	(233,861)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
NN (豪ドル)	該当なし	該当なし	(886)	(6,169)	該当なし	該当なし	該当なし
NN (米ドル)	(4,411)	(42,649)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Q (日本円)	(95)	(8,947)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
S (日本円)	(645)	(58,995)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
T (日本円)	(1,762)	(133,522)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
U (米ドル)	(4,054) ^(a)	(41,389) ^(a)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
W (米ドル)	(890)	(9,883)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
X (日本円)	0	(43)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
X (米ドル)	(8,976)	(62,660)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (日本円)	(657)	(42,040)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (米ドル)	(508)	(41,944)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y (ワールド)	該当なし	該当なし	(797)	(40,612)	該当なし	該当なし	該当なし
Z (日本円)	(3)	(319)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	5,238	1,051,973	(1,278)	(33,965)	(1,287)	(135,034)	(77)
							(6,779)

	PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (0)		PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド II (0)		PIMCOコア・インカム社債ファン		PIMCOエマージング・ボンド (内ヘッジ) インカム・ファン	
	2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	2,947	43,417	33	8,465	該当なし	該当なし	4	175
分配金の再投資による発行額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	138	7,096
受益証券買戻支払額	(7,733)	(112,225)	(237)	(58,540)	該当なし	該当なし	(433)	(22,555)
米ドルクラス	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1,190)	(117,004)	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による純(減少)額	(4,786)	(68,808)	(204)	(50,075)	(1,190)	(117,004)	(291)	(15,284)

PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ファンド		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ファンド II		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ファンドIII		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ファンドIV	
2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度	
口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
J (豪ドル)	7	439	1,023	16,379	該当なし	該当なし	該当なし
J (ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	10	475	該当なし
J (カナダ・ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	18	355	該当なし
J (中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4	225	該当なし
J (ユーロ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	40	955	該当なし
J (英ポンド)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	6
J (インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	203	該当なし
J (インド・ルピー)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4	210	該当なし
J (韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	6	334	該当なし
J (メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4	166	該当なし
J (トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	144	1,744	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3
分配金の再投資による							
発行額		72	4,842	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	58	2,941	該当なし
J (ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	15	298	該当なし
J (カナダ・ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3	133	該当なし
J (中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	8	208	該当なし
J (ユーロ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2
J (英ポンド)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2
J (インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3	164	該当なし
J (インド・ルピー)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4	201	該当なし
J (韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2	133	該当なし
J (メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	121	4,919	該当なし
J (トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	21	232	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2
受益証券買戻支払額		(175)	(12,069)	(6,583)	(103,064)	該当なし	該当なし
J (豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(164)	(8,569)	該当なし
J (ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(75)	(1,558)	該当なし
J (カナダ・ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(14)	(715)	該当なし
J (中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(50)	(1,342)	該当なし
J (ユーロ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(12)
J (英ポンド)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(11)
J (インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(15)	(776)	該当なし
J (インド・ルピー)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(15)	(794)	該当なし
J (韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(12)	(696)	該当なし
J (メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(289)	(11,978)	該当なし
J (トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(149)	(1,785)	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(12)
ファンド受益証券取引による純(減少)額		(96)	(6,788)	(5,560)	(86,685)	(314)	(14,316)
						(14)	(902)

PIMCOショート・ ターム・モーダージ・インカム		PIMCOユー・エス・ハイ・ イールド(円ヘッジ)ファンド		PIMCOユー・エス・ハイ・ イールド(円ヘッジ)ファンドII		PIMCOユー・エス・ハイ・ イールド・ファンド		
2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		
口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	
受益証券販売受取額	該当なし	該当なし	1	54	7	1,028	8	623
J(円ヘッジ)	0	36	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
米ドルクラス	483	5,186	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	該当なし	該当なし	(12)	(772)	(63)	(10,517)	(52)	(3,947)
J(円ヘッジ)	(1)	(123)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
円クラス	(18)	(1,299)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
米ドルクラス	0	(1)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	464	3,799	(11)	(718)	(56)	(9,489)	(44)	(3,324)

PIMCOユー・エス・ハイ・ イールド・ファンドII		PIMCOユー・エス・ハイ・ イールド・ストラテジー・ ファンド		PIMCOユー・エス・ハイ・ イールド・ストラテジー・ ファンドII		ピムコ・ ワールド・ハイインカム		
2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		2022年10月31日 終了年度		
口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	
受益証券販売受取額	26	6,852	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	103	716
J(米ドル)	該当なし	該当なし	530	3,562	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	4	該当なし	該当なし
Y(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2	23	該当なし	該当なし
Y(日本円)	該当なし	該当なし	0	11	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	0	0	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3	123	該当なし	該当なし
Y(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	218	2,003	該当なし	該当なし
分配金の再投資による発行額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	該当なし	該当なし	100	731	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	60	2,588	該当なし	該当なし
Y(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	801	8,986	該当なし	該当なし
Y(日本円)	該当なし	該当なし	30	2,483	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	60	2,286	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1	28	該当なし	該当なし
Y(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	20	187	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	(156)	(38,229)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1,304)	(8,621)
J(日本円)	該当なし	該当なし	(108)	(6,403)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	(34)	(1,746)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	該当なし	該当なし	(1,076)	(6,946)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(247)	(10,505)	該当なし	該当なし
Y(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(2,845)	(32,249)	該当なし	該当なし
Y(日本円)	該当なし	該当なし	(115)	(9,384)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	(123)	(4,679)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(21)	(917)	該当なし	該当なし
Y(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(199)	(1,838)	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による純(減少)額	(130)	(31,377)	(736)	(20,085)	(2,207)	(31,567)	(1,201)	(7,905)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

- (1) 2022年10月31日現在、二人の受益者が、ファンドの99.98%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。
- (2) 2022年1月21日（運用開始日）から2022年10月31日までの期間。
- (3) 2022年10月31日現在、一人の受益者が、ファンドの80.61%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。
- (4) 2022年2月3日（運用開始日）から2022年10月31日までの期間。
- (5) 2021年11月1日から2022年2月10日（PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのU（米ドル）クラス償還日）までの期間

13. 規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、かかるレポートの日付においてのみ言及するものである。

14. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払いについて、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2022年10月31日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2022年10月31日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15. 後発事象

管理会社は、ファンズの財務書類が公表可能となる2023年1月31日までの間に、ファンズの財務書類において存在する後発事象の可能性について評価している。PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカムのクラスJ（円ヘッジ）は2022年12月15日に償還された。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される追加の重大な事象はなかったと判断した。

【投資有価証券明細表等】

ピムコ・ワールド・ハイインカム
投資有価証券明細表
2022年10月31日現在

(金額: 千単位^{*}、株式数、契約数、受益証券口数およびオンス(該当する場合)を除く。)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 0.0%		
短期金融商品 0.0%		
定期預金 0.0%		
JPMorgan Chase Bank N.A. 2.580% due 11/01/2022	\$ 1	\$ 1
短期金融商品合計 (取得原価 \$1)		1
投資有価証券合計 (取得原価 \$1)		1
受益証券口数 (千単位)		
関係会社に対する投資有価証券 100.2%		
その他の投資会社 100.2%		
ピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) (取得原価 \$45,955)	3,217	45,257
関係会社に対する投資有価証券合計 (取得原価 \$45,955)		45,257
投資合計 100.2% (取得原価 \$45,956)		\$ 45,258
その他の資産および負債、純額 (0.2%)		(111)
純資産 100.0%		\$ 45,147

投資有価証券明細表に対する注記

*ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

公正価値測定

以下は、2022年10月31日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	2022年10月31日現在		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券、時価			
短期金融商品	\$ 0	\$ 1	\$ 0
関係会社に対する投資有価証券、時価			
その他の投資会社	45,257	0	0
投資有価証券合計	\$ 45,257	\$ 1	\$ 0
			\$ 45,258

2022年10月31日終了期間中、レベル3への／からの重要な移動はなかった。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表

2022年10月31日現在

(金額 : 千単位 * 、株式数、契約数、受益証券口数およびオンス(該当する場合) を除く。)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 103.3%		
アンゴラ 1.1%		
ソブリン債 1.1%		
Angolan Government International Bond		
8.250% due 05/09/2028	\$ 300	\$ 254
9.125% due 11/26/2049	300	227
アンゴラ合計		
(取得原価 \$590)		481
アルゼンチン 1.1%		
ソブリン債 1.1%		
Argentina Government International Bond		
0.500% due 07/09/2030	30	6
1.000% due 07/09/2029	86	18
1.500% due 07/09/2035	417	84
1.500% due 07/09/2046	230	47
3.500% due 07/09/2041	387	93
Provincia de Buenos Aires		
3.900% due 09/01/2037	100	31
Provincia de Entre Rios Argentina		
5.750% due 08/08/2028 (a)	135	84
Provincia de la Rioja		
4.750% due 02/24/2028	319	143
アルゼンチン合計		
(取得原価 \$1,008)		506
アルメニア 0.3%		
ソブリン債 0.3%		
Armenia Government International Bond		
3.950% due 09/26/2029	200	146
アルメニア合計		
(取得原価 \$197)		146
アルゼンバジン 1.1%		
社債 0.7%		
SOCAR Turkey Enerji AS via Steas Funding 1 DAC		
7.230% due 03/17/2026	100	94
Southern Gas Corridor CJSC		
6.875% due 03/24/2026	200	197
ソブリン債 0.4%		
Republic of Azerbaijan International Bond		
4.750% due 03/18/2024	200	196
アゼルバイジャン合計		
(取得原価 \$510)		487
バハマ 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Bahamas Government International Bond		
6.000% due 11/21/2028	300	192
バハマ合計		
(取得原価 \$300)		192

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
バーレーン 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Bahrain Government International Bond			
4.250% due 01/25/2028	\$	200	\$ 175
バーレーン合計			175
(取得原価 \$200)			
バミューダ 0.3%			
社債 0.3%			
Star Energy Geothermal Darajat II			
4.850% due 10/14/2038		200	149
バミューダ合計			149
(取得原価 \$200)			
ブラジル 0.9%			
社債 0.0%			
Odebrecht Oil & Gas Finance Ltd. (b)			
0.000% due 11/30/2022		23	0
0.000% due 12/01/2022		437	1
			1
ソブリン債 0.6%			
Brazil Government International Bond			
4.750% due 01/14/2050		300	201
社債 0.4%			
Vale S.A.			
1.841% due 03/30/2171 (b)	BRL	2,910	183
ブラジル合計			385
(取得原価 \$599)			
カメルーン 0.1%			
ソブリン債 0.1%			
Republic of Cameroon International Bond			
5.950% due 07/07/2032	EUR	100	66
カメルーン合計			66
(取得原価 \$119)			
ケイマン諸島 6.4%			
社債 5.9%			
Bioceanico Sovereign Certificate Ltd.			
0.000% due 06/05/2034	\$	281	179
Gaci First Investment Co.			
5.000% due 10/13/2027		300	295
5.375% due 10/13/2122		200	167
Interoceania IV Finance Ltd.			
0.000% due 11/30/2025 (i)		265	229
Interoceania V Finance Ltd.			
0.000% due 05/15/2030		253	198
Kaisa Group Holdings Ltd.			
11.250% due 04/09/2049 (a)		200	13
Melco Resorts Finance Ltd.			
5.250% due 04/26/2026		200	127
Odebrecht Drilling Norbo VIII/IX Ltd.			
7.350% due 12/01/2026 (c)		1,015	576
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.			
0.000% due 06/02/2025 (i)		164	156

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ポンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Poinsettia Finance Ltd.		
6.625% due 06/17/2031	\$ 186	\$ 157
S.A. Global Sukuk Ltd.		
1.602% due 06/17/2026	200	175
2.694% due 06/17/2031	200	164
Seazen Group Ltd.		
4.450% due 07/13/2025	200	36
Sunac China Holdings Ltd. (a)		
7.250% due 09/14/2049	200	13
7.500% due 02/01/2024	200	13
Zhongsheng Group Holdings Ltd.		
3.000% due 01/13/2026	200	176
		2,674
ソブリン債 0.8%		
KSA Sukuk Ltd.		
5.268% due 10/25/2028	200	202
ケイマン諸島合計		2,876
(取得原価 \$3,663)		
チリ 2.5%		
社債 2.1%		
Banco Santander Chile		
2.700% due 01/10/2025 (i)	150	141
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
4.875% due 11/04/2044	200	164
Embotelladora Andina S.A.		
3.950% due 01/21/2050	150	111
Empresa de los Ferrocarriles del Estado		
3.068% due 08/18/2050	200	111
3.830% due 09/14/2061	200	123
Empresa de Transporte de Pasajeros Metro S.A.		
4.700% due 05/07/2050	200	149
Empresa Nacional del Petroleo		
3.450% due 09/16/2031	200	156
		955
ソブリン債 0.4%		
Chile Government International Bond		
4.340% due 03/07/2042	200	154
チリ合計		1,109
(取得原価 \$1,495)		
コロンビア 3.3%		
社債 0.4%		
Ecopetrol S.A.		
7.375% due 09/18/2043	230	169
ソブリン債 2.9%		
Colombia Government International Bond		
4.000% due 02/26/2024	400	384
4.125% due 05/15/2051	200	106
4.500% due 03/15/2029	300	243
5.625% due 02/26/2044	500	326
7.375% due 09/18/2037	300	253
		1,312
コロンビア合計		1,481
(取得原価 \$2,030)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
コスタリカ 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Costa Rica Government International Bond			
5.625% due 04/30/2043	\$	400	\$ 292
コスタリカ合計			292
(取得原価 \$340)			
ドミニカ共和国 3.3%			
ソブリン債 3.3%			
Dominican Republic Central Bank Notes			
12.000% due 10/03/2025	DOP	2,100	37
Dominican Republic International Bond			
5.300% due 01/21/2041	\$	200	138
5.500% due 02/22/2029		200	175
5.950% due 01/25/2027		800	750
6.000% due 02/22/2033		200	168
6.400% due 06/05/2049		200	145
6.850% due 01/27/2045		100	78
ドミニカ共和国合計			1,491
(取得原価 \$1,758)			
エクアドル 1.5%			
ソブリン債 1.5%			
Ecuador Government International Bond			
0.000% due 07/31/2030		176	55
1.500% due 07/31/2040		200	66
2.500% due 07/31/2035		700	258
5.500% due 07/31/2030		577	309
エクアドル合計			688
(取得原価 \$1,071)			
エジプト 2.8%			
ソブリン債 2.8%			
Egypt Government International Bond			
4.750% due 04/16/2026	EUR	400	300
5.625% due 04/16/2030		200	120
6.375% due 04/11/2031		200	120
7.300% due 09/30/2033	\$	200	126
7.625% due 05/29/2032		200	129
7.903% due 02/21/2048		200	113
8.500% due 01/31/2047		300	178
8.875% due 05/29/2050		300	179
エジプト合計			1,265
(取得原価 \$1,966)			
エルサルバドル 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
El Salvador Government International Bond			
7.125% due 01/20/2050		200	70
7.625% due 09/21/2034		100	33
9.500% due 07/15/2052		150	58
エルサルバドル合計			161
(取得原価 \$453)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ガーナ 0.8%			
ソブリン債 0.8%			
Republic of Ghana International Bond			
0.000% due 04/07/2025		\$ 200	\$ 58
7.625% due 05/16/2029		200	57
8.125% due 03/26/2032		300	88
8.625% due 04/07/2034		200	59
8.750% due 03/11/2061		400	116
ガーナ合計			378
(取得原価 \$1,243)			
グアテマラ 1.4%			
社債 0.4%			
Industrial Senior Trust			
5.500% due 11/01/2022		200	200
ソブリン債 1.0%			
Guatemala Government Bond			
4.900% due 06/01/2030		300	274
6.125% due 06/01/2050		200	172
			446
グアテマラ合計			646
(取得原価 \$696)			
香港 1.0%			
社債 0.7%			
Huarong Finance 2017 Co. Ltd.			
4.950% due 11/07/2047		200	102
Huarong Finance 2019 Co. Ltd.			
4.105% due 02/24/2023		200	197
			299
ソブリン債 0.3%			
Airport Authority			
2.400% due 03/08/2028 (b)		200	161
香港合計			460
(取得原価 \$570)			
ハンガリー 1.3%			
ソブリン債 1.3%			
Hungary Government International Bond			
1.625% due 04/28/2032		EUR 26	17
1.750% due 06/05/2035		200	122
5.250% due 06/16/2029		\$ 300	277
5.500% due 06/16/2034		200	173
ハンガリー合計			589
(取得原価 \$737)			
インド 1.1%			
社債 1.1%			
Adani Transmission Step-One Ltd.			
4.250% due 05/21/2036		175	129
Export-Import Bank of India			
3.250% due 01/15/2030		200	163
Muthoot Finance Ltd.			
4.400% due 09/02/2023		200	194
インド合計			486
(取得原価 \$574)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ポンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
インドネシア 2.3%			
社債 2.3%			
Freeport Indonesia PT 5.315% due 04/14/2032	\$ 200	\$ 169	
Indonesia Asahan Aluminium Persero PT 5.450% due 05/15/2030	200	176	
Pertamina Persero PT 6.500% due 11/07/2048	400	362	
Perusahaan Gas Negara Tbk PT 5.125% due 05/16/2024	200	196	
Perusahaan Perseroan Persero PT Perusahaan Listrik Negara 6.150% due 05/21/2048	200	158	
インドネシア合計 (取得原価 \$1,191)			1,061
アイルランド 0.1%			
ソブリン債 0.1%			
Republic of Angola Via Avenir Issuer II Ireland DAC 6.927% due 02/19/2027	64	58	
アイルランド合計 (取得原価 \$61)			58
イスラエル 1.2%			
社債 0.4%			
Leviathan Bond Ltd. 6.125% due 06/30/2025	200	191	
ソブリン債 0.8%			
Israel Government Bond 0.150% due 07/31/2023	ILS 1,200	333	
イスラエル合計 (取得原価 \$544)			524
コートジボワール 1.3%			
ソブリン債 1.3%			
Ivory Coast Government International Bond 5.250% due 03/22/2030	EUR 200	152	
5.750% due 12/31/2032	\$ 439	389	
6.625% due 03/22/2048	EUR 100	63	
コートジボワール合計 (取得原価 \$797)			604
ジャマイカ 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Jamaica Government International Bond 7.875% due 07/28/2045	\$ 200	214	
ジャマイカ合計 (取得原価 \$200)			214
日本 0.7%			
社債 0.7%			
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. 5.063% due 09/12/2025	300	296	
日本合計 (取得原価 \$300)			296

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ジャージー、チャネル諸島 0.2%			
社債 0.2%			
Corsair International Ltd.			
5.473% due 01/28/2027	EUR	100	\$ 95
ジャージー、チャネル諸島合計			95
(取得原価\$112)			
ヨルダン 0.9%			
ソブリン債 0.9%			
Jordan Government International Bond			
5.850% due 07/07/2030	\$	300	249
7.375% due 10/10/2047		200	151
ヨルダン合計			400
(取得原価 \$507)			
カザフスタン 2.2%			
社債 1.9%			
Development Bank of Kazakhstan JSC			
4.125% due 12/10/2022		400	400
KazMunayGas National Co. JSC			
5.375% due 04/24/2030		200	165
5.750% due 04/19/2047		200	138
Tengizchevron Finance Company International Ltd.			
3.250% due 08/15/2030		200	137
			840
ソブリン債 0.3%			
Kazakhstan Government International Bond			
4.875% due 10/14/2044		200	154
カザフスタン合計			994
(取得原価 \$1,221)			
ケニア 0.8%			
ソブリン債 0.8%			
Republic of Kenya Government International Bond			
6.300% due 01/23/2034		200	128
8.000% due 05/22/2032		300	211
ケニア合計			339
(取得原価 \$545)			
レバノン 0.1%			
ソブリン債 0.1%			
Lebanon Government International Bond			
8.250% due 05/17/2034 (a)		700	42
レバノン合計			42
(取得原価 \$48)			
ルクセンブルグ 1.2%			
社債 1.2%			
Guara Norte Sarl			
5.198% due 06/15/2034		187	147
Petrorio Luxembourg Trading Sarl			
6.125% due 06/09/2026		200	181
Unigel Luxembourg S.A.			
8.750% due 10/01/2026		200	194
ルクセンブルグ合計			522
(取得原価 \$587)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
マレーシア 0.7%			
社債 0.7%			
Petronas Capital Ltd. 3.404% due 04/28/2061		\$ 200	\$ 124
Petronas Energy Canada Ltd. 2.112% due 03/23/2028		200	172
マレーシア合計 (取得原価 \$384)			296
メキシコ 3.9%			
社債 3.0%			
America Movil SAB de C.V. 5.375% due 04/04/2032		200	170
Comision Federal de Electricidad 6.264% due 02/15/2052		200	149
Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V. 9.620% due 06/27/2049 (a)	MXN	3,512	6
Petroleos Mexicanos 6.350% due 02/12/2048		\$ 300	173
6.750% due 09/21/2047		200	121
6.950% due 01/28/2060		742	446
7.690% due 01/23/2050		454	296
メキシコ合計 (取得原価 \$2,640)			1,361
ソブリン債 0.3%			
Mexico Government International Bond 5.750% due 10/12/2110		200	153
メキシコ合計 (取得原価 \$2,640)			1,514
モンゴル 1.4%			
ソブリン債 1.4%			
Mongolia Government International Bond 3.500% due 07/07/2027		200	138
5.125% due 12/05/2022		120	118
5.625% due 05/01/2023		200	190
8.750% due 03/09/2024		200	188
モンゴル合計 (取得原価 \$725)			634
モロッコ 1.3%			
社債 0.6%			
OCP S.A. 3.750% due 06/23/2031		200	150
5.125% due 06/23/2051		200	123
ソブリン債 0.7%			273
Morocco Government International Bond 4.000% due 12/15/2050		200	119
4.250% due 12/11/2022		200	200
モロッコ合計 (取得原価 \$796)			319
モロッコ合計 (取得原価 \$796)			592

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ナミビア 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Namibia Government International Bond			
5.250% due 10/29/2025	\$ 200	\$ 180	
ナミビア合計			180
(取得原価 \$199)			
オランダ - 2.1%			
社債 1.4%			
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV			
6.950% due 07/10/2042	200	198	
Metinvest BV			
7.750% due 04/23/2023	200	110	
NE Property BV			
1.875% due 10/09/2026	EUR 100	79	
Prosus NV			
1.539% due 08/03/2028	100	74	
3.257% due 01/19/2027	\$ 200	165	
ソブリン債 0.7%			626
Republic of Angola Via Avenir II BV			
6.609% due 12/07/2023	90	90	
10.447% due 07/01/2023	246	247	
オランダ合計			963
(取得原価 \$1,234)			
ナイジェリア 3.5%			
社債 0.5%			
BOI Finance BV			
7.500% due 02/16/2027	EUR 300	230	
ソブリン債 3.0%			
Nigeria Government International Bond			
6.375% due 07/12/2023	\$ 800	778	
6.500% due 11/28/2027	200	142	
7.143% due 02/23/2030	300	197	
8.250% due 09/28/2051	200	117	
8.747% due 01/21/2031	200	142	
ナイジェリア合計			1,376
(取得原価 \$2,069)			1,606
オマーン 1.4%			
ソブリン債 1.4%			
Oman Government International Bond			
5.625% due 01/17/2028	300	287	
6.000% due 08/01/2029	200	191	
6.500% due 03/08/2047	200	165	
オマーン合計			643
(取得原価 \$669)			
パキスタン 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Pakistan Government International Bond			
6.875% due 12/05/2027	200	64	
8.875% due 04/08/2051	300	94	
パキスタン合計			158
(取得原価 \$493)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
パナマ 2.2%			
社債 1.0%			
<i>Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A.</i>			
5.125% due 08/11/2061		\$ 200	\$ 136
<i>Autoridad del Canal de Panama</i>			
4.950% due 07/29/2035 (i)		200	178
<i>Banco Nacional de Panama</i>			
2.500% due 08/11/2030		200	144
			458
ソブリン債 1.2%			
Panama Government International Bond			
4.300% due 04/29/2053		300	196
4.500% due 04/01/2056		200	132
4.500% due 01/19/2063		200	127
6.700% due 01/26/2036		100	98
			553
パナマ合計			1,011
(取得原価 \$1,527)			
パラグアイ 0.8%			
ソブリン債 0.8%			
<i>Paraguay Government International Bond</i>			
3.849% due 06/28/2033		200	163
4.700% due 03/27/2027		200	192
パラグアイ合計			355
(取得原価 \$396)			
ペルー 2.1%			
社債 1.5%			
<i>ALICORP SAA</i>			
6.875% due 04/17/2027		PEN 800	187
<i>Banco de Credito del Peru S.A.</i>			
4.650% due 09/17/2024		600	140
<i>Compania de Minas Buenaventura SAA</i>			
5.500% due 07/23/2026		\$ 200	166
<i>InRetail Consumer</i>			
3.250% due 03/22/2028		200	159
			652
ソブリン債 0.6%			
Peru Government International Bond			
3.230% due 07/28/2121		200	107
3.600% due 01/15/2072		300	178
			285
ペルー合計			937
(取得原価 \$1,309)			
フィリピン 0.7%			
ソブリン債 0.7%			
<i>Philippines Government International Bond</i>			
2.950% due 05/05/2045		300	196
3.200% due 07/06/2046		200	133
フィリピン合計			329
(取得原価 \$498)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
カタール 0.9%			
社債 0.9%			
Qatar Energy			
3.125% due 07/12/2041	\$	300	\$ 214
3.300% due 07/12/2051		300	204
カタール合計			418
(取得原価 \$599)			
ルーマニア 1.5%			
ソブリン債 1.5%			
Romania Government International Bond			
2.125% due 03/07/2028	EUR	200	156
2.875% due 04/13/2042		200	105
3.750% due 02/07/2034		100	70
4.625% due 04/03/2049		400	259
5.000% due 09/27/2026		100	96
ルーマニア合計			686
(取得原価 \$1,114)			
ロシア 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Russia Government International Bond			
1.850% due 11/20/2032		200	79
4.375% due 03/21/2029	\$	200	90
5.875% due 09/16/2043		200	104
ロシア合計			273
(取得原価 \$508)			
サウジアラビア 1.4%			
社債 0.6%			
Saudi Arabian Oil Co.			
3.500% due 11/24/2070		400	245
ソブリン債 0.8%			
Saudi Government International Bond			
3.450% due 02/02/2061		200	129
4.500% due 10/26/2046		300	239
サウジアラビア合計			368
(取得原価 \$945)			
セネガル 0.7%			
ソブリン債 0.7%			
Senegal Government International Bond			
4.750% due 03/13/2028	EUR	200	162
6.250% due 05/23/2033	\$	200	151
セネガル合計			313
(取得原価 \$448)			
セルビア 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Serbia Government International Bond			
1.000% due 09/23/2028	EUR	200	140
1.650% due 03/03/2033		150	88
セルビア合計			228
(取得原価 \$331)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
シンガポール 0.7%			
社債 0.7%			
Medco Bell Pte Ltd.			
6.375% due 01/30/2027	\$	200	\$ 160
Singapore Airlines Ltd.			
3.375% due 01/19/2029		200	171
シンガポール合計			331
(取得原価 \$397)			
南アフリカ 4.9%			
社債 3.7%			
AngloGold Ashanti Holdings PLC			
3.750% due 10/01/2030		200	154
Development Bank of Southern Africa Ltd.			
8.600% due 10/21/2024 (g)	ZAR	7,500	400
Eskom Holdings SOC Ltd.			
4.314% due 07/23/2027	\$	200	168
6.350% due 08/10/2028		500	450
Growthpoint Properties International Pty Ltd.			
5.872% due 05/02/2023		200	200
Sasol Financing International Ltd.			
4.500% due 11/14/2022		300	300
ソブリン債 1.2%			1,672
South Africa Government International Bond			
5.750% due 09/30/2049		400	267
7.300% due 04/20/2052		200	158
10.500% due 12/21/2026	ZAR	2,000	114
			539
南アフリカ合計			2,211
(取得原価 \$2,638)			
スリランカ 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Sri Lanka Government International Bond (a)			
5.750% due 04/18/2023	\$	400	94
6.125% due 06/03/2025		200	51
6.850% due 11/03/2025		200	48
7.550% due 03/28/2030		300	69
スリランカ合計			262
(取得原価 \$929)			
国際機関 0.4%			
社債 0.4%			
Eastern & Southern African Trade & Development Bank			
4.125% due 06/30/2028		200	158
国際機関合計			158
(取得原価 \$200)			
スイス 1.0%			
社債 1.0%			
Credit Suisse Group AG			
2.593% due 09/11/2025		300	267
UBS Group AG			
4.490% due 08/05/2025		200	193
スイス合計			460
(取得原価 \$480)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ポンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
チュニジア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Tunisian Republic			
5.625% due 02/17/2024	EUR	100	\$ 74
6.750% due 10/31/2023		100	81
チュニジア合計			155
(取得原価 \$144)			
トルコ 2.3%			
ソブリン債 2.3%			
Turkey Government International Bond			
4.875% due 10/09/2026	\$	200	171
4.875% due 04/16/2043		450	264
5.250% due 03/13/2030		300	225
5.750% due 05/11/2047		600	371
トルコ合計			1,031
(取得原価 \$1,356)			
ウクライナ 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
NPC Ukrenergo			
6.875% due 11/09/2028		200	37
ソブリン債 0.6%			
Ukraine Government International Bond			
4.375% due 01/27/2032	EUR	500	79
6.875% due 05/21/2031	\$	200	31
7.253% due 03/15/2035		300	48
7.375% due 09/25/2034		200	32
7.750% due 09/01/2025		200	43
7.750% due 09/01/2026		100	18
			251
ウクライナ合計			288
(取得原価 \$1,553)			
アラブ首長国連邦 1.0%			
ソブリン債 0.7%			
Abu Dhabi Crude Oil Pipeline LLC			
4.600% due 11/02/2047		200	172
NBK SPC Ltd.			
1.625% due 09/15/2027		200	170
			342
ソブリン債 0.3%			
Finance Department Government of Sharjah			
4.375% due 03/10/2051		200	120
アラブ首長国連邦合計			462
(取得原価 \$576)			
イギリス 1.8%			
ソブリン債 1.8%			
Barclays PLC			
5.304% due 08/09/2026		200	191
HSBC Holdings PLC			
4.300% due 03/08/2026 (i)		200	189
5.210% due 08/11/2028		200	183
Lloyds Banking Group PLC			
4.716% due 08/11/2026		200	189

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
State Savings Bank of Ukraine Via SSB #1 PLC 9.375% due 03/10/2023	\$ 10	\$ 7
Ukraine Railways Via Rail Capital Markets PLC 8.250% due 07/09/2024	200	39
Ukreximbank Via Biz Finance PLC 9.750% due 01/22/2025	63	20
イギリス合計 (取得原価 \$1,083)		818
アメリカ合衆国 8.5% 社債 1.4%		
Rio Oil Finance Trust Series 2014-3 9.750% due 01/06/2027	277	286
Rio Oil Finance Trust Series 2018-1 8.200% due 04/06/2028	213	214
Rutas 2 & 7 Finance Ltd. 0.000% due 09/30/2036	187	112
		612
モーゲージ・バック証券 0.6%		
Citigroup Mortgage Loan Trust 2.359% due 03/25/2034	2	2
Deutsche Alternative-A Securities Mortgage Loan Trust 3.916% due 08/25/2037 (a)	329	277
Luminent Mortgage Trust 3.946% due 12/25/2036 (a)	4	3
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust 3.237% due 06/25/2036	2	2
		284
米国政府機関債 0.6%		
Fannie Mae, TBA 3.500% due 12/01/2052 (d)	300	264
米国財務省証券 5.9%		
米国財務省長期証券		
1.750% due 08/15/2041	300	196
2.000% due 11/15/2041 (i)	700	478
2.375% due 02/15/2042	100	73
3.250% due 05/15/2042 (i)	600	507
3.375% due 08/15/2042	500	431
米国財務省中期証券		
1.625% due 08/15/2029	300	256
3.125% due 08/31/2029 (i)	800	750
		2,691
アメリカ合衆国合計 (取得原価 \$4,281)		3,851
ウルグアイ 0.7% ソブリン債 0.7%		
Uruguay Government International Bond 5.100% due 06/18/2050	350	314
ウルグアイ合計 (取得原価 \$358)		314

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ウズベキスタン 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Republic of Uzbekistan International Bond			
3.900% due 10/19/2031	\$	200	\$ 143
ウズベキスタン合計			<u>143</u>
(取得原価 \$160)			
ベネズエラ 0.4%			
社債 0.1%			
Petroleos de Venezuela S.A. (a)			
5.375% due 04/12/2027		330	8
5.500% due 04/12/2037		1,600	36
6.000% due 11/15/2026		300	7
ソブリン債 0.3%			<u>51</u>
Venezuela Government International Bond (a)			
6.000% due 12/09/2049		400	26
7.750% due 04/13/2024		900	58
8.250% due 10/13/2024		150	11
9.000% due 05/07/2023		200	13
11.950% due 08/05/2031		500	38
ベネズエラ合計			<u>146</u>
(取得原価 \$2,050)			<u>197</u>
ザンビア 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Zambia Government International Bond			
8.970% due 07/30/2027 (a)		200	81
ザンビア合計			<u>81</u>
(取得原価 \$176)			
短期金融商品 10.1%			
コマーシャル・ペーパー 2.4%			
Federal Home Loan Bank			
2.700% due 11/01/2022 (e)		1,100	1,100
レポ契約 (b) 0.4%			<u>189</u>
定期預金 0.1%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
1.620% due 11/01/2022	AUD	4	3
Bank of Nova Scotia			
2.810% due 11/01/2022	CAD	21	15
BNP Paribas Bank			
0.310% due 11/01/2022	EUR	1	1
Brown Brothers Harriman & Co. (0.270%) due 11/01/2022	¥	1	0
MUFG Bank Ltd. (0.270%) due 11/01/2022		1,210	8
Royal Bank of Canada			
2.810% due 11/01/2022	CAD	16	12
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
0.310% due 11/01/2022	EUR	7	7
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd. (0.270%) due 11/01/2022	¥	214	<u>2</u>
			<u>48</u>

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ポンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
イスラエル短期国債 3.8%			
0.889% due 05/03/2023 (e)	ILS	2,000	\$ 559
1.731% due 07/05/2023 (f)		2,300	640
1.835% due 08/02/2023 (f)		1,900	527
			1,726
日本短期国債 3.1%			
(0.130%) due 11/07/2022 (e)	¥	210,000	1,413
マレーシア短期国債 0.3%			
2.373% due 11/08/2022 (e)	MYR	500	106
短期金融商品合計			4,582
(取得原価 \$4,844)			
投資有価証券合計 103.3%			\$ 46,751
(取得原価 \$64,540)			
金融デリバティブ商品 (j) (k) 0.1%			34
(取得原価またはプレミアム、純額 \$(237))			
その他の資産および負債、純額 (3.4%)			(1,528)
純資産 100.0%			\$ 45,257

投資有価証券明細表に対する注記 :

- * ゼロ利回りは、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
- (a) 債務不履行に陥った証券。
- (b) 永久証券。表示されている日付は、適用ある場合、次回の契約上の繰上げ償還日を表す。
- (c) 現物払い証券。
- (d) 発行時決済証券。
- (e) クーポンは、満期までの利回りを表す。
- (f) クーポンは、満期までの加重平均利回りを表す。

(a) 諸般制限証券 :

発行体名称	クーポン	満期日 (月/日/年)	取得日 (月/日/年)	取得原価	時価	純資産に占める 時価
Development Bank of Southern Africa Ltd.	8.600%	10/21/2024	10/07/2021	\$ 504	\$ 400	0.88%

借り入れおよびその他の資金調達取引

(b) レポ契約 :

相手方	貸出金利 (月/日/年)	決済日 (月/日/年)	満期日	額面価格	担保	担保(受額)、 時価	レポ契約、 時価	レポ契約に かかる 受額額 ^(d)
JPS	2.990%	10/05/2022	11/03/2022	\$ 189	U.S. Treasury Bonds 3.000% due 08/15/2048	\$ (176)	\$ 189	\$ 190
レポ契約合計						\$ (176)	\$ 189	\$ 190

逆レポ契約 :

相手方	借入金利 ^(d) (月/日/年)	決済日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	借入額 ^(d)	逆レポ契約 にかかる未払金
DEU	3.080%	10/18/2022	11/01/2022	\$ (1,770)	\$ (1,772)
SOG	3.240%	09/23/2022	11/04/2022	(850)	(852)
逆レポ契約合計					\$ (2,624)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

担保付借入として計上される特定期の概要

逆レポ契約	契約の残存定期日									
	オーバーナイト		30日まで		31日から90日		90日超		合計	
	および	連続取引	\$	0	\$	(852)	\$	0	\$	(852)
非米国社債										
米国債										
逆レポ契約合計			\$	(1,772)	\$	(852)	\$	0	\$	(2,624)
借入れ合計			\$	(1,772)	\$	(852)	\$	0	\$	(2,624)
逆レポ契約にかかる未払金										\$ (2,624)

空売り:

相手方	銘柄	クーポン	満期日 (月/日/年)	空売りにかかる		未払金 ⁽³⁾
				額面価格	受領額	
NOM	U.S. Treasury Bonds	3.000%	08/15/2048	\$ 220	\$ (203)	\$ (176)
空売り合計 (0.4%)				\$ (203)	\$ (176)	

借入れおよび他の資金調達取引の概要

以下は、2022年10月31日現在の、相手方による借入れならびにその他の資金調達取引の時価および差入／(受領)された担保の概要である。

(i) 2022年10月31日現在、下記のマスター契約の条項に基づき、時価総額2,624米ドルの組入証券が担保として差入れられている。

相手方	レポ契約にかかる受領額	逆レポ契約にかかる未払金	売却／買戻し取引にかかる未払金	空売りにかかる未払金	借入れおよび他の資金調達取引合計		担保差入／(受領)	エクスボージャー純額 ⁽⁴⁾
					その他の資金調達取引合計	担保差入／(受領)		
グローバル／マスター・レポ契約								
DEU	\$ 0	\$ (1,772)	\$ 0	\$ 0	\$ (1,772)	\$ 1,735	\$ (37)	
JPS	190	0	0	0	190	(176)	14	
SOG	0	(852)	0	0	(852)	891	39	
マスター証券フォワード取引契約								
NOM	0	0	0	(176)	(176)	0	(176)	
借入れおよび他の資金調達取引合計	\$ 190	\$ (2,624)	\$ 0	\$ (176)				

⁽²⁾ 経過利息を含む。⁽³⁾ 2022年10月31日終了期間中、未決済の平均借入額は23,119米ドルで、加重平均率は0.725%であった。平均借入額は、当期中保有された場合、売却／買戻し取引および逆レポ契約を含むことがある。⁽⁴⁾ 1米ドルの空売りにかかる支払利息を含む。⁽⁵⁾ エクスボージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金／(相手方への未払金)の純額を表す。借入れおよび他の資金調達取引からのエクスボージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

(j) 金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

先物契約

銘柄	種類	権利失効月 (月/年)	未実現利益／ (損失)	変動証拠金	
				資産	負債
Euro-Bobl 5-Year Note December Futures	Short	12/2022	6	\$ 18	\$ 6
Euro-Bund 10-Year Bond December Futures	Short	12/2022	9	58	16
Japan Government 10-Year Bond December Futures	Short	12/2022	1	(6)	0
U.S. Treasury 2-Year Note December Futures	Short	12/2022	11	47	3
U.S. Treasury 5-Year Note December Futures	Short	12/2022	56	256	13
U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	Long	12/2022	71	(496)	0
U.S. Treasury Ultra 30-Year Bond December Futures	Long	12/2022	1	(20)	0
先物契約合計			\$ (143)	\$ 38	\$ (25)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ポンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

スワップ契約:

クレジット相場に係るクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション

指標/トランシェ	固定取引受領金利	満期日(月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	時価 ⁽²⁾	未実現利益/(-損失)	変動証拠金	
						資産	負債
CDX.EM-38 Index	1.000%	12/20/2027	\$ 200	\$ (16)	\$ 0	\$ 0	\$ (1)
iTraxx Asia ex-Japan IG Series 38 Index	1.000%	12/20/2027	100	(6)	(2)	0	0
				\$ (22)	\$ (2)	\$ 0	\$ (1)

金利スワップ

支払/受領 変動金利	変動金利指標	固定金利	満期日 (月/日/年)	想定元本	時価	未実現利益 /(-損失)		変動証拠金	
						資産	負債	資産	負債
支払	3-Month USD-LIBOR	1.500%	06/21/2027	\$ 300	\$ (35)	\$ (9)	\$ 0	\$ 0	\$ (3)
支払	3-Month USD-LIBOR	1.500%	12/15/2028	200	(29)	(30)	0	0	(1)
支払	3-Month USD-LIBOR	2.710%	03/01/2029	3,800	(317)	(306)	0	0	(59)
支払	3-Month USD-LIBOR	1.750%	12/15/2031	100	(17)	(19)	0	0	0
受領 ⁽³⁾	3-Month ZAR-SAJIBOR	5.950%	11/30/2024	ZAR 9,000	17	17	0	0	0
受領 ⁽⁴⁾	6-Month EURIBOR	1.750%	03/15/2033	EUR 300	34	3	5	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	11.828%	01/02/2025	BRL 3,600	2	2	1	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	12.220%	01/02/2025	3,600	4	2	1	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	11.453%	01/04/2027	1,000	1	1	1	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	11.620%	01/04/2027	400	0	0	1	0	0
支払	IBMEXID	6.100%	02/26/2025	MXX 13,600	(56)	(55)	0	0	(2)
支払	IBMEXID	6.100%	02/28/2025	MXX 7,300	\$ (30)	\$ (30)	\$ 0	\$ 0	(1)
受領	IBMEXID	5.470%	04/21/2025	3,500	17	17	0	0	0
受領	IBMEXID	5.615%	04/23/2025	13,900	66	66	1	0	0
受領	IBMEXID	5.520%	04/24/2025	3,300	16	16	0	0	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	1.750%	06/15/2024	\$ 1,500	(67)	(17)	2	0	0
					\$ (394)	\$ (342)	\$ 12	\$ 3	(66)
					\$ (416)	\$ (344)	\$ 12	\$ 3	(67)

金融デリバティブ商品: 上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の概要

以下は、2022年10月31日現在の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の時価および変動証拠金の概要である。

2022年10月31日現在、427米ドルの現金が、上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品合計	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	変動証拠金		変動証拠金		変動証拠金		変動証拠金	
	時価	資産	時価	負債	時価	資産	時価	負債
	購入オプション	先物	スワップ契約	合計	売却オプション	先物	スワップ契約	合計
	\$ 0	\$ 38	\$ 12	\$ 50	\$ 0	\$ (25)	\$ (67)	\$ (92)

(i) ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは(i)スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参拠債務もしくはレファレンス指数を構成する原証券を受領するか、または(ii)想定元本額から参拠債務またはレファレンス指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。

(ii) 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドが信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。

(iii) かかるクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、価格および最終額は、支払い/ペフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブにとっての期待負債(または期待収益)は、期末現在クローズした/売却されたスワップ契約の想定元本である可能性を表す。当該スワップの想定元本と比較した場合の絶対値における時価の増加は、レファレンス先の信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。

(iv) かかる商品は、先日付スタートを有する。追加情報については、財務書類に対する注記の注2「証券取引および投資収益」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド (M)

投資有価証券明細表（続き）

2022年10月31日現在

(k) 金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品

卷之三

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額		通貨受取額		未実現利益／(損失)		
		資産	負債					
BOA	11/2022	JPY	2,600	\$	18	\$	0	\$
BOA	11/2022	\$	3,106	EUR	3,097		0	
BOA	12/2022	EUR	3,097	\$	3,112		45	
BOA	12/2022	PEN	2,591		678		32	
BOA	01/2023	ZAR	833		47		2	
BOA	03/2023		927		53		3	
BPS	11/2022	GBP	218		245		0	
BPS	11/2022	\$	81	GBP	73		3	
BPS	12/2022	MZN	4,894	\$	238		0	
BPS	12/2022	TRY	650		28		0	
BRC	11/2022	JPY	210,000		1,589		176	
CBK	11/2022	\$	240	GBP	213		5	
CBK	11/2022		17	ZAR	286		0	
CBK	12/2022	PEN	3,337	\$	796		0	
CBK	12/2022		291		74		2	
CBK	12/2022	\$	649	PEN	2,591		0	
CBK	01/2023	BRL	305	\$	58		1	
CBK	01/2023	ZAR	1,902		109		6	
CBK	02/2023	PEN	1,435		361		4	
CBK	02/2023	\$	1,192	PEN	4,753		0	
CBK	03/2023	PEN	2,591	\$	645		2	
CBK	05/2023	ILS	1,983		586		13	
CBK	05/2023	PEN	119		30		1	
CBK	07/2023	ILS	2,265		710		54	
CBK	08/2023		2,849		883		55	
CBK	08/2023	\$	283	ILS	977		1	
DUB	12/2022	ZAR	1,000	\$	64		9	
GLM	12/2022	\$	384	PEN	1,530		0	
GLM	03/2023	MZN	238	\$	12		0	
GLM	04/2023	BOP	2,027		37		0	
GLM	07/2023	ILS	1,175		349		8	
JPM	11/2022	GBP	65		73		0	
MBC	11/2022	EUR	215		211		0	
MBC	11/2022	MYR	497		112		7	
MBC	11/2022	\$	43	EUR	44		1	
MBC	12/2022		28	ZAR	507		0	
MYI	11/2022	EUR	3,000	\$	2,900		0	
RYL	11/2022	\$	51	EUR	52		0	
SCX	04/2023	ZAR	4,731	\$	257		3	
UAG	01/2023	TRY	2,668		133		0	
UAG	03/2023	ZAR	1,066		60		2	
為替子約契約合計				\$	435	\$		(188)

スワップ契約

社債、ソブリン債および米国地方債に係るタレジット・デフォルト・スワップーバイ・プロテクション

相手方	レファレンス・エンティティ	2022年10月31日									
		固定取引	満期日	現在の		未実現		スワップ契約、時価			
		(支払)金利	(月/日/年)	インプライド・	クレジット・	想定元本 ⁽⁴⁾	支払/(受領)	利益/(損失)	資産	負債	
GST	Korea International Bond	(1.000%)	06/20/2027	0.660%	\$ 400	\$ (14)	\$ 8	\$ 0	\$ (6)		
JPM	Dubai Government										
	International Bond	(1.000%)	12/20/2024	0.660%	100	0	(1)	0	(1)		
JPM	South Africa Government										
	International Bond	(1.000%)	06/20/2026	2.480%	500	23	0	23	0		
					\$ 9	\$ 2	\$ 23	\$ (7)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ポンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

社債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ・セル・プロテクション

相手方	レファレンス・エンティティー	固定取引 受領金利	満期日 (月/日/年)	2022年10月31日 現在の		想定元本 ⁽⁴⁾	プレミアム 支払/(受領)	未実現 利益/(損失)	スワップ契約、時価	
				インプライド・ クレジット・ スプレッド ⁽⁵⁾	想定元本 ⁽⁴⁾				資産	負債
BOA	Brazil Government International Bond	1.000 %	06/20/2031	3.450%	\$ 200	\$ (29)	\$ (2)	\$ 0	\$ (31)	
BOA	Chile Government International Bond	1.000 %	12/20/2026	1.290%	200	1	(3)	0	(2)	
BOA	Mexico Government International Bond	1.000 %	06/20/2024	0.830%	300	0	1	1	0	
BOA	Peru Government International Bond	1.000 %	12/20/2031	2.100%	200	(8)	(7)	0	(15)	
BPS	Chile Government International Bond	1.000 %	06/20/2024	0.820%	100	0	0	0	0	
BPS	Mexico Government International Bond	1.000 %	12/20/2024	0.890%	100	0	1	1	0	
BPS	Mexico Government International Bond	1.000 %	12/20/2026	1.340%	100	0	(1)	0	(1)	
BPS	Peru Government International Bond	1.000 %	06/20/2026	1.200%	200	2	(3)	0	(1)	
BPS	Romania Government International Bond	1.000 %	12/20/2023	2.140%	100	0	(1)	0	(1)	
BPS	Turkey Government International Bond	1.000 %	06/20/2027	6.520%	400	(79)	1	0	(78)	
BRC	Argentina Government International Bond	5.000 %	12/20/2023	28.810%	150	(24)	(10)	0	(34)	
BRC	Hungary Government International Bond	1.000 %	12/20/2023	1.570%	100	(1)	0	0	(1)	
BRC	Qatar Government International Bond	1.000 %	12/20/2022	0.220%	400	2	(1)	1	0	
BRC	Saudi Government International Bond	1.000 %	06/20/2024	0.417%	500	5	0	5	0	
BRC	Saudi Government International Bond	1.000 %	12/20/2024	0.440%	125	1	0	1	0	
CBK	Panama Government International Bond	1.000 %	06/20/2024	0.900%	100	0	0	0	0	
CBK	Panama Government International Bond	1.000 %	12/20/2024	0.980%	100	0	0	0	0	
DUB	South Africa Government International Bond	1.000 %	12/20/2022	1.010%	200	(1)	2	1	0	
DUB	Turkey Government International Bond	1.000 %	12/20/2022	3.960%	200	(9)	9	0	0	
GST	Chile Government International Bond	1.000 %	06/20/2024	0.820%	100	0	0	0	0	
GST	Indonesia Government International Bond	1.000 %	12/20/2027	1.380%	1,100	(21)	4	0	(17)	
GST	Malaysia Government International Bond	1.000 %	12/20/2023	0.330%	2,900	(14)	40	26	0	
GST	Mexico Government International Bond	1.000 %	06/20/2027	1.500%	100	0	(1)	0	(1)	
GST	Peru Government International Bond	1.000 %	12/20/2025	1.070%	200	3	(3)	0	0	
GST	Peru Government International Bond	1.000 %	06/20/2026	1.200%	400	2	(4)	0	(2)	
GST	Saudi Government International Bond	1.000 %	12/20/2024	0.440%	75	1	0	1	0	
GST	Turkey Government International Bond	1.000 %	12/20/2022	3.960%	200	(9)	9	0	0	
HUS	Saudi Government International Bond	1.000 %	12/20/2023	0.370%	1,000	0	8	8	0	
JPM	State Oil Co. of the Azerbaijan Republic	1.000 %	12/20/2023	2.240%	500	(17)	11	0	(6)	

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

MYC	Chile Government International Bond	1.000 %	12/20/2024	0.880%	100	0	0	0	0
MYC	Chile Government International Bond	1.000 %	12/20/2027	1.530%	300	(10)	3	0	(7)
MYC	Peru Government International Bond	1.000 %	06/20/2026	1.200%	100	0	(1)	0	(1)
MYC	Qatar Government International Bond	1.000 %	12/20/2022	0.220%	500	2	(1)	1	0
MYC	South Africa Government International Bond	1.000 %	12/20/2022	1.010%	300	(6)	6	0	0
MYC	Turkey Government International Bond	1.000 %	12/20/2026	6.470%	\$ 200	\$ (37)	\$ 2	\$ 0	\$ (35)
スワップ契約合計						\$ (246)	\$ 59	\$ 46	\$ (233)
						\$ (237)	\$ 66	\$ 69	\$ (240)

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品の概要

以下は、2022年10月31日現在の、相手方との店頭取引金融デリバティブ商品の時価および差入れ／(受領)された担保の概要である。

相手方	金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債					担保	
	為替予約契約	購入オプション	スワップ契約	店頭取引合計		為替予約契約	売却オプション	スワップ契約	店頭取引合計	デリバティブの時価純額	差入／(受領)	担保
BOA	\$ 82	\$ 0	\$ 1	\$ 83		\$ (45)	\$ 0	\$ (48)	\$ (93)	\$ (10)	\$ 0	\$ (10)
BPS	3	0	1	4		(18)	0	(81)	(99)	(95)	0	(95)
BRC	176	0	7	183		0	0	(35)	(35)	148	0	148
CBK	144	0	0	144		(53)	0	0	(53)	91	0	91
DUB	9	0	1	10		0	0	0	0	10	0	10
GLM	8	0	0	8		(2)	0	0	(2)	6	0	6
GST	0	0	27	27		0	0	(26)	(26)	1	0	1
HUS	0	0	8	8		0	0	0	0	8	0	8
JPM	0	0	23	23		(2)	0	(7)	(9)	14	0	14
MBC	8	0	0	8		(2)	0	0	(2)	6	0	6
MYC	0	0	1	1		0	0	(43)	(43)	(42)	0	(42)
MYI	0	0	0	0		(65)	0	0	(65)	(65)	0	(65)
RYL	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
SCX	3	0	0	3		0	0	0	0	3	0	3
UAG	2	0	0	2		(1)	0	0	(1)	1	0	1
店頭取引合計	\$ 435	\$ 0	\$ 69	\$ 504		\$ (188)	\$ 0	\$ (240)	\$ (428)			

⑩ ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは(i)スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務もしくはレファレンス指数を構成する原証券を交付するか、または(ii)想定元本額から参照債務またはレファレンス指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を交付する。

⑪ ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは(i)スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務もしくはレファレンス指数を構成する原証券を受領するか、または(ii)想定元本額から参照債務またはレファレンス指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。

⑫ 純対値で表され、期末時点の社債、米国地方債またはゾブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブに対する債務不履行の可能性もしくはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティーのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティーの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。

⑬ 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドが信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。

⑭ エクスボーカー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金／(相手方への未払金)の純額を表す。店頭取引金融デリバティブ商品からのエクスボーカーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引規のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されたファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要である。ファンドのリスクについては、財務書類に対する注記の注7「主要なリスクおよびその他のリスク」を参照のこと。

2022年10月31日現在の資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値

金融デリバティブ商品 - 資産	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品									
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計				
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品										
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 38	\$ 38				
スワップ契約	0	0	0	0	12	12				
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 50	\$ 50				
店頭取引金融デリバティブ商品										
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 435	\$ 0	\$ 435				
スワップ契約	69	0	0	0	0	69				
	\$ 0	\$ 69	\$ 0	\$ 435	\$ 0	\$ 504				
	\$ 0	\$ 69	\$ 0	\$ 435	\$ 50	\$ 554				

金融デリバティブ商品 - 負債

上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

金融デリバティブ商品 - 負債	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品									
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計				
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品										
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (25)	\$ (25)				
スワップ契約	0	(1)	0	0	(66)	(67)				
	\$ 0	\$ (1)	\$ 0	\$ 0	\$ (91)	\$ (92)				
店頭取引金融デリバティブ商品										
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (188)	\$ 0	\$ (188)				
スワップ契約	(240)	0	0	0	0	(240)				
	\$ 0	\$ (240)	\$ 0	\$ (188)	\$ 0	\$ (428)				
	\$ 0	\$ (241)	\$ 0	\$ (188)	\$ (91)	\$ (520)				

2022年10月31日終了期間の運用計算書上の金融デリバティブ商品の影響:

金融デリバティブ商品にかかる実現純利益(損失)	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品									
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計				
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品										
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 72	\$ 72				
スワップ契約	0	(16)	0	0	398	382				
	\$ 0	\$ (16)	\$ 0	\$ 0	\$ 470	\$ 454				
店頭取引金融デリバティブ商品										
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 982	\$ 0	\$ 982				
スワップ契約	(253)	0	0	0	0	(253)				
	\$ 0	\$ (253)	\$ 0	\$ 982	\$ 0	\$ 729				
	\$ 0	\$ (259)	\$ 0	\$ 982	\$ 470	\$ 1,183				

金融デリバティブ商品にかかる未実現利益(損失)の純変動額

上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

金融デリバティブ商品にかかる未実現利益(損失)の純変動額	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品									
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計				
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品										
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (219)	\$ (219)				
スワップ契約	0	(3)	0	0	(742)	(745)				
	\$ 0	\$ (3)	\$ 0	\$ 0	\$ (961)	\$ (964)				
店頭取引金融デリバティブ商品										
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 283	\$ 0	\$ 283				
スワップ契約	(68)	0	0	0	0	(68)				
	\$ 0	\$ (68)	\$ 0	\$ 283	\$ 0	\$ 215				
	\$ 0	\$ (71)	\$ 0	\$ 283	\$ (961)	\$ (749)				

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

公正価値測定

以下は、2022年10月31日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー 投資有価証券、時価	レベル1	レベル2	レベル3	2022年10月31日現在	
				公正価値	
アングラ	\$ 0	\$ 481	\$ 0	\$ 481	
ソブリン債					
アルゼンチン	0	506	0	506	
ソブリン債					
アメリカ合衆国	0	146	0	146	
ソブリン債					
アゼルバイジャン					
社債	0	291	0	291	
ソブリン債	0	196	0	196	
バハマ					
ソブリン債	0	192	0	192	
バーレーン					
ソブリン債	0	175	0	175	
バミューダ					
社債	0	149	0	149	
ブラジル					
社債	0	1	0	1	
ソブリン債	0	201	0	201	
仕租債	0	0	183	183	
カメルーン					
ソブリン債	0	66	0	66	
ケイマン諸島					
社債	0	2,674	0	2,674	
ソブリン債	0	202	0	202	
チリ					
社債	0	955	0	955	
ソブリン債	0	154	0	154	
コロンビア					
社債	0	169	0	169	
ソブリン債	0	1,312	0	1,312	
コスタリカ					
ソブリン債	0	292	0	292	
ドミニカ共和国					
ソブリン債	0	1,491	0	1,491	
エクアドル					
ソブリン債	0	688	0	688	
エジプト					
ソブリン債	0	1,265	0	1,265	
エルサルバドル					
ソブリン債	0	161	0	161	
ガーナ					
ソブリン債	0	378	0	378	
グアテマラ					
社債	0	200	0	200	
ソブリン債	0	446	0	446	
香港					
社債	0	299	0	299	
ソブリン債	0	161	0	161	
ハンガリー					
ソブリン債	0	589	0	589	
インド					
社債	0	486	0	486	
インドネシア					
社債	0	1,061	0	1,061	
アイルランド					
ソブリン債	0	58	0	58	

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル1	レベル2	レベル3	2022年10月31日現在	
				公正価値	
イスラエル					
社債	\$ 0	\$ 191	\$ 0	\$ 191	
ソブリン債	0	333	0	333	
コートジボワール					
ソブリン債	0	604	0	604	
ジャマイカ					
ソブリン債	0	214	0	214	
日本					
社債	0	296	0	296	
ジャージー、チャネル諸島					
社債	0	95	0	95	
ヨルダン					
ソブリン債	0	400	0	400	
カザフスタン					
社債	0	840	0	840	
ソブリン債	0	154	0	154	
ケニア					
ソブリン債	0	339	0	339	
レバノン					
ソブリン債	0	42	0	42	
ルクセンブルグ					
社債	0	522	0	522	
マレーシア					
社債	0	296	0	296	
メキシコ					
社債	0	1,355	5	1,361	
ソブリン債	0	153	0	153	
モンゴル					
ソブリン債	0	634	0	634	
モロッコ					
社債	0	273	0	273	
ソブリン債	0	319	0	319	
ナミビア					
ソブリン債	0	180	0	180	
オランダ					
社債	0	626	0	626	
ソブリン債	0	337	0	337	
ナイジェリア					
社債	0	230	0	230	
ソブリン債	0	1,376	0	1,376	
オマーン					
ソブリン債	0	643	0	643	
パキスタン					
ソブリン債	0	158	0	158	
パナマ					
社債	0	458	0	458	
ソブリン債	0	553	0	553	
バラグアイ					
ソブリン債	0	355	0	355	
ペルー					
社債	0	652	0	652	
ソブリン債	0	285	0	285	
フィリピン					
ソブリン債	0	329	0	329	
カタール					
社債	0	418	0	418	
ルーマニア					
ソブリン債	0	686	0	686	
ロシア					
ソブリン債	0	273	0	273	
サウジアラビア					
社債	0	245	0	245	
ソブリン債	0	368	0	368	

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル1	レベル2	レベル3	2022年10月31日現在	
				公正価値	
セネガル					
ソブリン債	\$ 0	\$ 313	\$ 0	\$ 313	
セルビア					
ソブリン債	0	228	0	228	
シンガポール					
社債	0	331	0	331	
南アフリカ					
社債	0	1,272	400	1,672	
ソブリン債	0	539	0	539	
スリランカ					
ソブリン債	0	262	0	262	
国際機関					
社債	0	158	0	158	
スイス					
社債	0	460	0	460	
チュニジア					
ソブリン債	0	155	0	155	
トルコ					
ソブリン債	0	1,031	0	1,031	
ウクライナ					
社債	0	37	0	37	
ソブリン債	0	251	0	251	
アラブ首長国連邦					
社債	0	342	0	342	
ソブリン債	0	120	0	120	
イギリス					
社債	0	818	0	818	
アメリカ合衆国					
社債	0	612	0	612	
モーゲージ・バック証券	0	284	0	284	
米国政府機関債	0	264	0	264	
米国財務省証券	0	2,691	0	2,691	
ウルグアイ					
ソブリン債	0	314	0	314	
ウズベキスタン					
ソブリン債	0	143	0	143	
ベネズエラ					
社債	0	51	0	51	
ソブリン債	0	146	0	146	
デンマーク					
ソブリン債	0	81	0	81	
短期金融商品	0	4,582	0	4,582	
投資有価証券合計	\$ 0	\$ 45,162	\$ 589	\$ 46,751	
空売り、時価	\$ 0	\$ (176)	\$ 0	\$ (176)	
金融デリバティブ商品 - 資産					
上場金融デリバティブ商品または集中清算の					
対象となる金融デリバティブ商品	\$ 22	\$ 28	\$ 0	\$ 50	
店頭取引金融デリバティブ商品	0	504	0	504	
	\$ 22	\$ 532	\$ 0	\$ 554	
金融デリバティブ商品 - 負債					
上場金融デリバティブ商品または集中清算の					
対象となる金融デリバティブ商品	(1)	(91)	0	(92)	
店頭取引金融デリバティブ商品	0	(428)	0	(428)	
	\$ (1)	\$ (519)	\$ 0	\$ (520)	
合計	\$ 21	\$ 45,999	\$ 589	\$ 46,609	

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2022年10月31日現在

以下は、2022年10月31日終了期間における、重要であり観測不可能なインプット(レベル3)を使用した公正価値の購入、発行および移動の概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	購入純額	発行	レベル3への移動	レベル3からの移動
投資有価証券、時価				
ブラジル				
仕組債	\$ 310	\$ 0	\$ 0	\$ 0
	\$ 310	\$ 0	\$ 0	\$ 0

以下は、公正価値階層のレベル3に分類される資産および負債の公正価値測定に使用される重要であり観測不可能なインプットの概要である。

カテゴリーおよび サブ・カテゴリー	2022年10月31日 現在期末残高	評価技法	観測不可能な インプット	インプット評価 (別途記載がない限り%)
投資有価証券、時価				
ブラジル				
仕組債	\$ 183	参照商品	加重平均	BRL 33.00
メキシコ	6	予想される回復	価格	MXN 3.21
南アフリカ				
社債	400	参照商品	利回り	9.92%
合計	\$ 589			

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2022

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
(Amounts in thousands, except per unit amounts)		
Assets:		
<i>Investments, at value</i>		
Investments in securities	\$ 11,396	\$ 1
Investments in Affiliates	134,081	45,257
<i>Financial Derivative Instruments</i>		
Over the counter	1,490	0
Cash	2	0
Deposits with counterparty	1,620	0
Receivable for investments in Affiliates sold	139	31
Interest and/or dividends receivable	4	0
	148,732	45,269
Liabilities:		
<i>Financial Derivative Instruments</i>		
Over the counter	\$ 1,980	\$ 0
Interest payable	0	0
Payable for Fund units redeemed	155	31
Accrued management fee	0	25
Accrued agency fee	0	4
Accrued distribution fee	0	18
Other liabilities	0	64
	2,135	142
Net Assets	\$ 146,597	\$ 45,147
Cost of Investments in Securities	\$ 11,397	\$ 1
Cost of Investments in Affiliates	\$ 139,966	\$ 45,955
Net Assets:		
Y (AUD)	N/A	\$ 45,147
Y (BRL)	\$ 31,933	N/A
Y (MXN)	113,313	N/A
Y (TRY)	292	N/A
Units Issued and Outstanding:		
Y (AUD)	N/A	8,421
Y (BRL)	911	N/A
Y (MXN)	10,419	N/A
Y (TRY)	7	N/A
	132	N/A
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:		
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 5.36
Y (AUD)	\$ 35.06	N/A
(Expressed in functional currency)	\$ 5,211	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 1,616	N/A
Y (BRL)	\$ 10.88	N/A
(Expressed in functional currency)	\$ 43.68	N/A
(Expressed in NAV currency)	\$ 6,493	N/A
Y (MXN)	\$ 8.03	N/A
(Expressed in functional currency)	¥ 1,193	N/A
(Expressed in NAV currency)		

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2022

27

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2022

	PIMCO Bermuda Dynamic Multi- Asset Strategy Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (S)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund
Amounts in thousands, except per unit amounts					
Assets:					
<i>Investments, at value</i>					
Investments in securities*	\$ 109,165	\$ 46,751	\$ 117,133	\$ 99,323	\$ 147
Investments in Affiliates	0	0	0	1,390,506	618,806
<i>Financial Derivative Instruments</i>					
Exchange-traded or centrally cleared	1,818	50	79	0	0
Over the counter	3,954	504	1,585	31,406	0
Cash	29	0	2	0	0
Deposits with counterparty	0,057	427	1,569	0	0
Foreign currency, at value	4	61	232	0	0
Receivable for investments sold	499	766	650	0	0
Receivable for TBA investments sold	0	263	877	0	0
Receivable for Fund units sold	0	0	1,444	414	12,220
Interest and/or dividends receivable	149	741	1,831	0	0
Other assets	2	17	1	0	0
	125,477	49,580	125,403	1,521,649	631,173
Liabilities:					
<i>Borrowings & Other Financing Transactions</i>					
Payable for reverse repurchase agreements	\$ 0	\$ 2,624	\$ 255	\$ 0	\$ 0
Payable for shortsales	0	176	511	0	0
<i>Financial Derivative Instruments</i>					
Exchange-traded or centrally cleared	956	92	66	0	0
Over the counter	6,713	428	1,793	84,048	0
Payable for investments purchased	714	307	1,005	29	0
Payable for investments in Affiliates purchased	0	0	0	412	12,219
Payable for TBA investments purchased	0	535	1,954	0	0
Interest payable	4	1	2	0	0
Deposits from counterparty	1,100	0	660	0	0
Payable for Fund units redeemed	0	31	0	0	0
Overdraft due to custodian	0	129	0	23	0
Accrued advisory fee	0	0	33	0	0
Accrued administrative fee	0	0	15	0	0
	9,487	4,323	6,386	84,512	12,219
Net Assets	\$ 115,000	\$ 45,257	\$ 118,017	\$ 1,437,137	\$ 618,954
Cost of Investments in Securities	\$ 128,960	\$ 64,540	\$ 160,835	\$ 99,323	\$ 147
Cost of Investments in Affiliates	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,637,167	\$ 689,534
Cost of Foreign Currency Held	\$ 4	\$ 60	\$ 229	\$ 0	\$ 0
Proceeds Received on Short Sales	\$ 0	\$ 203	\$ 704	\$ 0	\$ 0
Cost or Premiums of Financial Derivative Instruments, net	\$ 255	\$ (237)	\$ 125	\$ 0	\$ 0
* Includes repurchase agreements of:	\$ 25,200	\$ 189	\$ 655	\$ 0	\$ 0
Net Assets:	N/A	\$ 45,257	N/A	\$ 1,437,137	\$ 618,954
Inst(UPY)	N/A	N/A	91,379	N/A	N/A
Inst(UPY, Hedged)	N/A	N/A	27,638	N/A	N/A
J (UPY)	\$ 115,981	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	9	N/A	N/A	N/A	N/A
Units Issued and Outstanding:	N/A	3,217	N/A	14,295	3,712
Inst(UPY)	N/A	N/A	545	N/A	N/A
Inst(UPY, Hedged)	N/A	N/A	261	N/A	N/A
J (UPY)	1,805	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	0	N/A	N/A	N/A	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

15

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2022

	PIMCO Bermuda Dynamic Multi- Asset Strategy Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (E)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Yen- Hedged Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund
(Amounts in thousands, except per unit amounts)					
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 14.07	N/A	\$ 100.53	\$ 166.76
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	¥ 14,943	¥ 24,797
Inst(UPY)					
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$ 167.54	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥ 24,902	N/A	N/A
Inst(UPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$ 105.72	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥ 15,713	N/A	N/A
J(UPY)					
(Expressed in functional currency)		\$ 62.18	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)		¥ 9,241	N/A	N/A	N/A
USD					
(Expressed in functional currency)		\$ 94.59	N/A	N/A	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2022

16

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended October 31, 2022

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
(Amounts in thousands)		
Investment Income:		
Interest	\$ 149	\$ 0
Total Income	149	0
Expenses:		
Management fees	0	421
Distribution fees	0	300
Agency fees	0	60
Interest expense	7	0
Miscellaneous expense	0	0
Total Expenses	7	781
Net Investment Income (Expense)	142	(781)
Net Realized Gain (Loss):		
Investments in securities	(15)	0
Investments in Affiliates	5,124	3,702
Over the counter financial derivative instruments	10,641	0
Foreign currency	109	0
Net Realized Gain	15,859	3,702
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):		
Investments in securities	(1)	0
Investments in Affiliates	(21,971)	(19,594)
Over the counter financial derivative instruments	5,005	0
Foreign currency assets and liabilities	0	0
Net Change in Unrealized (Depreciation)	(16,967)	(19,594)
Net (Loss)	(1,108)	(15,892)
Net (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ (969)	\$ (15,873)

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

34

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended October 31, 2022

	PIMCO Bermuda Dynamic Multi- Asset Strategy Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund S	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund
(Amounts in thousand)					
Investment Income:					
Interest, net of foreign taxes*	\$ 815	\$ 3,519	\$ 8,390	\$ 0	\$ 0
Dividends, net of foreign taxes*	913	0	0	0	0
Miscellaneous income	0	0	0	0	0
Total Income	1,528	3,519	8,390	0	0
Expenses:					
Advisory fees	0	0	516	0	0
Administrative fees	0	0	222	0	0
Interest expense	7	30	26	333	0
Total Expenses	7	30	764	333	0
Net Investment Income (Expense)	1,521	3,489	7,626	(333)	0
Net Realized Gain (Loss):					
Investments in securities	(9,626)	(2,724)	(6,188)	0	0
Investments in Affiliates	0	0	0	16,885	3,901
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	(2,557)	454	(897)	0	0
Over the counter financial derivative instruments	(27,627)	729	(8,238)	(359,702)	0
Foreign currency	(811)	(22)	(230)	(8,722)	(47)
Net Realized Gain (Loss)	(40,620)	(1,563)	(15,554)	(351,559)	3,944
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):					
Investments in securities	(21,994)	(17,036)	(42,195)	0	0
Investments in Affiliates	0	0	0	(425,211)	(146,673)
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	931	(964)	(11,128)	0	0
Over the counter financial derivative instruments	220	215	342	1,763	0
Foreign currency assets and liabilities	(55)	(33)	(6)	(8)	(3)
Net Change in Unrealized (Depreciation)	(20,898)	(17,818)	(42,987)	(423,454)	(146,676)
Net (Loss)	(61,518)	(19,381)	(58,541)	(775,013)	(142,732)
Net (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ (59,997)	\$ (15,892)	\$ (50,915)	\$ (775,346)	\$ (142,732)
* Foreign taxes	\$ 243	\$ 8	\$ 13	\$ 0	\$ 0

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

29

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended October 31, 2022

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
Net investment income (expense)	\$ 142	\$ (781)
Net realized gain	15,859	3,702
Net change in unrealized (depreciation)	(16,967)	(19,594)
Net (decrease) resulting from operations	(989)	(16,673)

Distributions to Unitholders:

	N/A	(6,501)
Y (AUD)	(2,586)	N/A
Y (BRL)	(10,667)	N/A
Y (MXN)	(28)	N/A
Y (TRY)	(187)	N/A
Total Distributions	(13,470)	(6,501)

Fund Unit Transactions:

Net (decrease) resulting from Fund unit transactions*	(31,567)	(7,905)
---	----------	---------

Total (Decrease) in Net Assets

	(46,000)	(31,076)
Net Assets:		
Beginning of year	192,600	76,226
End of year	\$ 146,597	\$ 45,147

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

* See note 12 in the Notes to Financial Statements.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2022

41

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended October 31, 2022

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO Bermuda Dynamic Multi- Asset Strategy Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (MI)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Yen- Hedged Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund
Net investment income (expense)	\$ 1,521	\$ 3,489	\$ 7,626	\$ (333)	\$ 0
Net realized gain (loss)	(40,620)	(1,563)	(15,554)	(351,559)	3,944
Net change in unrealized (depreciation)	(20,898)	(17,818)	(42,987)	(423,454)	(146,676)
Net (decrease) resulting from operations	(59,997)	(15,852)	(50,915)	(775,346)	(142,732)

Distributions to Unitholders:

	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	0	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	0	N/A	N/A	N/A	N/A
Total Distributions	0	N/A	N/A	N/A	N/A

Fund Unit Transactions:

Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions*	(7,781)	(15,111)	(8,451)	(13,890)	55,198
Total (Decrease) in Net Assets	(67,778)	(31,003)	(59,356)	(788,236)	(87,534)

Net Assets:

Beginning of year	183,768	76,260	178,383	2,226,373	706,488
End of year	\$ 115,990	\$ 45,257	\$ 119,017	\$ 1,437,137	\$ 618,954

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

* See note 12 in the Notes to Financial Statements.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2022

38

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended October 31, 2022

Selected Per Unit Data:^a

	PIMCO World High Income
Net asset value beginning of year	\$ 7.92
Net investment (expense) (a)	(0.09)
Net realized/unrealized (loss)	(1.75)
Total (decrease) from investment operations	(1.84)
Total distributions	(0.72)
Net asset value end of year	\$ 5.38
Total return (Expressed in functional currency) (b)	(24.38)%
Net assets end of year (000s)	\$ 45,147
Ratio of expenses to average net assets	1.30%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	1.30%
Ratio of net investment (expense) to average net assets	(1.30%)

^a A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than 0.01% or one penny in the functional currency.

(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.

(b) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit.

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

12

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended October 31, 2022

Selected Per Unit Data: ^a	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst (JPY)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst (JPY, Hedged)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund
Net asset value beginning of year	\$ 18.36	\$ 221.06	\$ 185.37	\$ 154.81
Net investment income (expense) (a)	0.96	10.05	7.58	(0.02)
Net realized/unrealized (loss)	(5.24)	(83.57)	(87.23)	(54.29)
Total (decrease) from investment operations	(4.29)	(53.52)	(79.65)	(54.29)
Net asset value end of year	\$ 14.07	\$ 167.54	\$ 105.72	\$ 100.53
Total return (Expressed in functional currency) (b)	(23.37)%	(24.21)%	(42.97)%	(35.08)%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	N/A	(1.21)%	(25.68)%	(15.35)%
Net assets end of year (000s)	\$ 45,257	\$ 91,379	\$ 27,638	\$ 1,437,137
Ratio of expenses to average net assets	0.05%	0.52%	0.51%	0.02%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.50%	0.50%	0.00%
Ratio of net investment income (expense) to average net assets	5.81%	5.18%	5.15%	10.02%
Selected Per Unit Data: ^a	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Income Fund (M)	PIMCO Bermuda Income Fund A (JPY)
Net asset value beginning of year	\$ 210.11	\$ 210.15	\$ 15.62	\$ 78.93
Net investment income (a)	0.00	2.87	0.56	0.02
Net realized/unrealized (loss)	(43.35)	(48.23)	(2.28)	(25.08)
Total (decrease) from investment operations	(43.35)	(43.36)	(1.70)	(25.04)
Total distributions	0.00	0.00	0.00	(3.35)
Net asset value end of year	\$ 168.76	\$ 168.79	\$ 13.92	\$ 50.54
Total return (Expressed in functional currency) (b)	(20.63)%	(20.63)%	(10.88)%	(32.59)%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	3.45%	3.45%	N/A	(12.12)%
Net assets end of year (000s)	\$ 618,954	\$ 2,009,312	\$ 9,594,439	\$ 625,951
Ratio of expenses to average net assets	0.00%	0.39%	0.00%	0.00%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.38%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	0.00%	1.50%	3.93%	0.03%

^a A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than 0.01% or one penny in the functional currency.

(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.

(b) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit.

(c) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's or Class' NAV currency, as applicable. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

3

Notes to Financial Statements

October 31, 2022

1. ORGANIZATION

Each Fund discussed in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds"), which also includes each class of units of that Fund (each a "Class" and collectively, the "Classes"), is a series trust of PIMCO Bermuda Trust II (the "Trust"), an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed by Winchester Global Trust Company Limited on December 1, 2003 (as amended from time to time, the "Trust Deed"). Effective as of the close of business (Eastern time) on September 29, 2017, Maples Trustee Services (Bermuda) Limited (the "Trustee") was appointed as trustee of the Trust. Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO", the "Manager" or the "Investment Adviser") is the sponsor of and was responsible for structuring the Trust.

The Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the Investment Funds Act 2006 and related rules relating to standard funds.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further funds in addition to the Funds currently in operation as of the date of this report.

References to unitholders (each, a "Unitholder", and collectively, the "Unitholders") in, or units of (or an investment in), the Fund shall mean Unitholders of the Fund who hold units, or classes of units (as applicable), which are attributable to that Fund.

The Funds presented in this report are listed below:

Fund	Offered to
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D PIMCO Bermuda Income Fund PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund PIMCO Emerging Bond Income Fund II PIMCO Emerging Bond Income Fund III	Offered only to funds with a "Fund of Funds" structure, as defined in the rules of the Investment Trust Association, Japan, or in any other jurisdiction.
PIMCO Bermuda Bank Fund (M) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) PIMCO Bermuda Income Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	Offered only to other Funds to serve as an underlying investment vehicle for such Funds.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund PIMCO Bermuda Income Fund A* PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund** PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10*** PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II PIMCO U.S. High Yield Fund II PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II PIMCO World High Income****	Offered to Japanese and other investors.
PIMCO Short-Term Mortgage Income	Offered to Japanese and other investors. Units of the EUR, JPY and USD Classes are offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager. Units of the EUR, JPY and USD Classes will be restricted to only those investors who are approved by the Manager.
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund PIMCO Emerging Bond Income Fund PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund PIMCO U.S. High Yield Fund	Offered only to Fund of Funds type Japanese investment trusts organized under the Law concerning Investment Trust and Investment Company of Japan ("Japanese Investment Trusts") which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trust Association, Japan.

* The T (JPY) Class and U2 (JPY) Class of PIMCO Bermuda Income Fund A are offered only to the investment accounts referred to a Japanese trust bank, the W (USD) Class of PIMCO Bermuda Income Fund A is offered only to Japanese institutional investors and the NN (USD) Class of PIMCO Bermuda Income Fund A is offered only to other Funds to serve as an underlying investment vehicle for such Funds. The M (USD) Advisory Class and M (JPY) Advisory Class of PIMCO Bermuda Income Fund A are offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager.

** The Inst (JPY Hedged) Class of PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund is offered to Japanese institutional investors.

*** The USD Class is offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor and/or a sales handling company in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager.

**** Offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor in Japan.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). Each Fund is treated as an investment company under the reporting requirements of U.S. GAAP. The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(a) Acquired Funds: The Trustee and Manager may apply all or a portion of the assets of (i) PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C and PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D; (ii) PIMCO World High Income; (iii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund and PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund; (iv) PIMCO Bermuda Income Fund A and PIMCO Bermuda Income Fund D; (v) PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund, and PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II; (vi) PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II and PIMCO U.S. High Yield Fund II; (vii) PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund II, and PIMCO Emerging Bond Income Fund III (each referred to herein as a "Fund of Funds" or "Acquiring Fund", which invests in other Funds) to the respective credit of (i) PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M); (ii) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M); (iii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M); (iv) PIMCO Bermuda Income Fund (M); (v) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M); (vi) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M); (vii) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M) (referred to herein as an "Acquired Fund(s)"). Any assets so applied will be held in such Acquired Fund(s) as if received directly. Where assets are so applied, the Acquired Fund(s) will record the issue of units to the relevant Acquiring Fund at the issue price per unit of such units and will repurchase such units at the repurchase price per unit of such units at the time of repurchase. Accordingly, the ability of the Acquiring Fund to achieve its investment objective will depend upon the ability of the applicable Acquired Fund to achieve its investment objective. There can be no assurance that the investment objective of the Acquired Fund will be achieved.

Ratios shown in the Financial Highlights do not include expenses of the Acquired Fund(s). See Note 9, Fees and Expenses, for further information regarding fund fees, as applicable.

(b) Securities Transactions and Investment Income: Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled beyond a standard settlement period for the security after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as a Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis from settlement date, with the exception of securities with a forward starting effective date, where interest income is recorded on the accrual basis from effective date. For convertible securities, premiums attributable to the conversion feature are not amortized. Estimated tax liabilities on certain foreign securities are recorded on an accrual basis and are reflected as components of interest income or net change in unrealized appreciation (depreciation) on investments on the

Statements of Operations, as appropriate. Tax liabilities realized as a result of such security sales are reflected as a component of net realized gain (loss) on investments on the Statements of Operations. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

Debt obligations may be placed on non-accrual status and related interest income may be reduced by ceasing current accruals and writing off interest receivable when the collection of all or a portion of interest has become doubtful based on consistently applied procedures. A debt obligation is removed from non-accrual status when the issuer resumes interest payments or when collectability of interest is probable.

(c) Cash and Foreign Currency: The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The functional currency for each of the Funds is listed in the below table.

The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each business day. Purchases and sales of securities and income and expense items denominated in foreign currencies, if any, are translated into each Fund's respective functional currency at the exchange rate in effect on the transaction date. The Funds do not separately report the effects of changes in foreign exchange rates from changes in market prices on securities held. Such changes are included in net realized and net changes in unrealized gain or loss from investments on the Statements of Operations. The Funds may invest in foreign currency denominated securities and may engage in foreign currency transactions either on a spot (cash) basis at the rate prevailing in the currency exchange market at the time or through a forward foreign currency contract. Realized foreign exchange gains or losses arising from sales of spot foreign currencies, currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions and the difference between the recorded amounts of dividends, interest, and foreign withholding taxes and the functional currency equivalent of the amounts actually received or paid are included in net realized gain or loss on foreign currency transactions on the Statements of Operations. Net unrealized foreign exchange gains and losses arising from changes in foreign exchange rates on foreign denominated assets and liabilities other than investments in securities held at the end of the reporting period are included in net change in unrealized appreciation or depreciation on foreign currency assets and liabilities on the Statements of Operations.

The Net Asset Value ("NAV") and total returns of certain Funds (or Classes thereof, as applicable) are presented in the currency for which the NAV is reported (the "NAV currency") as detailed in each Fund's Offering Memorandum (the "Offering Memorandum"). For the purposes of the presentation of the NAV and the total return in the NAV currency, the beginning and ending NAVs are converted using the period beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of the distribution. See the following table for the NAV currency of each respective Fund:

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A		
• F (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (USD)	Japanese yen	U.S. dollar

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B		
▪ F (AUD)	Australian dollar	U.S. dollar
▪ Y (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Y (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Y (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Y (RUB)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Y (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C		
▪ Y (C-USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D		
▪ Y (World)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund		
▪ J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ USD	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II		
▪ Inst (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Inst (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund A		
▪ F (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ F (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
▪ J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ K (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
▪ M (JPY Advisor)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ M (USD Advisor)	U.S. dollar	U.S. dollar
▪ N (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ N (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ NN (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
▪ P (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Q (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ R (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ R (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
▪ S (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ T (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ U2 (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ W (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
▪ X (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ X (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
▪ Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Y (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Z (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund D		
▪ NN (AUD)	Australian dollar	U.S. dollar
▪ Y (World)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund		
▪ B (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund		
▪ Inst (JPY Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ USD	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10		
▪ USD	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund II		
▪ J (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (CAD)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (CNH)*	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (EUR)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (INR)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (KRW)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund III		
▪ J (EUR)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (GBP)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Short-Term Mortgage Income		
▪ EUR	Euro	U.S. dollar
▪ JPY	Japanese yen	U.S. dollar
▪ JPY (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ USD	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		
▪ J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ J (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
▪ Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Y (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II		
▪ Y (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Y (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Y (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
▪ Y (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO World High Income	U.S. dollar	U.S. dollar

* Effective April 13, 2022 the Class changed its name from J (RUB) to J (CNH).

(d) Multiclass Operations Each Class of a Fund offered by the Trust has rights to the assets of the Fund equal to that of other Classes of the same Fund, as applicable, except for specific assets and gains and losses designated to a Class relating to currency hedging operations. Income, non-Class specific expenses, and non-Class specific realized and unrealized capital gains and losses are allocated to each Class of units based on the relative net assets of each Class of the respective Fund, as applicable. Class specific expenses currently include management, advisory, administrative, agency and distribution fees, where applicable.

(e) Distribution Policy The following table shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager, which authorization may be withheld at the Manager's discretion.

Declared and Paid Monthly:

- PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A
- PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B
- PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C
- PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D
- PIMCO Bermuda Income Fund A
 - F (JPY)
 - F (USD)
 - J (JPY)
 - J (USD)
 - N (JPY)
 - N (USD)
 - NN (USD)
 - S (JPY)
 - X (JPY)
 - X (USD)
 - Y (JPY)
 - Y (USD)
- PIMCO Bermuda Income Fund D
- PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund
 - J (JPY)
 - J (USD)
 - USD

PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund

PIMCO Emerging Bond Income Fund

PIMCO Emerging Bond Income Fund II

PIMCO Emerging Bond Income Fund III

PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund

PIMCO U.S. High Yield Fund

PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund

PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II

PIMCO World High Income

Declared and Paid Quarterly:

- PIMCO Bermuda Income Fund A
 - Q (JPY)
 - R (USD)

Declared and Paid Semiannually:

PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund

PIMCO Bermuda Income Fund A

- P (JPY)
- R (JPY)

PIMCO Short-Term Mortgage Income

- EUR
- JPY
- J (JPY, Hedged)
- USD

The Manager does not expect to declare distributions with respect to these Funds (or Classes thereof, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)

PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)

PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II

PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund

PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund

The Manager does not expect to declare distributions with respect to these Funds (or Classes thereof, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.

PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)

PIMCO Bermuda Income Fund A

- K (USD)
- M (JPY Advisory)
- M (USD Advisory)
- T (JPY)
- U2 (JPY)
- W (USD)
- Z (JPY)

PIMCO Bermuda Income Fund (M)

PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund

PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund

- Inst (JPY Hedged)

PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)

PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)

PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10

PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)

PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II

PIMCO U.S. High Yield Fund II

***Any distributions with respect to Class U2 (JPY) Units of the Fund will be declared in accordance with a letter agreement between the Manager and the investor in such Class.**

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared as the Manager deems appropriate. Distributions paid with respect to any Fund (or Class thereof, if applicable) will reduce the NAV of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the NAV currency of the Fund. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there is inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

(f) Issue and Repurchase of Units: Subsequent to a Fund (or Class thereof, if applicable) commencing business, Units of each Fund (or Class thereof, if applicable) may be issued by the Manager on a continuous basis at the Net Asset Value per Unit of that Fund (or Class thereof, if applicable) at the time of such issue, subject to the right of the Manager or its appointed agent, in the sole discretion of the Manager, to temporarily suspend such issue. Unless stated otherwise in the relevant Offering Memorandum, for each Fund (or Class thereof, if applicable), the issue price per Unit for such Units will be the Net Asset Value per Unit determined on each Dealing Day calculated as set forth below under "Determination of Net Asset Value"; provided that, if a request to purchase Units in a form acceptable to BBH is not received by BBH prior to 12:00 noon (Eastern time), the issue price per Unit of the relevant

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

Fund (or any Class thereof, if applicable) shall be the Net Asset Value per Unit determined on the next Dealing Day. In the case of repurchase of Units or termination of the Funds in the Trust which are registered in Japan for direct distribution in Japan, the Units of such Funds shall be repurchased from Unitholders in cash. No repurchase in kind may be allowed in such Funds. Except as otherwise provided in the relevant Offering Memorandum, payment of the repurchase price will be made by the Trustee or its appointed agent by bank transfer generally within two (2) Business Days after the Dealing Day upon which the repurchase notice is received, or deemed to have been received, by BBB, although under certain circumstances, payment may take up to eight (8) Business Days after such Dealing Day. Unless stated otherwise in the relevant Offering Memorandum, the Funds are not subject to subscription or repurchase fees; provided, however, a distributor appointed in the jurisdiction where a Fund is distributed may charge subscription or repurchase fees in such amounts as agreed with the Manager and the Trustee.

(g) New Accounting Pronouncements and Regulatory Updates In March 2020, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued an Accounting Standards Update ("ASU"), ASU 2020-04, which provides optional guidance to ease the potential accounting burden associated with transitioning away from the London Interbank Offered Rate ("LIBOR") and other reference rates that are expected to be discontinued. ASU 2020-04 is effective for certain reference rate-related contract modifications that occur during the period March 12, 2020 through December 31, 2022. In March 2021, the administrator for LIBOR announced the extension of the publication of a majority of the USD LIBOR settings to June 30, 2023. In December 2022, FASB issued ASU 2022-06, which includes amendments to extend the duration of the LIBOR transition relief to December 31, 2024, after which entities will no longer be permitted to apply the reference rate reform relief. Management is continuously evaluating the potential effect a discontinuation of LIBOR could have on the Funds' investments and has determined that it is unlikely the ASU's adoption will have a material impact on the Funds' financial statements.

In June 2022, the FASB issued ASU 2022-03, Fair Value Measurement (Topic 820), which affects all entities that have investments in equity securities measured at fair value that are subject to a contractual sale restriction. The amendments in ASU 2022-03 clarify that a contractual restriction on the sale of an equity security is not considered part of the unit of account of the equity security and, therefore, is not considered in measuring the fair value. The amendments also require additional disclosures for equity securities subject to contractual sale restrictions that are measured at fair value in accordance with Topic 820. The effective date for the amendments in ASU 2022-03 are for fiscal years beginning after December 15, 2024 and interim periods within those fiscal years. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

3. INVESTMENT VALUATION AND FAIR VALUE MEASUREMENTS

(a) Investment Valuation Policies The price of a Fund's units is based on the Fund's NAV. The NAV of a Fund, or each of its Classes, as applicable, is determined by dividing the total value of portfolio investments and other assets attributable to that Fund or Class, less any liabilities, by the total number of units outstanding of that Fund or Class. On each Fund's Dealing Day (as described in the current Offering Memorandum of the Trust), Fund units are ordinarily valued as of the close of regular trading on the New York Stock Exchange ("NYSE Close"). Information that becomes known to the Funds or their agents after the time as of which NAV has been calculated on a particular day will not generally be used to retroactively adjust the price of a security or the NAV determined earlier that day. Each Fund

reserves the right to change the time as of which its NAV is calculated if the Fund closes earlier.

For purposes of calculating NAV, portfolio securities and other assets for which market quotations are readily available are valued at market value. A market quotation is readily available only when that quotation is a quoted price (unadjusted) in active markets for identical investments that the Fund can access at the measurement date, provided that a quotation will not be readily available if it is not reliable. Market value is generally determined on the basis of official closing prices or the last reported sales prices. The Funds will normally use pricing data for domestic equity securities received shortly after the NYSE Close and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the NYSE Close. Investments for which market quotations are not readily available are valued at fair value as determined in good faith at the Manager or persons acting at their direction. As a general principle, the fair value of a security or other asset is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available, and has the responsibility for applying the fair valuation methods. The Manager may value Fund portfolio securities for which market quotations are not readily available and other Fund assets utilizing inputs from pricing services, quotation reporting systems, valuation agents and other third-party sources (together, "Pricing Sources"). A foreign (non-U.S.) equity security traded on a foreign exchange or on more than one exchange is typically valued using pricing information from the exchange considered by PIMCO to be the primary exchange. If market value pricing is used, a foreign (non-U.S.) equity security will be valued as of the close of trading on the foreign exchange, or the NYSE Close, if the NYSE Close occurs before the end of trading on the foreign exchange. Domestic and foreign (non-U.S.) fixed income securities, non-exchange traded derivatives, and equity options are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or Pricing Sources using such data reflecting the principal markets for those securities. Prices obtained from Pricing Sources may be based on, among other things, information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Exchange-traded options, except equity options, futures and options on futures are valued at the settlement price determined by the relevant exchange, quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or Pricing Sources. Swap agreements are valued on the basis of market-based prices supplied by Pricing Sources or quotes obtained from brokers and dealers. A Fund's investments in open-end management investment companies, other than exchange-traded funds ("ETFs"), are valued at the NAVs of such investments.

If a foreign (non-U.S.) equity security's value has materially changed after the close of the security's primary exchange or principal market but before the NYSE Close, the security may be valued at fair value based on procedures established and approved by the Manager. Foreign (non-U.S.) equity securities that do not trade when the NYSE is open are also valued at fair value. With respect to foreign (non-U.S.) equity securities, a Fund may determine the fair value of investments based on information provided by Pricing Sources, which may recommend fair value or adjustments with reference to other securities, indices or assets. In considering whether fair valuation is required and in determining fair values, the Manager may, among other things, consider significant events (which may be considered to include changes in the value of U.S. securities or securities indices) that occur after the close of the relevant market and before the NYSE Close. A Fund may utilize modeling tools provided by third-party vendors to determine fair values.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

of foreign (non-U.S.) securities. For these purposes, unless otherwise determined by the Manager, any movement in the applicable reference index or instrument ("zero trigger") between the earlier close of the applicable foreign market and the NYSE Close may be deemed to be a significant event, prompting the application of the pricing model (effectively resulting in daily fair valuations). Foreign exchanges may permit trading in foreign (non-U.S.) equity securities on days when the Trust is not open for business, which may result in a Fund's portfolio investments being affected when Unitholders are unable to buy or sell units.

Senior secured floating rate loans for which an active secondary market exists to a reliable degree will be valued at the mean of the last available bid/ask prices in the market for such loans, as provided by a Pricing Service. Senior secured floating rate loans for which an active secondary market does not exist to a reliable degree will be valued at fair value, which is intended to approximate market value. In valuing a senior secured floating rate loan at fair value, the factors considered may include, but are not limited to, the following: (a) the creditworthiness of the borrower and any intermediate participants, (b) the terms of the loan, (c) recent prices in the market for similar loans, if any, and (d) recent prices in the market for instruments of similar quality, rate, period until next interest rate reset and maturity.

Investments valued in currencies other than the functional currency of a Fund are converted to the functional currency using exchange rates obtained from Pricing Sources. As a result, the value of such investments, and in turn, the NAV of the Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the functional currency. The value of investments traded in foreign markets or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the Trust is not open for business. As a result, to the extent that a Fund holds foreign (non-U.S.) investments, the value of those investments may change at times when you cannot purchase, redeem or exchange units and the value of such investments will be reflected in the Fund's next calculated NAV.

Fair valuation may require subjective determinations about the value of a security. While the Trust's policies and procedures are intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot ensure that fair values determined by the Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold.

(b) Fair Value Hierarchy U.S. GAAP describes fair value as the price that a Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. It establishes a fair value hierarchy that prioritizes inputs to valuation methods and requires disclosure of the fair value hierarchy, separately for each major category of assets and liabilities, that segregates fair value measurements into levels (Level 1, 2, or 3). The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risks associated with investing in those securities. Levels 1, 2, and 3 of the fair value hierarchy are defined as follows:

- Level 1—Quoted prices (unadjusted) in active markets or exchanges for identical assets and liabilities.
- Level 2—Significant other observable inputs, which may include, but are not limited to, quoted prices for similar assets or liabilities in markets that are active, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, inputs other than quoted prices that are observable for the assets or liabilities (such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment

speeds, loss severities, credit risks and default rates) or other market corroborated inputs.

- Level 3—Significant unobservable inputs based on the best information available in the circumstances, to the extent observable inputs are not available, which may include assumptions made by the Manager or persons acting at their direction that are used in determining the fair value of investments.

Assets or liabilities categorized as Level 2 or 3 as of period end have been transferred between Levels 2 and 3 since the prior period due to changes in the method utilized in valuing the investments. Transfers from Level 2 to Level 3 are a result of a change, in the normal course of business, from the use of valuation methods used by Pricing Sources (Level 2) to the use of a Broker Quote or valuation technique which utilizes significant unobservable inputs due to an absence of current or reliable market-based data (Level 3).

Transfers from Level 3 to Level 2 are a result of the availability of current and reliable market-based data provided by Pricing Sources or other valuation techniques which utilize significant observable inputs.

In accordance with the requirements of U.S. GAAP, the amounts of transfers in and out of Level 3, if material, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires to disclose transfers into and out of Level 3 of the fair value hierarchy and purchases and issues of Level 3 assets and liabilities during the period. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, and if material, details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

(c) Valuation Techniques and the Fair Value Hierarchy

Level 1, Level 2 and Level 3 trading assets and trading liabilities, at fair value The valuation methods (or "techniques") and significant inputs used in determining the fair values of portfolio securities or other assets and liabilities categorized as Level 1, Level 2 and Level 3 of the fair value hierarchy are as follows:

Fixed income securities including corporate, convertible and municipal bonds and notes, U.S. government agencies, U.S. treasury obligations, sovereign issues, bank loans, convertible preferred securities and non-U.S. bonds are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or Pricing Sources that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The Pricing Sources' internal models use inputs that are observable such as issuer details, interest rates, yield curves, prepayment speeds, credit risks/spreads, default rates and quoted prices for similar assets. Securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis or as a repurchase commitment in a sale-buyback transaction are marked to market daily until settlement at the forward settlement date and are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Mortgage-related and asset-backed securities are usually issued as separate tranches, or classes, of securities within each deal. These securities are also normally valued by Pricing Sources that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The pricing models for these securities usually consider tranche-level attributes,

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

current market data, estimated cash flows and market-based yield spreads for each tranche, and incorporate deal collateral performance, as available. Mortgage-related and asset-backed securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Common stocks, ETFs, exchange-traded notes and financial derivative instruments, such as futures contracts, rights and warrants, or options on futures that are traded on a national securities exchange, are stated at the last reported sale or settlement price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded and valuation adjustments are not applied, they are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy.

Investments valued (denominated) in currencies other than the functional currency of a Fund are converted to the functional currency using exchange rates (currency spot and forward rates) obtained from Pricing Sources. As a result, the NAV of a Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the functional currency. The value of securities traded in foreign markets or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the Trust is not open for business. Valuation adjustments may be applied to certain securities that are solely traded on a foreign exchange to account for the market movement between the close of the foreign market and the NYSE Close. These securities are valued using Pricing Sources that consider the correlation of the trading patterns of the foreign security to the intraday trading in the U.S. markets for investments. Securities using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Preferred securities and other equities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are also categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Equity-linked securities are valued by referencing the last reported sale or settlement price of the linked referenced equity on the day of valuation. Foreign exchange adjustments are applied to the last reported price to convert the linked equity's trading currency to the contract's settling currency. These investments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Investments in registered open-end investment companies (other than ETFs) will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy. Investments in unregistered open-end investment companies will be calculated based upon the NAVs of such investments and are considered Level 1 provided that the NAVs are observable, calculated daily and are the value at which both purchases and sales will be conducted.

Valuation adjustments may be applied to certain exchange traded futures and options to account for market movement between the exchange settlement and the NYSE close. These securities are valued using quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or Pricing Sources. Financial derivatives using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Equity exchange-traded options and over the counter financial derivative instruments, such as forward foreign currency contracts and options contracts, derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. These contracts are normally valued on the basis of quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or Pricing Sources (normally determined as of the NYSE Close). Depending on the product and the terms of the transaction, financial derivative instruments can be valued by Pricing Sources using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models use inputs that are observed from actively quoted markets such as quoted prices, issuer details, indices, bid/ask spreads, interest rates, implied volatilities, yield curves, dividends and exchange rates. Financial derivative

instruments that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Centrally cleared swaps and over the counter swaps derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. They are valued using a broker-dealer bid quotation or on market-based prices provided by Pricing Sources (normally determined as of the NYSE Close). Centrally cleared swaps and over the counter swaps can be valued by Pricing Sources using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models may use inputs that are observed from actively quoted markets such as the overnight index swap rate, LIBOR forward rate, interest rates, yield curves and credit spreads. These securities are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

When a fair valuation method is applied by the Manager that uses significant unobservable inputs, investments will be priced by a method that the Manager or persons acting at their direction believe reflects fair value and are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

Proxy pricing procedures set the base price of a fixed income security and subsequently adjust the price proportionally to market value changes of a pre-determined security deemed to be comparable in duration, generally a U.S. Treasury or sovereign note based on country of issuance. The base price may be a broker-dealer quote, transaction price, or an internal value as derived by analysis of market data. The base price of the security may be reset on a periodic basis based on the availability of market data and procedures approved by the Valuation Oversight Committee. Significant changes in the unobservable inputs of the proxy pricing process (the base price) would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

If third-party evaluated vendor pricing is not available or not deemed to be indicative of fair value, the Manager may elect to obtain Broker Quotes directly from the broker-dealer or passed-through Broker Quote from a third-party vendor. In the event that fair value is based upon a single sourced Broker Quote, these securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. Broker Quotes are typically received from established market participants. Although independently received, the Manager does not have the transparency to view the underlying inputs which support the market quotation. Significant changes in the Broker Quote would have direct and proportional changes in the fair value of the security.

Reference instrument valuation estimates fair value by utilizing the correlation of the security to one or more broad-based securities, market indices, and/or other financial instruments, whose pricing information is readily available. Unobservable inputs may include those used in algorithm formulas based on percentage change in the reference instruments and/or weights of each reference instrument. Significant changes in the unobservable inputs would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

Common stock equivalent valuation estimates fair value by applying an equity adjustment based on observable comparable companies' equity value variances. Significant changes in the unobservable inputs would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

The Discounted Cash Flow model is based on future cash flows generated by the investment and may be normalized based on expected investment performance. Future cash flows are discounted to present value using an appropriate rate of return, typically calibrated to the initial transaction date and adjusted based on Capital Asset Pricing Model and/or other market-based inputs. Significant changes in the unobservable inputs would result in

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

The Comparable Companies model is based on application of valuation multiples from publicly traded comparable companies to the financials of the subject company. Adjustments may be made to the market-derived valuation multiples based on differences between the comparable companies and the subject company. Significant changes in the unobservable inputs would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

The Comparable Transactions model is based on application of valuation multiples from observable transactions comparable to the security or company. Adjustments may be made to the implied comparable transaction multiples based upon differences between the observed transactions and the subject company or security. Significant changes in the unobservable inputs would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

Short-term debt instruments (such as commercial paper) having a remaining maturity of 60 days or less may be valued at amortized cost, so long as the amortized cost value of such short-term debt instruments is approximately the same as the fair value of the instrument as determined without the use of amortized cost valuation. These securities are categorized as Level 2 or Level 3 of the fair value hierarchy depending on the source of the base price.

4. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Delayed-Delivery Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, a Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into, which may result in a realized gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(b) Inflation-Indexed Bonds Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed income securities whose principal value is periodically adjusted by the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income on the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity. Repayment of the original bond principal upon maturity (as adjusted for inflation) is guaranteed in the case of U.S. TIPS. For bonds that do not provide a similar guarantee, the adjusted principal value of the bond repaid at maturity may be less than the original principal.

(c) Loan Participations, Assignments and Originations Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties or investments in or originations of loans by the Fund. A loan is often administered by a bank or

other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. A Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrowers of the loans. These loans may include participations in bridge loans, which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions.

The types of loans and related investments in which the Funds may invest include, among others, senior loans, subordinated loans (including second lien loans, B-Notes and mezzanine loans), whole loans, commercial real estate and other commercial loans and structured loans. A Fund may originate loans or acquire direct interests in loans through primary loan distributions and/or in private transactions. In the case of subordinated loans, there may be significant indebtedness ranking ahead of the borrower's obligation to the holder of such a loan, including in the event of the borrower's insolvency. Mezzanine loans are typically secured by a pledge of an equity interest in the mortgage borrower that owns the real estate rather than an interest in a mortgage.

Investments in loans may include unfunded loan commitments, which are contractual obligations for funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate a Fund to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. A Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a loan. In certain circumstances, a Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a loan by a borrower. Fees earned or paid are recorded as a component of interest income or interest expense, respectively, on the Statements of Operations. Unfunded loan commitments are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities.

(d) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, loans on real property. Mortgage-related securities are created from pools of residential or commercial mortgage loans, including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal. Interest may be determined by fixed or adjustable rates. The rate of prepayments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed with the full faith and credit of the U.S. Government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements. Many of the risks of investing in mortgage-related securities secured by commercial mortgage loans reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make lease payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. These securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

other asset-backed securities. Other asset-backed securities are created from many types of assets, including, but not limited to, auto loans, accounts receivable, such as credit card receivables and hospital account receivables, home equity loans, student loans, boat loans, mobile home loans, recreational vehicle loans, manufactured housing loans, aircraft leases, computer leases and syndicated bank loans. The Fund may invest in any level of the capital structure of an issuer of mortgage-backed or asset-backed securities, including the equity or "first loss" tranche.

(e) Collateralized Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that are collateralized by whole mortgage loans or private mortgage bonds and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches", with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including prepayments. CMOs may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or asset-backed securities.

(f) Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. An SMBS will have one class that will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income on the Statements of Operations. Because no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the cost of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income on the Statements of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

(g) Collateralized Debt Obligations ("CDOs") include Collateralized Bond Obligations ("CBOs"), Collateralized Loan Obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically collateralized by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unrated loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which a Fund invests. In addition to the normal risks associated with fixed income securities discussed elsewhere in this report and the Funds' Offering Memorandum (e.g., prepayment risk, credit risk, liquidity risk, market risk, structural risk, legal risk and interest rate risk (which may be exacerbated if the interest rate payable on a structured financing changes based on multiples of changes in interest rates or inversely to changes in interest rates)), CBOs, CLOs, and other CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the quality of the collateral may decline in value or default, (iii) the risk that a Fund may invest in CBOs, CLOs, or other CDOs that are subordinate to other classes, and (iv) the complex structure of the security may not be fully understood at the time of investment and may produce disputes with the issuer or unexpected investment results.

(h) Payment In-Kind Securities Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKs"). PIKs may give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash and/or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds may include the accrued interest (referred to as a "dirty price") and require a pro rata

adjustment from the unrealized appreciation or depreciation on investments to interest receivable on the Statements of Assets and Liabilities.

(i) Restricted Securities Certain Funds may hold investments that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities may be sold privately, but may be required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted. Disposal of restricted investments may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve. Restricted investments held by the Funds at October 31, 2022, as applicable, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

(j) Structured Notes Certain Funds may invest in structured notes and other related instruments, which are privately negotiated debt obligations in which the principal and/or interest is determined by reference to the performance of a benchmark asset, market or interest rate (an "embedded index"), such as selected securities, an index of securities or specified interest rates, or the differential performance of two assets or markets, such as indexes reflecting bonds. Structured instruments may be issued by corporations, including banks, as well as by governmental agencies. The terms of such structured instruments normally provide that their principal and/or interest payments are to be adjusted upwards or downwards (but ordinarily not below zero) to reflect changes in the embedded index while the structured instruments are outstanding. As a result, the interest and/or principal payments that may be made on a structured product may vary widely, depending on a variety of factors, including the volatility of the embedded index and the effect of changes in the embedded index on principal and/or interest payments.

(k) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises Certain Funds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities, which do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities of similar maturities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved sellers/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

In June 2019, FNMA and FHLMC started issuing Uniform Mortgage-Backed Securities ("UMBS") in place of their current offerings of TBA-eligible

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

securities (the "Single Security Initiative"). The Single Security Initiative seeks to support the overall liquidity of the TBA market and aligns the characteristics of FNMA and FHLMC certificates. The effects that the Single Security Initiative may have on the market for TBA and other mortgage-backed securities are uncertain.

Roll-timing strategies can be used where a Fund seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a TBA security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to substantially the same underlying asset with a later expiration date. TBA securities purchased or sold are reflected on the Statements of Assets and Liabilities as an asset or liability, respectively.

(l) When-Issued Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a security, although authorized, has not yet been issued in the market. Transactions to purchase or sell securities on a when-issued basis involve a commitment by a Fund to purchase or sell these securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Fund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a realized gain or loss.

(m) Bank Obligations Bank obligations in which a Fund may invest include certificates of deposit, bankers' acceptances, and fixed time deposits. Certificates of deposit are negotiable certificates issued against funds deposited in a commercial bank for a definite period of time and earning a specified return. Bankers' acceptances are negotiable drafts or bills of exchange, normally drawn by an importer or exporter to pay for specific merchandise, which are "accepted" by a bank, meaning, in effect, that the bank unconditionally agrees to pay the face value of the instrument on maturity. Fixed time deposits are bank obligations payable at a stated maturity date and bearing interest at a fixed rate. Fixed time deposits may be withdrawn on demand by the investor, but may be subject to early withdrawal penalties which vary depending upon market conditions and the remaining maturity of the obligation.

5. BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

The following disclosures contain information on the Funds' ability to lend or borrow cash or securities to the extent permitted under the Offering Memorandum, which may be viewed as borrowing or financing transactions by the Funds. The location of these instruments is described below. For a detailed description of credit and counterparty risks that can be associated with borrowings and other financing transactions, please see Note 7, Principal and Other Risks.

(a) Repurchase Agreements Certain Funds may engage in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund purchases an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. In an open maturity repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Repurchase agreements, including accrued interest, are included on the Statements of Assets and Liabilities. Interest earned is recorded as a component of interest income on the Statements of Operations. In periods of increased demand for collateral, a Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Fund.

(b) Reverse Repurchase Agreements Certain Funds may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same

security at an agreed upon price and date. In an open maturity reverse repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. A Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. Cash received in exchange for securities delivered plus accrued interest payments to be made by a Fund to counterparties are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. Interest payments made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(c) Sale-Buybacks Certain Funds may enter into financing transactions referred to as 'sale-buybacks'. A sale-buyback financing transaction consists of a sale of a security by a Fund to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed-upon price and date. A Fund is not entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security sold to the counterparty during the term of the agreement. The agreed-upon proceeds for securities to be repurchased by a Fund are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund will recognize net income represented by the price differential between the price received for the transferred security and the agreed-upon repurchase price. This is commonly referred to as the 'price drop'. A price drop consists of (i) the foregone interest and inflationary income adjustments, if any, a Fund would have otherwise received had the security not been sold and (ii) the negotiated financing terms between a Fund and counterparty. Foregone interest and inflationary income adjustments, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations. Interest payments based upon negotiated financing terms made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under sale-buyback transactions.

(d) Short Sales Certain Funds may enter into short sales transactions. Short sales are transactions in which the Fund sells a security that it may not own. A Fund may make short sales of securities to (i) offset potential declines in long positions in similar securities, (ii) to increase the flexibility of the Fund, (iii) for investment return, (iv) as part of a risk arbitrage strategy, and (v) as part of its overall portfolio management strategies involving the use of derivative instruments. When a Fund engages in a short sale, it may borrow the security sold short and deliver it to the counterparty. The Fund will ordinarily have to pay a fee or premium to borrow a security and be obligated to repay the lender of the security any dividend or interest that accrues on the security during the period of the loan. Securities sold in short sale transactions and the dividend or interest payable on such securities, if any, are reflected as payable for short sales on the Statements of Assets and Liabilities. Short sales expose the Fund to the risk that it will be required to cover its short position at a time when the security or other asset has appreciated in value, thus resulting in losses to the Fund. A short sale is "against the box" if the Fund holds in its portfolio or has the right to acquire the security sold short, or securities identical to the security sold short, at no additional cost. A Fund will be subject to additional risks to the extent that it engages in short sales that are not "against the box". A Fund's loss on a short sale could theoretically be unlimited in cases where the Fund is unable, for whatever reason, to close out its short position.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

(e) Line of Credit PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) entered into a 364-day senior unsecured revolving credit agreement with the Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. ("MUFG") and other commercial banks to be utilized for temporary purposes to fund Unitholder redemptions or for other short-term liquidity purposes. MUFG serves as both a bank and as an agent for other banks that are parties to the agreement. PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) pays financing charges based on a combination of SOFR-based variable plus a credit spread. The Fund also pays a fee of 0.30% per annum on the unused commitment amounts. The agreement was renewed on August 19, 2022 and expires on August 18, 2023 unless extended or renewed. There is a maximum available commitment amount for PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) equal to \$15,500,000. Prior to August 19, 2022, the maximum available commitment amount for the Fund was \$45,000,000 and the Fund paid a fee of 0.275% per annum on the unused commitment amounts. Commitment, upfront and interest fees of \$137,379 paid by PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) are included in interest expense in the Statements of Operations.

During the period, there were no borrowings on this line of credit.

B. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the Funds use financial derivative instruments and how financial derivative instruments affect the Funds' financial position, results of operations and cash flows. The location and fair value amounts of these instruments on the Statements of Assets and Liabilities and the net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation (depreciation) on the Statements of Operations, each categorized by type of financial derivative contract and related risk exposure, are included in a table in the Notes to Schedule of Investments. The financial derivative instruments outstanding as of period end and the amounts of net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation (depreciation) on financial derivative instruments during the period, as disclosed in the Notes to Schedule of Investments, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Funds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts Certain Funds may engage in forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

Certain Funds, having a hedged Class, may also enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Fund level in order to leave the hedged Class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these Class specific forward foreign currency contracts will be successful.

(b) Futures Contracts Certain Funds may enter into futures contracts. A futures contract is an agreement to buy or sell a security or other asset for a

set price on a future date and is traded on an exchange. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt, in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and based on such movements in the price of the contracts, an appropriate payable or receivable for the change in value may be posted or collected by the Fund ("Futures Variation Margin"). Futures Variation Margins, if any, are disclosed within centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or close. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the Futures Variation Margin included within exchange traded or centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities.

(c) Options Contracts Certain Funds may write or purchase options to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. Certain Funds may write call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These amounts are included on the Statements of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. A Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold ("call") or purchased ("put") and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included as an asset on the Statements of Assets and Liabilities and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is executed.

Credit Default Swaps Certain Funds may write or purchase credit default swaps to hedge exposure to the credit risk of an investment without making a commitment to the underlying instrument. A credit default swap

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

is an option to sell or buy credit protection to a specific reference by entering into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future.

Foreign Currency Options: Certain Funds may write or purchase foreign currency options to be used as a short or long hedge against possible variations in foreign exchange rates or to gain exposure to foreign currencies.

Inflation-Capped Options: Certain Funds may write or purchase inflation-capped options to enhance returns or for hedging opportunities. The purpose of purchasing inflation-capped options is to protect a Fund from inflation erosion above a certain rate on a given notional exposure. A floor can be used to give downside protection to investments in inflation-linked products.

Interest Rate Swaptions: Certain Funds may write or purchase interest rate swaptions which are options to enter into a pre-defined swap agreement or to shorten, extend, cancel or otherwise modify an existing swap agreement, by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Options on Exchange-Traded Futures Contracts: Certain Funds may write or purchase options on exchange-traded futures contracts ("Futures Option") to hedge an existing position or future investment, for speculative purposes or to manage exposure to market movements. A Futures Option is an option contract in which the underlying instrument is a single futures contract.

Options on Securities: Certain Funds may write or purchase options on securities to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. An option on a security uses a specified security as the underlying instrument for the option contract.

(d) Swap Agreements: Certain Funds may invest in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements may be privately negotiated in the OTC market or may be cleared through a third-party, known as a central counterparty or derivatives clearing organization ("centrally cleared swaps"). A Fund may enter into asset, credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Centrally cleared swaps are marked to market daily based upon valuations as determined from the underlying contract or in accordance with the requirements of the central counterparty or derivatives clearing organization. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net change in unrealized appreciation (depreciation) on the Statements of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps ("Swap Variation Margin"), if any, are disclosed within centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities. OTC swap payments received or paid at the beginning of the measurement period are included on the Statements of Assets and Liabilities and represent premiums paid or received upon entering into the swap agreement to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions (credit spreads, currency exchange rates, interest rates, and other relevant factors). Upfront premiums received (paid) are initially recorded as liabilities (assets) and subsequently marked to market to reflect the current value of the swap. These upfront premiums are recorded as realized gains or losses on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap

is recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by a Fund are included as part of realized gains or losses on the Statements of Operations.

For purposes of applying certain of a Fund's investment policies and restrictions, swap agreements, like other derivative instruments, may be valued by a Fund at market value, notional value or full exposure value. In the case of a credit default swap, in applying certain of the Fund's investment policies and restrictions, the Fund will value the credit default swap at its notional value or its full exposure value (i.e., the sum of the notional amount for the contract plus the market value), but may value the credit default swap at market value for purposes of applying certain of the Fund's other investment policies and restrictions. For example, the fund may value credit default swaps at full exposure value for purposes of the Fund's credit quality guidelines (if any) because such value in general better reflects the Fund's actual economic exposure during the term of the credit default swap agreement. As a result, a Fund may, at times, have notional exposure to an asset class (before netting) that is greater or lesser than the stated limit or restriction noted in the Fund's Offering Memorandum. In this context, both the notional amount and the market value may be positive or negative depending on whether the Fund is selling or buying protection through the credit default swap. The manner in which certain securities or other instruments are valued by the Fund for purposes of applying investment policies and restrictions may differ from the manner in which those investments are valued by other types of investors. Entering into swap agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized on the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates or the values of the asset upon which the swap is based.

A Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. The risk may be mitigated by having a master netting arrangement between a Fund and the counterparty and by the posting of collateral to a Fund to cover a Fund's exposure to the counterparty.

To the extent a Fund has a policy to limit the net amount owed to or to be received from a single counterparty under existing swap agreements, such limitation only applies to counterparties to OTC swaps and does not apply to centrally cleared swaps where the counterparty is a central counterparty or derivatives clearing organization.

Credit Default Swap Agreements: Certain Funds may enter into credit default swaps on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default. Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event that the referenced entity, obligation or index, as specified in the swap agreement, undergoes a certain credit event. As a seller of protection on credit default swap agreements, a Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

If a Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If a Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event).

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced entities comprising the credit index. A credit index is a basket of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a pool of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. A Fund may use credit default swaps on credit indices to hedge a portfolio of credit default swaps or bonds, which is less expensive than it would be to buy many credit default swaps to achieve a similar effect. Credit default swaps on indices are instruments for protecting investors owning bonds against default, and traders use them to speculate on changes in credit quality.

Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues as of period end, if any, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. They serve as an indicator of the current status of payment/ performance risk and represent the likelihood or risk of default for the referenced entity. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement. For credit default swap agreements on asset-backed securities and credit indices, the quoted market prices and resulting values serve as the indicator of the current status of the payment/ performance risk. Increasing market values, in absolute

terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

The maximum potential amount of future payments (undiscounted) that a Fund as a seller of protection could be required to make under a credit default swap agreement equals the notional amount of the agreement. Notional amounts of each individual credit default swap agreement outstanding as of period end for which a Fund is the seller of protection are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. These potential amounts would be partially offset by any recovery values of the respective referenced obligations, upfront payments received upon entering into the agreement, or net amounts received from the settlement of buy protection credit default swap agreements entered into by a Fund for the same referenced entity or entities.

Interest Rate Swap Agreements Certain Funds are subject to interest rate risk exposure in the normal course of pursuing their investment objectives. The value of the fixed rate bonds that a Fund holds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, a Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by a fund with another party for their respective commitment to pay or receive interest on the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the buyer pays an upfront fee in consideration for the right to early terminate the swap transaction in whole, at zero cost and at a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different segments of money markets.

Total Return Swap Agreements Certain Funds may enter into total return swap agreements to gain or mitigate exposure to the underlying reference asset. Total return swap agreements involve commitments where single or multiple cash flows are exchanged based on the price of an underlying reference asset and on a fixed or variable interest rate. Total return swap agreements may involve commitments to pay interest in exchange for a market-linked return. One counterparty pays out the total return of a specific underlying reference asset, which may include a single security, a basket of securities, or an index, and in return receives a fixed or variable rate. At the maturity date, a net cash flow is exchanged where the total return is equivalent to the return of the underlying reference asset less a financing rate, if any. As a receiver, a Fund would receive payments based on any positive total return and would owe payments in the event of a negative total return. As the payer, a Fund would owe payments on any positive total return, and would receive payments in the event of a net negative total return.

7. PRINCIPAL AND OTHER RISKS

(a) Principal Risks In the normal course of business, the Funds (or Acquired Fund(s), if applicable) trade financial instruments and enter into financial

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

transactions where risk of potential loss exists due to such things as changes in the market (market risk) or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk). See below for a detailed description of select principal risks.

Fund of Funds Risk To the extent that certain Funds invest substantially all of their respective assets in Acquired Fund(s), the risks associated with investing in these Funds will be closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Acquired Fund(s). The ability of the Funds to achieve their respective investment objectives may depend upon the ability of the Acquired Fund(s) to achieve their respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of any Acquired Fund(s) will be achieved. The NAV of an Acquiring Fund will fluctuate in response to changes in the respective NAV of the Acquired Fund(s) in which it invests.

In the normal course of business, Acquired Fund(s) trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk), or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk).

Market Risks A Fund's investments in financial derivative instruments and other financial instruments expose the Fund to various risks such as, but not limited to, interest rate, foreign (non-U.S.) currency, equity and commodity risks.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities and other instruments held by a Fund may decline in value because of an increase in interest rates. If nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by a Fund would likely decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Interest rate changes can be sudden and unpredictable, and a Fund may lose money if these changes are not anticipated by Fund management. A Fund may not be able to hedge against changes in interest rates or may choose not to do so for cost or other reasons. In addition, any hedges may not work as intended.

Duration is a measure used to determine the sensitivity of a security's price to changes in interest rates that incorporates a security's yield, coupon, final maturity and call features, among other characteristics. Convexity is an additional measure used to understand a security's or Fund's interest rate sensitivity that measures the rate of change of duration in response to changes in interest rates. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations. A wide variety of factors can cause interest rates or yields of U.S. Treasury securities (or yields of other types of bonds) to rise (e.g., central bank monetary policies, inflation rates, general economic conditions, etc.). This is especially true under current conditions because interest rates and bond yields are near historically low levels. Thus, the Funds currently face a heightened level of risk associated with rising interest rates and/or bond yields. This could be driven by a variety of factors, including but not limited to central bank monetary policies, changing inflation or real growth rates, general economic conditions, increasing bond issuances or reduced market demand for low yielding investments. Further, while U.S. bond markets have steadily grown over the past three decades, dealer "market making" ability has remained relatively stagnant. Given the importance of intermediary "market making" in creating a robust and active market, fixed income securities are currently fading increased volatility and liquidity risks. All of these factors, collectively and/or individually, could cause a Fund to lose value. If the Fund lost enough value, the Fund could face increased Unitholder redemptions, which could further impair its performance. Also, the Fund may be adversely affected when a large Unitholder purchases or redeems large amounts of units, which can occur at any time and may impact the Fund in the same manner as a high

volume of redemption requests. Large Unitholder transactions may impact the Fund's liquidity and net asset value. Such transactions may also increase the Fund's transaction costs or otherwise cause the Fund to perform differently than intended. Moreover, the Fund is subject to the risk that other Unitholders may make investment decisions based on the choices of a large Unitholder.

To the extent that certain Funds may invest in securities and instruments that are economically tied to Russia, the Funds are subject to various risks such as, but not limited to political, economic, legal, market and currency risks. The risks include uncertain political and economic policies, short-term market volatility, poor accounting standards, corruption and crime, an inadequate regulatory system, and unpredictable taxation. Investments in Russia are particularly subject to the risk that further economic sanctions may be imposed by the United States and/or other countries. Such sanctions, which may impact companies in many sectors, including energy, financial services and defense, among others, may negatively impact a Fund's performance and/or ability to achieve its investment objective. The Russian securities market, as compared to U.S. markets, has significant price volatility, less liquidity, a smaller market capitalization and a smaller number of traded securities. Adverse currency exchange rates are a risk and there may be a lack of available currency hedging instruments. Investments in Russia may be subject to the risk of nationalization or expropriation of assets. Oil, natural gas, metals, and timber account for a significant portion of Russia's exports, leaving the country vulnerable to swings in world prices.

A Fund may have significant exposure to issuers in the United Kingdom. The United Kingdom's withdrawal from the European Union may impact Fund returns. This decision may cause substantial volatility in foreign exchange markets, lead to weakness in the exchange rate of the British pound, result in a sustained period of market uncertainty, and destabilize some or all of the other European Union member countries and/or the Eurozone.

Foreign (non-U.S.) securities in this report are classified by the country of incorporation of a holding. In certain instances, a security's country of incorporation may be different from its country of economic exposure.

If a Fund invests directly in foreign (non-U.S.) currencies or in securities that trade in, and receive revenues in, foreign (non-U.S.) currencies, or in financial derivative instruments that provide exposure to foreign (non-U.S.) currencies, it will be subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Fund, or, in the case of hedging positions, that the Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by U.S. or foreign governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments in the United States or abroad. As a result, a Fund's investments in foreign currency-denominated securities may reduce the Fund's returns.

The market values of equities, such as common stocks and preferred securities or equity related investments such as futures and options, have historically risen and fallen in periodic cycles and may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates, public health emergencies, such as the spread of infectious illness or disease, or adverse investor sentiment generally. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. Different types of equity securities may react differently to these

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

developments. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities.

The Funds may invest in certain instruments that rely in some fashion upon LIBOR. LIBOR is an average interest rate, determined by the ICE Benchmark Administration, that banks charge one another for the use of short-term money. The United Kingdom's Financial Conduct Authority, which regulates LIBOR, has announced plans to ultimately phase out the use of LIBOR. There remains uncertainty regarding future utilization of LIBOR and the nature of any replacement rate (e.g., the Secured Overnight Financing Rate, which is intended to replace U.S. dollar LIBOR and measures the cost of overnight borrowings through repurchase agreement transactions collateralized with U.S. Treasury securities). Any potential effects of the transition away from LIBOR on a Fund or on certain instruments in which a Fund invests can be difficult to ascertain, and they may vary depending on a variety of factors. The transition may also result in a reduction in the value of certain instruments held by a Fund or a reduction in the effectiveness of related Fund transactions such as hedges. Any such effects of the transition away from LIBOR, as well as other unforeseen effects, could result in losses to a Fund.

Beginning in January 2020, global financial markets have experienced and may continue to experience significant volatility resulting from the spread of a novel coronavirus known as COVID-19. The outbreak of COVID-19 has resulted in travel and border restrictions, quarantines, supply chain disruptions, lower consumer demand and general market uncertainty. The global economy, the economies of certain nations and individual issuers have been and may continue to be adversely affected by COVID-19, particularly in light of the interconnectedness between economies and financial markets, all of which may negatively impact the Funds' performance. In addition, COVID-19 and governmental responses to COVID-19 may negatively impact the capabilities of the Funds' service providers and disrupt the Funds' operations.

Credit and Counterparty Risks A Fund will be exposed to credit risk to parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. A Fund minimizes concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognized and reputable exchanges, where applicable. OTC derivative transactions are subject to the risk that a counterparty to the transaction will not fulfill its contractual obligations to the other party, as many of the protections afforded to centrally cleared derivative transactions might not be available for OTC derivative transactions. For derivatives traded on an exchange or through a central counterparty, credit risk resides with the creditworthiness of the Fund's clearing broker, or the clearinghouse itself, rather than with a counterparty in an OTC derivative transaction. Changes in regulation relating to a Fund's use of derivatives and related instruments could potentially limit or impact the Fund's ability to invest in derivatives, limit the Fund's ability to employ certain strategies that use derivatives and/or adversely affect the value or performance of derivatives and the Fund. A Fund could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a financial derivative instruments contract, repurchase agreement or a loan of portfolio securities, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities and financial derivative instruments are subject to varying degrees of credit risk, which may be reflected in credit ratings.

Similar to credit risk, a Fund may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which a Fund has unsettled or open transactions will default. PIMCO, as the Manager, minimizes counterparty risks to the Funds through a number of ways. Prior to entering into transactions with a new counterparty, the PIMCO Counterparty Risk Committee conducts an extensive credit review of such counterparty and must approve the use of such counterparty. Furthermore, pursuant to the terms of the underlying contract, to the extent that unpaid amounts owed to a Fund

exceed a predetermined threshold, such counterparty shall advance collateral to a Fund in the form of cash or securities equal in value to the unpaid amount owed to a Fund. A Fund may invest such collateral in securities or other instruments and will typically pay interest to the counterparty on the collateral received. If the unpaid amount owed to a Fund subsequently decreases, a Fund would be required to return to the counterparty all or a portion of the collateral previously advanced. PIMCO's attempts to minimize counterparty risk may, however, be unsuccessful.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved counterparties. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once a Fund has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been delivered by the counterparty. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

(b) Other Risks In general, each Fund may be subject to additional risks, including, but not limited to, risks related to government regulation and intervention in financial markets, operational risks, risks associated with financial, economic and global market disruptions, and cybersecurity risks. Please refer to each Fund's offering documents for a more detailed description of the risks of investing in the Fund.

Market Disruptions Risk The Funds are subject to investment and operational risks associated with financial, economic and other global market developments and disruptions, including those arising from war, terrorism, market manipulation, government interventions, defaults and shutdowns, political changes or diplomatic developments, public health emergencies (such as the spread of infectious diseases, pandemics and epidemics) and natural/environmental disasters, which can all negatively impact the securities markets, interest rates, auctions, secondary trading, ratings, credit risk, inflation, deflation and other factors relating to the Fund's investments or the Manager's operations and cause a Fund to lose value. These events may have adverse long-term effects on the U.S. and world economies and markets generally. These events can also impair the technology and other operational systems upon which a Fund's service providers, including PIMCO as the Funds' investment adviser, rely, and could otherwise disrupt a Fund's service providers' ability to fulfill their obligations to the relevant Fund. For example, the spread of an infectious respiratory illness caused by a novel strain of coronavirus (known as COVID-19) has caused volatility, severe market dislocations and liquidity constraints in many markets and may adversely affect a Fund's investments and operations.

Government Intervention in Financial Markets Federal, state, and other governments, their regulatory agencies, or self-regulatory organizations may take actions that affect the regulation of the instruments in which a Fund invests, or the issuers of such instruments, in ways that are unforeseeable. Legislation or regulation may also change the way in which a Fund itself is regulated. Such legislation or regulation could limit or preclude a Fund's ability to achieve its investment objective. Furthermore, volatile financial markets can expose a Fund to greater market and liquidity risk and potential difficulty in valuing portfolio instruments held by the Fund. The value of a Fund's holdings is also generally subject to the risk of future local, national, or global economic disturbances based on unknown weaknesses in the markets in which a Fund invests. In addition, it is not certain that the U.S. Government will intervene in response to a future market disturbance and the effect of any such future intervention cannot be predicted. It is difficult for issuers to prepare for the impact of future financial downturns, although companies can seek to identify and manage future uncertainties through risk management programs.

Regulatory Risk Financial entities, such as investment companies and investment advisers, are generally subject to extensive government regulation

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

and intervention. Government regulation and/or intervention may change the way a Fund is regulated, affect the expenses incurred directly by a Fund and the value of its investments, and limit and/or preclude a Fund's ability to achieve its investment objective. Government regulation may change frequently and may have significant adverse consequences. Moreover, government regulation may have unpredictable and unintended effects.

Operational Risk An investment in a Fund, like any fund, can involve operational risks arising from factors such as processing errors, human errors, inadequate or failed internal or external processes, failures in systems and technology, changes in personnel and errors caused by third-party service providers. The occurrence of any of these failures, errors or breaches could result in a loss of information, regulatory scrutiny, reputational damage or other events, any of which could have a material adverse effect on a Fund. While a Fund seeks to minimize such events through controls and oversight, there may still be failures that could cause losses to the Fund.

Cyber Security Risk As the use of technology has become more prevalent in the course of business, the Funds have become potentially more susceptible to operational and information security risks resulting from breaches in cyber security. A breach in cyber security refers to both intentional and unintentional cyber events that may, among other things, cause a Fund to lose proprietary information, suffer data corruption and/or destruction or lose operational capacity, result in the unauthorized release or other misuse of confidential information, or otherwise disrupt normal business operations. Cyber security failures or breaches may result in financial losses to a Fund and its Unitholders. These failures or breaches may also result in disruptions to business operations, potentially resulting in financial losses; interference with a Fund's ability to calculate its net asset value, process Unitholder transactions or otherwise transact business with Unitholders; impediments to trading; violations of applicable privacy and other laws; regulatory fines; penalties; reputational damage; reimbursement or other compensation costs; additional compliance and cyber security risk management costs and other adverse consequences. In addition, substantial costs may be incurred in order to prevent any cyber incidents in the future.

8. MASTER NETTING ARRANGEMENTS

The Funds may be subject to various netting arrangements ("Master Agreements") with select counterparties. Master Agreements govern the terms of certain transactions, and are intended to reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying credit protection mechanisms and providing standardization that is intended to improve legal certainty. Each type of Master Agreement governs certain types of transactions. Different types of transactions may be traded out of different legal entities or affiliates of a particular organization, resulting in the need for multiple agreements with a single counterparty. As the Master Agreements are specific to unique operations of different asset types, they allow a Fund to close out and net its total exposure to a counterparty in the event of a default with respect to all the transactions governed under a single Master Agreement with a counterparty. For financial reporting purposes the Statements of Assets and Liabilities generally present derivative assets and liabilities on a gross basis, which reflects the full risks and exposures prior to netting.

Master Agreements can also help limit counterparty risk by specifying collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Under most Master Agreements, collateral is routinely transferred if the total net exposure to certain transactions (net of existing collateral already in place) governed under the relevant Master Agreement with a counterparty in a given account exceeds a specified threshold, which typically ranges from zero to \$250,000 depending on the counterparty and the type of Master Agreement. United States Treasury Bills and U.S. dollar cash are generally the preferred forms of

collateral, although other securities may be used depending on the terms outlined in the applicable Master Agreement. Securities and cash pledged as collateral are reflected as assets on the Statements of Assets and Liabilities as either a component of Investments at value (securities) or Deposits with counterparty. Cash collateral received is not typically held in a segregated account and as such is reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities as Deposits from counterparty. The market value of any securities received as collateral is not reflected as a component of NAV. The Fund's overall exposure to counterparty risk can change substantially within a short period, as it is affected by each transaction subject to the relevant Master Agreement.

Master Repurchase Agreements and Global Master Repurchase Agreements (individually and collectively "Master Repo Agreements") govern repurchase, reverse repurchase, and sale-buyback transactions between the Funds and select counterparties. Master Repo Agreements maintain provisions for, among other things, initiation, income payments, events of default, and maintenance of collateral. The market value of transactions under the Master Repo Agreement, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Master Securities Forward Transaction Agreements ("Master Forward Agreements") govern certain forward settling transactions, such as TBA securities, delayed-delivery or sale-buyback transactions by and between the Funds and select counterparties. The Master Forward Agreements maintain provisions for, among other things, initiation and confirmation, payment and transfer, events of default, termination, and maintenance of collateral. The market value of forward settling transactions, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Customer Account Agreements and related addenda govern cleared derivatives transactions such as futures, options on futures, and cleared OTC derivatives. Such transactions require posting of initial margin as determined by each relevant clearing agency which is segregated in an account at a futures commission merchant ("FCM") registered with the Commodity Futures Trading Commission ("CFTC"). In the United States, counterparty risk may be reduced as creditors of an FCM cannot have a claim to Fund assets in the segregated account. Portability of exposure in the event of an FCM default scenario further reduces risk to the Funds. Variation margin, or changes in market value, are generally exchanged daily, but may not be netted between futures and cleared OTC derivatives unless the parties have agreed to a separate arrangement in respect of fund margining. The market value or accumulated unrealized appreciation (depreciation), initial margin posted, and any unsettled variation margin as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements and Credit Support Annexes ("ISDA Master Agreements") govern bilateral OTC derivative transactions entered into by the Funds with select counterparties. ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral posting and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to terminate early could be material to the financial statements. The ISDA Master Agreement may contain additional provisions that add counterparty protection beyond coverage of existing daily exposure if the counterparty has a decline in credit quality below a predefined level or as required by regulation. Similarly, if required by regulation, a Fund may be required to post additional collateral beyond coverage of daily exposure. These amounts, if any, may (or if required by law, will) be segregated with a

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

third-party custodian. To the extent a Fund is required by regulation to post additional collateral beyond coverage of daily exposure, it could potentially incur costs, including in procuring eligible assets to meet collateral requirements, associated with such posting. The market value of OTC financial derivative instruments, collateral received or pledged, and net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

9. FEES AND EXPENSES

Each Fund is subject to the following fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund, or Class, if applicable, taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II					
• Inst (JPY)	—	0.35%	0.20% ^(a)	—	—
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.35%	0.20% ^(a)	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)					
PIMCO Bermuda Income Fund A					
• F (JPY)	—	—	—	—	—
• F (USD)	—	—	—	—	—
• J (JPY)	—	—	—	—	—
• J (USD)	—	—	—	—	—
• K (USD)	—	—	—	—	—
• M (JPY Advisory)	0.75%	—	—	0.05%	0.05%
• M (USD Advisory)	0.75%	—	—	0.05%	0.05%
• N (JPY)	—	—	—	—	—
• N (USD)	—	—	—	—	—
• NN (USD)	—	—	—	—	—
• P (JPY)	0.65%	—	—	—	0.65%
• Q (JPY)	—	—	—	—	—
• R (JPY)	—	—	—	—	—
• R (USD)	0.65% ^(a)	—	0.20% ^(a)	—	—
• S (JPY)	—	—	—	—	—
• T (JPY) ^(b)	0.70% ^(a)	—	—	—	—
• U (USD) ^(b)	0.70% ^(a)	—	—	—	—
• U2 (JPY) ^(b)	0.70% ^(a)	—	—	—	—
• W (USD)	—	0.65%	0.20%	—	—
• X (JPY)	0.60%	—	—	—	—
• X (USD)	—	—	—	—	—
• Y (JPY)	—	—	—	—	—
• Y (USD)	—	—	—	—	—
• Z (JPY)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund					
• Inst (JPY Hedged)	0.45% ^(a)	—	—	—	—
• J (JPY)	—	—	—	—	—
• J (USD)	—	—	—	—	—
• USD	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)					
PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10					
• USD	0.40%	—	—	0.10%	0.05%

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Short-Term Mortgage Income					
• EUR	0.45% ^{①②}	—	—	0.06%	0.40% ^{③④}
• J (JPY, Hedged)	—	—	—	—	—
• JPY	0.45% ^{①③}	—	—	0.06%	0.40% ^{③④}
• USD	0.45% ^{①④}	—	—	0.06%	0.40% ^{③④}
PIMCO World High Income					
	0.70%	—	—	0.10% ^{⑤⑥}	0.56% ^{⑦⑧}

^① The Class is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund. The administrative fee is calculated by (i) applying 0.20% per annum on the first 450 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum on the second 450 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum on all of the Fund's net assets in excess of 450 million, and (ii) applying to such Class a pro rata share of the administrative fee based on the asset level of such Class.

^② PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first 450 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second 450 million of the Fund's net assets; and 0.10% applies on all of the Fund's net assets in excess of 450 million.

^③ The Class is subject to a management fee that varies based on the asset level of the Class as follows: 0.45% per annum on the first 100,000,000 of Class assets and 0.55% per annum applies on all Class assets in excess of 100,000,000.

^④ The Class is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Class as follows: 0.20% per annum on the first 450,000,000 of Class assets, 0.15% per annum on the second 450,000,000 of Class assets, and 0.10% per annum applies on all Class assets in excess of 450,000,000.

^⑤ In addition to being charged fees for investing in the Class, an investor who is investing in the Class through its investment account may be subject to fees charged by the Japanese trust bank entrusted with such account and other service providers to such account (if any).

^⑥ The Class is subject to a management fee that varies based on the asset level of the Class as follows: 0.40% per annum on the first 450 million of Class assets, 0.65% per annum on the second 450 million of Class assets, and 0.85% per annum on the next 540 million of Class assets; 0.55% per annum applies on all Class assets in excess of 540 million. Prior to December 1, 2019, the Class was not subject to a management fee.

^⑦ The Class liquidated during the reporting period.

^⑧ The Class is subject to a flat fee payable at an annual rate (stated as a percentage of the average daily net assets of the Class) equal to 0.45%. In addition to being charged fees as an investor in the Class, certain investors in such Class are also separately subject to fees charged by PIMCO Japan Ltd, the Manager's affiliate in Japan, for the management of such investors' investment account.

^⑨ PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first 450 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second 450 million of the Fund's net assets; and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of 450 million.

^⑩ The Class is subject to a management fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the European Central Bank Main Refinancing Operations Announcement Rate as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.30% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.45%, then the fee will be 0.35% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.5%-2.45%, then the fee will be 0.35% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.5%-3.45%, then the fee will be 0.40% of Class net assets; if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

^⑪ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the European Central Bank Main Refinancing Operations Announcement Rate as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.25% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.45%, then the fee will be 0.275% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.5%-2.45%, then the fee will be 0.30% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.5%-3.45%, then the fee will be 0.325% of Class net assets; if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.40% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

^⑫ The Class is subject to a management fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the Bank of Japan Discounted Overnight Call Rate Expected as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.30% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.45%, then the fee will be 0.325% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.5%-2.45%, then the fee will be 0.35% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.5%-3.45%, then the fee will be 0.40% of Class net assets; if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

^⑬ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the Bank of Japan Discounted Overnight Call Rate Expected as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.25% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.45%, then the fee will be 0.275% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.5%-2.45%, then the fee will be 0.30% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.5%-3.45%, then the fee will be 0.325% of Class net assets; if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.40% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

^⑭ Class is subject to a management fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the Federal Funds Target Rate as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.20% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.45%, then the fee will be 0.225% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.5%-2.45%, then the fee will be 0.25% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.5%-3.45%, then the fee will be 0.275% of Class net assets; if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.40% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

^⑮ Class is subject to a distribution fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the Federal Funds Target Rate as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.20% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.45%, then the fee will be 0.225% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.5%-2.45%, then the fee will be 0.25% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.5%-3.45%, then the fee will be 0.275% of Class net assets; if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.40% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

^⑯ PIMCO World High Income is subject to an agency fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.10% per annum applies on the first 450 million of the Fund's net assets, and 0.05% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of 450 million.

^⑰ PIMCO World High Income is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.50% per annum applies on the first 450 million of the Fund's net assets and 0.55% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of 450 million.

The management, advisory and administrative fees, if applicable, are paid monthly in arrears to PIMCO for providing or arranging for the provision of advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are paid monthly in arrears to reimburse financial intermediaries that provide services and distribution relating to the units of the applicable Fund (or Class thereof, as applicable). In exchange for such fees, PIMCO will bear the cost of various service providers required by the Trust and applicable Fund. PIMCO, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets. In addition, with respect to Funds that are subject to an administrative fee, PIMCO generally makes a profit on such a fee.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

As noted in the table above, certain Funds and Classes of Funds are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees. PIMCO Japan Ltd, PIMCO's affiliate in Japan, is paid a fee from the Japanese Investment Trusts or other investment vehicles that invest in such Funds or Classes and a portion of such fee is then allocated to PIMCO to compensate it for its services, as applicable.

The Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear other expenses related to their operation that are not covered by the management, advisory, administrative, agency or distribution fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expense; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses allocated or allocable to a specific Class of units. PIMCO has paid the organizational expenses associated with the creation of the Trust, except for PIMCO Short-Term Mortgage Income. PIMCO has paid the organizational expenses associated with the creation of each Fund.

PIMCO Bermuda Income Fund A (the M (JPY Advisory) and M (USD Advisory) Classes), PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10, PIMCO Short-Term Mortgage Income (the EUR, JPY, and USD Classes) and PIMCO World High Income pay on-going expenses related to the public offering of their units in Japan.

10. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Investment Adviser is a related party to the Funds and is a majority-owned subsidiary of Allianz Asset Management AG. Fees paid to the related party, if any, are disclosed in Note 9, and accrued related party fee amounts, if any, are disclosed on the Statements of Assets and Liabilities.

Allianz Asset Management AG, a related party of the Trust, owned 0.008% of the net assets of PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund, 0.013% of the net assets of PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund and 0.678% of the net assets of PIMCO Short-Term Mortgage Income as of October 31, 2022.

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Investment Adviser. The procedures have been designed to ensure that any purchase or sale of securities by a fund from or to another fund that is or could be considered an affiliate by virtue of having a common adviser (or affiliated investment advisers), is effected at the current market price. During the period ended October 31, 2022, the Fund(s) below engaged in purchases and sales of securities among affiliated funds (amounts in thousands):

Fund	Purchases	Sales
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)	\$ 29,442	\$ 88,857
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	250	3,302
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	2,063	4,178
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	97,560	2,379
PIMCO Bermuda Income Fund (M)	121,667	153,576
PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund	4,410	5,517
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	10,938	12,380
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	927	3,672
PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10	—	7,488
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	1,764	24,800

11. GUARANTEES AND INDEMNIFICATIONS

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

12. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000,000 units. The Funds may have a significant concentration of risk, as certain Unitholders own more than ten percent of the net assets of each respective Fund. Such concentration of Unitholders' interests could have a material effect on the Funds in the event these Unitholders request to withdraw substantial amounts of capital at the same time. Subscriptions and redemptions of units of the Funds are denominated in the Funds' NAV currency and converted to the Funds' functional currency at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value. The Trustee, with the consent of the Manager, may in the future create and offer an additional Fund or Class or Classes of units.

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands):

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) Year Ended October 31, 2022		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A Year Ended October 31, 2022		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B Year Ended October 31, 2022		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	3,010	\$ 38,209	N/A	\$ N/A	N/A	\$ N/A	N/A	\$ N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C	
	Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	58	290	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	345	2,364	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	4	212	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	37	2,724	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	13	371	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4	117
Y (JPY)	N/A	N/A	0	1	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	9	423	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	88	3,804	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	17	189	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	63	4,409	N/A	N/A	N/A	N/A
Based on reinvestment of distributions								
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	734	5,044	N/A	N/A	N/A	N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	15	843	N/A	N/A
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	143	3,987	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	278	7,208
Y (JPY)	N/A	N/A	39	2,189	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	20	934	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	79	2,585	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	154	1,845	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	97	7,033	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed								
F (AUD)	(2,324)	(160,794)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,133)	(5,317)	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	(2,880)	(19,957)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	(17)	(898)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	(76)	(5,603)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	(81)	(3,450)	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(362)	(10,109)	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	(161)	(8,703)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	(81)	(2,882)	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	(814)	(28,574)	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(327)	(4,001)	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	(405)	(29,550)	N/A	N/A	N/A	N/A
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions								
	(9,314)	\$ (121,585)	(2,226)	\$ (40,744)	(1,960)	\$ (38,050)	(112)	\$ (3,204)

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D		PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund ⁽¹⁾		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	
	Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	N/A	\$ N/A	N/A	\$ N/A	26	\$ 429	N/A	\$ N/A
Net (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	44	7,859

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D		PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund ¹¹		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (L)		
Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		
Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	
Inst (JPY, Hedged)								
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1	221	
Y (World)	0	20	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
Issued as investment of distributions	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
Y (World)	7	329	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
Cost of units redeemed	N/A	N/A	N/A	N/A	(863)	(15,540)	N/A	
Inst (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(16,228)	
Inst (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2)	(305)	
J (JPY)	N/A	N/A	(210)	(17,082)	N/A	N/A	N/A	
Y (World)	(20)	(928)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
Net (Increase) resulting from Fund unit transactions	(13)	\$ (578)	(85)	\$ (7,781)	(83)	\$ (15,111)	(43)	\$ (8,451)

PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Income Fund (M)	
Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022	
Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold		1,108	\$ 131,879	592	\$ 101,650	1,537	\$ 276,559
Cost of units redeemed		(1,195)	(145,589)	(242)	(46,452)	(3,072)	(573,784)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions		(87)	\$ (13,880)	350	\$ 55,198	(1,539)	\$ (297,225)
						(123,219)	\$ (1,762,583)

PIMCO Bermuda Income Fund A			PIMCO Bermuda Income Fund D			PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund			PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund ⁽¹⁾			
Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		
Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	
Receipts for units sold												
B (USD)	N/A	\$	N/A			N/A	\$	N/A		N/A	\$	N/A
F (JPY)	2,618		167,560			N/A		N/A		N/A		N/A
F (USD)	22,401		182,739			N/A		N/A		N/A		N/A
Inst (JPY, Hedged)	N/A		N/A			N/A		N/A		0		4
J (JPY)	33		2,544			N/A		N/A		0		42
J (USD)	145		12,198			N/A		N/A		1		60
M (JPY Advisory)	495		35,767			N/A		N/A		N/A		N/A
M (USD Advisory)	3,857		38,479			N/A		N/A		N/A		N/A
N (JPY)	15,151		980,148			N/A		N/A		N/A		N/A
N (USD)	10,932		744,626			N/A		N/A		N/A		N/A
NN (AUD)	N/A		N/A			172		1,207		N/A		N/A
NN (USD)	1,338		12,929			N/A		N/A		N/A		N/A
Q (JPY)	63		5,815			N/A		N/A		N/A		N/A
R (USD)	2,000 ⁽²⁾		20,000 ⁽²⁾			N/A		N/A		N/A		N/A
S (JPY)	270		23,945			N/A		N/A		N/A		N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

	PIMCO Bermuda Income Fund A Year Ended October 31, 2022		PIMCO Bermuda Income Fund D Year Ended October 31, 2022		PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund Year Ended October 31, 2022		PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund ¹ Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
T (UPY)	853	77,138	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
U2 (UPY)	602 ²	52,208 ²	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
W (USD)	251	2,916	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
X (UPY)	4	398	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
X (USD)	2,200	16,236	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (UPY)	448	25,006	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (USD)	890	69,357	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (World)	N/A	N/A	12	532	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions			N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (UPY)	595	38,633	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (USD)	10,831	86,845	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (UPY)	11	764	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
X (USD)	779	5,656	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (UPY)	132	8,330	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (USD)	157	12,602	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (World)	N/A	N/A	221	11,077	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed								
B (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,777)	(187,470)	N/A	N/A
F (UPY)	(2,188)	(148,264)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (USD)	(3,962)	(274,540)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst (UPY Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1)	(1,060)
J (UPY)	616	(43,684)	N/A	N/A	N/A	N/A	(15)	(1,000)
J (USD)	(280)	(23,357)	N/A	N/A	N/A	N/A	(62)	(5,886)
K (USD)	79	(900)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
M (UPY Advisory)	(100)	(7,285)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
M (USD Advisory)	(3,690)	(35,342)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
N (UPY)	(5,376)	(341,322)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
N (USD)	(3,525)	(233,881)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
NN (AUD)	N/A	N/A	(886)	(5,169)	N/A	N/A	N/A	N/A
NN (USD)	(4,411)	(42,849)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Q (UPY)	(95)	(8,947)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
S (UPY)	(645)	(58,995)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
T (UPY)	(1,762)	(133,522)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
U (USD)	(4,056) ²	(41,389) ²	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
W (USD)	(890)	(9,883)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
X (UPY)	0	(43)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
X (USD)	(8,976)	(82,660)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (UPY)	(657)	(42,040)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (USD)	(508)	(41,944)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (World)	N/A	N/A	(797)	(40,612)	N/A	N/A	N/A	N/A
Z (UPY)	(3)	(319)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	5,238	\$ 1,051,973	(1,278)	\$ (3,985)	(1,287)	\$ (135,034)	(77)	\$ (6,779)

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) Year Ended October 31, 2022		PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) Year Ended October 31, 2022		PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10 Year Ended October 31, 2022		PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	2,947	\$ 43,417	33	\$ 8,465	N/A	\$ N/A	4	\$ 175
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	138	\$ 7,096
Cost of units redeemed	(7,733)	\$ (112,225)	(237)	\$ (58,540)	N/A	N/A	(433)	\$ (22,555)
USD	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,190)	\$ (117,004)	N/A	N/A
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(4,786)	\$ (68,808)	(204)	\$ (50,075)	(1,190)	\$ (117,004)	(291)	\$ (15,284)

	PIMCO Emerging Bond Income Fund Year Ended October 31, 2022		PIMCO Emerging Bond Income Fund (M) Year Ended October 31, 2022		PIMCO Emerging Bond Income Fund II Year Ended October 31, 2022		PIMCO Emerging Bond Income Fund III Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	7	\$ 439	1,023	\$ 16,379	N/A	\$ N/A	N/A	\$ N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	10	\$ 475	N/A	N/A
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	18	355	N/A	N/A
J (CAD)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	225	N/A	N/A
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	40	955	N/A	N/A
J (EUR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6	358
J (GBP)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6	353
J (IDR)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	203	N/A	N/A
J (INR)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	210	N/A	N/A
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	6	334	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	186	N/A	N/A
J (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	144	1,744	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	3	217
Issued as reinvestment of distributions	72	4,842	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	58	2,941	N/A	N/A
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	15	288	N/A	N/A
J (CAD)	N/A	N/A	N/A	N/A	3	133	N/A	N/A
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	8	208	N/A	N/A
J (EUR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	102
J (GBP)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	124
J (IDR)	N/A	N/A	N/A	N/A	3	154	N/A	N/A
J (INR)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	201	N/A	N/A
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	2	133	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	121	4,919	N/A	N/A
J (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	21	232	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	127
Cost of units redeemed	(175)	\$ (12,068)	(8,583)	\$ (103,064)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(164)	\$ (8,569)	N/A	N/A
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	(75)	\$ (1,558)	N/A	N/A
J (CAD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(14)	\$ (715)	N/A	N/A
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(50)	\$ (1,342)	N/A	N/A
J (EUR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(12)	\$ (673)
J (GBP)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(11)	\$ (638)

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

	PIMCO Emerging Bond Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)		PIMCO Emerging Bond Income Fund II		PIMCO Emerging Bond Income Fund III	
	Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
J (DD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(15)	(776)	N/A	N/A
J (INR)	N/A	N/A	N/A	N/A	(15)	(794)	N/A	N/A
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	(12)	(695)	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	(289)	(11,978)	N/A	N/A
J (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(149)	(1,785)	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(12)	(872)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(95)	\$ (8,788)	(5,580)	\$ (86,685)	(314)	\$ (14,316)	(14)	\$ (602)

	PIMCO Short-Term Mortgage Income		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II		PIMCO U.S. High Yield Fund	
	Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	N/A	\$ N/A	1	\$ 54	7	\$ 1,028	8	\$ 823
J (JPY, Hedged)	0	36	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	493	5,186	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed	N/A	N/A	(12)	(772)	(83)	(10,517)	(52)	(3,947)
J (JPY, Hedged)	(1)	(123)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
JPY	(18)	(1,299)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	0	(1)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	464	\$ 3,799	(11)	\$ (718)	(58)	\$ (9,489)	(44)	\$ (3,324)

	PIMCO U.S. High Yield Fund		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II		PIMCO World High Income	
	Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	26	\$ 6,052	N/A	\$ N/A	N/A	\$ N/A	103	\$ 716
J (USD)	N/A	N/A	530	3,562	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	0	4	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	2	23	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	0	11	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	3	123	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	218	2,003	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	100	731	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	00	2,588	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	801	8,986	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	30	2,483	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	60	2,286	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	1	28	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	20	187	N/A	N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2022

Class of units redeemed	PIMCO U.S. High Yield Fund II		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II		PIMCO World High Income	
	Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022		Year Ended October 31, 2022	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
J (JPY)	(156)	\$ (38,228)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,304)	\$ (8,621)
J (JPY, Hedged)	N/A	N/A	(108)	\$ (5,403)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	(34)	\$ (1,748)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	(1,076)	\$ (6,948)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	(247)	\$ (10,505)	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	(115)	\$ (9,384)	(2,845)	\$ (22,249)	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	(123)	\$ (4,679)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	(21)	\$ (917)	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(199)	\$ (1,808)	N/A	N/A
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(130)	\$ (31,377)	036	\$ (20,085)	(2,207)	\$ (31,567)	(1,201)	\$ (7,905)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

^a As of October 31, 2022, one unitholder owned 10% or more of the total Fund's net assets comprising 99.98% of the Fund.

^b Period from January 21, 2022 (ception date) to October 31, 2022.

^c As of October 31, 2022, one unitholder owned 10% or more of the total Fund's net assets comprising 80.81% of the Fund.

^d Period from February 3, 2022 (ception date) to October 31, 2022.

^e Period from November 1, 2021, to February 10, 2022 (termination date of Class U (USD) of PIMCO Bermuda Income Fund A).

13. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Funds are not named as defendants in any material litigation or arbitration proceedings and are not aware of any material litigation or claim pending or threatened against them.

The foregoing speaks only as of the date of this report.

14. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

U.S. GAAP provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. As of October 31, 2022, there were no tax positions which met the recognition and measurement requirements of the relevant accounting standard and therefore, the Funds did not record any income or expense related to uncertain income tax positions. The Funds have no examinations in progress. As of October 31, 2022, the tax years that may remain subject to examination vary by the major tax jurisdictions.

15. SUBSEQUENT EVENTS

The Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Funds' financial statements through January 31, 2023, the date that the Funds' financial statements were available to be issued. Class J (JPY, Hedged) of PIMCO Short-Term Mortgage Income liquidated on December 15, 2022. The Manager has determined that there were no additional material events that would require disclosure in the Funds' financial statements through this date.

Schedule of Investments PIMCO World High Income

(Amounts in thousands*, except number of shares, contracts, units and ounces, if any)

October 31, 2022

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
INVESTMENTS IN SECURITIES 0.0%		
SHORT-TERM INSTRUMENTS 0.0%		
TIME DEPOSITS 0.0%		
JPMorgan Chase Bank N.A.		
2.580% due 11/01/2022	\$ 1	\$ 1
Total Short-Term Instruments		1
(Cost \$1)		
Total Investments in Securities		1
(Cost \$1)		
UNITS (000s)		
INVESTMENTS IN AFFILIATES 100.2%		
OTHER INVESTMENT COMPANIES 100.2%		
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	3,217	45,257
(Cost \$46,955)		
Total Investments in Affiliates		45,257
(Cost \$46,955)		
Total Investments 100.2%		\$ 45,258
(Cost \$46,955)		
Other Assets and Liabilities, net (0.2%)		(11)
Net Assets 100.0%		\$ 45,147

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS:

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FAIR VALUE MEASUREMENTS

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of October 31, 2022 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category and Sub-category	Fair Value at 10/31/2022			
	Level 1	Level 2	Level 3	
Investments in Securities, at Value				
Short-Term Instruments	\$ 0	\$ 1	\$ 0	\$ 1
Investments in Affiliates, at Value				
Other Investment Companies	45,257	0	0	45,257
Total Investments	\$ 45,257	\$ 1	\$ 0	\$ 45,258

There were no significant transfers into or out of Level 3 during the period ended October 31, 2022.

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

249

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)

(Amounts in thousands*, except number of shares, contracts, units and ounces, if any)

October 31, 2022

PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
INVESTMENTS IN SECURITIES 103.3%	
ANGOLA 1.1%	
SOVEREIGN ISSUES 1.1%	
Angolan Government International Bond	
8.250% due 05/09/2028	\$ 300
9.125% due 11/26/2049	300
Total Angola	481
(Cost \$590)	
ARGENTINA 1.1%	
SOVEREIGN ISSUES 1.1%	
Argentina Government International Bond	
0.500% due 07/09/2030	30
1.000% due 07/09/2029	86
1.500% due 07/09/2035	417
1.500% due 07/09/2046	230
3.500% due 07/09/2041	387
Provincia de Buenos Aires	
3.800% due 09/01/2037	100
Provincia de Entre Rios Argentina	
5.750% due 08/08/2028 (a)	135
Provincia de la Rioja	
4.750% due 02/24/2028	319
Total Argentina	506
(Cost \$1,008)	
ARMENIA 0.3%	
SOVEREIGN ISSUES 0.3%	
Armenia Government International Bond	
3.950% due 09/26/2029	200
Total Armenia	146
(Cost \$197)	
AZERBAIJAN 1.1%	
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%	
SOCAR Turkey Enerji AS via Steas Funding 1 DAC	
7.230% due 03/17/2026	100
Southern Gas Corridor CJSC	
6.875% due 03/24/2026	200
SOVEREIGN ISSUES 0.4%	291
Republic of Azerbaijan International Bond	
4.750% due 03/18/2024	200
Total Azerbaijan	487
(Cost \$610)	
BAHAMAS 0.4%	
SOVEREIGN ISSUES 0.4%	
Bahamas Government International Bond	
6.000% due 11/21/2028	300
Total Bahamas	192
(Cost \$300)	
BAHRAIN 0.4%	
SOVEREIGN ISSUES 0.4%	
Bahrain Government International Bond	
4.250% due 01/25/2028	200
Total Bahrain	175
(Cost \$200)	

PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
BERMUDA 0.3%	
CORPORATE BONDS & NOTES 0.3%	
Star Energy Geothermal Darajat II	
4.850% due 10/14/2038	\$ 200
Total Bermuda	149
(Cost \$200)	
BRAZIL 0.9%	
CORPORATE BONDS & NOTES 0.9%	
Oderecht Oil & Gas Finance Ltd. (b)	
0.000% due 11/30/2022	23
0.000% due 12/01/2022	437
SOVEREIGN ISSUES 0.5%	1
Brazil Government International Bond	
4.750% due 01/14/2050	300
STRUCTURED NOTES 0.4%	201
Vale S.A.	
1.841% due 03/30/2017 (b)	BRL 2,910
Total Brazil	385
(Cost \$589)	
CAMEROON 0.1%	
SOVEREIGN ISSUES 0.1%	
Republic of Cameroon International Bond	
5.950% due 07/07/2032	EUR 100
Total Cameroon	66
(Cost \$119)	
CAYMAN ISLANDS 5.4%	
CORPORATE BONDS & NOTES 5.3%	
Bioceanica Sovereign Certificate Ltd.	
0.000% due 05/05/2034	\$ 281
Interceanica IV Finance Ltd.	179
Gaci First Investment Co.	
5.000% due 10/13/2027	300
5.375% due 10/13/2022	200
Interceanica V Finance Ltd.	295
0.000% due 05/15/2030	253
Kalsa Group Holdings Ltd.	
11.250% due 04/09/2049 (a)	200
Melco Resorts Finance Ltd.	198
5.250% due 04/26/2026	200
Oderecht Drilling Herke VIII/IX Ltd.	13
7.350% due 12/01/2026 (c)	1,015
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.	576
0.000% due 06/02/2025 (d)	164
Palmetta Finance Ltd.	158
6.625% due 06/17/2031	186
S.A. Global Sukuk Ltd.	157
1.602% due 06/17/2026	200
2.694% due 06/17/2031	200
Seazen Group Ltd.	175
4.450% due 07/13/2025	200
Sunac China Holdings Ltd. (a)	36
7.250% due 09/14/2049	200
7.500% due 02/01/2024	200
Sunac China Holdings Ltd. (b)	13
(Cost \$200)	13

PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Zhangsheng Group Holdings Ltd.	
3.000% due 01/13/2026	\$ 200
KSA Sukuk Ltd.	176
5.268% due 10/25/2028	200
Total Cayman Islands	2,876
(Cost \$3,663)	
CHILE 2.5%	
CORPORATE BONDS & NOTES 2.1%	
Banco Santander Chile	
2.700% due 01/10/2025 (d)	150
Corp. Nacional del Cobre de Chile	
4.875% due 11/04/2044	200
Embetelladora Andina S.A.	
3.950% due 01/21/2050	150
Empresa de los Ferrocarriles del Estado	
3.088% due 08/18/2050	200
3.830% due 09/14/2061	200
Empresa de Transporte de Pasajeros Metro S.A.	
4.700% due 05/07/2050	200
Empresa Nacional del Petróleo	
3.450% due 09/16/2031	200
SOVEREIGN ISSUES 0.4%	149
Chile Government International Bond	
4.340% due 03/07/2042	200
Total Chile	1,109
(Cost \$1,495)	
COLOMBIA 3.3%	
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%	
Ecopetrol S.A.	
7.375% due 09/19/2043	230
SOVEREIGN ISSUES 2.9%	189
Colombia Government International Bond	
4.000% due 02/28/2024	400
4.125% due 05/15/2051	200
4.500% due 03/15/2029	300
5.625% due 02/28/2044	500
7.375% due 09/18/2037	300
Total Colombia	1,312
(Cost \$2,030)	1,481
COSTA RICA 0.6%	
SOVEREIGN ISSUES 0.6%	
Costa Rica Government International Bond	
5.625% due 04/30/2043	400
Total Costa Rica	292
(Cost \$340)	
DOMINICAN REPUBLIC 3.3%	
SOVEREIGN ISSUES 3.3%	
Dominican Republic Central Bank Notes	
12.000% due 10/03/2025	DOP 2,100
Total Dominican Republic	37

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

72

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)	
Dominican Republic International Bond				Total Guatemala	\$ 646		ISRAEL 1.2%		
5.30% due 01/21/2041	\$ 200	138		(Cost \$696)			CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%		
5.50% due 02/22/2029	200	175		HONG KONG 1.0%			Leviathan Bond Ltd.		
5.95% due 01/25/2027	800	750		CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%			6.125% due 06/09/2025	\$ 200 191	
6.00% due 02/22/2033	200	168		Huarang Finance 2017 Co. Ltd.			SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
6.40% due 06/05/2049	200	145		4.950% due 11/07/2047	\$ 200 102		Israel Government Bond		
6.85% due 01/27/2045	100	78		Huarang Finance 2019 Co. Ltd.			0.150% due 07/31/2023	ILS 1,200 333	
Total Dominican Republic	1,491			4.105% due 02/24/2023	200 197		Total Israel	524	
(Cost \$1,758)					299		(Cost \$544)		
ECUADOR 1.5%				SOVEREIGN ISSUES 0.3%			IVORY COAST 1.3%		
SOVEREIGN ISSUES 1.5%				Airport Authority			SOVEREIGN ISSUES 1.3%		
Ecuador Government International Bond				2.400% due 03/08/2028 (b)	200 161		Ivory Coast Government International Bond		
0.000% due 07/31/2030	176	55		Total Hong Kong	460		5.250% due 03/22/2030	EUR 200 152	
1.500% due 07/31/2040	200	66		(Cost \$570)			5.750% due 12/31/2032	\$ 439 389	
2.500% due 07/31/2035	700	258		HUNGARY 1.3%			6.625% due 03/22/2048	EUR 100 63	
5.500% due 07/31/2030	577	309		SOVEREIGN ISSUES 1.3%			Total Ivory Coast	604	
Total Ecuador	688			Hungary Government International Bond			(Cost \$678)		
(Cost \$1,071)				1.625% due 04/28/2032	EUR 26 17		JAMAICA 0.5%		
EGYPT 2.8%				1.750% due 05/05/2035	200 122		SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
SOVEREIGN ISSUES 2.8%				5.250% due 05/16/2029	\$ 300 277		Jamaica Government International Bond		
Egypt Government International Bond				5.500% due 05/16/2034	200 173		7.875% due 07/28/2045	\$ 200 214	
4.750% due 04/16/2026	EUR 400	300		Total Hungary	589		Total Jamaica	214	
5.625% due 04/16/2030	200	120		(Cost \$737)			(Cost \$200)		
8.375% due 04/11/2031	200	120		INDIA 1.1%			JAPAN 0.7%		
7.300% due 09/30/2033	\$ 200	126		CORPORATE BONDS & NOTES 1.1%			CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
7.625% due 05/29/2032	200	129		Adani Transmission Step One Ltd.			Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.		
7.903% due 02/21/2048	200	113		4.250% due 05/21/2036	175 129		5.063% due 09/12/2025	300 286	
8.500% due 01/01/2047	300	178		Export-Import Bank of India			Total Japan	295	
8.875% due 05/29/2050	300	179		3.250% due 01/15/2030	200 163		(Cost \$300)		
Total Egypt	1,265			Muthoot Finance Ltd.			JERSEY, CHANNEL ISLANDS 0.2%		
(Cost \$1,986)				4.400% due 05/02/2023	200 194		CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
EL SALVADOR 0.4%				Total India	486		Corsair International Ltd.		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%				(Cost \$574)			5.472% due 01/28/2027	EUR 100 95	
El Salvador Government International Bond				INDONESIA 2.3%			Total Jersey, Channel Islands	95	
7.125% due 01/20/2050	200	70		CORPORATE BONDS & NOTES 2.3%			(Cost \$112)		
7.625% due 09/21/2034	100	33		Freeport Indonesia PT			JORDAN 0.9%		
9.500% due 07/15/2052	150	58		5.315% due 04/14/2032	200 169		SOVEREIGN ISSUES 0.9%		
Total El Salvador	161			Indonesia Asahan Aluminum Persero PT			Jordan Government International Bond		
(Cost \$453)				5.450% due 05/15/2030	200 176		5.850% due 07/07/2030	\$ 300 249	
GHANA 0.8%				Pertamina Persero PT			7.375% due 10/10/2047	200 151	
SOVEREIGN ISSUES 0.8%				6.500% due 11/07/2048	400 362		Total Jordan	400	
Republic of Ghana International Bond				Perusahaan Gas Negara Tbk PT			(Cost \$507)		
0.000% due 04/07/2025	200	58		5.125% due 05/16/2024	200 196		KAZAKHSTAN 2.2%		
7.625% due 05/15/2029	200	57		Perusahaan Perseroan Persero PT Perusahaan Listrik Negara			CORPORATE BONDS & NOTES 1.9%		
8.125% due 03/26/2032	300	88		6.150% due 05/21/2048	200 158		Development Bank of Kazakhstan JSC		
8.625% due 04/07/2034	200	58		Total Indonesia	1,061		4.125% due 12/10/2022	400 400	
8.750% due 03/11/2061	400	116		(Cost \$1,191)			KazMunayGas National Co. JSC		
Total Ghana	378			IRELAND 0.1%			5.375% due 04/24/2030	200 165	
(Cost \$1,243)				SOVEREIGN ISSUES 0.1%			5.750% due 04/19/2047	200 138	
GUATEMALA 1.4%				Republic of Angola Via Avenir Issuer II Ireland DAC			Tengizchevrem Finance Company International Ltd.		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%				6.927% due 02/19/2027	64 58		3.250% due 08/15/2030	200 137	
Industrial Senior Trust				Total Ireland	58			(Cost \$61)	840
5.500% due 11/01/2022	200	200		(Cost \$61)					
SOVEREIGN ISSUES 1.0%									
Guatemala Government Bond									
4.900% due 06/01/2030	300	274							
6.125% due 06/01/2050	200	172							
		446							

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

73

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
SOVEREIGN ISSUES 0.3%					
Kazakhstan Government International Bond					
4.875% due 10/14/2044	\$ 200	\$ 154			
Total Kazakhstan	994				
(Cost \$1,221)					
KENYA 0.8%					
SOVEREIGN ISSUES 0.8%					
Republic of Kenya Government International Bond					
6.300% due 01/23/2034	200	128			
8.000% due 05/22/2032	300	211			
Total Kenya	339				
(Cost \$645)					
LEBANON 0.1%					
SOVEREIGN ISSUES 0.1%					
Lebanon Government International Bond					
8.250% due 05/17/2034 (a)	700	42			
Total Lebanon	42				
(Cost \$48)					
LUXEMBOURG 1.2%					
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%					
Guarante S.A.					
5.198% due 08/15/2034	187	147			
Petraire Luxembourg Trading S.A.					
6.125% due 06/09/2026	200	181			
Unigel Luxembourg S.A.					
8.750% due 10/01/2026	200	194			
Total Luxembourg	522				
(Cost \$587)					
MALAYSIA 0.7%					
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%					
Petronas Capital Ltd.					
3.404% due 04/28/2061	200	124			
Petronas Energy Canada Ltd.					
2.112% due 03/23/2028	200	172			
Total Malaysia	296				
(Cost \$384)					
MEXICO 3.3%					
CORPORATE BONDS & NOTES 3.0%					
America Movil SAB de C.V.					
5.375% due 04/04/2032	200	170			
Comision Federal de Electricidad					
6.284% due 02/15/2052	200	149			
Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V.					
9.620% due 06/27/2049 (a)	MXN 3,512	6			
Petroleos Mexicanos					
6.350% due 02/12/2048	\$ 300	173			
6.750% due 09/21/2047	200	121			
6.950% due 01/28/2060	742	448			
7.690% due 01/23/2050	454	298			
		1,361			
SOVEREIGN ISSUES 0.3%					
Mexico Government International Bond					
5.750% due 10/12/2010	200	153			
Total Mexico	1,514				
(Cost \$2,840)					
MONGOLIA 1.4%					
SOVEREIGN ISSUES 1.4%					
Mongolia Government International Bond					
3.500% due 07/07/2027	\$ 200	\$ 138			
5.125% due 12/05/2022	120	118			
5.625% due 05/01/2023	200	190			
8.750% due 03/09/2024	200	188			
Total Mongolia	634				
(Cost \$725)					
MOROCCO 1.3%					
CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%					
DCP S.A.					
3.750% due 05/23/2031	200	150			
5.125% due 06/23/2051	200	123			
		273			
SOVEREIGN ISSUES 0.7%					
Morocco Government International Bond					
4.000% due 12/15/2050	200	119			
4.250% due 12/11/2022	200	200			
		319			
Total Morocco	592				
(Cost \$798)					
NAMIBIA 0.4%					
SOVEREIGN ISSUES 0.4%					
Namibia Government International Bond					
5.250% due 10/29/2025	200	180			
Total Namibia	180				
(Cost \$198)					
NETHERLANDS 2.1%					
CORPORATE BONDS & NOTES 1.4%					
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV					
6.950% due 07/10/2042	200	198			
Metinvest BV					
7.750% due 04/23/2023	200	110			
NE Property BV					
1.675% due 10/09/2026	EUR 100	79			
Prasus NV					
1.539% due 08/03/2028	100	74			
3.257% due 01/19/2027	\$ 200	165			
		826			
SOVEREIGN ISSUES 0.7%					
Republic of Angola Via Avenir II BV					
6.609% due 12/07/2023	90	90			
10.447% due 07/01/2023	246	247			
		337			
Total Netherlands	963				
(Cost \$1,234)					
NIGERIA 3.5%					
CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%					
BOI Finance BV					
7.500% due 02/16/2027	EUR 300	230			
SOVEREIGN ISSUES 0.3%					
Paraguayan Government International Bond					
3.849% due 06/28/2033	200	183			
4.700% due 03/27/2027	200	192			
Total Paraguay	355				
(Cost \$395)					
PERU 2.1%					
CORPORATE BONDS & NOTES 1.5%					
ALICORP S.A.A.					
6.675% due 04/17/2027	PEN 800	187			
Banca de Creditos del Peru S.A.					
4.650% due 09/17/2024	600	140			

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

74

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)			
Compania de Minas Buenaventura SAA											
5.500% due 07/23/2026	\$ 200	168	SENEGAL 0.7%			SUPRANATIONAL 0.4%					
InRetail Consumer											
3.250% due 03/22/2028	200	158	SOVEREIGN ISSUES 0.7%			CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%					
		<u>652</u>	Senegal Government International Bond			Eastern & Southern African Trade & Development Bank					
SOVEREIGN ISSUES 0.8%											
Peru Government International Bond											
3.230% due 07/28/2021	200	107	4.750% due 03/13/2028	EUR 200	162	4.125% due 08/09/2028	\$ 200	158			
3.800% due 01/15/2072	300	178	6.250% due 05/23/2033	\$ 200	151	Total Supranational		<u>158</u>			
		<u>285</u>	Total Senegal		<u>313</u>	(Cost \$200)					
Total Peru		<u>937</u>	(Cost \$448)								
(Cost \$1,309)											
PHILIPPINES 0.7%											
SOVEREIGN ISSUES 0.7%											
Philippines Government International Bond											
2.850% due 05/05/2045	300	195	SINGAPORE 0.7%			SWITZERLAND 1.0%					
3.200% due 07/06/2046	200	133	CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%			CORPORATE BONDS & NOTES 1.0%					
Total Philippines		<u>329</u>	Credit Suisse Group AG			Credit Suisse Group AG					
(Cost \$498)			2.500% due 09/11/2025			2.500% due 09/11/2025	300	267			
QATAR 0.9%											
CORPORATE BONDS & NOTES 0.9%											
Qatar Energy											
3.125% due 07/12/2041	300	214	Medco Bell Pte Ltd.			UBS Group AG					
3.300% due 07/12/2051	300	204	6.375% due 01/30/2027	\$ 200	160	4.400% due 08/05/2025	200	193			
Total Qatar		<u>418</u>	Singapore Airlines Ltd.			Total Switzerland		<u>460</u>			
(Cost \$599)			3.375% due 01/19/2029		<u>171</u>	(Cost \$480)					
ROMANIA 1.5%											
SOVEREIGN ISSUES 1.5%											
Romania Government International Bond											
2.125% due 03/07/2028	EUR 200	158	SOUTH AFRICA 4.9%			TUNISIA 0.3%					
2.875% due 04/13/2042	200	105	CORPORATE BONDS & NOTES 3.7%			SOVEREIGN ISSUES 0.3%					
3.750% due 02/07/2034	100	70	AngloGold Ashanti Holdings PLC			Tunisian Republic					
4.625% due 04/03/2049	400	259	3.750% due 10/01/2030	200	154	5.625% due 02/17/2024	EUR 100	74			
5.800% due 09/27/2026	100	95	Development Bank of Southern Africa Ltd.			6.750% due 10/31/2023	100	81			
Total Romania		<u>686</u>	8.800% due 10/21/2024 (g) ZAR 7,500		<u>400</u>	Total Tunisia		<u>155</u>			
(Cost \$1,114)			Esken Holdings SOC Ltd.			(Cost \$144)					
RUSSIA 0.6%											
SOVEREIGN ISSUES 0.6%											
Russia Government International Bond											
1.850% due 11/20/2032	200	79	SOUTH AFRICA 2.3%			TURKEY 2.3%					
4.375% due 03/21/2029	\$ 200	90	5.750% due 10/09/2026	\$ 200	171	SOVEREIGN ISSUES 2.3%					
5.875% due 09/18/2043	200	104	4.875% due 04/16/2043			Turkey Government International Bond					
Total Russia		<u>273</u>	6.375% due 08/10/2028			4.875% due 10/09/2026	\$ 200	171			
(Cost \$508)			6.350% due 08/10/2028			4.875% due 04/16/2043	450	264			
SAUDI ARABIA 1.4%						5.250% due 03/13/2030	300	225			
CORPORATE BONDS & NOTES 0.8%						5.750% due 05/11/2047	600	371			
Saudi Arabian Oil Co.						Total Turkey		<u>1,031</u>			
3.500% due 11/24/2070	400	245	4.314% due 07/23/2027	\$ 200	168	(Cost \$1,366)					
SOVEREIGN ISSUES 0.8%											
Saudi Government International Bond											
3.450% due 02/02/2061	200	129	5.872% due 05/02/2023								
4.500% due 10/26/2046	300	239	6.800% due 11/14/2022	300	300						
Total Saudi Arabia		<u>613</u>	Total South Africa		<u>1,672</u>						
(Cost \$945)			(Cost \$2,638)								
SRI LANKA 0.6%											
SOVEREIGN ISSUES 0.6%											
Sri Lanka Government International Bond (a)											
5.750% due 09/30/2049	400	267	SRI LANKA 0.6%			Ukraine Government International Bond					
7.300% due 04/20/2052	200	158	6.125% due 05/21/2031	\$ 200	31	4.375% due 01/27/2032	EUR 500	79			
10.500% due 12/21/2026	ZAR 2,000	114	7.253% due 03/15/2035			6.875% due 05/21/2031	\$ 200	31			
Total Sri Lanka		<u>262</u>	7.375% due 09/25/2034			7.253% due 03/15/2035	300	48			
(Cost \$929)			7.750% due 09/01/2025			7.375% due 09/25/2034	200	32			
SOVEREIGN ISSUES 0.3%						7.750% due 09/01/2025	200	43			
Finance Department Government of Sharjah						7.750% due 09/01/2026	100	18			
4.375% due 03/10/2051						Total Ukraine		<u>251</u>			
						(Cost \$1,553)					
UNITED ARAB EMIRATES 1.0%											
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%											
Abu Dhabi Crude Oil Pipeline LLC											
4.600% due 11/02/2047						Abu Dhabi Crude Oil Pipeline LLC					
Total UAE		<u>342</u>				4.600% due 11/02/2047	200	172			
SOVEREIGN ISSUES 0.3%											
Finance Department Government of Sharjah											
4.375% due 03/10/2051											

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

75

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Total United Arab Emirates					
(Cost \$4576)					
UNITED KINGDOM 1.8%					
CORPORATE BONDS & NOTES 1.8%					
Barclays PLC 5.304% due 08/09/2026	\$ 200	191			
HSBC Holdings PLC 4.300% due 03/08/2026 (i)	200	189			
5.210% due 08/11/2028	200	183			
Lloyds Banking Group PLC 4.716% due 08/11/2026	200	189			
State Savings Bank of Ukraine Via SSB #1 PLC 9.375% due 03/10/2023	10	7			
Ukraine Railways Via Rail Capital Markets PLC 8.250% due 07/09/2024	200	39			
Ukreximbank Via Biz Finance PLC 9.750% due 01/22/2025	63	20			
Total United Kingdom	818				
(Cost \$1,083)					
UNITED STATES 8.6%					
CORPORATE BONDS & NOTES 1.4%					
Rio Oil Finance Trust Series 2014-3 9.750% due 01/08/2027	277	286			
Rio Oil Finance Trust Series 2018-1 8.200% due 04/06/2028	213	214			
Rutas 2 & 7 Finance Ltd. 0.000% due 09/30/2036	187	112			
MORTGAGE-BACKED SECURITIES 0.6%	612				
Citigroup Mortgage Loan Trust 2.350% due 03/25/2034					
Deutsche Alternative-A Securities Mortgage Loan Trust 3.910% due 08/25/2037 (a)	329	277			
Luminent Mortgage Trust 3.940% due 12/25/2036 (a)	4	3			
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust 3.237% due 06/25/2036	2	2			
U.S. GOVERNMENT AGENCIES 0.6%	284				
Fannie Mae, TBA 3.500% due 12/01/2052 (d)					
U.S. TREASURY OBLIGATIONS 5.9%	3,851				
U.S. Treasury Bonds 1.750% due 08/15/2041					
2.000% due 11/15/2041 (i)	700	478			
2.375% due 02/15/2042	100	73			
3.250% due 05/15/2042 (i)	600	507			
3.375% due 08/15/2042	500	431			
U.S. Treasury Notes 1.625% due 08/15/2029					
3.125% due 08/31/2029 (i)	800	750			
Total United States	3,851				
(Cost \$4,281)					
URUGUAY 0.7%					
SOVEREIGN ISSUES 0.7%					
Uruguay Government International Bond 5.100% due 06/18/2050	\$ 350	\$ 314			
Total Uruguay	314				
(Cost \$358)					
UZBEKISTAN 0.3%					
SOVEREIGN ISSUES 0.3%					
Republic of Uzbekistan International Bond 3.900% due 10/19/2031	200	143			
Total Uzbekistan	143				
(Cost \$160)					
VENEZUELA 0.4%					
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%					
Petroleos de Venezuela S.A. (a)					
5.375% due 04/12/2027	330	8			
5.500% due 04/12/2037	1,600	36			
6.000% due 11/15/2026	300	7			
SOVEREIGN ISSUES 0.3%	51				
Venezuela Government International Bond (a)					
6.000% due 12/09/2049	400	26			
7.750% due 04/13/2024	900	58			
8.250% due 10/13/2024	150	11			
9.000% due 05/07/2023	200	13			
11.950% due 08/05/2031	500	38			
Total Venezuela	146				
(Cost \$2,050)					
ZAMBIA 0.2%					
SOVEREIGN ISSUES 0.2%					
Zambia Government International Bond					
8.870% due 07/30/2027 (a)	200	81			
Total Zambia	81				
(Cost \$176)					
SHORT-TERM INSTRUMENTS 10.1%					
COMMERCIAL PAPER 2.4%					
Federal Home Loan Bank 2.700% due 11/01/2022 (a)		1,100	1,100		
REPURCHASE AGREEMENTS (b) 0.4%			189		
TIME DEPOSITS 0.1%					
Australia and New Zealand Banking Group Ltd. 1.620% due 11/01/2022	AUD	4	3		
Bank of Nova Scotia 2.810% due 11/01/2022	CAD	21	15		
BNP Paribas Bank 0.310% due 11/01/2022	EUR	1	1		
Brown Brothers Harriman & Co. 0.270% due 11/01/2022	¥	1	0		
MUFG Bank Ltd. 0.270% due 11/01/2022		1,210	8		
Royal Bank of Canada 2.810% due 11/01/2022	CAD	16	12		
Sumitomo Mitsui Banking Corp. 0.310% due 11/01/2022	EUR	7	7		

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

76

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS:

- ^a A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.
- (a) Security is in default.
- (b) Perpetual maturity; date shown, if applicable, represents next contractual call date.
- (c) Payment in-kind security.
- (d) When-issued security.
- (e) Coupon represents a yield to maturity.
- (f) Coupon represents a weighted average yield to maturity.

(i) RESTRICTED SECURITIES:

Issuer Description	Coupon	Maturity Date	Acquisition Date	Cost	Market Value	Market Value as Percentage of Net Assets
Development Bank of Southern Africa Ltd.	8.600%	10/21/2024	10/07/2021	\$ 504	\$ 490	0.88%

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

(ii) REPURCHASE AGREEMENTS:

Counterparty	Lending Rate	Settlement Date	Maturity Date	Principal Amount	Collateralized By	Collateral Received, at Value	Repurchase Agreements, at Value	Repurchase Agreement Proceeds to be Received ⁽ⁱ⁾
JPS	2.990%	10/05/2022	11/03/2022	\$ 189	U.S. Treasury Bond: 3.000% due 08/15/2048	\$ (176)	\$ 189	\$ 190
Total Repurchase Agreements						\$ (176)	\$ 189	\$ 190

REVERSE REPURCHASE AGREEMENTS:

Counterparty	Borrowing Rate ⁽ⁱ⁾	Settlement Date	Maturity Date	Amount Borrowed ⁽ⁱ⁾	Payable for Reverse Repurchase Agreements
DBU	3.080%	10/18/2022	11/01/2022	\$ (1,770)	\$ (1,770)
SDG	3.240%	09/23/2022	11/04/2022	\$ (850)	\$ (852)
Total Reverse Repurchase Agreements				\$ (2,624)	\$ (2,624)

CERTAIN TRANSFERS ACCOUNTED FOR AS SECURED BORROWINGS

			Remaining Contractual Maturity of the Agreements					Total
			Overnight and Continuous	Up to 30 days	31-90 days	Greater Than 90 days		
Reverse Repurchase Agreements			\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
Non-U.S. Corporate Debt			\$ (1,772)	\$ (1,772)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (1,772)
U.S. Government Debt								
Total Reverse Repurchase Agreements			\$ (1,772)	\$ (1,772)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (1,772)
Total Borrowings			\$ (1,772)	\$ (1,772)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (1,772)
Payable for Reverse Repurchase Agreements								\$ (2,624)
								\$ (2,624)

SHORT SALES:

Counterparty	Description	Coupon	Maturity Date	Principal Amount	Proceeds	Payable for Short Sales ⁽ⁱ⁾
NOM	U.S. Treasury Bonds	3.000%	08/15/2048	\$ 220	\$ (203)	\$ (176)
Total Short Sales (0.4%)					\$ (203)	\$ (176)

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

77

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of Borrowings and Other Financing Transactions and collateral pledged/received as of October 31, 2022.

(i) Securities with an aggregate market value of \$2,626 have been pledged as collateral under the terms of the following master agreements as of October 31, 2022.

Counterparty	Repurchase Agreement Proceeds to be Received		Payable for Reverse Purchase Agreements		Payable for Sale-Buyback Transactions		Payable for Short Sales		Total Borrowings and Other Financing Transactions		Collateral Pledged (Received)		Net Exposure ^(a)	
	Securities	Interest	Securities	Interest	Securities	Interest	Securities	Interest	Securities	Interest	Securities	Interest	Securities	Interest
Global Master Repurchase Agreement														
DBU	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.772	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0	\$ (1,772)	0	1,735	\$ 0	(37)	
JPS	190		0		0		0	0	190		(178)		14	
SDG	0		(852)		0		0		(852)		891		39	
Master Securities Forward Transactions Agreement														
NOM	0		0		0		0		(176)		(176)	0	(176)	
Total Borrowings and Other Financing Transactions	\$ 6	190	\$ (2,624)	6	0	\$ 0	0	\$ (176)						

^(a) Includes accrued interest.

^(b) The average amount of borrowings outstanding during the period ended October 31, 2022 was \$3,118 at a weighted average interest rate of 0.725%. Average borrowings may include sale-buyback transactions and reverse repurchase agreements, if held during the period.

^(c) Includes \$1 of interest payable on short sales.

^(d) Net exposure represents the net receivable/payable that would be due from/to the counterparty in the event of default. Exposure from borrowings and other financing transactions can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note II, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

□ FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED

FUTURES CONTRACTS

Description	Type	Expiration Month	# of Contracts	Unrealized		Variation Margin	
				Appreciation/(Depreciation)	Asset	Liability	Asset
Euro-Bobl 5-Year Note December Futures	Short	12/2022	6	\$ 18	\$ 6	\$ 0	\$ 0
Euro-Bund 10-Year Bond December Futures	Short	12/2022	9	58	16	0	0
Japan Government 10-Year Bond December Futures	Short	12/2022	1	(89)	0	(11)	0
U.S. Treasury 2-Year Note December Futures	Short	12/2022	11	47	3	0	0
U.S. Treasury 5-Year Note December Futures	Short	12/2022	56	256	13	0	0
U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	Long	12/2022	71	(499)	0	(23)	0
U.S. Treasury Ultra 30-Year Bond December Futures	Long	12/2022	1	(20)	0	(1)	0
Total Futures Contracts				\$ (143)	\$ 38	\$ (25)	

SWAP AGREEMENTS:

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CREDIT INDICES - SELL PROTECTION^(a)

Index/Tranches	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount ^(b)	Market Value ^(b)	Unrealized		Variation Margin	
					Appreciation/(Depreciation)	Asset	Liability	Asset
CDX EM-38 Index	1.000%	12/20/2027	\$ 200	\$ (16)	\$ 0	0	0	\$ (1)
iTraxx Asia ex-Japan IG Series 38 Index	1.000%	12/20/2027	100	(6)	(2)	0	0	0
				\$ (22)	\$ (2)	0	0	(1)

INTEREST RATE SWAPS

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized		Variation Margin	
						Appreciation/(Depreciation)	Asset	Liability	Asset
Pay	3-Month USD-UBOR	1.500%	08/21/2027	\$ 300	\$ (35)	\$ (19)	\$ 0	\$ 0	\$ (3)
Pay	3-Month USD-UBOR	1.500%	12/15/2028	200	(29)	(30)	0	0	(1)
Pay	3-Month USD-UBOR	2.710%	03/01/2029	3,800	(317)	(368)	0	0	(59)
Pay	3-Month USD-UBOR	1.750%	12/15/2031	100	(17)	(19)	0	0	0
Receive	3-Month ZAR-SAJIBOR	5.950%	11/30/2024	ZAR 9,000	17	17	0	0	0
Receive ^(a)	6-Month EURIBOR	1.750%	03/15/2033	EUR 300	34	3	5	0	0
Pay	BRL-CDI-Compounded	11.828%	01/03/2025	BRL 3,600	2	2	1	0	0
Pay	BRL-CDI-Compounded	12.220%	01/03/2025	3,600	4	2	1	0	0
Pay	BRL-CDI-Compounded	11.453%	01/04/2027	1,000	1	1	1	0	0
Pay	BRL-CDI-Compounded	11.620%	01/04/2027	400	0	0	1	0	0
Pay	IBMXD	6.100%	02/28/2025	MXN 13,600	(56)	(55)	0	0	(2)

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

78

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)		Variation Margin	
						Asset	Liability	Asset	Liability
Pay	IBMDX(D)	6.100%	02/28/2025	MXN 7,300	\$ (30)	\$ (30)	\$ 0	\$ 0	(11)
Receive	IBMDX(D)	5.470%	04/21/2025	3,500	17	17	0	0	0
Receive	IBMDX(D)	5.615%	04/23/2025	13,900	68	68	1	0	0
Receive	IBMDX(D)	5.520%	04/24/2025	3,300	16	16	0	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.750%	08/15/2024	\$ 1,500	(\$7)	(17)	2	0	0
Total Swap Agreements					\$ (364)	\$ (342)	\$ 12	\$ (66)	
Total					\$ (416)	\$ (344)	\$ 12	\$ (67)	

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED SUMMARY

The following is a summary of the market value and variation margin of Exchange-Traded or Centrally Cleared Financial Derivative Instruments as of October 31, 2022.

Cash of \$427 has been pledged as collateral for exchange-traded and centrally cleared financial derivative instruments as of October 31, 2022. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

	Financial Derivative Assets					Financial Derivative Liabilities					
	Variation Margin					Variation Margin					
	Market Value		Asset			Market Value		Liability			
	Purchased Options	Futures	Swap Agreements	Total		Written Options	Futures	Swap Agreements	Total		
Total Exchange-Traded or Centrally Cleared	\$ 0	\$ 6	38	6	12	\$ 50	\$ 0	\$ 0	(25)	\$ (87)	\$ (92)

- * If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- * The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- * The price and resulting values for credit default swap agreements serve as an indication of the current status of the payment/ performance risk and represent the likelihood of an expected liability or profit for the credit derivative should the notional amount of the swap agreement be closed/valued at the period end. Increasing market value, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced underlying's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- * This instrument has a forward starting effective date. See Note 2, Securities Transactions and Investment Income, in the Notes to Financial Statements for further information.

(b) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
				Asset	Liability
BOA	11/2022	JPY 2,500	\$ 18	\$ 0	\$ 0
BOA	11/2022	\$ 3,106	EUR 3,097	0	(45)
BOA	12/2022	EUR 3,097	\$ 3,112	45	0
BOA	12/2022	PEN 2,591	678	32	0
BOA	01/2023	ZAR 833	47	2	0
BOA	03/2023	927	53	3	0
BPS	11/2022	GBP 218	245	0	(16)
BPS	11/2022	\$ 81	GBP 73	3	0
BPS	12/2022	MXN 4,894	3	238	0
BPS	12/2022	TRY 650	28	0	(16)
BRK	11/2022	JPY 210,000	1,589	176	0
CBK	11/2022	\$ 240	GBP 213	5	0
CBK	11/2022	17	ZAR 285	0	(2)
CBK	12/2022	PEN 3,397	\$ 795	0	(38)
CBK	12/2022	291	74	2	0
CBK	12/2022	\$ 649	PEN 2,591	0	(2)
CBK	01/2023	BRL 305	\$ 58	1	0
CBK	01/2023	ZAR 1,902	109	6	0
CBK	02/2023	PEN 1,405	361	4	0
CBK	02/2023	\$ 1,192	PEN 4,753	0	(11)
CBK	03/2023	PEN 2,591	\$ 645	2	0
CBK	05/2023	ILS 1,983	566	13	0
CBK	05/2023	PEN 119	30	1	0
CBK	07/2023	ILS 2,265	710	54	0
CBK	08/2023	2,849	883	55	0
CBK	08/2023	\$ 283	ILS 977	1	0
QUB	12/2022	ZAR 1,000	\$ 64	9	0
GLM	12/2022	\$ 384	PEN 1,530	0	(2)

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

79

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS (Cont.)

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
				Asset	Liability
GLM	03/2023	MXN	238	\$ 12	\$ 0
GLM	04/2023	DOP	2,027	37	0
GLM	07/2023	ILS	1,175	349	8
JPM	11/2022	GBP	65	73	0
MBC	11/2022	EUR	215	211	0
MBC	11/2022	MYR	497	112	7
MBC	11/2022	\$ 43	EUR	44	1
MBC	12/2022	28	ZAR	507	0
MYI	11/2022	EUR	3,000	\$ 2,900	0
RYL	11/2022	\$ 51	EUR	52	0
SDX	04/2023	ZAR	4,731	\$ 257	3
UAG	01/2023	TRY	2,668	133	0
UAG	03/2023	ZAR	1,068	60	2
Total Forward Foreign Currency Contracts				\$ 435	\$ (188)

SWAP AGREEMENTS:

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, GOVERNMENT, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - BUY PROTECTION

Counterparty	Reference Entity	Fixed Deal (Pay) Rate	Maturity Date	Implied Credit Spread at October 31, 2022 ⁽²⁾	Notional Amount ⁽³⁾	Unrealized Premiums Paid/(Received)			Swap Agreements, at Value		
						Appreciation/(Depreciation)	Asset	Liability	Asset	Liability	
GST	Korea International Bond	(1.000%)	06/20/2027	0.600%	\$ 400	\$ (14)	\$ 8	\$ 0	\$ 0	\$ (8)	
JPM	Dubai Government International Bond	(1.000%)	12/20/2024	0.600%	100	0	(10)	0	0	(1)	
JPM	South Africa Government International Bond	(1.000%)	06/20/2026	2.480%	500	23	0	23	0	0	
						\$ 8	\$ 7	\$ 8	\$ 23	\$ (7)	

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, GOVERNMENT, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION

Counterparty	Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Implied Credit Spread at October 31, 2022 ⁽²⁾	Notional Amount ⁽³⁾	Unrealized Premiums Paid/(Received)			Swap Agreements, at Value		
						Appreciation/(Depreciation)	Asset	Liability	Asset	Liability	
BOA	Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2031	3.450%	\$ 200	\$ (29)	\$ (2)	\$ 0	\$ 0	\$ (11)	
BOA	Chile Government International Bond	1.000%	12/20/2026	1.290%	200	1	(3)	0	0	(2)	
BOA	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2024	0.830%	300	0	1	1	0	0	
BOA	Peru Government International Bond	1.000%	12/20/2031	2.100%	200	69	(7)	0	0	(15)	
BPS	Chile Government International Bond	1.000%	06/20/2024	0.820%	100	0	0	0	0	0	
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.890%	100	0	1	1	0	0	
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2026	1.340%	100	0	(1)	0	0	(1)	
BPS	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	1.200%	200	2	(3)	0	0	(1)	
BPS	Romania Government International Bond	1.000%	12/20/2023	2.140%	100	0	(1)	0	0	(1)	
BPS	Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2027	6.520%	400	(79)	1	0	0	(78)	
BRC	Argentina Government International Bond	5.000%	12/20/2023	28.610%	150	(24)	(10)	0	0	(34)	
BRC	Hungary Government International Bond	1.000%	12/20/2023	1.570%	100	(1)	0	0	0	(1)	
BRC	Qatar Government International Bond	1.000%	12/20/2022	0.220%	400	2	(1)	1	0	0	
BRC	Saudi Government International Bond	1.000%	06/20/2024	0.417%	500	5	0	5	0	0	
BRC	Saudi Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.440%	125	1	0	1	0	0	
CBK	Panama Government International Bond	1.000%	06/20/2024	0.900%	100	0	0	0	0	0	
CBK	Panama Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.980%	100	0	0	0	0	0	
DUB	South Africa Government International Bond	1.000%	12/20/2022	1.010%	200	(1)	2	1	0	0	
DUB	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2022	3.980%	200	(69)	9	0	0	0	
GST	Chile Government International Bond	1.000%	06/20/2024	0.820%	100	0	0	0	0	0	
GST	Indonesia Government International Bond	1.000%	12/20/2027	1.380%	1,100	(21)	4	0	0	(17)	
GST	Malaysia Government International Bond	1.000%	12/20/2023	0.330%	2,800	(14)	40	26	0	0	
GST	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2027	1.500%	100	0	(1)	0	0	(1)	
GST	Peru Government International Bond	1.000%	12/20/2025	1.070%	200	3	(3)	0	0	0	
GST	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	1.200%	400	2	(4)	0	0	(2)	
GST	Saudi Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.440%	75	1	0	1	0	0	
GST	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2022	3.980%	200	(69)	9	0	0	0	
HUS	Saudi Government International Bond	1.000%	12/20/2023	0.370%	1,000	0	8	8	0	0	
JPM	State Oil Co. of the Azerbaijan Republic	1.000%	12/20/2023	2.240%	500	(17)	11	0	0	(6)	
MYC	Chile Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.880%	100	0	0	0	0	0	
MYC	Chile Government International Bond	1.000%	12/20/2027	1.530%	300	(10)	3	0	0	(7)	
MYC	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	1.200%	100	0	(1)	0	0	(1)	
MYC	Qatar Government International Bond	1.000%	12/20/2022	0.220%	500	2	(1)	1	0	0	
MYC	South Africa Government International Bond	1.000%	12/20/2022	1.010%	300	(6)	6	0	0	0	

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

80

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, GOVERNMENT, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION¹ (Cont.)

Counterparty	Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Implied Credit Spread at October 31, 2022 ²		Notional Amount ³	Premiums Paid (Received)	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Swap Agreements, at Value	
				Spread	Asset				Liability	
MYC	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2026	6.470%	\$ 200	\$ (37)	\$ 2	\$ 0	\$ (5)	
						\$ (246)	\$ 59	\$ 46	\$ (233)	
	Total Swap Agreements					\$ (237)	\$ 66	\$ 69	\$ (240)	

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of OTC financial derivative instruments and collateral pledged/received as of October 31, 2022:

Counterparty	Financial Derivative Assets					Financial Derivative Liabilities							
	Forward Foreign Currency Contracts		Purchased Options	Swap Agreements	Total Over the Counter	Forward Foreign Currency Contracts		Written Options	Swap Agreements	Total Over the Counter	Net Market Value of OTC Derivatives	Collateral Pledged/ (Received)	Net Exposure ⁴
	Options	Contracts				Options	Contracts						
BOA	\$ 82	0	0	1	\$ 83	\$ (45)	0	0	\$ (46)	\$ (93)	\$ (109)	\$ 0	\$ (10)
BPS	3	0	0	1	4	(18)	0	(81)	(81)	(99)	(95)	0	(95)
BRK	176	0	0	7	183	0	0	(35)	(35)	148	0	0	148
CBK	144	0	0	0	144	(53)	0	0	(53)	91	0	0	91
DUB	9	0	0	1	10	0	0	0	0	10	0	0	10
GLM	8	0	0	0	8	(2)	0	0	0	(2)	6	0	6
GST	0	0	0	27	27	0	0	(26)	(26)	1	0	0	1
RUS	0	0	0	8	8	0	0	0	0	8	0	0	8
JPM	0	0	0	23	23	(2)	0	(7)	(9)	14	0	0	14
MSC	8	0	0	0	8	(2)	0	0	0	(2)	6	0	6
MYC	0	0	0	1	1	0	0	(43)	(43)	(42)	0	0	(42)
MTI	0	0	0	0	0	(65)	0	0	(65)	(65)	0	0	(65)
RYL	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SDX	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3
UAG	2	0	0	0	2	(1)	0	0	(1)	1	0	0	1
Total Over the Counter	\$ 435	\$ 0	6	69	\$ 504	\$ (188)	\$ 0	6	(240)	\$ (428)			

- ¹ If the Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- ² If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- ³ Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, U.S. Municipal issues or sovereign issues as of period end serve as indicators of the current status of the payment performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit conditions and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- ⁴ The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- ⁵ Net exposure represents the net receivable/payable that would be due from the counterparty in the event of default. Exposure from OTC financial derivative instruments can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

FAIR VALUE OF FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following is a summary of the fair valuation of the Fund's derivative instruments categorized by risk exposure. See Note 7, Principal and Other Risks, in the Notes to Financial Statements on risks of the Fund.

Fair Values of Financial Derivative Instruments on the Statements of Assets and Liabilities as of October 31, 2022:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments						Total	
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts		Interest Rate Contracts		
				Contracts	Options			
Financial Derivative Instruments - Assets								
Exchange-traded or centrally cleared								
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0	\$ 0	0	\$ 38	
Swap Agreements	0	0	0	0	0	0	12	
Over the counter								
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0	\$ 0	435	\$ 435	
Swap Agreements	0	0	69	0	0	0	69	
	\$ 0	\$ 0	\$ 69	0	0	435	\$ 504	
	\$ 0	\$ 0	\$ 69	0	0	50	\$ 554	

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

81

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

	Derivatives not accounted for as hedging instruments						
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total	
Financial Derivative Instruments - Liabilities							
Exchange-traded or centrally cleared							
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (25)	\$ (25)	
Swap Agreements	0	0	(1)	0	0	(65)	(65)
	\$ 0	\$ 0	(1)	\$ 0	\$ (91)	\$ (91)	(91)
Over the counter							
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (188)	\$ 0	\$ (188)	(188)
Swap Agreements	0	0	(240)	0	0	0	(240)
	\$ 0	\$ 0	(240)	\$ 0	\$ (188)	\$ 0	(428)
	\$ 0	\$ 0	(241)	\$ 0	\$ (188)	\$ 0	(529)

The Effect of Financial Derivative Instruments on the Statements of Operations for the period ended October 31, 2022:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments						
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total	
Net Realized Gain (Loss) on Financial Derivative Instruments							
Exchange-traded or centrally cleared							
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 72	\$ 72	72
Swap Agreements	0	0	(16)	0	398	398	398
	\$ 0	\$ 0	(16)	\$ 0	\$ 470	\$ 470	454
Over the counter							
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 982	\$ 0	\$ 982	982
Swap Agreements	0	0	(253)	0	0	0	(253)
	\$ 0	\$ 0	(253)	\$ 982	\$ 0	\$ 0	729
	\$ 0	\$ 0	(269)	\$ 982	\$ 0	\$ 470	1,183
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation) on Financial Derivative Instruments							
Exchange-traded or centrally cleared							
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (219)	\$ (219)	(219)
Swap Agreements	0	0	(3)	0	742	742	745
	\$ 0	\$ 0	(3)	\$ 0	\$ (661)	\$ (661)	(954)
Over the counter							
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 283	\$ 0	\$ 283	283
Swap Agreements	0	0	188	0	0	0	(188)
	\$ 0	\$ 0	(66)	\$ 283	\$ 0	\$ 0	215
	\$ 0	\$ 0	(71)	\$ 283	\$ 0	\$ (661)	(749)

FAIR VALUE MEASUREMENTS

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of October 31, 2022 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 10/31/2022	Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 10/31/2022			
					Investments in Securities, at Value							
Investments in Securities, at Value												
Angola					Brazil							
Sovereign Issues	\$ 0	\$ 0	481	\$ 0	Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 0	\$ 1	\$ 1			
Argentina					Sovereign Issues	0	201	0	201			
Sovereign Issues	0	506	0	506	Structured Notes	0	0	183	183			
Armenia					Cameroun							
Sovereign Issues	0	146	0	146	Sovereign Issues	0	66	0	66			
Azerbaijan					Cayman Islands							
Corporate Bonds & Notes	0	291	0	291	Corporate Bonds & Notes	0	2,874	0	2,874			
Sovereign Issues	0	198	0	198	Sovereign Issues	0	202	0	202			
Bahamas					Chile							
Sovereign Issues	0	192	0	192	Corporate Bonds & Notes	0	955	0	955			
Bahrain					Sovereign Issues	0	154	0	154			
Sovereign Issues	0	175	0	175	Colombia							
Bermuda					Corporate Bonds & Notes	0	169	0	169			
Corporate Bonds & Notes	0	149	0	149	Sovereign Issues	0	1,312	0	1,312			
Costa Rica					Costa Rica							
Sovereign Issues					Sovereign Issues	0	292	0	292			

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

82

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 10/31/2022	Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 10/31/2022
Investments in Securities, at Value									
Dominican Republic					Pakistan				
Sovereign Issues	\$ 0 0	1,491	\$ 0 0	1,491	Sovereign Issues	\$ 0 0	158	\$ 0 0	158
Ecuador					Panama				
Sovereign Issues	0	688	0	688	Corporate Bonds & Notes	0	458	0	458
Egypt					Sovereign Issues	0	553	0	553
Sovereign Issues	0	1,265	0	1,265	Paraguay				
El Salvador					Sovereign Issues	0	355	0	355
Sovereign Issues	0	161	0	161	Peru				
Ghana					Corporate Bonds & Notes	0	852	0	852
Sovereign Issues	0	378	0	378	Sovereign Issues	0	285	0	285
Guatemala					Philippines				
Corporate Bonds & Notes	0	200	0	200	Sovereign Issues	0	329	0	329
Sovereign Issues	0	446	0	446	Djibouti				
Hong Kong					Corporate Bonds & Notes	0	418	0	418
Corporate Bonds & Notes	0	299	0	299	Romania				
Sovereign Issues	0	161	0	161	Sovereign Issues	0	686	0	686
Hungary					Russia				
Sovereign Issues	0	589	0	589	Sovereign Issues	0	273	0	273
India					Saudi Arabia				
Corporate Bonds & Notes	0	486	0	486	Corporate Bonds & Notes	0	245	0	245
Indonesia					Sovereign Issues	0	388	0	388
Corporate Bonds & Notes	0	1,061	0	1,061	Senegal				
Ireland					Sovereign Issues	0	313	0	313
Sovereign Issues	0	58	0	58	Serbia				
Israel					Sovereign Issues	0	228	0	228
Corporate Bonds & Notes	0	191	0	191	Singapore				
Sovereign Issues	0	333	0	333	Corporate Bonds & Notes	0	331	0	331
Ivory Coast					South Africa				
Sovereign Issues	0	604	0	604	Corporate Bonds & Notes	0	1,272	400	1,672
Jamaica					Sovereign Issues	0	539	0	539
Sovereign Issues	0	214	0	214	Sri Lanka				
Japan					Sovereign Issues	0	262	0	262
Corporate Bonds & Notes	0	298	0	298	Supranational				
Jersey, Channel Islands					Corporate Bonds & Notes	0	158	0	158
Corporate Bonds & Notes	0	95	0	95	Switzerland				
Jordan					Corporate Bonds & Notes	0	460	0	460
Sovereign Issues	0	400	0	400	Tunisia				
Kazakhstan					Sovereign Issues	0	155	0	155
Corporate Bonds & Notes	0	840	0	840	Turkey				
Sovereign Issues	0	154	0	154	Sovereign Issues	0	1,031	0	1,031
Kenya					Ukraine				
Sovereign Issues	0	339	0	339	Corporate Bonds & Notes	0	37	0	37
Lebanon					Sovereign Issues	0	251	0	251
Sovereign Issues	0	42	0	42	United Arab Emirates				
Luxembourg					Corporate Bonds & Notes	0	342	0	342
Corporate Bonds & Notes	0	522	0	522	Sovereign Issues	0	120	0	120
Malaysia					United Kingdom				
Corporate Bonds & Notes	0	298	0	298	Corporate Bonds & Notes	0	818	0	818
Mexico					United States				
Corporate Bonds & Notes	0	1,355	6	1,361	Corporate Bonds & Notes	0	612	0	612
Sovereign Issues	0	153	0	153	Mortgage-Backed Securities	0	284	0	284
Mongolia					U.S. Government Agencies	0	284	0	284
Sovereign Issues	0	634	0	634	U.S. Treasury Obligations	0	2,691	0	2,691
Morocco					Uruguay				
Corporate Bonds & Notes	0	273	0	273	Sovereign Issues	0	314	0	314
Sovereign Issues	0	319	0	319	Uzbekistan				
Namibia					Sovereign Issues	0	143	0	143
Sovereign Issues	0	180	0	180	Venezuela				
Netherlands					Corporate Bonds & Notes	0	51	0	51
Corporate Bonds & Notes	0	626	0	626	Sovereign Issues	0	146	0	146
Sovereign Issues	0	337	0	337	Zambia				
Nigeria					Sovereign Issues	0	81	0	81
Corporate Bonds & Notes	0	230	0	230	Short-Term Instruments	0	4,582	0	4,582
Sovereign Issues	0	1,376	0	1,376	Total Investments	\$ 0 0	46,162	\$ 589	\$ 46,751
Oman					Short Sales, at value	\$ 0 0	(176)	\$ 0 0	\$ (176)
Sovereign Issues	0	643	0	643					

See accompanying notes.

Annual Report | October 31, 2022

88

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2022

Category and Sub-category	Fair Value at		
	Level 1	Level 2	Level 3
Financial Derivative Instruments - Assets			
Exchange-traded or centrally cleared	\$ 22	\$ 28	\$ 0
Over the counter	0	504	0
	<u>\$ 22</u>	<u>\$ 532</u>	<u>\$ 0</u>
Financial Derivative Instruments - Liabilities			
Exchange-traded or centrally cleared	(11)	(91)	0
Over the counter	0	(428)	(428)
	<u>8</u>	<u>(1)</u>	<u>\$ (519)</u>
Totals	\$ 21	\$ 45,899	\$ 589
			\$ 46,609

The following is a summary of purchases, issuances, and transfers of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Fund during the period ended October 31, 2022, as applicable:

Category and Sub-category	Net Purchases	Issuances	Transfers into	Transfers out of
			Level 3	Level 3
Investments in Securities, at Value				
Brasil				
Structured Notes	\$ 0	310	\$ 0	\$ 0
	<u>\$ 0</u>	<u>310</u>	<u>\$ 0</u>	<u>\$ 0</u>

The following is a summary of significant unobservable inputs used in the fair valuations of assets and liabilities categorized within Level 3 of the fair value hierarchy:

Category and Sub-category	Ending Balance at 10/31/2022	Valuation Technique	Unobservable Inputs	Input Value(s) (% Unless Noted Otherwise)	
				BRL	MXN
Investments in Securities, at Value					
Brasil					
Structured Notes	\$ 0	Reference Instrument	Weighted average	BRL	33.00
Mexico					
Corporate Bonds & Notes	6	Expected Recovery	Price	MXN	3.21
South Africa					
Corporate Bonds & Notes	400	Reference Instrument	Yield		9.92%
Totals	\$ 589				

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2022

84

(2)【2021年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピムコ・ワールド・ハイインカム
資産・負債計算書
2021年10月31日現在

ピムコ・ワールド・ハイインカム		
	(千米ドル、一口当たり 金額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 産 :		
投資有価証券、時価		
投資有価証券	115	15
関係会社に対する投資有価証券	76,260	9,950
金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
投資有価証券売却未収金	0	0
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	111	14
ファンド受益証券売却未収金	11	1
	<u>76,497</u>	<u>9,981</u>
負 債 :		
金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
投資有価証券購入未払金	0	0
関係会社に対する投資有価証券購入未払金	8	1
相手方からの預託金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	113	15
未払管理報酬	46	6
未払代行協会員報酬	6	1
未払販売報酬	33	4
その他の負債	65	8
	<u>271</u>	<u>35</u>
純 資 産	<u>76,226</u>	<u>9,945</u>
投資有価証券の取得原価	115	15
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	<u>57,364</u>	<u>7,484</u>
純 資 産	<u>76,226</u>	<u>9,945</u>
発行済受益証券口数	9,622 千口	
発行済受益証券一口当たりの純資産価格 および買戻価格 (機能通貨による)	7.92 米ドル	1,033 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資産・負債計算書

2021年10月31日現在

ピムコ・パミューダ・エマージング・

マーケット・ボンド・ファンド(M)

(千米ドル、一口当たり 金額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
-----------------------	----------------------

資 产 :

投資有価証券、時価

投資有価証券*	80,608	10,517
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品		
または集中清算の対象となる		
金融デリバティブ商品	55	7
店頭取引金融デリバティブ商品	441	58
現金	0	0
相手方への預託金	682	89
外国通貨、時価	52	7
投資有価証券売却未収金	257	34
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	635	83
ファンド受益証券売却未収金	8	1
未収利息および／または未収分配金	1,032	135
	<hr/> 83,770	<hr/> 10,929

負 債 :

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レポ契約に対する未払金	5,137	670
空売りにかかる未払金	270	35
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品		
または集中清算の対象となる		
金融デリバティブ商品	15	2
店頭取引金融デリバティブ商品	366	48
投資有価証券購入未払金	658	86
TBA投資有価証券購入未払金	953	124
相手方からの預託金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	111	14
カストディアンへの当座借越	0	0
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理事務報酬	0	0
	<hr/> 7,510	<hr/> 980

純 資 产

投資有価証券の取得原価	81,364	10,616
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	0	0
保有外国通貨にかかる取得原価	56	7
空売りにかかる受領額	300	39
金融デリバティブ商品にかかる取得原価		
またはプレミアム、純額	(23)	(3)

* レポ契約を含む :	265	35
純 資 産	76,260	9,950
発行済 受益証券口数	4,154 千口	
発行済受益証券一口当たりの純資産価格 および買戻価格 (機能通貨による)	18.36 米ドル	2,395 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

【損益計算書】

ピムコ・ワールド・ハイインカム
運用計算書
2021年10月31日終了年度

ピムコ・ワールド・ハイインカム		
	(千米ドル)	(百万円)
投 資 収 益 :		
利息	0	0
収 益 合 計	<u>0</u>	<u>0</u>
費 用 :		
管理報酬	564	74
販売報酬	403	53
代行協会員報酬	80	10
支払利息	0	0
弁護士報酬	46	6
その他の費用	0	0
費 用 合 計	<u>1,093</u>	<u>143</u>
純 投 資 収 益 (費 用)	<u>(1,093)</u>	<u>(143)</u>
実現純利益(損失) :		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	4,033	526
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
外国通貨	0	0
実現純利益	<u>4,033</u>	<u>526</u>
未実現利益(損失)純変動額 :		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	1,723	225
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
未実現利益(損失)純変動額	<u>1,723</u>	<u>225</u>
純利益	5,756	751
運用の結果による純資産の純増加額	<u>4,663</u>	<u>608</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運用計算書

2021年10月31日終了年度

		ピムコ・パミューダ・エマージング・ マーケット・ポンド・ファンド(M)	
		(千米ドル)	(百万円)
投 資 収 益 :			
利息(外国税控除後) *	4,317	563	
分配金(外国税控除後) *	8	1	
収 益 合 計	4,325	564	
費 用 :			
投資顧問報酬	0	0	
管理事務報酬	0	0	
支払利息	25	3	
その他の費用	0	0	
費 用 合 計	25	3	
純 投 資 収 益(費 用)	4,300	561	
実現純利益(損失) :			
投資有価証券	441	58	
関係会社に対する投資有価証券	0	0	
上場金融デリバティブ商品または			
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(142)	(19)	
店頭取引金融デリバティブ商品	153	20	
外国通貨	217	28	
実現純利益(損失)	669	87	
未実現利益(損失)純変動額 :			
投資有価証券	977	127	
関係会社に対する投資有価証券	0	0	
上場金融デリバティブ商品または			
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(85)	(11)	
店頭取引金融デリバティブ商品	(158)	(21)	
外国通貨建て資産および負債	53	7	
未実現利益(損失)純変動額	787	103	
純利益(損失)	1,456	190	
運用の結果による純資産の純増加(減少)額	5,756	751	
* 外国税	8	1	

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2021年10月31日終了年度

以下による純資産の増加(減少) :

運用 :

	ピムコ・ワールド・ハイインカム (千米ドル)	ピムコ・ワールド・ハイインカム (百万円)
純投資収益(費用)	(1,093)	(143)
実現純利益	4,033	526
未実現利益(損失)純変動額	1,723	225
運用の結果による純増加額	4,663	608

受益者への分配金 :

分配金	(7,018)	(916)
分配金合計	(7,018)	(916)

ファンド受益証券取引 :

ファンド受益証券取引による純増加(減少)額*	745	97
純資産の(減少)額合計	(1,610)	(210)

純資産 :

期首残高	77,836	10,155
期末残高	76,226	9,945

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

* 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2021年10月31日終了年度

ピムコ・バミューダ・エマージング・

マーケット・ボンド・ファンド(M)

(千米ドル) (百万円)

以下による純資産の増加(減少) :

運用用 :

純投資収益(費用)	4,300	561
実現純利益(損失)	669	87
未実現利益(損失)純変動額	787	103
運用の結果による純増加(減少)額	<u>5,756</u>	<u>751</u>
ファンド受益証券取引 :		
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額*	(7,477)	(976)
純資産の増加(減少)額合計	<u>(1,721)</u>	<u>(225)</u>
純資産 :		
期首残高	77,981	10,174
期末残高	<u>76,260</u>	<u>9,950</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

* 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2021年10月31日終了年度

ピムコ・ワールド・ハイインカム

	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報: ^		
期首純資産価格	8.15	1,063
純投資収益(費用) ^(a)	(0.11)	(14)
実現 / 未実現純利益	0.60	78
投資運用からの増加合計	<u>0.49</u>	<u>64</u>
分配金合計	<u>(0.72)</u>	<u>(94)</u>
期末純資産価格	<u><u>7.92</u></u>	<u><u>1,033</u></u>
トータル・リターン(機能通貨による) ^(b)	6.01 %	
期末純資産(千米ドル)	<u>76,226 千米ドル</u>	<u>9,945 百万円</u>
費用の対平均純資産比率	1.36 %	
支払利息を除いた費用の対平均純資産比率	1.36 %	
純投資収益(費用)の対平均純資産比率	<u>(1.36) %</u>	

^ ゼロ残高は、0.01%未満に四捨五入された実際値または機能通貨による1ペニーを反映していることがある。

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは(もしあれば)、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム
 経理のハイライト
 2021年10月31日終了年度

ピムコ・パミューダ・エマージング・
 マーケット・ボンド・ファンド(M)

	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報 : ^		
期首純資産価格	17.09	2,230
純投資収益(費用) ^(a)	0.97	127
実現 / 未実現純利益(損失)	0.30	39
投資運用からの増加(減少)合計	<u>1.27</u>	<u>166</u>
期末純資産価格	<u>18.36</u>	<u>2,395</u>
トータル・リターン(機能通貨による) ^(b)	7.43 %	
期末純資産(千米ドル)	<u>76,260</u> 千米ドル	<u>9,950</u> 百万円
費用の対平均純資産比率	0.03 %	
支払利息を除いた費用の対平均純資産比率	0.00 %	
純投資収益(費用)の対平均純資産比率	<u>5.33</u> %	

[^] ゼロ残高は、0.01%未満に四捨五入された実際値または機能通貨による1ペニーを反映していることがある。

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいています。

(b) トータル・リターンは(もしあれば)、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2021年10月31日

1. 機構

本報告書において述べられる各ファンド(以下、各「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。)は、該当するファンドの各クラス受益証券(以下「クラス」という。)を含む、ピムコ・バミューダ・トラスト(以下「トラスト」という。)のシリーズ・トラストである。トラストは、バミューダの法律に基づき、ワインチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2003年12月1日付信託証書(隨時改訂され、以下「信託証書」という。)に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。2017年9月29日の営業終了時点(米国東部標準時)付で、マイフルズ・トラスティ・サービス(バミューダ)リミテッド(以下「受託会社」という。)がトラストの受託会社として任命された。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「PIMCO」、「管理会社」、または「投資顧問会社」という。)は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「BBH」)は、ステート・ストリート・コーポレーション(「ステート・ストリート」)と契約を締結し、ステート・ストリートがBBHの投資家サービス事業(保管業務、ファンドの会計および管理事務、名義書換事務代行業務、預託業務、外国為替業務、受託業務ならびに証券貸付業務を含む。)を買収する。この取引は、通常の取引完了条件および規制当局の承認に従い、2022年第1四半期中に完了する予定である。

トラストは2006年投資ファンド法および標準ファンズについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、本報告書日付現在運用されているファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

ファンドの受益者(以下、個別的に、また、総称して「受益者」という。)またはファンドの受益証券(もしくはファンドへの投資)への言及は、当該ファンドに帰属する受益証券の保有者またはクラス受益証券(該当する場合)を意味するものとする。

本報告書に記載されるファンズは以下のとおりである。

ファンド	募集対象
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB	
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC	
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD	
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD	
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドE	
PIMCOバミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド ⁽¹⁾	
PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド	
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M) ピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド(M) PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M) PIMCOパミューダ・インカム・ファンド(M) PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド(M) PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド(M) PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)	他のファンズに対し、かかるファンズに とっても投資対象ビークルとしての役割を 果たすために限定して募集される。
PIMCOパミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOパミューダ・インカム・ファンド A [*] PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ ファンド ^{**} PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10 ^{(2) ***} PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ) ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンド ピムコ・ワールド・ハイインカム ^{****}	日本人およびその他の投資者に対して募 集される。
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム	日本人およびその他の投資者に対して募 集される。ユーロ、円および米ドルクラ ス受益証券は、日本の販売会社を通じて 公募により日本の公衆に対して募集さ れ、また、管理会社がその裁量により定 めるその他の投資者に対して募集する ことができる。ユーロ、円および米ドルクラ ス受益証券は、管理会社により承認さ れた投資者にのみ限定される。
PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ) ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	公募または私募によりその受益証券を日 本において募集し、ピムコジャパンリミ テッドまたは同等の免許を有する投資信 託委託会社により管理され、日本の投資 信託協会の規則の対象となる、日本の投 資信託及び投資法人に関する法律に基づ き組織されたファンド・オブ・ファン ズ・タイプの投資信託(以下「日本の投 資信託」という。)に限定して販売され る。

* PIMCOパミューダ・インカム・ファンドAのT(日本円)クラスおよびU(米ドル)クラスは、日本の信託銀行に受託された投資用口座に限定して募集され、PIMCOパミューダ・インカム・ファンドAのW(米ドル)クラスは、日本の機関投資家に限定して募集され、PIMCOパミューダ・インカム・ファンドAのNN(米ドル)クラスは、他のファンズに対し、かかるファンズにとって投資対象ビークルとしての役割を果たすために限定して募集される。PIMCOパミューダ・インカム・ファンドAのM(米ドル)(助言口座専用)クラスおよびM(日本円)(助言口座専用)クラスは、日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。

** PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンドのインスティテューションナル(円ヘッジ)クラスは、日本の機関投資家に限定して募集される。

*** 日本の販売会社および/または販売取扱会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。

**** 日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集される。

(1) 2020年10月30日から2021年10月31日までの期間。

(2) 2020年10月15日から2021年10月31日までの期間。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則(以下「US GAAP」という。)に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求することができる。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

(a) 被取得ファンズ

受託会社および管理会社は、()PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドA、PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドB、PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドCおよびPIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドD、()ピムコ・ワールド・ハイインカム、()PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンドおよびPIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、()PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA、PIMCOパミューダ・インカム・ファンドDおよびPIMCOパミューダ・インカム・ファンドE、()PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドおよびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド、()PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド およびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、()PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド およびPIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(以下、それぞれ「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得ファンド」という。)の資産の全てあるいは一部を、()PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)、()ピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)、()PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)、()PIMCOパミューダ・インカム・ファンド(M)、()PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、()ピムコパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、()PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)(以下「被取得ファンド」とい

う。)の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該被取得ファンズに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の一口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の一口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンドが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンドの投資目標が達成されるという保証はない。

経理のハイライトに表示されている比率には、被取得ファンドの費用は含まれていない。ファンドの報酬に関する詳細については、該当する場合、注記9の「報酬および費用」を参照のこと。

(b) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より当該証券の標準決済期間を越えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、ファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカウントの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。特定の外国証券にかかる見積税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて、運用計算書において受取利息の構成要素または投資証券にかかる未実現損益純変動額の項目に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資証券にかかる実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

本報告書に記載されているPIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10の財務諸表は、2020年10月15日(運用開始日)から2021年10月31日までの期間のものである。会計方針は、2020年10月31日に終了した期間および2021年10月31日に終了した年度において一貫して適用されている。2020年10月31日に終了した期間中の当該ファンドの活動には、当該ファンドの開始および運用により発生した出資、投資および運用費用が含まれていた。2020年10月15日(運用開始日)から2020年10月31日までの期間、2021年10月31日に終了した年度および2020年10月15日(運用開始日)から2021年10月31日までの期間の純資産変動計算書は以下のとおりである。

(金額:千単位)	未監査		未監査	
	2020年10月15日から		2020年11月1日から	
	2020年10月31日まで	2021年10月31日まで	2020年10月15日から	2021年10月31日まで
純投資収益	\$ 32	\$ 5,568	\$ 5,600	\$ 5,600
投資有価証券にかかる実現純利益	0	865	865	865
投資有価証券の未実現利益 / (損失) の純変動額	(1,511)	7,654	7,654	6,143
運用の結果による純資産の純増加 (減少) 額	(1,479)	14,087	14,087	12,608
申込み	428,248	0	0	428,248
買戻し	0	(75,871)	(75,871)	(75,871)
純資産の純変動	\$ 426,769	\$ (61,784)	\$ 364,985	\$ 364,985

本報告書に記載されているPIMCOパミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドの財務諸表は、2020年10月30日(運用開始日)から2021年10月31日までの期間のものである。会計方針は、2020年10月31日に終了した期間および2021年10月31日に終了した年度において一貫して適用されている。2020年10月31日に終了した期間中の当該ファンドの活動には、当該ファンドの開始および運用により発生した出資、投資および運用費用が含まれていた。2020年10月30日(運用開始日)から2020年10月31日までの期間、2021年10月31日に終了した年度および2020年10月30日(運用開始日)から2021年10月31日までの期間の純資産変動計算書は以下のとおりである。

(金額:千単位)	未監査		未監査	
	2020年10月30日から	2020年10月31日まで	2020年11月1日から	2020年10月30日から
			2021年10月31日まで	2021年10月31日まで
純投資収益	\$ 0	\$ 837	\$ 837	\$ 837
投資有価証券にかかる実現純(損失)		0	(6,722)	(6,722)
投資有価証券の未実現利益/(損失)の純変動額		0	(3,610)	(3,610)
運用の結果による純資産の純増加(減少)額		0	(9,495)	(9,495)
受益者への分配金	0	0	0	0
申込み	24,690	177,059	201,749	
買戻し	0	(8,486)	(8,486)	
純資産の純変動	\$ 24,690	\$ 159,078	\$ 183,768	

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される（以下「機能通貨」という。）。各ファンズの機能通貨は、以下の表に記載される。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目（もしあれば）は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンズは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益（損失）ならびに未実現利益（損失）純変動額に含まれる。ファンズは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット（現金）ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レートの変動から生じた未実現外国通貨利益および損失は、運用計算書の外国通貨建て資産および負債にかかる未実現利益（損失）純変動額に含まれる。

特定のファンズ（またはクラス（該当する場合））の純資産価額（以下「純資産価額」という。）およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（以下「純資産価額通貨」という。）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド／クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドA		
F（米ドル）	米ドル	米ドル
J（日本円）	日本円	米ドル
J（米ドル）	日本円	米ドル
Y（日本円）	日本円	米ドル
Y（米ドル）	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドB		
F（豪ドル）	豪ドル	米ドル
Y（豪ドル）	日本円	米ドル
Y（ブラジル・レアル）	日本円	米ドル
Y（メキシコ・ペソ）	日本円	米ドル
Y（ロシア・ルーブル）	日本円	米ドル
Y（トルコ・リラ）	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドC		
Y（C - 米ドル）	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドD		

Y(ワールド)	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド		
J(日本円)	日本円	米ドル
米ドルクラス	米ドル	米ドル
ピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド		
インスティテューショナル(日本円)	日本円	米ドル
インスティテューショナル(円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・インカム・ファンド(M)	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA		
F(日本円)	日本円	米ドル
F(米ドル)	米ドル	米ドル
J(日本円)	日本円	米ドル
J(米ドル)	日本円	米ドル
K(米ドル)	米ドル	米ドル
M(日本円)(助言口座専用)クラス	日本円	米ドル
M(米ドル)(助言口座専用)クラス	米ドル	米ドル
N(日本円)	日本円	米ドル
N(米ドル)	日本円	米ドル
NN(米ドル)	米ドル	米ドル
P(日本円)	日本円	米ドル
Q(日本円)	日本円	米ドル
R(日本円)	日本円	米ドル
S(日本円)	日本円	米ドル
T(日本円)	日本円	米ドル
U(米ドル)	米ドル	米ドル
W(米ドル)	米ドル	米ドル
X(日本円)	日本円	米ドル
X(米ドル)	米ドル	米ドル
Y(日本円)	日本円	米ドル
Y(米ドル)	日本円	米ドル
Z(日本円)	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドD		

NN(豪ドル)	豪ドル	米ドル
Y(ワールド)	日本円	米ドル
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドE		
B-J 1605(日本円)	日本円	日本円
B-J 1605(米ドル)	日本円	日本円
B-J 1609(日本円)	日本円	日本円
B-J 1609(米ドル)	日本円	日本円
B-J 1612(日本円)	日本円	日本円
B-J 1612(米ドル)	日本円	日本円
PIMCOパミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド		
B(米ドル)	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド		
インスティテューショナル(円ヘッジ)	日本円	米ドル
J(日本円)	日本円	米ドル
J(米ドル)	日本円	米ドル
米ドルクラス	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	米ドル	米ドル
PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	日本円	米ドル
PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10		
米ドルクラス	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド		
J(豪ドル)	日本円	米ドル
J(ブラジル・レアル)	日本円	米ドル
J(カナダ・ドル)	日本円	米ドル
J(インドネシア・ルピア)	日本円	米ドル
J(インド・ルピー)	日本円	米ドル
J(韓国ウォン)	日本円	米ドル
J(メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル
J(ロシア・ルーブル)	日本円	米ドル
J(トルコ・リラ)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド		
J(ユーロ)	日本円	米ドル
J(英ポンド)	日本円	米ドル
J(米ドル)	日本円	米ドル
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム		
ユーロクラス	ユーロ	米ドル
円クラス	日本円	米ドル

J (円ヘッジ)	日本円	米ドル
米ドルクラス	米ドル	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		
J (日本円)	日本円	米ドル
J (円ヘッジ)	日本円	米ドル
J (米ドル)	米ドル	米ドル
Y (日本円)	日本円	米ドル
Y (円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		
Y (豪ドル)	日本円	米ドル
Y (ブラジル・レアル)	日本円	米ドル
Y (メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル
Y (トルコ・リラ)	日本円	米ドル
ピムコ・ワールド・ハイインカム	米ドル	米ドル

(d) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬、代行協会員報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り受益者に宣言され支払われるが、その許可は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎月宣言および分配

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドA
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドB
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドC
PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンドD
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA
F (日本円)
F (米ドル)
J (日本円)
J (米ドル)
N (日本円)
N (米ドル)
NN (米ドル)
S (日本円)
X (日本円)
X (米ドル)
Y (日本円)
Y (米ドル)
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドD
PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド
J (日本円)
J (米ドル)
米ドル
PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド
ピムコ・ワールド・ハイインカム
四半期毎の宣言および分配
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA
Q (日本円)
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドE (ただし、分配金の利回りが、一年間のローリング期間にわたり年率5%を超えないものとする。)
半年毎の宣言および分配
PIMCOパミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド
PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA
P (日本円)
R (日本円)
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム

以下のファンズ(またはそのクラス、(該当する場合))について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)

ピムコ・パミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

PIMCOパミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド

PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド

PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)

PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA

K(米ドル)

M(日本円)(助言口座専用)クラス

M(米ドル)(助言口座専用)クラス

T(日本円)

U(米ドル)^{*}

W(米ドル)

Z(日本円)

PIMCOパミューダ・インカム・ファンド(M)

PIMCOパミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド

PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド

インスティテューショナル(円ヘッジ)

PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)

PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)

PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)

PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド

PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド

* 当該ファンドのU(米ドル)クラス受益証券に関して、一切の分配は、管理会社および当該クラスの投資者との間の協定書に従って宣言される。

分配(もしあれば)は、一般的に関連するファンド(またはクラス(該当する場合))の純投資収益から支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可しうる。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。あらゆるファンド(またはクラス(該当する場合))に関連して支払われる分配金は当該ファンド(またはクラス(該当する場合))の純資産価額を減少させる。受益者の判断で、ファンド(またはクラス(該当する場合))からの分配金をファンド(またはクラス(該当する場合))の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの純資産価額通貨で支払われる。各ファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド(またはクラス(該当する場合))の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかつた分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド(またはクラス(該当する場合))の利益として計上される。

(f) 新会計基準公表および規則のアップデート

2020年3月、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は、ロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)および割引が見込まれるその他の参照レートからの移行に伴う潜在的な会計上の負担を緩和するための選択可能な指針を提供する会計基準書アップデート(Accounting Standards Update)

(以下「ASU」という。)第2020-04号を公表した。当該ASUは、2020年3月12日から2022年12月31日までの更新が発表された時点で、実質的に即座に実施される。この時点で、経営陣はこれらの変更が財務書類に与える影響について評価している。

3. 投資証券の評価および公正価値測定

(a) 投資評価方針

ファンドの受益証券の価格は、ファンドの純資産価額に基づく。ファンドまたはその各クラス(該当する場合)の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、(トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり)ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点(以下「NYSE終了時点」という。)で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日までに決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。各ファンドは、ファンドが早期に終了した場合において、純資産価額の算定のタイミングを変更する権利を有する。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、時価で評価される。時価は通常、公式終値または最後に報告された売値、あるいは売りが報告されない場合は、評価の確立したマーケット・メーカーから入手した見積り、もしくはファンズの承認された価格設定サービス、相場報告システムおよびその他の第三者のソース(以下、まとめて「価格設定サービス」という。)により提供される価格(評価価額を含む。)に基づき決定される。ファンズは通常、国内の持分証券についてはNYSE終了時点直後に受領した価格決定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。時価における価格設定が用いられた場合、外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている(非米国の)外国持分証券は、通常、主要な取引所であるとPIMCOがみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。(非米国の)外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。国内および(非米国の)外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび個別株オプションは、通常、プローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場を反映したデータを用いた価格設定サービスに基づき評価される。価格設定サービスから入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券または証券に関連する利回りデータから入手した時価の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格および相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービスから入手した見積りで評価される。スワップ契約は、価格設定サービスにより提供される市場ベースの価格またはプローカー・ディーラーから入手した見積りに基づき評価される。上場投資信託(以下「ETF」という。)を除き、ファンドのオープン・エンド型の投資運用会社への投資は、当該投資有価証券の純資産価額で評価される。

(非米国の)外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない(非米国の)外国持分証券もまた、公正価値で評価される。(非米国の)外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定サービスおよびその他の第三者ベンダーにより提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際ならびに公正価値決定の際に、ファンドは、とりわけ、関連市場の終了後およびNYSE終

了時点前に生じた重大な事象（米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。）について検討することができる。ファンドは、（非米国の）外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモーデリングツールを用いることができる。これらの目的において、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動（以下「ゼロ・トリガー」という。）も重要な事象とみなされ、（事実上、日々の公正価値評価につながる）価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない場合に（非米国の）外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかつた場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア（担保付き）変動金利ローンは、価格設定サービスにより提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値／売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア（担保付き）変動金利ローンは、時価に近似する公正価値で評価される。シニア（担保付き）変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。（a）借主および参加仲介業者の信用力、（b）ローンの期間、（c）類似のローンの市場における直近の価格（もしあれば）、および（d）類似の質、利率、次回の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが（非米国の）外国投資有価証券を保有する範囲において、受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次回の純資産価額の算定期に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。

市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任をPIMCOに委託した。市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できず、証券または資産が管理会社により承認された評価方法に従って評価できない場合、当該証券または資産の評価額は評価委員会により誠実に決定される。関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値情報、実勢相場（以下「プローカー価格」という。）または価格設定サービスの価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される証券取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。管理会社は、ファンドの証券または資産に重大な影響を及ぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または資産が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を有する。

純資産価額算定期の目的上、ファンドが組入証券またはその他の資産の評価額を決定するために公正価値評価を使用する場合、当該投資有価証券は、取引されている主たる市場からの見積りに基づき価格決定されるよりもむしろ、管理会社またはその指示に従って行動する者により公正価値を反映すると判断される他の方法で価格が決定されることがある。公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

（b）公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1, 2または3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1 - 活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格。

レベル2 - 活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティ、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3 - 管理会社またはその指示に従って行動する者による投資証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

期末現在レベル2もしくはレベル3に分類されていた資産または負債につき、投資有価証券を評価する際に用いられる評価方法に変更が生じたことから、前期以降、レベル2およびレベル3の間での移動が生じた。レベル2からレベル3への移動は、通常の業務の過程において、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータがないことから、価格設定サービスにより用いられる評価方法の使用（レベル2）から、重要であり観測不可能なインプットを使用したプローカー見積りまたは評価技法の使用（レベル3）への移動に伴い生じた変動の結果によるものである。

レベル3からレベル2への移動は、価格設定サービスにより提供される現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ、または重要であり観測可能なインプットを使用したその他の評価技法が入手できるようになった結果によるものである。

US GAAPの要件に従い、レベル3への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3への／からの移動の開示、ならびに当期中のレベル3の資産および負債の購入および発行の開示を要求する。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重要であり観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従い、公正価値の階層および重要であり観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

（c）評価方法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1、レベル2およびレベル3のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1、レベル2およびレベル3に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、バンクローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付証券は、通常、プローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてプローカー・ディーラーまたは価格設定サービスから入手した見積りに基づき評価される。価格設定サービスの内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相

場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却/買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービスにより、通常プローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いたモーゲージ関連およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物オプション等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

ファンドの機能通貨以外の通貨（建て）で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レート（直物相場と先物相場）を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に対する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格設定サービスにより、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他の持分証券もまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク債は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

（ETF以外の）オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

取引所の決済価格およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、特定の上場先物およびオプションに対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービスから入手した見積りを使用して評価される。これらの評価調整を用いた金融デリバティブは、公正価値の階層のレベル2に分類される。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービス（通常はNYSE終了時点で決定される。）により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値/売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティー、イールド・カーブ、配当

および為替レート等、活発に見積られる市場における観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカー・ディーラーの買呼値または価格設定サービス（通常はNYSE終了時点で決定される）により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価され得る。価格設定モデルには、翌日物金利スワップ（以下「OIS」という。）、LIBOR先渡レート、金利、イールド・カーブおよびクレジット・スプレッド等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の時価の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格、または市況データの分析により得られる内部評価による。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価監視委員会により承認された手続きに基づき、定期的にリセットされることがある。委任による価格設定手順（基準価格）の観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、管理会社はブローカー・ディーラーよりブローカー見積りを直接入手するか、第三者ベンダーを介してブローカー見積り入手する方法を選択することができる。公正価値がブローカー見積りによる単一の根拠に基づく場合、これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。ブローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、管理会社は、市場相場の裏付けとなる原インプットに対して透明性を持つものではない。ブローカー見積りにおける重大な変更は、当該証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

満期までの残存期間が60日以内の（コマーシャル・ペーパー等の）短期債務証券は、当該短期債務証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

4. 証券およびその他の投資有価証券

（a）繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（b）インフレ連動債券

特定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の

債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期時における（インフレ率調整後の）原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債（US TIPS）の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期時に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

（c）ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証書に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、（第二順位担保権付ローン、B ノートおよびメザニン・ローンを含む。）劣後債、ホテル・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保することによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払いを受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払いを受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。未履行ローン契約は、資産・負債計算書において負債として反映される。

（d）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および利息の支払いについては、米

国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形の民間保険または保証によってサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、貸借人のリース支払能力および貸借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カード債権および病院向け売掛金、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローン、ポート・ローン、モバイル住宅ローン、レクリエーション用車両ローン、組立住宅ローン、航空機リース、コンピューター・リースならびにシンジケート銀行ローン等の売掛金を含むがそれらに限定されない、様々な種類の資産により組成される。ファンドは、株式または「最初の損失」のトランシェを含む、モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の発行体の資本構成の任意のレベルにおいて投資することができる。

(e) モーゲージ担保債務証書

モーゲージ担保債務証書(以下「CMOs」という。)は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法的実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOsは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および利息の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOsは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

(f) ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券(以下「SMBS」という。)は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより構成される。SMBSには、すべての金利を受領するクラス(金利限定もしくは「I0」クラス)と、すべての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および一口当たり証券の減額として扱われる。

(g) 債務担保証券

債務担保証券(以下「CDOs」という。)は、債権担保証券(以下「CBOs」という。)、ローン担保証券(以下「CLOs」という。)および同様の仕組みの証券を含む。CBOsおよびCLOsは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の確定利付証券である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア(担保付き)・ローン、シニア(無担保)・ローンおよび劣後社債を含む。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。本報告書の他の部分およびファンドの英文目論見書で論じられている確定利付証券に付随する通常のリスク(例:期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、リーガル・リスクおよび金利リスク(ストラクチャード・ファイナンスにかかる未払利息が金利の変動の倍数に基づき変動した場合またはその逆の場合、一層悪化することがある。))に加え、CBOs、CLOsおよびその他のCDOsは、()担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、()担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、()ファンドが他のクラスに劣後するCBOs、CLOsまたはその他のCDOsに投資するリスク、および()複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、または予期せぬ投資結果を招く可能性などを含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

(h) 現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券（以下「PIK」という。）に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債務証券は、通常、原債券と同様の条件（満期日、利率および関連リスクを含む。）を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み（以下「利込価格」という。）、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

（i）譲渡制限証券

特定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求されることがある。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限投資証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2021年10月31日現在、ファンズが保有する譲渡制限投資証券は、該当する場合、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

（j）仕組債

特定のファンズは、当事者間により交渉された債務証券である仕組債およびその他の関連商品に投資することができる。それらの元本および／または利息は、選定された証券、証券の指標または特定の利率、もしくは債券に反映される指標等の2つの資産または市場の運用実績の差異等のベンチマーク資産の運用実績、市場または利率（以下「エンベデッド・インデックス」という。）を参照に決定される。仕組債は、銀行を含む企業および政府系機関により発行されることがある。当該仕組債の条項は、通常、仕組債が未決済の場合に、それらの元本および／または利息の支払いにエンベデッド・インデックスの変動が反映されるよう、上方または下方（ただし、通常はゼロを下回らない）に調整されることを条件とする。その結果、仕組債に対して行われるであろう利息および／または元本の支払いは、エンベデッド・インデックスのボラティリティーならびに元本および／または利息の支払いにかかるエンベデッド・インデックスの変動の影響を含む複数の要因により、大きく異なる可能性がある。

（k）米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券および連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）により保証された証券といつたいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行などのその他については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。）等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービスの一覧から、慣習的な（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書（以下「PCs」という。）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2019年6月、FNMAおよびFHLMCは、現在のTBA適格証券（以下「単一証券イニシアティブ」という。）の発行に代えて、ユニホーム・モーゲージ・バック証券（以下「UMBS」という。）の発行を開始した。単一証券イニシアティブは、TBA市場の全体的な流動性を支援し、FNMAとFHLMCの証券の特性を一致させることを目指

している。単一証券イニシアティブがTBA市場およびその他のモーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンズは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関する新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

(l) 発行時取引

特定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。かかる証券の取引は、認可されても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。発行時取引ベースの証券売買取引は、通常の決済期間を超えた支払いおよび交付の実施を伴う、あらかじめ決められた価格または利回りでのファンズによる証券売買の約定である。ファンズは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

(m) 銀行債務

ファンズが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

(n) パフォーマンス・リンク債

特定のファンズは、クレディ・スイス・インターナショナル（以下「報酬代理人」という。）により発行されるパフォーマンス・リンク債に投資し、PIMCOバミューダ・インカム・ファンズ（M）（以下「パフォーマンス・リンク債」という。）のパフォーマンスに連動するよう追求する。日本円の発行済みパフォーマンス・リンク債の場合、当該債券のパフォーマンスは、独自の算式を用いてクレディ・スイス・インターナショナルにより日本円に対してヘッジされる。注記9で詳述されるとおり、報酬代理人は特定の日本の販売会社に対するプレイスメント報酬の支払いのための資金を調達する。報酬代理人が（注記9において定義されるとおり）報酬代理人契約に基づき特定のエクスポートジャヤーをヘッジするために、PIMCOバミューダ・インカム・ファンズEの特定のクラスは、報酬代理人により特定される金額で隨時パフォーマンス・リンク債に投資する見込みである。注記9で定義されるとおり、PIMCOバミューダ・インカム・ファンズEの受益証券の償還および条件付後払手数料（以下「CDSC」という。）で適用される料率の段階的な下落を含むがそれらに限定されない事象が起きた場合に、ファンズの投資ポートフォリオにおけるパフォーマンス・リンク債の評価額合計をファンズの各クラスに適用されるCDSCに0.20%を加えた料率にファンズの各クラスの純資産価額を乗じた金額以下に維持するために、ファンズにより保有されるパフォーマンス・リンク債が部分的に買戻される。パフォーマンス・リンク債は、日々評価される。これらの評価額は、PIMCOバミューダ・インカム・ファンズ（M）の前日の純資産価額に基づく。また、日本円のパフォーマンス・リンク債に関しても、独自のヘッジの算式が適用される。ファンズは、報酬代理人を除き、報酬代理人の事前の書面による合意なしでパフォーマンス・リンク債を一切のその他の当事者に譲渡することができない。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスクおよびその他のリスク」を参照のこと。

（a）レポ契約

特定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ取引の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）を購入する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の時価は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、担保受領に対する手数料を支払う場合がある。

(b) 逆レポ契約

特定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および利息の支払いを受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

(c) 売却 / 買戻し取引

特定のファンズは、「売却 / 買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却 / 買戻し資金調達取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および利息の支払いを受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、()該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および()ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却 / 買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

(d) 空売り

特定のファンズは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、()類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、()ファンドの柔軟性を高めるため、()投資のリターンのため、()リスク・アービトレージ戦略の一部として、および()デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一部として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りに従事する場合、ファンドは空売りされた証券を借り入れ、相手方に受け渡すことができる。ファンドは通常、証券を借り入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならず、また、当該借り入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は(もしあれば)、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは損失を被る。ファンドがその組入証券を保有している場合、または追加費用なしで空売り証券もしくは空売り証券と同一の証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることができない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

(e) 与信枠

PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)は、受益者への買戻しに充当するための一時的な目的で、またはその他の短期流動性の目的で、三菱東京UFJ銀行(以下「MUFG」という。)およびその他の商業銀

行との間で1年末満(364日)のシニア無担保リボルビング与信契約を締結した。MUFGは、銀行および当該契約の関連当事者であるその他の銀行のエージェントの両方の役割を果たす。PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)は、LIBORベースの変動金利に信用スプレッドを加味した金利に基づき、金融費用を支払う。ファンドはまた、コミットメント額の未使用部分にかかる年率0.275%の報酬を支払う。延長または更新しない限り、当該契約は2021年8月21日に更新され、2022年8月21日に失効する。PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)の最大利用可能契約額は、45,000,000米ドルに等しい。2021年8月21日以前は、ファンドの最大利用可能契約額は、55,000,000米ドルであり、ファンドはコミットメント額の未使用部分にかかる年率0.275%の報酬を支払った。PIMCOパミューダ・バンク・ローン・ファンド(M)により支払われたコミットメント額、前払いおよび利息236,435米ドルは、運用計算書の支払利息に含まれている。

当期中、当該与信枠にかかる借入はなかった。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによるデリバティブ商品の利用方法および利用事由および金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純損益および未実現損益の純変動(それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。)は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現純損益ならびに未実現損益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ行為の金額に対する指針の役割を果たす。

(a) 為替予約契約

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に関する為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の時価は、為替予約契約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券は、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する特定のファンズはまた、ヘッジクラスの株式の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

(b) 先物契約

特定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約であり、証券取引所で取引される。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の時価変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金もしくは米国政府および政府機関の債務、または限定されたソブリン債を先物のブローカーに預けることが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金は、ファンドにより計上または回収されることがある(以下「先物変動証拠金」という。)。

先物変動証拠金（もしあれば）は、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

（c）オプション契約

特定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。特定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が計上され、その後、売りオプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの金額は、資産・負債計算書に資産として含まれる。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または清算された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。オプションの売り主としてのファンドは、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産として資産・負債計算書に含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。失効した購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として扱われる。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または清算された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実施する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

クレジット・デフォルト・スワップション

特定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップション契約を売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

特定のファンズは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。

インフレーション・キャップ・オプション

特定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。インフレーション・キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアは、インフレ関連商品にかかる投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利スワップション

特定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結、または既存のスワップ契約を短縮、延長、キャンセルもしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

特定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（以下「先物オプション」という。）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

証券にかかるオプション

特定のファンズは、リターンを高めるためまたは既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、証券にかかるオプションを売却または購入することができる。オプションは、オプション契約についての対象証券として、特定の証券を使用する。

(d) スワップ契約

特定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引(OTC)市場において当事者間により交渉されるか、もしくはセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済されることがある（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリアンスおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、それぞれのスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。時価の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現損益の純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動（以下「スワップ変動証拠金」という。）は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、スワップ契約に記載される条項と現在の市況（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他の関連要因）間の差異を補填するために、スワップ契約締結時に受領または履行された支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満期時に、運用計算書において実現利益または損失として計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンドにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの特定の投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は、その他のデリバティブ商品と同様に、ファンドにより時価、想定元本またはエクスポージャー額全体で評価されることがある。クレジット・デフォルト・スワップについては、特定のファンドの投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額（例：該当する契約の想定元本の和に時価を加えたもの）で評価するが、特定のファンドのその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを時価で評価することができる。例えば、ファン

ドの信用度に関する指針（もしあれば）の目的上、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価することがあるが、それは当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、（相殺前の）資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および時価の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがプロテクションを売却しているか購入しているかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的のための、ファンドによる特定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、その他のタイプの投資者による当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。スワップ契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利または当該スワップの対象資産の価値が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、および、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

既存のスワップ契約に基づき、ファンドが単一の相手方に負っているまたは単一の相手方から受領することになっている正味金額を制限する方針の範囲内で、当該制限は店頭取引スワップの相手方にのみ適用され、相手方がセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関である集中清算の対象となるスワップには適用されない。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

特定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するもしくは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングもしくはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、特定の信用事由の対象となる参照銘柄、債務もしくは指数に関する事象が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利を引換えに一方の当事者（以下「プロテクションの買い手」という。）による他方の当事者（以下「プロテクションの売り手」という。）に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて確定比率の収益をプロテクションの買い手から受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（ ）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または（ ）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（ ）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を交付するか、または（ ）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、信用事由が発生するまで、業界基準となる回復率または当該銘柄の特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限ら

れた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄のすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたバスケット方式のクレジット商品またはエクスポートジャヤーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および/あるいは各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウエイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウエイトを持つ。ファンダムは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資者を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッド(もしあれば)は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、参照債務の債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入/売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での時価の上昇は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンダムが、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金(割引前)の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンダムをプロテクションの売り手とする期末現在において未決済の個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金または同じ一つもしくは複数の参照銘柄に対してファンダムによって締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額によって部分的に相殺されることがある。

金利スワップ契約

特定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。ファンダムが保有する固定利率債の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンダムは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、想定元本に関連したファンダムによる他の当事者との利息の支払いまたは受領にかかるそれぞれの約定の交換を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち()金

利キャップ(この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはキャップを超える場合に支払いを合意する。)、()金利フロアー(この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意する。)、()金利カラー(この特約では、ファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを超える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアーを購入する、またその逆の取引を行う。)、()コーラブル金利スワップ(この特約では、買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までにゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮し前払報酬を支払う。)、()スプレッド・ロック(この特約では、金利スワップ使用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異(またはスプレッド)を固定することを認めている。)、または()ベース・スワップ(この特約では、二当事者間で、異なるセグメントの短期金融市場に基づく変動金利を交換することができる。)。

トータル・リターン・スワップ契約

特定のファンズは、原参照商品に対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにトータル・リターン・スワップ契約を締結することができる。トータル・リターン・スワップ契約は、一または複数のキャッシュ・フローが原参照資産の価格および固定金利または変動金利に基づき交換されるよう約定する。トータル・リターン・スワップ契約は、市場連動リターンと引換えに利息を支払うよう約定する。一方の相手方が特定の原参照資産のトータル・リターンを支払うが、これには単一の証券、証券のバスケットまたはインデックスが含まれることがあり、引換えに固定金利または変動金利を受領する。満期日において、トータル・リターンが原参照資産から資金調達利率(もしあれば)を控除したリターンと等しくなる場合、純キャッシュ・フローが交換される。受取人として、ファンドはプラスのトータル・リターンに基づく支払いを受領し、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払義務を負う。支払人として、ファンドはプラスのトータル・リターンにかかる支払義務を負い、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払いを受領する。

7. 主要なリスクおよびその他のリスク

(a) 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ(または被取得ファンズ、適用ある場合)は、市場の変化(市場リスク)または取引の相手方の債務不履行あるいは不能(信用リスクおよび取引相手方リスク)等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ

特定のファンズが実質的にそれぞれのすべての資産を被取得ファンドに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンドが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンドは、市場の変化(市場リスク)または取引の相手方の不履行あるいは不能(信用リスクおよび取引相手方リスク)による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

パフォーマンス・リンク債

PIMCOパミューダ・インカム・ファンドEの各B-J 1605(日本円)、B-J 1605(米ドル)、B-J 1609(日本円)、B-J 1609(米ドル)、B-J 1612(日本円)、B-J 1612(米ドル)クラスがパフォーマンス・リンク債に投資を行う範囲において、それらはその他の投資機会より優先するが、それにより当該クラスのパフォーマンスに悪影響が及ぶことがある。加えて、当該パフォーマンス・リンク債は、クレディ・スイス・イン

ターナショナルの無担保債券であるため、当該クラスはクレディ・スイス・インターナショナルの信用リスクに晒される。さらに、当該パフォーマンス・リンク債は、債務不履行、信用格付の格下げ、またはクレディ・スイス・インターナショナルの支払い能力の悪化の際に、悪影響を受ける。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、（非米国の）外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の上昇により確定利付証券およびファンドが保有するその他の商品の価値が減少する可能性があるリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図したとおりの効果を得られないことがある。

デュレーションは、いくつかある特徴の中で特に、証券の利回り、クーポン、最終満期およびコールの特性を組み込んだ金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために用いられる基準である。コンベクシティとは、金利の変動に対応したデュレーションの変動割合を測定する証券またはファンドの金利感応度を知るために用いられる、追加的な測定法である。満期までの年限が長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響を受けやすい傾向がある。多岐にわたる要因（例：中央銀行による金融政策、インフレ率、景気全般等）により、金利もしくは米国財務省証券の利回り（またはその他の種類の債券の利回り）は上昇し得る。金利および債券利回りはほぼ歴史的な低水準にあるため、現在の状況では特にそのとおりとなっている。したがって、ファンズは現在、金利および／または債券利回りの上昇に伴うリスクの高まりに直面している。これは、中央銀行の金融政策、インフレ率または実質成長率の変動、経済情勢全般、債券発行の増加もしくは低利回り投資に対する市場需要の減少等を含むがそれらに限定されない、様々な要因によってもたらされる。さらに、米国債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング（値付け）」の能力は、依然としてかなり低迷したままである。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、現在、確定利付債のボラティリティーおよび流動性リスクの増大に直面している。集合的および／または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。ファンドの評価額の大半が損なわれた場合、ファンドは受益者による買戻しの増加に直面し、そのパフォーマンスを一層損なうことがあり得る。また、大口の受益者が大量の受益証券を購入または買戻しを行った場合に、ファンドは悪影響を受ける可能性があるが、それはいつでも起こり得ることであり、大量の買戻し請求と同様の影響がファンドに及ぶ可能性がある。大口の受益者取引により、ファンドの流動性および純資産価額に悪影響が及ぶことがあり得る。当該取引はまた、ファンドの取引費用を増加させるか、またはファンドのパフォーマンスが意図していたものと異なってしまう可能性がある。さらに、ファンドは、その他の受益者が、大口の受益者の選択に基づいて投資決定を行うリスクに晒されている。

ファンドは、イギリスの発行体に対し相当なエクスポート・リターンを有している可能性がある。イギリスの欧洲連合（EU）からの離脱は、ファンドのリターンに影響を及ぼすことがある。この決定は、外国為替市場の大幅な変動を引き起こし、英ポンドの為替レートの下落を招き、その結果、市場の不確実性が長引き、他のEU加盟国および／またはユーロ圏の一部またはすべてが不安定になる可能性がある。

当レポートにおける（非米国の）外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポート・リターンの国と異なることがある。

ファンドが（非米国の）外国通貨に直接投資する場合、外貨取引を行い（非米国の）外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、または（非米国の）外国通貨リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジショ

ンの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的発展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式ならびに優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の時価は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済あるいは実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見通し修正、金利、為替相場の変動、感染症の蔓延等の公衆衛生上の緊急事態または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティが高い。

ファンズは、何らかの形でLIBORに基づいて一定の金融商品に投資することができる。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。LIBORを規制するイギリスの金融行為規制機構は、最終的にLIBORの利用を段階的に廃止するプランを発表している。LIBORの将来的な利用および代替金利（例えば、米ドルLIBORに代わるものであり、米国財務省証券を担保としたレポ契約によるオーバーナイトの借入費用を測定することを意図した、担保付翌日物調達金利）の性質はなお先行きが不透明である。LIBORからの移行がファンドまたはファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る潜在的影響を確定することは困難であり、様々な要因により変動する可能性がある。当該移行により、ファンドが保有する一定の金融商品の価値の減少またはヘッジ等の関連ファンド取引の有効性の低下を招く可能性もある。LIBORからの移行の影響やその他の予期せぬ影響は、ファンドにとっての損失につながる可能性がある。

2020年1月より、世界の金融市場は、COVID-19として知られる新型コロナウィルス感染症の拡大による重大なボラティリティを経験しており、また今後も引き続き経験する可能性がある。COVID-19のアウトブレイクは、旅行および国境の制限、検疫、サプライ・チェーンの混乱、消費者需要の低迷ならびに一般的な市場の不確実性を招いている。COVID-19は、特に経済と金融市場との間の相関性に照らして、世界経済、特定の諸国の経済および個々の発行体に悪影響を及ぼしており、また、今後も引き続き及ぼす可能性があり、これらすべてがファンズのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼし得る。さらに、COVID-19およびCOVID-19に対する政府の対応は、ファンズのサービス提供者の能力に悪影響を及ぼし、ファンズの運用に支障をきたす可能性がある。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対する信用リスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、高く評価され、信頼に値する取引所において多数の顧客および相手方との取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。店頭取引デリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くが店頭取引デリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブについて、信用リスクは、店頭取引デリバティブ取引の相手方というよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用力に属する。ファンドのデリバティブおよび関連商品の利用に関連する規制の変更は、デリバティブに投資するファンドの能力を潜在的に制限するか、またはファンドの能力に影響を及ぼし、デリバティブを利用する特定の戦略を採用するためのファンドの能力を制限し、および／またはデリバティブおよびファンドの評価もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レポ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払い、またその他義務を履行できない（または履行しようとしてしない）場合、ファンドは

損害を被る可能性がある。証券および金融デリバティブ商品は、信用リスクの程度（信用格付に反映されることがある。）の変更による影響を受ける。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を有する担保を、現金もしくは証券の形で差し出すものとする。ファンドは、かかる担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差し出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。しかし、取引相手方リスクを最小限に抑えるというPIMCOの試みは、不成功に終わる可能性がある。

偶発転換社債（以下「CoCos」という。）は、主に非米国の発行体によって発行されるハイブリッド債務証券の一形態であり、損失吸収メカニズムがその条件に組み込まれている。CoCosには定められた満期がなく、完全に任意のクーポンを有しており、典型的には劣後債券の形態で発行される。CoCosは、通常、規制上の資本の閾値または発行体の存続可能性に関連する規制上の措置にリンクした一定のトリガー事象（以下「トリガー」という。）の発生時に発行体の株式に転換されるか、元本を切り下げられる。その結果、ファンドによるCoCosへの投資は、発行体または規制当局が発行体の損失の吸収を助けるために、クーポン（すなわち利息）支払いが取り消される可能性があるというリスクにさらされる。また、ファンドによるCoCosへの投資は、トリガー事象の前に発行体が償還、清算または解散した場合、ファンドの権利および請求は、一般的に発行体のその他の債務についての請求権者より劣位にランク付けされるリスクにもさらされる。さらに、ファンドが保有するCoCosが、トリガー事象の発生後に発行体の裏付けとなる持分証券に転換された場合、ファンドの保有は、債務商品から持分商品への転換により、さらに劣後する可能性がある。特定のシナリオでは、CoCosの投資者は、持分所有者よりも先に資本の損失を被ることもあれば、持分所有者がそうでない場合もある。ファンドがCoCosの元本のリターンを受け取るという保証はない。自動的な評価減または転換事象が発生する可能性を示す兆候があれば、CoCosの市場価格に悪影響を及ぼすことが予想される。CoCosはしばしば投資適格以下に格付けされ、ハイ・イールド債のリスクにさらされる。CoCosは主に金融機関によって発行されるため、金融混乱時にCoCosはリスクを著しく増大させる可能性があり、その他のセクターおよび産業の企業よりも金融機関に影響を与える可能性がある。さらに、CoCosに対する投資の価値は予測不可能であり、金利リスク、信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクを含む多くの要因およびリスクに影響される。ファンドによるCoCosへの投資は、ファンドに損失をもたらす可能性がある。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払いがなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払いを受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払いは、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

（b）その他のリスク

一般的に、各ファンドは、政府の規制および金融市場への介入に関連するリスク、オペレーション・リスク、金融、経済および世界市場の混乱に付随するリスクならびにサイバーセキュリティ・リスクを含むがこれらに限定されない、追加的なリスクにさらされることがある。ファンドへの投資リスクについてのより詳細な説明については、各ファンドの募集書類を参照のこと。

市場混乱リスク

ファンズは、戦争、テロ、市場操作、政府介入、債務不履行および停止、政変または外交的展開、公衆衛生上の緊急事態（感染症、流行病および疫病の拡大など）および自然／環境上の災害など、金融、経済ならびにその他の世界市場の展開および混乱に伴う投資およびオペレーション・リスクにさらされており、これらはすべて証券市場、金利、オーバークション、流通市場、格付け、信用リスク、インフレーション、デフ

レーションおよびファンドの投資または管理会社の運用に関連するその他の要因に悪影響を与え、ファンドの価値を損なう可能性がある。これらの事象は、米国および世界経済ならびに市場全般に長期的な悪影響を及ぼし得る。これらの事象はまた、ファンズの投資顧問としてのPIMCOを含むファンドのサービス提供者が信頼する技術およびその他のオペレーションナル・システムを損ない、またはファンドのサービス提供者が関連ファンドに対する義務を履行する能力に支障をきたす可能性がある。例えば、COVID-19として知られる新型コロナウイルス感染症による感染性呼吸器疾患の拡大は、多くの市場において、ボラティリティ、深刻な市場の混乱および流動性の制約を引き起こし、ファンドの投資および運用に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融市場への政府の介入

連邦、州およびその他の政府機関、監督機関もしくは自主規制の機関が、ファンドが投資を行う金融商品や当該金融商品の発行体への規制に影響する措置を予想できない方法で講じることも考えられる。ファンド自体が服する法規制が変更される可能性もある。こうした法規制は、ファンドの投資目的の達成を妨げる場合がある。さらに、不安定な金融市場により、ファンドはこれまで以上に大きな市場リスクや流動性リスクにさらされ、ファンドが保有する銘柄の価格決定が困難になる可能性もある。ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。さらに、米国政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来的不確実性を認識し管理に努めることはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

規制リスク

投資会社および投資顧問等の金融機関は、一般的に広範な政府の規制と介入にさらされる。政府の規制および/または介入により、ファンドの規制方法が変更され、ファンドが直接負担する費用および投資の価値に影響を与え、投資目的を達成するファンドの能力を制限および/または妨げる場合がある。政府の規制は頻繁に変更され、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、政府の規制は、予測不可能かつ意図せざる影響をもたらすことがある。

オペレーションナル・リスク

ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーションナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーまたは違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、ファンドが損失を被る可能性がある。

サイバーセキュリティ・リスク

業務におけるテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、ファンズがサイバーセキュリティ違反に起因するオペレーションナル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの影響を受けやすくなっている。サイバーセキュリティ違反は、意図的および意図的ではないサイバー事象の双方を指し、とりわけ、ファンドが機密情報の喪失、データの損失および/または業務運営能力の欠損または喪失を招くことがあり、その結果、秘密情報の不正な公開またはその他の誤用、またはその他通常の業務運営の妨害を引き起こす可能性がある。サイバーセキュリティの欠陥や違反は、ファンドとその受益者に財政的な損失をもたらす可能性がある。また、これらの欠陥または違反は、業務運営に混乱をもたらし、財務上の損失、純資産価額を計算するファンドの能力の妨害、ファンドの受益者取引の処理の妨害、その他の受益者との取引の妨害、取引の妨害、適用されるプライバシーおよびその他の法律の違反、規制上の罰金の発生、風評被害、払戻しまたはその他の補償費用の発生、追加のコンプライアンスおよびサイバーセキュリティ・リスク管理費用の発生およびその他の悪影響の発生といった、潜在的な結果をもたらす可能性がある。さらに、将来のサイバー詐欺事件を防止するために多額の費用が発生する可能性がある。

8. マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項（以下「マスター契約」という。）の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を管理し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類の運用に特有のものであるが、ファンズは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポートージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポートージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポートージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。マスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポートージャー純額合計が、特定の限度額（相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、他の証券が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価（証券）または相手方への預託金のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として負債に反映される。担保として受領した一切の証券の時価は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンズの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポートージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引による影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約（以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却／買戻し取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払、債務不履行および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の時価、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポートージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約（以下「マスター・フォワード契約」という。）は、ファンズと選定された相手方とのTBA証券、繰延受渡取引または売却／買戻資金調達取引等の、特定の先渡取引について規律する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に関する規定を定める。期末現在の先渡取引の時価、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポートージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび清算店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）に登録された先物取引業者（以下「FCM」という。）の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンズ資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクは軽減されることがある。FCMの債務不履行の際にエクスポートージャーを移転できること（ポータビリティ）により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。通常、変動証拠金または時価の変動は日々換算されるが、ファンズの証拠金に関する個別の契約に当事者が合意しない限り、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の時価または未実現累積損益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス（以下「ISDAマスター契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間で締結された二者間の店頭取引デリバティブ取引

を規律する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保の差入れおよび債務不履行または終了事由に関する規定を定める。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、財務書類にとつて重大であることがある。ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、または規制により要求された場合に、既存の日々のエクスポートジャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。同様に、規制により要求された場合、ファンドは日々のエクスポートジャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される場合がある。これらの金額は、もしあれば（または法律で要求される場合には）、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。ファンドが規制により日々のエクスポートジャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される範囲において、そのような差し入れに関連する担保要件を満たすための適格資産の調達を含め、潜在的にコストが発生する可能性がある。当期末現在の店頭取引金融デリバティブ商品の時価、受領された担保または差出された担保およびエクスポートジャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

9. 報酬および費用

各ファンドは、（個別に計算される各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される）以下の年率により、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
PIMCOパミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド					
・インスティテューションアル（円）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
・インスティテューションアル（円ヘッジ）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）					
・F（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・F（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・K（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・M（日本円）（助言口座専用）クラス	0.75%	該当なし	該当なし	0.05%	0.65%
・M（米ドル）（助言口座専用）クラス	0.75%	該当なし	該当なし	0.05%	0.65%
・N（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・N（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・NN（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・P（日本円）	0.65%	該当なし	該当なし	該当なし	0.65%
・Q（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・R（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・S（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・T（日本円） ⁽³⁾	0.70% ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・U（米ドル） ⁽³⁾	0.70% ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・W（米ドル）	該当なし	0.65%	0.20%	該当なし	該当なし
・X（日本円）	0.60%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・X（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・Y（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・Y（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・Z（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド					

・インスティテューショナル(円ヘッジ)	0.45% ⁽⁵⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽⁶⁾	該当なし	該当なし
PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10	0.40%	該当なし	該当なし	0.10%	0.65%
・米ドルクラス	0.40%	該当なし	該当なし	0.10%	0.65%
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム					
・ユーロクラス	0.45% ⁽⁷⁾	該当なし	該当なし	0.05%	0.40% ⁽⁸⁾
・J(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・円クラス	0.45% ⁽⁹⁾	該当なし	該当なし	0.05%	0.40% ⁽¹⁰⁾
・米ドルクラス	0.45% ⁽¹¹⁾	該当なし	該当なし	0.05%	0.40% ⁽¹²⁾
ピムコ・ワールド・ハイインカム	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽¹³⁾	0.55% ⁽¹⁴⁾

(1) 当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。管理事務代行報酬は、()当該ファンド純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の純資産水準を適用し、()各クラスの資産水準に基づく管理事務代行報酬の比例持分を各クラスに割当てることにより計算される。

(2) PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)は、当該ファンド純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の純資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。

(3) 当該クラスへの投資に対して課せられる報酬に加えて、その投資用の口座を通じて当該クラスに投資を行う投資者は、当該口座を受託している日本の信託銀行およびその他のサービス提供者(もしあれば)により課せられる報酬の対象となる。

(4) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する管理報酬の対象となる。クラスの資産の5,000万ドル以下の部分について年率0.70%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.65%、5億ドルまでの部分について年率0.60%、10億ドルまでの部分について年率0.575%、10億ドル超のすべてのクラスについて年率0.55%が適用される。2019年12月1日以前は、当該クラスは、管理報酬の対象ではなかった。

(5) 当該クラスは、0.45%に相当する(当該クラスの日々の平均純資産価額に対する割合で記載される)年率にて支払われる定額報酬の対象である。当該クラスの投資者として報酬を請求されることに加え、当該クラスの一定の投資者もまた、当該投資者の投資口座の管理のために、管理会社の日本における関連会社であるピムコ・ジャパン・リミテッドによって別途請求される報酬の対象となる。

(6) PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)は、当該ファンドの純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の当該ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。

(7) 当該クラスは、欧州中央銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の主要リファイナンシング・オペレーションの公表金利(以下「政策金利」という。)に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.325%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(8) 当該クラスは、欧州中央銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の主要リファイナンシング・オペレーションの公表金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.25%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.275%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(9) 当該クラスは、日本銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の無担保コール翌日物金利の公表金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.325%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(10) 当該クラスは、日本銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の無担保コール翌日物金利の公表金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.25%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.275%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(11) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.325%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(12) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.25%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.275%とする。公表された政策金利が1.5%以上 - 2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が2.5%以上 - 3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。当該クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

(13) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.10%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。

(14) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、PIMCOに対して、投資顧問業務、管理事務業務ならびに監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む

第三者によるサービスの提供または提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、該当する場合、該当ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券に関連したサービスおよび販売を提供する金融仲介機関に対して返済するために毎月後払いで支払われる。当該報酬と引換に、PIMCOは監査、保管、受託、投資有価証券会計、法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む、ファンズが必要とする一定の第三者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、当該第三者業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象となるファンズに関して、PIMCOは通常、当該報酬にかかる利益を得る。

上記の表に記載されるとおり、特定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を支払われ、かかる報酬の一部は、PIMCOへサービス報酬として分配される。

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの各B-J 1605（日本円）、B-J 1605（米ドル）、B-J 1609（日本円）、B-J 1609（米ドル）、B-J 1612（日本円）およびB-J 1612（米ドル）クラスの設定後の最初の5年間で、0.76%の資産担保型の販売手数料（以下「ABSC」という。）が各クラスの日々の平均純資産価額に課せられ、報酬代理人に毎月支払われる。さらに、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1605（日本円）、B-J 1605（米ドル）、B-J 1609（日本円）およびB-J 1609（米ドル）、B-J 1612（日本円）およびB-J 1612（米ドル）クラス受益証券のいずれかが買い戻されるか、もしくは以下において記載される期間内に他のファンドの一または複数の受益証券に転換される場合、CDSCは、適用されるCDSC料率において当該買戻し金額が課せられる。

各クラスの設定来年度	CDSC料率
1（1年目を除く）	3.00%
2（2年目を除く）	2.40%
3（3年目を除く）	1.80%
4（4年目を除く）	1.20%
5（5年目を除く）	0.60%
それ以降	0.00%

CDSCの計算に関して、買戻し金額は、買戻される受益証券の当時の純資産価額で評価される。さらに、適用されるCDSCは、買戻し受領金から控除され、報酬代理人に支払われる。2021年10月31日に終了した年度において、報酬代理人に支払われたPIMCOパミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1605（日本円）、B-J 1605（米ドル）、B-J 1609（日本円）、B-J 1609（米ドル）、B-J 1612（日本円）およびB-J 1612（米ドル）クラスのABSCIは117,397,218円であり、CDSCは14,519,404円であった。

ファンズ（またはクラス（該当する場合））は、（ ）公租公課、（ ）プローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（ ）利息支払を含む借入費用、（ ）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用ならびに（ ）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当るべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカムを除き、トラストの設定に伴う設立費を支払った。PIMCOはトラストの設定に伴う設立費を支払った。PIMCOは、PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10の受益証券の当初募集および関連する有価証券届出書の提出に伴う設立費（PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10の日本における受益証券販売に関連する目論見書および販売資料の印刷費を含む。）以外の、PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10の当初設定に伴う設立費用を支払った。当該設立費は運用計算書において設立費用として反映されている。

受託会社および管理会社は、特定の販売会社に対して支払われるプレイスメント報酬の資金調達目的において、PIMCOパミューダ・インカム・ファンドEの代理人として、クレディ・スイス・インターナショナルを任命した。受託会社、管理会社およびクレディ・スイス・インターナショナル間で締結された報酬代理人契約（以下「報酬代理人契約」という。）に基づき、クレディ・スイス・インターナショナルは、（ ）報酬代理人契約および前払報酬に関する複数の書簡の条項に従い、日本の販売会社に特定の販売報酬を支払い、かつ、（ ）報酬代理人契約に基づき要求されるすべての計算および決定を行うよう任命された。

PIMCOおよび／またはその関連会社は、報酬代理人契約ならびにPIMCOパミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1605（日本円）およびB-J 1605（米ドル）クラス受益証券に付随する法的取決めの施行に関するPIMCOパミューダ・インカム・ファンドEの弁護士費用（以下「報酬代理人弁護士費用」という。）を立替えて前払いする。これらのクラスの当初申込期間終了後に、ファンドは、（ ）PIMCOおよび／またはその関連会社に、（a）1千万円または（b）これらの当初申込期間中に当該クラスに投資された総額の0.20%（前払いされた報酬代理人弁護士費用を超えないものとする。）のうち、いずれか高い金額を払戻し、（ ）関連するクラスの当該報酬代理人弁護士費用をその運用の初年度にわたり減価償却することを要求される。前払いされた残りの報酬代理人弁護士費用のすべてまたは一部は、PIMCOパミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1605（日本円）およびB-J 1605（米ドル）クラス受益証券の当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社がその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・パミューダ・トラスト、ピムコ・パミューダ・トラスト、ピムコ・ケイマン・トラストおよび／またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかにより追加され、申し込まれる将来のクラスB受益証券に対して費用化される可能性がある。

さらに、PIMCOおよび／またはその関連会社は、報酬代理人契約ならびにPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1609(日本円)およびB-J 1609(米ドル)クラス受益証券に付随する法的取決めの施行に関連して生じるPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの弁護士費用(また、報酬代理人弁護士費用の一部として)を立替えて前払いする。B-J 1609(日本円)およびB-J 1609(米ドル)クラスの当初申込期間終了後に、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEは、()PIMCOおよび／またはその関連会社に、(a)1千万円または(b)これらの当初申込期間中に当該クラスに投資された総額の0.20%(前払いされた報酬代理人弁護士費用の総額、およびそれぞれの当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社がその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・ケイマン・トラストおよび／またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかのクラスB受益証券の設定に関連して以前に前払いされた報酬代理人弁護士費用の払戻されなかった部分を超えないものとする。)のうち、いずれか高い金額を払戻し、()関連するクラスの当該報酬代理人弁護士費用をその運用の初年度にわたり減価償却することを要求される。前払いされた残りの報酬代理人弁護士費用のすべてまたは一部は、それぞれの当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社がその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・ケイマン・トラストおよび／またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかにより追加され申し込まれる将来のクラスB受益証券に対して費用化される可能性がある。

また、PIMCOおよび／またはその関連会社は報酬代理人契約ならびにPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1612(日本円)およびB-J 1612(米ドル)クラス受益証券に付随する法的取決めの施行に関連して生じるPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの弁護士費用(また、報酬代理人弁護士費用の一部として)を立替えて前払いする。B-J 1612(日本円)およびB-J 1612(米ドル)クラスの当初申込期間終了後に、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEは、()PIMCOおよび／またはその関連会社に、(a)1千万円または(b)これらの当初申込期間中に当該クラスに投資された総額の0.20%(前払いされた報酬代理人弁護士費用の総額、およびそれぞれの当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社がその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・ケイマン・トラストおよび／またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかのクラスB受益証券の設定に関連して以前に前払いされた報酬代理人弁護士費用の払戻されなかった部分を超えないものとする。)のうち、いずれか高い金額を払戻し、()関連するクラスの当該報酬代理人弁護士費用をその運用の初年度にわたり減価償却することを要求される。前払いされた残りの報酬代理人弁護士費用のすべてまたは一部は、それぞれの当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社がその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・ケイマン・トラストおよび／またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかにより追加され申し込まれる将来のクラスB受益証券に対して費用化される可能性がある。2021年10月31日に終了した年度における残りの報酬代理人弁護士費用はなかった。

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA(M(日本円)(助言口座専用)クラスおよびM(米ドル)(助言口座専用)クラス)、PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム(ユーロ、円および米ドルクラス)ならびにピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払う。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は(もしあれば)、注記9に開示され、発生した関連当事者報酬額(もしあれば)は、資産・負債計算書において開示される。

トラストの関連当事者であるアリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーは、2021年10月31日現在、PIMCOバミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドの純資産の0.006%、

PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンドの純資産の0.009%およびPIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカムの純資産の0.835%を保有していた。

一定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンズへの、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられる他のファンズに対する証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2021年10月31日終了期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間において、証券の売買に従事した（金額：千単位）。

ファンズ	購入	売却
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）	\$ 13,546	\$ 163,368
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	2,358	9,940
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	21,627	33,177
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	21,458	1,686
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）	123,179	153,713
PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド	52,823	22,174
PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド	7,978	0
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	6,608	28,704
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	962	2,278
PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10	9,258	987
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）	3,448	71,026

11. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む。）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる特定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生の請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12. 利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする受益証券を発行することができる。特定の受益者は各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記のとおりであった（口数および金額：千単位^{*}）。

	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンド(M)	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドA	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドB	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドC
	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	1,474	18,661	該当なし	該当なし
F(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	74
F(米ドル)	該当なし	該当なし	15	109
J(日本円)	該当なし	該当なし	1	115
J(米ドル)	該当なし	該当なし	14	1,067
Y(日本円)	該当なし	該当なし	5	304
Y(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	1
Y(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	4
Y(米ドル)	該当なし	該当なし	32	2,463
分配金の再投資による 発行額	0	0	該当なし	該当なし
F(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	252
F(米ドル)	該当なし	該当なし	762	5,552
Y(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	18
Y(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	103
Y(C-米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(日本円)	該当なし	該当なし	51	3,465
Y(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	21
Y(ロシア・ルーブル)	該当なし	該当なし	該当なし	145
Y(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	219
Y(米ドル)	該当なし	該当なし	113	8,624
受益証券買戻支払額	(12,558)	(161,262)	該当なし	該当なし
F(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	(1,031)
F(米ドル)	該当なし	該当なし	(2,531)	(18,453)
J(日本円)	該当なし	該当なし	(22)	(1,547)
J(米ドル)	該当なし	該当なし	(122)	(9,505)
Y(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	(65)
Y(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	(341)
Y(C-米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(日本円)	該当なし	該当なし	(219)	(14,677)
Y(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	(94)
Y(ロシア・ルーブル)	該当なし	該当なし	該当なし	(536)
Y(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	(410)
Y(米ドル)	該当なし	該当なし	(556)	(42,510)
ファンド受益証券取引 による純(減少)額	(11,084)	(142,601)	(2,457)	(64,993)
			(1,640)	(34,577)
				(327)
				(11,199)

	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドD	PIMCOパミューダ・ ダイナミック・ マルチ・アセット・ ストラテジー・ ファンド(1)(2)	PIMCOパミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ ファンド(M)	PIMCOパミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ ファンド
	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了期間	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	該当なし	該当なし	該当なし	422
インスティテューションナル(円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
インスティテューションナル(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
				5
				920

J(日本円)	該当なし	該当なし	2,037	201,739	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
米ドルクラス	該当なし	該当なし	0	10	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分配金の再投資による発行額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	0	該当なし	該当なし
Y(ワールド)	7	382	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(831)	(15,120)	該当なし	該当なし
インスティテューションナル(円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(156)	(34,922)
インスティテューションナル(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(2)	(423)
J(日本円)	該当なし	該当なし	(87)	(8,486)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(ワールド)	(19)	(994)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(12)	(612)	1,950	193,263	(409)	(7,477)	10	804

	PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド	PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド	PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)	PIMCOパミューダ・インカム・ファンド(M)				
	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度				
	口数	金額(米ドル)	口数	金額(米ドル)	口数	金額(米ドル)	口数	金額(米ドル)
受益証券販売受取額	3,310	534,744	522	112,071	3,274	696,225	124,453	1,911,365
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	(1,002)	(161,890)	(489)	(103,812)	(2,026)	(431,420)	(156,604)	(2,391,742)
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	2,308	372,854	33	8,259	1,248	264,805	(32,151)	(480,377)

	PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA	PIMCOパミューダ・インカム・ファンドD	PIMCOパミューダ・インカム・ファンドE	PIMCOパミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド				
	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度				
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (日本円)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額								
B(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2,244	241,412
F(日本円)	1,814	152,308	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
F(米ドル)	37,590	338,344	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(日本円)	135	11,909	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	29	2,682	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
M(日本円) (助言口座専用)	837 ⁽³⁾	76,957 ⁽³⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
M(米ドル) (助言口座専用)	3,842 ⁽³⁾	38,829 ⁽³⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
N(日本円)	13,425	1,093,063	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
N(米ドル)	7,566	568,807	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
NN(豪ドル)	該当なし	該当なし	1,172	9,236	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
NN(米ドル)	3,909	40,816	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Q(日本円)	45	4,750	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
R(日本円)	488	45,208	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
S(日本円)	341	36,271	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
T(日本円)	1,894	189,765	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
W(米ドル)	1,140	13,332	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
X(日本円)	6	648	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(日本円)	30	2,459	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(米ドル)	16	1,467	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(ワールド)	該当なし	該当なし	12	669	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分配金の再投資による 発行額								
F(日本円)	605	50,791	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
F(米ドル)	9,096	81,639	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(日本円)	8	758	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
X(米ドル)	932	7,734	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(日本円)	175	14,294	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(米ドル)	164	14,748	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(ワールド)	該当なし	該当なし	246	14,832	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額								
B(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1,103)	(119,340)
B-J 1605(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(48)	(452,963)	該当なし	該当なし
B-J 1605(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(13)	(126,888)	該当なし	該当なし
B-J 1609(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(121)	(1,113,527)	該当なし	該当なし
B-J 1609(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(6)	(71,873)	該当なし	該当なし
B-J 1612(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(101)	(953,890)	該当なし	該当なし
B-J 1612(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(14)	(130,280)	該当なし	該当なし
F(日本円)	(2,437)	(206,601)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
F(米ドル)	(29,702)	(267,065)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(日本円)	(1,372)	(123,354)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	(183)	(17,174)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
K(米ドル)	(79)	(950)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
M(日本円) (助言口座専用)	(6) ⁽³⁾	(534) ⁽³⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
M(米ドル) (助言口座専用)	(246) ⁽³⁾	(2,507) ⁽³⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

N(日本円)	(6,967)	(584,139)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
N(米ドル)	(2,164)	(163,334)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
NN(豪ドル)	該当なし	該当なし	(1,187)	(9,345)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
NN(米ドル)	(4,404)	(45,763)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Q(日本円)	(110)	(11,532)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
S(日本円)	(2,160)	(235,398)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
T(日本円)	(351)	(36,253)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
U(米ドル)	(4,971)	(52,753)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
W(米ドル)	(308)	(3,563)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
X(日本円)	(8)	(810)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(日本円)	(1,124)	(92,785)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(米ドル)	(916)	(82,628)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(ワールド)	該当なし	該当なし	(837)	(50,637)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Z(日本円)	(87)	(9,521)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	26,492	850,915	(594)	(35,245)	(303)	(2,849,421)	1,141	122,072

	PIMCOパミューダ・モーゲージ・オボチュニティーズ・ファンド ⁽⁴⁾	PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	PIMCOパミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)	PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10(5)				
	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度				
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	該当なし	該当なし	3,529	52,853	93	24,360	該当なし	該当なし
J(日本円)	3	284	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	14	1,303	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
米ドルクラス	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4,282	428,248
分配金の再投資による発行額	該当なし	該当なし	0	0	0	0	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	該当なし	該当なし	(10,850)	(163,947)	(77)	(20,228)	該当なし	該当なし
インスティテューションナル(円ヘッジ)	(1)	(116)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(日本円)	(31)	(2,757)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	(69)	(6,612)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
米ドルクラス	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(736)	(75,871)
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(84)	(7,898)	(7,321)	(111,094)	16	4,132	3,546	352,377

	PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド				
	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度				
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	3	255	5	400	1,770	31,369	該当なし	該当なし
J(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	6	372
J(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	20	455
J(カナダ・ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1	115
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	24
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2	163
J(韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3	205
J(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1	51
J(ロシア・ルーブル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2	66
J(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	25	502
分配金の再投資による発行額	170	12,298	76	6,247	0	0	該当なし	該当なし
J(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	63	4,187
J(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	16	384
J(カナダ・ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4	243
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	5	282
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	5	289
J(韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3	193
J(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	114	5,704
J(ロシア・ルーブル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	9	320
J(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	30	654
受益証券買戻支払額	(700)	(51,034)	(287)	(23,638)	(7,795)	(138,668)	該当なし	該当なし
J(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(221)	(14,676)
J(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(66)	(1,580)
J(カナダ・ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(14)	(901)
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(14)	(841)
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(13)	(861)
J(韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(10)	(721)
J(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(331)	(16,619)
J(ロシア・ルーブル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(29)	(1,012)
J(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(51)	(1,140)
ファンド受益証券取引による純(減少)額	(527)	(38,481)	(206)	(16,991)	(6,025)	(107,299)	(440)	(24,142)

	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド				
	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度				
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1	65	31	6,026
J(ユーロ)	3	167	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(英ポンド)	1	104	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	3	397	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	2	194	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
米ドルクラス	該当なし	該当なし	532	5,759	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分配金の再投資による発行額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	0	0	0
J(ユーロ)	2	164	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(英ポンド)	3	184	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	2	184	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(36)	(2,892)	(1)	(331)
J(ユーロ)	(10)	(725)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(英ポンド)	(12)	(874)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	(24)	(2,677)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	(10)	(810)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
円クラス	該当なし	該当なし	(10)	(952)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
米ドルクラス	該当なし	該当なし	(25)	(278)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(19)	(1,412)	476	2,249	(35)	(2,827)	30	5,695

	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド				
	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度	2021年10月31日 終了年度				
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	3	247	62	16,288	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Y(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	4
Y(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	1
Y(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	6	300	該当なし	該当なし
Y(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	10	489
Y(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	42	693
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	84	712	該当なし	該当なし
Y(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	93	4,604
Y(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,443	17,136
Y(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	51	4,633	該当なし	該当なし
Y(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	79	3,990	該当なし	該当なし
Y(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2	84
Y(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	48	821
受益証券買戻支払額	(64)	(5,388)	(56)	(14,984)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(248)	(15,625)	該当なし	該当なし
J(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(76)	(4,663)	該当なし	該当なし
Y(豪ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(390)	(19,353)
Y(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(2,780)	(33,436)
Y(日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(195)	(17,566)	該当なし	該当なし

Y(円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(167)	(8,394)	該当なし	該当なし
Y(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(5)	(249)
Y(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(243)	(4,149)
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(61)	(5,141)	6	1,304	(466)	(36,613)	(1,780)	(33,355)

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	2021年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	1,096	9,141
分配金の再投資による 発行額	0	0
受益証券買戻支払額	(1,019)	(8,396)
ファンド受益証券取引 による純増加額	77	745

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

- (1) 2020年10月30日(運用開始日)から2021年10月31日までの期間。
- (2) 2021年10月31日現在、二人の受益者が、ファンドの99.99%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。
- (3) 2021年3月15日(運用開始日)から2021年10月31日までの期間。
- (4) 2021年10月31日現在、一人の受益者が、ファンドの77.99%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。
- (5) 2020年10月15日(運用開始日)から2021年10月31日までの期間。

13. 規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、かかるレポートの日付においてのみ言及するものである。

14. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払いについて、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2021年10月31日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2021年10月31日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15. 後発事象

管理会社は、ファンズの財務書類が公表可能となる2022年1月25日までの間に、ファンズの財務書類において存在する後発事象の可能性について評価している。PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのクラスB-J 1605(米ドル)およびクラスB-J 1605(日本円)は2021年11月8日に償還され、PIMCOバミューダ・インカ

ム・ファンドEは2022年3月14日頃に償還される予定である。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される追加の重大な事象はなかったと判断した。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities (cont.)

October 31, 2021

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Assets:

Investments, at value

	PMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PMCO World High Income
Investments in securities	\$ 3,866	\$ 24,742	\$ 115
Investments in Affiliates	150,775	173,822	76,260
<i>Financial Derivative Instruments</i>			
Over the counter	14	3,093	0
Receivable for investments sold	0	807	0
Receivable for investments in Affiliates sold	1,259	150	111
Receivable for Fund units sold	0	26	11
	155,914	202,640	76,497

Liabilities:

Financial Derivative Instruments

Over the counter	\$ 1,142	\$ 8,588	\$ 0
Payable for investments purchased	4	0	0
Payable for investments in Affiliates purchased	0	8	8
Deposits from counterparty	0	1,260	0
Payable for Fund units redeemed	1,254	184	113
Accrued management fee	0	0	46
Accrued agency fee	0	0	6
Accrued distribution fee	0	0	33
Other liabilities	0	0	65
	2,400	10,040	271

Net Assets

Cost of Investments in Securities	\$ 3,866	\$ 24,742	\$ 115
Cost of Investments in Affiliates	\$ 121,913	\$ 157,736	\$ 57,364

Net Assets:

J (JPY)	\$ 48,138	N/A	\$ 76,226
J (JPY, Hedged)	21,110	N/A	N/A
J (USD)	6,059	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	\$ 53,097	N/A
Y (BRL)	N/A	137,028	N/A
Y (JPY)	48,255	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	28,954	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	1,107	N/A
Y (TRY)	N/A	1,368	N/A

Units Issued and Outstanding:

J (JPY)	N/A	N/A	9,622
J (JPY, Hedged)	781	N/A	N/A
J (USD)	367	N/A	N/A
Y (AUD)	740	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	1,098	N/A
Y (JPY)	545	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	629	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	24	N/A
Y (TRY)	N/A	93	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

28

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2021

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:

	PMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PMCO World High Income
J (JPY)	N/A	N/A	\$ 7.92
(Expressed in functional currency)			
(Expressed in NAV currency)	\$ 62.89	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 7,171	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A
(Expressed in functional currency)	\$ 57.52	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 6,559	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A
(Expressed in functional currency)	\$ 8.19	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	\$ 48.36	N/A
(Expressed in functional currency)			
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 5,514	N/A
Y (BRL)	N/A	\$ 11.00	N/A
(Expressed in functional currency)			
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 1,254	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A
(Expressed in functional currency)	\$ 89.55	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 10,087	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A
(Expressed in functional currency)	\$ 48.06	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 5,252	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	\$ 46.49	N/A
(Expressed in functional currency)			
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 5,301	N/A
Y (TRY)	N/A	\$ 14.83	N/A
(Expressed in functional currency)			
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 1,669	N/A

A zero balance may reflect annual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

29

Statements of Assets and Liabilities (cont.)

October 31, 2021

	PIMCO Bermuda Dynamic Multi- Asset Strategy Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (I)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund
(Amounts in thousand, except per unit amount)					
Assets:					
<i>Investments, at value</i>					
Investments in securities*	\$ 185,061	\$ 80,608	\$ 184,711	\$ 132,894	\$ 192
Investments in Affiliates	0	0	0	2,147,913	706,296
<i>Financial Derivative Instruments</i>					
Exchange-traded or centrally cleared	6	55	186	0	0
Over the counter	2,009	441	1,136	4,595	0
Cash	0	0	1	0	0
Deposits with counterparty	3,092	682	1,561	0	0
Foreign currency, at value	0	52	152	0	0
Receivable for investments sold	1,504	257	752	4	0
Receivable for investments in Affiliates sold	0	0	0	18,637	0
Receivable for TBA investments sold	0	635	2,528	0	0
Receivable for Fund units sold	132	8	0	0	0
Interest and/or dividends receivable	129	1,032	2,282	0	0
	181,933	83,770	193,309	2,304,043	706,486
Liabilities:					
<i>Borrowings & Other Financing Transactions</i>					
Payable for reverse repurchase agreements	\$ 0	\$ 5,137	\$ 6,114	\$ 0	\$ 0
Payable for short sales	0	270	923	0	0
<i>Financial Derivative Instruments</i>					
Exchange-traded or centrally cleared	456	15	14	0	0
Over the counter	4,991	368	1,698	59,000	0
Payable for investments purchased	1,838	658	1,809	0	0
Payable for TBA investments purchased	0	653	3,795	0	0
Deposits from counterparty	880	0	400	0	0
Payable for Fund units redeemed	0	111	0	18,637	0
Overdraft due to custodian	0	0	0	33	0
Accrued advisory fee	0	0	52	0	0
Accrued administrative fee	0	0	21	0	0
	8,165	7,510	14,926	77,670	0
Net Assets	\$ 183,768	\$ 78,260	\$ 178,383	\$ 2,228,373	\$ 706,486
Cost of Investments in Securities	\$ 182,862	\$ 81,364	\$ 186,206	\$ 132,894	\$ 192
Cost of Investments in Affiliates	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,909,363	\$ 630,351
Cost of Foreign Currency Held	\$ 0	\$ 56	\$ 152	\$ (33)	\$ 0
Proceeds Received on Short Sales	\$ 0	\$ 300	\$ 1,004	\$ 0	\$ 0
Cost or Premiums of Financial Derivative Instruments, net	\$ (20)	\$ (23)	\$ 113	\$ 0	\$ 0
* Includes repurchase agreements of:	\$ 0	\$ 265	\$ 908	\$ 0	\$ 0
Net Assets:	N/A	\$ 78,260	N/A	\$ 2,228,373	\$ 706,486
Inst (JPY)	N/A	N/A	\$ 129,868	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	N/A	N/A	40,515	N/A	N/A
J (JPY)	\$ 183,757	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	11	N/A	N/A	N/A	N/A
Units Issued and Outstanding:	N/A	4,154	N/A	14,382	3,362
Inst (JPY)	N/A	N/A	587	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	N/A	N/A	262	N/A	N/A
J (JPY)	1,950	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	0	N/A	N/A	N/A	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

15

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2021

(Amounts in thousand, except per unit amounts)

Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:

	PIMCO Bermuda Dynamic Multi- Asset Strategy Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (S)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 18.36	N/A	\$ 154.81	\$ 210.11
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	¥ 17,852	¥ 23,858
Inst (JPY)					
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$ 221.06	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥ 25,206	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$ 185.37	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥ 21,137	N/A	N/A
J (JPY)					
(Expressed in functional currency)		\$ 94.25	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)		¥ 10,748	N/A	N/A	N/A
USD					
(Expressed in functional currency)		\$ 107.95	N/A	N/A	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

15

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended October 31, 2021

(Amounts in thousand)

Investment Income:

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund B	PIMCO World High Income
Interest	\$ 0	\$ 11	\$ 0
Total Income	0	11	0

Expenses:

Management fees	0	0	564
Distribution fees	0	0	403
Agency fees	0	0	80
Interest expense	0	1	0
Legal expense	0	0	46
Miscellaneous expense	0	0	0
Total Expenses	0	1	1,093

Net Investment Income (Expense)

0 10 (1,093)

Net Realized Gain (Loss):

Investments in securities	0	6	0
Investments in Affiliates	10,027	17,706	4,033
Over the counter financial derivative instruments	(3,426)	13,923	0
Foreign currency	0	(18)	0
Net Realized Gain	6,007	31,687	4,033

Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):

Investments in securities	0	(1)	0
Investments in Affiliates	4,351	(1,212)	1,723
Over the counter financial derivative instruments	(1,715)	(319)	0
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	2,636	(1,532)	1,723
Net Gain	9,243	30,185	5,756

Net Increase in Net Assets Resulting from Operations

\$ 9,243 \$ 30,175 \$ 4,683

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

38

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended October 31, 2021

	PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund ^(a)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Ren- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund
(Amounts in thousand)					
Investment Income:					
Interest, net of foreign taxes*	\$ 81	\$ 4,317	\$ 10,149	\$ 0	\$ 0
Dividends, net of foreign taxes*	750	5	0	0	0
Total Income	837	4,325	10,149	0	0
Expenses:					
Advisory fees	0	0	879	0	0
Administrative fees	0	0	269	0	0
Interest expense	0	25	56	418	1
Miscellaneous expense	0	0	0	0	0
Total Expenses	0	25	1,004	418	1
Net Investment Income (Expense)	837	4,300	9,145	(418)	(1)
Net Realized Gain (Loss):					
Investments in securities	3,276	441	3,193	0	0
Investments in Affiliates	0	0	0	55,339	17,617
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	(2,229)	(142)	(785)	0	0
Over the counter financial derivative instruments	(8,039)	153	(3,082)	(124,780)	0
Foreign currency	269	217	427	(10,953)	(539)
Net Realized Gain (Loss)	16,722	669	(257)	(80,374)	17,078
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):					
Investments in securities	2,199	977	(664)	0	0
Investments in Affiliates	0	0	0	(55,724)	(17,947)
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	(2,829)	(85)	612	0	0
Over the counter financial derivative instruments	(2,982)	(158)	(1,991)	(72,524)	0
Foreign currency assets and liabilities	(18)	53	(12)	(1,824)	0
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	(3,610)	787	(2,055)	(129,879)	(17,947)
Net Gain (Loss)	(10,332)	1,456	(2,312)	(210,248)	(869)
Net Increase (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ (8,495)	\$ 5,756	\$ 8,833	\$ (210,864)	\$ (870)
* Foreign taxes	\$ 183	\$ 8	\$ 17	\$ 0	\$ 0

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

^(a) Period from October 30, 2020 (inception date) to October 31, 2021.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

31

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended October 31, 2021

(Amounts in thousand)

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO World High Income
--	---	---	----------------------------

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	\$ 0	\$ 10	\$ (1,093)
Net investment income (expense)	6,607	31,687	4,033
Net realized gain	2,836	(1,592)	1,223
Net change in unrealized appreciation (depreciation)	9,243	30,175	4,663

Distributions to Unitholders:

Distributions	N/A	N/A	(7,018)
J (JPY)	(3,043)	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	(1,118)	N/A	N/A
J (USD)	(712)	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	(4,604)	N/A
Y (BRL)	N/A	(20,436)	N/A
Y (JPY)	(4,839)	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	(3,990)	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	(84)	N/A
Y (TRY)	N/A	(821)	N/A
Total Distributions	(13,487)	(25,945)	(7,018)

Fund Unit Transactions:

Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions*	(36,613)	(33,365)	745
--	----------	----------	-----

Total (Decrease) in Net Assets

Net Assets:			
Beginning of year	194,381	221,725	77,838
End of year	\$ 153,514	\$ 192,800	\$ 76,226

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

* See note 12 in the Notes to Financial Statements.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

43

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended October 31, 2021

(Amounts in thousand)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund ¹⁰	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund
Net investment income (expense)	\$ 837	\$ 4,300	\$ 9,145	\$ (418)	\$ (1)
Net realized gain (loss)	(5,722)	869	(257)	(80,374)	17,078
Net change in unrealized appreciation (depreciation)	(3,810)	787	(2,056)	(129,872)	(17,847)
Net increase (decrease) resulting from operations	(8,495)	5,756	8,893	(210,684)	(870)

Distributions to Unitholders:

	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	0	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	0	N/A	N/A	N/A	N/A
Total Distributions	0	N/A	N/A	N/A	N/A

Fund Unit Transactions:

Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions*	193,263	(7,477)	804	372,854	8,258
Total Increase (Decrease) in Net Assets	183,768	(1,721)	7,837	162,190	7,389

Net Assets:

Beginning of year	0	77,981	170,746	2,064,183	689,099
End of year	\$ 183,768	\$ 76,280	\$ 178,383	\$ 2,226,373	\$ 705,488

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

¹⁰ Period from October 30, 2020 (inception date) to October 31, 2021.

* See note 12 in the Notes to Financial Statements.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

38

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended October 31, 2021

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund Y (JPY, Hedged)	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund Y (AUD)	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund Y (EUR)	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund Y (MXN)
Selected Per Unit Data*				
Net asset value beginning of year	\$ 52.45	\$ 45.45	\$ 11.13	\$ 43.90
Net investment income (a)	0.00	0.00	0.00	0.00
Net realized/unrealized gain (loss)	(0.51)	6.58	1.43	6.80
Total increase (decrease) from investment operations	(0.51)	6.58	1.43	6.90
Total distributions	(5.88)	(3.87)	(1.56)	(4.31)
Net asset value end of year	\$ 46.06	\$ 48.36	\$ 11.00	\$ 48.49
Total return (Expressed in functional currency) (b)	(1.39)%	14.81%	12.81%	16.02%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	7.58%	24.98%	22.75%	26.55%
Net assets end of year (000s)	\$ 28,854	\$ 53,097	\$ 137,028	\$ 1,107
Ratio of expenses to average net assets	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund Y (JPY)	PIMCO World High Income
Selected Per Unit Data*		
Net asset value beginning of year	\$ 16.22	\$ 8.15
Net investment income (expenses) (a)	0.00	(0.11)
Net realized/unrealized gain	1.96	0.60
Total increase from investment operations	1.96	0.49
Total distributions	(3.55)	(0.72)
Net asset value end of year	\$ 14.63	\$ 7.92
Total return (Expressed in functional currency) (b)	11.16%	8.01%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	21.35%	N/A
Net assets end of year (000s)	\$ 1,368	\$ 78,226
Ratio of expenses to average net assets	0.00%	1.36%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	1.36%
Ratio of net investment income (expenses) to average net assets	0.00%	(1.36)%

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than 0.01% or one penny in the functional currency.

^a Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.

^b Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit.

^c Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's or Classes' NAV currency, as applicable. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

12

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended October 31, 2021

Selected Per Unit Data*	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst (JPY)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst (JPY, Hedged)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Non-Hedged) Bond Fund
Net asset value beginning of year	\$ 17.09	\$ 208.55	\$ 191.73	\$ 170.97
Net investment income (expense) (a)	0.97	10.39	9.22	(0.03)
Net realized/unrealized gain (loss)	0.30	2.12	(15.58)	(16.13)
Total increase (decrease) from investment operations	1.27	12.51	(6.36)	(16.18)
Net asset value end of year	\$ 18.36	\$ 221.06	\$ 185.37	\$ 154.81
Total return (Expressed in functional currency) (b)	7.43%	6.00%	(3.32)%	(9.45)%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	N/A	15.61%	5.45%	(1.24)%
Net assets end of year (000s)	\$ 76,260	\$ 129,888	\$ 48,515	\$ 2,226,373
Ratio of expense to average net assets	0.03%	0.52%	0.52%	0.02%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.49%	0.49%	0.00%
Ratio of net investment income (expense) to average net assets	5.33%	4.71%	4.72%	(0.02)%
Selected Per Unit Data*	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Income Fund (M)	PIMCO Bermuda Income Fund A F (JPY)	
Net asset value beginning of year	\$ 210.02	\$ 210.05	\$ 14.50	\$ 85.03
Net investment income (a)	0.00	2.98	0.43	0.00
Net realized/unrealized gain (loss)	0.09	(2.88)	0.68	(1.48)
Total increase (decrease) from investment operations	0.09	0.10	1.12	(1.48)
Total distributions	0.00	0.00	0.00	(4.82)
Net asset value end of year	\$ 210.11	\$ 210.15	\$ 15.62	\$ 78.93
Total return (Expressed in functional currency) (b)	0.04%	0.05%	7.72%	(1.94)%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	9.12%	9.12%	N/A	8.94%
Net assets end of year (000s)	\$ 706,488	\$ 2,854,208	\$ 12,690,863	\$ 896,707
Ratio of expense to average net assets	0.00%	0.38%	0.00%	0.00%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.38%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	0.00%	1.39%	2.81%	0.00%

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than 0.01% or one penny in the functional currency.

† Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.

‡ Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit.

§ Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's or Classes' NAV currency, as applicable. For purposes of the calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2021

3

Notes to Financial Statements

October 31, 2021

1. ORGANIZATION

Each Fund discussed in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds"), which also includes each class of units of that Fund (each a "Class" and collectively, the "Classes"), is a series trust of PIMCO Bermuda Trust II (the "Trust"), an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed by Winchester Global Trust Company Limited on December 1, 2003 (as amended from time to time, the "Trust Deed"). Effective as of the close of business (Eastern time) on September 29, 2017, Maples Trustee Services (Bermuda) Limited (the "Trustee") was appointed as trustee of the Trust. Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO", the "Manager" or the "Investment Adviser") is the sponsor of and was responsible for structuring the Trust. Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH") has entered into an agreement with State Street Corporation ("State Street") under which State Street will acquire BBH's Investor Services business; which includes its custody, fund accounting and administration, transfer agency, depository, foreign exchange, trustee and securities lending services. The transaction is expected to be completed in the first quarter of 2022, subject to customary closing conditions and regulatory approvals.

The Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the Investment Funds Act 2006 and related rules relating to standard funds.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further funds in addition to the Funds currently in operation as of the date of this report.

References to unitholders (each, a "Unitholder", and collectively, the "Unitholders") in, or units of (or an investment in), the Fund shall mean Unitholders of the Fund who hold units, or classes of units (as applicable), which are attributable to that Fund.

The Funds presented in this report are listed below:

Fund	Offered to
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D PIMCO Bermuda Income Fund D PIMCO Bermuda Income Fund E PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund [†] PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund PIMCO Emerging Bond Income Fund II PIMCO Emerging Bond Income Fund III	Offered only to funds with a "Fund of Funds" structure, as defined in the rules of the Investment Trusts Association, Japan, or in any other jurisdiction.
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund IMI PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (MI) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (MI) PIMCO Bermuda Income Fund (MI) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (MI) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund III (MI) PIMCO Emerging Bond Income Fund (MI)	Offered only to other Funds to serve as an underlying investment vehicle for such Funds.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II PIMCO Bermuda Global Aggregates Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund PIMCO Bermuda Income Fund A [†] PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund ^{**} PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10 ^{***} PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II PIMCO U.S. High Yield Fund II PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II PIMCO World High Income ^{****}	Offered to Japanese and other investors.
PIMCO Short-Term Mortgage Income	Offered to Japanese and other investors. Units of the EUR, JPY and USD Classes are offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager. Units of the EUR, JPY and USD Classes will be restricted to only those investors who are approved by the Manager.
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund PIMCO Emerging Bond Income Fund PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund PIMCO U.S. High Yield Fund	Offered only to Fund of Funds type Japanese investment trusts organized under the Law concerning Investment Trust and Investment Company of Japan ("Japanese Investment Trusts") which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trusts Association, Japan.

^{*} The T (JPY) Class and U (USD) Class of PIMCO Bermuda Income Fund A are offered only to the investment accounts entrusted to a Japanese trust bank; the W (USD) Class of PIMCO Bermuda Income Fund A is offered only to Japanese institutional investors and the X (USD) Class of PIMCO Bermuda Income Fund A is offered only to other Funds to serve as an underlying investment vehicle for such Funds. The M (USD) Advisory Class and M (JPY) Advisory Class of PIMCO Bermuda Income Fund A are offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager.

^{**} The Int (JPY Hedged) Class of PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund is offered to Japanese institutional investors.

^{***} Offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor and/or a sales handling company in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager.

^{****} Offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor in Japan.

[†] Period from October 31, 2020 to October 31, 2021

[‡] Period from October 15, 2020 to October 31, 2021

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). Each Fund is treated as an investment company under the reporting requirements of U.S. GAAP. The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(a) Acquired Funds The Trustee and Manager may apply all or a portion of the assets of (i) PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C and PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D; (ii) PIMCO World High Income; (iii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund and PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund; (iv) PIMCO Bermuda Income Fund A, PIMCO Bermuda Income Fund D and PIMCO Bermuda Income Fund E; (v) PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund, and PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II; (vi) PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II and PIMCO U.S. High Yield Fund II; (vii) PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund II, and PIMCO Emerging Bond Income Fund III (each referred to herein as a "Fund of Funds" or "Acquiring Fund", which invests in other Funds) to the respective credit of (i) PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M); (ii) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M); (iii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M); (iv) PIMCO Bermuda Income Fund (M); (v) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M); (vi) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M); (vii) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M) (referred to herein as an "Acquired Fund(s)". Any assets so applied will be held in such Acquired Fund(s) as if received directly. Where assets are so applied, the Acquired Fund(s) will record the issue of units to the relevant Acquiring Fund at the issue price per unit of such units and will repurchase such units at the repurchase price per unit of such units at the time of repurchase. Accordingly, the ability of the Acquiring Fund to achieve its investment objective will depend upon the ability of the applicable Acquired Fund to achieve its investment objective. There can be no assurance that the investment objective of the Acquired Fund will be achieved.

Ratios shown in the Financial Highlights do not include expenses of the Acquired Fund(s). See Note 9, Fees and Expenses, for further information regarding fund fees, as applicable.

(b) Securities Transactions and Investment Income Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled beyond a standard settlement period for the security after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as a Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis from settlement date, with the exception of securities with a forward starting effective date, where interest income is recorded on the accrual basis from effective date. For convertible securities, premiums attributable to the conversion feature are not amortized. Estimated tax liabilities on certain foreign securities are recorded on an accrual basis and are reflected as components of interest income or net

change in unrealized appreciation (depreciation) on investments on the Statements of Operations, as appropriate. Tax liabilities realized as a result of such security sales are reflected as a component of net realized gain (loss) on investments on the Statements of Operations. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

Debt obligations may be placed on non-accrual status and related interest income may be reduced by ceasing current accruals and writing off interest receivable when the collection of all or a portion of interest has become doubtful based on consistently applied procedures. A debt obligation is removed from non-accrual status when the issuer resumes interest payments or when collectability of interest is probable.

The financial statements of PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10 included in this report are for the period from October 15, 2020 (inception date) to October 31, 2021. Accounting policies were consistently applied for the period ended October 31, 2020 and through the year-ended October 31, 2021. Activity of the fund during the period ended October 31, 2020 included capital contributions, investments and operating expenses incurred to start and operate the fund. The Statement of Changes in Net Assets for the period from October 15, 2020 (date of inception) through October 31, 2020, for the year-ended October 31, 2021, and for the period from October 15, 2020 (date of inception) through October 31, 2021 is as follows:

Amounts in thousands	Unaudited		Unaudited	
	October 15,	2020	November 1,	October 15,
	Through October	31, 2020	Through October 31,	2021
Net investment income	\$	32	\$	3,000
Net realized gain on investments	\$	0	\$	905
Net change in unrealized appreciation/depreciation of investments		(1,311)		7,054
Net increase (decrease) in net assets resulting from operations		(1,419)		6,140
Subscriptions		426,248		429,248
Redemptions		0		(15,871)
Net Change in Net Assets	\$	425,379	\$	364,029

The financial statements of PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund included in this report are for the period from October 30, 2020 (inception date) to October 31, 2021. Accounting policies were consistently applied for the period ended October 31, 2020 and through the year-ended October 31, 2021. Activity of the fund during the period ended October 31, 2020 included capital contributions, investments and operating expenses incurred to start and operate the fund. The Statement of Changes in Net Assets for the period from October 30, 2020 (date of inception) through October 31, 2020, for the year-ended October 31, 2021, and for the period from October 30, 2020 (date of inception) through October 31, 2021 is as follows:

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

	Unaudited October 31, 2020 Through October 31, 2020	Unaudited November 1, 2020 Through October 31, 2021	October 31, 2020 Through October 31, 2021
(Amounts in thousand\$)			
Net investment income	\$ 0	\$ 0	\$ 837
Net realized (loss on) investment	\$ 0	\$ (15,720)	\$ (15,720)
Net change in unrealized appreciation (depreciation) of investments	\$ 0	\$ (3,610)	\$ (3,610)
Net increase (decrease) in net assets resulting from operations	\$ 0	\$ (19,460)	\$ (19,460)
Distributions to Unitholders	\$ 0	\$ 0	\$ 0
Subscriptions	\$ 24,000	\$ 177,059	\$ 201,749
Redemptions	\$ 0	\$ (14,495)	\$ (14,495)
Net Change in Net Assets	\$ 24,000	\$ 181,018	\$ 181,704

(c) Cash and Foreign Currency The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The functional currency for each of the Funds is listed in the below table.

The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each business day. Purchases and sales of securities and income and expense items denominated in foreign currencies, if any, are translated into each Fund's respective functional currency at the exchange rate in effect on the transaction date. The Funds do not separately report the effects of changes in foreign exchange rates from changes in market prices on securities held. Such changes are included in net realized and net changes in unrealized gain or loss from investments on the Statements of Operations. The Funds may invest in foreign currency denominated securities and may engage in foreign currency transactions either on a spot (cash) basis at the rate prevailing in the currency exchange market at the time or through a forward foreign currency contract. Realized foreign exchange gains or losses arising from sales of spot foreign currencies, currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions and the difference between the recorded amounts of dividends, interest, and foreign withholding taxes and the functional currency equivalent of the amounts actually received or paid are included in net realized gain or loss on foreign currency transactions on the Statements of Operations. Net unrealized foreign exchange gains and losses arising from changes in foreign exchange rates on foreign denominated assets and liabilities other than investments in securities held at the end of the reporting period are included in net change in unrealized appreciation or depreciation on foreign currency assets and liabilities on the Statements of Operations.

The Net Asset Value ("NAV") and total returns of certain Funds (or Classes thereof, as applicable) are presented in the currency for which the NAV is reported (the "NAV currency") as detailed in each Fund's Offering Memorandum (the "Offering Memorandum"). For the purposes of the presentation of the NAV and the total return in the NAV currency, the beginning and ending NAVs are converted using the period beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of the distribution. See the following table for the NAV currency of each respective Fund:

Fund/Class:	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A		
• F (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B		
• F (AUD)	Australian dollar	U.S. dollar
• Y (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (RUB)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C		
• Y (C-USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D		
• Y (World)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund		
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• USD	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II		
• Inst (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Inst (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Yen-Hedged Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund A		
• F (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• F (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• K (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• M (JPY Advisory)	Japanese yen	U.S. dollar
• M (USD Advisory)	U.S. dollar	U.S. dollar
• N (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• N (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• NN (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• P (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Q (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• R (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• S (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• T (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• U (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• W (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• X (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• X (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Z (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund D		
• NN (AUD)	Australian dollar	U.S. dollar
• Y (World)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund E		
• B-J 1605 (JPY)	Japanese yen	Japanese yen
• B-J 1605 (USD)	Japanese yen	Japanese yen

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

Fund/Class:	NAV Currency	Functional Currency
• B-J 1808 (JPY)	Japanese yen	Japanese yen
• B-J 1809 (USD)	Japanese yen	Japanese yen
• B-J 1812 (JPY)	Japanese yen	Japanese yen
• B-J 1812 (USD)	Japanese yen	Japanese yen
PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund		
• B (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund		
• Inst (JPY) Hedged	Japanese yen	U.S. dollar
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• USD	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (MI)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (MI)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10		
• USD	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund (MI)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund II		
• J (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (CAD)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (DKR)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (INR)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (KRW)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (RUB)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund III		
• J (EUR)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (GBP)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Short-Term Mortgage Income		
• EUR	Euro	U.S. dollar
• JPY	Japanese yen	U.S. dollar
• JPY (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
• USD	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II		
• Y (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO World High Income	U.S. dollar	U.S. dollar

(d) Multiclass Operations Each Class of a Fund offered by the Trust has rights to the assets of the Fund equal to that of other Classes of the same Fund, except for specific assets and gains and losses designated to a Class relating to currency hedging operations. Income, non-Class specific expenses, and non-Class specific realized and unrealized capital gains and losses are

allocated to each Class of units based on the relative net assets of each Class of the respective Fund. Class specific expenses currently include management, advisory, administrative, agency, and distribution fees, where applicable.

(e) Distribution Policy The following table shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager, which authorization may be withheld at the Manager's discretion.

Declared and Paid Monthly:

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D

PIMCO Bermuda Income Fund A

- F (JPY)

- F (USD)

- J (JPY)

- J (USD)

- N (JPY)

- N (USD)

- NN (USD)

- S (JPY)

- X (JPY)

- X (USD)

- Y (JPY)

- Y (USD)

PIMCO Bermuda Income Fund D

PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund

- J (JPY)

- J (USD)

- USD

PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund

PIMCO Emerging Bond Income Fund

PIMCO Emerging Bond Income Fund II

PIMCO Emerging Bond Income Fund III

PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund

PIMCO U.S. High Yield Fund

PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund

PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II

PIMCO World High Income

Declared and Paid Quarterly:

PIMCO Bermuda Income Fund A

- Q (JPY)

PIMCO Bermuda Income Fund E (provided that the dividend yield shall be no higher than 5% per annum over any one-year rolling period)

Declared and Paid Semiannually:

PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund

PIMCO Bermuda Income Fund A

- P (JPY)

- R (JPY)

PIMCO Short-Term Mortgage Income

The Manager does not expect to declare distributions with respect to these Funds (or Classes thereof, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (MI)
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (MI)
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (MI)
PIMCO Bermuda Income Fund A

- K (USD)
- M (JPY) Advisory
- M (USD) Advisory
- T (JPY)
- U (USD) *
- W (USD)
- Z (JPY)

PIMCO Bermuda Income Fund (MI)
PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund
PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund

- Inst (JPY Hedged)

PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (MI)
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (MI)
PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10
PIMCO Emerging Bond Income Fund (MI)
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II
PIMCO U.S. High Yield Fund II

* Any distributions with respect to Class U (USD) Units of the Fund will be declared in accordance with a letter agreement between the Manager and the investor in such Class.

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared as the Manager deems appropriate. Distributions paid with respect to any Fund (or Class thereof, if applicable) will reduce the NAV of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the NAV currency of the Fund. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there is inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

(f) New Accounting Pronouncements and Regulatory Updates In March 2020, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued an Accounting Standards Update ("ASU"), ASU 2020-04, which provides optional guidance to ease the potential accounting burden associated with transitioning away from the London Interbank Offered Rate ("LIBOR") and other reference rates that are expected to be discontinued. The ASU is effective immediately upon release of the update on March 12, 2020 through

December 31, 2022. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

3. INVESTMENT VALUATION AND FAIR VALUE MEASUREMENTS

(a) Investment Valuation Policies The price of a Fund's units is based on the Fund's NAV. The NAV of a Fund, or each of its Classes, as applicable, is determined by dividing the total value of portfolio investments and other assets attributable to that Fund or Class, less any liabilities, by the total number of units outstanding of that Fund or Class. On each Fund's Dealing Day (as described in the current Offering Memorandum of the Trust), Fund units are ordinarily valued as of the close of regular trading on the New York Stock Exchange ("NYSE Close"). Information that becomes known to the Funds or their agents after the time as of which NAV has been calculated on a particular day will not generally be used to retroactively adjust the price of a security or the NAV determined earlier that day. Each Fund reserves the right to change the time as of which its NAV is calculated if the Fund closes earlier.

For purposes of calculating NAV, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are valued at market value. Market value is generally determined on the basis of official closing prices or the last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from established market makers or prices (including evaluated prices) supplied by the Funds' approved pricing services, quotation reporting systems and other third-party sources (together, "Pricing Services"). The Funds will normally use pricing data for domestic equity securities received shortly after the NYSE Close and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the NYSE Close. If market value pricing is used, a foreign (non-U.S.) equity security traded on a foreign exchange or on more than one exchange is typically valued using pricing information from the exchange considered by PIMCO to be the primary exchange. A foreign (non-U.S.) equity security will be valued as of the close of trading on the foreign exchange, or the NYSE Close, if the NYSE Close occurs before the end of trading on the foreign exchange. Domestic and foreign (non-U.S.) fixed income securities, non-exchange traded derivatives, and equity options are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or Pricing Services using such data reflecting the principal markets for those securities. Prices obtained from Pricing Services may be based on, among other things, information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Exchange-traded options, except equity options, futures and options on futures are valued at the settlement price determined by the relevant exchange, quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or pricing services. Swap agreements are valued on the basis of market-based prices supplied by Pricing Services or quotes obtained from brokers and dealers. A Fund's investments in open-end management investment companies, other than exchange-traded funds ("ETFs"), are valued at the NAVs of such investments.

If a foreign (non-U.S.) equity security's value has materially changed after the close of the security's primary exchange or principal market but before the NYSE Close, the security may be valued at fair value based on procedures established and approved by the Manager. Foreign (non-U.S.) equity securities that do not trade when the NYSE is open are also valued at fair value. With respect to foreign (non-U.S.) equity securities, a Fund may determine the fair value of investments based on information provided by Pricing Services and other third-party vendors, which may recommend fair value or adjustments with reference to other securities, indices or assets. In considering whether fair valuation is required and in determining fair

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

values, a Fund may, among other things, consider significant events (which may be considered to include changes in the value of U.S. securities or securities indices) that occur after the close of the relevant market and before the NYSE Close. A Fund may utilize modeling tools provided by third-party vendors to determine fair values of foreign (non-U.S.) securities. For these purposes, any movement in the applicable reference index or instrument ("zero trigger") between the earlier close of the applicable foreign market and the NYSE Close may be deemed to be a significant event, prompting the application of the pricing model (effectively resulting in daily fair valuations). Foreign exchanges may permit trading in foreign (non-U.S.) equity securities on days when the Trust is not open for business, which may result in a Fund's portfolio investments being affected when Unitholders are unable to buy or sell units.

Senior secured floating rate loans for which an active secondary market exists to a reliable degree will be valued at the mean of the last available bid/ask prices in the market for such loans, as provided by a Pricing Service. Senior secured floating rate loans for which an active secondary market does not exist to a reliable degree will be valued at fair value, which is intended to approximate market value. In valuing a senior secured floating rate loan at fair value, the factors considered may include, but are not limited to, the following: (a) the creditworthiness of the borrower and any intermediate participants, (b) the terms of the loan, (c) recent prices in the market for similar loans, if any, and (d) recent prices in the market for instruments of similar quality, rate, period until next interest rate reset and maturity.

Investments valued in currencies other than the functional currency of a Fund are converted to the functional currency using exchange rates obtained from Pricing Services. As a result, the value of such investments and, in turn, the NAV of the Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the functional currency. The value of investments traded in foreign markets or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the Trust is not open for business. As a result, to the extent that a Fund holds foreign (non-U.S.) investments, the value of those investments may change at times when you cannot purchase, redeem or exchange units and the value of such investments will be reflected in the Fund's next calculated NAV.

Investments for which market quotes or market-based valuations are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Manager or persons acting at their direction. The Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available, and has delegated to PIMCO the responsibility for applying the fair valuation methods. In the event that market quotes or market-based valuations are not readily available, and the security or asset cannot be valued pursuant to a Manager approved valuation method, the value of the security or asset will be determined in good faith by the Valuation Committee. Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/ask information, indicative market quotations ("Broker Quotes"), Pricing Services' prices), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE Close, that materially affect the values of the Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Manager is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of the Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be reevaluated in light of such significant events.

When a Fund uses fair valuation to determine the value of a portfolio security or other asset for purposes of calculating its NAV, such investments will not

be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Manager or persons acting at their direction believe reflects fair value. Fair valuation may require subjective determinations about the value of a security. While the Trust's policy is intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot ensure that fair values determined by the Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold.

(b) Fair Value Hierarchy U.S. GAAP describes fair value as the price that a Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. It

establishes a fair value hierarchy that prioritizes inputs to valuation methods and requires disclosure of the fair value hierarchy, separately for each major category of assets and liabilities, that segregates fair value measurements into levels (Level 1, 2, or 3). The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risks associated with investing in those securities. Levels 1, 2, and 3 of the fair value hierarchy are defined as follows:

• Level 1—Quoted prices in active markets or exchanges for identical assets and liabilities

• Level 2—Significant other observable inputs, which may include, but are not limited to, quoted prices for similar assets or liabilities in markets that are active, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, inputs other than quoted prices that are observable for the assets or liabilities (such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks and default rates) or other market corroborated inputs.

• Level 3—Significant unobservable inputs based on the best information available in the circumstances, to the extent observable inputs are not available, which may include assumptions made by the Manager or persons acting at their direction that are used in determining the fair value of investments.

Assets or liabilities categorized as Level 2 or 3 as of period end have been transferred between Levels 2 and 3 since the prior period due to changes in the method utilized in valuing the investments. Transfers from Level 2 to Level 3 are a result of a change, in the normal course of business, from the use of valuation methods used by Pricing Services (Level 2) to the use of a broker quote or valuation technique which utilizes significant unobservable inputs due to an absence of current or reliable market-based data (Level 3).

Transfers from Level 3 to Level 2 are a result of the availability of current and reliable market-based data provided by Pricing Services or other valuation techniques which utilize significant observable inputs.

In accordance with the requirements of U.S. GAAP, the amounts of transfers in and out of Level 3, if material, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires to disclose transfers into and out of Level 3 of the fair value hierarchy and purchases and issues of Level 3 assets and liabilities during the period. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, and if material, details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

(e) Valuation Techniques and the Fair Value Hierarchy

Level 1, Level 2 and Level 3 trading assets and trading liabilities, at fair value The valuation methods (or "techniques") and significant inputs used in determining the fair values of portfolio securities or other assets and liabilities categorized as Level 1, Level 2 and Level 3 of the fair value hierarchy are as follows:

Fixed income securities including corporate, convertible and municipal bonds and notes, U.S. government agencies, U.S. treasury obligations, sovereign issues, bank loans, convertible preferred securities and non-U.S. bonds are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or Pricing Services that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The Pricing Services' internal models use inputs that are observable such as issuer details, interest rates, yield curves, prepayment speeds, credit risks/spreads, default rates and quoted prices for similar assets. Securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis or as a repurchase commitment in a sale-buyback transaction are marked to market daily until settlement at the forward settlement date and are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Mortgage-related and asset-backed securities are usually issued as separate tranches, or classes, of securities within each deal. These securities are also normally valued by Pricing Services that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The pricing models for these securities usually consider tranche-level attributes, current market data, estimated cash flows and market-based yield spreads for each tranche, and incorporate deal collateral performance, as available. Mortgage-related and asset-backed securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Common stocks, ETFs, exchange-traded notes and financial derivative instruments, such as futures contracts, rights and warrants, or options on futures that are traded on a national securities exchange, are stated at the last reported sale or settlement price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded and valuation adjustments are not applied, they are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy.

Investments valued (denominated) in currencies other than the functional currency of a Fund are converted to the functional currency using exchange rates (currency spot and forward rates) obtained from Pricing Services. As a result, the NAV of a Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the functional currency. The value of securities traded in foreign markets or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the Trust is not open for business. Valuation adjustments may be applied to certain securities that are solely traded on a foreign exchange to account for the market movement between the close of the foreign market and the NYSE Close. These securities are valued using Pricing Services that consider the correlation of the trading patterns of the foreign security to the intraday trading in the U.S. markets for investments. Securities using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Preferred securities and other equities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are also categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Equity-linked securities are valued by referencing the last reported sale or settlement price of the linked referenced equity on the day of valuation. Foreign exchange adjustments are applied to the last reported price to

convert the linked equity's trading currency to the contract's settling currency. These investments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Investments in registered open-end investment companies (other than ETFs) will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy. Investments in unregistered open-end investment companies will be calculated based upon the NAVs of such investments and are considered Level 1 provided that the NAVs are observable, calculated daily and are the value at which both purchases and sales will be conducted.

Valuation adjustments may be applied to certain exchange traded futures and options to account for market movement between the exchange settlement and the NYSE close. These securities are valued using quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or pricing services. Financial derivatives using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Equity exchange-traded options and over the counter financial derivative instruments, such as forward foreign currency contracts and options contracts, derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. These contracts are normally valued on the basis of quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or Pricing Services (normally determined as of the NYSE Close). Depending on the product and the terms of the transaction, financial derivative instruments can be valued by Pricing Services using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models use inputs that are observed from actively quoted markets such as quoted prices, issuer details, indices, bid/ask spreads, interest rates, implied volatilities, yield curves, dividends and exchange rates. Financial derivative instruments that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Centrally cleared swaps and over the counter swaps derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. They are valued using a broker-dealer bid quotation or on market-based prices provided by Pricing Services (normally determined as of the NYSE Close). Centrally cleared swaps and over the counter swaps can be valued by Pricing Services using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models may use inputs that are observed from actively quoted markets such as the overnight index swap rate ("OIS"), LIBOR forward rate, interest rates, yield curves and credit spreads. These securities are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

When a fair valuation method is applied by the Manager that uses significant unobservable inputs, investments will be priced by a method that the Manager or persons acting at their direction believe reflects fair value and are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

Proxy pricing procedures set the base price of a fixed income security and subsequently adjust the price proportionally to market value changes of a pre-determined security deemed to be comparable in duration, generally a U.S. Treasury or sovereign note based on country of issuance. The base price may be a broker-dealer quote, transaction price, or an internal value as derived by analysis of market data. The base price of the security may be reset on a periodic basis based on the availability of market data and procedures approved by the Valuation Oversight Committee. Significant changes in the unobservable inputs of the proxy pricing process (the base price) would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

If third-party evaluated vendor pricing is not available or not deemed to be indicative of fair value, the Manager may elect to obtain Broker Quotes directly from the broker-dealer or passed-through Broker Quote from

a third-party vendor. In the event that fair value is based upon a single sourced Broker Quote, these securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. Broker Quotes are typically received from established market participants. Although independently received, the Manager does not have the transparency to view the underlying inputs which support the market quotation. Significant changes in the Broker Quote would have direct and proportional changes in the fair value of the security.

Short-term debt instruments (such as commercial paper) having a remaining maturity of 60 days or less may be valued at amortized cost, so long as the amortized cost value of such short-term debt instruments is approximately the same as the fair value of the instrument as determined without the use of amortized cost valuation. These securities are categorized as Level 2 or Level 3 of the fair value hierarchy depending on the source of the base price.

4. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Delayed-Delivery Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, a Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into, which may result in a realized gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(b) Inflation-Indexed Bonds Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed income securities whose principal value is periodically adjusted by the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income on the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity. Repayment of the original bond principal upon maturity (as adjusted for inflation) is guaranteed in the case of U.S. TIPS. For bonds that do not provide a similar guarantee, the adjusted principal value of the bond repaid at maturity may be less than the original principal.

(c) Loan Participations, Assignments and Originations Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties or investments in or originations of loans by the Fund. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. A Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrowers of the loans. These loans may include participations in bridge loans, which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions.

The types of loans and related investments in which the Funds may invest include, among others, senior loans, subordinated loans (including second lien loans, B-Notes and mezzanine loans), whole loans, commercial real estate and other commercial loans and structured loans. A Fund may originate loans or acquire direct interests in loans through primary loan distributions and/or in private transactions. In the case of subordinated loans, there may be significant indebtedness ranking ahead of the borrower's obligation to the holder of such a loan, including in the event of the borrower's insolvency. Mezzanine loans are typically secured by a pledge of an equity interest in the mortgage borrower that owns the real estate rather than an interest in a mortgage.

Investments in loans may include unfunded loan commitments, which are contractual obligations for funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate a Fund to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. A Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a loan. In certain circumstances, a Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a loan by a borrower. Fees earned or paid are recorded as a component of interest income or interest expense, respectively, on the Statements of Operations. Unfunded loan commitments are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities.

(d) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, loans on real property. Mortgage-related securities are created from pools of residential or commercial mortgage loans, including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal. Interest may be determined by fixed or adjustable rates. The rate of prepayments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed with the full faith and credit of the U.S. Government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements. Many of the risks of investing in mortgage-related securities secured by commercial mortgage loans reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make lease payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. These securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or other asset-backed securities. Other asset-backed securities are created from many types of assets, including, but not limited to, auto loans, accounts receivable, such as credit card receivables and hospital account receivables, home equity loans, student loans, boat loans, mobile home loans, recreational vehicle loans, manufactured housing loans, aircraft leases, computer leases and syndicated bank loans. The Fund may invest in any level of the capital structure of an issuer of mortgage-backed or asset-backed securities, including the equity or "first loss" tranche.

(e) Collateralized Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that are collateralized by whole mortgage loans or private

mortgage bonds and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches", with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including prepayments. CMOs may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or asset-backed securities.

(f) Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. An SMBS will have one class that will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income on the Statements of Operations. Because no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the cost of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income on the Statements of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

(g) Collateralized Debt Obligations ("CDOs") include Collateralized Bond Obligations ("CBOs"), Collateralized Loan Obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically collateralized by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unrated loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which a Fund invests. In addition to the normal risks associated with fixed income securities discussed elsewhere in this report and the Funds' Offering Memorandum (e.g., prepayment risk, credit risk, liquidity risk, market risk, structural risk, legal risk and interest rate risk (which may be exacerbated if the interest rate payable on a structured financing changes based on multiples of changes in interest rates or inversely to changes in interest rates)), CBOs, CLOs, and other CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the quality of the collateral may decline in value or default, (iii) the risk that a Fund may invest in CBOs, CLOs, or other CDOs that are subordinate to other classes, and (iv) the complex structure of the security may not be fully understood at the time of investment and may produce disputes with the issuer or unexpected investment results.

(h) Payment In-Kind Securities Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKs"). PIKs may give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash and/or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds may include the accrued interest (referred to as a "dirty price") and require a pro rata adjustment from the unrealized appreciation or depreciation on investments to interest receivable on the Statements of Assets and Liabilities.

(i) Restricted Securities Certain Funds may hold investments that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities may be sold privately, but may be required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted. Disposal of restricted investments may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve. Restricted investments held by

the Funds at October 31, 2021, as applicable, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

(j) Structured Notes Certain Funds may invest in structured notes and other related instruments, which are privately negotiated debt obligations in which the principal and/or interest is determined by reference to the performance of a benchmark asset, market or interest rate (an "embedded index"), such as selected securities, an index of securities or specified interest rates, or the differential performance of two assets or markets, such as indexes reflecting bonds. Structured instruments may be issued by corporations, including banks, as well as by governmental agencies. The terms of such structured instruments normally provide that their principal and/or interest payments are to be adjusted upwards or downwards (but ordinarily not below zero) to reflect changes in the embedded index while the structured instruments are outstanding. As a result, the interest and/or principal payments that may be made on a structured product may vary widely, depending on a variety of factors, including the volatility of the embedded index and the effect of changes in the embedded index on principal and/or interest payments.

(k) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises

Certain Funds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities, which do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities of similar maturities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved sellers/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

In June 2019, FNMA and FHLMC started issuing Uniform Mortgage Backed Securities ("UMBs") in place of their current offerings of TBA-eligible securities (the "Single Security Initiative"). The Single Security Initiative seeks to support the overall liquidity of the TBA market and aligns the characteristics of FNMA and FHLMC certificates. The effects that the Single Security Initiative may have on the market for TBA and other mortgage-backed securities are uncertain.

Roll-timing strategies can be used where a Fund seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a TBA security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to substantially the same underlying asset with a later

Notes to Financial Statements (cont.)

October 31, 2021

expiration date. TBA securities purchased or sold are reflected on the Statements of Assets and Liabilities as an asset or liability, respectively.

(l) When-Issued Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a security, although authorized, has not yet been issued in the market. Transactions to purchase or sell securities on a when-issued basis involve a commitment by a Fund to purchase or sell these securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Fund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a realized gain or loss.

(m) Bank Obligations Bank obligations in which a Fund may invest include certificates of deposit, bankers' acceptances, and fixed time deposits. Certificates of deposit are negotiable certificates issued against funds deposited in a commercial bank for a definite period of time and earning a specified return. Bankers' acceptances are negotiable drafts or bills of exchange, normally drawn by an importer or exporter to pay for specific merchandise, which are "accepted" by a bank, meaning, in effect, that the bank unconditionally agrees to pay the face value of the instrument on maturity. Fixed time deposits are bank obligations payable at a stated maturity date and bearing interest at a fixed rate. Fixed time deposits may be withdrawn on demand by the investor, but may be subject to early withdrawal penalties which vary depending upon market conditions and the remaining maturity of the obligation.

(n) Performance-Linked Notes Certain Funds invest in performance-linked notes that are issued by Credit Suisse International (the "Fee Agent") and seek to track the performance of the PIMCO Bermuda Income Fund (M) ("Performance-Linked Notes"). In the case of the JPY Performance-Linked Notes issued, the performance of such notes will be hedged to the Japanese yen by Credit Suisse International using a proprietary formula. As explained in greater detail in Note 9, the Fee Agent will finance the payment of placement fees to certain Japanese distributors. In order for the Fee Agent to hedge certain of its exposures under the Fee Agent Appointment Agreement (as defined in Note 9), it is expected that from time to time certain Classes of the PIMCO Bermuda Income Fund E will invest in Performance-Linked Notes in an amount specified by the Fee Agent. At the time of events including, but not limited to, any redemption of units of the PIMCO Bermuda Income Fund E and a step-down of the applicable Percentage Contingent Deferred Sales Charge ("CDSC"), as defined in Note 9, the Performance-Linked Notes held by the Fund will be partially redeemed accordingly in order to maintain the total value of Performance-Linked Notes in the Fund's investment portfolio equal to or below the amount of the CDSC applicable to the respective Classes of the Fund plus 0.20% multiplied by the NAV of the respective Classes of the Fund. Performance-Linked Notes are valued daily. Their value is based on the prior day NAV of the PIMCO Bermuda Income Fund (M). With respect to the value of the JPY Performance-Linked Notes, a proprietary hedging formula is also applied. The Fund cannot transfer the Performance-Linked Notes to any other party aside from the Fee Agent without the prior written agreement of the Fee Agent.

5. BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

The following disclosures contain information on the Funds' ability to lend or borrow cash or securities to the extent permitted under the Offering Memorandum, which may be viewed as borrowing or financing transactions by the Funds. The location of these instruments is described below. For a detailed description of credit and counterparty risks that can be associated with borrowings and other financing transactions, please see Note 7, Principal and Other Risks.

(a) Repurchase Agreements Certain Funds may engage in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund purchases an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. In an open maturity repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Repurchase agreements, including accrued interest, are included on the Statements of Assets and Liabilities. Interest earned is recorded as a component of interest income on the Statements of Operations. In periods of increased demand for collateral, a Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Fund.

(b) Reverse Repurchase Agreements Certain Funds may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. In an open maturity reverse repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. A Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. Cash received in exchange for securities delivered plus accrued interest payments to be made by a Fund to counterparties are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. Interest payments made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(c) Sale-Buybacks Certain Funds may enter into financing transactions referred to as "sale-buybacks". A sale-buyback financing transaction consists of a sale of a security by a Fund to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed-upon price and date. A Fund is not entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security sold to the counterparty during the term of the agreement. The agreed-upon proceeds for securities to be repurchased by a Fund are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund will recognize net income represented by the price differential between the price received for the transferred security and the agreed-upon repurchase price. This is commonly referred to as the 'price drop'. A price drop consists of (i) the foregone interest and inflationary income adjustments, if any, a Fund would have otherwise received had the security not been sold and (ii) the negotiated financing terms between a Fund and counterparty. Foregone interest and inflationary income adjustments, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations. Interest payments based upon negotiated financing terms made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under sale-buyback transactions.

(d) Short Sales Certain Funds may enter into short sales transactions. Short sales are transactions in which the Fund sells a security that it may not own. A Fund may make short sales of securities to (i) offset potential declines in long positions in similar securities, (ii) to increase the flexibility of the Fund, (iii) for investment return, (iv) as part of a risk arbitrage strategy, and (v) as

part of its overall portfolio management strategies involving the use of derivative instruments. When a Fund engages in a short sale, it may borrow the security sold short and deliver it to the counterparty. The Fund will ordinarily have to pay a fee or premium to borrow a security and be obligated to repay the lender of the security any dividend or interest that accrues on the security during the period of the loan. Securities sold in short sale transactions and the dividend or interest payable on such securities, if any, are reflected as payable for short sales on the Statements of Assets and Liabilities. Short sales expose the Fund to the risk that it will be required to cover its short position at a time when the security or other asset has appreciated in value, thus resulting in losses to the Fund. A short sale is "against the box" if the Fund holds in its portfolio or has the right to acquire the security sold short, or securities identical to the security sold short, at no additional cost. A Fund will be subject to additional risks to the extent that it engages in short sales that are not "against the box." A Fund's loss on a short sale could theoretically be unlimited in cases where the Fund is unable, for whatever reason, to close out its short position.

(e) Line of Credit PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) entered into a 364-day senior unsecured revolving credit agreement with the Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. ("MUFG") and other commercial banks to be utilized for temporary purposes to fund Unitholder redemptions or for other short-term liquidity purposes. MUFG serves as both a bank and as an agent for other banks that are parties to the agreement. PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) pays financing charges based on a combination of LIBOR-based variable plus a credit spread. The Fund also pays a fee of 0.275% per annum on the unused commitment amounts. The agreement was renewed on August 21, 2021 and expires on August 21, 2022 unless extended or renewed. There is a maximum available commitment amount for PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) equal to \$45,000,000. Prior to August 21, 2021, the maximum available commitment amount for the Fund was \$55,000,000 and the Fund paid a fee of 0.275% per annum on the unused commitment amounts. Commitment, upfront and interest fees of \$236,435 paid by PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) are included in interest expense in the Statements of Operations.

During the period, there were no borrowings on this line of credit.

6. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the Funds use financial derivative instruments and how financial derivative instruments affect the Funds' financial position, results of operations and cash flows. The location and fair value amounts of these instruments on the Statements on Assets and Liabilities and the net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation (depreciation) on the Statements of Operations, each categorized by type of financial derivative contract and related risk exposure, are included in a table in the Notes to Schedule of Investments. The financial derivative instruments outstanding as of period end and the amounts of net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation (depreciation) on financial derivative instruments during the period, as disclosed in the Notes to Schedule of Investments, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Funds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts Certain Funds may engage in forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market

daily, and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

Certain Funds, having a hedged Class, may also enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Fund level in order to leave the hedged Class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these Class specific forward foreign currency contracts will be successful.

(b) Futures Contracts Certain Funds may enter into futures contracts. A futures contract is an agreement to buy or sell a security or other asset for a set price on a future date and is traded on an exchange. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt, in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and based on such movements in the price of the contracts, an appropriate payable or receivable for the change in value may be posted or collected by the Fund ("Futures Variation Margin"). Futures Variation Margins, if any, are disclosed within centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or close. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the Futures Variation Margin included within exchange traded or centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities.

(c) Options Contracts Certain Funds may write or purchase options to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. Certain Funds may write call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These amounts are included on the Statements of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. A Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold ("call") or purchased ("put") and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included as an asset on the Statements of Assets and Liabilities and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is executed.

Credit Default Swaptions Certain Funds may write or purchase credit default swaptions to hedge exposure to the credit risk of an investment without making a commitment to the underlying instrument. A credit default swaption is an option to sell or buy credit protection to a specific reference by entering into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future.

Foreign Currency Options Certain Funds may write or purchase foreign currency options to be used as a short or long hedge against possible variations in foreign exchange rates or to gain exposure to foreign currencies.

Inflation-Capped Options Certain Funds may write or purchase inflation-capped options to enhance returns or for hedging opportunities. The purpose of purchasing inflation-capped options is to protect a Fund from inflation erosion above a certain rate on a given notional exposure. A floor can be used to give downside protection to investments in inflation-linked products.

Interest Rate Swaptions Certain Funds may write or purchase interest rate swaptions which are options to enter into a pre-defined swap agreement or to shorten, extend, cancel or otherwise modify an existing swap agreement, by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Options on Exchange-Traded Futures Contracts Certain Funds may write or purchase options on exchange-traded futures contracts ("Futures Option") to hedge an existing position or future investment, for speculative purposes or to manage exposure to market movements. A Futures Option is an option contract in which the underlying instrument is a single futures contract.

Options on Securities Certain Funds may write or purchase options on securities to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. An option on a security uses a specified security as the underlying instrument for the option contract.

(d) Swap Agreements Certain Funds may invest in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements may be privately negotiated in the OTC market or may be cleared through a third party, known as a central counterparty or derivatives clearing organization ("centrally cleared swaps"). A Fund may enter into asset, credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Centrally cleared swaps are marked to market daily based upon valuations as determined from the underlying contract or in accordance with the requirements of the central counterparty or derivatives clearing organization. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net change in unrealized appreciation (depreciation) on the Statements of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps ("Swap Variation Margin"), if any, are disclosed within centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities. OTC swap payments received or paid at the beginning of the measurement period are included on the Statements of Assets and Liabilities and represent premiums paid or received upon entering into the swap agreement to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions (credit spreads, currency exchange rates, interest rates, and other relevant factors). Upfront premiums received (paid) are initially recorded as liabilities (assets) and subsequently marked to market to reflect the current value of the swap. These upfront premiums are recorded as realized gains or losses on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by a Fund are included as part of realized gains or losses on the Statements of Operations.

For purposes of applying certain of a Fund's investment policies and restrictions, swap agreements, like other derivative instruments, may be valued by a Fund at market value, notional value or full exposure value. In the case of a credit default swap, in applying certain of the Fund's investment policies and restrictions, the Fund will value the credit default swap at its notional value or its full exposure value (i.e., the sum of the notional amount for the contract plus the market value), but may value the credit default swap at market value for purposes of applying certain of the Fund's other investment policies and restrictions. For example, the Fund may value credit default swaps at full exposure value for purposes of the Fund's credit quality guidelines (if any) because such value in general better reflects the Fund's actual economic exposure during the term of the credit default swap agreement. As a result, a Fund may, at times, have notional exposure to an asset class (before netting) that is greater or lesser than the stated limit or restriction noted in the Fund's Offering Memorandum. In this context, both the notional amount and the market value may be positive or negative depending on whether the Fund is selling or buying protection through the credit default swap. The manner in which certain securities or other instruments are valued by the Fund for purposes of applying investment policies and restrictions may differ from the manner in which those investments are valued by other types of investors. Entering into swap agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized on the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates or the values of the asset upon which the swap is based.

A Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. The risk may be mitigated by having a master netting arrangement between a Fund and the counterparty and by the posting of collateral to a Fund to cover a Fund's exposure to the counterparty.

To the extent a Fund has a policy to limit the net amount owed to or to be received from a single counterparty under existing swap agreements, such limitation only applies to counterparties to OTC swaps and does not apply to

centrally cleared swaps where the counterparty is a central counterparty or derivatives clearing organization.

Credit Default Swap Agreements Certain Funds may enter into credit default swaps on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default. Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event that the referenced entity, obligation or index, as specified in the swap agreement, undergoes a certain credit event. As a seller of protection on credit default swap agreements, a Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

If a Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If a Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event).

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced entities comprising the credit index. A credit index is a basket of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. A Fund may use credit

default swaps on credit indices to hedge a portfolio of credit default swaps or bonds, which is less expensive than it would be to buy many credit default swaps to achieve a similar effect. Credit default swaps on indices are instruments for protecting investors owning bonds against default, and traders use them to speculate on changes in credit quality.

Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues as of period end, if any, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. They serve as an indicator of the current status of payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the referenced entity. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

The maximum potential amount of future payments (undiscounted) that a Fund as a seller of protection could be required to make under a credit default swap agreement equals the notional amount of the agreement. Notional amounts of each individual credit default swap agreement outstanding as of period end for which a Fund is the seller of protection are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. These potential amounts would be partially offset by any recovery values of the respective referenced obligations, upfront payments received upon entering into the agreement, or net amounts received from the settlement of buy protection credit default swap agreements entered into by a Fund for the same referenced entity or entities.

Interest Rate Swap Agreements Certain Funds are subject to interest rate risk exposure in the normal course of pursuing their investment objectives. The value of the fixed rate bonds that a Fund holds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, a Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by a Fund with another party for their respective commitment to pay or receive interest on the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the buyer pays an upfront fee in consideration for the right to early terminate the swap transaction in whole, at zero cost and at a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different segments of money markets.

Total Return Swap Agreements Certain Funds may enter into total return swap agreements to gain or mitigate exposure to the underlying reference. Total return swap agreements involve commitments where single or multiple cash flows are exchanged based on the price of an underlying reference asset and on a fixed or variable interest rate. Total return swap agreements may involve commitments to pay interest in exchange for a market-linked return. One counterparty pays out the total return of a specific underlying reference asset, which may include a single security, a basket of securities, or an index, and in return receives a fixed or variable rate. At the maturity date, a net cash flow is exchanged where the total return is equivalent to the return of the underlying reference asset less a financing rate, if any. As a receiver, a Fund would receive payments based on any positive total return and would owe payments in the event of a negative total return. As the payer, a Fund would owe payments on any positive total return, and would receive payments in the event of a net negative total return.

7. PRINCIPAL AND OTHER RISKS

(a) Principal Risks In the normal course of business, the Funds (or Acquired Fund(s), if applicable) trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to such things as changes in the market (market risk) or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk). See below for a detailed description of select principal risks.

Fund of Funds To the extent that certain Funds invest substantially all of their respective assets in Acquired Fund(s), the risks associated with investing in these Funds will be closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Acquired Fund(s). The ability of the Funds to achieve their respective investment objectives may depend upon the ability of the Acquired Fund(s) to achieve their respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of any Acquired Fund(s) will be achieved. The NAV of an Acquiring Fund will fluctuate in response to changes in the respective NAV of the Acquired Fund(s) in which it invests.

In the normal course of business, Acquired Fund(s) trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk), or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk).

Performance-Linked Notes Risk To the extent each of the B-I 1605 (JPY), B-J 1605 (USD), B-J 1609 (JPY), B-J 1609 (USD), B-J 1612 (JPY) and B-J 1612 (USD) Classes of the PIMCO Bermuda Income Fund E invest in Performance-Linked Notes, they will forego other investment opportunities, which could negatively impact the performance of such Class. In addition, such Performance-Linked Notes are unsecured obligations of Credit Suisse International and so the Classes are exposed to the credit risk of Credit Suisse International. Furthermore, the Performance-Linked Notes will be adversely affected in the event of a default, reduced credit rating, or deterioration in the solvency of Credit Suisse International.

Market Risks A Fund's investments in financial derivative instruments and other financial instruments expose the Fund to various risks such as, but not limited to, interest rate, foreign (non-U.S.) currency, equity and commodity risks.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities and other instruments held by a Fund may decline in value because of an increase in interest rates. If nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by a Fund would likely decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Interest rate changes can be sudden and unpredictable, and a Fund may lose money if

these changes are not anticipated by Fund management. A Fund may not be able to hedge against changes in interest rates or may choose not to do so for cost or other reasons. In addition, any hedges may not work as intended.

Duration is a measure used to determine the sensitivity of a security's price to changes in interest rates that incorporates a security's yield, coupon, final maturity and call features, among other characteristics. Convexity is an additional measure used to understand a security's or Fund's interest rate sensitivity that measures the rate of change of duration in response to changes in interest rates. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations. A wide variety of factors can cause interest rates or yields of U.S. Treasury securities (or yields of other types of bonds) to rise (e.g., central bank monetary policies, inflation rates, general economic conditions, etc.). This is especially true under current conditions because interest rates and bond yields are near historically low levels. Thus, the Funds currently face a heightened level of risk associated with rising interest rates and/or bond yields. This could be driven by a variety of factors, including but not limited to central bank monetary policies, changing inflation or real growth rates, general economic conditions, increasing bond issuances or reduced market demand for low yielding investments. Further, while U.S. bond markets have steadily grown over the past three decades, dealer "market making" ability has remained relatively stagnant. Given the importance of intermediary "market making" in creating a robust and active market, fixed income securities are currently facing increased volatility and liquidity risks. All of these factors, collectively and/or individually, could cause a Fund to lose value. If the Fund lost enough value, the Fund could face increased Unitholder redemptions, which could further impair its performance. Also, the Fund may be adversely affected when a large Unitholder purchases or redeems large amounts of units, which can occur at any time and may impact the Fund in the same manner as a high volume of redemption requests. Large Unitholder transactions may impact the Fund's liquidity and net asset value. Such transactions may also increase the Fund's transaction costs or otherwise cause the Fund to perform differently than intended. Moreover, the Fund is subject to the risk that other Unitholders may make investment decisions based on the choices of a large Unitholder.

A Fund may have significant exposure to issuers in the United Kingdom. The United Kingdom's withdrawal from the European Union may impact Fund returns. This decision may cause substantial volatility in foreign exchange markets, lead to weakness in the exchange rate of the British pound, result in a sustained period of market uncertainty, and destabilize some or all of the other European Union member countries and/or the Eurozone.

Foreign (non-U.S.) securities in this report are classified by the country of incorporation of a holding. In certain instances, a security's country of incorporation may be different from its country of economic exposure.

If a Fund invests directly in foreign (non-U.S.) currencies or in securities that trade in, and receive revenues in, foreign (non-U.S.) currencies, or in financial derivative instruments that provide exposure to foreign (non-U.S.) currencies, it will be subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Fund, or, in the case of hedging positions, that the Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by U.S. or foreign governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments in the United States or abroad. As a result, a Fund's investments in foreign currency-denominated securities may reduce the Fund's returns.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

The market values of equities, such as common stocks and preferred securities or equity related investments such as futures and options, have historically risen and fallen in periodic cycles and may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates, public health emergencies, such as the spread of infectious illness or disease, or adverse investor sentiment generally. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. Different types of equity securities may react differently to these developments. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities.

The Funds may invest in certain instruments that rely in some fashion upon LIBOR. LIBOR is an average interest rate, determined by the ICE Benchmark Administration, that banks charge one another for the use of short-term money. The United Kingdom's Financial Conduct Authority, which regulates LIBOR, has announced plans to ultimately phase out the use of LIBOR. There remains uncertainty regarding future utilization of LIBOR and the nature of any replacement rate (e.g., the Secured Overnight Financing Rate, which is intended to replace U.S. dollar LIBOR and measures the cost of overnight borrowings through repurchase agreement transactions collateralized with U.S. Treasury securities). Any potential effects of the transition away from LIBOR on a Fund or on certain instruments in which a Fund invests can be difficult to ascertain, and they may vary depending on a variety of factors. The transition may also result in a reduction in the value of certain instruments held by a Fund or a reduction in the effectiveness of related Fund transactions such as hedges. Any such effects of the transition away from LIBOR, as well as other unforeseen effects, could result in losses to a Fund.

Beginning in January 2020, global financial markets have experienced and may continue to experience significant volatility resulting from the spread of a novel coronavirus known as COVID-19. The outbreak of COVID-19 has resulted in travel and border restrictions, quarantines, supply chain disruptions, lower consumer demand and general market uncertainty. The global economy, the economies of certain nations and individual issuers have been and may continue to be adversely affected by COVID-19, particularly in light of the interconnectivity between economies and financial markets, all of which may negatively impact the Funds' performance. In addition, COVID-19 and governmental responses to COVID-19 may negatively impact the capabilities of the Funds' service providers and disrupt the Funds' operations.

Credit and Counterparty Risks A Fund will be exposed to credit risk to parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. A Fund minimizes concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognized and reputable exchanges, where applicable. OTC derivative transactions are subject to the risk that a counterparty to the transaction will not fulfill its contractual obligations to the other party, as many of the protections afforded to centrally cleared derivative transactions might not be available for OTC derivative transactions. For derivatives traded on an exchange or through a central counterparty, credit risk resides with the creditworthiness of the Fund's clearing broker, or the clearinghouse itself, rather than with a counterparty in an OTC derivative transaction. Changes in regulation relating to a Fund's use of derivatives and related instruments could potentially limit or impact the Fund's ability to invest in derivatives, limit the Fund's ability to employ certain strategies that use derivatives and/or adversely affect the value or performance of derivatives and the Fund. A Fund could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a financial derivative instruments contract, repurchase agreement or a loan of portfolio securities, is unable or unwilling to make timely principal and/or

interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities and financial derivative instruments are subject to varying degrees of credit risk, which may be reflected in credit ratings.

Similar to credit risk, a Fund may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which a Fund has unsettled or open transactions will default. PIMCO, as the Manager, minimizes counterparty risks to the Funds through a number of ways. Prior to entering into transactions with a new counterparty, the PIMCO Counterparty Risk Committee conducts an extensive credit review of such counterparty and must approve the use of such counterparty. Furthermore, pursuant to the terms of the underlying contract, to the extent that unpaid amounts owed to a Fund exceed a predetermined threshold, such counterparty shall advance collateral to a Fund in the form of cash or securities equal in value to the unpaid amount owed to a Fund. A Fund may invest such collateral in securities or other instruments and will typically pay interest to the counterparty on the collateral received. If the unpaid amount owed to a Fund subsequently decreases, a Fund would be required to return to the counterparty all or a portion of the collateral previously advanced. PIMCO's attempts to minimize counterparty risk may, however, be unsuccessful.

Contingent convertible securities ("CoCos") are a form of hybrid debt security issued primarily by non-U.S. issuers, which have loss absorption mechanisms built into their terms. CoCos have no stated maturity, have fully discretionary coupons and are typically issued in the form of subordinated debt instruments. CoCos generally either convert into equity of the issuer or have their principal written down upon the occurrence of certain triggering events ("triggers") linked to regulatory capital thresholds or regulatory actions relating to the issuer's continued viability. As a result, an investment by a Fund in CoCos is subject to the risk that coupon (i.e., interest) payments may be cancelled by the issuer or a regulatory authority in order to help the issuer absorb losses. An investment by a Fund in CoCos is also subject to the risk that, in the event of the liquidation, dissolution or winding-up of an issuer prior to a trigger event, a Fund's rights and claims will generally rank junior to the claims of holders of the issuer's other debt obligations. In addition, if CoCos held by a Fund are converted into the issuer's underlying equity securities following a trigger event, the Fund's holding may be further subordinated due to the conversion from a debt to equity instrument. In certain scenarios, investors in CoCos may suffer a loss of capital ahead of equity holders or when equity holders do not. There is no guarantee that a Fund will receive a return of principal on CoCos. Any indication that an automatic write-down or conversion event may occur can be expected to have an adverse effect on the market price of CoCos. CoCos are often rated below investment grade and are subject to the risks of high yield securities. Because CoCos are issued primarily by financial institutions, CoCos may present substantially increased risks at times of financial turmoil, which could affect financial institutions more than companies in other sectors and industries. Further, the value of an investment in CoCos is unpredictable and will be influenced by many factors and risks, including interest rate risk, credit risk, market risk and liquidity risk. An investment by a Fund in CoCos may result in losses to the Fund.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved counterparties. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once a Fund has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been delivered by the counterparty. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

(b) Other Risks In general, each Fund may be subject to additional risks, including, but not limited to, risks related to government regulation and intervention in financial markets, operational risks, risks associated with financial, economic and global market disruptions, and cybersecurity risks.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

Please refer to each Fund's offering documents for a more detailed description of the risks of investing in the Fund.

Market Disruptions Risk The Funds are subject to investment and operational risks associated with financial, economic and other global market developments and disruptions, including those arising from war, terrorism, market manipulation, government interventions, defaults and shutdowns, political changes or diplomatic developments, public health emergencies (such as the spread of infectious diseases, pandemics and epidemics) and natural/environmental disasters, which can all negatively impact the securities markets, interest rates, auctions, secondary trading, ratings, credit risk, inflation, deflation and other factors relating to the Fund's investments or the Manager's operations and cause a Fund to lose value. These events may have adverse long-term effects on the U.S. and world economies and markets generally. These events can also impair the technology and other operational systems upon which a Fund's service providers, including PIMCO as the Funds' investment adviser, rely, and could otherwise disrupt a Fund's service providers' ability to fulfill their obligations to the relevant Fund. For example, the spread of an infectious respiratory illness caused by a novel strain of coronavirus (known as COVID-19) has caused volatility, severe market dislocations and liquidity constraints in many markets and may adversely affect a Fund's investments and operations.

Government Intervention in Financial Markets Federal, state, and other governments, their regulatory agencies, or self-regulatory organizations may take actions that affect the regulation of the instruments in which a Fund invests, or the issuers of such instruments, in ways that are unforeseeable. Legislation or regulation may also change the way in which a Fund itself is regulated. Such legislation or regulation could limit or preclude a Fund's ability to achieve its investment objective. Furthermore, volatile financial markets can expose a Fund to greater market and liquidity risk and potential difficulty in valuing portfolio instruments held by the Fund. The value of a Fund's holdings is also generally subject to the risk of future local, national, or global economic disturbances based on unknown weaknesses in the markets in which a Fund invests. In addition, it is not certain that the U.S. Government will intervene in response to a future market disturbance and the effect of any such future intervention cannot be predicted. It is difficult for issuers to prepare for the impact of future financial downturns, although companies can seek to identify and manage future uncertainties through risk management programs.

Regulatory Risk Financial entities, such as investment companies and investment advisers, are generally subject to extensive government regulation and intervention. Government regulation and/or intervention may change the way a Fund is regulated, affect the expenses incurred directly by a Fund and the value of its investments, and limit and/or preclude a Fund's ability to achieve its investment objective. Government regulation may change frequently and may have significant adverse consequences. Moreover, government regulation may have unpredictable and unintended effects.

Operational Risk An investment in a Fund, like any fund, can involve operational risks arising from factors such as processing errors, human errors, inadequate or failed internal or external processes, failures in systems and technology, changes in personnel and errors caused by third-party service providers. The occurrence of any of these failures, errors or breaches could result in a loss of information, regulatory scrutiny, reputational damage or other events, any of which could have a material adverse effect on a Fund. While a Fund seeks to minimize such events through controls and oversight, there may still be failures that could cause losses to the Fund.

Cyber Security Risk As the use of technology has become more prevalent in the course of business, the Funds have become potentially more susceptible to operational and information security risks resulting from breaches in cyber

security. A breach in cyber security refers to both intentional and unintentional cyber events that may, among other things, cause a Fund to lose proprietary information, suffer data corruption and/or destruction or lose operational capacity, result in the unauthorized release or other misuse of confidential information, or otherwise disrupt normal business operations. Cyber security failures or breaches may result in financial losses to a Fund and its Unitholders. These failures or breaches may also result in disruptions to business operations, potentially resulting in financial losses; interference with a Fund's ability to calculate its net asset value; process Unitholder transaction; or otherwise transact business with Unitholders; impediments to trading; violations of applicable privacy and other laws; regulatory fines; penalties; reputational damage; reimbursement or other compensation costs; additional compliance and cyber security risk management costs and other adverse consequences. In addition, substantial costs may be incurred in order to prevent any cyber incidents in the future.

8. MASTER NETTING ARRANGEMENTS

The Funds may be subject to various netting arrangements ("Master Agreements") with select counterparties. Master Agreements govern the terms of certain transactions, and are intended to reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying credit protection mechanisms and providing standardization that is intended to improve legal certainty. Each type of Master Agreement governs certain types of transactions. Different types of transactions may be traded out of different legal entities or affiliates of a particular organization, resulting in the need for multiple agreements with a single counterparty. As the Master Agreements are specific to unique operations of different asset types, they allow a Fund to close out and net its total exposure to a counterparty in the event of a default with respect to all the transactions governed under a single Master Agreement with a counterparty. For financial reporting purposes the Statements of Assets and Liabilities generally present derivative assets and liabilities on a gross basis, which reflects the full risks and exposures prior to netting.

Master Agreements can also help limit counterparty risk by specifying collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Under most Master Agreements, collateral is routinely transferred if the total net exposure to certain transactions (net of existing collateral already in place) governed under the relevant Master Agreement with a counterparty in a given account exceeds a specified threshold, which typically ranges from zero to \$250,000 depending on the counterparty and the type of Master Agreement. United States Treasury Bills and U.S. dollar cash are generally the preferred forms of collateral, although other securities may be used depending on the terms outlined in the applicable Master Agreement. Securities and cash pledged as collateral are reflected as assets on the Statements of Assets and Liabilities as either a component of Investments at value (securities) or Deposits with counterparty. Cash collateral received is not typically held in a segregated account and as such is reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities as Deposits from counterparty. The market value of any securities received as collateral is not reflected as a component of NAV. The Fund's overall exposure to counterparty risk can change substantially within a short period, as it is affected by each transaction subject to the relevant Master Agreement.

Master Repurchase Agreements and Global Master Repurchase Agreements (individually and collectively "Master Repo Agreements") govern repurchase, reverse repurchase, and sale-buyback transactions between the Funds and select counterparties. Master Repo Agreements maintain provisions for, among other things, initiation, income payments, events of default, and maintenance of collateral. The market value of transactions under the Master Repo Agreement, collateral pledged or received, and the net exposure by

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Master Securities Forward Transaction Agreements ("Master Forward Agreements") govern certain forward settling transactions, such as TBA securities, delayed-delivery or sale-buyback transactions by and between the Funds and select counterparties. The Master Forward Agreements maintain provisions for, among other things, initiation and confirmation, payment and transfer, events of default, termination, and maintenance of collateral. The market value of forward settling transactions, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Customer Account Agreements and related addenda govern cleared derivatives transactions such as futures, options on futures, and cleared OTC derivatives. Such transactions require posting of initial margin as determined by each relevant clearing agency which is segregated in an account at a futures commission merchant ("FCM") registered with the Commodity Futures Trading Commission ("CFTC"). In the United States, counterparty risk may be reduced as creditors of an FCM cannot have a claim to Fund assets in the segregated account. Portability of exposure in the event of an FCM default scenario further reduces risk to the Funds. Variation margin, or changes in market value, are generally exchanged daily, but may not be netted between futures and cleared OTC derivatives unless the parties have agreed to a separate arrangement in respect of fund margining. The market value or accumulated unrealized appreciation (depreciation), initial margin posted, and any unsettled variation margin as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements and Credit Support Annexes ("ISDA Master Agreements") govern bilateral OTC derivative transactions entered into by the Funds with select counterparties. ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral posting and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to terminate early could be material to the financial statements. The ISDA Master Agreement may contain additional provisions that add counterparty protection beyond coverage of existing daily exposure if the counterparty has a decline in credit quality below a predefined level or as required by regulation. Similarly, if required by regulation, a Fund may be required to post additional collateral beyond coverage of daily exposure. These amounts, if any, may (or if required by law, will) be segregated with a third-party custodian. To the extent a Fund is required by regulation to post additional collateral beyond coverage of daily exposure, it could potentially incur costs, including in procuring eligible assets to meet collateral requirements, associated with such posting. The market value of OTC financial derivative instruments, collateral received or pledged, and net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

9. FEES AND EXPENSES

Each Fund is subject to the following fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund, or Class, if applicable, taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II					
• Inst (JPY)	—	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	—	—
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)					
PIMCO Bermuda Income Fund A					
• F (JPY)	—	—	—	—	—
• F (USD)	—	—	—	—	—
• J (JPY)	—	—	—	—	—
• J (USD)	—	—	—	—	—
• K (USD)	—	—	—	—	—
• M (JPY Advisory)	0.75%	—	—	0.05%	0.65%
• M (USD Advisory)	0.75%	—	—	0.05%	0.65%
• N (JPY)	—	—	—	—	—
• N (USD)	—	—	—	—	—
• NN (USD)	—	—	—	—	—
• P (JPY)	0.65%	—	—	—	0.65%
• Q (JPY)	—	—	—	—	—
• R (JPY)	—	—	—	—	—
• S (JPY)	—	—	—	—	—
• T (JPY) ⁽²⁾	0.70% ⁽³⁾	—	—	—	—
• U (USD) ⁽³⁾	0.70% ⁽³⁾	—	—	—	—
• W (USD)	—	0.65%	0.20%	—	—
• X (JPY)	0.60%	—	—	—	—
• X (USD)	—	—	—	—	—
• Y (JPY)	—	—	—	—	—
• Y (USD)	—	—	—	—	—
• Z (JPY)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund					
• Inst (JPY Hedged)	0.45% ⁽³⁾	—	—	—	—
• J (JPY)	—	—	—	—	—
• J (USD)	—	—	—	—	—
• USD	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)					
PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10					
• USD	0.40%	—	—	0.10%	0.65%
PIMCO Short-Term Mortgage Income					
• EUR	0.45% ⁽³⁾	—	—	0.05%	0.40% ⁽³⁾
• J (JPY, Hedged)	—	—	—	—	—
• JPY	0.45% ⁽³⁾	—	—	0.05%	0.40% ⁽³⁾
• USD	0.45% ⁽³⁾	—	—	0.05%	0.40% ⁽³⁾

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO World High Income	0.70%	—	—	0.10% ⁽¹⁾	0.55% ⁽¹⁾
<p>⁽¹⁾ The Class is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund. The administrative fee is calculated by (i) applying 0.20% per annum on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million, and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the administrative fee based on the asset level of each Class.</p> <p>⁽²⁾ PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.</p> <p>⁽³⁾ In addition to being charged fees for investing in the Class, an investor who is investing in the Class through its investment account may be subject to fees charged by the Japanese trust bank entrusted with such account and other service providers to such account if any.</p> <p>⁽⁴⁾ The Class is subject to a management fee that varies based on the asset level of the Class as follows: 0.20% per annum on the first \$50 million of Class assets, 0.15% per annum on the second \$50 million of Class assets, and 0.10% per annum on the next \$400 million of Class assets, 0.55% per annum on the next \$500 million of Class assets, and 0.60% per annum applies on all Class assets in excess of \$1 billion. Prior to December 1, 2019, the Class was not subject to a management fee.</p> <p>⁽⁵⁾ The Class is subject to a fee payable at an annual rate (based as a percentage of the average daily net assets of the Class) equal to 0.40%. In addition to being charged fees as an investor in the Class, certain investors in such Class are also separately subject to fees charged by PIMCO Japan Ltd, the Manager's affiliate in Japan, for the management of such investor's investment account.</p> <p>⁽⁶⁾ PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.</p> <p>⁽⁷⁾ The Class is subject to a management fee for varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the European Central Bank Main Refinancing Operations Announcement Rate as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.30% of Class net assets, if the issued policy rate is between 0.5%-1.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is between 1.5%-2.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is 2.5%-3.499%, then the fee will be 0.40% of Class net assets, if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.</p> <p>⁽⁸⁾ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the European Central Bank Main Refinancing Operations Announcement Rate as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.30% of Class net assets, if the issued policy rate is between 0.5%-1.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is between 1.5%-2.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is 2.5%-3.499%, then the fee will be 0.40% of Class net assets, if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.</p> <p>⁽⁹⁾ The Class is subject to a management fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the Bank of Japan Unsecured Overnight Call Rate Expected as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.30% of Class net assets, if the issued policy rate is between 0.5%-1.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is between 1.5%-2.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is 2.5%-3.499%, then the fee will be 0.40% of Class net assets, if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.</p> <p>⁽¹⁰⁾ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the Bank of Japan Unsecured Overnight Call Rate Expected as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.30% of Class net assets, if the issued policy rate is between 0.5%-1.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is between 1.5%-2.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is 2.5%-3.499%, then the fee will be 0.40% of Class net assets, if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.</p> <p>⁽¹¹⁾ The Class is subject to a management fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the Federal Funds Target Rate as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.30% of Class net assets, if the issued policy rate is between 0.5%-1.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is between 1.5%-2.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is 2.5%-3.499%, then the fee will be 0.40% of Class net assets, if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.</p> <p>⁽¹²⁾ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the interest rate (the "policy rate") issued by the Federal Funds Target Rate as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.5%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is between 0.5%-1.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is between 1.5%-2.499%, then the fee will be 0.25% of Class net assets, if the issued policy rate is 2.5%-3.499%, then the fee will be 0.40% of Class net assets, if the issued policy rate is 3.5% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.</p> <p>⁽¹³⁾ PIMCO World High Income is subject to an agency fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.10% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets, and 0.05% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.</p> <p>⁽¹⁴⁾ PIMCO World High Income is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.60% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets and 0.55% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.</p>					

The management, advisory and administrative fees, if applicable, are paid monthly in arrears to PIMCO for providing or arranging for the provision of advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are paid monthly in arrears to reimburse financial intermediaries that provide services and distribution relating to the units of the applicable Fund (or Class thereof, as applicable). In exchange for this fee, PIMCO will bear the costs of certain third-party services required by the Funds, including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, legal, transfer agent and printing services. PIMCO, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets. In addition, with respect to Funds that are subject to an administrative fee, PIMCO generally makes a profit on such a fee.

As noted in the table above, certain Funds and Classes of Funds are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees. PIMCO Japan Ltd, PIMCO's affiliate in Japan, is paid a fee from the Japanese Investment Trusts or other investment vehicles that invest in such Funds or Classes and a portion of such fee is then allocated to PIMCO to compensate it for its services.

For the first five years following the launch of each of the B-J 1605 (JPY), B-J 1605 (USD), B-J 1609 (JPY), B-J 1609 (USD), B-J 1612 (JPY), and B-J 1612 (USD) Classes of the PIMCO Bermuda Income Fund E, an Asset Based Sales Charge ("ABSC") of 0.76% will be imposed on the average daily net asset value of each Class and payable monthly to the Fee Agent. Additionally, if any units of the B-J 1605 (JPY), B-J 1605 (USD), B-J 1609 (JPY), B-J 1609 (USD), B-J 1612 (JPY), and B-J 1612 (USD) Classes of the PIMCO Bermuda Income Fund E are redeemed or exchanged for one or more units in another fund within the time periods specified below, a CDSC will be imposed on the amount of such redemption at the applicable Percentage CDSC:

Years Since Inception of Each Class	Percentage CDSC
1 (excluding first year anniversary)	3.00%
2 (excluding second year anniversary)	2.40%
3 (excluding third year anniversary)	1.80%
4 (excluding fourth year anniversary)	1.20%
5 (excluding fifth year anniversary)	0.60%
Thereafter	0.00%

With respect to the calculation of the CDSC, the value of the redemption amount will be the then-current NAV of the units being repurchased. Furthermore, any applicable CDSCs will be deducted from the repurchase proceeds and will be payable to the Fee Agent. For the year ended October 31, 2021, the B-J 1605 (JPY), B-J 1605 (USD), B-J 1609 (JPY), B-J 1609 (USD), B-J 1612 (JPY), and B-J 1612 (USD) Classes of the PIMCO Bermuda Income Fund E paid ¥117,397,218 in ABSC and ¥14,519,404 in CDSC to the Fee Agent.

The Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear other expenses related to their operation that are not covered by the management, advisory, administrative, agency or distribution fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expense; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses allocated or allocable to a specific Class of units. PIMCO has paid the organizational expenses associated with the creation of the Trust, except for PIMCO Short-Term Mortgage Income. PIMCO has paid the organizational expenses associated with the creation of the Trust. PIMCO has paid the organizational expenses associated with PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10's initial set-up, except for the formation expenses associated with PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10's initial public offering of Units and related Securities Registration Statement filings, which include costs of printing the prospectus and the sales materials that are related to the PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10's sale of Units in Japan. Such formation expenses are reflected as Organization Costs in the Statement of Operations.

The Trustee and the Manager have appointed Credit Suisse International as the agent for the PIMCO Bermuda Income Fund E for purposes of financing placement fees to be paid to certain distributors. Under a fee agent appointment agreement entered into among the Trustee, the Manager, and Credit Suisse International (the "Fee Agent Appointment Agreement"), Credit Suisse International has been appointed to: (i) effect payment of certain distribution fees to the Japanese distributors in accordance with the Fee Agent Appointment Agreement and the terms of various upfront fee letters, and (ii) make all calculations and determinations required to be made under the Fee Agent Appointment Agreement.

PIMCO and/or its affiliates will initially advance to the PIMCO Bermuda Income Fund E legal expenses incurred in connection with executing the Fee Agent Appointment Agreement and associated legal agreements for the B-J 1605 (JPY) and B-J 1605 (USD) Classes of units of the PIMCO Bermuda Income Fund E (the "Fee Agent Legal Expenses"). At the end of these Classes' initial offering periods, the Fund will be required to: (i) reimburse to PIMCO and/or its affiliates the greater of: (a) ¥10 million or (b) 0.20% of the aggregate amounts invested in such Classes during their initial offering periods (such amount not to exceed the Fee Agent Legal Expenses advanced), and (ii) amortize such Fee Agent Legal Expenses to the relevant Class over the first fiscal year of its operations. All or a portion of the remaining Fee Agent Legal Expenses advanced may be expensed to future B share classes added to and offered by any series of the Trust, PIMCO Bermuda Trust, PIMCO Bermuda Trust IV, PIMCO Cayman Trust and/or PIMCO Cayman SPC Limited within one year from the end of the initial offering periods of the B-J 1605 (JPY) and B-J 1605 (USD) Classes of units of the PIMCO Bermuda Income Fund E or such other period of time that the Investment Adviser determines in its discretion.

In addition, PIMCO and/or its affiliates will initially advance to the PIMCO Bermuda Income Fund E legal expenses incurred in connection with executing the Fee Agent Appointment Agreement and associated legal agreements for the B-J 1609 (JPY) and B-J 1609 (USD) Classes of units of the PIMCO Bermuda Income Fund E (also a part of the Fee Agent Legal Expenses). At the end of the B-J 1609 (JPY) and B-J 1609 (USD) Classes' initial offering periods, the PIMCO Bermuda Income Fund E will be required to: (i) reimburse to PIMCO and/or its affiliates the greater of: (a) ¥10 million or (b) 0.20% of the aggregate amounts invested in such Classes during their initial offering periods (such amount not to exceed the total of the Fee Agent Legal Expenses advanced and the unreimbursed portion of any Fee Agent Legal Expenses previously advanced in connection with the creation of any B share class of any series of the Trust, PIMCO Bermuda Trust, PIMCO Bermuda Trust IV, PIMCO Cayman Trust and/or PIMCO Cayman SPC Limited within one year from the respective ends of the initial offering or such other period of time that the Investment Adviser determines in its discretion), and (ii) amortize such Fee Agent Legal Expenses to the relevant Class over the first fiscal year of its operations. All or a portion of the remaining Fee Agent Legal Expenses advanced may be expensed to future B share classes added to and offered by any series of the Trust, PIMCO Bermuda Trust, PIMCO Bermuda Trust IV, PIMCO Cayman Trust and/or PIMCO Cayman SPC Limited within one year from the respective ends of the initial offering periods or such other period of time that the Investment Adviser determines in its discretion.

PIMCO and/or its affiliates will also initially advance to the PIMCO Bermuda Income Fund E legal expenses incurred in connection with executing the Fee Agent Appointment Agreement and associated legal agreements for the B-J 1612 (JPY) and B-J 1612 (USD) Classes of units of the PIMCO Bermuda Income Fund E (also a part of the Fee Agent Legal Expenses). At the end of the B-J 1612 (JPY) and B-J 1612 (USD) Classes' initial offering periods, the PIMCO Bermuda Income Fund E will be required to: (i) reimburse to PIMCO and/or its affiliates the greater of: (a) ¥10 million or (b) 0.20% of the aggregate amounts invested in such Classes during their initial offering periods (such amount not to exceed the total of the Fee Agent Legal Expenses advanced and the unreimbursed portion of any Fee Agent Legal Expenses previously advanced in connection with the creation of any B share class of any series of the Trust, PIMCO Bermuda Trust, PIMCO Bermuda Trust IV, PIMCO Cayman Trust and/or PIMCO Cayman SPC Limited within one year from the respective ends of the initial offering or such other period of time that the Investment Adviser determines in its discretion), and (ii) amortize such Fee Agent Legal Expenses to the relevant Class over the first fiscal year of its operations. All or a portion of the remaining Fee Agent Legal Expenses advanced may be expensed to future B share classes added to and offered by any series of the Trust, PIMCO Bermuda Trust, PIMCO Bermuda Trust IV, PIMCO Cayman Trust and/or PIMCO Cayman SPC Limited within one year from the respective ends of the initial offering periods or such other period of time that the Investment Adviser determines in its discretion. For the year ended October 31, 2021 there were no more Fee Agent Legal Expenses remaining.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

PIMCO Bermuda Income Fund A (the M (JPY Advisory) and M (USD Advisory) Classes), PIMCO Short-Term Mortgage Income (the EUR, JPY, and USD Classes) and PIMCO World High Income pay on-going expenses related to the public offering of their units in Japan.

10. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Investment Adviser is a related party to the Funds and is a majority-owned subsidiary of Allianz Asset Management AG. Fees paid to the related party, if any, are disclosed in Note 9, and accrued related party fee amounts, if any, are disclosed on the Statements of Assets and Liabilities.

Allianz Asset Management AG, a related party of the Trust, owned 0.006% of the net assets of PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund, 0.009% of the net assets of PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund and 0.835% of the net assets of PIMCO Short-Term Mortgage Income as of October 31, 2021.

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Investment Adviser. The procedures have been designed to ensure that any purchase or sale of securities by a fund from or to another fund that is or could be considered an affiliate by virtue of having a common adviser (or affiliated investment advisers), is effected at the current market price. During the period ended October 31, 2021, the Fund(s) below engaged in purchases and sales of securities among affiliated funds (amounts in thousands):

Fund	Purchases	Sales
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)	\$ 13,546	163,368
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	2,358	9,940
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	21,627	33,177
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	21,458	1,086
PIMCO Bermuda Income Fund (M)	123,179	153,713
PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund	52,823	22,174
PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund	7,978	0
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	8,608	28,704
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	902	2,278
PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10	9,258	987
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	3,448	71,026

11. GUARANTEES AND INDEMNIFICATIONS

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

12. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000,000 units. The Funds may have a significant concentration of risk, as certain Unitholders own more than ten percent of the net assets of each respective Fund. Such concentration of Unitholders' interests could have a material effect on the Funds in the event these Unitholders request to withdraw substantial amounts of capital at the same time. Subscriptions and redemptions of units of the Funds are denominated in the Funds' NAV currency and converted to the Funds' functional currency at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value. The Trustee, with the consent of the Manager, may in the future create and offer an additional Fund or Class or Classes of units.

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands*):

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C	
	Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	1,474	\$ 18,661	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	74	\$ 392	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	15	\$ 109	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	1	115	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	14	1,067	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	5	304	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	1	68	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	87	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	32	2,463	N/A	N/A	N/A	N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C	
	Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Issued as reinvestment of distributions								
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	762	\$ 5,552	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	18	1,122	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	103	2,958	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	232	\$ 7,865
Y (JPY)	N/A	N/A	51	3,485	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	21	1,028	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	145	4,908	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	219	4,719	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	113	8,824	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed	(12,558)	(161,262)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,031)	(5,443)	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	(2,531)	(18,453)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	(22)	(1,347)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	(122)	(9,505)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(65)	(4,110)	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	(341)	(9,859)	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(558)	(19,064)
Y (JPY)	N/A	N/A	(218)	(14,677)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	(94)	(4,747)	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	(538)	(18,213)	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(410)	(9,003)	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	(556)	(42,510)	N/A	N/A	N/A	N/A
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(11,084)	\$ (142,601)	(2,457)	\$ (64,983)	(1,640)	\$ (34,577)	(327)	\$ (111,199)

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D		PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund ⁽¹⁾⁽²⁾		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	
	Year Ended October 31, 2021		Period Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold								
Inst (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	422	\$ 7,643	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	163	\$ 35,229
J (JPY)	N/A	N/A	2,037	\$ 201,739	N/A	N/A	5	920
USD	N/A	N/A	0	10	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions								
Y (World)	7	\$ 382	N/A	N/A	0	0	N/A	N/A
Cost of units redeemed	N/A	N/A	N/A	N/A	(831)	(15,120)	N/A	N/A
Inst (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(156)	(34,822)
Inst (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2)	(423)
J (JPY)	N/A	N/A	(87)	(8,486)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (World)	(19)	(994)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(12)	\$ (612)	1,950	\$ 193,263	(409)	\$ (7,477)	10	\$ 804

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Income Fund (M)	
	Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	3,310	\$ 534,744	522	\$ 112,071	3,274	\$ 686,225	124,453	\$ 1,911,365
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(1,002)	(161,890)	(489)	(103,812)	(2,026)	(431,420)	(156,604)	(2,391,742)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	2,308	\$ 372,854	33	\$ 8,259	1,248	\$ 284,805	(32,151)	\$ (480,377)

	PIMCO Bermuda Income Fund A		PIMCO Bermuda Income Fund B		PIMCO Bermuda Income Fund E		PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund	
	Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold								
B (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2,244	\$ 241,412
F (JPY)	1,814	\$ 152,308	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (USD)	37,580	338,344	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	135	11,903	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	29	2,682	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
M (JPY Advisory)	837 ⁽³⁾	76,957 ⁽³⁾	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
M (USD Advisory)	3,842 ⁽³⁾	38,829 ⁽³⁾	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
N (JPY)	13,425	1,093,063	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
N (USD)	7,569	568,807	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
NN (AUD)	N/A	N/A	1,172	\$ 9,236	N/A	N/A	N/A	N/A
NN (USD)	3,909	40,816	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
O (JPY)	45	4,750	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
R (JPY)	488	45,208	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
S (JPY)	341	36,271	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
T (JPY)	1,894	189,765	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
W (USD)	1,140	13,332	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
X (JPY)	8	648	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	30	2,459	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (USD)	16	1,467	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (World)	N/A	N/A	12	\$ 669	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions								
F (JPY)	805	\$ 50,791	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (USD)	9,096	81,639	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	8	758	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
X (USD)	932	7,734	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY)	175	14,294	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (USD)	164	14,748	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (World)	N/A	N/A	246	\$ 14,832	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed								
B (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,103)	(119,340)
B-J 1605 (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(48)	¥ (452,963)	N/A	N/A
B-J 1605 (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(13)	\$ (126,888)	N/A	N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

PIMCO Bermuda Income Fund A		PIMCO Bermuda Income Fund D		PIMCO Bermuda Income Fund E		PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund		
Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		
Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	
B-J 1609 (JPY)	N/A	N/A	N/A	(121)	(1,113,527)	N/A	N/A	
B-J 1609 (USD)	N/A	N/A	N/A	(6)	¥ (71,873)	N/A	N/A	
B-J 1612 (JPY)	N/A	N/A	N/A	(101)	(953,890)	N/A	N/A	
B-J 1612 (USD)	N/A	N/A	N/A	(14)	(130,280)	N/A	N/A	
F (JPY)	(2,437)	\$ (206,601)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
F (USD)	(29,702)	(267,065)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
J (JPY)	(1,372)	(123,354)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
J (USD)	(183)	(17,174)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
K (USD)	(79)	(950)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
M (JPY Advisory)	(6) ¹³	(534) ¹³	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
M (USD Advisory)	(246) ¹³	(2,507) ¹³	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
N (JPY)	(6,987)	(584,139)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
N (USD)	(2,164)	(183,334)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
NN (AUD)	N/A	N/A	(1,187)	\$ (9,345)	N/A	N/A	N/A	
NN (USD)	(4,404)	(45,763)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
O (JPY)	(110)	(11,532)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
S (JPY)	(2,160)	(235,398)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
T (JPY)	(351)	(36,253)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
U (USD)	(4,971)	(52,753)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
W (USD)	(308)	(3,563)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
X (JPY)	(8)	(810)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
Y (JPY)	(1,124)	(92,785)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
Y (USD)	(916)	(82,628)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
Y (World)	N/A	N/A	(837)	(50,637)	N/A	N/A	N/A	
Z (JPY)	(87)	(8,521)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	26,492	\$ 850,915	(594)	\$ (35,245)	(303)	¥ (2,849,421)	1,141	\$ 122,072

PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund ¹⁴		PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)		PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)		PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-19 ¹⁵		
Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		
Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	
Receipts for units sold	N/A	N/A	3,529	\$ 52,853	93	\$ 24,360	N/A	N/A
J (JPY)	3	\$ 284	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	14	1,303	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4,282	\$ 428,248
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	0	0	0	0	N/A	N/A
Cost of units redeemed	N/A	N/A	(10,850)	(163,947)	(77)	(20,228)	N/A	N/A
Inst (JPY Hedged)	(1)	(116)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	(31)	(2,757)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	(69)	(6,612)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(736)	(75,871)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(84)	\$ (7,698)	(7,321)	\$ (111,094)	16	\$ 4,132	3,546	\$ 352,377

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

	PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)		PIMCO Emerging Bond Income Fund II	
	Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	3	\$ 255	5	\$ 400	1,770	\$ 31,369	N/A	N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6	\$ 372
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	20	455
J (CAD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1	115
J (DKR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	24
J (INR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	163
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	3	205
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1	51
J (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	66
J (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	25	502
Issued as reinvestment of distributions	170	12,298	76	8,247	0	0	N/A	N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	63	4,187
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	16	384
J (CAD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4	243
J (DKR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	5	282
J (INR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	5	289
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	3	193
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	114	5,704
J (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	9	320
J (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	30	654
Cost of units redeemed	(700)	(51,034)	(287)	(23,638)	(7,795)	(130,668)	N/A	N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(221)	(14,676)
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	166	(1,580)
J (CAD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(14)	(901)
J (DKR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(14)	(841)
J (INR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(13)	(861)
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(10)	(721)
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(331)	(16,619)
J (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(29)	(1,012)
J (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(51)	(1,140)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(527)	\$ (38,481)	(206)	\$ (16,981)	(6,025)	\$ (107,299)	(440)	\$ (24,142)

	PIMCO Emerging Bond Income Fund (II)		PIMCO Short-Term Mortgage Income Fund		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	
	Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	N/A	N/A	N/A	N/A	1	\$ 65	31	\$ 6,026
J (EUR)	3	\$ 167	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (GBP)	1	104	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	N/A	3	\$ 397	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	2	194	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	N/A	N/A	532	5,758	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	N/A	N/A	0	0	0	0
J (EUR)	2	164	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2021

	PIMCO Emerging Bond Income Fund III		PIMCO Short-Term Mortgage Income		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	
	Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
J (GBP)	3	\$ 184	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	2	184	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed					(36)	\$ (2,892)	(1)	\$ (331)
J (EUR)	(10)	(1725)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (GBP)	(12)	(184)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	N/A	(24)	\$ (2,677)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	(10)	(1810)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
JPY	N/A	N/A	(10)	(1952)	N/A	N/A	N/A	N/A
USD	N/A	N/A	(25)	(278)	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(19)	\$ (1,412)	476	\$ 2,249	(35)	\$ (2,827)	30	\$ 5,895

	PIMCO U.S. High Yield Fund		PIMCO U.S. High Yield Fund II		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	
	Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021		Year Ended October 31, 2021	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	3	\$ 247	62	\$ 16,288	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	\$ 4
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	1
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	8	\$ 300	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	10	489
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	42	693
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	84	712	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	93	4,604
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1,443	17,138
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	51	4,633	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	79	3,990	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	84
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	48	821
Cost of units redeemed	(64)	\$ (5,388)	(56)	\$ (14,384)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(268)	\$ (15,625)	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	(78)	\$ (4,683)	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(390)	\$ (19,353)
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2,780)	\$ (33,436)
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(195)	\$ (17,568)	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	(167)	\$ (8,394)	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(5)	\$ (249)
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(243)	\$ (4,149)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(61)	\$ (5,141)	6	\$ 1,304	(468)	\$ (36,613)	(1,760)	\$ (33,355)

PIMCO World High Income		
	Year Ended	
	October 31, 2021	
	Units	Amount
Receipts for units sold	1,096	\$ 9,141
Issued as reinvestment of distributions	0	0
Cost of units redeemed	(1,019)	(8,396)
Net increase resulting from Fund unit transactions	77	\$ 745

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

¹⁷ Period from October 30, 2020 inception date to October 31, 2021.

¹⁸ As of October 31, 2021, two unitholders owned 10% or more of the total Fund's net assets comprising 99.99% of the Fund.

¹⁹ Period from March 15, 2021 (inception date) to October 31, 2021.

²⁰ As of October 31, 2021, one unitholder owned 10% or more of the total Fund's net assets comprising 77.99% of the Fund.

²¹ Period from October 15, 2020 inception date to October 31, 2021.

13. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Funds are not named as defendants in any material litigation or arbitration proceedings and are not aware of any material litigation or claim pending or threatened against them.

The foregoing speaks only as of the date of this report.

14. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

U.S. GAAP provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. As of October 31, 2021, there were no tax positions which met the recognition and measurement requirements of the relevant accounting standard and therefore, the Funds did not record any income or expense related to uncertain income tax positions. The Funds have no examinations in progress. As of October 31, 2021, the tax years that may remain subject to examination vary by the major tax jurisdictions.

15. SUBSEQUENT EVENTS

The Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Funds' financial statements through January 25, 2022, the date that the Funds' financial statements were available to be issued. Classes B-J 1605 (USD) and B-J 1605 (JPY) of PIMCO Bermuda Income Fund E liquidated on November 8, 2021 and PIMCO Bermuda Income Fund E is scheduled to liquidate on or around March 14, 2022. The Manager has determined that there were no additional material events that would require disclosure in the Funds' financial statements through this date.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2022年10月末日現在)

	千米ドル (d、e を除く)	百万円 (d、e を除く)
a . 資産総額	45,289	5,909
b . 負債総額	142	19
c . 純資産総額 (a - b)	45,147	5,890
d . 発行済口数	8,421,210口	
e . 一口当たりの純資産価格 (c / d)	5.36米ドル	699円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

管理事務代行会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（名義書換事務受託会社、住所：ルクセンブルグL-1470、ルート・デ・エッシュ80番）に、サブ・ファンドに対する一定の名義書換事務代行サービスの提供を委託している。

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。名義書換のための受益者の法的資格には多くの法的制限がある。

（ロ）受益者集会

受託会社または投資顧問会社は、いつでも（米国以外で）受益者集会を招集することができる。受託会社は、合計で発行済ファンド証券の10%以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければならない。21日以上前の通知が、受益者に送付されなければならない。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりである。受益者は、各ファンド証券ごとに1議決権を有する。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

投資顧問会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）バミューダ諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額(2023年1月末日現在)

資本金の額	798,537,475.45米ドル(約1,041億8,518万円)
発行済持分総口数	クラスA発行済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、 クラスM発行済持分口数は90,956.64口である。
授権済持分総口数	クラスA授権済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、 クラスM発行済持分口数は250,000口であり、合計で1,250,000口を発行するこ とが授権されている。

最近過去5年間における資本金の額は以下のとおりである。

2019年 1月末日現在	156,055,242米ドル
2020年 1月末日現在	606,851,577.58米ドル
2021年 1月末日現在	778,167,993.64米ドル
2022年 1月末日現在	807,608,901.74米ドル
2023年 1月末日現在	798,537,475.45米ドル

(2) 会社の機構

管理会社の常務役員(Managing Member)は、管理会社の業務・行為を管理・支配し、管理会社の業務に関して必要または必要とみなされる一切の行為を行う絶対的かつ完全な権限を有するとともに、他の役員の承認なくして、(管理会社の定款に相当する)有限責任会社契約(limited liability company agreement)に定める一定の行為を除く一切の行為を行う。

管理会社の常務役員は、書面による同意により一以上の役員会または委員会を組織し、常務役員が有する管理会社の業務・行為の管理・支配権のうち一定のものについて、全部または一部を委任することができ、常務役員の裁量によりかかる組織または委任を変更または撤回することができる。

役員および従業員の状況

(2023年1月末日現在)

氏名	役職
アダム・L・グブナー (Adam Gubner)	マネージング・ディレクター
アダム・シュコフスキー (Adam Shukovsky)	マネージング・ディレクター
アレハンドロ・カースマン (Alejandro Kersman)	マネージング・ディレクター
アレサンドロ・ガンドルフィ (Alessandro Gandolfi)	マネージング・ディレクター
アルフレッド・T・ムラタ (Alfred T. Murata)	マネージング・ディレクター
アンドリュー・ボールズ (Andrew Balls)	マネージング・ディレクター
アンドリュー・R・ジェソップ (Andrew R. Jessop)	マネージング・ディレクター
アナ・ドラジェシック (Anna Dragesic)	マネージング・ディレクター
アイマン・ヒンディ (Ayman Hindy)	マネージング・ディレクター

ブレット・コンドロン (Brett Condron)	マネージング・ディレクター
カレブ・ピッターズ (Caleb Pitters)	マネージング・ディレクター
キャンディス・スタック・ウィッテン (Whitten, Candice Stack)	マネージング・ディレクター
キャサリーン・M・ストール (Cathleen M. Stahl)	マネージング・ディレクター
クリス・ダイアリナス (Chris Dialynas)	マネージング・ディレクター
クレイグ・A・ドーソン (Craig A. Dawson)	マネージング・ディレクター
ダニエル・H・ハイマン (Daniel H. Hyman)	マネージング・ディレクター
ダニエル・J・アイバシン (Daniel J. Ivascyn)	マネージング・ディレクター
デービッド・L・ブラウン (David L. Braun)	マネージング・ディレクター
デービッド・フィッシャー (David Fisher)	マネージング・ディレクター
デービッド・C・フラッタム (David C. Flattum)	マネージング・ディレクター
デイビッド・ハマー (David Hammer)	マネージング・ディレクター
ダーク・マネルスキ (Dirk Manelski)	マネージング・ディレクター
エリザベス・キャントリル (Elizabeth Cantrill)	マネージング・ディレクター
エマニュエル・ローマン (Emmanuel Roman)	マネージング・ディレクター
エリック・M・サザランド (Eric M. Sutherland)	マネージング・ディレクター
エリン・ブラウン (Erin Browne)	マネージング・ディレクター
イブ・トゥルニエ (Eve Tournier)	マネージング・ディレクター
フランク・ウィット (Frank Witt)	マネージング・ディレクター
ジェラルディン・ブリリアドリ - ウォルシュ (Geraldine Brigliadori-Walsh)	マネージング・ディレクター
グレッグ・E・シェアナウ (Greg E. Sharenow)	マネージング・ディレクター
グレゴリー・W・ホール (Gregory W. Hall)	マネージング・ディレクター
ハリン・デ・シルヴァ (Harin de Silva)	マネージング・ディレクター
ジェイミー・ワインスタイン (Jamie Weinstein)	マネージング・ディレクター
ジャミル・バズ (Jamil Baz)	マネージング・ディレクター
ジェイソン・マンディナック (Jason Mandinach)	マネージング・ディレクター
ジェイソン・R・スタイナー (Jason R. Steiner)	マネージング・ディレクター

ジェローム・M・シュナイダー (Jerome M. Schneider)	マネージング・ディレクター
ジョン・デビル (John Devir)	マネージング・ディレクター
ジョン・J・カーコウスキー (John J. Kirkowski)	マネージング・ディレクター
ジョン・W・マレー (John W. Murray)	マネージング・ディレクター
ジョン・J・スタジンスキー (John J. Studzinski)	マネージング・ディレクター
ジョナサン・L・ホーン (Jonathan L. Horne)	マネージング・ディレクター
ジョシュア・アンダーソン (Joshua Anderson)	マネージング・ディレクター
ジョシュア・デイビス (Joshua Davis)	マネージング・ディレクター
ジュリー・メガーズ (Julie Meggers)	マネージング・ディレクター
キンバリー・コリンケ (Kimberley Korinke)	マネージング・ディレクター
ロレンツオ・パガーニ (Lorenzo Pagani)	マネージング・ディレクター
マンガラ・V・アナンタナラヤナン (Mangala V. Ananthanarayanan)	マネージング・ディレクター
マーク・P・サイドナー (Marc P. Seidner)	マネージング・ディレクター
マーセラス・フィッシャー (Marcellus Fisher)	マネージング・ディレクター
マーク・R・キーセル (Mark R. Kiesel)	マネージング・ディレクター
マシュー・クラヴェル (Mathieu Clavel)	マネージング・ディレクター
マイケル・チャンドラ (Michael Chandra)	マネージング・ディレクター
マイケル・A・クジル (Michael A. Cudzil)	マネージング・ディレクター
モヒト・ミッタル (Mohit Mittal)	マネージング・ディレクター
ナディア・ザキール (Nadia Zakir)	マネージング・ディレクター
ニコラス・グランジャー (Nicolas Granger)	マネージング・ディレクター
パトリック・フェイグリー (Patrick Feigley)	マネージング・ディレクター
ピーター・G・ストレロー (Peter G. Strelow)	マネージング・ディレクター
フィリップ・ボドロー (Philippe Bodereau)	マネージング・ディレクター
プラモル・ダワン (Pramol Dhawan)	マネージング・ディレクター
チー・ワン (Qi Wang)	マネージング・ディレクター
ルネ・マーテル (Rene Martel)	マネージング・ディレクター

リチャード・クラリダ (Richard Clarida)	マネージング・ディレクター
リチャード・コラスオノ (Richard Colasuonno)	マネージング・ディレクター
リチャード・R・ルブラン (Richard R. LeBrun)	マネージング・ディレクター
リック・チャン (Rick Chan)	マネージング・ディレクター
ロバート・イングリッシュ (Robert English)	マネージング・ディレクター
ロバート・ミード (Robert Mead)	マネージング・ディレクター
ロバート・O・ヤング (Robert O. Young)	マネージング・ディレクター
ロビン・C・シャナハン (Robin C. Shanahan)	マネージング・ディレクター
ラッセル・ガナウェイ (Russell Gannaway)	マネージング・ディレクター
ライアン・P・ブルート (Ryan P. Blute)	マネージング・ディレクター
ライアン・コリンケ (Ryan Korinke)	マネージング・ディレクター
サチン・グプタ (Sachin Gupta)	マネージング・ディレクター
シャラッド・バンサル (Sharad Bansal)	マネージング・ディレクター
ソナリ・ピエル (Sonali Pier)	マネージング・ディレクター
スティーブン・チャン (Stephen Chang)	マネージング・ディレクター
スティーブン・A・ロドスキー (Stephen A. Rodosky)	マネージング・ディレクター
スチュアート・T・グラハム (Stuart T. Graham)	マネージング・ディレクター
スーディ・N・マリアッパ (Sudi N. Mariappa)	マネージング・ディレクター
スンヒ・ソ (Sung - Hee Suh)	マネージング・ディレクター
チベルト・ストラック (Thibault Stracke)	マネージング・ディレクター
ティファニー・ワイルディング (Tiffany Wilding)	マネージング・ディレクター
正直知哉	マネージング・ディレクター
ヤコブ・アーノボリン (Yacov Arnopolin)	マネージング・ディレクター

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、トラストのスポンサーであり、ファンド構成に責任を負う。1971年に設立された管理会社は、デラウエア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。信託証書に従い、投資顧問会社はサブ・ファンドの投資顧問会社を務め、サブ・ファンドの日々の投資運用に最終的な責任を負う。投資顧問会社は、サブ・ファンドに適用される投資目的および投資指針に従い、ファンド資産の選別、配分および再配分について助言を行う権限を有してサブ・ファンドのポートフォリオを管理する。一定の制限を条件に、管理会社は管理業務および運営業務を別の者に委託することが認められており、業務の一部を委託している。

管理会社の権利および業務は、受託会社と管理会社の間の信託証書および投資運用契約に規定されている。信託証書および投資運用契約に基づき、管理会社は、いずれかの当事者からの60日前の書面による通知により、特定の月末に退任することができるが、(a)管理会社が清算手続に入った場合、(b)管理会社の財産につき管財人が選任された場合、(c)受託会社が、受益者の利益のために管理会社の変更が望ましいとの意見を有し、その旨を受益者に対して書面により表明した場合、(d)管理会社を解任する旨の受益者集会の決議が可決され、もしくは法が許容する限り直ちに管理会社を解任させるべきとの判断が決議においてなされた場合、または(e)現存する受益証券の4分の3以上を有する受益者が、管理会社を解任すべきであると書面により受託会社に求めた場合には、受託会社によって直ちに解任されることがある。PIMCOがファンドの管理会社でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理会社として適格である他の者を任命することを要する。また、PIMCOは、別の管理会社のために辞任する権利を有する。ただし、BMAの書面による事前承認がない場合、管理会社を解任しもしくは交替させ、または管理会社を辞任することはできず、BMAにより承認された他の管理会社のためにのみ辞任することができる。

信託証書は、受託会社が、トラストのために、かつトラストの資産のみをもって、(i)トラストの運用もしくは受益証券の販売、または(j)信託証書に従い管理会社が提供する役務に関し、それらから発生してまたはそれらに基づき、管理会社が実際に被る損失、負債、損害賠償、費用もしくは出費(弁護士費用および会計士費用を含むがこれらに限定されない。)、判決および(受託会社がサブ・ファンドのために和解を承諾している場合の)和解金のすべてについて、管理会社およびその関連会社、代理店、業務受託会社ならびにそれらのオフィサー、取締役、株主および経営支配者を補償し、損害が及ばないようにすることを規定する。ただし、当該損失が、管理会社の故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失、詐欺、もしくは義務の重大な違反や不注意による無視の結果ではないことが条件となる。信託証書はさらに、故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失もしくは信託証書の義務の重大な違反や不注意による無視である場合を除き、管理会社がサブ・ファンドもしくは受託会社に対しいかなる責任を負わないことを規定する。

さらに、信託証書は、信託証書に基づき履行されるトラストの投資顧問としての管理会社の一定の行為に関して、管理会社もしくは受託会社のいずれも、自らの契約違反、信託証書の違反、詐欺、怠慢、故意の不履行、故意の不法行為を除き、当該行為に対し個人的債務を負わないと規定している。信託証書はさらに、上記を条件に管理会社および/または受託会社は、当該関係者が実際の債務金額を支払うために必要な場合、サブ・ファンドの資産から補償される。

2023年1月末日現在、管理会社は336本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は728,990,289,310米ドルである。

設立国	基本的性格	本数	純資産価額
米国籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	118	437,089,313,555 米ドル
	クローズド・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	21	14,026,292,980 米ドル
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	15	20,142,357,723 米ドル

アイルランド籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	70	174,266,625,547 米ドル
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	9	8,048,065,719 米ドル
ケイマン籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	30	18,342,792,643 米ドル
バミューダ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	36	18,614,823,651 米ドル
カナダ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	15	22,677,551,066 米ドル
	クローズド・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	4	812,290,767 米ドル
ルクセンブルグ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	5	2,336,004,508 米ドル
オーストラリア籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	13	12,634,171,152 米ドル

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の最近2事業年度（2020年1月1日から12月31日までおよび2021年1月1日から12月31日まで）の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 130.47円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結財政状態計算書
2021年および2020年12月31日に終了した年度

資産	注	2021年		2020年		
		米ドル	千円	米ドル	千円	
資産						
流動資産						
現金および現金等価物	2(c)	721,198,092	94,094,715	670,905,056	87,532,983	
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券	2(d),3	29,741,057	3,880,316	30,870,470	4,027,670	
未収投資顧問報酬および管理事務報酬						
- ブール・ファンド	2(e)	993,957,179	129,681,593	798,701,996	104,206,649	
- プライベート口座	2(e)	317,540,465	41,429,504	314,822,326	41,074,869	
前払費用		47,497,769	6,197,034	45,702,592	5,962,817	
未収販売報酬およびサービス報酬	2(e)	21,577,432	2,815,208	23,912,871	3,119,912	
非連結繰延報酬トラストに対する持分	2(j),7(c)	32,250,845	4,207,768	19,755,282	2,577,472	
関係会社未収金	6	33,463,658	4,366,003	17,306,918	2,258,034	
その他の流動資産		54,848,716	7,156,112	64,128,683	8,366,869	
流動資産合計		2,252,075,213	293,828,253	1,986,106,194	259,127,275	
固定資産						
有形固定資産						
(減価償却費累計額 各 2021 年 12 月 31 日 : 230,285,768 ドル 、 2020 年 12 月 31 日 : 213,677,355 ドル控除後)	2(f),4	111,294,054	14,520,535	121,111,682	15,801,441	
使用権資産	2(i),9	173,842,283	22,681,203	195,322,419	25,483,716	
非連結繰延報酬トラストに対する持分	2(j),7(c)	1,140,825,289	148,843,475	855,055,452	111,559,085	
のれん	2(h)	30,865,176	4,026,980	30,865,176	4,026,980	
無形資産	2(g),5	32,984,825	4,303,530	35,265,467	4,601,085	
関連会社への投資	2(b)	36,988,617	4,825,905	14,710,139	1,919,232	
その他の固定資産	8	61,620,430	8,039,618	51,541,356	6,724,601	
固定資産合計		1,588,420,674	207,241,245	1,303,871,691	170,116,140	
資産合計		3,840,495,887	501,069,498	3,289,977,885	429,243,415	

注	2021年		2020年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
負債および出資金				
流動負債				
買掛金および未払費用	444,187,520	57,953,146	398,802,753	52,031,795
未払報酬	7(c) 301,432,498	39,327,898	216,289,372	28,219,274
未払手数料	81,689,779	10,658,065	122,043,872	15,923,064
リース負債	2(i),9 31,437,762	4,101,685	33,157,779	4,326,095
関係会社未払金	6 95,602,945	12,473,316	37,379,146	4,876,857
繰延報酬	2(r),7(c) 32,250,845	4,207,768	19,755,282	2,577,472
その他の流動負債	10,676,405	1,392,951	4,928,294	642,995
流動負債合計	<u>997,277,754</u>	<u>130,114,829</u>	<u>832,356,498</u>	<u>108,597,552</u>
固定負債				
繰延報酬	2(r),7(c) 1,140,825,289	148,843,475	855,055,452	111,559,085
リース負債	2(i),9 182,746,288	23,842,908	204,137,201	26,633,781
その他の未払報酬	7(c) 138,931,408	18,126,381	152,799,181	19,935,709
その他の固定負債	4,046,469	527,943	4,306,979	561,932
固定負債合計	<u>1,466,549,454</u>	<u>191,340,707</u>	<u>1,216,298,813</u>	<u>158,690,506</u>
負債合計	<u>2,463,827,208</u>	<u>321,455,536</u>	<u>2,048,655,311</u>	<u>267,288,058</u>
出資金				
クラスAメンバー (発行済受益証券850,000口)	(6,433,247)	(839,346)	(103,214,782)	(13,466,433)
クラスBメンバー (発行済受益証券150,000口)	1,333,506,696	173,982,619	1,308,035,518	170,659,394
クラスMメンバー (発行済受益証券、2021年12月31日:74,205 口、2020年12月31日:58,608口)	69,610,604	9,082,096	43,399,986	5,662,396
クラスM受益証券オプション保有者 (発行済オプション、2021年12月31日: 102,231口、2020年12月31日:148,726口)	7(a) 32,693,374	4,265,505	37,843,422	4,937,431
通貨換算調整累計額	2(o) (52,708,748)	(6,876,910)	(44,741,570)	(5,837,433)
出資金合計	<u>1,376,668,679</u>	<u>179,613,963</u>	<u>1,241,322,574</u>	<u>161,955,356</u>
負債および出資金合計	<u>3,840,495,887</u>	<u>501,069,498</u>	<u>3,289,977,885</u>	<u>429,243,415</u>

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 【損益計算書】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括利益計算書
2021年および2020年12月31日に終了した年度

注	2021年		2020年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
投資顧問報酬				
- プール・ファンド	2(e)	4,520,575,834	589,799,529	4,012,403,139
- プライベート口座	2(e)	1,166,893,208	152,244,557	1,095,151,513
管理事務報酬 - プール・ファンド	2(e)	1,272,072,660	165,967,320	1,155,727,878
販売報酬およびサービス報酬	2(e)	350,424,117	45,719,835	360,487,808
その他	2(e)	32,477,418	4,237,329	46,057,465
収益合計		<u>7,342,443,237</u>	<u>957,968,569</u>	<u>6,669,827,803</u>
費用				
報酬および給付金	7	2,695,488,619	351,680,400	2,283,500,614
支払手数料		666,590,135	86,970,015	777,771,809
一般管理費	2(s)	633,462,121	82,647,803	605,822,180
専門家報酬		233,154,167	30,419,624	235,901,474
賃借料および設備費	4,9	179,499,423	23,419,290	168,804,503
マーケティングおよび販売促進費	2(n)	105,285,247	13,736,566	108,835,693
副顧問報酬および副管理事務サービス報酬		47,627,284	6,213,932	43,316,136
その他		48,672,649	6,350,321	44,512,301
費用合計		<u>4,609,779,645</u>	<u>601,437,950</u>	<u>4,268,464,710</u>
営業利益		<u>2,732,663,592</u>	<u>356,530,619</u>	<u>2,401,363,093</u>
313,305,843				
その他の純収益		126,921,569	16,559,457	52,168,123
財務費用	2(i), 9	(5,545,277)	(723,492)	(6,676,919)
関連会社持分損失	2(b)	(1,327,780)	(173,235)	(1,321,069)
法人所得税控除前純利益		2,852,712,104	372,193,348	2,445,533,228
319,068,720				
法人所得税費用	8	<u>107,478,838</u>	<u>14,022,764</u>	<u>103,991,820</u>
当期純利益		<u>2,745,233,266</u>	<u>358,170,584</u>	<u>2,341,541,408</u>
305,500,908				
その他の包括(損失) / 利益				
後の期に損益に組替えられる可能性がある項目				
通貨換算調整	2(o)	<u>(7,967,178)</u>	<u>(1,039,478)</u>	<u>13,877,124</u>
				<u>1,810,548</u>
包括利益		<u>2,737,266,088</u>	<u>357,131,107</u>	<u>2,355,418,532</u>
				<u>307,311,456</u>

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

次へ

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2021年および2020年12月31日に終了した年度

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			クラスMメンバー		
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円
2019年 12月31日現在									
残高	850,000	(683,902,349)	(89,228,739)	150,000	1,288,040,853	168,050,690	48,876	28,952,832	3,777,476
純利益	1,694,470,162	221,077,522			520,315,348	67,885,543		126,755,898	16,537,842
分配金	(1,133,305,426)	(147,862,359)			(500,320,683)	(65,276,840)		(116,146,639)	(15,153,652)
拠出	12,785,179	1,668,082			-	-	-	-	-
PIMCO クラスM受益証券 株式プラン 報酬費用 権利確定済みオプション にかかるベーシス再分配	6,737,652	879,061			-	-		3,837,895	500,730
その他 の包括利益	-	-			-	-	-	-	-
2020年 12月31日現在									
残高	850,000	(103,214,782)	(13,466,433)	150,000	1,308,035,518	170,659,394	58,608	43,399,986	5,662,396
純利益	1,942,092,906	253,384,861			614,678,821	80,197,146		188,461,539	24,588,577
分配金	(1,861,825,611)	(242,912,387)			(589,207,643)	(76,873,921)		(171,157,203)	(22,330,880)
拠出	8,451,432	1,102,658			-	-	-	-	-
PIMCO クラスM受益証券 株式プラン 報酬費用 権利確定済みオプション にかかるベーシス再分配	8,062,808	1,051,955			-	-		8,906,282	1,162,003
その他 の包括損失	-	-			-	-	-	-	-
2021年 12月31日現在									
残高	850,000	(6,433,247)	(839,346)	150,000	1,333,506,696	173,982,619	74,205	69,610,604	9,082,096

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2021年および2020年12月31日に終了した年度

オプション	クラスM受益証券オプション保有者		通貨換算調整累計額		出資金合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2019年12月31						
日現在残高	153,400	32,591,945	4,252,271	(58,618,694)	(7,647,981)	607,064,587
純利益	-	-	-	-	-	2,341,541,408
分配金	-	-	-	-	-	(1,749,772,748)
拠出	-	-	-	-	-	12,785,179
PIMCOクラスM 受益証券 株式プラン 報酬費用	15,827,024	2,064,952	-	-	15,827,024	2,064,952
権利確定済み オプション にかかるベ シス再配分	(10,575,547)	(1,379,792)	-	-	-	-
その他の包括 利益	-	-	13,877,124	1,810,548	13,877,124	1,810,548
2020年12月31						
日現在残高	148,726	37,843,422	4,937,431	(44,741,570)	(5,837,433)	1,241,322,574
純利益	-	-	-	-	-	2,745,233,266
分配金	-	-	-	-	-	(2,622,190,457)
拠出	-	-	-	-	-	8,451,432
PIMCOクラスM 受益証券 株式プラン 報酬費用	11,819,042	1,542,030	-	-	11,819,042	1,542,030
権利確定済み オプション にかかるベ シス再配分	(16,969,090)	(2,213,957)	-	-	-	-
その他の包括 損失	-	-	(7,967,178)	(1,039,478)	(7,967,178)	(1,039,478)
2021年12月31						
日現在残高	102,231	32,693,374	4,265,505	(52,708,748)	(6,876,910)	1,376,668,679
	<u>102,231</u>	<u>32,693,374</u>	<u>4,265,505</u>	<u>(52,708,748)</u>	<u>(6,876,910)</u>	<u>1,376,668,679</u>
						<u>179,613,963</u>

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書
2021年および2020年12月31日に終了した年度

	2021年		2020年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益	2,745,233,266	358,170,584	2,341,541,408	305,500,908
営業活動から得た現金純額への当期純利益の調整				
株式報酬	11,600,078	1,513,462	15,508,853	2,023,440
減価償却費	65,880,266	8,595,398	65,464,604	8,541,167
財務費用	5,545,277	723,492	6,676,919	871,138
関連会社持分損失	1,327,780	173,235	1,321,069	172,360
有形固定資産の処分にかかる純損失	1,665	217	12,114	1,581
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券にかかる未実現および実現純損失／(利益)	29,028	3,787	(44,308)	(5,781)
条件付対価の公正価値調整	4,206,963	548,882	14,256,907	1,860,099
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券売却手取金	15,036,589	1,961,824	15,010,423	1,958,410
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券購入額	(13,788,912)	(1,799,039)	(11,695,316)	(1,525,888)
支払法人所得税	(108,645,764)	(14,175,013)	(146,673,050)	(19,136,433)
支払利息	(5,545,277)	(723,492)	(6,762,761)	(882,337)
営業資産、負債および法人所得税費用の変動				
未収報酬の変動	(194,961,547)	(25,436,633)	(130,819,174)	(17,067,978)
関係会社からの未収金、前払費用およびその他の資産の変動	(18,406,245)	(2,401,463)	(25,708,793)	(3,354,226)
買掛金、未払費用、未払手数料、未払報酬				
および法人所得税費用の変動	180,065,741	23,493,177	103,679,079	13,527,009
その他の負債および関係会社に対する未払金の変動	63,479,303	8,282,145	10,538,563	1,374,966
営業活動から得た現金純額	2,751,058,211	358,930,565	2,252,306,537	293,858,434
投資活動によるキャッシュ・フロー				
事業取得による支払、受領現金控除後	(144,367)	(18,836)	-	-
事業取得を通じて得た現金	-	-	6,500,203	848,081
有形固定資産の購入	(17,229,114)	(2,247,883)	(7,078,726)	(923,561)
無形資産の購入	(4,902,545)	(639,635)	(13,730,247)	(1,791,385)
関連会社への投資の購入	(23,500,150)	(3,066,065)	(18,000)	(2,348)
投資活動に使われた現金純額	(45,776,176)	(5,972,418)	(14,326,770)	(1,869,214)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
関係会社からの短期借入金による受取金	337,000,000	43,968,390	416,000,000	54,275,520
関係会社からの短期借入金返済	(337,000,000)	(43,968,390)	(644,000,000)	(84,022,680)
支払分配金	(2,622,190,457)	(342,117,189)	(1,749,772,748)	(228,292,850)
受取拠出金	8,451,432	1,102,658	4,984,931	650,384
リース支払の主な要素	(33,282,796)	(4,342,406)	(30,720,464)	(4,008,099)
財務活動に使われた現金純額	(2,647,021,821)	(345,356,937)	(2,003,508,281)	(261,397,725)
現金および現金等価物にかかる為替レート変動の影響	(7,967,178)	(1,039,478)	13,877,124	1,810,548
現金および現金等価物の純増加額	50,293,036	6,561,732	248,348,610	32,402,043
期首現金および現金等価物	670,905,056	87,532,983	422,556,446	55,130,940
期末現金および現金等価物	721,198,092	94,094,715	670,905,056	87,532,983
非現金活動の補足開示： 事業取得を通じて得た資産および負担負債純額	2,547,664	332,394	1,300,045	169,617

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
およびその子会社
連結財務書類に対する注記
2021年および2020年12月31日

1. 組織および事業

デラウェアを本拠地とする有限会社であり、かつ経営メンバーであるアリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「AAM LP」という。）の子会社であるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」または「当社」という。）は、カリフォルニア州ニューポートビーチに本部を置く、登録投資顧問である。当社は、多岐にわたる世界各国の投資家に対して、主として、様々な債券ポートフォリオを運用する。投資家には、公的年金および個人年金、退職金制度、教育機関、財団法人、基金、企業、金融アドバイザー、個人ならびにプライベート口座およびブル・ファンドの使用を通じたその他が含まれる。

株式資本

AAM LPは、当社のクラスA受益証券の850,000口のすべてを所有している。150,000口の合計発行済クラスB受益証券が、アリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルエルシー（以下「AAM LLC」という。）およびアリアンツ・アセット・マネジメント・ユー・エス・ホールディング エルエルシー（以下「AAM Holding」という。）により保有されている。当社は、250,000口の議決権のないクラスM受益証券の発行を承認し、クラスM受益証券に係るオプションがPIMCOの特定の従業員および関係事業体に付与された。2021年12月31日現在、74,205口のクラスM受益証券が発行済である。利益および分配に関して、クラスB受益証券はクラスA受益証券およびクラスM受益証券より優先する。

アリアンツ・エスイーはAAM LP、AAM LLCおよびAAM Holding の持分を間接的に全額所有している。アリアンツ・エスイーは保険および資産運用事業を主とした世界的な金融サービス提供会社である。

連結

添付の本連結財務書類には、当社およびその完全所有子会社の勘定が含まれている。添付の本連結財務書類において、すべての重要な会社間取引は消去されている。

主要な投資顧問会社として、PIMCOは、以下のとおり、PIMCOインベストメンツ・エルエルシー（以下「PILLC」という。）を含む完全所有子会社ならびに本連結財務書類に含まれる海外子会社をいくつか所有している。

- PILLCは、機関投資家およびリテール向けのミューチュアル・ファンズ（以下「PIMCOミューチュアル・ファンズ」という。）、ならびにPIMCOにより管理され助言される上場投資信託（以下、総称して「PIMCOファンズ」という。）の主要な販売会社であり、これらに受益者サービスを提供する米証券取引委員会に登録されたブローカー／ディーラーである。PILLCは、最低純資本金額の維持を要求する、1934年証券取引法に基づく統一純資本金規則の対象となっている米金融取引業規制機構（以下「FINRA」という。）の会員である。
- 2021年および2020年12月31日現在、ストックス・プラス・マネジメント・インク（以下「ストックス・プラス」という。）は、ストックス・プラス・エルピーの持分をそれぞれ約0.00319%および約0.00206%保有しており、ストックス・プラス・エルピーのゼネラル・マネージャーである。

- ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（以下「ピムコ・ヨーロッパ」という。）は、は英國における登録投資顧問である。
- ピムコジャパンリミテッド（以下「ピムコジャパン」という。）は、日本における登録投資顧問である。
- ピムコ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「ピムコ・オーストラリア」という。）は、オーストラリアにおける登録投資顧問である。
- ピムコ・オーストラリア・マネジメント・リミテッドは、オーストラリアにおける責任主体である。
- ピムコ・アジア・ピーティーイー・リミテッド（以下「ピムコ・アジア」という。）は、シンガポールにおける登録投資顧問である。
- ピムコ・アジア・リミテッド（以下「ピムコ・香港」という。）は、香港における登録投資顧問である。
- ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（リソーシズ）エルエルシー（以下「ピムコ・リソーシズ」という。）は、PIMCOおよびその子会社に対して一定の広域な給与計算サービスを提供している。
- ピムコ・カナダ・コーポレーションは、カナダにおける登録投資顧問会社である。
- ピムコ・グローバル・ホールディングス・エルエルシーは、ピムコ・カナダ・コーポレーションの持ち株会社である。
- PGAグローバル・サービスズ・エルエルシーは、持ち株会社であり、英國、香港およびアイルランドに支店を有する。
- ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーは、持ち株会社であり、アルゼンチンに支店を有する。
- ピムコ（シュヴァイツ）ゲーエムベーハーは、スイスにおいてピムコ・ヨーロッパに対し特定のサービスを提供する、スイス金融市場監査局（以下「FINMA」という。）における登録販売会社である。
- ピムコ・ラテン・アメリカ・アドミニストラドラ・デ・カルテイラス・リミターダは、ブラジルにおける登録投資顧問会社である。
- ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッドは、特定の海外ファンドに対して運用サービスを提供する。
- ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「ピムコ・ルクセンブルグ」という。）は、ルクセンブルグの法律に基づき、投資信託を運営および管理する。PIMCOは、2021年7月1日付で、ピムコ・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー（PEG）の間接的完全所有の子会社であるアリアンツ・インベストメント・リアルエステート・ソリューションズ・エス・エー・アール・エルを買収し、直ちにピムコ・ルクセンブルグを存続会社として吸収合併した。
- ピムコ・台湾・リミテッドは、台湾における登録投資顧問会社である。
- ピムコ・インベストメント・マネジメント（上海）リミテッドは、中国における投資顧問会社である。
- ゲルタン・ミュニシパル・ボンド・マネジメント・エルエルシーは、米国における登録投資顧問会社である。
- ピムコ・サービスズ・エルエルシーは、特定のPIMCOのスポンサー付きプライベート口座に対して、多様な取引関連サービスおよびその他のサービスを提供している。
- アリアンツ・リアル・エステート・オブ・アメリカ・エルエルシー（以下「AREoA」という。）は、専属の不動産投資・資産運用会社である。

エージェンシーまたは信託機関において管理される第三者資産は当社の資産ではなく、本連結財務書類においても表示されていない。

2. 重要な会計方針

（a）作成の基礎

本連結財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）またはIFRS解釈指針委員会もしくはその前身のいずれかにより承認された基準および解釈に準拠した国際財務報告基準（以下「IFRS」とい

う。)に従って作成された。本連結財務書類において表示されている会計方針が、すべての期間において一貫して適用されている。本連結財務書類は、米ドル建てで表示されている。

本連結財務書類は、発生主義ならびに取得原価主義を用いる継続事業ベースで作成されており、公正価値で測定されていた特定の金融資産が修正されている。当社の現行計画および予測を査定した後に、経営メンバーは、予見できる将来において当社が事業を継続するに足りる十分な資金を有していると考える。

本連結財務書類は、2022年4月25日付で経営メンバーにより発行を承認された。

(b) 連結の基礎

子会社は、当社により支配される事業体である。当社がその他の事業体の財務および運用方針を支配し、その活動から利益を得る場合に支配が存在する。これらの様々な要素ならびに支配が存在するか否かを決定するための関連事実および状況を評価する際に、経営陣の判断が必要とされる。

PIMCOがこれらの事業体を支配していないが、当社が重大な影響力を持つと判断される場合には、投資は関連会社への投資に分類される。当社は関連会社への投資を持分法により計上している。関連会社への投資は初期費用として計上され、その後、投資対象会社の純資産中PIMCOの持分の取得後の変動に対して調整される。持分利益または損失は、主に、これらの関係会社が保有する投資の公正価値の変動からの未実現および実現損益の当社の比例配分を表す。

ストラクチャード・エンティティーの持分への関与およびエクスポートジャー、ならびに特定されたストラクチャード・エンティティーの持分が連結されるべきか否かについての要件を評価するにあたり、当社は、当社の投資（もしあれば）の性質、当社がストラクチャード・エンティティーから得る報酬の性質、運用を管理するパワーを含む、ストラクチャード・エンティティーに付随する他の事業体により保有されるパワー、およびストラクチャード・エンティティーにおける投資家の権利や制限を含む要因について考慮する。

ストラクチャード・エンティティーとは、誰が当該事業体を支配しているかを決定する際に、議決権や類似の権利は主要な要素ではないとする事業体である。例えば、議決権が管理上の役割においてのみ関連する場合、ならびに主要な活動が契約により指示される場合等である。ストラクチャード・エンティティーは、しばしば活動が制限され、狭義かつ明確な定義を持つ。

(c) 現金および現金等価物

当社は、当初の満期が3か月未満の流動性の高い金融商品をすべて現金等価物とみなしている。現金および現金等価物は、金融機関への預託金、関連のないマネー・マーケット・アカウントおよびAAM LPを通じてアリアンツ・エスイーにより管理されるキャッシュ・プールへの現金預入れを含むことがある。2021年および2020年12月31日現在、それぞれ323.9百万米ドルおよび347.1百万米ドルが、関連のないマネー・マーケット・アカウントに投資されていた。アリアンツ・エスイーのキャッシュ・プールに預入れられた現金等価物は、2021年および2020年12月31日現在、それぞれ807千米ドルおよび2.3百万米ドルにのぼった。経営陣は、マネー・マーケット・アカウントに対する投資を連結キャッシュ・フロー計算書において現金等価物であるとみなしている。これらの投資は償却原価で計上されているが、それはほぼ公正価値と同じである。当社は、残りの現金および現金等価物を合衆国政府により保証された複数の金融機関に保有している。各機関における勘定収支は、一般的に米国の連邦預金保険公社（以下

「FDIC」という。) (または類似の外国連邦政府プログラム)の保険適用範囲を超過し、この結果として、FDICの保険適用範囲超過分の金額に関する信用リスクの集中が存在する。

(d) 損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券

損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券は、売買目的保有のビジネスモデルにおける金融資産のことを表す。売買目的投資有価証券は、主として短期および中期保有目的のピムコのプール・ファンドへの投資により構成される。売買目的投資有価証券は公正価値で計上される。公正価値の変動は、連結損益および包括利益計算書上のその他の純収益に直接計上される。これらの投資有価証券にかかる取引は、取引日ベースで計上される。

(e) 収益の認識

当社は、サービスと引き換えに権利を得ると当社が見込んでいる金額でサービスを顧客に移転することにより、収益を認識する。

投資顧問報酬および管理事務報酬

投資顧問報酬および管理事務報酬はサービスが提供された時に認識される。これらの報酬は、投資顧問サービスと引き換えに得られるものであり、多くの場合、監査、保管、ポートフォリオ会計、法務、名義書換および印刷費用を含む、顧客のために管理事務サービスを提供または調達するものである。履行義務は、実質的に同一である、日々履行される一連の異なるサービスとみなされる。

これらの報酬は主に運用資産の公正価値に対する比率に基づいており、他の期間に提供されたサービスとは区別して当該期間中に提供されたサービスについて認識される。投資顧問報酬および管理事務報酬は、主に運用資産に対する比率に基づいており、かかる収益の対価は変動し、また予測不可能な資産価値に依存するため、制約を受けているとみなされる。収益は、制約が除去された時点で認識されるが、通常は、これらの値が決定された時点で認識される。

また、プライベート口座およびプール・ファンドは、投資の運用成績に基づいた報酬を計上することもある。当社はまた、運用目標値を上回る特定のオルタナティブ投資商品よりキャリード・インタレストを受領することができる。これらの報酬は、重要な戻入れの可能性が高くなかった場合に認識される。

販売報酬およびサービス報酬

販売報酬およびサービス報酬は、当社がPIMCOミューチュアル・ファンズのために販売およびサービス活動の履行義務を遂行するために受領する継続的な報酬である。販売報酬およびサービス報酬収益については、履行義務は、実質的に同一である、日々履行される一連の異なるサービスとみなされる。この収益は、契約期間にわたって日々履行義務の引き渡しに対応するために、時間の経過に応じて比例的に稼得される。販売報酬およびサービス報酬の収益額は、PIMCOミューチュアル・ファンズの日々の平均純資産価額の比率に基づいており、かかる収益の対価は変動し、また予測不可能な資産価値に依存するため、制約を受けているとみなされる。これらの値が決定された時点で、制約は除去される。

契約資産および負債

投資顧問に関連する未収金および管理事務の収益は、添付の連結財政状態計算書の未収投資顧問報酬および管理事務報酬に含まれる。販売に関連する未収金およびサービス報酬の収益は、添付の連結財政状態計算書の未収販売報酬およびサービス報酬に含まれる。顧客との契約から生じる収益に関連して当期に認識された債権の減損はなかった。これらの契約に関連する契約債務はない。

(f) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額で計上される。事務機器、什器および備品は、一般に3年から5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。賃借資産改良費は、当該賃借契約の残存期間またはかかる改良費の耐用年数のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。

資産の経済的耐用年数および残存価額は各会計期間末に見直され、必要に応じて調整される。処分時、またはその使用もしくは処分による将来の経済的利益が期待できない場合には、有形固定資産項目への認識が中止される。処分手取金純額と当該資産の簿価間の差異として計算される資産の処分により生じる損益は、当該資産が売却または消却された年度において連結損益および包括利益計算書に含まれる。

(g) 無形資産

無形資産は、コンピューター・ソフトウェアならびに顧客関係、開発された技術および商号を含む企業結合により取得した資産により構成される。コンピューター・ソフトウェアは、一般に3年から5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。取得した資産の公正価値は、顧客関係については多期間超過利益法、開発された技術については再調達原価法および商号についてはロイヤルティー免除アプローチを用いて決定された。無形資産は、18か月から3年の範囲に及ぶ見積耐用年数にわたり定額法を用いて償却される。特定の終了日がないファンドを運用する一定の契約は、耐用年数が確定できない無形資産に分類される。

(h) のれん

経営陣は、毎年、一定の定性的要因を評価し、当社の報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が高いかどうかを判断している。この評価は、のれんの減損が存在する可能性が高いことを示す事象または状況が存在する場合において、9月30日またはそれ以前に実施される。2021年度または2020年度中、減損費用は計上されていない。

(i) リース

当社のリースは、企業のオフィスおよびその他の施設に関する不動産のリースにより構成される。当社は、リース負債を見積追加借入利子率および開始日における変動リース料支払のインデックスまたは市場金利を用いて測定している。インデックスまたは市場金利のその後の変動は、リース負債の再測定をもたらし、使用権資産に対して調整される。今後12か月間に解消が見込まれるリース負債の一部は、添付の連結財政状態計算書において流動負債に分類されている。

一定のリースには、当社がリース期間を延長するオプションが含まれている。当社は、重要な借地権の改善を含む、当社の経済的インセンティブを生むすべての要素を考慮した上で、当社がオプションを使用することが合理的に確実である範囲において、リース期間を延長するオプションを含んでいる。

当社は、添付の連結損益および包括利益計算書において、リース料支払の財務費用を、各期の負債残高に対する一定の期間利子率で認識している。使用権資産は、資産の耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間にわたり定額法で減価償却され、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれる。

当社は、低価値資産のリースおよびリース期間が12か月以内の短期リースについては使用権資産ならびにリース負債を認識しないことを選択している。これらのリースに付随するリース料支払は、リース期間にわたり定額法で認識される。

(j) 非連結繰延報酬トラストに対する持分

当社は、非連結繰延報酬トラストに対する持分について、IFRS第9号「金融商品」に基づく公正価値オプションを選択した。

(k) 法人所得税

当社は、有限責任会社として組織され、パートナーシップとして課税されるため、米国連邦税を課されない。当社に発生した課税所得に対しては、最終的にPIMCOのメンバーが、各自の持分に従いその納税に責任を負う。当社は、米国の特定の法域において、州税の課税対象である。

一定の連結事業体は連邦税、外国税、州税および地方税の課税対象であることから、独自に納税申告書を提出しており、法人所得税について資産・負債法に基づき会計処理をしている。かかる方法により、連結財務書類または納税申告書に計上されている事象に関する将来の見積税効果に基づく繰延税金資産負債が計上される。繰延税金負債は、通常、すべての課税一時的差異に対して認識され、繰延税金資産は、控除可能な一時的差異に対して将来の課税所得が見込まれる範囲において認識される。繰延税金資産および負債は、割引前ベースで測定される。

(l) 分配

契約要件はないものの、PIMCOは通常、その営業利益（当社の有限責任会社契約に定義済）を、各四半期毎に、当該四半期末から30日以内に分配する。当社の裁量により、当社が通常の業務を遂行するために合理的に必要または適切な金額の分配金を減額することができる。

(m) 株式報酬制度

当社は、株式報酬制度の取決めを計上するにあたって、株式に基づく報奨の交付日現在の公正価値に基づき、持分商品による報奨と引替えに受領した従業員サービスの価格を決定する。従業員サービス費用は費用として認識され、出資金の同額の増加とともに株式に基づく支払報奨と引替えに従業員がサービスを提供する期間全体に渡り認識される。当社の持分商品は公的な取引による時価を有さないため、公正価値は、一部は類似する公開事業体の売買価額の包括的分析、割引キャッシュ・フロー、類似する事業体の市場取引ならびに当社の過去の財務実績および将来の財務実績の見通しに関する検討に基づいて、当社の経営陣により決定される。

(n) マーケティングおよび販売促進費

当社は、マーケティング資料の作成および第三者の仲介業者の支援を行うことにより、個人投資家ならびに機関投資家への販売促進のためのマーケティング費用を負担する。当社は、マーケティングおよび販売促進費を発生時に費用計上している。

(o) 外貨建て取引

外国子会社の資産および負債は、年度末現在存在する現行の為替レートにより、米ドルへ換算されている。収益および費用は、主に当該取引が認識された日の為替レートにより換算される。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算による影響は、その他の包括利益または損失に含まれる。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社のバランスシートの換算の換算調整累計額は、2021年および2020年12月31日現在の連結財政状態計算書の出資金の構成要素に含まれる。

(p) 見積りの使用

IFRSに従い連結財務書類を作成するに当たって、経営陣は将来の事象についての見積りおよび仮定を行う必要がある。これらの見積りおよびその根底にある仮定は、報告された資産および負債、偶発資産および負債の開示、報告された収益および費用額、ならびに添付の連結財務書類に対する注記に影響を及ぼす。これらの見積りおよび仮定は、経営陣の最良の判断に基づく。経営陣は、過去の経験および経営陣が状況を鑑みて合理的であると考える現在の経済環境を含むその他の既知の要因を使用して、見積りおよび仮定について継続的に試査する。経営陣は、事実および状況がかかる見積りおよび仮定に影響を及ぼす場合に調整を行う。将来の事象およびその影響を正確に判断することはできないため、実際の結果はかかる見積額とは大幅に異なることがありうる。経済環境の継続的な変動によるかかる見積額の変更は、発生時に将来期間において財務書類上で反映される。経営陣は、判断が必要とされる重大な領域は、下記に関するものであると考える。

- 当社の持分権証券の公正価値の見積りを含む、株式報酬制度の測定。これらの見積りはとりわけ、当社の将来の収益に関する仮定に対して感応度が高い。および
- 引当金の評価。

会計方針適用の際に、経営陣により重大な判断がなされた。以下を含むこれらの判断は、連結財務書類において認識される金額に対して最も重大な影響を及ぼす。

- 成功報酬に関して収益の認識に付随する測定基準の評価（注記2（e）で記載される）。
- （注記2（b）で記載される）事業体に関連する支配ならびに当該事業体の連結の影響に対する評価。

（q）引当金

当社が過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローが見込まれる場合において、引当金が認識される。引当金として認識される金額は、報告日現在における債務の最良の見積りである。その影響が重大である場合、貨幣の時間的価値および必要に応じて負債に特有のリスクに対する現在の市場評価を反映した利率における予測将来キャッシュ・フローを割引くことにより引当金が決定される。債務の決済の際に求められる金額に影響を及ぼす可能性のある将来の事象は、当該事象が発生するという十分な客観的証拠がある場合において引当金に反映される。一部またはすべての支出が保険会社またはその他の当事者により払い戻されることが予想され、それがほぼ確実な場合、当該払戻しは連結財政状態計算書において個別の資産として認識され、その金額は連結損益および包括利益計算書において計上される。引当金は各会計期間末に見直され、現在の最良の見積りを反映するよう調整される。当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローがもはや見込まれない場合、引当金は戻入れられる。

（r）繰延報酬

当社は、IAS第19号に従い繰延報酬負債を計上し、添付の連結財政状態計算書の非連結繰延報酬トラストに対する持分ならびに添付の連結損益および包括利益計算書の報酬および給付金で公正価値の変動に対する負債の帳簿価額を調整している。

（s）一般管理費

一般管理費は、主に、契約獲得または契約履行のための費用としての要件を満たしていない管理事務報酬契約に基づく履行義務に関連する費用により構成される。当社は、これらの取決めにおいて主要であるとみなされ、これらの費用を総額で認識している。

3. 金融商品の公正価値

IFRS第7号は、連結財政状態計算書において公正価値で計上される金融商品を、使用される評価技法およびこれらの評価技法に対するインプットが市場において観測可能であるか否かにより、3レベルのヒエラルキーに分類するよう要求している。

レベル1：その公正価値が、同一の資産および負債についての活発な市場における取引相場価格（未調整）を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。取引相場価格が容易に入手可能であり、その価格が市場での独立第三者間取引で実際にかつ定期的に発生するものであることを表している場合、金融商品は活発な市場において見積られるとみなされる。

レベル2：その公正価値が、観測可能な市場データに基づく（観測可能インプット）重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。

レベル3：その公正価値が、観測可能な市場データに基づかない（観測不可能インプット）少なくとも一つの重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。

当社は、2021年および2020年12月31日現在、それぞれ合計29.7百万米ドルおよび30.9百万米ドルにのぼる損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券について試査を行い、公正価値測定に使用される活発な市場における未調整の取引相場価格に基づき、当該投資有価証券はレベル1の投資証券に分類されると判断した。

非連結繰延報酬トラストに対する持分の原投資対象は、2021年および2020年12月31日現在、レベル1の金融商品に分類されるミューチュアル・ファンズおよび持分証券、ならびに各投資パートナーシップの純資産額（NAV）で測定される投資パートナーシップにより構成される。

2021年および2020年12月31日に終了した年度中、当社の評価方針に変更はなかった。

未収投資顧問報酬および管理事務報酬、未収販売報酬およびサービス報酬、関係会社未収金ならびに関係会社未払金の公正価値は、満期までの期間が短いことと信用リスクが低いことから、簿価に近似するとみられている。関係会社からの短期借入金の公正価値は、当社で入手可能な類似債務の現在の市場利率との比較に基づく。当社の意向により、満期時または回収時まで当該金融商品を保有する。

4. 有形固定資産

有形固定資産の主要項目は以下のとおりである。

	事務機器、什器 および備品 (米ドル)	賃借資産改良費 (米ドル)	美術品 (米ドル)	合計 (米ドル)
2019年12月31日現在簿価	49,845,420	88,261,081	1,021,436	139,127,937
追加	8,445,092	1,289,112	50,174	9,784,378
処分	(12,114)	-	-	(12,114)
減価償却	(16,946,736)	(10,841,783)	-	(27,788,519)
2020年12月31日現在簿価	41,331,662	78,708,410	1,071,610	121,111,682
追加	11,894,806	5,334,168	140	17,229,114
処分	(1,665)	-	-	(1,665)
減価償却	(15,475,576)	(11,569,501)	-	(27,045,077)
2021年12月31日現在簿価	37,749,227	72,473,077	1,071,750	111,294,054

当社は2021年度および2020年度中、それぞれ27.0百万米ドルおよび27.8百万米ドルの減価償却費を計上し、かかる金額は、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。

5. 無形資産

無形資産の主要項目は以下のとおりである。

	コンピューター・ ソフトウェア (米ドル)	顧客関係 (米ドル)	開発された 技術 (米ドル)	商号 (米ドル)	合計 (米ドル)
2019年12月31日現在簿価	5,711,545	23,520,000	793,103	100,000	30,124,648
追加	13,838,448	-	-	-	13,838,448
処分	-	-	-	-	-
減価償却	(5,879,698)	(2,080,000)	(637,931)	(100,000)	(8,697,629)
2020年12月31日現在簿価	13,670,295	21,440,000	155,172	-	35,265,467
追加	4,902,545	-	-	-	4,902,545
処分	-	-	-	-	-
減価償却	(4,948,015)	(2,080,000)	(155,172)	-	(7,183,187)
2021年12月31日現在簿価	13,624,825	19,360,000	-	-	32,984,825

当社は2021年度および2020年度中、それぞれ7.2百万米ドルおよび8.7百万米ドルの減価償却費を計上し、かかる金額は、添付の連結損益および包括利益計算書のその他の費用に含まれている。

6. 関連当事者間取引

PIMCOおよびその子会社は、時間および用途に基づいて配賦される、短期リース費用を含む、特定の間接費、管理サービス費用および賃借料をAAM LPおよびAAM LLCに対して払い戻した。これらの費用は、通常、レンタル費用、給料ならびに法務、内部監査および他の一般管理サービスに対する関連給付により構成される。2021年度および2020年度中、これらのサービスに対する請求金額はそれぞれ合計23.6百万米ドルおよび24.7百万米ドルにのぼり、連結損益および包括利益計算書の一般管理費ならびに賃借料および設備費の構成要素である。関係会社への未払金にはこれらのサービスに関してAAM LPおよびAAM LLCへ支払われるべき負債およびPIMCOに提供したサービスに関して他の関係会社への未払金ならびに商取引上の通常過程においてPIMCOに代わって支払われた費用として他の関係会社への未払金が含まれており、2021年および2020年12月31日現在、それぞれ合計21.5百万米ドルおよび8.6百万米ドルにのぼった。

短期の運用資金需要に充当させるため、隨時、オーバーナイト物LIBORに0.2%を上乗せした利率により、通常90日以内の有利子短期貸付が、AAM LPおよびPIMCOの間で交付されている。2021年度および2020年度中、PIMCOは、運用資金需要に充当させるため、AAM LPからの当該短期キャッシュ・ローンのいくつかの借入を行い、完済した。PIMCOは、2021年12月31日および2020年12月31日現在、未決済の短期ローンは有していない。PIMCOはローンにかかる利子費用において、2021年度および2020年度中、102千米ドルおよび373千米ドルを負っており、かかる金額は連結損益および包括利益計算書にその他費用として含まれる。

当社は、系列のファンド・コンプレックスから投資顧問報酬、管理事務報酬ならびに販売報酬およびサービス報酬を得ているが、ほぼすべての金額が、連結損益および包括利益計算書においてそれぞれ投資顧問報酬 - プール・ファンド、管理事務報酬 - プール・ファンドならびに販売報酬およびサービス報酬に含まれている。2021年12月31日現在、当社は系列のファンド・コンプレックスからの関連未収金として、10億米ドル（2020年：822.6百万米ドル）を有していた。

当社は、アリアンツ・エスイーの特定の関連子会社について、プライベート口座を運用する。これらの口座について稼得された投資顧問報酬は、2021年度および2020年度中、それぞれ合計55.9百万米ドルおよび52.4百万米ドルであり、主に添付の連結損益および包括利益計算書の投資顧問報酬 - プライベート口座に含まれる。

アリアンツ・エスイーの間接的完全所有の子会社であるアリアンツ・ライフ・インシュアランス・オブ・ノースアメリカは、PIMCOファンズに投資している特定の変額年金および／または変額生命保険契約に対し、当社に代わって特定のサービスを提供する。2021年度および2020年度中、これらのサービスに対し当社が支払った報酬合計は、それぞれ7.3百万米ドルおよび7.8百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書の一般管理費ならびにマーケティングおよび販売促進費に含まれる。

機関投資家との特定の顧問契約について、当社は、アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーの完全所有子会社であるPEGおよびその支社（アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーは同様に、アリアンツ・エスイーの完全所有子会社である）との間で、当該顧問契約を履行する責任を分担している。PEGは、PIMCOのすべての子会社とともに、すべてのPIMCOの事業体によって提供される共同運用サービスに関して、PIMCOのグローバル移転価格方針（以下「移転価格方針」という。）の対象となる。提供される共同運用サービスには、ポートフォリオ運営、口座運営ならびに業務運営および管理事務業務が含まれる。共同運用サービスに関し第三者より得た収益は、移転価格方針に従って割当てられる。2021年度中、共同運用サービスに関し第三者より稼得し、PEGに割当てられた収益は400.4百万米ドル（2020年：147.3百万米ドル）で、PEGから割当てられた収益は41.6百万米ドル（2020年：55.1百万米ドル）であり、添付の連結損益および包括利益計算書における投資顧問報酬 - プール・ファンドおよび投資顧問報酬 - プライベート口座に表示されている。さらに、他の共同サービスの遂行にかかる費用は、頭数ならびに推定時間的要因および利用要因に基づき、PEGに割当てられる。2021年度中、PEGに割り当てられた費用は85.8百万米ドル（2020年：41.3百万米ドル）であり、添付の連結損益および包括利益計算書において報酬および給付金ならびに一般管理費の減少として表示されている。2021年12月31日現在、当社は、26.2百万米ドル（2020年：13.5百万米ドル）にのぼるPEGからの未収金および74.1百万米ドル（2020年：28.8百万米ドル）にのぼるPEGへの未払金を有していたが、これらは、添付の連結財政状態計算書においてそれぞれ関係会社未収金および関係会社未払金に含まれる。

AAM LPは、短期の運用資金需要に充当させるため、アリアンツ・エスイーに対し、2023年11月に失効する600.0百万米ドルのリボルビング信用枠を有している。当該信用枠は、LIBORの公表停止までは、LIBORに20ベーシス・ポイント（2021年12月31日現在0.264%の利率）を上乗せした変動利率での短期借入を可能にするものであり、LIBORの公表停止時には当該契約の当事者は誠実にかつ市場慣行に従い、LIBORの後継の金利を決定する。必要な範囲において、AAM LPは、PIMCOを含む子会社に代わり、かかるリボルビング信用枠から引き出すことができる。2021年および2020年12月31日現在、かかる契約の下での未決済金額はなかった。

最高経営責任者および特定のその他の役員は、経営陣の主要メンバーであるとみなされる。経営陣は、これらの個人が当社に対し大きな貢献を行ったと考える。これらのサービスと引き替えに、彼らは、経営陣が

えり抜きのメンバーに対して与えると考える報酬を受領する。年間ベースの給料に加え、主要経営陣は特定の給付プランに参加しており、幾つかのプランは注記7に記載されている。経営陣の主要メンバーの報酬総額は、連結損益および包括利益計算書に含まれている報酬および給付金の大部分を構成している。

7. 紹介

(a) クラスM受益証券資本参加プラン

PIMCOは、PIMCOにサービスを提供する一定の個人、および一定のPIMCOの関係者に対するクラスM受益証券資本参加プラン（以下「M受益証券プラン」という。）を設定した。M受益証券プランの参加者は、M受益証券を取得するオプションを付与されるが、これは、オプション付与日の3年目、4年目および5年目の応当日に3分の1ずつ権利が確定するものである。M受益証券にかかるオプションは、M受益証券の公正価値の上昇に基づき、関連する権利確定期間に渡りM受益証券に転換される。行使日現在、権利確定済みオプションは、参加者がM受益証券の繰延べプランを通じてM受益証券の受領の繰延べを選択しない限り、キャッシュレス取引により自動的に行使される。注記7(c)において開示されるとおり、参加者はM受益証券をAAM LPの執行役員向け繰延報酬制度に繰延べることができる。権利確定時において、PIMCOのクラスM受益証券の見積り公正価値がオプション報奨の行使価格を下回る場合、クラスM受益証券は発行されない。クラスM受益証券はPIMCOの無議決権受益証券であり、保有者は、当社の第二修正再録済有限責任会社契約に従い、四半期毎に受領する権利を与えられる。M受益証券の繰延べプランを通じてM受益証券の受領時に繰延べを選択したこれらの参加者は、引き続き四半期毎の分配を受領する。

M受益証券プランに基づき、当初は最大250,000口のM受益証券の発行が承認されていた。2020年度中に、M受益証券プランは、M受益証券を取得するオプションの付与を停止するために変更され、その結果M受益証券は発行されないが、当該プラン変更前に未決済であったオプションの行使によるものは除く。2021年および2020年12月31日現在、M受益証券プランにおいて、それぞれ102,231口および148,726口のオプションが未決済であり、74,205口のM受益証券が2021年12月31日現在オプションの行使により発行されている。

付与された各オプションの公正価値は、権利付与日においてブラック・ショールズ・オプション価格設定モデルを使用することにより見積られる。かかるモデルは、特定のインプットの変数に関して、経営陣に見積りの開発を要求するものである。第三者による評価が、クラスM受益証券の公正価値決定の際に、経営陣を補佐する目的で履行された。分配利回りは、M受益証券保有者に対する過去の分配可能営業利益に基づいて見積られた。予想ボラティリティは、マートン方式を用いて選択された同一グループの平均ヒストリカル・ボラティリティおよびインプライド・ボラティリティに基づく。予想年数は、3つの権利確定済みトランシェ（すなわち3、4および5年目に3分の1ずつ）を個別のオプションとして取扱うことにより、計算された。

2021年度中にM受益証券のオプションは付与されなかった。下記の表は、2020年度中に付与されたM受益証券オプションの公正価値の計算に使用される仮定を規定したものである。

2020年	
加重平均交付日現在公正価値	17,806米ドル
仮定：	
予想年数	3.84年
予想ボラティリティ	25.1%
予想利回り	11.1%

無リスク利益率 0.6%

発行済であり、行使可能なM受益証券オプションの口数および加重平均行使価格に関連する、2021年度および2020年度の活動の概要は下記のとおりである。

	オプションの口数			加重平均 権利付与日 公正価格 (米ドル)
	権利確定済み	権利未確定	合計	
2019年12月31日現在の発行済高	-	153,400	153,400	13,492
当年度中の以下による変動：				
権利付与済み	-	29,802	29,802	17,806
権利確定済み	27,775	(27,775)	-	-
行使済み	(27,775)	-	(27,775)	11,567
失権済み	-	(6,701)	(6,701)	14,416
2020年12月31日現在の発行済高	-	148,726	148,726	14,674
当年度中の以下による変動：				
権利付与済み	-	-	-	-
権利確定済み	41,017	(41,017)	-	-
行使済み	(41,017)	-	(41,017)	12,967
失権済み	-	(5,478)	(5,478)	15,218
2021年12月31日現在の発行済高	-	102,231	102,231	15,330
2021年12月31日現在の行使可能高	-	-	-	-

2021年12月31日現在発行済のM受益証券オプションは、11,804米ドルおよび17,806米ドル間の行使価格および1.99年の加重平均残存契約年数を有している。

オプション日現在、行使済みの1口当たりの加重平均公正価値は、20,924米ドル（2021年）および17,806米ドル（2020年）であった。2021年度中に合計41,017口のM受益証券オプションが権利確定した。2021年3月31日付および2021年9月28日付で、これらの権利確定済み報奨は、M受益証券プランに定められたキャッシュレス決済の特性に基づいて行使され、その結果、約15,597口のM受益証券が発行された。2021年12月31日現在、73,774口のM受益証券が現在および従前の従業員により保有され、431口のM受益証券がAAM LLCにより保有された。

2020年度中に合計27,775口のM受益証券オプションが権利確定した。2020年3月30日付で、これらの権利確定済み報奨は、M受益証券プランに定められたキャッシュレス決済の特性に基づいて行使され、その結果、約9,732口のM受益証券が発行された。

M受益証券オプション報奨の公正価値は、報酬費用として、個別のトランシェ毎の関連権利確定期間にわたり、段階的受給権帰属法で減価償却される。権利確定が予定されているM受益証券オプション報奨の合計口数は、見積失権額に対して調整される。2021年度および2020年度中のM受益証券プランの下で認識される報酬費用はそれぞれ11.6百万米ドルおよび15.5百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。2021年12月31日現在、2025年12月31日に至る将来期

間において認識されると予想される見積失権額を控除したM受益証券オプション報奨の権利未確定に関連する見積報酬費用は、12.7百万米ドルである。

(b) 貯蓄および投資プラン

AAM LPIは、実質的に当社および子会社の全従業員向け確定拠出型従業員貯蓄および退職金制度のスポンサーである。このプランは、内国歳入法第401 (k) 条に基づき許可されたものであり、適格従業員に対し、内国歳入法で隨時定められる金額を上限として、年間給与額の100%まで拠出することを認めるものである。従業員は、概して、開始日の翌月の初日付で参加適格者となる。満1年の必要な勤務が完了した後に、当社は、内国歳入法により定められた金額を上限として、従業員が拠出した年間給与額を拠出する。さらに、一部の子会社は退職金制度への適格給与額のプランに対して加算金を拠出することができる。このプランに関連する当社の費用計上額は、2021年度および2020年度中、それぞれ59.1百万米ドルおよび55.1百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

(c) 執行役員向け繰延報酬制度

AAM LPIは、非適格繰延報酬制度を設けている。この制度に基づき、一部の適格従業員に対して給付されるはずの当社および子会社による報酬の一部は、従業員の選択により繰延べられることがある。この制度は、主として、改正された1974年従業員退職年金保障法 第201 (2) 条、第301 (a) (3) 条および第401 (a) (1) 条で定義されている範囲において、経営陣または高額報酬受給従業員から成る特定のグループに繰延報酬制度を提供する目的で維持されている。この制度のもとで繰延べられた金額は、従業員の意向に従って有価証券およびM受益証券またはその他の投資パートナーシップへ投資され、グランター・トラストにおいて保有されている。グランター・トラストにおいて保有されている資産は、当社の継続的な活動の資金として利用することはできず、倒産が生じた場合にのみ当社の債権者にとって利用可能となる。2021年および2020年12月31日現在トラストが保有する投資有価証券および制限付預金ならびに現金等価物の合計は、それぞれ12億米ドルおよび874.8百万米ドルであり、添付の連結財政状態計算書の非連結繰延報酬トラストに対する持分および繰延報酬に含まれている。

8 . 法人所得税

法人所得税計上費用額（ベネフィット）は、以下のとおりである。

	12月31日に終了した年度	
	2021年	2020年
	(米ドル)	(米ドル)
当期：		
連邦税	81,038	29,332
州 税	3,988,116	3,432,731
外国税	115,094,758	121,394,722
当期合計	119,163,912	124,856,785
繰延：		
外国税	(11,685,074)	(20,864,965)
繰延合計	(11,685,074)	(20,864,965)
引当金合計	107,478,838	103,991,820

法人所得税計上額の報告金額と、税引前所得に対して連邦法定法人所得税率を適用して算出される税額との差額は、主に、米国の税務上、パートナーシップであるという当社の立場に加え、州税、国際税および損金不算入費用によるものである。

2021年および2020年12月31日現在、未払法人所得税はそれぞれ32.8百万米ドルおよび23.2百万米ドルであり、これは添付の連結財政状態計算書の買掛金および未払費用に含められている。さらに、2021年および2020年12月31日現在の繰延税金資産はそれぞれ54.8百万米ドルおよび44.8百万米ドルにのぼった。2021年および2020年12月31日現在、繰越税金負債はそれぞれ285千米ドルおよび247千米ドルにのぼった。繰延税金資産および繰延税金負債はそれぞれ、添付の連結財政状態計算書にその他の固定資産およびその他の固定負債として含まれる。

9. リース契約

以下の表は、添付の連結損益および包括利益計算書に含まれるリース費用を表している：

12月31日に終了した年度		
	2021年 (米ドル)	2020年 (米ドル)
使用権資産の償却	31,256,186	29,593,350
リース負債にかかる支払利息	5,443,382	6,304,014
変動リース費用	312,947	240,983
短期リース費用	578,204	376,312
低価値資産のリース費用	1,319,717	2,179,123

2021年および2020年12月31日に終了した年度において、リースに関するキャッシュ・アウトフロー合計は、それぞれ40.9百万米ドルおよび39.8百万米ドルにのぼった。

以下の表は、2021年12月31日現在の当社のリース負債の満期分析を表している：

12月31日に終了した年度：

12月31日に終了した年度		(米ドル)
2022年		35,796,969
2023年		37,499,114
2024年		23,189,168
2025年		34,006,401
2026年		33,302,410
以降		69,700,751
オペレーティング・リース支払い合計		233,494,813
控除：みなし利息		(19,310,763)
リース負債の現在価値		214,184,050

以下の表は、2020年12月31日現在の当社のリース負債の満期分析を表している：

12月31日に終了した年度：

(米ドル)

2021年	38,461,023
2022年	34,822,467
2023年	36,457,152
2024年	22,087,757
2025年	32,862,009
以降	96,750,859
オペレーティング・リース支払い合計	261,441,267
控除：みなし利息	(24,146,287)
リース負債の現在価値	237,294,980

10. 金融リスク管理

当社は、金融商品の使用により以下のリスクに対するエクスポージャーを有している。

- ・ 信用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 市場リスク

リスク管理は、当社の事業全体にとって重要である。経営陣は、リスクと管理の適切なバランスが達成されるように当社のリスク管理プロセスを継続的に監視する。リスク管理方針および体制は、市況の変動および当社の活動を反映させるために見直される。経営陣は、その重要な活動をアリアンツ・エスイーの子会社であるアリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーブルバーのリスク管理委員会に報告する。

(a) 信用リスク

信用リスクは、顧客または金融商品の取引相手方が契約上の義務を履行できない場合の当社への財務損失のリスクであり、主に当社の売掛金、銀行預金および投資有価証券から生じる。

未収投資顧問報酬およびその他の未収金：当社の信用リスクに対するエクスポージャーは、主にそれぞれの顧客の個々の特性により影響を受ける。当社の顧客層は、業種および事業を行っている国でのデフォルト・リスクを含めて、信用リスクに関する影響がそれほどない。しかし、地理的に信用リスクの集中ではなく、当社の運営にとって個別に重要な顧客は皆無である。

顧客の信用度は、新規取引先の受入手続きの一部として評価される。当社は、取引債権またはその他の未収金に関して担保を要求しないが、未決済の債権残高に関して各顧客の運用資産を監視する。当社は、未収債権の回収には優れた実績があり、個々の顧客に取立リスクが確認された場合のみ貸倒引当金を設定する。

銀行預金：銀行預金は、主要な金融機関に対する債権である。当社は、かかる銀行の信用度を見直し、当該機関の財務体質に問題がある場合には、かかる機関と取引を行わない。

投資：当社の投資は、投資ペーパル内で行われ、詳細な投資ガイドラインに従って管理されている。法令遵守手続きは、個々のペーパルがそれぞれの適用される信用リスクおよび流動性リスク限度の範囲内で運用されるように整備されている。

(b) 流動性リスク

流動性リスクは、当社が期日の到来する金融債務を支払うことができないリスクである。流動性を管理するための当社のアプローチは、通常およびストレスのかかる状態において、許容できない損失を被ることまたは当社の評判を傷つけるリスクを冒すことなく、できる限り、期日に債務を支払うために十分な流動性を常に維持することである。非デリバティブ金融負債の大部分は、2021年12月31日時点で契約上の満期が6か月末満である。

当社は、キャッシュ・フロー要件を積極的に監視するよう努める。主として、当社は、金融債務の管理を含む予想される営業費用を支払う必要に応じるために十分な現金を保有するよう努めるが、自然災害のような合理的に予想不可能な非常事態の潜在的な影響は除外する。さらに、当社は、注記6に述べられているAAM LPのアリアンツ・エスイーとの間の信用融資枠を利用できる。

（c）市場リスク

市場リスクは、為替レートや金利のような市場価格の変動が、当社の利益または保有する金融商品の価額に影響を及ぼすリスクである。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にする一方で、市場リスク・エクスポージャーを許容できるパラメーターの範囲に管理・制御することである。

通貨リスク：当社は、当社の機能通貨以外の通貨建ての収益、購入および借入にかかる通貨リスクにさらされる。当社の取引の大部分は米ドル建てであるが、当社の国際的な子会社によって外貨での取引もかなり限られた範囲で発生する。

当社は、通貨リスクに対するエクスポージャーは限られていると判断し、現在のところ当該リスクを限定するためのヘッジまたはその他の技法を積極的には採用していない。

金利リスク：当社は、そのすべてが短期性の関係会社との借入契約のみの範囲で、金利リスクにさらされる。経営陣は当該リスクはわずかであると判断しており、かかるリスクを限定するための積極的なヘッジまたはその他の技法は採用されていない。

その他の市場価格リスク：市場価格リスクは、当社が保有し管理する、それぞれ固有の投資指針に基づく投資ファンドが保有している投資有価証券から発生する。かかるファンドの主要な投資対象は、個別の基準に基づいて管理され、すべての売買判断はクライアント指針またはファンドの約款に従って行われる。

当社の市場リスクに対するエクスポージャーを監視するため、経営陣は為替レート、金利およびその他の市場リスク要因の変動に対する当社の感応度を試査する。2021年12月31日現在において、2021年12月31日現在のメンバーの出資金または同日に終了した年度の報告された包括利益に重大な差異が生じたかもしれない合理的に可能と思われるかかる要因に変動はなかった。

（d）資本管理

当社の方針は、投資者、債権者および市場の信頼を保持し、また将来の事業の発展を継続するために強固な資本基盤を維持することである。当期中、資本管理に対する当社のアプローチに変更はなかった。当社、またはその子会社は、PI LLC（注記1を参照のこと。）および一部の海外子会社を例外として、外部から必要資本要件の引き上げを課されることはない。

11. 引当金

当社は、通常の事業の過程において生じる各種の係争、訴訟ならびに規制についての問い合わせの当事者となっている。経営陣の意見では、現在未解決および発生する恐れのあるこれらの案件の処分がPIMCOおよびその子会社の財務ポジション、運用実績またはキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすとは考えられていない。経営陣は、添付の連結財政状態計算書および添付の連結損益および包括利益計算書において、引当金に対する適切な見積りを行っていると考える。当社は、発生に応じて関連弁護士報酬を費用計上する。

2020年初頭には、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の存在が確認され、それ以来、相当数の諸国に拡大し、経済活動および世界市場の混乱につながった。本質的な不確実性を考慮すると、将来COVID-19が当社にどのような影響を与えるかを判断することは現実的ではない。

12. 非連結ストラクチャード・エンティティーの持分

当社は、多岐にわたる投資戦略を通じ、当社の顧客に代わって財産を投資する目的で、様々なストラクチャード・プロダクトおよびその他のファンドを運用している。ほとんどの場合、当社が運用する投資ビークルは、実体的な排除権または残余財産分配請求権を持つ。実体的な排除権または残余財産分配請求権を持たない投資ビークルは、ストラクチャード・エンティティーと特定される。かかるビークルは、独立した法的組織であり、当社の顧客が行う投資により出資される。当社は、かかるビークルに対して提供する投資運用サービスに対して、かかるビークルから直接報酬を支払われる。2021年度および2020年度中、当社は、それぞれ3.3百万米ドルおよび731千米ドルの投資顧問報酬をストラクチャード・エンティティーから稼得したが、当該報酬は添付の損益および包括利益計算書における投資顧問報酬 - プール・ファンドおよび投資顧問報酬 - プライベート口座に含まれている。

以下の表は、実体的な排除権または残余財産分配請求権を持たない非連結投資ビークルならびに当該ビークルにおける当社の持分の規模の両方について要約したものである。

	12月31日	
	2021年	2020年
	(米ドル)	(米ドル)
非連結ストラクチャード・エンティティーの純資産	2,408,685,532	582,606,016
未収投資顧問報酬 - プール・ファンドおよびプライベート口座	567,143	222,021

当社の非連結ストラクチャード・エンティティーに対するエクスポート最大額は、未収投資顧問報酬に限定される。

13. 後発事象

当社は、連結財務書類において調整を要するまたは開示すべき後発事象があるか否かを決定するために、連結財政状態計算書日から連結財務書類発行日である2022年4月25日までに発生した事象を試査した。当社は、以下の開示すべき事象を特定していることに留意されたい。

連結財政状態計算書日以降に、38,253口のPIMCOのM受益証券オプションの権利が付与された。これらの付与されたオプションは、2022年3月31日付で、M受益証券プランに定められたキャッシュレス決済機能により行使され、その結果、約16,727口のM受益証券が発行された。

2022年2月1日付で、アリアンツ・エスイーに対して有するリボルビング信用枠に使用するLIBORは、担保付翌日物調達金利(SOFR)に代替された(注記6に記載)。

2022年2月下旬、ロシアはウクライナに対して軍事侵攻を開始した。両国間の敵意の発生は、より広範な紛争を引き起こす可能性があり、地域および世界的なサプライチェーンに深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、世界の国家群がロシアに課した現在および将来の制裁は、ロシアおよび世界経済に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。このような軍事行動の規模、期間、影響度は予測不可能であるが、市場に重大な混乱をもたらす可能性がある。このような事象の結果、当社は運用資産のポートフォリオにおいてマイナスのリターンを経験したが、当社に重大な悪影響を与える事象は発生していない。本質的な不確実性を考慮すると、当社への全体的な影響を判断したり、将来的な影響の定量的な見積りを提供することは現実的ではない。

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Financial Condition
December 31, 2021 and 2020

	Assets	Note	2021	2020
Current assets:				
Cash and cash equivalents	2(c)	\$	721,198,092	670,905,056
Investments carried at fair value through profit and loss	2(d), 3		29,741,057	30,870,470
Investment advisory and administrative fees receivable:				
Pooled funds	2(e)		993,957,179	798,701,996
Private accounts	2(e)		317,540,465	314,822,326
Prepaid expenses			47,497,769	45,702,592
Distribution and servicing fees receivable	2(e)		21,577,432	23,912,871
Interest in non-consolidated deferred compensation trust	2(j), 7(c)		32,250,845	19,755,282
Receivables from affiliates	6		33,463,658	17,306,918
Other current assets			54,848,716	64,128,683
Total current assets			<u>2,252,075,213</u>	<u>1,986,106,194</u>
Noncurrent assets:				
Property and equipment, net of accumulated depreciation of \$230,285,768 and \$213,677,355 at December 31, 2021 and 2020, respectively	2(f), 4		111,294,054	121,111,682
Right-of-use assets	2(i), 9		173,842,283	195,322,419
Interest in non-consolidated deferred compensation trust	2(j), 7(c)		1,140,825,289	855,055,452
Goodwill	2(h)		30,865,176	30,865,176
Intangible assets	2(g), 5		32,984,825	35,265,467
Investments in associates	2(b)		36,988,617	14,710,139
Other noncurrent assets	8		61,620,430	51,541,356
Total noncurrent assets			<u>1,588,420,674</u>	<u>1,303,871,691</u>
Total assets			<u>\$ 3,840,495,887</u>	<u>3,289,977,885</u>
	Liabilities and Capital			
Current liabilities:				
Accounts payable and accrued expenses		\$	444,187,520	398,802,753
Accrued compensation	7(c)		301,432,498	216,289,372
Commissions payable			81,689,779	122,043,872
Lease liabilities	2(i), 9		31,437,762	33,157,779
Payables to affiliates	6		95,602,945	37,379,146
Deferred compensation	2(r), 7(c)		32,250,845	19,755,282
Other current liabilities			10,676,405	4,928,294
Total current liabilities			<u>997,277,754</u>	<u>832,356,498</u>
Noncurrent liabilities:				
Deferred compensation	2(r), 7(c)		1,140,825,289	855,055,452
Lease liabilities	2(i), 9		182,746,288	204,137,201
Other accrued compensation	7(c)		138,931,408	152,799,181
Other noncurrent liabilities			4,046,469	4,306,979
Total noncurrent liabilities			<u>1,466,549,454</u>	<u>1,216,298,813</u>
Total liabilities			<u>2,463,827,208</u>	<u>2,048,655,311</u>
Capital:				
Class A members (issued and outstanding 850,000 units)			(6,433,247)	(103,214,782)
Class B members (issued and outstanding 150,000 units)			1,333,506,696	1,308,035,518
Class M members (74,205 units issued and outstanding at December 31, 2021 and 58,608 units issued and outstanding at December 31, 2020)			69,610,604	43,399,986
Class M unit option holders (102,231 options issued and outstanding at December 31, 2021 and 148,726 options issued and outstanding at December 31, 2020)	7(a)		32,693,374	37,843,422
Cumulative translation adjustment	2(o)		(52,708,748)	(44,741,570)
Total capital			<u>1,376,668,679</u>	<u>1,241,322,574</u>
Total liabilities and capital			<u>\$ 3,840,495,887</u>	<u>3,289,977,885</u>

See accompanying notes to the consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Income and Comprehensive Income
Years ended December 31, 2021 and 2020

	<u>Note</u>	2021	2020
Revenues:			
Investment advisory fees:			
Pooled funds	2(e)	\$ 4,520,575,834	4,012,403,139
Private accounts	2(e)	1,166,893,208	1,095,151,513
Administrative fees - pooled funds	2(e)	1,272,072,660	1,155,727,878
Distribution and servicing fees	2(e)	350,424,117	360,487,808
Other	2(e)	32,477,418	46,057,465
Total revenues		<u>7,342,443,237</u>	<u>6,669,827,803</u>
Expenses:			
Compensation and benefits	7	2,695,488,619	2,283,500,614
Commissions		666,590,135	777,771,809
General and administrative	2(s)	633,462,121	605,822,180
Professional fees		233,154,167	235,901,474
Occupancy and equipment	4, 9	179,499,423	168,804,503
Marketing and promotional	2(n)	105,285,247	108,835,693
Subadvisory and subadministrative services		47,627,284	43,316,136
Other		48,672,649	44,512,301
Total expenses		<u>4,609,779,645</u>	<u>4,268,464,710</u>
Operating income		<u>2,732,663,592</u>	<u>2,401,363,093</u>
Other income, net		<u>126,921,569</u>	<u>52,168,123</u>
Finance costs	2(i), 9	(5,545,277)	(6,676,919)
Equity in loss of associates	2(b)	(1,327,780)	(1,321,069)
Net income before income taxes		<u>2,852,712,104</u>	<u>2,445,533,228</u>
Income tax expense	8	<u>107,478,838</u>	<u>103,991,820</u>
Net income		<u>2,745,233,266</u>	<u>2,341,541,408</u>
Other comprehensive (loss)/income:			
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss:			
Foreign currency translation adjustment	2(o)	<u>(7,967,178)</u>	<u>13,877,124</u>
Comprehensive income		<u>\$ 2,737,266,088</u>	<u>2,355,418,532</u>

See accompanying notes to the consolidated financial statements.

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Changes in Capital
Years ended December 31, 2021 and 2020

	Cumulative									
	Class A members		Class B members		Class M members		Class M unit option holders		translation adjustment	Total capital
	Units	Amounts	Units	Amounts	Units	Amounts	Options	Amounts		
Balances at December 31, 2019	850,000	(683,902,349)	150,000	1,288,040,853	48,876	28,952,832	153,400	32,591,945	(58,618,694)\$	607,064,587
Net income		1,694,470,162		520,315,348		126,755,898		-	-	2,341,541,408
Distributions		(1,133,305,426)		(500,320,683)		(116,146,639)		-	-	(1,749,772,748)
Contributions		12,785,179		-		-	-	-	-	12,785,179
PIMCO Class M unit equity plan:										
Compensation expense		-		-		-		15,827,024	-	15,827,024
Reallocation of basis on vested options		6,737,652		-		3,837,895		(10,575,547)	-	-
Other comprehensive income		-		-		-		-	13,877,124	13,877,124
Balances at December 31, 2020	850,000	(103,214,782)	150,000	1,308,035,518	58,608	43,399,986	148,726	37,843,422	(44,741,570)	1,241,322,574
Net income		1,942,092,906		614,678,821		188,461,539		-	-	2,745,233,266
Distributions		(1,861,825,611)		(589,207,643)		(171,157,203)		-	-	(2,622,190,457)
Contribution		8,451,432		-		-		-	-	8,451,432
PIMCO Class M unit equity plan:										
Compensation expense		-		-		-		11,819,042	-	11,819,042
Reallocation of basis on vested options		8,062,808		-		8,906,282		(16,969,090)	-	-
Other comprehensive loss		-		-		-		-	(7,967,178)	(7,967,178)
Balances at December 31, 2021	<u>850,000 \$</u>	<u>(6,433,247)</u>	<u>150,000 \$</u>	<u>1,333,506,696</u>	<u>74,205 \$</u>	<u>69,610,604</u>	<u>102,231 \$</u>	<u>32,693,374 \$</u>	<u>(52,708,748)\$</u>	<u>1,376,668,679</u>

See accompanying notes to the consolidated financial statements.

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Cash Flows
Years ended December 31, 2021 and 2020

	2021	2020
Cash flows from operating activities:		
Net income	\$ 2,745,233,266	2,341,541,408
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:		
Equity compensation	11,600,078	15,508,853
Depreciation and amortization	65,880,266	65,464,604
Finance costs	5,545,277	6,676,919
Equity in loss of associates	1,327,780	1,321,069
Net loss on disposal of property and equipment	1,665	12,114
Unrealized and realized net loss/(gain) on investments carried at fair value through profit and loss	29,028	(44,308)
Contingent consideration fair value adjustments	4,206,963	14,256,907
Proceeds from sale of investments carried at fair value through profit and loss	15,036,589	15,010,423
Purchases of investments carried at fair value through profit and loss	(13,788,912)	(11,695,316)
Income taxes paid	(108,645,764)	(146,673,050)
Interest paid	(5,545,277)	(6,762,761)
Change in operating assets, liabilities, and income tax expense:		
Fees receivable	(194,961,547)	(130,819,174)
Receivables from affiliates, prepaid expenses, and other assets	(18,406,245)	(25,708,793)
Accounts payable and accrued expenses, commissions payable, accrued compensation, and income tax expense	180,065,741	103,679,079
Other liabilities and payables to affiliates	63,479,303	10,538,563
Net cash provided by operating activities	<u>2,751,058,211</u>	<u>2,252,306,537</u>
Cash flows from investing activities:		
Payment for business acquisition, net of cash acquired	(144,367)	-
Cash acquired through acquisition	-	6,500,203
Purchases of property and equipment	(17,229,114)	(7,078,726)
Purchases of intangible assets	(4,902,545)	(13,730,247)
Purchases of investments in associates	(23,500,150)	(18,000)
Net cash used in investing activities	<u>(45,776,176)</u>	<u>(14,326,770)</u>
Cash flows from financing activities:		
Proceeds from short-term borrowings from affiliates	337,000,000	416,000,000
Repayment of short-term borrowings from affiliates	(337,000,000)	(644,000,000)
Distributions paid	(2,622,190,457)	(1,749,772,748)
Contributions received	8,451,432	4,984,931
Principal elements of lease payments	(33,282,796)	(30,720,464)
Net cash used in financing activities	<u>(2,647,021,821)</u>	<u>(2,003,508,281)</u>
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	<u>(7,967,178)</u>	<u>13,877,124</u>
Net increase in cash and cash equivalents	<u>50,293,036</u>	<u>248,348,610</u>
Cash and cash equivalents, beginning of period	<u>670,905,056</u>	<u>422,556,446</u>
Cash and cash equivalents, end of period	<u>\$ 721,198,092</u>	<u>670,905,056</u>

Supplemental disclosure of noncash activities:

Assets acquired and liabilities assumed through acquisition, net	\$ 2,547,664	1,300,045
--	--------------	-----------

See accompanying notes to the consolidated financial statements.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(1) Organization and Business

Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO or the Company), a Delaware limited liability company and subsidiary of Allianz Asset Management of America L.P. (AAM LP), the Managing Member, is a registered investment adviser, headquartered in Newport Beach, California. The Company manages a variety of predominately fixed-income portfolios for a wide range of investors located throughout the world. Investors include public and private pensions and retirement plans, educational institutions, foundations, endowments, corporations, financial advisers, individuals, and others through the use of private accounts and pooled funds.

Capitalization

AAM LP owns all 850,000 Class A units of the Company. There are a total of 150,000 Class B units, which are owned by Allianz Asset Management of America LLC (AAM LLC) and Allianz Asset Management U.S. Holding II LLC (AAM Holding II). The Company has authorized 250,000 nonvoting Class M units for issuance and options on Class M units have been granted to certain employees of PIMCO. As of December 31, 2021, 74,205 Class M units have been issued and are outstanding. Class B units have priority over Class A and M units with respect to income and distributions.

AAM LP, AAM LLC, and AAM Holding II are indirectly wholly owned by Allianz SE. Allianz SE is a global financial services provider predominantly in the insurance and asset management business.

Consolidation

The accompanying consolidated financial statements include the accounts of the Company and its wholly owned subsidiaries. All significant intercompany transactions have been eliminated in the accompanying consolidated financial statements.

PIMCO, as the primary investment adviser, has several wholly owned subsidiaries including PIMCO Investments LLC (PI LLC) as well as international subsidiaries that are included in these consolidated financial statements as follows:

- PI LLC is a registered broker/dealer with the Securities and Exchange Commission that is the primary distributor and provides shareholder services to institutional and retail mutual funds (PIMCO Mutual Funds) and exchange-traded funds that are managed and advised by PIMCO (collectively, PIMCO Funds). PI LLC is a member of the Financial Industry Regulatory Authority (FINRA) that is subject to the Uniform Net Capital requirements under the Securities Exchange Act of 1934, which requires maintenance of certain minimum net capital levels.
- StocksPLUS Management, Inc. (StocksPLUS) owns approximately 0.00319% interest and 0.00206% interest in, and is the general partner of, StocksPLUS L.P. as of December 31, 2021 and 2020, respectively.
- PIMCO Europe Ltd (PIMCO Europe) is a registered investment adviser in the United Kingdom.
- PIMCO Japan Ltd (PIMCO Japan) is a registered investment adviser in Japan.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

- PIMCO Australia Pty Limited (PIMCO Australia) is a registered investment adviser in Australia.
- PIMCO Australia Management Limited is a registered responsible entity in Australia.
- PIMCO Asia Pte Ltd (PIMCO Asia) is a registered investment adviser in Singapore.
- PIMCO Asia Limited (PIMCO Hong Kong) is a registered investment adviser in Hong Kong.
- PIMCO Global Advisors (Resources) LLC (PIMCO Resources) provides certain global payroll services to PIMCO and its subsidiaries.
- PIMCO Canada Corp is a registered investment adviser in Canada.
- PIMCO Global Holdings LLC is the holding company for PIMCO Canada Corp.
- PGA Global Services LLC is a holding company, with branches in the United Kingdom, Hong Kong, and Ireland.
- PIMCO Global Advisors LLC is a holding company, with a branch in Argentina.
- PIMCO (Schweiz) GmbH provides certain services to PIMCO Europe in Switzerland and is a registered distributor with Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA).
- PIMCO Latin America Administradora de Carteiras Ltda. is a registered investment adviser in Brazil.
- PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited provides management services to certain international funds.
- PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A. (PIMCO Luxembourg) administers and manages investment funds under the laws of Luxembourg. On July 1, 2021, PIMCO purchased Allianz Investment Real Estate Solutions S.à r.l., an indirectly wholly owned subsidiary of PIMCO Europe GmbH (PEG), which was immediately merged into PIMCO Luxembourg as the surviving entity.
- PIMCO Taiwan Limited is a registered investment advisor in Taiwan.
- PIMCO Investment Management (Shanghai) Limited is an investment advisor in China.
- Gurtin Municipal Bond Management LLC is a registered investment advisor in the U.S.
- PIMCO Services LLC provides a variety of transaction-related and other services to certain PIMCO sponsored private accounts.
- Allianz Real Estate of America LLC (AREoA) is a captive real estate investment and asset manager.

Third-party assets managed in an agency or fiduciary capacity are not assets of the Company and are not presented in these consolidated financial statements.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(2) Significant Accounting Policies

(a) Basis of Preparation

These consolidated financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), which are in compliance with standards and interpretations approved by either the International Accounting Standards Board (IASB) or the IFRS Interpretations Committee or their predecessors. The accounting policies have been applied consistently to all periods presented in the consolidated financial statements. These consolidated financial statements are presented in U.S. dollars.

The consolidated financial statements have been prepared on an accrual basis as well as a going-concern basis using the historical cost convention modified for certain financial assets that have been measured at fair value. After reviewing the Company's current plans and forecasts, the Managing Member considers that the Company has adequate resources to continue operating for the foreseeable future.

These consolidated financial statements were authorized for issuance by the Managing Member on April 25, 2022.

(b) Basis of Consolidation

Subsidiaries are entities controlled by the Company. Control exists when the Company has the power to govern the financial and operating policies of the other entity so as to obtain benefits from its activities. Management must make judgments when it assesses these various elements and all related facts and circumstances to determine whether control exists.

Investments are classified as associates when it is determined that PIMCO does not control these entities; however, the Company has significant influence. The Company accounts for investments in associates under the equity method of accounting. An investment in an associate is recorded at its initial cost and adjusted thereafter for the post acquisition change in PIMCO's share of net assets of the investee. The equity income or loss primarily represents the Company's proportionate share of the unrealized and realized gains and losses from changes in fair value of the investments held by these associates.

In evaluating its involvement with, and exposure to, interests in structured entities, as well as the requirement as to whether or not any identified interest in a structured entity should be consolidated, the Company considers factors including the nature of the Company's investment (if any), the nature of the fees earned by the Company from the structured entities, powers held by other entities associated with the structured entities, including the power to direct or control operations, and the rights and restrictions of the investors in the structured entities.

A structured entity is an entity that has been designed so that voting and similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, for example, when any voting rights relate to administrative tasks only, and key activities are directed by contractual agreement. Structured entities often have restricted activities and a narrow and well defined objective.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(c) Cash and Cash Equivalents

The Company considers all liquid financial instruments with an original maturity of three months or less to be cash equivalents. Cash and cash equivalents may include cash on deposit with financial institutions, nonaffiliated money market accounts, and cash deposited into a cash pool, through AAM LP, administered by Allianz SE. There was \$323.9 million and \$347.1 million invested in nonaffiliated money market accounts at December 31, 2021 and 2020, respectively. Cash equivalents deposited in the cash pool with Allianz SE totaled \$807 thousand and \$2.3 million at December 31, 2021 and 2020, respectively. Management considers investments in money market accounts to be cash equivalents for purposes of the consolidated statements of cash flows. These investments are carried at amortized cost, which approximates fair value. The Company maintains its remaining cash and cash equivalents in various federally insured banking institutions. The account balances at each institution generally exceed the Federal Deposit Insurance Corporation's (FDIC) insurance coverage (or similar federal foreign programs), and as a result, there is a concentration of credit risk related to amounts in excess of FDIC insurance coverage.

(d) Investments Carried at Fair Value through Profit and Loss

Investments carried at fair value through profit and loss represent financial assets in the held for trading business model. Investments held for trading consist primarily of investments in PIMCO pooled funds with a short-to-moderate term duration objective. Investments held for trading are measured at fair value. Changes in fair value are recognized directly in other income, net in the consolidated statements of income and comprehensive income. Transactions in these investments are recorded on a trade-date basis.

(e) Revenue Recognition

The Company recognizes revenue as it transfers services to customers at an amount that the Company expects to be entitled to in exchange for those services.

Investment Advisory and Administrative Fees

Investment advisory and administrative fees are recognized as the services are performed. These fees are earned in exchange for investment advisory services and, in many cases, providing or procuring administrative services for the customer including audit, custodial, portfolio accounting, legal, transfer agency, and printing costs. The performance obligation is considered a series of distinct services performed each day that are substantially the same. Such fees are primarily based on percentages of the fair value of the assets under management and recognized for services provided during the period, which are distinct from services provided in other periods. As the investment advisory and administrative fees are primarily based on a percentage of assets under management, the consideration for this revenue is variable and deemed constrained due to the dependence on unpredictable asset values. Revenue is recognized once the constraint is removed which is generally once these values can be determined.

Private accounts and pooled funds may also generate a fee based on investment performance. The Company may also receive carried interest from certain alternative investment products that exceed performance hurdles. Such fees are recognized when it is no longer probable that there will be a significant reversal.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

Distribution and Servicing Fees

Distribution and servicing fees are ongoing fees that the Company receives for completing the performance obligation of distribution and servicing activities on behalf of PIMCO Mutual Funds. For distribution and servicing fee revenue, the performance obligation is considered a series of distinct services performed each day that are substantially the same. This revenue is earned ratably over time to match the delivery of the performance obligation each day over the life of the contract. As the distribution and servicing revenue amounts are based on percentages of the average daily net assets of the PIMCO Mutual Funds, the consideration for this revenue is variable and deemed constrained due to dependence of unpredictable asset values. The constraint is removed once these values can be determined.

Contract assets and liabilities

Receivables related to investment advisory and administration revenue are included in investment advisory and administrative fees receivable in the accompanying consolidated statements of financial condition. Receivables related to distribution and servicing fees revenue are included in distribution and servicing fees receivable in the accompanying consolidated statements of financial condition. There was no impairment of any receivables recognized during the year related to revenue from contracts with customers. There are no contract liabilities related to these contracts.

(f) Property and Equipment

Property and equipment are stated at cost, less accumulated depreciation and amortization. Office equipment, furniture, and fixtures are depreciated on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally three to five years. Leasehold improvements are amortized on a straight-line basis over the remaining terms of the related leases or the useful lives of such improvements, whichever is shorter.

The assets' useful economic lives and residual values are reviewed at each financial period-end and adjusted if appropriate. An item of property and equipment is derecognized upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gain or loss arising on the disposal of the asset, calculated as the difference between the net disposal proceeds and the carrying amount of the item, is included in the consolidated statements of income and comprehensive income in the year the item is sold or retired.

(g) Intangible assets

Intangible assets consist of computer software and assets acquired in a business combination which include customer relationships, developed technology and trade name. Computer software is amortized on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally three to five years. The fair values of the acquired assets were determined using the multi-period excess earnings method for the customer relationships; the replacement cost method for the developed technology; and the relief-from-royalty approach for the trade name. The intangible assets are amortized over their estimated useful lives, which range from 18 months to three years, using the straight-line method. Certain contracts to manage funds without a specified termination date are classified as indefinite-lived intangible assets.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(h) Goodwill

On an annual basis, management assesses certain qualitative factors to determine whether it is more likely than not that the fair value of the Company's reporting unit is less than its carrying amount. This assessment is performed as of September 30th or sooner if events or circumstances exist that indicate that it is more likely than not that a goodwill impairment exists. No impairment charges have been recorded during 2021 or 2020.

(i) Leases

The Company's leases consist of leases for real estate for corporate offices and other facilities. The Company has measured the lease liability using its estimated incremental borrowing rate and the index or market rate of variable lease payments at commencement date. Any subsequent changes to the index or market rate result in a remeasurement of the lease liability and adjusted against the right-of-use asset. The portion of lease liabilities that is expected to be extinguished over the next 12 months has been classified as a current liability in the accompanying consolidated statements of financial condition.

Certain leases contain an option for the Company to extend the term of the lease. We have included options to extend the lease term to the extent we are reasonably certain to exercise the options after considering all factors that create an economic incentive for the Company, including significant leasehold improvements.

We recognize the finance cost of lease payments in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income on a constant periodic rate of interest on the remaining balance of the liability each period. The right-of-use asset is depreciated on a straight-line basis over the shorter of the asset's useful life and the lease term and is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

The Company has elected not to recognize right-of-use assets and lease liabilities for leases of low values assets and short-term leases that have a lease term of 12 months or less. Lease payments associated with these leases are recognized on a straight-line basis over the lease term.

(j) Interest in Non-consolidated Deferred Compensation Trust

The Company elected the fair value option under IFRS 9 *Financial Instruments* for the interest in the non-consolidated deferred compensation trust.

(k) Income Taxes

The Company is not subject to U.S. federal income tax as it is organized as a limited liability company and is taxed as a partnership. Ultimately, the members of PIMCO are responsible for taxes on their proportionate share of the Company's taxable income. The Company is subject to state taxes in certain jurisdictions in the United States.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

Certain consolidated entities are subject to federal, foreign, state, and local income tax, and file separate tax returns and account for income taxes under the asset and liability method. This method gives recognition to deferred tax assets and liabilities based on the expected future tax consequences of events that have been recognized in the consolidated financial statements or tax returns. Deferred tax liabilities are generally recognized for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognized to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilized. Deferred tax assets and liabilities are measured on an undiscounted basis.

(l) Distributions

Although there is no contractual requirement, PIMCO generally distributes its operating income (as defined in the Company's Limited Liability Company Agreement) for each calendar quarter no later than 30 days after the end of such quarter. At the Company's discretion, distributions can be reduced in an amount reasonably necessary or appropriate for the Company to conduct its business in the normal course.

(m) Share-Based Compensation Plans

The Company accounts for share-based payment arrangements by determining the value of employee services received in exchange for an award of equity instruments based on the grant date fair value of the share-based award. The cost of employee services is recognized as an expense, with a corresponding increase to capital, over the period during which an employee provides service in exchange for the share-based payment award. As the Company's equity instruments have no publicly traded market price, fair value is determined by the Company's management based in part on a comprehensive analysis of trading values of comparable public entities, discounted cash flows, market transactions of comparable entities, and consideration as to the Company's historical and forecasted financial performance.

(n) Marketing and Promotional

The Company incurs marketing expenses to promote its products to retail and institutional investors by creating marketing materials and supporting third party intermediaries. The Company expenses marketing and promotional fees as incurred.

(o) Foreign Currency Translation

The assets and liabilities of foreign subsidiaries have been translated into U.S. dollars at the current rate of exchange existing at year-end. Revenues and expenses are translated primarily at the exchange rate on the date on which the transactions are recognized. The effects of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar are included in other comprehensive income or loss. The cumulative translation adjustment of translating the balance sheet of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar is included as a component of capital in the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2021 and 2020.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(p) Use of Estimates

The preparation of the consolidated financial statements in conformity with IFRS requires management to make estimates and assumptions about future events. These estimates and the underlying assumptions affect the amounts of assets and liabilities reported, disclosures about contingent assets and liabilities, reported amounts of revenues and expenses, and the accompanying notes to the consolidated financial statements. These estimates and assumptions are based on management's best judgment. Management evaluates its estimates and assumptions on an ongoing basis using historical experience and other known factors, including the current economic environment, which management believes to be reasonable under the circumstances. Management adjusts such estimates and assumptions when facts and circumstances dictate. As future events and their effects cannot be determined with precision, actual results could differ significantly from these estimates. Changes in those estimates resulting from continuing changes in the economic environment will be reflected in the financial statements in future periods as they occur. Management believes that the significant areas where judgment is necessarily applied are those which relate to the:

- Measurement of share-based payment arrangements, which includes estimates of fair value of the Company's membership units. These estimates can be particularly sensitive to assumptions in regards to the Company's future earnings; and
- Assessment of provisions.

Critical judgments have been made by management in applying accounting policies. Those that have the most significant effect on amounts recognized in the consolidated financial statements include the following:

- Evaluation of the measurement criteria associated with the recognition of revenues associated with performance fees (as discussed in note 2(e)).
- Evaluation of control associated over entities (as discussed in note 2(b)), and the impact to consolidation of such entities.

(q) Provisions

Provisions are recognized when the Company has a present legal or constructive obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation. The amount recognized as a provision is the best estimate of the obligation at the reporting date. If the effect is material, provisions are determined by discounting the expected future cash flows at a rate that reflects current market assessments of the time value of money and, where appropriate, the risk specific to the liability. Future events that may affect the amount required to settle an obligation are reflected in the amount of a provision where there is sufficient objective evidence that they will occur. Where some or all of the expenditure is expected to be reimbursed by insurance or some other party, and it is virtually certain, the reimbursement is recognized as a separate asset on the consolidated statements of financial condition, and the amount is recorded in the consolidated statements of income and comprehensive income. Provisions are reviewed at each reporting date and adjusted to reflect the current best estimate. If it is no longer probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation, the provision is reversed.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(r) Deferred Compensation

The Company accounts for its deferred compensation liability in accordance with IAS 19 and adjusts the carrying value of the liability for changes in the fair value of the interest in the non-consolidated deferred compensation trust in the accompanying consolidated statements of financial condition and compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(s) General and administrative

General and administrative expenses are mainly comprised of costs related to performance obligations under the administrative fees contracts that do not meet the criteria as costs to obtain or fulfill a contract. The Company is considered the principal in these arrangements and recognizes these costs on a gross basis.

(3) Fair Value of Financial Instruments

IFRS 7 requires that financial instruments carried at fair value in the consolidated statements of financial condition are classified into a three-level hierarchy depending on the valuation techniques used and whether the inputs to those valuation techniques are observable in the market.

- Level 1 - Financial instruments for which the fair value is determined by using quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities are classified into this category. A financial instrument is regarded as quoted in an active market if quoted prices are readily available and those prices represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis.
- Level 2 - Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with any significant input being based on observable market data (observable inputs), are classified into this category.
- Level 3 - Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with at least one significant input not being based on observable market data (nonobservable inputs), are classified into this category.

The Company has evaluated its investments carried at fair value through profit and loss totaling \$29.7 million and \$30.9 million as of December 31, 2021 and 2020, respectively, and determined that based on the unadjusted quoted prices in active markets used to determine fair value that the investments are classified as Level 1 instruments.

The underlying investments of the non-consolidated deferred compensation trust consist of mutual funds and equity securities which are classified as Level 1 instruments, and investment partnerships which are measured at net asset value (NAV) of the respective investment partnership at December 31, 2021 and 2020.

There have been no changes to the Company's valuation policies during the year ended December 31, 2021 or 2020.

The fair value of investment advisory fees and administrative fees receivable, distribution and servicing fees receivable, receivables from affiliates, and payables to affiliates has been deemed to approximate their carrying value through reference to their short maturity as well as low credit risk. The fair value of short-term borrowings from affiliates is based upon the Company's comparison to current market rates available to the Company for comparable debt. It is the Company's intention to hold such instruments until maturity or collection.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(4) Property and Equipment

The major classifications of property and equipment are as follows:

	<u>Office equipment, furniture, and fixtures</u>	<u>Leasehold improvements</u>	<u>Art</u>	<u>Total</u>
Carrying amount as of December 31, 2019	\$ 49,845,420	88,261,081	1,021,436	139,127,937
Additions	8,445,092	1,289,112	50,174	9,784,378
Disposals	(12,114)	-	-	(12,114)
Depreciation and amortization	(16,946,736)	(10,841,783)	-	(27,788,519)
Carrying amount as of December 31, 2020	41,331,662	78,708,410	1,071,610	121,111,682
Additions	11,894,806	5,334,168	140	17,229,114
Disposals	(1,665)	-	-	(1,665)
Depreciation and amortization	(15,475,576)	(11,569,501)	-	(27,045,077)
Carrying amount as of December 31, 2021	<u>\$ 37,749,227</u>	<u>72,473,077</u>	<u>1,071,750</u>	<u>111,294,054</u>

The Company recorded depreciation and amortization expense of \$27.0 million and \$27.8 million during 2021 and 2020, respectively, which is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(5) Intangible Assets

The major classifications of intangible assets are as follows:

	<u>Computer Software</u>	<u>Customer Relationships</u>	<u>Developed Technology</u>	<u>Trade Name</u>	<u>Total</u>
Carrying amount as of December 31, 2019	\$ 5,711,545	23,520,000	793,103	100,000	30,124,648
Additions	13,838,448	-	-	-	13,838,448
Disposals	-	-	-	-	-
Amortization	(5,879,698)	(2,080,000)	(637,931)	(100,000)	(8,697,629)
Carrying amount as of December 31, 2020	13,670,295	21,440,000	155,172	-	35,265,467
Additions	4,902,545	-	-	-	4,902,545
Disposals	-	-	-	-	-
Amortization	(4,948,015)	(2,080,000)	(155,172)	-	(7,183,187)
Carrying amount as of December 31, 2021	<u>\$ 13,624,825</u>	<u>19,360,000</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>32,984,825</u>

The Company recorded amortization expense of \$7.2 million and \$8.7 million during 2021 and 2020, respectively, which is included in other expense in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(6) Related-Party Transactions

PIMCO and its subsidiaries reimburse AAM LP and AAM LLC for certain overhead, administrative services, and occupancy costs, including short-term lease costs, that are allocated based on time and usage factors. These expenses generally consist of rental costs and salaries and related benefits for legal, internal audit, and other general and administrative services. The amount charged for such services totaled \$23.6 million and \$24.7 million during 2021 and 2020, respectively, which is a component of general and administrative and occupancy and equipment in the consolidated statements of income and comprehensive income. The payable to affiliates includes a liability to be paid to AAM LP and AAM LLC in connection with these services, as well as payables to other affiliates in connection with services they have provided to PIMCO and for expenses that have been paid on behalf of PIMCO over the ordinary course of business, totaling \$21.5 million and \$8.6 million as of December 31, 2021 and 2020, respectively.

From time to time, short-term interest-bearing advances are granted between AAM LP and PIMCO for generally less than 90 days, at a rate of overnight LIBOR plus 0.2% to cover short-term operating cash needs. During 2021 and 2020, PIMCO borrowed and fully repaid several of these short-term cash loans from AAM LP to cover its operating cash needs. At December 31, 2021 and December 31, 2020, PIMCO had no outstanding short-term loans. During 2021 and 2020, PIMCO incurred \$102 thousand and \$373 thousand, respectively, in interest expense on loans, which is included in other expenses in the consolidated statements of income and comprehensive income.

The Company earns investment advisory fees, administrative fees, and distribution and servicing fees from affiliated fund complexes, which comprise substantially all of the amounts included in the consolidated statements of income and comprehensive income as investment advisory fees - pooled funds, administrative fees - pooled funds, and distribution and servicing fees, respectively. As of December 31, 2021, the Company had \$1.0 billion (2020: \$822.6 million) in related receivables from affiliated fund complexes.

The Company manages private accounts for certain affiliated subsidiaries of Allianz SE. Investment advisory fees earned on these accounts totaled \$55.9 million and \$52.4 million during 2021 and 2020, respectively, which are primarily included in investment advisory fees - private accounts in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

Allianz Life Insurance of North America, an indirectly wholly owned subsidiary of Allianz SE, provides certain services on behalf of the Company to certain variable annuity and/or variable life insurance contracts invested in PIMCO Funds. The total fees paid for these services by the Company were \$7.3 million and \$7.8 million during 2021 and 2020, respectively, and are included in general and administrative expenses and marketing and promotional expenses in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

For certain advisory contracts with institutional clients, the Company shares the responsibility of fulfilling such service contracts with PEG and its branches, a wholly owned subsidiary of Allianz Asset Management GmbH, who in turn, is a wholly owned subsidiary of Allianz SE. PEG, together with all of the PIMCO subsidiaries, are subject to PIMCO's Global Transfer Pricing Policy (Transfer Pricing Policy) for shared management services that are provided by all PIMCO entities. Shared management services provided include portfolio management, account management, and business management and administration. Revenues earned from third parties for shared management services are allocated in accordance with the Transfer Pricing Policy. In 2021, the revenue earned from third parties for shared management services allocated to PEG was \$400.4 million (2020: \$147.3 million) and the revenue allocated from PEG was \$41.6 million (2020: \$55.1 million) and are presented within investment advisory fees - pooled funds and investment advisory fees - private accounts in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. In addition, costs for performing other shared services are allocated to PEG based on headcount and estimated time and usage factors. During 2021, costs allocated to PEG were \$85.8 million (2020: \$41.3 million) and are included as a reduction of compensation and benefits and general and administrative in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. As of December 31, 2021, the Company had a \$26.2 million (2020: \$13.5 million) receivable from PEG and a \$74.1 million (2020: \$28.8 million) payable to PEG, which are included within receivables from affiliates and payables to affiliates, respectively, in the accompanying consolidated statements of financial condition.

AAM LP has a \$600.0 million revolving credit facility with Allianz SE to cover short-term operating cash needs, which expires in November 2023. The facility permits short-term borrowings at a floating rate of interest of LIBOR plus 20bps (interest rate of 0.264% as of December 31, 2021) until LIBOR has ceased to be quoted, at which time the parties of the agreement shall determine in good faith and in line with market practice the successor rate of LIBOR. To the extent necessary, AAM LP could draw on this revolving credit facility on behalf of its subsidiaries, including PIMCO. There were no amounts outstanding under this agreement at December 31, 2021 and 2020.

Managing Directors and certain other executive officers are considered to be key members of management. Management believes that these individuals provide significant contributions to the Company. In return for their service, they receive remuneration, which management believes to be in line with its select group of peers. In addition to an annual base salary, key management participates in certain benefit plans, some of which are discussed in note 7. Total compensation of key members of management comprises the majority of compensation and benefits included in the consolidated statements of income and comprehensive income.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(7) Benefit Plans

(a) Class M Unit Equity Participation Plan

PIMCO has established a Class M Unit Equity Participation Plan (the M Unit Plan) for certain individuals providing services to PIMCO and certain of its affiliates. Participants in the M Unit Plan are granted options to acquire M units, which vest in one third increments on the third, fourth, and fifth anniversary of the option grant date. M unit options are converted to M units based on the appreciation of fair value of the M unit over the related vesting period. At the exercise date, vested options will be automatically exercised in a cashless transaction unless the participant has elected to defer the receipt of M units through the M Unit Deferral Plan. As disclosed in note 7 (c), participants can defer their M units into the AAM LP Executive Deferred Compensation Plan. If, at the time of vesting, the PIMCO Class M unit estimated fair value is less than the exercise price of the option award, no Class M units will be issued. Class M units are nonvoting units of PIMCO and entitle the holder to receive quarterly distributions in accordance with the Company's Second Amended and Restated Limited Liability Company Agreement. Those participants electing to defer the receipt of M units through the M Unit Deferral Plan continue to receive quarterly distributions.

A maximum of 250,000 M units were originally authorized for issuance under the M Unit Plan. During 2020, the M Unit Plan was amended to stop the granting of options to acquire M units and resulting in no M units being issued, except pursuant to the exercise of options that were outstanding prior to the plan amendment. As of December 31, 2021 and 2020, 102,231 and 148,726 M unit options, respectively, were outstanding and 74,205 M units have been issued from the exercise of options as of December 31, 2021.

The fair value of each option grant is estimated on the date of grant using the Black Scholes option pricing model. The model requires management to develop estimates regarding certain input variables. A third-party valuation was completed to assist management in determining the fair value of a Class M unit. The dividend yield was estimated based upon the historical Operating Profit Available for Distribution to M unit holders. Expected volatilities are based on the average historical and implied volatility of a select group of peers using the Merton Method. The expected life was calculated based upon treating the three vesting tranches (one third in years 3, 4, and 5) as separate options.

No M unit options were granted during 2021. The following table provides the assumptions used in calculating the fair value of the M unit options granted during 2020:

	2020
Weighted average grant date fair value	\$ 17,806
Assumptions:	
Expected term (years)	3.84
Expected volatility	25.1%
Expected dividends	11.1%
Risk free rate of return	0.6%

A summary of the activity in 2021 and 2020 related to the number and weighted average exercise price of the M unit options outstanding and exercisable is as follows:

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

	Number of options			Weighted average grant date fair value	
	Vested	Nonvested	Total		
Outstanding at December 31, 2019		153,400	153,400	\$ 13,492	
Changes during the year:					
Granted	-	29,802	29,802	17,806	
Vested	27,775	(27,775)	-	-	
Exercised	(27,775)	-	(27,775)	11,567	
Forfeited	-	(6,701)	(6,701)	14,146	
Outstanding at December 31, 2020		148,726	148,726	\$ 14,674	
Changes during the year:					
Granted	-	-	-	-	
Vested	41,017	(41,017)	-	-	
Exercised	(41,017)	-	(41,017)	12,967	
Forfeited	-	(5,478)	(5,478)	15,218	
Outstanding at December 31, 2021		102,231	102,231	\$ 15,330	
Exercisable as of December 31, 2021		-	-	\$ -	-

The M unit options outstanding as of December 31, 2021 have an exercise price between \$11,804 and \$17,806 and a weighted average remaining contractual life of 1.99 years.

The weighted average fair value per unit at the date the options were exercised was \$20,924 for 2021 and \$17,806 for 2020. M unit options totaling 41,017 vested during 2021. On March 31, 2021 and September 28, 2021, these vested awards exercised under the cashless exercise feature provided in the M Unit Plan, resulting in the issuance of approximately 15,597 M Units. As of December 31, 2021, 73,774 M units are owned by current and former employees and 431 M units are owned by AAM LLC.

M unit options totaling 27,775 vested during 2020. On March 30, 2020, these vested awards exercised under the cashless exercise feature provided in the M Unit Plan, resulting in the issuance of approximately 9,732 M units.

The fair value of M unit option awards is amortized to compensation expense on a graded vesting attribution method over the related vesting period of each separate tranche. The total number of M unit option awards expected to vest is adjusted for estimated forfeitures. Compensation expense recognized under the M Unit Plan during 2021 and 2020 was \$11.6 million and \$15.5 million, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. As of December 31, 2021, the total estimated compensation cost related to nonvested M unit option awards, net of estimated forfeitures, expected to be recognized in future periods through December 31, 2025 is \$12.7 million.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

(b) Savings and Investment Plans

AAM LP is the sponsor of a defined contribution employee savings and retirement plan covering substantially all employees of the Company and subsidiaries. The plan qualifies under Section 401(k) of the Internal Revenue Code and allows eligible employees to contribute up to 100% of their annual compensation, as defined, and is subject to a maximum dollar amount determined from time to time by the Internal Revenue Code. Employees are generally eligible to participate on the first day of the month following their start date. After the completion of one year of credited service, the Company matches an amount of annual compensation, subject to Internal Revenue Code limits, contributed by the employees. In addition, certain subsidiaries can contribute an additional amount to the plan of eligible compensation to the retirement plan. The amount expensed by the Company related to this plan during 2021 and 2020 was \$59.1 million and \$55.1 million, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(c) Executive Deferred Compensation Plan

AAM LP has a nonqualified deferred compensation plan pursuant to which a portion of the compensation accrued by the Company and subsidiaries and otherwise payable to certain eligible employees may be deferred at the election of the employees. The plan is maintained primarily for the purpose of providing deferred compensation for a select group of management or highly compensated employees, within the meaning of Sections 201(2), 301(a)(3), and 401(a)(1) of the Employee Retirement Income Security Act of 1974, as amended. Amounts deferred under the plan are invested in marketable securities and M units or other investment partnerships as directed by the employees and are held in a grantor trust. The assets held in grantor trust are not available to fund ongoing activities of the Company and only would be available to the Company's creditors in the event of insolvency. Total investments and restricted cash and cash equivalents held in trust and the related liability at December 31, 2021 and 2020 was \$1.2 billion and \$874.8 million, respectively, and are included in interest in non-consolidated deferred compensation trust and deferred compensation on the accompanying consolidated statements of financial condition.

(8) Income Tax

The provisions for income tax expense (benefits) are as follows:

	Year ended December 31	
	2021	2020
Current:		
Federal	\$ 81,038	29,332
State	3,988,116	3,432,731
Foreign	<u>115,094,758</u>	<u>121,394,722</u>
Total current	<u>119,163,912</u>	<u>124,856,785</u>
Deferred:		
Foreign	<u>(11,685,074)</u>	<u>(20,864,965)</u>
Total deferred	<u>(11,685,074)</u>	<u>(20,864,965)</u>
Total provision	<u>\$ 107,478,838</u>	<u>103,991,820</u>

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

The differences between the reported amount of income tax expense and the amount that would result from applying the federal corporate statutory tax rates to pretax income arise primarily from the Company's status as a partnership for U.S. tax purposes as well as the effects of state and international taxes and nondeductible expense.

At December 31, 2021 and 2020, income taxes payable amounted to \$32.8 million and \$23.2 million, respectively, and are included in accounts payable and accrued expenses in the accompanying consolidated statements of financial condition. Additionally, at December 31, 2021 and 2020, deferred tax assets amounted to \$54.8 million and \$44.8 million, respectively. Deferred tax liabilities at December 31, 2021 and 2020, amounted to \$285 thousand and \$247 thousand, respectively. Deferred tax assets and deferred tax liabilities are included in other noncurrent assets and other noncurrent liabilities, respectively, in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(9) Lease Arrangements

The following table represents lease costs that are included in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income:

	Year ended December 31	
	2021	2020
Depreciation of ROU asset	\$ 31,256,186	29,593,350
Interest expense on lease liabilities	5,443,382	6,304,014
Variable lease cost	312,947	240,983
Short-term lease cost	578,204	376,312
Expenses of leases of low value assets	1,319,717	2,179,123

For the years ended December 31, 2021 and 2020, total cash outflow for leases amounted to \$40.9 million and \$39.8 million, respectively.

The following table represents a maturity analysis of the Company's lease liabilities as of December 31, 2021:

Year ending December 31:	
2022	\$ 35,796,969
2023	37,499,114
2024	23,189,168
2025	34,006,401
2026	33,302,410
Thereafter	69,700,751
 Total operating lease payments	233,494,813
Less imputed interest	(19,310,763)
 Present value of lease liabilities	\$ 214,184,050

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

The following table represents a maturity analysis of the Company's lease liabilities as of December 31, 2020:

Year ending December 31:

2021	\$ 38,461,023
2022	34,822,467
2023	36,457,152
2024	22,087,757
2025	32,862,009
Thereafter	<u>96,750,859</u>
 Total operating lease payments	 261,441,267
Less imputed interest	<u>(24,146,287)</u>
 Present value of lease liabilities	 <u>\$ 237,294,980</u>

(10) Financial Risk Management

The Company has exposure to the following risks from its use of financial instruments:

- Credit risk
- Liquidity risk
- Market Risk

Risk management is integral to the whole business of the Company. Management continually monitors the Company's risk management process to ensure that an appropriate balance between risk and control is achieved. Risk management policies and systems are reviewed to reflect changes in market conditions and the Company's activities. Management reports its significant activity to the Risk and Controls Committee of Allianz Asset Management GmbH, a subsidiary of Allianz SE.

(a) Credit Risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a customer or counterparty to a financial instrument fails to meet its contractual obligations, and arises principally from the Company's receivables from customers, bank deposits, and investment securities.

Investment advisory and other receivables: The Company's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristics of each customer. The demographics of the Company's client base, including the default risk of the industry and country in which client operates, has less of an influence on credit risk. However, geographically there is no concentration of credit risk, and no single customer who is individually material to the Company's operations.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

The creditworthiness of customers is assessed as part of new client acceptance procedures. The Company does not require collateral in respect of trade or other receivables, but monitors the assets under management for each customer in relation to their outstanding receivable balance. The Company has an excellent history of collection on outstanding receivables and establishes an allowance for impairment only when an individual customer has been identified as at risk for collection.

Interest Bearing Deposits with Banks: The interest bearing deposits with banks are due from major institutions. The Company reviews the creditworthiness of such banks and does not deal with such institutions if it is not satisfied with the institution's financial strength.

Investments: The Company's investments are within investment vehicles, which it manages subject to detailed investment guidelines. Compliance procedures are in place to ensure that the individual vehicles operate within their applicable credit and liquidity risk limitations.

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Company's reputation. The majority of non-derivative financial liabilities have a contractual maturity of less than six months at December 31, 2021.

The Company seeks to actively monitor its cash flow requirements. Typically, the Company ensures that it has sufficient cash on demand to meet expected operational expenses, including the servicing of financial obligations; this excludes the potential impact of extreme circumstances that cannot reasonably be predicted, such as natural disasters. In addition, the Company has access to AAM LP's line of credit with Allianz SE as discussed in note 6.

(c) Market Risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as foreign exchange rates and interest rates will affect the Company's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimizing the return.

Currency risk: The Company is exposed to currency risk on revenues, purchases, and borrowings that are denominated in a currency other than the functional currency of the Company. The majority of the Company's transactions are in U.S. dollars, but transactions in foreign currencies also occur on a more limited basis by the Company's international subsidiaries.

The Company considers its exposure to currency risk to be limited, and currently does not actively employ any hedging or other techniques to limit such risk.

Interest rate risk: The Company is subject to interest rate risk only to the extent of its borrowing arrangements with affiliates, all of which are short term in nature. As management considers this risk to be minimal, no active hedging or other strategies are employed to limit such risk.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

Other market price risk: Market price risk arises from investment securities held within the investment funds the Company holds and manages, each of which are subject to specific investment guidelines. Material investments in such funds are managed on an individual basis and all buy and sell decisions are made in accordance with client guidelines or the funds' governing documents.

In monitoring the Company's exposure to market risks, management evaluates the Company's sensitivity to changes in currency rates, interest rates, and other market risk factors. As of December 31, 2021, there were no changes in such factors that were deemed reasonably possible that would have resulted in any material differences to members' capital as of December 31, 2021 or the reported comprehensive income for the year then ended.

(d) Capital Management

The Company's policy is to maintain a strong capital base so as to preserve investor, creditor, and market confidence and to sustain future development of the business. There were no changes in the Company's approach to capital management during the year. Neither the Company nor any of its subsidiaries, with the exception of PI LLC (see note 1) and certain foreign subsidiaries, are subject to externally imposed capital requirements.

(11) Provisions

The Company is subject to various pending and threatened legal actions as well as regulatory inquiries, which arise in the normal course of business. In the opinion of management, the disposition of these matters currently pending and threatened will not have a material adverse effect on PIMCO and its subsidiaries' financial position, results of operations, or cash flows. Management believes that they have made appropriate estimates for provisions in the accompanying consolidated statements of financial condition and in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. The Company expenses related legal fees as incurred.

In early 2020, the existence of a new coronavirus (COVID-19) was confirmed which spread across a significant number of countries leading to disruption to economic activity and global markets. Given the inherent uncertainties, it is not practical to determine what impact COVID-19 will have on the Company in the future.

(12) Interest in Unconsolidated Structured Entities

The Company manages a number of structured products and other funds for the purpose of investing monies on behalf of the Company's clients in a range of investment strategies. In most cases investment vehicles managed by the Company have substantive removal or liquidation rights. Investment vehicles for which substantive removal or liquidation rights do not exist have been identified as structured entities. The vehicles are separate legal entities, and are financed by investments made by the Company's clients. The Company is paid for the investment management services it provides to the vehicle directly from the vehicle.

The Company earned \$3.3 million and \$731 thousand in investment advisory fees from structured entities during 2021 and 2020, respectively, which is included in investment advisory fees - pooled funds and investment advisory fees - private accounts in the accompanying statements of income and comprehensive income.

The following table summarizes both the size of the unconsolidated investment vehicles where substantive removal or liquidation rights do not exist and the Company's interests in those vehicles:

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2021 and 2020

	December 31	
	2021	2020
Net assets of unconsolidated structured entities	\$ 2,408,685,532	\$ 582,606,016
Investment advisory fees receivable - pooled funds and private accounts	567,143	222,021

The Company's maximum exposure to loss from unconsolidated structured entities is limited to the investment advisory fees receivable.

(13) Subsequent Events

The Company has evaluated events occurring after the date of the consolidated statements of financial condition through April 25, 2022, the date the consolidated financial statements were available to be issued to determine whether any subsequent events necessitated adjustment to or disclosure in the consolidated financial statements, noting the Company has identified the following events to disclose:

PIMCO M unit options totaling 38,253 vested subsequent to the date of the consolidated statements of financial condition. On March 31, 2022, these vested awards were exercised under the cashless exercise feature provided in the M Unit Plan, resulting in the issuance of approximately 16,727 M units.

On February 1, 2022, the Secured Overnight Financing Rate (SOFR) has replaced LIBOR for AAM LP's revolving credit facility with Allianz SE (as discussed in note 6).

In late February 2022, Russia commenced a military attack on Ukraine. The outbreak of hostilities between the two countries could result in more widespread conflict and could have a severe adverse effect on the region and global supply chains. In addition, current and future sanctions imposed on Russia by the global community could have a significant adverse impact on the Russian and global economy. The extent, duration, or repercussions of such military actions are impossible to predict, but could result in significant market disruption. As a result of such events, the Company has experienced negative portfolio returns on managed assets, but the events have not resulted in a material adverse impact to the Company. Given the inherent uncertainties, it is not practical to determine the overall impact to the Company or to provide a quantitative estimate of any future impact.

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 130.47円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結財政状態計算書

2022年6月30日

(未監査)

	米ドル	千円
資産		
流動資産		
現金および現金等価物	1,117,718,214	145,828,695
損益を通じて公正価値で計上される		
投資有価証券	22,187,248	2,894,770
未収投資顧問報酬および管理事務報酬		
- プール・ファンド	583,419,002	76,118,677
- プライベート口座	296,058,867	38,626,800
前払費用	48,191,354	6,287,526
未収販売報酬およびサービス報酬	16,822,230	2,194,796
非連結繰延報酬トラストに対する持分	24,264,674	3,165,812
関係会社未収金	32,472,086	4,236,633
その他の流動資産	86,134,876	11,238,017
流動資産合計	2,227,268,551	290,591,728
固定資産		
有形固定資産		
(減価償却費累計額240,661,783ドル控除後)	102,056,187	13,315,271
使用権資産	158,562,406	20,687,637
非連結繰延報酬トラストに対する持分	1,006,816,397	131,359,335
のれん	30,865,176	4,026,980
無形資産	29,986,888	3,912,389
関連会社への投資	32,907,785	4,293,479
その他の固定資産	58,124,696	7,583,529
固定資産合計	1,419,319,535	185,178,620
資産合計	3,646,588,086	475,770,348

	米ドル	千円
負債および出資金		
流動負債		
買掛金および未払費用	419,088,130	54,678,428
未払報酬	578,771,182	75,512,276
未払手数料	64,870,656	8,463,674
リース負債	33,834,936	4,414,444
関係会社未払金	81,830,157	10,676,381
繰延報酬	24,264,674	3,165,812
その他の流動負債	4,490,265	585,845
流動負債合計	1,207,150,000	157,496,861
固定負債		
繰延報酬	1,006,816,397	131,359,335
リース負債	164,933,641	21,518,892
その他の未払報酬	115,010,504	15,005,420
その他の固定負債	3,615,936	471,771
固定負債合計	1,290,376,478	168,355,419
負債合計	2,497,526,478	325,852,280
出資金		
クラスAメンバー (発行済受益証券850,000口)	(133,718,082)	(17,446,198)
クラスBメンバー (発行済受益証券150,000口)	1,281,455,256	167,191,467
クラスMメンバー (発行済受益証券90,933口)	71,204,614	9,290,066
クラスM受益証券オプション保有者 (発行済オプション60,434口)	21,195,975	2,765,439
通貨換算調整累計額	(91,076,155)	(11,882,706)
出資金合計	1,149,061,608	149,918,068
負債および出資金合計	3,646,588,086	475,770,348

(2) 損益の状況

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括利益計算書
2022年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	米ドル	千円
収益		
投資顧問報酬		
- プール・ファンド	1,918,013,768	250,243,256
- プライベート口座	538,043,676	70,198,558
管理事務報酬 - プール・ファンド	607,567,041	79,269,272
販売報酬およびサービス報酬	150,045,251	19,576,404
その他	20,791,015	2,712,604
収益合計	3,234,460,751	422,000,094
費用		
報酬および給付金	958,156,841	125,010,723
支払手数料	239,330,399	31,225,437
一般管理費	321,577,100	41,956,164
専門家報酬	117,015,533	15,267,017
賃借料および設備費	90,846,357	11,852,724
マーケティングおよび販売促進費	55,319,442	7,217,528
副顧問報酬および副管理事務サービス報酬	17,426,195	2,273,596
その他	21,870,339	2,853,423
費用合計	1,821,542,206	237,656,612
営業利益	1,412,918,545	184,343,483
その他の純損失	(175,838,837)	(22,941,693)
財務費用	(2,646,132)	(345,241)
関連会社持分損失	(4,080,832)	(532,426)
法人所得税控除前純利益	1,230,352,744	160,524,123
法人所得税費用	49,153,693	6,413,082
当期純利益	1,181,199,051	154,111,040
その他の包括損失		
後の期に損益に組替えられる可能性がある項目		
通貨換算調整	(38,367,407)	(5,005,796)
包括利益	1,142,831,644	149,105,245

次へ

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
 2022年6月30日に終了した6か月間
 (未監査)

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			クラスMメンバー		
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円
2021年12月31日現									
在残高	850,000	(6,433,247)	(839,346)	150,000	1,333,506,696	173,982,619	74,205	69,610,604	9,082,096
純利益		820,500,299	107,050,674		263,510,464	34,380,210		97,188,288	12,680,156
分配金		(954,645,277)	(124,552,569)		(315,561,904)	(41,171,362)		(105,822,415)	(13,806,650)
拠出		2,254,593	294,157		-	-		-	-
PIMCO クラスM受益証券									
株式プラン									
報酬費用		-	-		-	-		-	-
権利確定済みオプション									
にかかるベーシス									
再配分	4,605,550	600,886		-	-	-	10,228,137	1,334,465	
その他の包括損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2022年6月30日現									
在残高	850,000	(133,718,082)	(17,446,198)	150,000	1,281,455,256	167,191,467	90,933	71,204,614	9,290,066

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2022年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

オプション	クラスM受益証券オプション保有者		通貨換算調整累計額		出資金合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2021年12月31						
日現在残高	102,231	32,693,374	4,265,505	(52,708,748)	(6,876,910)	1,376,668,679
純利益	-	-	-	-	-	1,181,199,051
分配金	-	-	-	-	-	(1,376,029,596)
拠出	-	-	-	-	-	2,254,593
PIMCOクラスM 受益証券 株式プラン						294,157
報酬費用	3,336,288	435,285	-	-	-	3,336,288
権利確定済み オプション にかかるベ シス再配分	(14,833,687)	(1,935,351)	-	-	-	-
その他の包括 損失	-	-	(38,367,407)	(5,005,796)	(38,367,407)	(5,005,796)
2022年6月30						
日現在残高	60,434	21,195,975	2,765,439	(91,076,155)	(11,882,706)	1,149,061,608
						149,918,068

次へ

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書
2022年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	1,181,199,051	154,111,040
営業活動から得た現金純額への当期純利益の調整		
株式報酬	3,290,743	429,343
減価償却費	35,746,934	4,663,902
財務費用	2,646,132	345,241
関連会社持分損失	4,080,832	532,426
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券にかかる未実現および実現純損失	1,007,455	131,443
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券売却手取金	13,890,086	1,812,240
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券購入額	(7,530,911)	(982,558)
支払法人所得税	(73,464,851)	(9,584,959)
支払利息	(2,646,132)	(345,241)
営業資産、負債および法人所得税費用の変動		
未収報酬の変動	436,774,977	56,986,031
関係会社からの未収金、前払費用およびその他の資産の変動	(27,259,715)	(3,556,575)
買掛金、未払費用、未払手数料、未払報酬		
および法人所得税費用の変動	284,964,118	37,179,268
その他の負債および関係会社に対する未払金の変動	(20,389,461)	(2,660,213)
営業活動から得た現金純額	1,832,309,258	239,061,389
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の購入	(5,216,311)	(680,572)
無形資産の購入	(636,025)	(82,982)
投資活動に使われた現金純額	(5,852,336)	(763,554)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社からの短期借入金による受取金	579,000,000	75,542,130
関係会社からの短期借入金返済	(579,000,000)	(75,542,130)
支払分配金	(1,376,029,596)	(179,530,581)
受取拠出金	2,254,593	294,157
リース支払の主な要素	(17,794,390)	(2,321,634)
財務活動に使われた現金純額	(1,391,569,393)	(181,558,059)
現金および現金等価物にかかる為替レート変動の影響	(38,367,407)	(5,005,796)
現金および現金等価物の純増加額	396,520,122	51,733,980
期首現金および現金等価物	721,198,092	94,094,715
期末現金および現金等価物	1,117,718,214	145,828,695

4 【利害関係人との取引制限】

投資顧問会社に関する潜在的利益相反

トラストと投資顧問会社、受託会社および／または管理事務代行会社との間において、一定の利益相反が発生する場合がある。こうした利益相反は、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社の客觀性およびトラストのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社は、こうした利益相反を公正に解決するよう相当の努力を尽くすが、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社がこの点に関して成功を収めるという保証は存しない。

投資顧問会社、受託会社または管理事務代行会社は、隨時、直接または間接的に、投資運用会社に対する持分を保有し、また、資金をかかる会社に運用させることができる。トラストも、その資産をかかる一社以上の投資運用会社に運用させることができる。

トラストの資産以外の資産を運用する際に、投資顧問会社は、トラストを運用する取引方法、取引方針および取引戦略とは異なる取引方法、取引方針および取引戦略を使用することができる。したがって、トラストの取引の成果は、投資顧問会社が取引を行う他の口座とは異なる場合がある。投資者はまた、ある時に特定のサブ・ファンドが行う投資および特定のサブ・ファンドが達成した成果は、PIMCOが投資顧問を務めるその他のミューチュアル・ファンド（サブ・ファンドと同様の名称、投資目的および投資方針を有するミューチュアル・ファンドを含む。）の投資および投資成果と一致しないことも認識しておくべきである。

投資顧問会社は、自己の勘定で有価証券を売買することができる。さらに、投資顧問会社は、当該取引もしくは当該日のいずれかに關し価格や取引コストが平均される場合には、投資顧問会社の別の顧客のために同時に行われる取引について注文を併合して執行することができる。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの投資対象の運用と、その他の勘定の運用との間では、隨時、潜在的または実際の利益相反が発生する場合がある。また、投資顧問会社によるその他の事業活動や、ある発行体に関する重大な非公開情報を投資顧問会社が所有する結果として、潜在的または実際の利益相反が発生する場合もある。投資顧問会社が管理するその他の勘定が、サブ・ファンドに類似する投資方針または戦略を有していたり、サブ・ファンドが追随する指数と同じ指数に追随していたり、それ以外のケースでサブ・ファンドが保有、購入または売却を許可されている証券を保有、購入または売却することができる。その他の勘定が、サブ・ファンドと異なる投資方針または戦略を有している場合もある。投資顧問会社または投資顧問会社の関連会社が、サブ・ファンドに投資する勘定に対する投資助言者として業務を提供した結果、潜在的または実際の利益相反が生じることもある。このような場合、かかる利益相反が、理論的に見て、投資顧問会社が投資している勘定に有利でサブ・ファンドに不利な方法で代理投票または受益証券の買戻しを行う動機を、投資顧問会社に与えかねない。反対に、サブ・ファンドに対する投資顧問会社としての職務およびサブ・ファンドに適用される規制もしくはその他の制限が、サブ・ファンドに投資しているPIMCOの助言先の勘定（一部のサブ・ファンドを含む。）が利用できる一連の行為に対し、このような投資を行う勘定にとって不利な方法で、影響を及ぼす場合がある。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の要因により、投資顧問会社が一定の投資を実行することを制限または禁止されることがある。

投資顧問会社が、大手の多国籍金融機関であるアリアンツの関連会社であるため、本書に記載される利益相反に類似する利益相反が、サブ・ファンドまたは投資顧問会社が管理する勘定および投資顧問会社の関連会社またはかかる関連会社が管理する勘定との間で発生する場合がある。このような関連会社（または当該関連会社の依頼者）は、一般的に投資顧問会社から独立して事業を運営しているため、サブ・ファンドまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定にとって不利な行動をとる場合がある。多くの場合において、投資顧問会社は、このような行動の低減またはかかる利害関係の調整を行う立場にないため、サブ・ファンドまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定の運用成果に悪影響を及ぼす場合がある。

取引の認識およびタイミング 投資顧問会社によるサブ・ファンドの日々の運用の結果、潜在的な利益相反が生じる場合がある。投資顧問会社は、サブ・ファンドにおける自らのポジションから、サブ・ファンドの取引の規模、タイミングおよび予想される市場への影響を認識する。投資顧問会社が、自らが運用する勘定に有利で場合によりサブ・ファンドに不利な方法で当該情報を利用する場合が、理論的に起こり得る。投資運用会社は、かかる情報をを利用して得た利益をファンドに計上したり、当該情報の入手に關していくかなる点においてもファンドを補償する義務を負わない。

投資機会 投資顧問会社が異なる投資ガイドラインを有する勘定を多数管理する結果、利益相反が生じる場合がある。よくあるケースとしては、ある投資機会が、サブ・ファンドおよび投資顧問会社が管理するその他の勘定の双方に適しているが、サブ・ファンドおよびその他の勘定の双方を完全に参加させるために十分な量を利用できない場合である。さらに、投資顧問会社または投資顧問会社の一もしくは複数の依頼者に適用される規制要件により、一部の依頼者が、適用されなければ自身にとって適切だった可能性がある証券を受領しないことがある。同様に、サブ・ファンドおよびその他の勘定が保有する投資対象を売却する機会が制限される場合がある。投資顧問会社は、投資機会を公正かつ衡平に時間をかけて配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用している。

投資機会は、投資顧問会社の配分手続きの下で、個々の勘定の投資ガイドラインおよび投資顧問会社の投資見通しに基づいて、各種の投資戦略の間で割り当てられる。投資顧問会社は、全般的な取引配分方針を補完するために、サブ・ファンドおよび一定のプールされた投資ビーグルの同時運用に起因する潜在的な利益相反に対処するために計画された、追加的な手続きも採用している。

サブ・ファンドおよび投資顧問会社のその他の依頼者が一発行体の異なる資本構成部分に投資する場合（サブ・ファンドがある発行体の優先債務証券を保有し、その他の依頼者が同一発行体の劣後トランシェを保有している場合等）、サブ・ファンドの投資機会を制限し兼ねない利益相反が発生することもある。このような状況下では、不履行事由に相当するか否かの決定、業務の条件に関する決定、または投資対象をどのように処分するかの結果、利益相反を招く場合がある。このような利益相反を最小化するために、投資顧問会社がその他の依頼者との間の利益相反を招く可能性がある一部の投資機会を見送るか、投資顧問会社がかかる利益相反の最小化のために設計された内部手続を定めることがあり、それにより、サブ・ファンドの投資機会を制限する効果が生じることがある。加えて、投資顧問会社がその他の依頼者のための事業活動に関連して重大な非公開機密情報を入手する場合、投資顧問会社がサブ・ファンドのための証券の売買を制限されることがある。さらに、投資顧問会社が管理する一もしくは複数の勘定が参加を予定しているか、既に投資しているか、または投資する意向がある取引に対して、サブ・ファンドまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定が投資する場合がある。サブ・ファンドおよびかかる勘定が、かかる投資対象に関して、利害および目的の対立（例えば、関連する発行体の運営および活動に関する見解、当該投資対象によるリターン目標、ならびに当該投資対象の処分の期間および方法に関するものを含むがそれらに限られない。）が生じる場合がある。また、サブ・ファンドまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定が、投資顧問会社が管理する類似もしくは相違する投資目的を有する別のサブ・ファンドまたは別の勘定とは異なる、または一致しない投資ポジションを取ることがある。こうしたポジションや行為がサブ・ファンドに悪影響をもたらす場合がある。例えば、サブ・ファンドがある証券を購入し、投資顧問会社が管理する別のファンドもしくはその他の勘定が同一の証券もしくは同一の発行体が発行する別の証券についてショート・ポジションを建てる可能性がある。後から行われる空売りは、サブ・ファンドが保有する証券の価格の下落を招く可能性がある。利害相反が発生し得るケースにおいて投資決定を下す場合、投資顧問会社はサブ・ファンドおよびその他の勘定との間で公正かつ衡平な方法で行為するよう努めるが、一定のケースでは、利益相反の解決が、投資顧問会社がサブ・ファンドの最善の利益にならない方法で他の勘定のために行行為する結果を招いたり、サブ・ファンドの最善の利益に反することもある。

クロストレードに関する利益相反 取引費用の削減、執行の効率性の向上およびタイミングの良い機会における投資への取組みとして、投資顧問会社およびその関係当事者は、クロストレードを執行する

か、またはブローカー・ディーラーを利用せずにその顧客のために証券もしくは他の商品を別の顧客に売却することができる。

投資顧問会社は、クロストレードのポリシーおよび手続きを遵守している場合およびマスター・ファンドまたは利害関係を有する顧客の投資制限もしくは適用法令の下で禁止されていない場合、ならびに売却側の当事者および購入側の当事者の双方にとって最善の利益に資すると投資顧問会社が判断する場合に限り、クロストレードを行う。ただし、投資顧問会社およびその関係当事者が同一の取引において売却側の当事者および購入側の当事者の両方の利益を代理することを理由として、クロストレードにおいては本質的に利益相反が発生する。

その結果、投資顧問会社がそのためにクロストレードを執行する投資信託は、ある当事者が投資顧問会社に対してより高い運用報酬または成功報酬ベースの報酬もしくは配分を支払う場合においては特に、投資顧問会社がクロストレードにおいて一もしくは複数の投資信託を別の当事者よりも有利に取り扱う可能性があるリスクを負担する。また、クロストレードを通じて売買される証券または他の商品の価格が公開された市場で取引が執行されていた場合に設定されていたはずの価格ほど有利でないことがあるリスクがあり、マスター・ファンドが市場取引において処分することが難しい証券または他の商品を受領するリスクがある。例えば、クロストレードの価格を決定するために利用される時価の算出が実際の市場取引において算出されていたであろう価格を反映していない場合に、このような事態になりかねない。また、マスター・ファンドが保有しているか、またはクロストレードを通じて売却もしくは取得しようとする一定の投資対象およびその他の資産が、流動性を失っているかまたは評価が難しいことがあり、当該投資対象の評価または投資顧問会社の評価の検証のいずれかを行うための、投資顧問会社が選定した独立系の評価会社を投資顧問会社が招き入れることがある（ただし、義務付けられてはいない）が、このような評価が正確であるとは限らない。また、マスター・ファンドまたは投資顧問会社の他の顧客をタイミングの良い方法で清算することを可能にするために、投資顧問会社がマスター・ファンドをクロストレードに関わらせることに動機を見出す可能性がある。

投資顧問会社は、規制上の理由または他の理由によりマスター・ファンドのためにクロストレードを執行することを選ばないことがあり、これにより、投資顧問会社がそのためにクロストレードを執行する投資信託または利害関係を有する顧客に比べてマスター・ファンドが不利な立場に置かれことがある。

成功報酬 顧問報酬が完全にまたは部分的に運用成果に依拠しているケースに関し、投資顧問会社が一定の勘定に助言を行う場合がある。投資顧問会社が、非常に収益性が高いであろうと判断する投資機会をサブ・ファンドに配分せずに他の勘定に対して配分する動機がある場合があるという点で、成功報酬の取り決めにより、投資顧問会社にとって利益相反が生じことがある。投資顧問会社は、投資機会を公正かつ公平に時間をかけてサブ・ファンドおよびかかるその他の勘定との間で配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用している。

投資顧問会社は、請求に応じて、かかる利益相反について既存の受益者および将来の受益者と協議するものとする。それぞれの受益者は、受益証券を購入するために必要な条件として、かかる活動および利益相反を明確に認め、承諾する。

受託会社に関する潜在的利益相反

受託会社は、権利もしくは裁量の行使、または取引の実行の方法において、またはこれらの結果、異なるまたは相反する利益（個人の利益であるか、または単独受託会社または他のトラストの受託会社のうちの一受託会社（他のサブ・ファンドに関する受託会社を含む。）としての資格に関する利益であるかにかかわらない。））を有することになる可能性があるにもかかわらず、信託証書の条項に従って、信託証書または一般法に基づき許可されているあらゆる取引を行う権限または裁量を行使することができる。ただし、（i）受託会社は、いつでも、信託証書に従って、かつ誠意をもって、行為しなければならないものとし、また、（）受託会社は、受託会社が異なるまたは相反する利益を有することになる可能性があるあらゆる事項において行為すること（単なる形式上の当事者としての行為を除く。）を回避することができる。

受託会社およびその取締役、役員および従業員は、トラストに関連し、いずれかの会社、法人または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た一切の合理的報酬またはその他の合理的便益について、かかる状況または役職が受託会社の受託者としての地位、またはトラストに関連する一切の株式、ストック、財産、権利または権限によりまたはこれらを理由に取得または保有もしくは保持することになった場合においても、説明する義務を負わない。

トラストの資産の一部を構成する現金が、受託会社または受託会社のいずれかの関連会社（銀行またはその他の金融機関）の預金勘定に移転された場合、かかる銀行またはその他の金融機関は、かかる現金について、かかる期間の預金に関する通常の銀行慣習に従って、類似の財務状態の金融機関への同様の金額および期間の預金に適用される市場実勢金利に類似する利率による金利が付されることを許可するものとする。これによりかかる銀行またはその他の金融機関は、自身の利用および利益のために、通常のすべての銀行利益および外国為替取引利益を留保することができる。受託会社またはその代理人（受託会社のいずれかの関連会社を含む。）がトラストの投資に関連し、有価証券の売買を行うためにブローカーとして行為した場合、かかる者は、通常のあらゆるブローカー利益を留保し、また、かかる業務に対する通常の報酬を請求する権利を有するものとする。

受益者は、以下の点に注意すべきである。受託会社、その従業員またはそのいずれかの関連会社は、証券および投資顧問業界における事業を含むが、それらに限定されないその他の事業を行うことができる。上記の一般性を損なうことなく、受託会社、その従業員またはそのいずれかの関連会社は、信託証書の条項に従って、（i）トラストからいざれかの有価証券もしくは財産を購入する場合、またはトラストに対しいざれかの有価証券もしくは財産を売却する場合、かかる有価証券もしくは財産が異なる価格で受託会社、その従業員またはいざれかの関連会社によって購入され、また、その後売却される可能性があり、またかかる差額に關しトラストに説明する義務を負わないにもかかわらず、いつでも当事者として行為することができること、また、受託会社、その従業員またはいざれかの関連会社は、当該時点の関連会社以外との類似の取引において一般に適用されている条件よりも受託会社、その従業員または関連会社にとって不利な条件でかかる有価証券または財産を売買しなければいけない義務はないこと。（）受託会社、その従業員またはいざれかの関連会社にとって、ある取引において義務の対立または利益相反が生じる可能性があるとしてもファンドに関するあらゆるサービスを提供すること。（）トラストに関する貸付またはその他の銀行業務を提供すること。（）他の顧客に対し売買委託業務を提供すること。（v）有価証券の発行体を含む他の顧客に対する投資顧問会社、投資運用会社、受託会社、受託者、管理事務代行会社、保管会社、貸し手または投資サービス・データの提供者として、もしくは類似の資格で行為すること。（）有価証券に関する引受人、ディーラーまたは販売会社として行為すること。（）投信信託、パートナーシップ、証券会社または投資顧問会社の一もしくは複数のコンサルタント、受託会社、管理会社、パートナー、株主として、または類似の資格でサービスを提供すること。（）企業の取締役、役員または従業員、トラストの受託会社、遺産の遺言執行者または遺産管理人、もしくはその他の事業体の管理役員を務めること。（）他の者のためにファンドまたは資産を運用すること。（）受託会社、その従業員またはいざれかの関連会社によって設立、スポンサー、助言または管理されている有価証券、債務、ミューチュアル・ファンドまたはユニット・トラスト・ファンドに投資すること。（）自身の名義またはその他の法人格により投資を行い、継続すること。（））トラストの費用で、またはトラストの利益のために保険証券の発行を手配すること。（））為替取引においてカウンターパーティとして行為すること。（x）複数の者のために代理人として同一の取引に關し行為すること。（）有価証券の発行に關し、重大な利益を有すること。（）適用される信託証書または関連するいざれかの契約書に基づき、受託会社、その従業員またはいざれかの関連会社の業務についてファンドに対し請求する報酬に加えて、上記の業務に対する報酬および利益を得ること。

本書における反対趣旨の記載にかかわらず、管理事務代行会社によって提供される業務は、管理事務代行契約の条項に従うものとし、また、保管受託銀行によって提供される業務は、保管契約の条項に従うものとする。信託証書の条項に基づき、受託会社（およびその関連会社）は、管理会社またはトラストまた

はいずれかの受益者またはその株式もしくは証券もしくは持ち分がトラストの一部をなすいずれかの会社または法人との間で金融、銀行またはその他の取引に関する契約を締結すること、またはこれらの取引を行うこと、またはかかる契約もしくは取引に関する利益を取得することを妨げられないものとする。また、受託会社は、トラストまたは管理会社または受益者に対し、かかる契約もしくは取引によって、またはこれらに関連して受託会社が得たもしくは受けた一切の利益もしくは便益に関し、説明する義務を負わないものとする。

受託会社は、受益者に対し、本項において記載されている、また許可されているあらゆる業務によって受託会社またはいずれかの関連会社が得たもしくは受けたあらゆる報酬、手数料、利益または便益について、説明する義務を負わないものとする。疑義の回避のために記せば、かかる一切の業務によって受託会社またはいずれかの関連会社が得たもしくは受けたあらゆる報酬、手数料、利益または便益が、受託会社が信託証書に基づき受け取ることができる報酬に影響を及ぼすことはない。本書における反対趣旨の記載にかかわらず、管理事務代行会社および保管受託銀行に支払われる報酬は、管理事務代行契約および保管契約の条項に従うものとする。

5 【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

デラウェア州法および有限責任会社契約に基づき、営業の譲渡を行うには投資顧問会社の社員の合意を要し、かつ、1940年米国投資会社法（改訂済）第15条に規定する対価の受領に関する制限に服する。

管理会社兼投資顧問会社の有限責任会社契約に基づき、社員は投資顧問会社の常務社員の承認を得た上で、その持分を譲渡できる。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、トラストは、いかなる重大な訴訟または仲裁手続の対象にはなっておらず、受託会社はトラストによるもしくはトラストに対する係争中もしくは発生するおそれのある重大な訴訟または請求が存在するとは認識していない。

管理会社（「PIMCO」）は、投資運用サービスを提供するPIMCOの能力に重大な不利益をもたらすと合理的に予想されるような訴訟の対象とはなっていない。

上記にかかわらず、PIMCOは2023年1月末日現在において以下の訴訟を認識している。

2018年4月18日、PIMCOおよびピムコ・インベストメント・エルエルシー（「PL」）は、米国領ヴァージン諸島において行われた申立ての当事者とされた。PIMCOおよびPLのほか、本申立てでは、ブラックロックの特定の関連会社も被告とされた（総称して「本被告」という。）。本申立ては、アルティソース・アセット・マネジメント社と取引関係のあるモーゲージ・サービス会社であるオクウェン社の事業運営に損害を与える意図を持って、本被告が組織的に関与したことなどを主張した。原告は、オクウェン社とアルティソース・アセット・マネジメント社の両社の株式を所有している。2018年8月8日、原告は修正訴状を提出した。この修正訴状の主張の内容は、当初の申し立てと実質的に同じである。PIMCOはこれらの主張には法的根拠がないと考え、本件について強く防御する意向である。

2019年9月24日、PIMCO、PLおよびPIMCOの従業員2名に対して、PIMCOの元従業員によりオレンジ・カウンティ高等裁判所において訴訟が提起された。訴訟は、とりわけ性別、人種、障害による差別および不平等な賃金について主張するものであった。訴状では柔軟な労働環境の要求およびその他の雇用機会に関して虚偽があることも主張した。本件は解決し、2022年12月に取り下げられた。

2020年8月3日、フロリダに本社を置く企業の取締役であるPIMCOの従業員3名が、以前同社の株式保有者として支配権を有していた者がフロリダ州裁判所に提起した申立ての当事者とされた。この申立てはPIMCOを被告に加えるために2020年8月31日に訂正された。申立てでは、原告およびPIMCOが運用している私募投資信託の子会社が当事者になっている株主間契約に関連して、契約の違法な妨害、受託者責任違反の教唆および名誉棄損があったと主張している。PIMCOは株主間契約の当事者ではなく、これらの主張には根拠がないと考え、本件について強く防御する意向である。

2020年11月18日、PIMCOの元従業員2名が、PIMCOおよびPIMCOの複数の従業員に対する訴訟をオレンジ・カウンティ高等裁判所に提起した。訴訟はとりわけ、ジェンダーおよび障害の状況に基づく差別および不平等な待遇ならびに報復措置があったと主張していた。2021年2月18日、PIMCOの元従業員3人の原告を追加する修正訴状が提出され、その後2021年8月12日に2度目の修正訴状が提出された。本件は解決し、最後の原告について2023年1月に取り下げられた。

PIMCOは、2021年9月22日に、ニューヨーク南部地区で提出された修正訴状において被告とされた。受託者であるウエルズ・ファーゴがCDOによる破綻証券の売却に関連する訴訟を提起した。ピムコが運用する一部の投資信託がCDOの優先証券を保有していたことから、PIMCOが投資運用会社としての地位に基づ

き、優先証券の保有者の権利を代表するための競合権利者確認訴訟の被告とされている。申立てはPIMCOまたはPIMCOが運用するいざれかの投資ビークルの不正行為を訴えるものではない。

2022年5月13日、PIMCO、PLおよびPIMCOの複数の従業員に対して、PIMCOの元従業員および元独立契約者（「原告」）によりオレンジ・カウンティ高等裁判所において訴訟が提起された。訴訟は、とりわけ人種および障害の状況に基づく差別および不平等な賃金ならびに報復措置について主張した。申立てにおける主張は事実ではなく、PIMCOは原告が適正な待遇および報酬を得ていたことを立証する意向である。

2022年6月23日および2022年6月29日、PIMCOはPIMCOが運用する私募ファンドの組入先企業であるファースト・ギャランティー・モーゲージ・コーポレーション（「FGMC」）の元従業員がテキサス州連邦裁判所に提起した2件の個別の訴訟において訴えられた。1件目の訴訟はFGMCの元従業員個人による性差別および報復的解雇を主張するもので、2件目の訴訟はFGMCの人員削減に関連する連邦労働者調整・再訓練予告法の違反に対して集団訴訟を提起するものである。PIMCOは両方の訴訟で訴えられており、これらについて強く防御する意向であるが、PIMCO自身はFGMCの株式保有者ではなく、PIMCOは同社の日常業務または経営上の意思決定には一切関与していない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「管理会社」、

「投資顧問会社」または「PIMCO」）(Pacific Investment Management Company LLC)

資本金の額

2023年1月末日現在、798,537,475.45米ドル（約1,041億8,518万円）

事業の内容

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは1971年に設立され、米国1940年投資顧問法に基づく投資顧問業者の登録を受けている。PIMCOは、法人、受託者、年金および利益分配型退職年金、慈善団体、寄贈財産および機関投資家に対し投資運用業務を提供し、通常、それぞれの顧客の投資ポートフォリオにおける純資産価額に基づいて手数料を受領している。多様な持株会社の仕組みを通じて、PIMCOはその株式の大部分をアリアンツ・エス・イーにより所有されている。アリアンツ・エス・イーはヨーロッパを本拠地とする総合国際保険および金融サービス持株会社であり、ドイツの株式公開企業である。

(2) メイプルズ・トラスティ・サービスズ（バミューダ）リミテッド（「受託会社」）(Maples Trustee Services (Bermuda) Limited)

資本金の額

2023年1月末日現在、25万米ドル（約3,262万円）

事業の内容

受託会社は、バミューダ諸島法に基づき2016年に免税信託会社として設立され、ファンドの受託者（「受託会社」）として活動する。受託会社は、バミューダ金融庁により、業務を行う免許を受けている。

(3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）(Brown Brothers Harriman and Company)

資本金の額

2023年1月末日現在、10億6,000万米ドル（約1,382億9,820万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、米国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフル・サービス金融機関である。

(4) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルク）エス・シー・エイ（「名義書換事務受託会社」）(Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A)

資本金の額

2023年1月末日現在、1,209万米ドル（約15億7,738万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルク）エス・シー・エイは1989年に設立され、他の業務の中でもとりわけ名義書換業務を提供している。

(5) S M B C 日興証券株式会社(「代行協会員」)

資本金の額

2022年12月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資顧問会社」)(Pacific Investment Management Company LLC)

ファンドに対し、投資顧問業務を提供する。

(2) メイプルズ・トラスティ・サービスーズ(バミューダ)リミテッド(「受託会社」)(Maples Trustee Services (Bermuda) Limited)

受託会社の義務は、信託証書および投資ファンド法に基づきそのすべての責務を果たすまたは果たさること、および信託証書および投資ファンド法に従い受益者の利益のためにトラストを管理することである。ただし、かかる行為が受託者の側の債務を生じる可能性がある、信託証書の条項に反するまたはその他法律に違反すると合理的に決定される場合または法律顧問による助言があった場合、受託会社またはその代理人は、いかなる行為も要求されないものとする。

受託会社の権利および義務は、投資ファンド法および信託証書に規定されている。信託証書および投資ファンド法の条項に従い、受託会社はトラストの受託会社およびサブ・ファンドの財産の保管を任せられるバミューダの保管受託銀行を務める。受託会社は、2001年信託(信託業務規則)法に基づく免許を受けており、信託証書の条件に基づき、トラストの構成要素であるすべての投資、現金およびその他の財産や資産は、受託会社に授与されている。受託会社は、トラストの資産の保管業務を委託する権限を有する。受託会社は、信託証書および投資ファンド法の条項に従い、受託会社としてサブ・ファンドの業務を監督するものとする。受託会社は、受益者に対し60日前までに書面で通知することにより退任することができるものとする。受託会社の退任または解任は、管理会社の場合と同様、当局の事前の書面による承認を得て、かつ後任の受託会社が任命された場合のみ有効となる。管理会社は、後任の受託会社の任命を条件とし、受託会社の解任が受益者による投票総数の4分の3以上の多数により可決された場合に、その解任を書面で受託会社に通知することができるものとする。受益者は、受託会社の退任または解任および後任の受託会社の名称に関し、書面による通知を受けるものとする。

信託証書の条項に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために行った行為に関連して負う可能性のある債務および費用(法的費用を含む。)について、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有するものとする。ただし、かかる損失は、受託会社の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失により生じたものではないものとする。信託証書は、受託会社の行為が同一基準に合致することを条件として、トラスト、受益者またはその他の者に対する一切の債務から受託会社を免除するものとする。受託会社は、また、管理会社の指示または助言により受託会社が行った一切の行為により生じたトラスト、受益者またはその他の者に対する一切の債務について受託会社を免除するものとする。受託会社は、受益証券の全部または一部を買戻すためトラストの資産が不十分である場合、受託会社自身の資産を使用する義務を負わないものとする。

受託会社は、トラストの受託会社としての職能においてのみ信託証書を締結し、また、かかる一切の損失、債務、損害、費用または経費、判決および解決のために支払われた金額は、受託会社が求償権を有するまたはトラストの資産から補償金を得られる範囲内に限られたものとする。いかなる状況においても

ても、(受託会社側の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失による場合を除き、)信託証書に基づく損失、債務等を満たすために受託会社の動産を利用することはできないものとする。

受託会社は、信託証書に関連し発生した争議については、バミューダの法域および法律に取消不能の形で従ってきた。すべての受益者は、バミューダの包括的法域およびバミューダの法律に従うものとする。

受託会社は信託証書に従い、トラストの受託会社として、受益者名簿を管理しトラストの資産を保有する。受託会社は、信託証書に基づく受益証券の分配金の支払、受益証券の申込みおよび買戻しの受理、および買戻し請求に対する支払を含むトラストの管理に関する全般的責任を負うものとする。管理会社は、管理会社または受託会社が隨時任命するその他のアドバイザーおよび代理人の支援を受け、サブ・ファンドの資産の日常的管理を行うものとする。信託証書および投資ファンド法の規定に従い、受託会社および管理会社は、その業務の一部を委託し、トラストの保管受託銀行および管理事務代行会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、名義書換業務の一部をブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに委託し、これらは各々、信託証書および投資ファンド法に基づき委譲されることが許可されているすべての権利、権限および職権を有するものとする。

(3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」)(Brown Brothers Harriman and Company)

受託会社および管理会社は、トラストの管理事務代行会社として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。管理事務代行会社は、トラストの管理事務・登録事務・名義書換事務・会計事務代行業務の遂行に関し責任を負うものとし、適用法令および信託証書に従ってサブ・ファンドの会計書類を保管し、各サブ・ファンドの一口当たりの純資産価格を計算する。管理事務代行会社は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意により、管理事務代行契約に基づく義務の履行を関連会社または第三者(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイを含むがこれに限られない)に委託することまたは下請けにだすことができる。ただし、かかる任命により、管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の義務と法的責任が軽減されるものではない。

管理事務代行会社は、特に、トラストの会計帳簿、記録の保管、トラストの財務諸表の作成に関する監督その他の管理事務、受益者名簿の維持、受益者との連絡業務および購入申込および売却請求の取扱、トラストのための受益証券の買戻しまたは名義書換に関するトラスト宛のすべての通信の処理および対応、適用あるマネー・ロンダリング規制の遵守および管理事務代行契約に基づくその任務に必要なその他すべての関連業務の遂行に関し責任を負うものとする。

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社は、管理事務代行契約上の義務および業務の遂行における管理事務代行会社の作為、不作為、誤謬または遅延(判断の誤りおよび法の誤った解釈を含むがこれらに限られない)の結果としてサブ・ファンドまたはサブ・ファンド受益者もしくは元受益者またはそれ以外の者が被るかこれらに生じる一切の損失、損害または費用について、責任を有さず義務を負わないものとする。ただし、その義務および職務の遂行における管理事務代行会社による故意の違法行為、悪意または過失に直接起因する損失、損害または費用については、この限りではない。管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了させることができる。ただし、管理事務代行会社の退任および後任の管理事務代行会社の名称については、受益者へ書面により通知される。上記にかかわらず、管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは()被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる

る当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

受託会社は、サブ・ファンドの保管受託銀行として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。

保管受託銀行は、保管契約の条項に従い、保管受託銀行に送付され保管受託銀行により保持されるトラストの全資産を保管する権利を有する。

保管受託銀行は、トラストの資産の全部または一部を保管するために他の銀行および金融機関を任命することができ、保管契約に基づく管理義務の履行を関連会社または第三者に委託および下請けにだすことができる。ただし、保管受託銀行は、委託に際して、委託先の選定、保持、監視に相当な注意を払うものとし、かかる任命により、保管契約に基づく保管受託銀行の管理義務が軽減されるものではない。保管受託銀行は、保管受託銀行が決定する決済機構に有価証券を保管することができる。保管受託銀行は、トラストの資金および有価証券の預託に関し、銀行の通常の業務を有するものとする。サブ・ファンドの受益者の利益保護のため、受益証券の売却等によりサブ・ファンドが受領したすべての金銭は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの口座に維持され、投資対象の購入、サブ・ファンドの受益者による買戻請求に対する支払い、サブ・ファンドの費用の支払い、またはその他の許可された支払いのために限りかかる口座から引き出され得るものとする。保管受託銀行またはその代理人は、申込代金を受領するものとし、また、受託会社の指示により買戻請求に応じる責任を有するものとする。

保管契約の条項に従い、保管受託銀行は、受託会社、管理会社またはその適法に任命された代理人による適切な指示を受けた場合のみ、保管契約に基づくその職務を遂行する。保管契約により、保管受託銀行は、保管受託銀行の過失、悪意または故意の違法行為の結果としてトラストが被る一切の直接的損害について責任を負う旨規定されている。

保管受託銀行および受託会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは(ii)被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

(4) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ(「名義書換事務受託会社」)(Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A)

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、トラストの一定の名義書換事務代行業務をブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに委託する。この委託に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイは、特に、受益証券の発行および買戻しの登録、宣言された分配の記録を保持すること、もしあれば、受益者への分配の支払い、ならびにルクセンブルグの法令であるマネー・ロンダリング規制(「AML」)および顧客確認規則(「KYC」)により要求される受益証券の申込者に対するデュー・デリジェンス調査の実施に責任を有する。サブ・ファンドに提供するサービスについては、トラストではなくブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーがブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに報酬を支払う。名義書換事務受託会社はサブ・ファンドから直接報酬を受領しない。

(5) SMB C 日興証券株式会社(「代行協会員」)

日本における受益証券の販売に関して、代行協会員として行為する。

3 【資本関係】

管理会社および投資顧問会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

バミューダ諸島における投資信託制度の概要

序文

バミューダ諸島は国際的なオフショア投資信託業界の主要な中心地である。2021年12月末現在、ユニット・トラストとして知られる契約型の投資信託の形態にて設定されているものを含めて、バミューダ金融庁により登録、認可または指定されているバミューダの投資信託の数は799に達している。これらのファンドの純資産総額は、2021年12月末現在で、およそ2,196億米ドルである。

バミューダ金融庁

バミューダ金融庁（以下「BMA」という。）は、1969年バミューダ金融庁の法律（以下「BMA法」という。）に基づき1969年に設立された。BMAは、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関の監督、規制および検査を担当する管轄官庁であり、為替管理も担当している。また、BMAは、バミューダの紙幣および硬貨を発行し、これらの買戻しを行う。BMAは、バミューダ証券取引所に上場されているものを含め、投資ファンドの規制について責任を負う主要な機関である。BMAは、証券監督者国際機構の議決権を有する正式メンバーである。

バミューダ諸島の投資ファンドは、2006年投資ファンド法、ならびにその関連規則および規制（その後の改正を含む。以下総称して「IF法」という。）に基づいて規制されている。IF法は、投資家の利益を保護するという観点から、バミューダ諸島における投資ファンドの設立および運営に適用される規格および基準を確立し、維持している。

IF法は、バミューダ諸島の投資ファンドの業務運営者およびそのサービス提供会社が遵守しなければならない様々な要件を課す。IF法に定義されているとおり、ファンドの「業務運営者」とは、（ ）ユニット・トラスト・ファンドに関連する受託者、（ ）会社型ファンドに関連する取締役会、（ ）パートナーシップ・ファンドに関連するジェネラル・パートナー、および（ ）LLC（以下に定義される。）ファンドに関連するマネージャーを意味する。IF法に定義されているとおり、「サービス提供会社」には、ファンドの監査人、保管銀行、ファンドの管理事務代行会社、投資運用会社、コーポレート・サービス提供会社または登録機関、およびサービス提供会社がその職務の一部または全部を委任したあらゆる者が含まれる。本書における「業務運営者」および「サービス提供会社」の記載は、上記に応じて解釈されるべきである。

投資ファンド

IF法においては、投資ファンドは、金銭を含むあらゆる資産に関する取決めと定義され、その目的または効果は、当該取決めに参加する者が、当該資産の取得、保有、管理または処分から生じる利益もしくは収入、またはかかる利益もしくは収入から支払われる金額への参加またはそれらの受領を可能にすることである。取決めは、参加しようとする者が、相談を受ける権利または指示を与える権利を有するか否かにかかわらず、資産の管理について日常的に支配することができないものでなければならない。投資ファンドとみなされるためには、取決めは、以下のいずれかまたは両方の特性を有していなければならない。

．参加者に対する支払の源泉となる参加者の出資金および利益または収入がプールされていること。

．資産全体が、投資ファンドの業務運営者によって、または業務運営者のために管理されていること。

上記の定義にかかわらず、特定の種類の取決めは、2019年投資ファンド（定義）令（その後の改正を含む。）による投資ファンドの定義から明確に除外される。除外される取決めには、特に、2018年経済的実体規則の目的における事業、合弁事業、持株会社以外の者により運営されている取決め、年金ファンドおよび政府系ファンドが含まれる。かかる取決めは、IF法の目的上、「投資ファンド」とはみなされないため、BMAへの登録またはBMAによる認可の要件の範囲外であり、IF法に基づく規制を受けない。

本書における「ファンド」または「投資ファンド」の記載は、上記に従って解釈されるべきである。

オープン・エンド型およびクローズド・エンド型のファンド

投資ファンドは、その参加持分を純資産価額で継続的に発行および買戻しを行うことが可能な「オープン・エンド型」とすることができる。オープン・エンド型投資ファンドの投資家は、一般的に、かかる投資ファンドに対し自身の投資分を当該時点の純資産価額で買い戻すよう要求する権利を継続的に有する。投資家がそのような買戻しを要求する権利を持たない場合、ファンドは、「クローズド・エンド型」である。

ファンドの仕組み

バミューダの投資ファンドは、以下を含む複数の方法で構築および組成することができる。

- ・1981年会社法（以下「会社法」という。）に基づく会社
- ・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（以下「LLC」という。）
- ・リミテッド・パートナーシップ
- ・ユニット・トラスト

さらに、特別な法人目的または権限が必要とされる状況においては、バミューダ議会に対して個別議会法（以下「個別法」という。）を申し立てることにより会社を設立することができる。個別法は、特別な必要性に基づく法人組織を規定する、個別化された法律である。

バミューダ諸島の事業体は、バミューダ諸島の為替管理の目的上、居住（現地）または非居住（免除）として指定されるかどうかに応じて、「現地」または「免除」のいずれかに分類される。免除事業体は、本来であればバミューダ事業体に適用される一定の最低所有権および支配要件の適用を免除される。

会社

ミューチュアル・ファンド（基本定款において、ミューチュアル・ファンドであり、授権株式資本を減じることなく自身の株式を解約に応じて買い取る、または買戻す権限を有する旨が規定されたオープン・エンド型ファンド会社）は、本来であれば、株式剰余金口座の開設を要求する、または自己の株式の自由な買戻しもしくは買取り、または配当もしくは分配金の支払を妨げることになる会社法における一定の要件を免除される。ミューチュアル・ファンドはまた、株主名簿の公開またはその他の株主に対する開示要件の免除による恩恵を享受しており、その結果、投資家に対してより高度なプライバシーを提供している。IF法はまた、IF法の投資ファンドの定義に該当する非ミューチュアル・ファンド会社にも適用される。

会社法に基づく会社である投資ファンドは、すべての会社に適用される一定の会社法の規定の対象となる。当該規定には、特に以下の要件が含まれる。

- ・バミューダ諸島の登記上の事務所において、構成員名簿、取締役および役員名簿（居住者である代表者がいる場合は、その者を含む。）、すべての取締役および株主の会議の署名された議事録を保持すること。
- ・毎暦年における構成員の定時総会の開催。ただし、当該要件が構成員の決議により放棄される場合を除く。
- ・構成員が入手可能な財務諸表の作成。
- ・毎年1月31日までに所定の年間政府手数料（以下の「政府手数料」の項を参照のこと。）を納付すること。

分離勘定

分離勘定を運営しようとする会社は、バミューダ議会に対して個別の制定法を申し立てる、または2000年分離勘定会社法（以下「SAC法」という。）もしくは2019年法人格を有する分離勘定会社法（「ISAC法」）のいずれかに基づき登録することができる。SAC法は、分離勘定の運営を管理する規則を定め、ISAC法は、法人格のある分離勘定の設定および運営を管理する規則を定めている。

SAC法に従い、分離勘定会社（以下「SAC」という。）は、分離勘定を設定し運営することが認められている。SACが分離勘定に関連付けた資産は、会社の一般会計の一部ではなく別のファンドとしてSACにより保有

され、分離勘定所有者および当該分離勘定に関連する取引の相手方の利益のためにのみ保有されるものとする。分離勘定に関連付けられた資産は、当該分離勘定の所有者および債権者に対する負債に充当するためのみ利用可能であり、一般株主および当該分離勘定に関連する請求権を有する債権者ではない会社の債権者に対する負債に充当するために利用することはできず、また利用されはならず、またそれから保護されるものとする。

また、ISAC法に基づき、バミューダ法は、個別の法人格を有する分離勘定の設定についても規定している。法人格を有する分離勘定会社（以下「ISAC」という。）は、法人格を有する分離勘定（以下「ISA」という。）がそれ自体で別個の法人として設立されている点でSACとは異なる。したがって、各ISAは、資産を保有し、自己の名義で訴訟を提起しまた提起される能力を含め、会社のすべての特性を有し、他のISAまたはISACに影響を及ぼすことなく解散手続きに従い、またISACの他のISAと吸収合併を行う。さらに、ISAC内の各ISAは、IF法の目的上、（同一投資ファンド内の分離勘定とは対照的に）別個の投資ファンドである場合がある。

SAC法またはISAC法（該当する方）に基づき特に変更される規定を除き、SACファンドまたはISACファンドは、会社法およびIF法のすべての規定に従うものとする。

リミテッド・パートナーシップ

バミューダ諸島のパートナーシップの設立および運営を規定する主要な制定法は、以下のとおりである。

- ・ 1902年パートナーシップ法（その後の改正を含む。）
- ・ 1883年リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。）
- ・ 1992年免税パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下、上記の二つの法律と総称して「パートナーシップ法」という。）

バミューダ諸島において、パートナーシップは、独立した個別の法人格を持つことを選択できる。かかる選択が行われない場合、パートナーシップは、法人格を有する法人には当たらず、パートナー間の法的関係にすぎない。

バミューダ法の下では、パートナーシップには、ジェネラル・パートナーシップ（すべてのパートナーが、パートナーシップの債務および義務について無限責任を負う。）と、リミテッド・パートナーシップ（1名以上の「ジェネラル・パートナー」がパートナーシップの債務および義務について無限責任を負い、他の「リミテッド・パートナー」の責任は一定の要件を満たすことを条件として、当該リミテッド・パートナーが出資した金額または出資に合意した金額に限定される。）の2種類がある。

パートナーシップ法は、会社に関する会社法と同様に、パートナーシップの業務を規制しようとするものではない。ほとんどの場合、パートナーシップの運営はパートナー間の合意に委ねられている。通常、パートナーシップ契約に言及のない場合に限り、パートナーシップ法の規定が適用される。ただし、免税パートナーシップの準拠法はバミューダ法でなければならないこと、パートナーシップ契約にパートナーシップの事業の一般的性質を記載しなければならないこと、免税パートナーシップの登記上の事務所をバミューダに置かなければならないこと、登記上の事務所にリミテッド・パートナー名簿を保持しなければならないこと、バミューダに居住する代表者を任命しなければならないことなど、一定の必要な規定がある。

パートナーシップ契約は、非公開であるが、会社登記官に登録されている免税リミテッド・パートナーシップ証書に記載されている情報は除く。

バミューダ諸島の免税パートナーシップは、バミューダ諸島の居住者になり、バミューダ諸島外に及ぶ取引および活動に関連して、バミューダ諸島内からのみ事業を遂行することができる。実務上、バミューダ諸島外で管理および販売されているパートナーシップ・ファンドが行う活動は、何の支障もなくこの要件を満たすことができる。

リミテッド・パートナーシップにおけるリミテッド・パートナーの地位は、会社における株主の地位に類似している。IF法は、リミテッド・パートナーシップとして組成された投資ファンドおよび当該ファンドに

よって発行されたあらゆる目論見書に適用される。当該目論見書においてなされた真実、正確かつ完全な開示に関するコモンロー上の原則もまた、適用される。

リミテッド・パートナーシップは、少なくとも1名のジェネラル・パートナーを有していなければならぬ。リミテッド・パートナーシップにおいては、原則として、ジェネラル・パートナーのみがパートナーシップの経営に関する、または事業取引を遂行することができる。リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップの経営に関する場合、当該リミテッド・パートナーは、有限責任性を失うことなくリミテッド・パートナーが行う投資に関して意思決定を行うことができるなど一定の例外はあるが、有限責任を享受する恩恵を失うことになる。

ユニット・トラスト

IF法では、ユニット・トラストを、参加者のために資産が信託で保有されるファンドと定義している。ユニット・トラストは、個別の法人ではなく、信託証書において具体化された契約上の合意である。信託宣言は、受託者のみによって署名される、または受託者および管理者によって署名される。ユニット・トラストの概念は、投資家は、受託者が受託者として信託において資金を保有することを意図して、受託者に対して資金を拠出し、一方でかかる資金は投資家の利益のために管理者によって運用されるというものである。各投資家は実際には、受託会社が保有する資産の一定割合に対する実質的所有者（信託設定者でもあります。）である。

ユニット・トラストの受益証券は、信託証書によって構成される信託に関する取決めにおける受益証券である。各受益証券（受益証券、副受益証券、またはその他の名称で記載されているか否かを問わない。）は、信託証書に基づく受益権者の権利または権益であり、信託財産の割合的な持分を受ける権利を有する。一般的に、各投資家に対しては、当該投資家に属する適切な資産の割合を表す口数の受益証券が発行される。

バミューダ諸島の信託法は本質的部分では英国の信託法に追従している。信託に関する英國判例法の主要部分である。信託証書は、当該証書に記載される信託の設立に関する規定とともに、投資ファンドの付属定款に類似するものであり、会社の付属定款と同様の方法で、とりわけ、受益者総会、議決権、監査人の選任、財務諸表の配布を含むユニット・トラストの活動のルールを規定するものである。また、1口当たり純資産価格の計算を規定し、受益証券の発行および買戻しの条件、受益者の権利、信託の事務的管理方法、受託者および管理者の職務、受託者および管理者の選任および解任、投資および借入の権限および制限ならびに信託業務の終了および清算について定めている。

ユニット・トラストは、IF法に明示的に準拠し、IF法に基づきBMAにより認可または登録される必要がある。多くの実務上の目的においては、ユニット・トラストは他のあらゆる投資ファンドと同じ方法で運営され、規制される。

LLC

ファンドは、2016年リミテッド・ライアビリティ・カンパニー法（以下「LLC法」という。）に基づき、免税リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（以下「LLC」という。）として設立することができる。LLCは、そのLLC契約に従い、自然人の能力、権利、権限および特権を有する個別の法人である。一または複数のいかなる者も、LLC法に従い、合法的な事業、目的または活動のためにLLCを設立することができる。LLCは、本質的に、会社およびパートナーシップの多くの特徴を結合するハイブリッド型の事業体である。LLCは、当事者らが会社の構造に商業的契約をより容易に反映し、より簡素かつより効率的な運営を可能にするように設計された柔軟な商事ビーカルである（LLC法の意図するところは、契約の自由の原則およびLLC契約の執行可能性を最大限実施することである。）。従って、パートナーシップと同様に、LLCの運営は、一般的にそのLLC契約により規定されるが、特にバミューダに登記上の事務所を置き、構成員名簿を保持し、バミューダに居住する者を代表者に任命することなどを含む、LLC法に基づく一定の要件の対象となる。

組成 / 設立

一般的に、バミューダ諸島においては、シェルフ・エンティティは利用できない。そのため、会社、パートナーシップまたはLLCのいずれかの構造を有する新しいファンドを設立する場合には、新たに会社、パートナーシップまたはLLCを設立する必要がある。新たな会社、パートナーシップまたはLLCの設立 / 組成については、その設立 / 組成のいずれか該当する方に先立ち、BMAの同意が必要である。同意の申請には、設立予定会社の10%以上を最終的に実質的に所有するまたは実質的にその権限を有する各個人（もしくはパートナーシップの場合はジェネラル・パートナー）に関する、または投資ファンドの場合は投資ファンドの管理者に関する一定の情報および文書の提出が必要となる。設立または組成のスケジュールは多少異なることがあるが、通常の状況では、必要な情報および文書の受領後、数日以内に手続きは完了する。

一般的に、バミューダ諸島の会社の株式の発行または譲渡も、BMAの許可を必要とする。投資ファンドは、その設立または組成時に、特に投資ファンドの目論見書の重要な変更についてはBMAの承認を得ることを条件として、BMAに対してその参加型株式の発行および譲渡について包括的な許可を求めるのが一般的である。

2006年投資ファンド法に基づく登録および認可

投資ファンド（IF法に定義される。）は、バミューダ諸島における投資ファンドとして事業を行うために、IF法に基づき認可または登録されなければならない（または、バミューダ諸島においてもしくはバミューダ諸島内から設立されるまたは管理される海外投資ファンドの場合、指定を受けなければならない。）。この要件に違反してバミューダ諸島において又はバミューダ諸島内から投資ファンドを運営する者は、違法行為の責めを負うものとする。ファンドは、関連する基準（後述される。）を満たしている場合には、以下の分類に基づき登録を申請することができる。

- ・ 私募ファンド
- ・ プロフェッショナル向けクローズド・ファンド
- ・ クラスAプロフェッショナル向けファンド
- ・ クラスBプロフェッショナル向けファンド

（以下、上記全てを総称して「登録ファンド」という。）

登録資格のないファンドは、IF法に基づく認可を申請する必要がある。ファンドは、関連する基準（後述される。）を満たしていることを条件として、以下の分類に基づきIF法に基づく認可を申請することができる。

- ・ 法人向けファンド
- ・ 管理型ファンド
- ・ 特定法域ファンド
- ・ 標準ファンド

（以下、上記全てを総称して「認可ファンド」という。）

登録または認可の申請は、所定の様式でBMAに提出されなければならず、当該様式は、ファンドに関する一定の情報および文書の提出および登録手数料の支払が必要とされる。一般的に、登録または認可の申請は、ファンド、その取締役、ジェネラル・パートナー、管理者または受託者（該当する場合）およびそのサービス提供会社に関する一定の情報（認可申請の場合はより詳細な情報）の提出が求められ、ファンドの募集文書、ファンドのAML / ATF方針および手順、ならびにBMAが既知ではない取締役および役員（または該当する場合、ジェネラル・パートナー、管理者または受託者）の個人申告書を添付が必要となる。

登録ファンド

登録ファンドは、一般的に、認可ファンドより規則程度が低い。投資ファンドが所定の分類に基づいて登録されるためには、以下に記載される一定の基準を満たさなければならない。

私募ファンド

参加者の数が20人を超える、ファンドが一般公衆に対して勧誘または誘引を伝えることによる販売促進を行わない場合には、ファンドを私募ファンドとして登録することができる。

私募ファンドは、BMAにより認可されその規制を受ける現地のサービス提供会社（上記に定義される。）を任命しなければならない。オープン・エンド型私募ファンドの業務運営者は、ファンド資産の保全を確保するために保管銀行を任命し、かつファンドの事務管理会社を任命することが義務付けられている。クローズド・エンド型私募ファンドの業務運営者は、投資ファンドの資産の性質に基づいて投資ファンドの資産を分離し保管する責務を、それらの立場で行動するのに適切かつ適正な者に任せなければならない。

プロフェッショナル向けクローズド・ファンド

ファンドは、以下に該当する場合、プロフェッショナル向けクローズド・ファンドとして登録することができる。

- ・ クローズド・エンド型の投資ファンドである。

- ・ 適格投資家（以下に定義される）に対してのみ公開されている。
- ・ BMAが適切とみなす説明および情報を含む投資に関する注意事項書が、BMAが適切とみなす様式で受益証券の購入前に適格投資家全員に提供されている。
- ・ ファンドの業務運営者が、BMAに認可された現地のサービス提供会社、またはバミューダに居住しファンドの帳簿および記録を入手できる権限を有する役員、受託者もしくは代表者を任命している。
- ・ ファンドの業務運営者が監査人を任命している。
- ・ 財務諸表が、バミューダ、カナダ、英国または米国の国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）、一般に妥当と認められた会計原則（以下「GAAP」という。）、またはその他BMAが認識するGAAPに従つて作成されている。

さらに、プロフェッショナル向けクローズド・ファンドの業務運営者は、投資ファンドの資産の性質に基づいて投資ファンドの資産を分離し保管する責務を、それらの立場で行動するのに適切かつ適正な者に任せなければならない。

「適格投資家」とは、IF法の目的上、以下を意味する。

- ・ 高収入個人投資家（すなわち、個人的な収入が、当該年の前年、前々年の2年間、それぞれ、200,000米ドルを超えるか、その配偶者との合算収入が、かかる2年間の各年、300,000米ドルを超える場合で、当該年においても、同様の水準の収入が合理的に見込まれる個人。「当該年」とは、かかる個人が投資を行う年を意味する。）
- ・ 高額資産個人投資家（すなわち、投資を行う年において、その純資産または配偶者と合算した純資産が、1,000,000米ドル（かかる個人の住居価額および保険契約に基づく給付金または権利を除く。）を上回る個人。純資産とは、公正市場価値による資産総額のうち、負債総額を超過した金額を意味する。）
- ・ 洗練された個人投資家（すなわち、金融および事業に関係する事項について知識や経験があり、投資により見込まれるメリットやリスクを正しく評価できる個人。）
- ・ 総資産が500万米ドル以上の法人であり、その資産が当該法人のみによって保有されている、または当該法人および当該法人がメンバーであるグループの一もしくは複数の構成員によって部分的に保有されている法人。
- ・ 総資産が500万米ドル以上の非法人組織、パートナーシップまたは信託であり、その資産がかかる組織、パートナーシップまたは信託により単独で保有されている、またはかかる組織、パートナーシップまたは信託、ならびにそれらがメンバーであるグループの一もしくは複数の構成員によって部分的に保有されているもの。
- ・ その株主全員が本項の各号の1つ以上に該当する法人
- ・ そのすべての構成員が本項の各号の1つ以上に該当するパートナーシップ
- ・ その受益権者のすべてが本項の各号の1つ以上に該当する信託
- ・ そのすべての構成員が本項の各号の1つ以上に該当するリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（以下「LLC」という。）

クラスAプロフェッショナル向けファンド

ファンドは、以下に該当する場合、クラスAプロフェッショナル向けファンドとして登録することができる。

- ・ 「適格投資家」（上記に定義される。）に対してのみ公開されている。
- ・ ファンドの業務運営者がファンドのための投資運用会社として以下のいずれかの者を任命している。
 - ・ 2003年投資業務法に基づきライセンスを付与された者
 - ・ BMAが認める外国の規制当局により認可され、もしくはライセンスを付与された者

- IF法の目的上、バミューダ内外またはBMAが認める法域において事業を行っており、（A）運用総資産が1億米ドル以上であるか、または（B）運用総資産の合計額が1億米ドル以上である投資運用グループの構成員である者
- ファンドの業務運営者が、ファンドの帳簿および記録を閲覧する権限を有するバミューダ在住の役員、受託者または代表者をファンドのために任命している。
- ファンドの業務運営者が、ファンドに対し以下のサービス提供会社を任命している。
 - ファンド事務管理会社
 - 監査人
 - 保管銀行またはプライム・ブローカー
- ファンドの財務諸表がIFRS、バミューダ、カナダ、英国もしくは米国におけるGAAP、またはその他BMAが適切とみなすGAAPに従い作成されている。

クラスBプロフェッショナル向けファンド

投資ファンドは、以下に該当する場合、クラスBプロフェッショナル向けファンドとして登録することができる。

- 「適格投資家」に対してのみ公開されている。
- ファンドの業務運営者が、ファンドの帳簿および記録を閲覧する権限を有するバミューダ在住の役員、受託者または代表者をファンドのために任命している。
- ファンドの業務運営者がファンドに対し以下のサービス提供会社を任命している。
 - 投資運用会社
 - ファンド事務管理会社
 - 監査人
 - 保管銀行またはプライム・ブローカー
- ファンドの財務諸表がIFRS、バミューダ、カナダ、英国もしくは米国におけるGAAP、またはその他BMAが適切とみなすGAAPに従い作成されている場合。

認可ファンド

上記のように、上記の分類のいずれかにおいて登録適格とならない投資ファンドは、IF法に基づく認可申請を行う必要がある。認可ファンドは通常、登録ファンドよりも高いレベルの規制を受け、標準ファンドが最も広範な規制を受ける。

投資ファンドは、認可を受けるために、後述される分類固有の基準に加えて、以下の基準を満たさなければならない。

- ファンドは監査済年次財務諸表を作成しなければならない。
- ファンドは以下の者を任命しなければならない。
 - 投資運用会社
 - 監査人（ファンドの業務運営者およびそのサービス提供会社から独立していなければならない。）
 - ファンドの事務管理会社
- ファンド資産は、保管銀行に委託されなければならない。保管銀行は、バミューダで法人化された場合、1999年銀行および寄託会社法、2001年信託（信託業務規則）法もしくは2003年投資事業法に基づきライセンスを付与されていなければならず、またはその他の場所で法人化された場合は、同等の規制監督を受けなければならない。また（BMAから適用免除を受けた場合を除き）ファンドの業務運営者およびファンドの取締役、パートナーまたは管理者（いずれか該当するもの）から独立していなければならない。
- ファンドの業務運営者、その役員およびサービス提供会社として予定されている者は、それらの立場で行動するのに適切かつ適正な者でなければならない。

- ・ ファンドの業務運営者およびサービス提供会社が有する経験および専門知識の組み合わせが、ファンドの目的に適している。
- ・ ファンドは、適用されるファンド規則およびファンド募集文書の規則の要件を遵守しなければならない。

また、ファンドの基本文書（以下に定義される。）には、以下の規定が含まれていなければならない。

- ・ 受益証券に付随する権利および制限
- ・ 資産および負債の評価条件
- ・ 各受益証券の純資産価格および受益証券の発行価格及び買戻価額の算定方法
- ・ 受益証券の発行条件
- ・ 該当する場合、受益証券の譲渡または転換の条件
- ・ 受益証券の買戻条件および買戻しを停止することができる状況
- ・ 投資制限および借入制限（それらがある場合）

IF法の目的上、ファンドの「基本文書」とは、（a）ユニット・トラストに関しては、その信託証書（または信託を設立するその他の証書）、（b）会社に関しては、その基本定款および付属定款、（c）パートナーシップに関しては、そのパートナーシップ契約、および（d）LLCに関しては、そのLLC契約を意味する。

法人向けファンド

ファンドは、以下に該当する場合、法人向けファンドとして認可され得る。

- ・ 基本文書および募集文書に従い、適格投資家に対してのみ公開される、または各投資家につきファンドへの最低投資金額を100,000米ドルとしている。
- ・ ファンドの帳簿および記録を入手できるバミューダ州に居住する役員、受託者または代表者を有する。

管理型ファンド

ファンドは、以下に該当する場合、管理型ファンドとして認可され得る。

- ・ その事務管理会社が、2019年ファンド事務管理提供事業法に基づき認可されている。
- ・ ファンドはその基本文書に従い、参加者についてファンドへの最低投資金額を50,000米ドルとしている、またはファンドがBMAが認める証券取引所に上場されている。

特定法域ファンド

ファンドは、以下に該当する場合、特定法域ファンドとして認可され得る。

- ・ 財務省が指令により、以下の双方を認めている場合。
 - ・ ファンドが事業を行っているバミューダ諸島以外の法域
 - ・ ファンドに適用される当該法域の特定の法律または一連の法律
- ・ BMAが策定したファンド規則において定められる、ファンドに該当する分類および該当する法域に関する要件を、ファンドが満たしている。

これまで、2012年投資ファンド（特定法域ファンド）（日本）令（以下「日本ファンド令」という。）に基づき、特定法域ファンド目的においては日本のみが認識されてきた。BMAは、日本ファンド令に関連して、2012年投資ファンド（特定法域ファンド）（日本）規則を策定した。同規則は日本ファンド令とともに、日本ファンド令に基づき設立されたバミューダに所在するファンド（以下「日本ファンド」という。）が日本で公衆に対して販売されることを許可する。日本ファンド令は、バミューダに所在する日本ファンドに適用される規則が、日本証券業協会規則の要件（同協会員は、「十分に整備された」法域、法律および規則ならびに開示システムにおいて設立された外国籍投資ファンドの証券の申込みについてのみ、顧客を勧誘するこ

とができる旨を規定している。)を満たすことを確保するために、特に制定された。日本ファンドはBMAの規制を受けることになり、BMAは、日本ファンドに関し、追加的な情報、ガバナンスおよび開示を要求する。

標準ファンド

その他のいずれの分類にも該当しない場合、ファンドは標準ファンドとして認可され得る。

2006年投資ファンド法に基づく継続的な義務

手数料

IF法により、認可または登録(場合に応じる)の申請を行った時点、分類の変更の申請を行った時点、およびその後は認可ファンドまたは登録ファンドについて毎年3月31日までに以下の各種手数料を支払うよう求められる。

認可申請手数料(全認可ファンド) -	1,040.00米ドル
再分類手数料(全ファンド) -	1,040.00米ドル
クラスAプロフェッショナル向けファンドの申請手数料 -	1,870.00米ドル
クラスBプロフェッショナル向けファンドの申請手数料 -	1,250.00米ドル
プロフェッショナル向けクローズド・ファンドの申請手数料 -	1,870.00米ドル
私募ファンド申請手数料 -	1,325.00米ドル
標準ファンドの年間手数料 -	1,860.00米ドル
管理型ファンドの年間手数料 -	1,170.00米ドル
法人向けファンドの年間手数料 -	1,170.00米ドル
クラスAプロフェッショナル向けファンドの年間手数料 -	1,870.00米ドル
クラスBプロフェッショナル向けファンドの年間手数料 -	1,250.00米ドル
プロフェッショナル向けクローズド・ファンドの年間手数料 -	1,870.00米ドル
私募ファンドの年間手数料 -	1,325.00米ドル

募集文書の要件

登録ファンドおよび認可ファンドはそれぞれ、2019年投資ファンド募集文書規則(以下「募集文書規則」という。)に準拠した募集文書を作成し、参加者または参加予定者に対する受益証券の募集の前に、承認を受けるためBMAに届け出なければならない。募集文書規則は、登録ファンドおよび認可ファンドの募集文書に必要な免責事項および内容に関する多様な要件を定めている。募集文書規則はまた、当該募集文書の公開、またはその他の方法で参加者および参加予定者が利用できるようにすること、ならびにファンドのバミューダ諸島における登記上の事務所もしくは主たる事務所、または少なくとも一つのサービス提供会社のバミューダ諸島における事務所において無償で参加者が利用できるようにすることを要求している。募集文書規則の要件に関する適用免除は、特定の状況において利用可能である。

登録機関

登録ファンドまたは認可ファンドの業務運営者は、登録機関を任命しなければならず、かかる登録機関は、IF法に従って、ファンドの参加者名簿を作成しバミューダ諸島において保持しなければならない。

評価

登録ファンドまたは認可ファンドの業務運営者は、純資産価額を決定する目的上、ファンドの資産および負債の評価を行わなければならない。2019年投資ファンド規則(以下「ファンド規則」という。)に基づき、このような評価は、標準ファンドについては月に一度、法人向けファンド、管理型ファンドおよび特定法域ファンドについては四半期に一度、および登録ファンドについては少なくとも年に一度以上の頻度で実施するよう義務付けられている。ファンド規則では、評価方法がファンドの募集文書において投資家に開示

され、一貫して適用されるよう（投資家の利益のために変更した方が望ましい場合を除く。）義務付ける。

ファンド規則はまた、登録ファンドまたは認可ファンドの評価の職務を行う者についても、要件を課している。一般的に、評価の職務は外部評価者によって、またはファンドの投資運用会社もしくはファンドの事務管理会社によって（一定の追加的要件の下で）遂行されるべきである。外部評価者によって遂行されない場合は、ファンドの評価手順および／または評価額は、外部評価者によって、または適切な場合においてはファンドの年次監査手続の中で確認されなければならない。ファンドの業務運営者は、ファンドの評価手順が常に客観的かつ適切であることを確保しなければならない。

価格の公表

登録ファンドまたは認可ファンドの受益証券の発行価格および買戻価格は、そのウェブサイト上で公表されるか、または別途、バミューダ諸島におけるファンドの登記上の事務所もしくは主たる事務所、またはバミューダ諸島に所在するファンドの一以上のサービス提供会社の事務所において無償で入手できるようにしなければならない。

閲覧可能な基本文書

登録ファンドまたは認可ファンドの業務運営者は、参加者または参加予定者に対して、ファンドの基本文書の写しを閲覧可能とし、バミューダ諸島における諸島ファンドの登記上の事務所または主たる事務所、もしくはファンドの一以上のサービス提供会社のバミューダの事務所において、基本文書の写しを無償で閲覧することを許可し、要請がある場合は、写しの作成および配布に関連する合理的な費用の支払に基づき、参加者または参加予定者に写しを提供するよう義務付けられる。

財務報告書

登録ファンドまたは認可ファンドの業務運営者は、ファンドの会計年度末から6か月以内にファンドの財務報告書（認可ファンドの場合は監査済財務諸表が含まれなければならない。）を作成しなければならず、当該報告書はファンドの投資家に対して無償で配布される、またはその他の方法で提供されなければならない。

財務諸表および監査

登録ファンド（私募ファンド以外）または認可ファンドの業務運営者は、通常、財務諸表を作成し、それについて監査を受けるよう義務付けられているが、特定の状況においては適用免除を利用することができる。必要に応じて、財務諸表はIFRS、バミューダ諸島、カナダ、英国または米国のGAAP、または申請時にBMAが認めたでその他のGAAPに従って作成されなければならない。監査が必要とされる場合、監査は、国際監査基準（以下「ISA」という。）、バミューダ諸島、カナダ、英国もしくは米国における一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「GAAS」という。）、または申請時にBMAが承認したその他のGAASに従って実施されなければならない。

適切かつ適正な者

上記のとおり、登録ファンドまたは認可ファンドの業務運営者は、分類に応じて一定のサービス提供会社を任命するよう義務付けられている。IF法は、ファンドの業務運営者、ファンドの役員およびファンドのサービス提供会社は、それらの立場で行動するのに適切かつ適正な者であることを要求している。特定の立場への就任が適切かつ適正な者であるか否かの判断においては、その地位における義務を充足する当該者の誠実さ、適格性および判断の健全性、ならびにそれらの義務の充足に力を尽くしていること、または力を尽くす可能性が高いか否かが考慮される。

登録ファンド - 年次証明書

登録ファンドの業務運営者は、会計年度末から6か月以内に、BMA所定の様式による年次証明書を提出しなければならず、かかる年次証明書は、該当する分類に基づく登録要件を継続的に充足している旨を証明するものである。

当該提出を行うに当たり、業務運営者は、

- 私募ファンドの場合、ファンドおよびその投資対象資産の純資産価額に関する情報、申込金額および買戻金額、ファンドの管理勘定または監査済財務諸表の写し、ならびに該当年度中に発生した重大な変更に関する情報を記載しなければならず、
- クラスAプロフェッショナル向けファンドの場合、前年度のファンドの監査済財務諸表の写し、およびファンドの目論見書における重要な変更の説明を記載しなければならず、
- クラスBプロフェッショナル向けファンドの場合、ファンドの目論見書における重要な変更の説明、前年度の監査済財務諸表の写し、取締役およびサービス提供会社に対する変更の一覧表を記載しなければならず、また

- ・ プロフェッショナル向けクローズド・ファンドの場合、ファンドおよびその投資対象資産の純資産価額に関する情報、ファンドの監査済財務諸表の写し、およびファンドの募集条件における重大な変更の説明を記載しなければならない。

認可ファンド - BMAへの報告

認可ファンドの業務運営者は、所定の様式を用いてBMAへの準拠に関する年次報告書を提出することが義務付けられており、かかる報告書は、会計年度末から6か月以内に提出しなければならない。さらに、認定ファンドの業務運営者は、ファンドの活動に関して所定の様式を用いて、ファンドの純資産価額、申込額および買戻額を記載した定期報告書を（標準ファンドについては月に一度、法人向けファンド、管理型ファンド、特定法域ファンドについては四半期に一度、該当する期間終了後20日以内に）提出しなければならない。

認可ファンド - サービス提供会社による報告

認可ファンドの資産が実質的には目論見書に従って投資されていないこと、または認可ファンドの一般的運用が実質的にはファンドの基本文書に合致していないことに気付いたサービス提供会社は、14日以内にBMAにその発生および該当する状況を通知し、かかる事象を業務運営者に報告するよう義務付けられる。その後、かかる報告は、認可ファンドの次の年次報告書に記載されなければならず、認可ファンドの次の定期報告書の配布の方が早い場合は、かかる報告書に記載されなければならない。

認可ファンド - 重大な変更の通知 / 申請

認可ファンドの業務運営者は、BMAに対して、以下を含むファンドの一定の変更の提案すべてについて通知を行わなければならない。

- (a) ファンドの募集文書の重大な変更
- (b) サービス提供会社のうちの一社の交代
- (c) ユニット・トラストに関して、受託者の交代もしくは受託者の追加任命または受託者の数の削減
- (d) 会社に関して、取締役1名の交代もしくは取締役の追加任命または取締役数の削減
- (e) パートナーシップに関して、ジェネラル・パートナーの交代
- (f) LLCに関して、マネージャーの交代もしくはマネージャーの追加の任命またはマネージャー数の削減
- (g) 会社に関して、会社の再編成または合併
- (h) ファンドの事業の清算

認可ファンドの業務運営者は、かかる提案に関して実施前にBMAから書面による事前承認を得なければならぬが、標準ファンドまたは特定法域ファンドに関する上記(d)項に定める提案ならびに法人向けファンドおよび管理型ファンドに関する上記(c)項から(h)項に定める提案に関してはこの限りではなく、この場合はBMAに事前通知を行うだけでよい。

標準ファンド - BMAがライセンスを付与した保管銀行または保管会社

その事務管理会社がバミューダ諸島においてファンドの事務管理提供会社の事業を行っている場合を除き、標準ファンドは、1999年銀行および寄託会社法、2001年信託（信託業務規則）法または2003年投資業務法に基づき、BMAによりライセンスを付与された保管銀行を任命するよう義務づけられている。

適用免除

ファンドの業務運営者は、一定の状況において、かつ分類に応じて、保管銀行の任命、財務諸表、監査、分類要件および評価などの、IF法に基づく一定の要件の適用免除をBMAに申請することができる。

登録 / 認可の取消し

BMAは、以下を含む一定の状況において、登録ファンドまたは認可ファンドの登録または認可（該当する方）を取り消すことができる。

- 登録または認可において適用される要件が充足されなくなった。
- 業務運営者またはそのいずれかのサービス提供会社が、IF法に基づき当該業務運営者またはサービス提供会社に課される要件に違反したもしくは違反するおそれがある、または当該規定を遵守していると主張しつつ、故意または無責任に、重要事項について虚偽または誤解を招く情報をBMAに提供した。
- 過去12か月間において、ファンドによる投資活動が行われていない。
- 業務運営者が取消しを要請した。

BMAの監督権限

BMAは、IF法に基づく様々な監督権限を有しており、これには、IF法に基づく職務を遂行するためにBMAが合理的に必要とする情報を認可ファンドもしくは登録ファンドの業務運営者、またはそのサービス提供会社に提供することを義務付ける権限、IF法の一定の違反が発生した可能性があるとBMAが推測する場合、または認可ファンドもしくは登録ファンドの参加者もしくは参加予定者の利益のためにそうすることが望ましいとBMAが判断する場合に、調査を実施する権限が含まれる。

さらにBMAは、IF法を遵守しない場合に罰則を科す権限も有している。IF法に定める通知手続を完了することを条件として、BMAは、ファンドがIF法に基づく要件に違反したと判断した場合、公開譴責声明を公表することができ、IF法に基づく要件を遵守しない、またはIF法に基づき課される禁止事項に違反する者に民事罰を科すことができる。違反の性質に応じて、BMAは、IF法に基づき最高500,000米ドルの罰金を科すことができる。

ファンドの業務運営者、IF法に基づきBMAにより認可された者、またはサービス提供会社の活動に関連して職務を遂行する者によって行われる規制対象活動に関連して、ある個人が職務を遂行するのに適切かつ適正な者ではないとBMAが推測する場合、BMAは、IF法に定める通知手続を完了することを条件として、当該個人が特定の職務、特定の種類に該当する職務またはいずれかの職務を遂行することを禁止する禁止命令を発することができる。

禁止命令の不遵守は犯罪であり、(a)陪審によらない有罪判決により50,000米ドルの罰金もしくは2年の禁固刑、またはその両方、および(b)起訴による有罪判決により200,000米ドルの罰金もしくは4年間の禁固刑、またはその両方に処せられる。

BMAはまた、POCA（以下に定義される。）に基づく規制対象金融機関としての認可ファンドおよび登録ファンドに関連して、POCAの下で同様の監督能力および権限も有していることに留意すべきである。

AML / ATFおよび制裁要件

1997年犯罪収益法（以下「POCA」という。）には、マネーロンダリング犯罪および犯罪行為からの収益に関連するその他の犯罪を取り扱った規定が含まれている。POCAは、主として、違法薬物取引および／または重大な犯罪等の収益に関連する犯罪行為による資金の洗浄または合法化されることを防止することを目的とする。POCAは、マネーロンダリング（またはそのような活動に対する支援の提供）に関連して犯罪を立件する権限に加え、違法薬物取引の調査および犯罪行為から利益を得たか否かに関する広範な情報を収集する権限をバミューダ警察に付与している。

POCAに基づき、2008年犯罪収益（マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止）規則（以下「POCA規則」という。）が制定された。POCA規則は、ファンドを含む「規制対象金融機関（本書で定義される。）」にのみ適用される。

規制対象金融機関として、投資ファンドは、マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止に関するガイダンス・ノートによる解釈に従いPOCA規則を遵守することが義務付けられる。規制対象機関は、マネーロンダリング防止（以下「AML」という。）およびテロ資金供与防止（以下「ATF」という。）の方針および手順の採用を義務付け、POCA規則、関連ガイダンスならびに適用ある方針および手順について、それらに基づき課

される義務の遵守を確保するために、従業員に確実に定期的な研修を受けさせるよう義務付けている。また、規制対象金融機関は、要求される本人確認手続、記録保存手続、研修手続、疑わしい取引の認識と報告の手順を実施するための措置を講じなければならない。さらに、規制対象金融機関は、法令遵守を監督するコンプライアンス・オフィサー、および疑わしい状況により必要な場合において報告を受け、金融情報機関に対する報告の責任を負う報告担当者を任命するよう義務付けられる。

ファンドはまた、バミューダの制裁制度のための「関連機関」でもあり、同様に一定の報告およびその他の義務に服する。

租税

現在、バミューダには、免税会社、免税パートナーシップ、免税LLCもしくは免税ユニット・トラストまたはこれらの株主、パートナー、構成員もしくは受益権者（バミューダに通常居住する株主、パートナー、構成員もしくは受益権者を除く。）が支払義務を負うバミューダ諸島の、所得税、法人もしくは収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、資本移転税、財産税または相続税は存在しない。

免税事業（すなわち、免税会社、免税LLC、免税ユニット・トラスト・スキームまたは免税パートナーシップ）は、利益または所得について計算される租税、資本性資産、キャピタル・ゲインもしくは評価益について計算される租税、または財産税もしくは相続税の性質を有するその他の租税を課す法律がバミューダ諸島において制定された場合、かかる租税が2035年3月31日までかかる事業もしくはその運営において、またはかかる事業における株式、債務証書もしくはその他の債務について適用を受けない旨の保証を、1966年免税事業課税防止法に基づきバミューダ諸島財務大臣に申請することができ、かかる保証を受ける可能性が高い。ただし、かかる租税が、バミューダ諸島に通常居住する者（免税会社の株式を保有するバミューダ諸島の者など。）に適用される場合、または会社により保有されるもしくは会社に賃貸されるバミューダの土地に適用される場合は、この限りでない。

印紙税

免税会社、免税LLC、免税ユニット・トラストまたは免税リミテッド・パートナーシップがその資本、または株式、受益証券もしくはパートナーシップ持分の発行、買戻しもしくは譲渡に関し支払い義務を負う、バミューダ諸島の印紙税その他の類似の租税は存在しない。

為替管理

バミューダ諸島は独立した為替管理を行っており、1972年為替管理法および関連規則に基づき管理している。免税事業（免税会社、免税LLC、免税ユニット・トラストおよび免税リミテッド・パートナーシップを含む。）は、為替管理の目的上、BMAよりバミューダの非居住者として分類される。またBMAは、1972年為替管理法および同法に基づく規則に基づく特段の同意を得ることなく、為替管理上バミューダ諸島の非居住者とみなされる者に対して、ファンドまたはクローズド・エンド型投資会社の参加株式、ユニット・トラストの受益証券またはリミテッド・パートナーシップの持分の発行または譲渡を行うことを認可する。

非居住者の指定により、かかる免税事業は為替管理規則を受けずに運用することができ、また、配当および分配の支払い、資本の分配、銀行口座の開設および維持、ならびにあらゆる通貨および外国証券の購入、保有および売却を制限なく行うことができる。

政府手数料

バミューダ諸島の免税会社は、課税資本（一般的には授権株式資本および株式剰余金口座の合計）に基づきある範囲でスライドする年間登録料を支払う義務がある。毎年、年間登録手数料の納付時に、年次申告書が提出される。かかる申告書には、会社が行っている事業の種類および資本額が記載される。バミューダ諸島の免税リミテッド・パートナーシップおよび免税LLCも同様に、年間登録料を支払うが、固定金利で支払う義務がある。

ユニット・トラスト自体は、年間登録手数料を支払う義務を負わない。ただし、ユニット・トラストの管理者が会社法の適用を受ける会社である場合、かかる管理者は、その管理するユニット・トラストそれぞれについて年間手数料を支払うよう義務付けられる。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2022年3月31日 有価証券届出書／有価証券報告書（第17期）

2022年7月29日 半期報告書（第18期中）／有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

ピムコ・バミューダ・トラスト
受託会社および経営陣御中

意見

私どもは、以下の表に記載される各ファンズ（以下総称して「ファンズ」という。）の2022年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産・負債計算書、関連する注記を含む下記の表に記載される各期間における関連する運用計算書、純資産変動計算書、および記載される各期間の経理のハイライトで構成される添付の財務書類（以下総称して「財務書類」という。）について監査を行った

私どもの意見では、添付の財務書類はすべての重要な点において、2022年10月31日現在の下記の表に記載される各ファンズの財政ポジション、および下記の表に記載される各期間における各ファンズの経営成績、純資産の変動、ならびに記載される各期間の経理のハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M） (1)	PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA ⁽¹⁾	PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB ⁽¹⁾	PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10 ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M） ⁽¹⁾
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M） ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（1）
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（1）
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M） ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M） ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド ⁽¹⁾

PIMCOパミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド ⁽¹⁾	ピムコ・ワールド・ハイインカム ⁽¹⁾
(1) 2022年10月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書	

意見の根拠

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「U S G A S」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく私どもの責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。私どもは、私どもの監査に関連する倫理規定に従ってファンズから独立した立場にあり、また私どものその他の倫理的な義務を果たすことが求められる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した本財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、財務書類が発行可能となった日から1年にわたり、ファンズが継続企業として存続しなくなる重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを全体的に考慮して評価することが求められる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、本財務書類全体に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得ることと、私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、U S G A Sに準拠して行われる監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に常に発見することの絶対的な確信ではなく、保証するものでもない。不正による重大な虚偽記載は、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重大な虚偽記載に比べて、見逃すリスクはより高い。虚偽記載は、単独でまたは全体として、財務書類に基づく合理的な利用者による判断に影響を及ぼす実質的な可能性がある場合に、重大とみなされる。

U S G A Sに準拠した監査において、私どもは以下を実行する。

- ・監査中、専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つ。
- ・不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行する。当該手続には、財務書類中の金額や開示に関する証拠をテストベースで評価することが含まれる。
- ・ファンズの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。したがって、それに関する意見表明はされない。
- ・使用された会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の重要な見積りの合理性を評価し、財務書類の全体的な表示を査定する。

- ・私どもの判断において、ファンズが継続企業として合理的な期間にわたって存続しなくなる重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを全体的に考慮して結論づける。

私どもは、統治責任者に対して、とりわけ計画した監査の範囲および実施時期、重大な監査所見ならびに私どもが監査中に認識した特定の内部統制に関する事項に関して報告することが求められる。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

ボストン、 A

2023年1月31日

Report of Independent Auditors

To the Trustee and Management of PIMCO Bermuda Trust II

Opinions

We have audited the accompanying financial statements of each of the funds listed in the table below (collectively referred to as the "Funds"), which comprise the statements of assets and liabilities, including the schedules of investments, as of October 31, 2022, and the related statements of operations and of changes in net assets for each of the periods indicated in the table below, including the related notes, and the financial highlights for each of the periods indicated therein (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements referred to below present fairly, in all material respects, the financial position of each of the Funds indicated in the table below as of October 31, 2022, and the results of each of their operations and the changes in each of their net assets for the periods indicated in the table below, and each of the financial highlights for each of the periods indicated therein, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) ⁽¹⁾	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A ⁽¹⁾	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B ⁽¹⁾	PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10 (1)
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C ⁽¹⁾	PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund (1)
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D ⁽¹⁾	PIMCO Emerging Bond Income Fund ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund (1)	PIMCO Emerging Bond Income Fund (M) ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) ⁽¹⁾	PIMCO Emerging Bond Income Fund II ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II ⁽¹⁾	PIMCO Emerging Bond Income Fund III ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund ⁽¹⁾	PIMCO Short-Term Mortgage Income ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Income Fund (M) ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield Fund ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Income Fund A ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield Fund II ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Income Fund D ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund ⁽¹⁾	PIMCO World High Income ⁽¹⁾

(1) Statements of operations and of changes in net assets for the year ended October 31, 2022

Basis for Opinions

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are required to be independent of the Funds and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audits. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinions.

Responsibilities of Management for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Funds' ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

Auditors' Responsibilities for the Audits of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audits.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audits in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Funds' internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Funds' ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audits, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audits.

PricewaterhouseCoopers LLP
Boston, MA
January 31, 2023

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの経営陣各位

意見

私どもは、添付のパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよび子会社（以下「当社」という。）の2021年および2020年12月31日現在の連結財政状態計算書、ならびに関連の注記を含む、同日に終了した年度における連結の連結損益および包括利益計算書、連結出資金変動表および連結キャッシュ・フロー計算書で構成される添付の連結財務書類（総称して「連結財務書類」という。）について監査を行った。

私どもの意見では、添付の連結財務書類はすべての重要な点において、当社の2021年および2020年12月31日現在の財政ポジション、ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

意見の根拠

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「U.S. GAAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく私どもの責任については、当報告書の「連結財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。私どもは当社から独立した立場にあり、私どもの監査に関する関連する倫理規定に従って私どものその他の倫理的な義務を果たすことが求められる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

連結財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠した本連結財務書類の作成および適正表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない連結財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持に関して責任を負う。

連結財務書類の作成において、経営陣は、報告期間末から少なくとも12か月の期間において、当社が継続企業として存続する能力を評価し、経営陣が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

連結財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、本連結財務書類全体に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得ることと、私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、U.S. GAASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示が存在する場合に常に発見することの絶対的な確信ではなく、保証するものでもない。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。虚偽表示は、単独でまたは全体として実質的な類似点があり、連結財務書類に基づく合理的な利用者による判断に影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

U S G A S に準拠した監査において、私どもは以下を実行する。

- ・監査中、専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つ。
- ・不正によるか誤謬によるかを問わず、連結財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行する。当該手続には、連結財務書類中の金額や開示に関する証拠をテストベースで評価することが含まれる。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。したがって、それに関する意見表明はされない。
- ・使用された会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の重要な見積りの合理性を評価し、連結財務書類の全体的な表示を査定する。
- ・私どもの判断において、当社が継続企業として合理的な期間にわたって存続しなくなる重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうか結論づける。

私どもは、統治責任者に対して、とりわけ計画した監査の範囲および実施時期、重大な監査所見ならびに私どもが監査中に認識した特定の内部統制に関する事項について報告することが求められる。

プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー

カリフォルニア州、ロサンゼルス

2022年4月25日

Report of Independent Auditors

To the Management of Pacific Investment Management Company LLC

Opinion

We have audited the accompanying consolidated financial statements of Pacific Investment Management Company LLC and its subsidiaries (the “Company”), which comprise the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2021 and 2020, and the related consolidated statements of income and comprehensive income, of changes in capital and of cash flows for the years then ended, including the related notes (collectively referred to as the “consolidated financial statements”).

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of December 31, 2021 and 2020, and the results of its operations and its cash flows for the years then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements section of our report. We are required to be independent of the Company and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of Management for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern for at least, but not limited to, twelve months from the end of the reporting period, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not

detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the consolidated financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.

Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements.

Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.

Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the consolidated financial statements.

Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Company's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers LLP

Los Angeles, California

April 25, 2022

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

ピムコ・バミューダ・トラスト

受託会社および経営陣御中

私どもは、以下の表に記載される各ファンズ（以下総称して「ファンズ」という。）の2021年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産・負債計算書、ならびに下記の表に記載される期間における関連する運用計算書、純資産変動計算書および経理のハイライトで構成される添付の財務書類について監査を行った。これらの財務書類および経理のハイライトを、以下総称して「財務書類」という。

PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M) ⁽¹⁾	PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド (M) ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド A ⁽¹⁾	PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド (M) ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド B ⁽¹⁾	PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10 ⁽⁴⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド C ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド D ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・ダイナミック・マルチ・アセット ト・ストラテジー・ファンド ⁽²⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M) ⁽¹⁾
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド (M) ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (1)
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボン ド・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (1)
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イク ス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イク ス・ジャパン・ボンド・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファ ンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イク ス・ジャパン・ボンド・ファンド (M) ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファ ンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド (M) ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド A ⁽³⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド D ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド E ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカ ム・ファンド ⁽¹⁾	ピムコ・ワールド・ハイインカム ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティ ズ・ファンド ⁽¹⁾	

(1) 2021年10月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびに経理のハイライト

- (2) 2020年10月30日(運用開始日)から2021年10月31日までの期間の運用計算書および純資産変動計算書ならびに経理のハイライト
- (3) 2021年10月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびに記載される各期間の経理のハイライト
- (4) 2020年10月15日(運用開始日)から2021年10月31日までの期間の運用計算書および純資産変動計算書ならびに経理のハイライト

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した本財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任には、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいて本財務書類について意見を表明することにある。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、本財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、本財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれる。私どもの判断により選択されるこの手続きは、不正または誤謬に関わらず本財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。かかるリスク評価において、私どもは、状況に適合する監査手続きを立案するため、ファンズの財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これはファンズの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、私どもはそのような意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計原則の適正性および重要な会計見積りの合理性についての評価とともに、本財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

私どもの意見では、上記の財務書類がすべての重要な点において、2021年10月31日現在の上記の表に記載される各ファンズの財政ポジション、ならびに上記の表に記載される期間の各ファンズの経営成績、純資産の変動および経理のハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー
2022年1月25日

Report of Independent Auditors

To the Trustee and Management of PIMCO Bermuda Trust II

We have audited the accompanying financial statements of each of the funds listed in the table below (collectively referred to as the "Funds"), which comprise the statements of assets and liabilities, including the schedules of investments, as of October 31, 2021, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the periods indicated in the table below. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) ⁽¹⁾	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A ⁽¹⁾	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B ⁽¹⁾	PIMCO Core Income Corporate Bond Fund 2020-10 (4)
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C ⁽¹⁾	PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund (1)
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D ⁽¹⁾	PIMCO Emerging Bond Income Fund ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Dynamic Multi-Asset Strategy Fund (2)	PIMCO Emerging Bond Income Fund (M) ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) ⁽¹⁾	PIMCO Emerging Bond Income Fund II ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II ⁽¹⁾	PIMCO Emerging Bond Income Fund III ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund ⁽¹⁾	PIMCO Short-Term Mortgage Income ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Income Fund (M) ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield Fund ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Income Fund A ⁽³⁾	PIMCO U.S. High Yield Fund II ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Income Fund D ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Income Fund E ⁽¹⁾	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund ⁽¹⁾	PIMCO World High Income ⁽¹⁾
PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund ⁽¹⁾	

(1) Statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year ended October 31, 2021

(2) Statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the period from October 30, 2020 (inception date) to October 31, 2021

- (3) Statements of operations and of changes in net assets for the year ended October 31, 2021, and the financial highlights for each of the periods indicated therein
- (4) Statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the period from October 15, 2020 (inception date) to October 31, 2021

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audits. We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Funds' preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Funds' internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinions.

Opinions

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of each of the Funds indicated in the table above as of October 31, 2021, and the results of each of their operations, the changes in each of their net assets and each of their financial highlights for the periods indicated in the table above, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers LLP

January 25, 2022

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。